日野市議会会議録

昭和60年第１回定例会

第１号～第10号

３月４日開会

３月28日閉会

日野市議会

日野市立図書館
☎81－7354
14 63942

1463942

昭和 60 年　第１回定例会日程

３月　４日	（月曜日）	会期の決定、予算編成方針と事業、行政報告、諸般の報告
３月　５日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
３月　６日	（水曜日）	一般質問
３月　７日	（木曜日）	一般質問
３月　８日	（金曜日）	一般質問
３月１１日	（月曜日）	一般質問
３月１２日	（火曜日）	一般質問
３月１３日	（水曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
３月２７日	（水曜日）	選挙、審査報告
３月２８日	（木曜日）	審査報告、議案上程

昭和６０年
第１回定例会

日野市議会会議録目次

○３月４日　月曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
昭和６０年度予算の編成方針と事業について …… 6
行政報告 …… 46
諸般の報告 …… 91
散会 …… 91

○３月５日　火曜日（第２日）

出席議員 …… 93
欠席議員 …… 93
出席説明員 …… 94
議事日程 …… 94
開議 …… 97
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第５９－２６号　建設工事の地元業者への優先発注に関する請願 …… 97
（厚生委員会）
請願第５９－１８号　オストメイト（人工肛門人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情 …… 98
請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願 … 98

特別委員会中間報告について …… 99

（設置・選任）

日野市議会常任・特別委員会委員の選任について …… 102

昭和６０年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 102

（議案上程）

議案第 1号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について … 102

議案第 2号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 107

議案第 3号 日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 108

議案第 4号 日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について …… 110

議案第 5号 日野市立つばさ学園条例の制定について …… 117

議案第 6号 日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 123

議案第 7号 昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第４号） …… 127

議案第 8号 昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第３号） …… 133

議案第 9号 昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第３号） …… 136

議案第１０号 昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号） …… 138

議案第１１号 昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第２号） …… 142

議案第１２号 昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第４号） …… 149

議案第１３号 昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第３号） …… 153

議案第１４号 昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号） …… 160

議案第１５号 昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第１号） …… 162

議案第１６号 昭和６０年度日野市一般会計予算について …… 166

議案第１７号 昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 172

議案第１８号 昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 172

議案第１９号 昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算について … 172

議案第２０号 昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算について … 172

議案第２１号 昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 172

議案第２２号 昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算について …… 172

議案第２３号 昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算について …… 172

議案第２４号 昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について …… 172

議案第２５号 市道路線の一部廃止について …… 189

議案第２６号 市道路線の認定について …… 189

議案第２７号 日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行について …… 189

議案第２８号 日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について …… 189

（報告事項）

報告第 1号 交通事故（日野市日野本町一丁目６番地路上の市の義務

に属する事故）の専決処分の報告について …… 191
（請願上程）
請願第６０－　１号　日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情 …… 193
請願第６０－　２号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願 …… 193
請願第６０－　３号　東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願 …… 194
散　　会 …… 194

○３月６日　水曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 195
欠　席　議　員 …… 195
出　席　説　明　員 …… 196
議　事　日　程 …… 197
開　　議 …… 197
（一般質問）
福島敏雄議員
1. 市民意識調査結果を生かした市行政の展開を …… 197
市川資信議員
1. （続）森田革新市政１２年間の功罪について …… 214
川嶋　博議員
1. 都市計画税と生活環境整備について …… 237
2. 第四中学校の給食施設とナイター施設を早期建設せよ …… 244
古賀俊昭議員
1. 森田市長がついに正さなかった違法な給与制度「通し号俸」について … 246
2. 議会の請願採択と市長（執行者側）の措置について、特に㈱小笠原機械跡地取得についての請願等に関して問う …… 262
散　　会 …… 270

○３月７日　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 271
欠　席　議　員 …… 271
出　席　説　明　員 …… 272
議　事　日　程 …… 272
開　　議 …… 273
（一般質問）
名古屋史郎議員
1. ソフトボール、少年野球場の増設を …… 273
2. 町名地番整理の今後について …… 283
鈴木美奈子議員
1. 教育委員の準公選制を住民運動とともに実施せよ …… 290
2. 国が進める学校給食の民間委託に反対し自校方式の給食を守れ …… 297
3. 臨調、行革から母子家庭の生活を守れ …… 302
小俣昭光議員
1. 「臨調」行政改革と高齢化対策について …… 307
大柄　保議員
1. 自動販売機と青少年対策について …… 319
2. 都営バス立７３について …… 327
藤林理一郎議員
1. 市内都市計画道路及び公共下水道計画について問う …… 328
2. 教育問題について問う …… 333
散　　会 …… 341

○３月８日　金曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 343
欠　席　議　員 …… 343
出　席　説　明　員 …… 344

議　事　日　程 …… 344
開　　議 …… 345
（一般質問）
馬 場 繁 夫 議員
1. 国際青年年を迎え今後の課題と対策について …… 345
2. 水道、飲料水の現状と安全対策について …… 353
秦　正 一 議員
1. 教育行政における諸問題とその対応について …… 360
2. 東光寺に予定している市営球場の建設にあたっての問題点について … 369
古 谷 太 郎 議員
1. 森田喜美男氏に不当に払い下げた日野市公有地、１１０坪の返還を求
む …… 373
2. 無届違反建築家屋の撤去、取り壊しによって、失われた市税1,８００
万円余の損失を補償せよ …… 377
3. 遺跡調査会森田会長、坂詰団長に対し、血税2,４００万円余の返還を
求める …… 378
4. 市長は職員組合との相互信頼を回復し労使関係の正常化を期せ …… 383
5. 日本信販からの緑地（2,000㎡）解除要求について …… 387
谷　長 一 議員
1. 古代のロマンか、生活か、歴史を語る遺跡が消えていく …… 394
散　　会 …… 409

○３月１１日　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 411
欠　席　議　員 …… 411
出 席 説 明 員 …… 412
議　事　日　程 …… 412
開　　議 …… 413
（一般質問）
竹 ノ 上 武 俊 議員
1. 圏央道計画から浅川の水を守るべきであると問う …… 413
2. 三中、三沢中学区のその後の対策に万全を期せと問う …… 423
夏 井 明 男 議員
1. ５９年１２月の市民意識調査をもとに問う …… 431
2. 幼児行政（幼稚園、保育所）の実態と保育料について問う …… 444
旗 野 行 雄 議員
1. 森田市政の基本を考える …… 453
2. 学校教育の問題点について …… 465
散　　会 …… 472

○３月１２日　火曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 473
欠　席　議　員 …… 473
出 席 説 明 員 …… 474
議　事　日　程 …… 474
開　　議 …… 475
（一般質問）
小 山 良 悟 議員
1. 公共下水道が遅れた理由と今後の見通しについて …… 475
2. 市役所周辺の駐車場対策と循環バス運行について …… 483
3. 決断せよ。特別養護老人ホームの建設 …… 487
4. 早期開通が望まれるモノレール事業について …… 491
5. 高幡踏切の立体化と立日橋の完成を促進させる市の役割について …… 494
6. 誤解を与えている都立高校用地問題について …… 496
米 沢 照 男 議員
1. 第４期革新森田市政の重点施策について問う …… 501

一ノ瀬　隆 議員

1. 採択された請願や陳情を軽視するな …… 501

2. 市民の健康を守るための施策をさらに充実させよ …… 510

3. 革新市政の充実で日野市の大きな発展を …… 511

板垣正男 議員

1. 「国際青年の年」にふさわしい青年の要求に応えた施策を前進させよ … 517

馬場弘融 議員

1. 市民意識調査の結果を見て …… 526

2. 昭和６０年度予算の問題点について …… 535

散　　会 …… 550

○ ３ 月１３日　水曜日（第８日）

出　席　議　員 …… 551

欠　席　議　員 …… 551

出席説明員 …… 552

議事日程 …… 552

開　　議 …… 555

（一般質問）

橋本文子 議員

1. 幼保一元化について問う …… 555

2. 学校給食の今後の行方について問う …… 561

3. 四中の校長室の会議用の机と椅子を早急に適切なものと切り替えるべきではないか …… 569

4. 清掃行政について問う …… 570

5. 総理府発表の「婦人に関する世論調査」についての感想を求む …… 574

（議案上程）

議案第２９号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 576

（請願上程）

請願第６０－４号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願 …… 596

散　　会 …… 596

○ ３ 月２７日　水曜日（第９日）

出　席　議　員 …… 597

欠　席　議　員 …… 597

出席説明員 …… 598

議事日程 …… 598

開　　議 …… 603

（緊急質問）

大きな災害が懸念される都立高校用地造成工事について …… 603

（選　挙）

東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について …… 619

東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について …… 620

南多摩斎場組合議会議員の選挙について …… 621

（議案審査報告）　（総務委員会）

議案第１号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について … 622

（文教委員会）

議案第６号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 623

（厚生委員会）

議案第３号　日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 629

議案第５号　日野市立つばさ学園条例の制定について …… 629

（建設委員会）

議 案 第　4号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について …… 631
議 案 第　25号　市道路線の一部廃止について …… 632
議 案 第　26号　市道路線の認定について …… 632
議 案 第　27号　日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行について …… 633
議 案 第　2号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 634
議 案 第　28号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について …… 634
（一般会計予算特別委員会）
議 案 第　16号　昭和60年度日野市一般会計予算について …… 635
延　　会 …… 652

○ 3月28日　木曜日（第10日）

出 席 議 員 …… 653
欠 席 議 員 …… 653
出 席 説 明 員 …… 654
議 事 日 程 …… 654
開　　議 …… 657
（議案審査報告）　（一般会計予算特別委員会）
議 案 第　16号　昭和60年度日野市一般会計予算について …… 657
（特別会計予算特別委員会）
議 案 第　17号　昭和60年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 668
議 案 第　18号　昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 668
議 案 第　19号　昭和60年度日野市下水道事業特別会計予算について … 668
議 案 第　20号　昭和60年度日野市立総合病院事業会計予算について … 668
議 案 第　21号　昭和60年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 668
議 案 第　22号　昭和60年度日野市農業共済事業特別会計予算について …… 668
議 案 第　23号　昭和60年度日野市老人保健特別会計予算について …… 668
議 案 第　24号　昭和60年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について …… 668
（請願審査報告）　（文教委員会）
請願第59－25号　40人学級の早期実現を求める請願 …… 674
請願第60－　3号　東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願 …… 674
（建設委員会）
請願第60－　1号　日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情 …… 676
（総務委員会）
請願第58－24号　循環バスに関する請願 …… 677
請願第58－29号　循環バス市案に反対する請願 …… 677
請願第59－21号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願 …… 677
請願第59－28号　世界連邦都市宣言に関する陳情 …… 678
請願第59－29号　健康保険本人の10割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願 …… 678
請願第60－　2号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願 …… 678
請願第60－　4号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願 …… 678
（文教委員会）
請願第57－　7号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 678

（厚生委員会）

請願第５９－２０号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願 …… 678

（建設委員会）

請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 679

請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願 …… 679

請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 … 679

請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 679

請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 679

請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 679

請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 679

請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 679

請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願 …… 679

（継続審査議決）

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 679

農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 680

高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 680

廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 680

市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 681

（議案上程）

議案第　３０号　日野市監査委員の選任について …… 681

議員提出議案第１号　中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書 …… 681

議員提出議案第２号　オストメイトの障害認定基準緩和を求める意見書 …… 682

閉会 …… 682

３月４日　月曜日　（第１日）

昭和６０年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第１号）

３月４日　金曜日　（第１日）

出席議員　（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
３０番	高橋通夫君		

欠席議員　（１名）

２９番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年３月４日（月）

午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　昭和６０年度予算の編成方針と事業について

日程第４　行政報告

日程第５　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から第５まで

午後１時３４分開議

○議長（高橋通夫君）　これより昭和６０年第１回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第８１条の規定により、議長において

１６番　夏　井　明　男　君

１７番　黒　川　重　憲　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　それでは、本日よりの第１回の定例会の運営につきまして、議会運営委員会よりの報告を行い、御審議と御確認をいただいてまいりたいというように思います。

去る３月の１日に、議会運営委員会を開催しました。この中で、議案の取り扱い、会期、日程などについて協議を行ってまいりました。

その内容は、お手元に配付をされております定例会の日程、予定表のとおりでございます。ぜひ参照をしていただきたいというふうに思います。

この定例会に、市長からの提案されます案件は、予定されます追加議案を含め２９議案になりますが、議案の７号から１５号までの９議案と、予定をされております追加の２９号議案を除きまして、関係の委員会に付託をし、審議をすることにいたします。

さらに、通告によります一般質問は、２２名、５１件が予定をされておりますので、６日間を予定をしてまいりたいと思います。特に質問の最終日の１３日には、追加議案との関連を含め、全員協議会を予定をしておりますので、１日４名以上の質問の消化を、ひとつしてまいりたいというふうに思います。

また、行政報告につきましても、職員給与の是正等について、組合との交渉経過につきまして、追加報告が行われることになります。一般会計予算特別委員会３日、特別会計予算特別委

員会１日を設定をしております。

したがいまして、会期につきましては、本日３月４日より２７日までの２４日間といたします。

以上、大変雑駁でございますが、よろしく御協力をお願いしまして、報告を終わります。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から３月２７日まで、期日２４日間と決定いたしました。

次に日程第３、昭和６０年度予算編成方針と事業について、理事者から発言を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　昭和６０年第１回定例市議会の開会に当たり、新年度予算の編成方針と新規事業について、その概要を申し上げ、御理解をいただきたいと存じます。

我が国経済は、近年、市場の拡大と景気回復の過程を進みつつあるとはいえ、その大部分が輸出の増加によるものであり、国内需要の個人消費、住宅建設などの家計部門では回復がおくれ、全般的には低成長の横ばい基調と観測されております。

また、国の財政面では、累積している莫大な国債の償還が本格化する年次を迎えて、いわゆる公債費が社会保障費を上回る最大の歳出項目となって、実に１９.５％の割合を示している一方に、国民生活に関係深い一般歳出が３年連続のマイナスになっていることは、財政運営に著しい不均衡をつくり出しているものであります。

このような国の財政逼迫は、その予算編成の中で地方自治体に対し、これまで支出されてきた理由のある高率補助に、一律１０％削減という非常手段がとられることになりました。これは市民生活と関係の深い生活保護費、児童措置費、老人措置費などの経常経費、2,６００億円と公共事業費3,２００億円の合計5,８００億円を地方自治体に負担させ、転嫁しようとするものであって、自治体財政と市民生活にとっては、大きいインパクトとなるものであります。

増大する行政需要の中で、税収の伸び悩みの上に、本市として２億円以上と見込まれます国庫補助金の削減は、その後始末を自己財源で補てんせざるを得ない結果となって、また、市財

政の環境は例年以上に厳しいものがあります。

このような状況においての財政運営に当たっては、効率性の高い行財政の展開を中心とする経費の節減に一段の工夫を施すとともに、施策の重要度と緊要性による優先順位に厳しい選択を行うことは言うまでもなく、限られた財源の効果的運用に最も意を用いたところであります。

昭和６０年度予算案は、年度の初めに市長選挙が行われることを配慮して、特に選択的施策に属するものは後日にゆだねる余裕を予備費に残し、経常的経費のほかは、すでに事業化の方向づけが確定しているもの、及び継続的事業を骨組みとして編成した次第であります。

まず、予算規模でありますが、一般会計と特別会計の総額は４４２億円で、前年度に比較して4.3％の伸び率となっております。そのうち、一般会計は３１０億5,０００万円で、前年比1.9％の微増にとどまりましたのは、前年度（５９年度）に市民会館、仲田小学校の開設、ごみ焼却炉新設、また、仲田緑地の購入などを組み入れた大型予算となって、２３.５％の伸び率であったことによるものであります。

さて、歳入の大宗をなすべき市税のうち、個人市民税にはやや景気の上向きによる増収が見込まれますが、法人市民税では、トップ企業の部分的転出の影響もあって、市税全体としては6.３％のやや低い伸び率を見込みました。

次に、特別会計の総額は１３１億8,０００万円で、前年比１０.４％の伸び率でありますが、そのうち下水道事業特別会計は２１億円で、２８.３％の大きい伸び率になって、本年度以降の最重点事業に位置づけられるものであります。

次に、新規施策の中の主な事業について、御説明を申し上げます。

第１に、福祉の関係では、御承知のとおり５９年度事業であった心身障害者生きがい作業所「つばさ学園」の建物完成に次いで、本年はこの施設の経営に当たる社会福祉法人日野市福祉事業団の事業活動が発足いたします。すでに施設長は都より経験者の推薦を受けて採用を決定し、職員も適格者の採用を終わり、５月からの事業開始を期して諸準備を進めておるところであります。また、既設の「日野共同作業所」の改築について設計費を計上し、６１年着工の計画であります。さらに、民間福祉事業所についても、事業活動促進に助成を行い、日野市社会福祉協議会への助成を増額しております。

第２に、教育・文化・スポーツ関係について申し上げます。

学校関係では、児童生徒数の増加が安定したことにより、本年は新設校の開設がありません

が、校舎の建具改修、学校緑化などの環境の改善整備を進めます。

本年は、市立図書館が創立２０周年を迎えますので、記念事業としてサービス改善のための専門的調査に取り組み、パネル展やふるさとマップの作成などを計画しております。

スポーツ関係では、第二中学校の校庭開放とナイター施設を備えるため、初年度工事に防球フェンスの設備から取りかかります。

幼児教育を託する公私立幼稚園には、なるべく父母負担の格差をなくするよう、公立では4年ぶりに保育料のアップをお願いし、私立には保護者補助を月額6,０００円に格上げする施策のほか、第七幼稚園の開園、また、幼児教育センターの充実などがあります。

二中の給食関係施設については、年度間補正を予定し、ふるさと博物館の建設は財源事情と起債の観点から、６３年度事業に計画を延期し、準備業務を継続することにいたします。

建設中の市民会館が本年は落成いたしますので、７月下旬ごろ落成式とこけら落としの記念行事に約1カ月を予定し、９月から一般の使用公開を始める計画であります。

第３に、都市整備関係では、土地区画整理事業において、すでに施行中の万願寺地区の推進を図るとともに、豊田南、高幡地区の事業化を実施する計画であります。

下水道事業では、浅川処理場の用地確保が進捗し、同様に秋川処理区の事業が動き始めていますので、南多摩処理区の百草、落川方面に一部供用開始が確実となったこととあわせ、全市的に公共下水道の事業化に取り組む時期を迎えることになります。今後は、この最大事業の達成に邁進いたさなければなりません。

都市計画道路２・２・５号線は、関係地権者の協力が得られることになり、本年は設計費を計上して着工への段取りを固めるとともに、次に東光寺と日野台をつなぐ２・２・９号線の調査にかかる計画を持っております。

道路新設改良事業には、総額５億1,０００万円を計上して、新設・改良整備に力を注ぎます。

水路清流関係では、用水事業として、豊田、新井の用水樋門を改修し、浅川自然公園、南平用水の計画事業を推進し、用水組合への助成を増額いたします。

第４に、中小企業の振興には、事業資金融資枠の拡大を図る措置にあわせ、商工会への補助金を増額しております。

その他、市民生活に直接あるいは間接に関連する施策としては、無届け浄化槽清掃費の一部助成の開始、地区センターの建設、南多摩斎場組合加入に伴う同施設の使用開始、消防・防災

関係施設の強化、向川原市営住宅建てかえの基本計画作成、市立病院にＣＴスキャナー設置等を事業化しております。

市民意識の向上のために、市民憲章啓発事業費と平和都市宣言に伴う平和費を計上しております。

市内循環バスの実現のために、各界の意見を伺う目的をもって、市内バス交通検討委員会の設置を計画いたしました。

レベルアップ事業には、さきに述べたもののほか、福祉タクシー利用券を年間２４枚から３６枚に、青少年問題協議会地区委員会の活動補助金の増額などがあります。

以上、昭和６０年度の施策について述べましたが、さきに申し上げました厳しい財政状況の中でも、地域発展と市民要望にこたえるため、今日なすべき当然の事業ばかりであると考えております。

市民生活を守り、特色ある町づくりの夢は限りなく膨らむわけでありますが、市民会館は文化活動のセンターとして、また、本年着工の仲田スポーツ公園はスポーツ活動のセンターとして、いずれ、花咲くことが期待されます。

市庁舎前中央公園の一角につくるモニュメントは、日野の地名にちなむ烽火台でありますが、これを起点にスポーツイベントとして、日野市民マラソンの創設が考えられます。

生活保健センターは、６１年度事業化を目指しております。

庁内の事務電算化は、９月ごろから実施できる見込みであります。

以上、議員各位を初め、職員の協力と市民の御理解によって、本年度の事業が達成されますことを願い、私の説明を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの発言について御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　何点か、お聞きをいたします。

まず、５ページの給食関係施設についてのことでございますが、当初予算の編成に際して、すでに後半において補正を予測をして、補正をいたしますという表現で、こうした予算編成の方針を述べるということは、甚だ不適切と申しますか、異例のことではなかろうかと思うわけであります。当初の見通し、また計画というものがしっかりしておれば、当然補正予算というものは、本来的にはあり得ないものであります。補正をあらかじめ予定をして、給食関係施設

についてこのような考え方を述べられた、その理由についてお尋ねをいたします。

また、続いてふるさと博物の建設、これがせっかくいろいろな困難な状況を乗り越えて、設計等、また大きかな博物館の性格まで決まっていたにもかかわらず、今回、財源の事情ということ、起債の観点ということで、建設が延ばされてしまったということでございますが、当然こうした事業というのは、継続して行って初めて意義をなすものであります。ふるさと博物館の建設が、ただ財政上の事情とか、起債の観点ということは、当然あらかじめ予想されたことでありますので、このことを理由に延期をされるということは、事業の継続性ということからして、若干納得しがたいものがあるわけですが、いま少しその延期の理由について、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、平和費の計上ということが、今回出てきております。私は、平和費というこの名前は大変まことしやかに聞こえますし、立派なものかもわかりませんが、多くの革新自治体で、こうした名目の予算が計上されているということは事実でございますが、常識的に考えまして、平和費というのは、軍事費のことを本来指すものなんです。英訳いたしますと、コスト・オブ・ピース、平和のために使う予算、これが軍事費であって、平和費というのは、本来電事費を指すわけでありますが、市長の考えておられる平和費というのは、一体どのような意味を持つものなのか、もう少し詳しく、この平和費の意味を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第二中学校の給食関係の予算を年度間補正にゆだねてという表現の仕方をいたしております。

５９年度、七生中学校の給食設備を終えまして、来年、６０年から給食開始をするわけでありますが、なるべくそれらの職員配置を、庁内の現有職員の数の中から配置がえをするふうな計画をもって、極力新規採用を避けたいという考え方が、一つあります。

二中の給食関係も、なるべくそのように考えたいわけでありますので、これらの配置転換等につきましては、第１には組合との協議を要するということが一つあります。

それから、二中の給食関係の設計時には、もうちょっと詰めておかなければならない部分がありますので、そういう意味で年度間の補正を考えながら、当初予算には計上しなかった、こういう理由であります。

それからふるさと博物館も、これは国から用地を譲り受け、一定の年限の中で建設をいたしますということになっておるわけでありますが、これも同様に、約８億円ほどの予算が見込まれるわけでありますし、そのためにまた相当額の起債を予定しなければなりません。それらのいわゆる文化施設、もう少し起債との関係の整合性を明らかにしながら、確実な方法で着手をする。そういうことで、実は延期を決定いたしております。

事業の順位からいいますと、生活保健センターの事業の方を先にいたしたい。ふるさと博物館は、これはもちろん社会教育的な教材として大切な施設でありますので、その間、十分内容についての準備を進めておきたい、こういう考え方であります。

それから、平和費の計上ということでありますが、目として平和費を立てたということではありません，若干の平和行事に属する予算を、何カ所かに計上した、こういうことの表現でありまして、とりたてて……。具体的には、あと企画財政部長からお答えをさせていただきます。

平和費は、軍事費が平和費であるという御意見もあり得ることだと思っておりますけれど、われわれの指しておりますには、いわゆる市民意識の高揚という意味での平和事業、こういうことに課題を置いておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

２点目の、ふるさと博物館の建設でございますけれども、確かに５９年度から６０年度建設に向けまして、準備をしてきたわけでございますけれども、ただいま市長が申し上げましたように．起債の関係ということが第１点でございます。

これは財政上の整理でございますけれども、財源の確実な確保というのが、やはり一番大事でございます。東京都あたりを見ましても、起債の確保１００％見込みがつかないと予算計上しない、というようなやり方をしているわけでございます。

日野市におけましても、５９年度から起債の許可方針に給与条項というものを設定いたしまして、地方自治体の給与関係の是正を、今指導されている最中でございます。

そのような状況から見ますと、６０年度のこのふるさと博物館の建設の起債というのは、不確定要素がかなり高いということで、保留をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　二中の給食関係の施設については、当然その事業に着手をするということであれば、当初その計画があれば、それに見合う予算措置をあらかじめしておくというのは当たり前なことであって、当初予算に計上しないということは、今、市長のお考え、人件費云々というようなこともございましたが、予算の編成の仕方からすれば、甚だ常軌を逸したやり方であるというふうに思います。

当然、補正を予測をした上で、当初予算を組むというような、そうした変則的な予算の今回の形になった。その理由が、人の確保のことにあるということでございましたが、私どもはかねがね学校給食については、民間の委託、ないしはセンター方式で実施をせよという点を、強く主張しているわけであります。

しかしながら、日野市、教育委員会ともに、いわゆる自治労等の主張を入れた形で、直営方式をいまだに続けているわけでありますが、こうして予算の編成にまで重大な支障を来すような、こうした常軌を変えた形でしか予算がすでに編成できなくなってきているということは、ここでもう一度給食のあり方というものを再検討してもいいのではないかと思います。学校給食の施設のあり方について、教育委員会の考え方、ないし今後設計についてまだ若干余地が残っているということでありますが、設計をやりながら、また同時にその年度内に建設をするということは、先般もございました。

建築確認がおりないのに、すでに工事を発注するという、非常にこれもまた一つの流れからすれば、非常に不自然なものがあったわけであります。こうした無理な形で建設を進めると、必ずまた同様の事件が発生をしてくるわけでありますので、この点については、もう一度きちんとした考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、ふるさと博物館、これについては５９年度から、先ほどのお話のように、準備をして、今回は本来であれば建設に着手をするというのが、ごく自然な流れであるわけですが、起債の点を今あれこれということ で挙げられました。

しかし、これは国のいわゆる給与条項をもとにした指導、これについてみずから提出をした是正計画等を市が行わなかった。つまり、日野市の行政責任に起因しているわけでありまして、起債の観点からという、責任を他に転嫁するような理由を挙げて、このふるさと博物館の建設が延期をされるということは、やはり行政上の一つのミスではなかろうか、こういうふうに思

うわけであります。その点について、「いやそうでない」とおっしゃるのであれば、御回答をお願いしたいと思います。

それから、平和費のことでありますが、もし森田市長さんが姉妹都市のレッドランズ市に行って、レッドランズの市長さんに、「今回日野市は平和費を計上しました」というふうにお話になりますと、レッドランズの市長さんは、日野市が軍事費を計上したというふうにストレートに ── これは常識であります。そういうふうに取ってしまうわけであります。

つまり、軍事ということを特別、悪として考えなければならないという一つの政治的な、誇張した宣伝というものが横行しているわけでありますので、こうした平和費というふうな名前に名をかりて、ある党派や、また団体等の組織拡大のためにいろいろな活動が行われる、こうしたことではなかろうかと思うわけです。

つまり、平和費というものをことさら計上しなくても、日野市の広報、また憲法記念行事等が、われわれが指摘しておりますように非常に偏った形でこうした行事が行われてきた。政治的な偏向がすでに存在をしていたわけでありますので、さらにここで平和費というものをある特定の目的のために、つまり大方この予算を計上しているのは革新自治体、もうどんどん数が少なくなっております革新自治体が主な構成団体、メンバーであろうというふうに思います。あえて平和費というようなものを、ここで掲げて事業を計画しなければならないそうした理由というのが、特に何かあったのか、今まではなかったものでございますので、もう一度その点をお尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　３点目の平和費の内容でございますが、これにつきましては、総務費の一般管理費に計上してございます。

主なものを申し上げますと、本年は終戦４０周年、こういう節目を迎えるという形の中で、戦争体験集、それからポスター、それから４０周年記念事業に参加する、こういうような内容の予算でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　第１点の給食関係の問題について、お答えいたしたいと思います。

今回の第二中学校の給食施設を延期をするという、その点に関しましては、先ほど市長の方からも答弁がございましたように、職員定数関連の問題、あるいは学校現場における対応、これらの問題を含めまして、学校現場並びに職員団体とも十分話し合いを詰めた上で、二中の給食というものを実施していきたい、このことが、まず一番中心的な問題でございます。

なお、２番目の施設関係のあり方等につきましては、日野市の学校給食というものが長い歴史的な経過を踏まえながら、学校教育活動の一環という形で位置づけ、今日まできている。そういう中で、各校方式、これを堅持していきたいということにつきましては、前々からの議会で申し述べておるような状況でございまして、小学校全校、並びに中学校８校のうち５校が、すでに各校方式という形で進められているという中で、あと残された３校につきましても、方法としては、同じような各校方式の方針をとりたいと。いわゆるセンター方式というものに切りかえ、これは現在のところ考えていませんし、また、そういう方向に切りかえることによる、今までの施設整備を行ってきて経過におけるところの二重投資、そういうような問題等も考えます際に、各校方式の方針というものは貫いていきたい。

ただ、その中におけるところの職員定数の問題、こういう問題につきましては、施設イコール職員増という、その関連の問題が、現在の学校給食をめぐる中で一番大きな問題点として考えられますので、その辺の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、十分職員団体との話を詰めた上で、実施していかれるような方途をとりたい、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ふるさと博物館の問題でございますけれども、財政上の起債上の問題もございますけれども、主体的にはことしの税収全般の中での伸びというのが、6.3％というふうな状況でございます。主力企業の転出等の問題がございまして、全体の税収入の伸び悩みという問題等が、主体的にあるわけでございます。そういう中からの事業の緊急性というか、配分といいますか、そういう問題として浮かび上がった問題でございます。

それから、起債につきましては、従来は箱物なり、文化会館、そういう文化施設的なものが、どちらかといいますと自治省サイドの許可方針としまして、第一番に許可保留というふうなケースに当てはまってまいったわけでございますけれども、５９年からは、はっきりしました給与条項というもの等が設けられまして、箱物だけではなく、一般単独債と広く当てはまる、こ

ういうふうな状況の中で、災害的な起債、災害復旧的な起債を除けば、広く起債の保留の対象になるという状況でございますので、一番状況が、要するに起債の許可上の条件というものの中におきまして、一番問題点がございますこれらの施設については、多少やっぱり考えておく必要があるだろうと。それから、先ほど申し上げましたように、「財政上の」というのが第１点でございます。

起債をすべて、要するに避けて通るということになれば、これは前事業これは避けて通らなければならぬわけでございますので、そういう面については第二次的な物の考え方でございますので、主体的にはやはり税収そのものの前半の見通しの中からの選択でございます。その間におきまして、この施設の要するにあり方について内部検討をし、６３年に建設に持っていくという物の考え方でございます。

その間は、基本計画、あるいは基本設計、あるいは実施設計の検討を十分に行う、こういうことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　細かいことは、また予算の委員会の場でお聞きをしたいと思うんですが、最初の、教育長のお話のありました給食施設の関係、職員組合とよく話し合ってということで、人事配置の点を挙げて理由としておられるわけですが、学校給食のあり方については、私どもと考え方が平行線であるというのは、これはもう否定をいたしません。

しかし、組合とよく話し合って決めるんだということであれば、組合が了解するのは、人事配置のことからすれば、その点から判断をすれば、当然７名から８名、恐らく１０名近くの配置を要求してくるでしょうから、その分についてあらかじめわかっているわけです。ですから、直営でやります、しかも給食事業は残り３校を実施してまいります、ということであれば、予算の計上も、私どもは好ましいこととは思いませんが、組合はそれでなきゃ同意しっこないわけですから、その点に条件を求められるならば、当然予算を最初に計上しておくべきではなかろうか、というふうに思います。

何人ぐらいの人員の配置を部内の調整で賄おうとしておられるか、あるいは、組合サイドではどのような要求があるのか、最後にこの点をお聞きをしておきます。

それから、ふるさと博物館の関係ですが、今、助役は、財政事情、つまり税収の伸び等が余

り期待できないということでございますが、しかし６％以上の税収がすでに確保、増収が見込まれているということからすれば、特にこれは理由にならないのではなかろうかというふうに思います。

私がお聞きした点は、給与の是正計画を提出をしておきながら、この点について３年間ほおかぶりをしてきたことが、起債の保留等を招いているわけですから、そうした行政上の責任はありませんかと、計画が延期されることについて、市の方に責任はありませんか、ということをお聞きしているわけですので、具体的にきちんと答えていただきたいと思います。

平和費の問題は、また後日ゆっくりやります。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

今回、七生中学校の給食が６０年度から開始される。この中において、新しい施設ができるために、七生中学校関係で必要とする調理員、並びに栄養士関係、これは７名の、そのままいけば７名の定数増、こういう形になってくるわけでございます。

昨年度、仲田小学校、一中、三中と、この三つの学校が同時に給食を開始するという状況の中で、２０名の職員定数増を教育委員会内部のやりくりによりまして、１０名を議会の方にお願いして通していただいたという形で、それまでございました交通擁護員とか、あるいは幼稚園の用務員さんを臨時に切りかえるとか、そういうような形の内部努力の中で、２０名必要とするところを、１０名で一応乗り切るような形をとったわけでございますけれど、今回申し上げております７名ほどの定数増の問題、これにつきましては、昨年に引き続きまして教育委員会定数全体の洗い直しの中で、できるだけの努力をしていきたい。

そういうことになりますと、先ほど申し上げましたように、職員自体の労働条件の問題にも若干影響することが出てまいりますので、その辺の問題につきましては、極力職員団体等とも話を詰めまして、その辺の一定の方向づけが出るための最善を尽くしたい、とこう考えているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　起債問題についての責任といいますか、是正計画、５７年に提出しておるわけでございます。全国１５３団体の市におきまして、是正計画の提出があったわけでございます。これについての責任という問題でございますけれども、御承知のように、

５７年は人事院勧告が凍結された年でございます。是正計画の内容につきましては、人勧等の引き上げの中におきまして、要するにベアを切り込む、あるいは昇給を切り込む、こういうふうな内容に各市がなっておるわけでございますけれども、人事院勧告が完全に凍結された、要するにベア改定を一銭も行わないんだという年でございましたので、全国的に５７年度の是正計画というものが、是正の手をつけられなかったという状況にあるわけでございます。

それから、５８年でございますけれども、５８年につきましては、ちょうど今の時期から年度末にかけまして、都下におきましては八つの市が起債保留を食っておるわけでございます。

共同しまして自治省交渉、あるいは地方課と、いろいろと手を尽くして、組合ともいろいろ継続交渉ということで、時間をかけて交渉してきたわけでございますけれども、５８年につきましては、御存じのように２億６００万円の起債のうち、5,000万の保留というふうなことに、市民会館がなったわけでございます。そういう責任というものを重々感じた上で、５９年におきましては、１２月１０日に給与是正の申し入れを組合と行い、今日まできておるわけでございます。

責任を感じた中での、そういうふうな、十分責任を果たしていくというふうなことでの努力を積み重ねてきておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　大体、あとは予算の委員会でまた議論になると思うんですが、つまり、今助役のおっしゃる点を要約すれば、是正措置をとらなかったと。みずから提出をしたその計画に基づいた措置がとられなかったという点については、これは議論の余地がなかろうかと思います。

ですから、こうした市の怠慢が、予算を計上しようにも、起債のまた保留等制裁が怖くて、結局のところは継続した事業が今回準備できなかったという結論になろうかと思います。こうした議論も、また今後していきたいと思います。

それから、先ほどの学校給食のことなんですが、今、教育長は、七生中の人事の配置のことについては、大体７名ぐらいということでおっしゃったんですが、これは残り３校の給食をこ

れから実施していく場合、人員の確保については、絶えず同じ議論が繰り返されていくだろうと思います。内部努力といいましても、おのずからこちらに一つの、教育委員会側にきちんとした指針というものがないようにも見受けられますので、絶えず綱引きの状態の中で、辛うじて妥協が成立をしていくということではなかろうかと思います。一層の内部の努力をお願いしておきたいというふうに思うわけです。

最後に、一つだけ確認をさせていただきたいんですが、二中の給食施設の設計について、まだ詰める余地があるというような話が、ちょっと先ほど市長からあったんですが、どういう点があと残っているのか。つまり、設計から事業着手というふうにスムーズに入っていけない何か設計上の問題が、現在二中の中にあるのかどうか、その点を最後に教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

教育委員会サイドでは、一応二中の新しい給食棟をつくる際に、二中自体がもう相当、建ててから経過がたっている学校なので、部分的に給食施設そのものとは直接関係ないんですけれど、内部的な改修をしてあげたい。

これは一中の場合も、七生中学の場合にも、若干こういうような大きな工事の際でないと、なかなか手をつけにくい面もございますので、給食そのものからは若干離れますけれど、そういう大きな工事の際に、一緒に手をつけてあげたい、こういう部分があることも事実でございます。

その辺の、給食並びにそれに伴う内部改修的な問題について、予算の絡みと絡みながら、もう少し内容を詰めざるを得ない部分が残っている、そんなような状況なんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、それぞれお答えいたしました中で、延期、あるいは年間補正等の理由が、人の配置、あるいは財源不足ということを原因に説明しておるわけでありますが、一番主なるものはやはり財源不足でありまして、今年度の予算編成は各部の要求を総計いたしますと、４０億円も不足すると。それを一次査定で２０億減らし、なお詰めていって、こういう最大限の優先順位をとった、こういうことが主なる理由でありまして、あわせて人事配置等のもっと詰めなきゃならない部分もある。このような順序で物を考えております。

人事配置の方が先に立ったために、その事業をちゅうちょしたというふうな順序ではない。合わせてどちらも解決しなきゃなりませんけれど、そういう順序だということをお答えしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最後に意見だけちょっと申し上げておきますが、予算の編成を前に、それぞれ部局がそれぞれの課で予定をしている、考えている事業について予算を提出する、そしてその合計額が、当初見込んでいる額を、市長がどのような額をお考えになっていたかわかりませんが、上回るというのは当然なんです。

どこの自治体でも、国でもそうでございますが、概算要求の額を積み上げていけば、当然かなりの高額の予算になってしまう。その中から一体住民は何を望んでいるか、その優先順位をそこでつける。そして効率的な、そして公平な市政の行政の進め方はどういう事業を選択してやっていくかということが検討せられて、予算というものは決定をしていくわけですから、最初は４０億円もオーバーしました。だから財源に余裕がないのでこういう形になってしまいましたというのは、多少なりとも予算の組み方、また予算についてある程度勉強している方が聞けば、詭弁だなあというふうに思わざるを得ないわけであります。

そうした点も、今後具体的にまた指摘をしていきたいと思いますが、少なくとも年度当初の当初予算に、補正を予定をして予算を組みましたというような、こうした形というのは、やはり避けるべきではなかったか、こういうふうに思います。この点を指摘をして私の質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　1点、お伺いしておきたいと思います。

ただいまも質問があったようでありますけれど、６ページの平和予算、平和費に関係する問題であります。市民意識向上のために、市民憲章啓発事業と平和都市宣言に伴う平和費を計上したということで、今も事業内容など詳しく説明があったわけでございます。

御承知のように、日野市も市役所の前、あるいは駅前等々、核兵器廃絶平和都市宣言の宣言塔が建てられております。これは、市民のこうした要求、願いにこたえて、市としても市民とともに核兵器の廃絶を願い、平和を願いということのあらわれでもあるわけでありますが、今年度、６０年度、平和費を計上いたしまして、その宣言塔にふさわしい事業を進める、こういう市長

の考えがあらわれているものと思うわけであります。

恐らく日野市民すべて、この平和費の計上に歓迎の意をあらわすでありましょうし、施策の展開を心から期待する、こういうふうに私は判断しておるものであります。

そこで、この文章の中には、平和都市宣言というふうに簡略で表現しておりますけれど、れっきとした核兵器廃絶都市宣言を宣言しているわけでございまして、平和都市、すなわち核兵器を廃絶するということにつながっているものであると思うわけであります。

そこで、市長の考えをお伺いしておきたいと思うのでありますが、御承知のように、昨年の１２月、日本共産党の宮本議長がソビエトに行きまして、チェルネンコ書記長と会談を行いました。そして、日本とソビエトの両共産党の共同声明が発表されまして、世界的にも大きな反響を呼び起こしたわけであります。これはもうマスコミ等を通じて御承知のことと思うわけでありますが、この日ソ両党の共同声明の中心問題というのは、戦後４０年間に及びます核軍拡競争の悪循環に終止符を打って、人類の核戦争の脅威から真に解放する、こういう方向へ歴史を根本的に転換させるという、こういう内容を持っているものであります。これは、これまでの人類史上から見ても、決定的な意義を持っていると、このように高く評価されているものでもあります。

私は、こうした人類の歴史を変えるような一つの階段、そして共同声明が発表され、それに基づいてことしの１月、アメリカとソビエトの外相会談が行われた際にも、この両国が核兵器を廃絶しようという、こういうことで合意を見るという大きな前進を見ることができたわけです。そのことで、私は、それを本当に実現させていく上で、世界の世論を結集するということが何よりも大事だということも、うたってあるわけであります。

日野市が平和予算を計上したということで、即核兵器を廃絶することにはならないでありましょうけれど、しかし、このことが次の自治体の平和費、あるいは核兵器の廃絶を進める声や世論を次々と結集して、あるいは高めていく、そのことが日本全体の核兵器廃絶への世論へと進めていく力にもなっているわけであります。日本が本当にこの声を大きく上げれば、世界の世論がこういう方向に進むであろうことは、これは私が多く言うまでもないことだと思うわけであります。

そういう意味で、この平和費の計上は、ある意味では日野の歴史上、大きな転機をなすような、画期的な予算の計上だというふうにも見られるわけでございまして、私はそういう点から、この平和費の計上が市長の核兵器を廃絶させる、あるいは平和を守るという、こういう考えの

現れだというふうに受け取るわけであります。

日ソ両党共同声明等、十分（「早く質問しろよ」と呼ぶ者あり）この平和予算の計上を考える際、市長の中にも恐らくあったのでは、意識の中にあったのではないか、このように思うわけでありますので、その辺の考えを、ひとつこの際お伺いしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際的な大課題は、私の余り得意とするところではありませんが、少なくも一個の地域社会、自治体として、市民が市民生活をみずから守る手段には、何よりも平和という基本こそ大切だというのが、全会一致で議決をいただきました日野市の平和都市宣言だ、このように理解をいたしております。

そういう住民の意思に立ち、また議会の意思に立って、できるだけ施策を広げていきたいということにすぎない、ささやかな金額の提案でございます。そういうふうに御理解をいただいて、要するに、市民意識を日野市民としてますます広げ、広く社会に訴える立場と、あわせて子孫の平和を祈るということに、考え方を置きたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　ただいま大変高次元な質問があったので、やりにくいわけでございますが、３点ほど御質問したいと思います。

４ページの下から３行目、公立では４年ぶりに保育料のアップをお願いし、とありますが、御承知のとおり、この問題は１２月議会で否決をされました。この文章だけを見ておりますと、すでに１２月では否決をされたけれども、今回の３月定例会では確実に通過をするという見込みがありそうに聞こえるわけでございますが、その辺は理事者としてどのような取り組み方をしてこの文章を出してきたのか、まず第１点。

第２点目は、５ページの真ん中あたりでございますが、下水道事業が年々促進をされる、大変結構なことだと思います。特に南多摩処理区の落川、百草の方面、一部供用開始が何カ月後には始まるわけでございますが、特にこのことで、多摩平との関係のいわゆる使用料――料金の問題、この辺は今後どのように住民との対応をしていくのか、第２点目にお尋ねをしたいと思います。

第３点目は、６ページの下欄の方ですが、市内バス交通検討委員会の設置を計画した、このようになっております。この辺の詳しい内容を御説明お願いいたします。

以上、３点です。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の第１点の、幼稚園の保育料アップをお願いをするという表現をしておるわけでありますが、このことにつきましては、確かに１２月議会で提案をしたにもかかわらず、残念ながら議会の御理解がいただけなかった。

そういうことではございますが、ぜひ公私立幼稚園の格差是正ということもありますし、特に日野市民の幼児教育にかける期待、また、それぞれに受け持っていただいております私立の園の立場もございますので、何とぞもう一遍御審議をしていただき、また御理解をいただいて、この件についての我々の意のあるところを御決定いただきたい、このように考えておるところでございます。

それから５ページ、下水道関係におきましては、確かに既存の多摩平下水道との関係の整合を図らなければなりません。近い機会におきまして、条例を提案をし、それらの整理をするというふうに計画をいたしております。

それから、バス検討委員会でありますが、市内の交通利便を保つために、循環バスの運行がきわめて切実な住民要望になっております。ところが、なかなか、営業バスということになりますと、うまい路線を組むことが困難だということを、議会でもいろいろ御苦労をいただいておるところでございます。

関係者、つまり交通に学識経験のある方、あるいは業界の方、そうして一般市民の方、それらの方々を委員に委嘱いたしまして、このことについての集中的な検討をお願いしよう、議会からも御参加をいただこう、このようなことを計画いたしております。

したがいまして、前半にもし適切な結論をいただくことができれば、ぜひ来年度あたりは、それに沿ってのまた考え方を発展させていきたい、こういう、委員会に託したいという設置の考え方でございます。

○議長（高橋通夫君）　　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　　２点ほどお伺いします。

まず最初に、３ページ終わりの方に、身体障害者生きがい作業所「つばさ学園」、これもいよいよ建物ができて、事業団の活動が開始される、発足するということでうたわれております。

その後に「ひの共同作業所」この改築ということがございますが、少なくとも私は、生きがい作業所にこのひの共同作業所も包含されるのじゃないかと思っていたのです。夏は暑く、冬は寒い、この余りよくない施設、改築ということにはなっておりますが、少なくとも指導内容からして、やはり同じような性格のものであるならば、生きがい作業所「つばさ学園」に包含されていいんじゃないかと思うんですけれど、その辺の専門的な見解をお伺いしたいと思います。

それから、この編成方針の企業の説明に対して、初めの方に、国の方の財政面の累積国債の赤字、このことについて触れて、非常に厳しいということでうたわれておるんですが、残念ながら都の方のことについては全然触れていないんです。都で復活予算が１３０億、６０年度にはあったと思います。

それで、三多摩の市町村に対しての補助金が２１億円充てられていたと思うんです。これは市長会等でもかなり運動し、国保料金の、要するに三多摩の場合には国保税、この面の財源に充てるべく交渉して、それが２１億円三多摩の市町村に来た。各市にならせば、額としては少ないわけですけれども、かなり市としては助かるわけです。

それから、まだほかにも、６０年度予算では道路の整備とか、また病院の１床当たりの助成金が５万円アップとか、私学助成のための幼稚園、３歳児、４歳児、５歳児、これに対してものせられております、現在よりは。

こういった面から、またさらには都営住宅の建てかえとか、モノレール、こういった面にもかなり力を入れてやっているわけです。少なくとも、全部載せろとは言いはしないけれど、都の方の成果というのか、そういったものを多少入れてもいいんじゃないかと思うんです。これは市長の成果にもなると思うんです。都の財源にしても、やっぱり市長のときにこのようになったと。６０年度のあれにはこうだったということで、多少メリットがあると思うんです。

余計なことかもしれないですけれども、私、そういうことを申し添えて、どうして載せなかったのか。本当のことですから、これは載せておかしくないと思うんです。国に触れれば、多少都に触れてもいいと思うんです。いつも触れていると思うんです。今回だけなにか触れていないような感じで、その点、よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　まず第１点の、ひの共同作業所の改築について、お答えをいたします。

ひの共同作業所につきましては、今回のつばさ学園の計画をいたしましたときに、この共同作業所を、これは無認可の施設でございますけれども、これを発展的に解消する、こういう計画を当初は持っておりました。しかしながら、逐次計画を進める段階では、作業所の方、あるいは障害者の方との御意見を交流する中で、ぜひこれは残してほしい、こういう御意見が寄せられておりました。

そこで、日野市といたしましては、この施設をさらに活用しようということで考えまして、これについては改築をいたしませんと、かなり老朽化しておりますので、老朽化しております部分を改築をして、認可施設として活用しよう、こういう方向で計画を進めております。

また、もう一つの点といたしましては、今回、日野市の福祉事業団の設立に当たりましては、国の指導といたしましては、このような障害者の養護施設を、２カ所、二つ持っているものを福祉事業団として認可する、これが一つの条件でございます。

したがって、このつばさ学園と合わせまして、ひの共同作業所をもちまして、そして２施設として今後事業団の設立の要件等を満たすということで、進めていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　東京都の財政配慮の恩恵ということを掲げていない。確かに、これはいつかの機会にそういう表現をしなければならない、というふうに承ったところであります。

ことしは、東京都は財源、いわゆる税収が非常に伸びたということが、一つ大きい成果だと思っておりますけれど、非常に各分野に、いわゆるマイタウン構想として見事な予算編成がなされたとされておるというふうに、私どもも感謝をしておるところであります。

とりわけ、最終的な予算の復活におきまして、直接日野市として恩恵を受けるものに、いわゆる私立幼稚園に対します補助率のアップがありました。それから、市立病院の１ベットに対しまして、従来の６０万円を６５万円にアップをしていただく。その他、国民健康保険の国の補助は随分削減されたわけでありますけれど、それを補う意味で、東京都が相当のカバーをしていただいた。それらのことが顕著であります。

いずれ何らかの機会を見て、また都立高校を日野市につくっていただきましたり、これから

モノレール、あるいは２・２・１０路線、とりわけ下水道関係では、いよいよ都の事業として受け持っていただきます流域下水道処理場の用地買収、都レベルとしてのいろいろな地域社会に対します事業の伸張、伸びがあるわけでございまして、心から感謝をしておるところでございます。

とりわけ載せなかったというのは、意識して載せなかったんではないんですが、何かの機会に、また意思の表明もさせていただきたい、このように思います。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　第１点は、先ほど来から出ておりますので、先に第１点として質問したいんですけれども、平和費についての議論があったわけであります。

共産党市議団の演説を聞いて、また市長の取り組みといいますか、そういったものを聞いておりますと、まことに国家的課題に取り組むその姿勢は、非常に国民から高く評価されるだろうと思いますけれども、しかし、私ども地方議会に携わる者としては、より現実的な市民の平和、どういった形で求めていったらいいんだろうかということを、足元を見て考えていかなければならない、というふうに思うわけであります。

そういった点で、平和都市宣言も、これはこれで結構なことでありますが、その取り組みも決して悪いというわけじゃありませんけれども、私どもがこの議会で、先般私が提案しました健康都市宣言、議会の皆さんの満場一致でこれが議決されたわけでありますけれども、この取り組みが非常に物足りない。日野市民の健康の維持と向上を図るということが、まず何よりも日野市民の平和をもたらす根本だろうと、私は思うわけであります。

そういった点で、この予算の編成方針の説明には、市長として重要な政策、そういったものについて取り上げられていることだろうと思うんです。そういった観点からしますと、平和都市宣言に伴う市民意識の向上ということでの予算を措置をしたということを、この予算編成方針の中で述べているわけでありますけれども、むしろ私は健康都市宣言に伴う市民意識の向上という、そういったものについての予算計上をしてもいいんではないか。市民の健康に対する取り組みというものを熱心にやっていただきたい。これからの政治、地方行政としては最優先して取り組んでいかなければならない課題だろうと思うわけであります。

予算が提案されたときにまたあれしますけれども、審議のときに取り上げますが、今回ＣＴスキャナーということで、高度な医療機器の設備ということについては評価をするわけであり

ますが、これから特に大事な政策として考えられる予防医療の点です、予防医療の政策、そういった点では、この６０年度予算では、健診等なんかを見ますと、むしろ後退している、予算的に。そういった取り組みが大変心配なわけであります。そういった点について、核兵器廃絶平和都市宣言に伴う熱心な市長の取り組みを見て、一方において健康都市宣言に対する取り組みが非常に物足りないので、その辺の見解をお伺いしたいと思います。それが第１点であります。

それから第２点は、先ほど、日野市は財源の不足というふうな話が、市長の口から出ましたけれども、国庫補助金の削減とか、いろいろこういう厳しい財政状況の中にあって、財政運営というものについては、納税者としては効率の高い行財政を展開してほしいと望むのは、当然であります。

そういった中で、経費の節減に一段の工夫をするということを申し上げておりますけれども、この辺は、これまたこれからの地方行政の重要な課題でありますので、当然その辺の具体的な対応というものを考えておられると思いますので、もう少し詳しく、この件について対応策を示していただきたい、というふうに思います。これが第２点です。

第３点は、ふるさと博物館、先ほども出ておりました。起債制限の憂慮をされての事業の延期、ということかもしれませんけれども、職員の生活を守らなきゃならないという一方の立場も十分理解できるわけでありますが、しかし、この給与制の取り組みが不十分ということで、起債制限はずっと続くというような状況になりますと、私ども市民生活にも大きな影響も与えますし、大事な事業が展開できないということは、大変な問題になるわけであります。この市長の責任というのは、非常に大きいものというふうに思うわけでありますが、この辺の取り組みは、真剣にやっていただかないと、とてもじゃないけれど、また次の４期目を担当するなんていうことは、とてもじゃないけれども任せられない。この辺の真剣な取り組みを期待したいわけでありますが、その件は先ほどから触れていますんで、早急に是正をしていただきたいと思うわけでありますが、このふるさと博物館の事業の中で、私は子供たちの科学する心を養い、夢を与える意味で、子供科学館を併設をしていただけないか、という提案をしたことがあります。この事業がちょっと伸びたということでありますけれども、事業計画の中にそのことが織り込まれているかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上、３点であります。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　たまたま、平和費の計上をしたという表現を行いましたが、いろいろと質問いただいていることになっておるわけであります。

今の小山議員さんの御質問の健康都市宣言、もう一つ日野市に交通安全都市宣言というのもございます。これら自体も、すでに日常行政そのものということでありまして、とりわけ健康と福祉の関係ということは、これはもう私どもの行政の基本的な事業になっておるわけでありまして、市民意識も極めてまたそのことに対しまして、スポーツによっての、私も、生活の中に健康づくりの体育を市民の皆さんに取り入れてください、というふうなことも広報で訴えたりしておるわけであります。

健康の施策というのは、緑と清流という環境の問題から発しまして、消費生活、あるいはいわゆる食品添加物とか、無農薬野菜とか、そういうことまで広範にかかわりを持っておるわけでありまして、それらを広く展開をする、というのが私の自治体行政の今日の姿そのものだ、このように思っております。

とりわけ、掲揚塔をつくるということではなくて、実際に事業を行うことだ、このように思っております。

交通安全の場合も同様でありまして、道路をよくする、いろいろな交通安全施設をする、交通安全意識を高める、すべて行政の大切な仕事であります。

したがいまして、とりわけ差をつけるということじゃありませんが、今日いわゆる核兵器問題、特に日本は被爆国でありますから、そういう意味で日本人自身がその意識を高め、世界に訴えていく、こういう市民意識こそ、新しい平和の問題として取り上げられたというのが、私どもの特に平和に関します意識の一つのあらわれであります。

経費の節減等は、もちろんこれは大切なことでありますので、財政編成期間の観点から、企画財政部長が後ほどお答えをすることにさせていただきます。

ふるさと博物館に関しまして、職員の高給与と起債制限の関係、これらにつきましてに、厳しくみずからを戒めまして、特別な指導を受けたり、また不都合な財政運営の事情に追い込まれることのないように取り組んでいこうというのが、私どもの基本姿勢でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　御質問の第３点目の、いわゆる仮称ふるさと博物館の中に科学資料館を併設する設計はできているかどうかという、こういう御質問であろうかと思います。

仮称ふるさと博物館につきましては、御存じのとおり、昭和５８年度に土地買収を行い、昭和５９年度の予算の中に基本設計費、並びにそれに基づく実施設計費を計上いたしまして、現在、ほぼ基本設計並びに実施設計は完了しつつある状況でございます。

その中の内容でございますけれども、一応1,５００平米ほどの面積を予定しております。地下１階、地上２階ということで、約高さ１０メートル前後の建物を、一応予定しております。

その中に、いわゆる展示する内容でございますけれども、博物館でございますので、特に日野市の場合ですと、いろいろと遺跡等の関係での考古学資料、あるいはまた民俗資料、そういったものがたくさん出ております。したがいまして、そういった考古学資料、並びに民俗資料等が主とした展示内容になってくるだろうというふうに、私どもは設計の中で考えております。

1,５００平米といいますと、文部省の基準でいきますと、市町村の場合の設置面積は、大体2,０００平米以上というふうに言われております。したがって、1,５００平米でいきますと、文部省の基準よりも若干５００平米ほど少ないわけでございまして、現状で日野市の考古学資料、あるいはまた民俗資料、それに若干動植物等の展示も考えておりますけれども、それだけで目いっぱいというふうに、今、考えております。

したがいまして、御提案のございました科学展示室等につきましては、現時点におきましての設計の中では、考えておりません。御提案がございました点につきましては、仮称ふるさと博物館とは切り離して、別途将来の検討課題ということで検討させてもらいたい、というふうに考えておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

２点目の経費の節減でございますけれども、マクロ的に見ますと、やはり行政経費の削減といいますか、低減化を図るということだろうと思います。

その行政経費を下げるということになりますと、いろんな項目が出てくるわけでございますけれども、ただいまの質問は、通常の経費の節減ということで、お答えをいたしたいと思います。

私ども、日常の施設等の管理につきましては、職制を通じまして削減の努力をしていただいております。

これらを具体的に申し上げますと、たとえば教育委員会におきましては、小中学校、幼稚園、かなり市も大きな施設を抱えているわけでございますので、特には光熱水費等の削減といいますか、節約をしているところでございます。かなりの成果が出ておるわけでございます。そのほか、市の庁舎につきましても、電灯、照明から冷暖房、こういったものからかなり抑えているわけでございます。

予算計上の面につきましては、予算の編成方針の中にも経常経費の節減、あるいは、これはちょっと角度が違いますけれども、スクラップ・アンド・ビルド、いわゆるもう不要になったものを捨て、さらに新しい事業化に向かうというようなところまで、お願いをしております。

予算編成の説明会でも、私から、やはり大きな節約をするということになりますと、封筒一枚から各職員が節約をしないと、やはり市全体の節約にはつながらないということで、お願いをしているわけでございます。そう一朝一夕というわけにはいきませんけれども、徐々にそういう精神は浸透しているというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　今の、経費節減ということでありますけれども、これは一段の工夫をするというふうな予算編成方針として述べているわけですけれども、今の企画財政部長の答弁を聞いておりますと、もう全く物足りない。

今も申し上げられた光熱費、水道代とか、電灯、あるいは冷暖房、極端な話が、封筒１枚大事にする。そういう話は、民間の会社では常識としてやっていることなんです。私が求めているのは、そういうことじゃないんです。もっと根本的な取り組みを求めているわけであります。

今、これだけ行財政改革が述べられている、叫ばれている情勢の中で、今、日野市議会で、今日この問題についての取り組みの対応の説明を求めたところ、今の企画財政部長の答弁、全くこれは納税者として怒りにたえない。こういうふうな程度の削減なんていうのは、もともともうすでにやってなくちゃいけない。税金を払っている市民なら、だれひとりそういうふうに思っているはずであります。これは、まことに森田市政の行財政に取り組む及び腰、及び腰というか見識のなさ、重大な問題であります。

私は、もっと積極的に、根本的な改革、改善というものを求め、当然そういうことに取り組んでいるだろう。たとえば行財政改革のプロジェクトチームをつくって検討し、具体的な課題

検討をしているんではないかというふうにも思っておったわけであります。

先ほど、東京都の話が出ましたけれども、東京都の場合でも、革新の美濃部さんが、信じられない1,０００億円以上の大赤字を出しまして、退陣した。その後を受けて鈴木都政が行財政に取り組んで、東京都の財政改革に取り組んだわけでありますけれども、鈴木都知事が人件費、給料、給与費の見直し、高額の、高率の退職金の是正、９０カ月から８０カ月にしたとか、いろんなそういう給与費の見直しもやった。それから、職員定数の見直しもやった。そういった根本的な取り組み方、組織・機構のポストの削減とか、いろいろそういった基太的な改革、抜本的な改革をやったわけであります。その結果は、１年で浮いた経費が、考えられない数字であります。1,１１０億円という節減ができた。税金が節約できたということであります。

日野市でも、そういった観点から取り組めば、もっともっと大きな財源が生み出されてくるんではないかというふうに思うわけであります。そういったことをやっていかないと、これからの厳しい財政運営は、乗り越えていかれない。事業に取り組んでいかれない。こういうことになるわけであります。その第１歩が、まず給与是正じゃないですか、日野市の場合も。

そういったことに、まず解決できる力を持っていなければ、とてもじゃないけれど、これからの日野市の行政を担当する能力はないというふうに決めつけられても仕方がないわけでありますから、この行政改革については、抜本的な改革をする、経費節減をするという取り組みを真剣になって取り組んでいただきたい。このことを強く、この点については、要望しておきます。

それから科学博物館の件でありますけれども、考古学資料とか、民俗資料を展示するだけでいっぱいなのでということでありますけれども、できればこういった博物館を、子供たちにも興味を持たせ、足を運ばせるためにも、そういった意味からも、子供たちが特に関心を寄せている科学博物館のようなものを併設して、博物館が価値ある博物館になるためにも、この件についてもう一度、幸いにして事業が延びた、幸か不幸か事業が延びたということでありますから、その辺の取り組みをもう一度検討していただきたい。別途考えるということじゃなくて、できれば多目的な形ということで、効率的な箱物を今後つくっていくことが必要だろうと思いますので、そういった点の取り組みを、ひとつ検討していただきたいというふうに思います。

それから最後に、平和費のことでありますけれども、私は、市長は健康都市宣言については、その趣旨は日常の行政の中で生かされているということでありますけれども、それはもう当然

のことであります。

私が申し上げているのは、健康に対する市民の意識向上のために、健康都市宣言と同様にして、私は平和費を計上したのはよくないとは、一言も言っていないんです。それはそれで結構ですけれども、それ以上に市民の健康に対する意識向上という、そういう意味でも、健康都市宣言に沿った対策、政策というものを取り上げてみる必要があるんではないか、ということを申し上げているわけであります。

たとえば、今、平和都市宣言の場合には、宣言塔が市内あちこちにあります。こういったものを、むしろ市民としては、健康都市宣言、交通安全宣言都市の方が、より現実的な課題として理解できるんじゃないか、というふうに思うわけであります。極めて大事なことだと思いますので、そういった取り組み、姿勢のことを申し上げているわけであります。

それから予算的にも、先ほど生かされているとは言うものの、予算が減っているというのもあるわけです。住民の皆さんの健診なんかの予算を減らしているわけであります。だから、言っていることと実際の施策が違っていることを指摘したいわけであります。

ですから、この件については、ひとつ取り違えないで、素直に聞いていただいて、健康都市宣言に伴う日野市民の健康の維持と向上、これを図る積極的な啓蒙もやっていただきたいし、それから施策でも実施していただきたいということを強く望んで、終わります。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　各議員さんから、大分私の質問したかったものが出ましたので、１点だけ、一番根本的な問題をお伺いをしたいと思います。それは、今年度の予算組みの基本的な考え方ということでございます。

実は、昨年の第４回定例会のときに、私、一般質問の中で、市長に、市長が３期１２年間おやりになってきた行政をいろいろまとめた上で、もうおやめになった方がいいんじゃないですか、ということを申し上げて、見解を伺いたいというふうに申し上げたところ、あなたにお答えをするような筋合いじゃありませんよということで、お答えがいただけなかったんです。

ところが、ことしになりまして、ごく親しいお友だちの中で、またやりますよ、というふうな表明をされたと伺いました。大変よくおやりになるな、御苦労さまなことだな、というふうに思うんですが、それはそれといたしまして、私、この予算編成の方針ですか、これを見まして、実は非常にびっくりをしたんです。いかに次の選挙にお出になるとは申せ、選挙は選挙で

すから結果はわかりません。であるにもかかわらず、いわゆる骨格予算ではなしに、かなり新たな事業等も加えているわけです。いろいろ後から言われてもいいように、３億円の予備費を計上している。

ところが、何らかの新しい事業をやろうと思えば、３億円ぐらいのお金ではどうしようもないわけです。形だけの、多少多目の予備費は取ったけれども、結局は例年どおりの予算組みではないか、というふうに思うんです。これは明らかに市長は、自分は絶対に受かるぞ、あと４年間やれるんだという、そういう自信のもとにおやりになったと思うんです。そういう感じがして仕方がない。

ですから、そういうつもりでこの予算をお組みになったのかどうか。今年度の予算、この組み方の基本的な考え方を、ぜひ伺わせていただきたい。

お願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この表明の中でも申し上げておりますが、一番末尾の、第７ページです。今日なすべき当然の事業ばかりをならべた、そういう考え方でございます。

どの一つをとりましても、今日やらねばならない仕事ばかり。また、私のこれまでの市政に臨んでおります政治姿勢と申しましょうか、行政の立場といたしまして、市民に最も公平に、不偏不党の立場からサービスに努める、こういう信念に徹してまいっておりますので、ことしの事業予算につきましても、そういう考えを貫いている、というふうに御理解をお願いしたいものだと思います。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　具体的に、この中に書いてあります文章をもとに、いかに自信満々といいますか、高慢な内容であるかということを、ちょっと指摘をしてみたいと思うんです。

その前提として、２ページの後半のところに、特に選択的施策に属するものは後日にゆだねる余裕を予備費に残し。経常的経費のほかは、すでに事業化の方向づけが確定しているもの及び継続的事業を骨組みとして編成した、とこういうことがはっきり書いてあるんです。

にもかかわらず、まず。先ほど来問題にもなりましたけれども、４ページの４行目、ひの共同作業所の件で、改築の設計費を本年度計上し、６１年着工の計画でありますと書いてあるんです。そうでしょう。今年度、６０年度の予算を、これ、方針として掲げてあるわけです。その中に、つくるのは６１年ですよ、ということが明確に書いてあるんです。

もし、ほかの方が市長になられて、前の市長さんはこういうのを書きましたよと、いや、実は変えましたよということは、言えなくなります。６１年着工の計画でありますと、明確に書いてあります。

さらに、同じ４ページの下から６行目です。スポーツ関係のところで、ナイター施設です。

校庭開放とナイター施設を備えるため、初年度工事に防球フェンスの設備から取りかかりますと。初年度ということは、ことしを初めとして、ずっとやりますよ、こういうことでしょう。これだって、新しい市長さんにかわられて、いや待ってください、いろいろ検討をしなければなりませんとなった場合には、この言葉はどうなるんですか。初年度工事に、という言葉があります。

さらに、次のページ、５ページ、上から２行目、３行目です。先ほど来、非常に問題になっております、ふるさと博物館です。これは、私、後ほど一般質問でもじっくりやりたいと思っているんですけれども。

これが、とりあえずことしはだめになったと。もうそれはいいとして、６３年度と、これ、指定してあるんです。６３年度事業に計画を延期しました。明確に書いてあるんですよ。これから選挙を控えて、自分が受かるか、だれが受かるかわからない。そういう状況の中で、今年度の予算の基本方針の中で、６３年度と明確にして、これを事業計画にします、ということも言ってある。

こういうのを見ますと、非常にいやになるんですけれど、まだあるんです。最終の７ページ、下から６行目でしょう、新しい事業は余り出しませんよというようなことが言ってありながら、日野市民マラソンの創設なんていうことが書いてあるんです。これは金がかかるか、かからないか、わかりませんよ。わざわざこういうところで書くべき筋合いじゃないと思うんです。

それから、次の、生活保健センターは６１年度事業化を目指しておりますと。つまり、この文章をずっと読みますと、予備費３億円を残して、次の人がやっても大丈夫なようにしておきましたよ、ということが、いかに形だけのものであって、全くいいかけんだなあと、６１年、６２年、６３年のことまで、計画を書いているんです。これについて、市長、どう思いますか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、極めて謙虚な姿勢でことしの予算編成の説明をしたつもりであります。

なぜならば、これらはすべて採択された請願、あるいは議会で発言をされた事業、特に日野台の共同作業所、これは議会で過去に説明してありますとおり、福祉事業団をつくるには、２施設を将来経営しなきゃならない。本来なら現在経営していなきゃいけないんですけれど、それを約束事として事業団の認可に、日野台の作業所も来年は改築をいたしますということになっているわけでありまして、これはどなたが市長になったって、みな踏襲していただかなければなりません。これは下水道事業と同じです。来年の下水道事業を、では計画するな、なんていうことはないでしょう。（「そうだ」「継続事業じゃないか」と呼ぶ者あり）いやいや、そういうものでありまして、どなたが市長におつきになっても、当然こういう順序で仕事はやることになる、そういう意味合いのことを申し上げているわけでありまして、（「それは基本構想だよ」と呼ぶ者あり）基本構想にあり、かつまた３年間の中の（「少なくとも３０億ぐらいのこと当たり前じゃないか」と呼ぶ者あり）短期の事業計画の中に持っていることばかりですから、そういうふうにひがまないで、ひとつ聞いていただきたい。（笑声）

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　お気持ちはよくわかるんです。そういう気持ちで組みましたよということは、わかるんですよ。

ただ、市長、いつもと形を変えて、施政方針じゃなくて、ことしは選挙があるから形を変えたものをこさえましたよ、ということをおっしゃるんでしょう。だったら、そういう思いはいいですよ。思いはいいとしても、こういう文章化するべき筋合いじゃないですね、はっきり申し上げて。６１年度にこれをやりましょう、６２年度にこれをやりましょう、６３年度にこれを持っていきましょう、というふうな明確なものは、こういう文章に残すべき筋合いじゃないですよ。そのことを申し上げているんです。ですから、もうちょっと。余りお答えがよろしくないんで……。なにか、ふるさと博物館をちょっと言いますが、たとえば、ふるさと博物館なんか、きちっと事業化の方向づけが確定していたんです。我々の委員会でもきちっと報告を聞きましたし、予算の８億円、これぐらいかかる、補助金もこのくらいもらうんですよ、というふうなことも全部出たんです。

ところが、何だか起債の方の関係だそうですが、それはやめちゃった。１回確定をしたとい

うことは、市民の皆さんもそうですし、行政としての市も、もうやるんだということをはっきり決めたんです。議会もその方向でいいでしょうと、決めたんです。そういうことを延ばしておいて、いいですか、それでもほかのものがまた入ってくるとか、いろいろしているんです。

実際、こういう選挙の前に、市長選挙を控えて、具体的な次の任期の中の年代です、６１年、６２年、６３年、こういったものを明確に書くということ、これ自体が非常におかしいということを思わざるを得ないわけです。

市長、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の趣旨と、ちょっと私どもの考え方と違うわけなんですが、大体日野市には基本構想がございますし、3年間の中、短期の事業計画もあります。それらの中から選択をすれば、こういう順序になるというふうに予算編成をしたつもりでございまして、とりわけ今日の財政事情もあります。

全体の事業を年次別に、先の何年かを並べてみますと、やっぱり生活保健センターの方が先になるべきだと。つまり、市民会館に次いで、一応の順序を考えてみますと、その次は生活保健センターである、その次がふるさと博物館である、その次が大成荘である、こういう順序に私はならざるを得ないと思っておりますので、そう、何といいますか、私の勝手な判断で並べておるということではなくて、これはこういう考え方で組みました、ということを申し上げているわけでございまして、ひとつ、先ほどは失礼なことも申しましたけれど、そういうつもりでおりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　だんだんわかってくれたようなんですけれどね。

今、ちょっと市長、言ってくれましたね。生活保健センターもふるさと博物館も、６０年度、僕はできたと思うんです。あるいは、つくる予定でいたんです。両方とも。そうでしょう。市長。

ところが、給与、要するに人件費です、これを下げることが十分できなかった。十分どころか、全然やらなかったということで、両方事業化することが、起債の関係でできなくなっちゃった。それで急遽こういう形になって、それを市長は今、優先順位で生活保健センターの方が先になって、その次にふるさと博物館になりましたと、こういうことになりましたよね。

初め、そうじゃなかったはずです。両方とも一緒にできたはずです。それがほかの部門で、

要するに財政改革の面での努力が不足をしていた。だからできなくなったわけです。

ですから、そういうことはもう少しはっきりと言ってくれてもいいんです。そうした上で、申しわけないけれどもここができなかった、ということでやった方がいいと思うんです。書き方が、単に財源事情と起債の観点からなんて言いますと、日野市は一生懸命やっておった、だけれども、ほかの方の理由でこういうふうになっちゃったんですよ、というふうな形だけれども、そうじゃないんです。（「都合の悪いことは絶対言わないんだ。それは囚人の話だよ」と呼ぶ者あり）そのことを、こういうことを書かれると言いたくなるわけです。特に、６３年度事業に計画を延期し、なんていうことが出てきますと、非常に憤慨せざるを得ないわけです。

ですから、最後の答弁の中でいろいろ反省をしている面も伺えますので、この辺で切っておきますけれども、また後ほどこの問題につきましては、一般質問、あるいは委員会等で指摘をしていきたい、というふうに思います。

以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実にごうまん無礼な、うそつきの施政方針だ。

今、馬場議員が言われる。あなたは生活保健センターを昭和５７年度予算に組んでいるじゃありませんか、実行予算を。それほど早くつくりたがっていたわけです。今聞いてみると、今度は６０何年でいいんだと。後回しで結構ですと。きのう言ったことと、きょう言ったことが全く違うということが、明らかに出ているわけです。

しかも議会を侮辱するに甚だしい行政報告。第一、この行政報告の中は全く――私が申し上げますから、反論してみてください、これを。いいですか。

まず第１に、公立保育園の保育料アップを、格差をなくすようにお願いした、それでこうするんだと。これは、さっき黒川議員さんが言われましたけれど、３カ月前に否決したばかりなんです。議会無視というんだ、こういうのを。完全にばかにしている。

次の補正予算だってそうでしょう。まだ給与改定条例も提案されていない。ところが、この補正予算の中には、１億円以上の改定の予算が組まれている、給料に。また同時に、１月に昇給停止になっているまことにお気の毒な職員の減額分4,０００何百万円も組まれている、減額で。

こんな、職員組合を侮辱し、議会を侮辱している補正予算はないのであります。（発言する

者あり）当たり前だ。今、団体交渉、日野でしてくれと書いてあるじゃありませんか。団体交渉をしなきゃいけないんです、市長は。そうでしょう。しもしないで、これを平気で出している。

それから、たとえば、申し上げますよ。簡単なんです。第１ページからだ、まず。5,８００億円を自治体に負担させる、と書いてある。これは赤旗にしか書いてないんだ、こんなことは。うそなんです。5,８００億円は地方交付税に肩がわりさせているわけであります。何でもないんです。赤旗だけ読んでいると、こういう表現になるんであります。市民は無理に、これを広報に載せると、赤旗を読まされているという結果になるから、鈴木さんが一生懸命選挙運動する理由はわかる。これ、反論があったらおっしゃってください。

３億円にしてもそうだ。第二中学校の給食場をつくり、一部の施設を修理改正し、同時に備品を購入し、すべての設備を完成するには、２億数千万円の自己財源が必要なんです。だから残りがないんだよ、これ。予備費には。いいですか。

次に、５ページごらんなさい。都市計画２・２・５号線は、関係地権者の協力が得られることとなり、と書いてある。どこに得られています。行政報告を私は見たら、大貫元継さんだけは土地を売ってくれています。あと大貫はっつあん、たけさん、いいですか、村野さん、山崎さん、１人も売っていないじゃないですか。土地の見通しは、全くついていないと言える。60年度。こういううそを、なぜ言えるんです。大変苦労しています、と書きゃいいんです。だれもうんと言っていませんよ。だってこれ、行政報告に書いてあるんだ。また行政報告について質問しますけれどね、まだこっちへ入っていないからあれだけれど。

ＣＴスキャナー設置を事業化しております――これ、新しい事業でも何でもないんです。秦議員さん初め、盛んにこれは質問し、要望している。しかも市長も、やります、やりますと、５年も言い続けたことだ、これ。やるのが当たり前なんだ。いいですか。もっとたくさんある。

起債なども、ちっとも制限されていないんです。自治省関係の単独事業については困るんです。ある程度制限しますよ、と言っている。

ところが、先ほど小山議員さんから質問があった。市長のやっていることは、思いつきだけなんです。なぜかというと、たとえば今度の予算なんかに、二番橋が一つも出ていない。５８年度、５９年度に、1,７００万円もの市税を投入して、調査、設計、基本計画、もうでき上がっている。一円も今度盛っていない。そうすると、1,７００万というのは何に使ったんだと。税金を。

むだ遣いという、こういうのを。紙なんか倹約したって、せいぜい１円か５円です。こんな、どぶへ捨てちゃった。ふるさとセンターもそうだ。これもそうだ、生活保健センター。調査費用を組み、５７年にはもう実施設計と実施予算を組んだじゃありませんか。

いろいろと申し上げますが、たとえば南平の用水だってそうでしょう。補正予算に大幅減額されているじゃありませんか。特に南平用水工事の用地費は、全額減削られております。この補正予算の中で。一つも買えなかったということです。買えなければ、南平高校の排水ができないということです。排水ができないんですよ。運動場へためることはできます。この水を排水することができない。高等学校の生徒は、プールですよ。夏ならいいですよ、ふんどしになるのも。秋から後、どうやって体操をやる。

それを、南平用水は非常に進んでいると書いてある。ここに書いてあります。これを称して、うそつきと言わずして何と言ったらいいんです。補正予算を読まない人はああそうかなと思うんです。これを読んだらよくわかるの、これは。わざわざこういうんじゃなくて、まあこれでもあなたとしては努力をしている分だけを出しているんですよね。道路改良費事業、みんなこれは継続事業です。4,９００万円、いや４億幾らある。たくさん言いますが、今わずかに私が言ったことで、市長が、太郎さんの言うことは間違っていると、もしお思いの点があったら示していただきたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれの部課長がお答えはできるわけでありますが、私は古谷議員さんの説は、お説として、特に反論をする気持ちはありません。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この補正予算、何か知らぬけれど即決ということのお話ですが、議運ではです。まだたくさん聞きたいこともあるんですけれど、時間が遅いから言うんですが、私は絶対反対だ。何の瑕疵もない職員を昇給ストップなんていう惨酷な行為、これはもう絶対賛成できない。

これは君、地方公務員法の憲法違反だよ。最高裁では、昔、昭和３７年かに、違反でないと考えるという判決を出したことがある。あるけれど、それは昭和３７年の段階のことで、現実のように平和な、豊かな社会になったときには、全くこれは憲法違反なんだ。憲法違反の提案なんかは、認めるわけにいかない。しかも、給与条例もまだ出ていない。どんな条例を我々が

審議していいのか。

こういうふうな――出てないよ、出てないでしょう。（「出てないです」と呼ぶ者あり）改正案出ていない。出ていないのに、補正予算はもう１億６０万1,０００円という金額が補正されている。こんないいかげんなのは、議会無視というんです。議会の意見なんか聞く必要ないんだ、これを則決しろと。あなたを応援している共産党さんなんか喜んで即決すると思いますがね。

しかし、ただこれは、議会無視だ。このことだけ申し上げておく。

以上です。後は行政報告の質問に入ります。まだ議題になっていませんから、やめておきます。（「休憩」「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　市長の予算の編成方針と事業について、という報告の件で、１件質問いたします。これは、今の古谷議員の質問と関連して、確認の意味で質問させていただきたいと思います。

というのは、市長の説明の中に、政府が生活保護費、児童措置費、老人措置費などの経常経費2,６００億円、それから公共事業費３,２００億円、合計５,８００億円を地方自治体に負担させ、転嫁しようとしていることがございます。この件につきましては、私どもがいただきました全国市議会旬報２月２５日号、この中にも明確に指摘されていることでございます。

たとえば、市長会等も含む地方団体が挙げて反対運動を、この補助金カットではしてきたわけでございます。地方６団体の決議の中にも、どういうふうになっているかといいますと、その簡単な文章を読み上げたいと思います。

国庫補助負担率の引き下げに関する決議、というのがございます。その中に、国は昭和６０年度の予算編成に当たり、その財政負担を軽減するため国庫補助負担率を一律に引き下げ、地方財政にしわ寄せしたが、これは国、地方を通ずる行政改革に何ら寄与するものとは言えない。我々地方団体側としては、今回の暫定措置の恒久化と、地方への負担転嫁の拡大を危惧しており、今後の検討に際しては地方の実情に十分配慮の上、長期的見直しに立った適切な措置が講ぜられるよう強く要望する。以上決議する、となったわけです。

しかる後に、自治大臣の方から、このような意向を受けていろいろな考えが発表をされました。その内容は、一つといたしまして、非公共事業部門の補助負担率の引き下げは１年限りの

暫定措置とする。2. 社会保障等の事務にかかわる国と地方の役割分担と費用負担のあり方を検討する機関を設けること。3. 補助負担率引き下げに伴う地方負担の増加分については、国が責任を持って対処することと、こういう考え方で自治大臣が見解を発表しております。

しかし、それではこの補助率カットが繰り返されない、あるいは恒久化されないかどうかという点について、全国市議会旬報は、また以下のように述べております。

６０年度中に設けられる国と地方の役割分担のあり方を検討する期間において、従来の補助率に戻すかどうかを協議する。自治事務次官――ということであって、実態は極めて危惧すべき将来に向かっても動きがあるということになっております。

したがいまして、補助金カット等が地方交付税その他で地方自治体への負担転嫁にはなっていない、いろいろな形で肩がわりされているということは、実際ではないわけでございます。そういう点を恐れて、地方６団体がこのような補助率、補助負担率の引き下げに関する決議というのをしたわけです。

そういう点で、私は市長の説明というのは、こういう地方６団体の方針に基づいて、市長自身もそのようにお考えになって、本会議において述べられたものではないかというふうに思うわけです。

ですから、先ほどある政党の機関紙の名前が出ましたが、赤旗という新聞とか、地方６団体の言うことというのも、市長が言ったことがうそであるということになると、同様ということになるわけでございます。私はそうではなく、市長が言っていることは、地方６団体の分析、あるいは決議などにもありますように、正しいことを言っているのではないか、そういうふうに思います。市長なり企画財政部長から、この点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

国の補助金、扶助費の高額補助金でございますけれども、２分の１以上の高率のものについては１割削減をするということで、今、国が準備を進めております。

これ、今ございましたように、とりあえずは昭和６０年度、それからこれを特例法で行う。それから財政力のない団体、いわゆる赤字団体につきましては、交付税で見ましょう、というようなことでございます。

日野市にどういう形で影響があるか、ということだろうと思いますけれども、やはり経常費

分で、総額、試算によりますと、１億9,５００万円、公共事業費分で2,１００万円、合わせまして２億1,７００万円の影響があるということでございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、前田部長は、苦しいわけのわからない答弁をされた。私が言っているのは、わかっているんだよ、初め大蔵省の言ったことで、市長会とか議長会は、それは困るという陳情をやったわけだ。自民党も、それはいけないと、やったわけだ。それで結局最終的に、５億8,０００万円は、日野のような豊かな団体というのは幾つもないんです、全国で、６５１市がありますが、２０幾つでしょう。３０とはない。もちろん日野のように豊かなところはない。ばか豊かなところは、１億か２億はやむを得ぬだろう。

しかし、あとのほとんどの、９割５分の市や町村は、全部交付税でプラスいたしますよと。だから実質的損害はゼロなんです　結果は。要するに自民党が頑張り、全国の市長会、町村長会、議長会等が非常に運動された。その結果、実質損害はごくわずかです。５％にすぎない市町村で、しかも大金持ちの市町村、日野のように――だけが２億か３億ちょっと引っかかるというだけの話。

それから、起債もそうなんです。起債は、建設省の事業、補助金がついた事業、文部省のついた事業、それらの起債は、全部出します、全額。そうでしょう。単独事業についてだけが勘案される、こうなるんです。そういうなにかこんな文章を読むと、これは土地屋の広告文みたいな文章だから、なるほどこれは見事だなと思う人もいるかもしれないよ。起債がなくなっちゃうような書き方しているから。

だから誤解のないように書かなきゃだめなんです。あなた市長さんなんだ。みんなが見て、読んで、なるほどなというふうに書いてもらいたい。これ、関連ですから、竹ノ上君のお勉強あらんことを祈って、再質問を終わります。（「関連」「議事進行」「議事進行よ。議事進行優先」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今、私、予算編成方針については、質問する予定になかったんです。ただ、こういうずっと目を通していまして、よく市長もこれだけずうずうしく書けたなと。皆さんの議論されていることもわかるんですけれども、日野市に２億円ぐらい減額されて、一体どうなるんですか。何が困るんです。

私は、むしろこの１２年間にとった革新市政の森田行政の中で、最も私は欠点というか、指摘しておきたいのは、どうですか、富士通ファナックが、本社が忍野に移転したではありませんか。この減収をどのぐらい見込みますか。日野市のトップの法人税を納める会社ではありませんか。少なく見たって、１０数億を納める１企業が、労働組合の総会には顔を出したことがあるそうです。社長のところには、市長は一度も顔を出してないそうです。直接聞いているんです。そういったことが、まず１点。

もっと大きいことは、目の前に建っている市民会館の、私は先般の一般質問でも申し上げたように、３億円以上もらえる補助金をわざわざ断っておいて、いっぱいお金があるから断ったんでしょうけれども、そのために、今６カ月延伸という、職員が苦しめられているじゃありませんか。一体市長は、この点についてどう思いますか。お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　まず、富士通ファナックの本社が山梨県に転出をされた、そのことは大変残念だと思っておるわけでありますし、その当時、感謝状を贈って、そうして日野市としては大変惜しみて余りある気持ちだが、世界に雄飛していくために発展されることを、という意味の内容をもってお贈りいたしました。

それから、過去に、一々弁明もすることもないわけですが、各企業の責任者の方々、またファナックの社長さんにも、私は数回ごあいさつに伺っております。ですから、行っているというふうに御理解をしておいていただきたいと思います。

それから、市民会館にもらえるべき補助金を断ってと、こうおっしゃいますが、これは、もらえるべき補助金というのは、文部省の（「防衛庁だよ」と呼ぶ者あり）文化費に対する予算、あるいは東京都の予算、これらはいただいております。

防衛庁は、これは事業年度に合いませんので、これはやむなく事業年度に合わせるために、（「詭弁を言うな」と呼ぶ者あり）いただくことができなかった、こういう事情はあります。

なお言いますならば、生活保健センターを建てる際に、言われるとおり１年、先送りをしております。これは、やっぱり防衛予算をいただく余裕を持つために、そういう順序をつけたということでありまして、詭弁とか何とかいろいろ御意見はおありでありましょうけれど、誠心誠意財政運用については努力をしておるということを、これまた一面御理解をしておきたい、とこう思います。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　ただいまの市長の、防衛庁の補助金については、一般質問のところで篤とやりますので、結構です。もちろん全面反論ですけれども。

ただ、先輩市長が、今日の日野市の財政基盤をつくる工場誘致というものを、一流企業を誘致して、今日の財政豊かな基盤をつくってあるんだということを、忘れないでほしい。いかに苦労して今日の日野市を先輩市長が築いてきたか、ということを念頭に置いて、ひとつ行政運営をしていただきたい。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　同じような内容で二度も三度も立つのは、討論会になるのでやめたかったわけでございますけれど、一言、質問という形で申し述べておきます。古谷議員が、交付税において地方への負担は、差し引きゼロに解消をしているというような趣旨の発言がございました。しかし、私は先ほど異議をしなかったんですが、同じく２月２５日号、全国市議会旬報、この中で、こういうふうに市議会旬報は述べております。１月３０日の衆議院大蔵委員会において、竹下大蔵大臣が言ったことが述べられております。

それは、１年間、自治、厚生両省と協議した上で、補助率カットを恒久化したいと述べていると。そういう点で、今後ますます地方自治体は大変である。しかも、さらに恐れなければいけない点として、もう１点指摘をしてあります。

それは、来年度地方財政は、一般財源比率地方債依存度が好転し、国に比べると歳入構造が格段と改善されるかもしれない。そういうことを受けて、政府、財界が交付税率の引き下げ論まで出しているので、こういう点で地方自治体は相当これは緊張して今後の政府の動きを受けとめていかなければいけない、というような趣旨のことが述べられております。

この１点からも、私は市長の今回の予算編成に対する考え方というものは、まさに適正かつ正確なものであるというふうに信ずるものであります。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　今、竹ノ上議員の方から、市長の予算編成方針の説明はついて、これを支持する旨の発言、質問ですか、あったわけですが、私は古谷太郎議員の意見が、

正確で、しかも事実に基づいた正当な考え方である、事実である、ということをお話をしておきたいと思います。

政府の６０年度の予算案が、１２月２９日の夕方、決まったと思います。そのときの新聞は、一斉に政府予算案の決定について報じたわけであります。その内容が、１２月３０日の朝刊に全国紙すべて出ております。その中の表現を見てみますと、これは客観性があると思いますから、私が申し上げるのではなくて、新聞にもこのように書いてあるということで、皆様方御納得いただけるのではないかと思いますので、読んでみます。

高額補助金の一律１０％カットによる地方自治体へのしわ寄せ分、総額約5,８００億円を地方交付税の1,000億円以上上積みや、建設地方債4,８００億円の増発で賄うというように、支払いと窓口が国から地方へ変わっただけ、ということで、古谷太郎議員の御意見が全く事実に即した正しい意見であるということが、このことによっても明らかだと思います。

特に予算編成の段階で、大蔵省の案に対して自治省ＯＢ、または自治省サイドの方から、この補助金の一律カットについては確かに市長会、また地方団体等のいろいろな場で、この削減については反対だということが議決されたりしたことは、事実であります。

また、今、市議会旬報の中に言われておりましたように、衆議院の予算委員会等で竹下大蔵大臣が述べたというのは、私もその同じものを読みました。

しかしながら、自治省サイドでは、この大蔵省の示している案については、引き続き検討の場を設けて、これが恒久化にしないように努力をする、そのように取り組んでいきたい、ということを述べているのであって、今後、自治省を応援する側の考え方、こうした立場で地方自治体に対するいろいろな負担の増加というものを、どの辺で線を引くかという議論は、今後引き続き行われるわけでありまして、少なくとも昭和６０年度の政府予算案を見る限りにおいては、今、古谷議員がおっしゃられたことが全く事実でございまして、１点の間違いもないということを、全国中央紙の記事をもって、私の方から、その点ひとつ誤解のないように、皆さん方にもお知らせをしておきたいということで、今、発言をさせていただきました。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実にあなた方、部長さん方も、理事者を見習っているせいか、

ごまかすのがうまい。

昭和５７年の６月、私が市議会に出たころ、財政課の係長が立川へ行ったんです。立川の防衛庁の事務所へ、書類を持って。それで、市民会館をつくるんで、防音補助をもらえないかと言ったら、最低４億7,０００万円ですよと。運動すれば、７億円はもらえるでしょうと、こういうお話だった。この防衛予算の防音工事の補助金がつけば、起債も自然につくんです。箱物でなくなる。

ところが、市長さんはどう勘違いしたか知らないけれど、それを取り下げろと言われて、取り下げに行くのは弱ったと言うんです。財政係長は弱るんですよ、どう理由をつけていいかわからない。

それで、５７年の１２月に取り下げて、結局５８年度からの工事に１円もつかない。これは、取り下げてつくわけないんで、よそへ回ってしまったわけです。そういう事実がある。

それで生活今度は保健センターがそうなんです。箱物だから今度は自治省の起債がつきそうもないから、今度は防衛庁の補助金をもらってやるんだ、こういうふうになったわけです。

今まで防衛庁に行って断っておいたのに、今度はくださいと言いに行くわけだ。だから防衛庁も、ことしはだめですよ、と言ったんだ。６０年度は、来年もだめですよ、６１年から考えましょうと。だからこういうふうに、この文章の中へ６１年、６２年と書いてあるじゃありませんか。そんなことは、私、さっき企画財政部長に言ったばかりだ、自分の部屋で。そういう、我々の方が正しい知識を一生懸命勉強しているんです、市長さん。だから知っているんだ。

だから、私はやっぱりそういう職員からの嘆きです。せっかく７億円もいただけるという約束まで取りつけてきているのに、取り下げろと言われている。財政係長が当時だれであったかは、職員録をごらんになってすぐわかりますよ。

ただ、そのために、それだけ市のために一生懸命やっている係長に、しっぺ返しだけはしないでください。

以上、よく、意見ですから。この私の言っていることが事実でなければ、この職員にここへ来てもらってもいいです。だからそれだけを申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって昭和６０年度予算編成方針と事業の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫次休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫次休憩いたします。

午後3時５８分休憩

午後４時３４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第４、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　私から、３件につきまして、行政報告を申し上げます。

その第１、環境緑化市民会議の発足についてであります。

本市行政の基本スローガンであります緑と清流運動の拡大には、市民の理解ある運動参加が何より大切であります。

昨年１１月の緑化月間行事の中で、「環境と地域緑化の道」をテーマに公開シンポジウムを行った際、参加者約７０名の賛同により、市民会議の発足を決めたものであります。

１月に行った初会合では、約３０名の出席でありましたが、規約のこと、運動と事業のことについて、討議がありました。今後、個人、団体、事業所等に、会員参加を広く呼びかける母体となる申し合わせがありました。

市行政の立場としては、この市民会議を重ねつつ、ゆくゆくは専任事務局を持つ（仮称）日野市環境緑化協会というふうな組織に発展をし、行政の外郭団体として、運動と事業の推進に一翼を担うことのできる組織が発展できれば幸いと考えられるところであります。

その第２、新バス路線の運行についてであります。

市民要望も高く、重要課題であります市内循環バス路線の運行について、鋭意努力しているところであります。

このたび、市内バス運行に２系統の運行計画が実施されることになりますことを御報告いたします。

その一つは、京王バスにより、豊田駅北口から平山橋、中央大学を経由し、多摩センター駅に至るコースで、４月１日から平日５４往復運行されるというものであります。

他の一つは、西東京バスにより、日野駅から東光寺を経由、八王子市小宮東に至るコースで、４月８日から平日１６往復の運行がされるということであります。

これらの２バス路線の新設によって、関係市内の交通の利便が１歩前進できるものと、大きく期待しておるところであります。

その第３、流域下水道浅川処理場用地買収の進捗状況についてであります。

市の公共下水道に先立つ流域下水道事業の促進については、都の当局にその強い取り組みを要請してきたところであります。東京都流域下水道本部の昭和５９年度事業として、昨年末、浅川処理場の用地買収が大きく前進を見ることとなりました。

計画用地の約４分の１に当たる3.4ヘクタールが、地権者の協力により契約が調い、このたびの都議会の議決を待つ段階になっております。残りの１２.６ヘクタールについても、昭和62年度までには買収を完了する旨、下水道本部から伝えられております。

このたびの買収用地は、外周道路と雨水排水路の築造に必要な用地をまず確保するものでありまして、権利者の合意を得て、すでに工事に着手しております。

このたびの用地確保により、６０年度には市公共下水道の認可申請を行い、処理場建設にあわせて、公共下水道の面的整備を計画的に進める段階に至りましたので、このことを御報告して、御理解をお願いする次第であります。

私の報告は、以上であります。

○議長（高橋通夫君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　２点にわたりまして、行政の報告を申し上げたいと思います。

第１点は、レッドランズ市のマーチングバンドの日野市訪問に伴う歓迎交流でございます。

去る１月４日、レッドランズ市高校生らマーチングバンド一行１８６名の皆さんを日野市にお迎えいたしました。

当日は、庁舎訪問の後、市役所隣実践女子短大の体育館で歓迎式を行い、続いてグラウンドで約2,０００名の市民の前で、迫力のある見事なバンド演奏を披露し、大変好評を博しました。午後から催しました歓迎の集いでは、多くの市民、団体の御協力をいただき、模擬店やおはや

し、日野太鼓等がにぎやかに行われる中で、極めて気持ちよく交流友好の時を過ごし、親善に役立ちました。

なお、６日、７日の両日には、市民の協力によりまして、４７名の高校生がホームステイを行い、心温まるお世話をしていただきました。

ここに、このたびの来訪につきまして、いろいろと御協力、御配慮いただきました皆さんに、改めてお礼を申し上げるとともに、歓迎対応の御報告といたす次第でございます。

当日は、また議員各位の御参加をいただいたところでございまして、心からお礼を申し上げ、御報告にかえる次第でございます。

もう１点は、給与是正についての組合対応でございます。

都下市町村のうち、自治省から給与是正の指導を受けている自治体が、１４市４町あります。このうち、昭和５９年度の地方債を保留処分されている自治体は、１０市に及ぶ状況にあります。

本市におきましても、１０億円の市民会館の起債留保を受け、職員給与の是正について強い指導を受けている事情から、昨年の１２月１０日に昇給の６カ月延伸を含む是正措置を市職員組合に申し入れ、交渉を進めてきたところであります。

昭和５７年以来、人勧の凍結、ベア抑制など、給与待遇面の進まない中、職員組合としては不利益措置として撤回を求める運動となり、窓口事務において市民の方々に大変な御迷惑をおかけしております。

なるべくこの事態の早期解決、問題の解決を図り、市民サービスと労使関係の正常化のために、鋭意努力しているところであります。何分の御理解を賜りたく、御報告申し上げる次第でございます。

以上、２点でございます。

○議長（高橋通夫君）　　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　２点ばかりお尋ねいたします。

市長の行政報告の中にありましたバス運行の問題であります。

豊田駅北口から多摩センターという路線が、４月から運行されるということで、これは南北

交通の問題が叫ばれております折りから、非常に結構なことだと思うわけですが、１点、平山地区について申し上げますと、この路線は２・２・６、平山橋、それから京王住宅の中を通って中央大学へ行くというコースになるはずであります。

平山地域の、要するに東端、東側を通るわけであります。地域の市民の皆さんの要望として、ぜひ平山城址公園の駅を経由という要望が非常に強いわけであります。いろいろ問題はあるかと思いますが、この辺の市民要望について、市では京王との折衝なり何なりをなされたかどうか、今までの経過をお伺いしたいと思います。

いま１点は、南平高校の用地についてでありますけれども、整地工事の進行状況は、どの辺まで行っているのかということと、たしか６０年度予算で都で買収することになっているはずだと思います。その辺の都の買収の見通しはどうか。土地の買収費と、整地費が当然補償されるべきものと思いますが、最終的には市の持ち出しはどのくらいになるんだろうか、というようなことについて、説明のできる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

第１点目の、豊田駅北口から中央大学を経まして、多摩センターへ行く路線バスでございますけれども、私の方から京王の方に要望した点は、今、旗野議員さんからお話がございましたように、川崎街道へ出まして、平山城址公園駅に入る、そういうへそのような形の路線を要望いたしました。

京王帝都といたしましては、やはり路線の性格からいきまして、豊田から乗ったお客が中大多摩センター志向、それから豊田駅につきましては、豊田駅に早急に着きたいというような乗客ではないかということで、川崎街道を通り、平山城址公園駅に入るということは、かなり現在でも渋滞があるわけでございます。そうしますと、路線の定時運行というのがかなり難しくなってしまうということで、無理であるということでございます。

全部でなくても一部の路線、本数の中へ入れることができないか、というような要望をしたわけでございますけれども、なかなか難しいということで、現時点では、豊田駅北口から京王の団地を通りまして、中大に向かうという路線でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　簇野議員さんの御指摘のとおり、確かに京王線平山駅に何とか、構内に車が入れる状況もできておりますから、日野－豊田駅間、日野庁舎前、あるいは豊田駅間、このコースを延長することを実現に持っていくようにしたい、このように考えております。

そこで、先ほどの予算編成の中にちょっと申し上げたわけでありますが、やはり検討委員会に入っていただいて、そうしてそういう（「うまいな」と呼ぶ者あり）いやいや、どなたがということじゃないんですが、検討委員会に京王線の方も入っていただいて、そうして市民要望がいかに高いかということを知っていただく、こういう手順を踏みながら、実現に向かって進みたい、こんなふうに考えて、委員会等のことを思いついておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　南平高校に関連する御質問にお答え申し上げたいと思います。

第1点でございますけれども、工事の進捗の状況でございますけれども、3月31日をもって完成させるということになっておりますので、鋭意工期内の完成に努力している、こういう状況でございます。

それから、東京都の買収費は、59年の東京都の予算で買収されるわけでございます。大体買収費の予算額としましては、東京都は25億というふうなことで、予算を組んであるわけでございます。この中での買収ということでございます。

それから、市の方でどのぐらい都立高校用地にかかったかということにつきましては、概算でございますけれども、学校用地として提供してまいりますのは、4万5,914平米でございます。これの学校用地の費用、用地費としまして、16億5,000万程度かかっておるわけでございます。

それから、工事費としましては、7億8,000万程度。それから、設計とか、工事管理、こういうふうな調査費を含めまして、4,300万、こういうふうな状況で、現在の概算としましては、24億7,000万程度かかっておるわけでございます。まだ、進行中のものもございますので、概算として申し上げるわけでございますけれども、そういうふうな状況になっておるわけでございます。

それから、市の持ち出しということでございますけれども、これにつきましては、この4万5,914平米の中といいますのは、純粋に学校で使用する分でございます。これにつきまして

は、全く市の持ち出しはないわけでございます。

ただ、地域に入ってまいりますのに、大里1号がございます。それから、つけかえ道路としまして、田中32号線、33号線、それから前々からございました狭い道でございますけれども、藤三郎がございます。藤三郎の路線がございます。

これらの拡幅工事というもの等につきましては、前々から市の方として、地域振興というか、当然やらなきゃならない工事でございます。また、東京都にその負担を求むべきものじゃございません。そういう費用等につきましては、地域関連として多少の、要するに工事費が市からの持ち出しとしてあるわけでございますけれども、これは当然にあの地域の開発進行というふうな、長年の請願なり、要望なりという形の中で出されておるものが、高校と関連しまして手を入れていくという形のものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　簇野行雄君。

○10番（簇野行雄君）　　最初のバス路線の問題については、経過については理解できます。

ただ、申し上げたように、西平山を含めまして、城址公園まで経由でやってくれという要望は、非常に強いわけであります。川崎街道の多少の交通渋滞の問題で、定時性の確保という難点は確かにあると思いますが、たしか2・2・6から城址公園の入り口まで大した距離はないわけであります。その辺、今後粘り強くこの問題、折衝をお願いしたいと思います。

次に、南平高校の問題につきましては、先ほど古谷議員もちょっと触れられましたけれども、排水路の問題があるわけであります。工事が完成しても、排水路が完成しないということでは、水による被害があの地域に必ず出てくるわけでありますが、排水路についての工事の進行状況はどうなっているか、質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　この件につきましては、昨年の12月定例会におきましても、御指導を賜ったものでございます。そういう前提に立ちまして、私自身も鋭意いろいろと交渉を重ねておるところでございますけれども、59年度内におきましては、交渉しておりますのは、測量というものの立ち会いの許可というふうなこと等を含んでおるわけでございます。

それを経ませんと、いろいろと設計なり、あるいは用水路の改修、拡幅というふうなところ

の設計に手が入らない。こういう手順というか、順序になっておるものですので、続けて努力していくわけでございますけれども、５９年度におきましては、事業費を盛ったものにつきましては、事業費までちょっと手が入らないんじゃないだろうか。というふうなことで、減額補正をさせておるわけでございますけれども、事業化に至る前段の測量のための立ち入り等の許可を地主さんに求めている、こういうところが本音でございます。

それで、南平の小学校のところまで水路改修が進んでおるわけでございます。工事が終わっておるわけでございますけれども、それの上流に続くところが、今、要するにかわら屋さんのところが問題のネックになっておるわけでございますけれども、地主さんの了解を得べく、了解を得るようないろんな前段の問題等もありましたので、前段の問題等は解決しておるわけでございますけれども、それに関連する七生中学校の東西に走っておりますところの市営住宅までの道路の問題等がまだあるわけでございます。それらを解決しませんと、南平のさっき言いましたかわら屋さんまでの測量の立ち入りの許可をいただけないということで、鋭意解決に向けての諸条件の整理ということに、私自身努力しているわけでございますけれども、力足らずというか、今後とも懸命に努力していく、こういうことになるわけでございます。

まだ、御理解を得られていないわけでございます。鋭意努力しておりますので、早晩御理解いただけるんじゃないだろうか、あるいは御厚意をいただけるんじゃないか、というふうに期待しておるわけでございます。

おっしゃるとおり、あと、かわら屋から上に向けての計画もあるわけでございますけれども、南平全体の排水の、基本になっておるわけでございます。下水道ができるまでの基本的の水路ということでございますので、そういうふうな大きな目的と、南平高校の排水とが兼ね備わった用水路でございますので、早急な解決に努力してまいりますので、何分の御理解を得たいと思います。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　これから梅雨期、あるいは台風の時期を迎えるわけでありますが、あの高校用地の工事によって、あの辺の流水量なり、現在の用水路でどのぐらいの雨量があればどのぐらいの流水量になるであろうということは、おおよそ計算できるわけだと思います。

今のような工事状況で、これから梅雨期、あるいは台風の時期に入って、関係の市民が迷惑をこうむるようなことがあるのか、ないのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　高校の４万5,０００平米に降りました雨につきましては、先ほど申し上げました下水道計画ができるまでは、あのグラウンドが湛水機能というものを果たしてまいりますので、直接雨が降ったピーク時を、その湛水機能で緩和しまして、ピーク時を避けた形での排水というふうなことで、高校から大きな雨があふれるというふうな直接的な被害は与えないものというふうに考えておるわけでございますけれども、何せ平山一帯からの南平については、雨どきには集水してくるというふうな状況等になっておりますので、さっき御指摘ございました南平の用水の改修ということは、どうしても必要なわけでございます。

そういう意味で、前々から南平につきましては、だんだん市街が立て込んでくるというふうな状況の中から、従来水田が持っておりました緩和的な機能がだんだんなくなってきておるというような状況から、南平用水の重要性ということは、一般市街構成からも言えるわけでございますので、そういう意味から、やはり早急に工事しなきゃならぬというようなことを肝に銘じて、今まで交渉にも当たり、いろいろと懇願もしてきておるところでございます。なお一層努力してまいります。

高校からは、湛水機能がございますので、ピーク時が重なるというふうなこと、ピーク時が重なって、なお一層御迷惑をかけるということはあり得ないわけでございまして、ピーク時を避けた形での排水ということになりますので、重なることはなかろうかと思います。

○議長（高橋通夫君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　確かに、今、助役も触れられたように、上流の宅地化ということが進行しておりまして、そういうことも関連するかと思いますが、非常にあの地域の市民の方は、その辺、心配しておるわけであります。

いま一つ質問したいのは、それに関連しまして、たしか平山橋のところに、京王住宅からの

都市下水路ができております。あれから上流の雨水排水をつなげることが、技術的にできるわけであります。市長も、たしか先日現地を見たそうであります。ぜひ、そういう下流への被害にも関連するわけでありますので、早急に適当な処置を講じてもらいたい。このことをお願いしておきます。

それから、さきの、例の5,８００億の問題に触れておきますけれども、ごく最近、６０年度の地方財政計画というのが、自治省から発表されております。さっき古賀議員の言われたように、5,８００億については、1,０００億は大体地方交付税の増額で払うんですけれど、4,800億は地方債増発で埋めるというような計画になっておるようであります。

この地方財政計画、総額５０兆という、約、国の財政規模に匹敵するわけでありますけれども、それによりますと、地方税が自然増収が昨年より１０,6％増額、地方交付税はどうなっているかというと、これも約１０,9％増だということであります。

計算してみますと、約、地方交付税が9,２００億円ふえるわけであります。歳出面で、国の一般歳出がゼロ査定に抑えられている。これに比べて、地方財政では約4％の伸びが見込まれる。国の財政に比べたら、地方財政はむしろ楽だということが最終的には言われているわけであります。

5,８００億円減額されたということは、それ自体から考えれば、確かに問題はあるわけでありますが、国の財政を支えているのも、最終的には我々国民であり、市民であるわけでもあります。国の財政、あるいは地方財政は、共存共栄で最終的にはいくべきだと、こう思うわけであり、そうでなければいけないと思うわけであります。

一方的に地方財政のことを考えて、国財政はどうでもいいんだということでは、最終的にはその負担が我々にかかってくるわけです。その辺、ちょっと発言して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　この前、いわゆる検察庁に対しまして、不服審査の申し立てをし、受理されたように聞いているんです。

そこで、検察審査会におきましては、検察官に対しまして、今回の不起訴処分が不当であるということで、検察官に対し再審査の求めを議決したわけですけれども、そこでまた、ことしに入りまして、2月ごろでしたね、担当検事は山口検事だと思うんです。

そこで、証人が喚問されていて、尋問を受けたわけですけれども、市の職員で何名が喚問を受け、尋問を受けたのかということと、あと一つは、必ず職員である以上は、喚問を受ければ市から、また検察庁まで、または日野警察へ検事が来ていまして、尋問をするわけですけれども、市の職員は何名喚問を受けたか。または、尋問を受けたかということです。

それで、それ以外の人は、知っている範囲内で答えてもらいたいということです。

それでその内容も、これは上司に必ず報告されているわけですから、このようなことは非常に難しい問題ではあろうと思いますけれど、わかる範囲内で、ひとつ答えてください。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　お答えをいたします。

ただいま御質問がございました検察審査会への申し立てにつきましては、今回の行政報告の中にも書いてございますとおり、５９年１１月１３日付をもちまして、検察審査会の方に対しまして、さきに下しました検察庁の不起訴処分に対しては不服であるという、そういう理由をもちまして、市長並びに調査会長の両名をもちまして、審査の申し立てをしたわけでございます。

そして、それにつきましては、昨年１２月１９日付をもちまして、ただいま質問者からお話がございましたとおり、検察審査会側といたしましては、さきに検察庁でとりました不起訴処分については不当であると。したがいまして、さらに検察庁の方といたしましての再審査を求

そういうふうな結論を下したわけでございます。

したがいまして、その結論を受けまして、検察庁の方といたしましては、再審査をしておるというのが現状でございます。

その際、ただいまの御質問がございましたとおり、市の関係者は何名召喚されたか、また、その尋問はどういうふうな内容だったか、こういう御質問だろうと思いますけれども、私も、今度新しくかわられました山口さんという検事さん、前は佐々木さんという検事さんでございましたけれども、担当がかわったわけでございますけれども……。

具体的に、市の職員が何名呼ばれて、どういうふうな尋問をしたかということにつきましては、御存じのとおり、こういう捜査につきましては、極秘のうちに捜査を進めるという性格のものでございますので、したがって、これに対しましての内容につきましては、私どもといた

しましては、明らかにされておりません。

ただ、はっきり申し上げることは、私自身が２月２３日の土曜日に、いろいろと事件の内容につきましてのいきさつ、あるいはまた、どうしてこういうふうな事件が起こったのかという、遺跡調査会の会長として、かつまた私が柳下　章氏の後の、後任の事務局長として、その辺の一連の事件につきましてのいろいろと質問といいますか、内容につきましてのお尋ねに対しまして、お答えしたという経緯がございます。

その他の職員につきましては、どういうふうな形で呼ばれているのかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、私どもまだ検事から伺っておりませんので、多分私は、推測でございますけれども、市の関係者は私以外呼ばれていないというふうに、これは推量でございますけれども、思っております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの報告によりますと、市の職員は教育次長１人というように見受けられるわけですけれども、　これは市の職員が呼ばれている以上は、わかるわけだと思うんです。どのような理由で、いわゆる休めば休暇の届けか何か出ていると思うんです、必ず。

それでなければ、これは出張か何かで行っているんじゃないですか。半日休暇か何かで、出張じゃなくて。それだから、わかるはずですよ。呼ばれれば、ある程度このようなことがあったということは、上司には報告してあると思うんです。

しかし、その内容というのは、報告をしたからといって、私は無理に聞くことはしません。しかし、何人ぐらい呼ばれているかということは、わかっているはずなんです。それですから、そこいらもある程度わかったら、議会ぐらいはこのような行政報告という中においても、やはり素直に報告書に、何名召喚されたかということは、報告内容に盛っておいてもいいんじゃないかと思うんです。

これは、私は非常に難しい問題で、あえてどうしろということじゃないけれども、やはり行政報告ということになると、情報の公開ということになると、この問題は検察の問題ですから別であるけれども、これからは、やはり市民というのは知りたがるわけなんです。それですから、結局今度はこの後についても、一般質問の通告で何人かの方がこのような問題にも触れるわけなんです。

それですから、やはりある程度遺跡調査会にしましても、結局不明な点は不明として、市民に報告をする。と同時に、大ぜいの方でこの内容たるものはどうなっているかということを、お互いに調査、研究をするということも、私は意義があるんじゃないかと思うんです。

やはりやみからやみへ葬るというのは余りよくないことであって、これは言い過ぎかもわかりませんけれど、職員が召喚され、尋問をされたということになりますと、これは当然だと思うんです。このような問題が――どうしてかと言えば、検察に対して不服審査をしているんですから。不起訴処分は不当なんだ、審査をしてくれということを、こっちからお願いしているわけです。やはりお願いした以上は、ある程度の報告はしても当然じゃないかということを、私は意見として申し上げ、終わります。

○議長（高橋通夫君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　２点ほど伺いたいんですけれど、築堤とか、または鉄橋をいじるとかいうような場合、建設省なり、国鉄なり、そちらの方から市の方へ、事前に話はないんですか。その点、まず１点先にお伺いします。

それから、大和田中１号線の買収のその後の動きをお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

まず、１点目の、河川の堤防のいわゆる改修、それから鉄道のいわゆる鉄橋のかけかえ、こういったものについて、地元市に話があるかということでございますけれども、通常はございます。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、２点目の御質問に、私の方からお答え申し上げます。

大和田中１号線の取り組みですけれども、すでに工事関係につきましては、請負業者が決定をいたしておりまして、近々現況で改良計画に入れる状況にございます。

用地の関係等につきましては、一部まだ用地課の方が担当いたしておるわけでございますけれども、現況と違う点も一部あるようですけれども、その辺については、後ほど財産的な整理をするということで、工事には支障のないような形で、地主さんの御了解が得られるというこ

とでございます。

４２１.２平米ぐらいの面積を新たに買収いたしまして、現況の道路を４メーターに拡幅するということで、長年の懸案でもございますので、そういう形の中で、今年度完成を見たいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　それでは、まず建設省の方の件に関して伺いたいんですけれど、なぜ私がこれを聞いたかと申しますと、うちの大和田運動広場ですか、ここ、市の努力によりまして、大分きれいに整備していただきました。その点は、本当にありがたいと思っております。

ただ、そこで、同時に建設省がそこへ築堤をしたわけです。ところが、築堤と同時に、そのわきへU字溝を埋設した。これが、在来ありました用水路の３分の１程度の容量しかないという、狭いU字溝です。

しかも、U字溝にしちゃったものですから、それでまた露出していますので、ここは御存じのとおり運動広場、また幼児の遊び場、老人のゲートボール場、こういった運動関係が主になっておりますけれど、何分にも幅が細長いものですから、野球をやるにしても、また子供たちが遊ぶにしても、非常にU字溝へ落ちて危険だということで、U字溝を何とかしてほしいということを、再三市の方へ申し入れて、ふたかけをお願いしていたんですけれど、もう１年なんなんとするんですけれど、いまだに、かけます、かけます、ということで、かけてないというような状況にあります。

そういう中で、せんだってもその話し合いに行ったんですけれど、いずれにしてもそこは専用外で、建設省の方でなかなか許さないというようなことなんですけれど、何とかこれはかけてもらわないと困るという地元の要望もございますし、もう現にこのU字溝に落ちてけがをした子供が、二、三人おります。幸い頭を軽く角で打つとか、あるいはU字溝で足をすりむくというような軽傷でございますからいいですけれど、これがもし重大事故につながった場合、これは一体責任が市にあるのか、あるいは、建設省にあるのか、その点、お伺いしたいと思います。

それと、大和田の中１号線の件なんですけれど、もう１点お聞きしたいのは、用地買収の価格の点では折り合いがついているんですか。

この二つをお伺いしておきます。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　財産価格審査会、ここで招集するというふうなことになっておったわけでございますけれども、価格の点で、先般市長からも表明があったわけでございますけれども、従来、道路の用地買収につきましては、２分１のというふうな形での地元の協力等をお願いしてきておるわけでございますけれども、公道から公道に抜けるというふうな土地等で重要な道路、いろんな道路については、やはりそういう形での対応ということについては、事業がなかなか進まない。あるいは、地元の協力を無理にお願いするというふうな無理な面がある、というふうなこと等で、やはり現状に即応したというふうなことで、地主さんと取り引きの成立するというか、通常の価格といいますか、住宅地の価格より多少の御協力はいただくかもしれませんけれども、通常の価格ということで、至急に財産価格審査会の中で、地主さんの意向を取り入れた決定をしていきたい、こういうことでございます。

ですから、地主さんの交渉が先行するわけでございます。その意向を取り入れた中で、財産価格審査会の中で道路用地の買収を決定していく、こういう作業を今進めて、用地課の中で急遽進めております。年度内に、大和田中１号線の業者も決まっておりますので、完成を見るというふうなことで、作業を詰めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　いずれにしましても、大和田中１号線に関しましては、もう長い間の懸案でございますので、今年度じゅうにやりたいというようなことでございますので、ひとつ用地課の方も鋭意用地買収の方を進めていただきたいと思います。

それから、例の側溝の件なんですけれど、とにかく責任の所在がどちらにあるのか、それをもう一度お伺いします。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　たしか大和田のグラウンドにつきましては、建設省の方から、地域のグラウンドとしてお借りをしているという経過があるわけです。そういう中で、築堤の問題などに多少影響をされるというふうなこともあるわけです。

それで、お尋ねの排水溝なんですけれども、それは、グラウンドの排水という形の中で設置されているということになりますと、当然グラウンドの設置者の責任になるはずでございます。

それから、河川敷のいわゆる排水ということであれば、これは建設省が設置した排水溝という形になるわけですから、その辺の責任の所在というのは、おのずと決まってくるはずでございます。

いずれにいたしましても、グラウンドの利用について、ふたかけの御要望が地元からあるわけでございますから、1年半も経過しているという話で、大変恐縮でございますけれども、建設省の方と当然折衝を進めていく中で、ふたかけもしていかなければならない、というふうには思いますけれども、よくその辺も建設省と協議をしながらしたい、こういうふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　高橋徳次君。

○9番（高橋徳次君）　建設省と協議をしながらということは、私、1年半も前から聞いているんです。それが一向に進んでいないから、またここで改めて聞くんですけれどね。

いずれにしましても、建設省なり、国鉄なりから話がありました場合、やはり大きな工事、その他になりますと、いろいろ地元の関係が出てくるわけです。ですから、地元にはなるべく早く流していただいて、やはり地元には地元の要望があると思うんです、それぞれ。

ですから、今回のU字溝をいけたのも、地元にもっと早く出してくだされば、そのままま た行政の方へお願いして、もっと大きなU字溝をいけていただくと。

現在のままですと、大水が出ますと、八王子の方から流れてくる雨水、これが恐らく、せっかくきれいにつくったグラウンドへ全部流れ込んじゃうと思うんです。

ですから、それも事前にかなりお願いしたんですけれども、時すでに遅く、とうとうだめでしたけれど、いずれにしてもあのU字溝は、将来また建設省とかけ合っていただいて直していただかないと、もっと大きく、大水が出た場合にはもうのみ切れないということは、火を見るよりも明らかですから。

いずれにしましても、そういうことで、ひとつ早急に手を打っていただくよう要望しておきます。（「また1年半もかかっちゃうよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　1点、ちょっとお尋ねしておきます。

2月5日付の市職ニュースに、管理職への要請に対し、2月1日付で管理職有志50名の連名により、市長に申し上れ書が出されました。これについて、執行部は6カ月延伸の問題にも

若干触れているが、給与制度の見直し等の主張は、管理職に有利な賃金体系を要求したものであり、私たちの目指したものとは違う。連判状のようなものではなく、1人1人の管理職が市長に要請することも、組合員側は求めたが、こういう形になったのは残念。

こういう、ちょっと興味ある新聞があるんですが、前回、私、12月の一般質問で、これらの件についてお尋ねしたんですが、時間がなくて、また要領を得ない答弁のために、またもう一度やらなくてはならないという中で、あすまでにこの連判――何ていうんですか、申し入れ書の原稿をいただきたい。資料要求をしておきます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　行政報告で、まず最初に、2月に遺跡調査会の柳下君と会長との間の民事訴訟があった。この訴訟の内容、どうであったか。これをひとつ、報告に載ってませんから説明してもらいたい。第1点。

第2点は、市長に聞きたいんですが、二番橋をつくると、もう2年間言い続けて、遊歩道ができる、高幡と下田、万願寺の間にできると私どもは考えていたわけですが、忽然として、58年度は550万の調査費を組み、これを全部使っちゃっている。それから、59年度1,250万円、これも全部消費している。

だから、もうあしたからでも着工できるんだと思うんですが、取りつけの場所です。橋げたの1本ぐらいはつくったらどうかと思うんだけれど、広報にもあなたは随分宣伝していた。遊歩道をつくって、高幡と間がとてもよくなってなんて、浅川親水公園ができるんだと、市長は言っていたんです。あんなに宣伝していて、1円も、科目も置いてない。

これはどういうことになっちゃったんだか、1,700万円の税金がいずれかへ消えてしまったわけです。この説明をお願いしたい。一体どうする気なのか。これ、市長の責任問題です。税金を納める人は、真剣なんです。使う方は、気楽に使われちゃ困る。この点が第1点。

第2点は、今、高橋徳次議員さんからもお話がありましたが、道路改修に985平方メートルを当初予算に計上しましたが、何平方メートル買収が済んでいるのか。

なぜこういうことを聞くかというと、行政報告の土木費の執行率が46％しか執行してないんです。執行率がない、これ。これはまあ工事中のものもあるかもしれませんけれども、現に道路改修、生活道路です、これは。生活道路ができなくて、みんな困っている。今、高橋議員

さんのお話もそうだと思うんです。自動車が向こうから来ると、どっちへも行けなくなっちゃうような道路が、各所に見られるので、一般道路の改修の拡幅買収額が９８５平方メートルのうち、何平方メートルが現在消化済みであるか。

その次に、幹線道路見直し調査というのが、１２０路線を見直し調査するという予算が950万円。５９年度の当初予算に組まれていたんです。これも、９５０万でどんな調査をしたのか、一度も行政報告がされていないわけであります。一体どういうことで、何をしたのか。また二番橋のように消えてなくなっちゃうんじゃ、この1,０００万円の税金が吹っ飛んじゃう。そこのところを、ひとつ説明していただきたい。

第３点、これも妙な話なんですが、明星大学の明星団地というんですか、あの団地からあの人たちが緊急避難道路として、1,０００万円の、これは国庫補助がついている。道路1,０００万円の予算が、昨年の３月に市長から提案された。なぜかは知らないが、今度の予算はもう全部消しちゃった。防災道路というのは、これは大変大事な道路です。これが何の説明もなく、いきなりさっと消えてなくなってしまうという。国庫補助がついている。

私は、これがもし明星団地から、いわゆる第三中学へ行く道路が、建設がどういう理由でできなかったのか知らないけれども、できないなら、仲田緑地の防災団地なり、防災広場なり、あすこに入る道路がない。しかもその入る道路は、これはありがたいんですよ、中村さんという地主さん、高木さんという地主さん、これは前の斉野町長さんの御実家です。それから、滝瀬さんという地主さん、無償で寄付してもいいから防災道路をおつくりになったらどうですか、と私に言ってくれていた。私も、たしか助役か建設部長にもお話ししておきました。

防災広場ができているけれど、防災広場に入る道路が、やっぱりそういう事情ならそっちへ1,０００万円振りかえりゃ、十分できる。用地費がただなんですから。

だから、こういうふうな道路、国庫補助までついて、せっかく小島課長が苦労して取ったに違いないんです、これ。それを、補助金も要りませんと言って、だまって返済して、我々議員に一言の説明もない。これについて、どういうふうにしたのか。これは国庫補助金がついているんです。

次に、同じなんですが、都市計画で、さっき調子のいいことを言っていましたけれど、市長は。北川原公園、これは市でつくらなきゃならない公園だ。これの起債が、半分以上減っちゃっている。一体これは、たしか5,０００平方メートルだか、8,０００平方メートル本年度、59

年度買わなきゃいけなかった。何平方メートル買う予定のものが、実際に今買えるのは、何平方メートルであるか。全体の面積は何平方メートルであるか、ちょっと説明してもらいたい。これも国庫補助金がついているんです、1,０００万円ついている。これが、やっぱり補正予算で５００万に減らしている。

こういう重大な問題は、行政報告しなきゃいけないんだ。市長にならって、部長までが都合の悪いことは一切書かない。そういうことじゃだめなんです。やはり都合の悪いことは、都合が悪いでいいんです。事情がありゃ、我々だって了解するんです。だから、都合の悪いことは都合悪い、こういうわけでできなかったんです、と言ってもらいたい。

たくさん聞きたいんですが、補正予算の審議が当然あるものとみなしているんですけれど、もしないならたくさん聞きたいと思いますが、もうちょっとたくさん聞きたいんですが。

それから、幼稚園の防音工事の補助金が大幅に減っているんですが、これも何か理由があるんじゃなかろうかと。これはちょっと、初めの算定が間違っていたんじゃないかなという気がするんです、この数字を見ると。教育長さんは、余分にもらえると思って努力されたんだと思うんです。だけれど、やはり市長が努力しなきゃもらえないんです、こういうものは。ですから、そういう点はどうなのか。

たくさん、予算審査の、また提案されたとき聞きますけれど、以上５点、回答していただきたい。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　まず、第１点目の、遺跡調査会の民事裁判における２月の公判の内容はどういうことか、という御質問に対してのお答えでございます。

２月の公判と申しますと、２月１５日、午前１０時半から午前１２時まで、地裁八王子支部で開かれました。第８回目の公判でございます。

市側からの出席者につきましては、遺跡調査会の会長であります私、それから、私とともに事務局長時代に遺跡関係の経理を担当しておりました、当時の佐久間主幹、それから、現在企画課長になっておりますけれども、当時社会教育課長だった谷課長、それから広瀬文化財係長それから市側からの顧問弁護士２名でございます。

相手方は、佐藤、横山という２人の弁護士でございます。

公判の内容につきましては、実はその前の第７回目の公判が、昨年１１月２８日に開かれて

おります。そのときには、実は私も初めてでございますけれども、いわゆる証人喚問という形で、一応私が市側の弁護士からのいろいろ質問を受けまして、遺跡調査会とは一体何をやっているのかと。会の目的、組織、そしてこの遺跡調査会におけるいわゆる不正事件がどういう形の中で発生されたのか。それで、その内容はどういうことかという、そういうふうな尋問が、私どもの方の弁護士から質問がありました。

それに対しまして私はお答えしたわけでございますけれども、つまり、そのことを私が話すことによって、事件の概要というものを相手方の弁護士と裁判官の方に内容を知ってもらうという、そういう意味における尋問があったわけでございます。

実は、１１月２８日の第７回目の公判におきましては、十分に、時間の制約がございまして、私の尋問が終わらなかったわけです。したがって、それにつきましては、２月１５日の第８回目の尋問に持ち越すということで、一部私の尋問が残っておりました。それに対しましての、私どもの方の弁護士からの質問に対しての、私のお答えを申し上げたと。

それに対しまして、今度は相手方の弁護士の方から、反対尋問がございました。そしてそれが終わりまして、今度は当時の佐久間主幹が私の後に、私どもの方の弁護士から尋問を受けたと。尋問の内容につきましては、当時佐久間主幹は、私の事務局長時代には、柳下課長の時代も若干ございましたけれども、経理の方の担当を専門に行っていたわけでございますので、その当時の経理の状況が一体どういう形で進められてきたのか。それから、私と実は柳下課長と、５４年１０月２０日に人事異動になりまして、２７日に事務引継ぎをしたわけでございますけれども、１０月２７日の事務の引き継ぎのときに、佐久間主幹は立ち会っておりますので、そのときの引き継ぎがどういう形でなされたのか、そういうふうな、事務局の経理上の立場からの尋問を、一応私どもの方の弁護士から受けた、ということでございます。

なお、これにつきましても時間の制限がございまして、１０時半に始まって１２時という時間の制限がございました。１時間半の質問の中で、十分に時間がとれませんので、したがって、その続きにつきましては、５月１０日に第９回目の公判が開かれますけれども、その公判に持ち越すという形の中で、第８回目の２月の公判が終わっているというふうに、御理解賜りたいと思います。

それから、第２点目の一番最後の質問の、いわゆる幼稚園関係の補助金が非常に今回の予算の中で、補正の中で、非常に減額されているんでなかろうか。約、私もまだ予算書を見ていませんのであれですけれども、これは第二幼稚園と、それから第七幼稚園の――第二幼稚園につきましては防音改築、第七幼稚園につきましては併行防音工事ということで、実は防衛庁からの補助金を予定しております。

特に、古谷先生から御指摘ありましたのは、第二幼稚園の防音改築だと思います。これにつきまして、約5,７００万円ほどだと私、今、記憶しておりますけれども、減額しております。これが約、補助金の当時見込んだ額のおよそ半分、半額を実は減額ということで、補正予算の中でお願いしてございます。

先ほど、古谷議員さんからも御指摘がございましたとおり、これにつきましては、第二幼稚園の防音改築に当たりましての、私どもの方の事務局で見積もりました防音改築の補助対象の範囲の算定の見積の違いということと、もう一つは、防衛庁からの補助金の単価を過大見積もりしたという、この二つの理由によって、今回の補正予算の中で大幅な補助金の減額をお願いする、こういういきさつでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　避難路整備の1,０００万円減額について、お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、この避難路整備につきましては、国庫補助を受ける事業でございました。この明星団地から上の団地へつながるコースの予定地の中に、日本電建が所有する土地がございまして、この土地を何とか通させてほしい、こういう要請を、小島防災課長が中心になりまして、幾度か折衝を繰り返したんでございますが、昨年末に最後的な通告がありまして、使うことは相ならぬ、こういう返事が返ってまいりました。

そういうことから、残念ながら減額補正をお願いする、こういう段取りになったわけでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、私から二番橋の関連につきまして、お答え申し上げます。

二番橋の直接の設計、施工は、建設部に相なっておるわけでございますが、当初、この橋の

設計以前の問題で、私どもの方の高幡と万願寺の区画整理事業に関連する問題もございますので、私の方からお答えするわけでございます。

高幡の区画整理事業につきましては、当初から計画を打ち出して以来、地元の方々の地域の反対がございまして、施行等が非常に困難だという見通しが立ってきたわけでございます。

したがいまして、私ども、当初の３９ヘクタールを、約、現在では１７ヘクタールまで減少しまして、とりあえず第1期として、できるところから手をつけていこうという計画の変更をしまして、地元の方にその計画をお話しし、一応現段階では縮小した地域で整備を行う、ということに相なってきたわけでございます。

当初の、３９ヘクタールの当時は、この二番橋の高幡側、計画に合わせまして、私ども区画道路を入れる予定をしておったわけでございますが、あすこの部分が今回の1期工事から外れた関係上、二番橋をつくる場合に、関連道路として、これは2期の事業、これは区画整理とは限らないわけでございますが、道路をつくる段階で、橋と整合させながら用地買収等も行い、関連道路の整備が図られる必要があるというようなことで、当初計画からちょっと計画を変更せざるを得ない状況が出てきたわけでございます。

今後の二番橋の計画につきましては、建設部の方と十分横の連携をとりながら、地域の住民と、今回区画整理から外れた区域の整備をどうしていくか、という話し合いに入るということで、地元の方々等もその辺については了解をしておりますので、精力的にそういった話から進めていかなければならないかと思っております。

それから、５点目の北川原公園の用地買収の件でございます。

当初、私ども5,０００平米の用地を買収する予定であったわけでございます。これは、地権者の方１０人を予定しておったわけでございますが、今回、補正でも減でお願いしてございますが、執行見込みとしては、5,０００平米のうち2,３８３平米が執行できるわけでございますが、残りの2,６１７平米、３人の方々については、交渉はずっと行ってきておったわけでございますが、家屋の移転の問題、それから代替地の問題等で、年度内に買収の見込みが立たない、来年度にどうしてもずれ込むというような状況が出てまいりましたので、今回、補正の方から落とす、お願いするというふうな、予算の変更をお願いするわけでございます。

以上でございます。

○議長（ 高橋通夫君 ）　建設部長。

○建設部長（ 中村亮助君 ）　それでは私の方から、残りました二つの御質問にお答え申し上げます。

まず、公有財産購入費の中で、当初、予算でお願いをいたしました９８５平米、一応計画ではこれだけの買収をしたいということで予算化をお願いし、そしてこれに対する金額としては、1億８３５万の当初予算の計上だったわけでございます。

これに対しまして、新設道路の関係、あるいは現在の生活道路の拡幅というふうなことで、用地買収に取り組みまして、すでにこの中で決まっておるものがございます。つまり、南平34号線でございまして、これは、先般認定をお願いした道路でございます。３８７,4平米、これが決まっております。

それから、さらには落川地区、あるいは百草地区で、いわゆる下水道計画がらみで道路の拡幅計画がございます。それに関連したものでございまして、路線名で申し上げますと、御岳の2号線、これが４１３平米、それから多摩川1号線、これが５７０平米ということで、これもすでに用地交渉の結果、地主さんの内諾が得られております。このトータルをいたしますと、1,３７０平米になります。金額としては1億3,０００万ほどになるわけでございます。

したがって、今申し上げた当初の計画の予算と、少しオーバーをしておるわけでございますけれども、その後、９月の補正、あるいは１２月補正で、先ほど御質問がございました大和田中1号線の関係などの補正をお願いしてございます。

そういう関係で、全体的な予算の執行につきましては、大和田中1号線の関係などもございますし、あるいはまた、日野本町の国鉄の日野駅の北側の、わずかでございますけれども、国鉄から買収をいたしまして、今、道路の改良に取り組む５０,5平米などもございます。そういう中で、現在のところ、予算の執行につきましては一応の予定どおりの執行が行われています。

ただ、一部、堀之内地区の補助1号線等につきましては、まだ地主さんとの調整がつかないということで、見送らざるを得ないんじゃないかというふうな状況にあるところも、一部ございます。

それから、もう1点は、幹線道路網の見直し調査の関係でございますけれども、これにつきましては、３月３１日までということで業者委託をしてございますので、この結果が出次第、御報告をしたいというふうに考えております。

この調査につきましては、当初予算でお願いをいたしまして、市内の約１２０路線、これに

つきまして一応の見直しをして、そして今後の道路計画の参考にしていこうということで予算をお願いし、現在、取り組んでおるものでございます。結果が出次第、これにつきましては御報告申し上げたい、というふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと、仮称二番橋の関係で、お答えをしておきたいと思います。

仮称二番橋は、先ほど都市整備部長がお話ししておりますとおり、万願寺区画整理、高幡区画整理の両方を、地元の理解をなお協力を得たいという観点から思い立ちまして、そうして調査、設計をいたしました。調査、設計そのものは、ちょうど高幡不動の五重の塔にマッチするような、そういう景観的な橋が一応設計されておるわけでありまして、いずれはこの設計が生きる、また生かさなければならない性質のものであります。

3年計画のローリング計画の中にも入れておりますので、いずれあの地域の整備の進行状況に合わせて着工すべきものだ、というふうに考えておりますことを、お答えしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　第1点の二番橋をちょっと申し上げますが、広報に出たもの、及び我々議会に市長から説明があったのは、高幡区画整理と下田、万願寺区画整理の進行の中でかけますという話は、一度もなかった。

そういう意味は、高幡市民の諸君に、また下田、万願寺の諸君に、区画整理でやるからと言って、新たにこの橋は約5億かかるんです。国庫補助金も何もつきません。東京都の補助金もつきません。ただ歩行する橋です、歩いて渡る橋ですから。この大きな金額を負担させる気持ちでやってきたというふうに、今、考えざるを得ない。内緒にやっておいて。

しかも、この位置は、今市長もいみじくもおっしゃいましたが、五重の塔の方へ向かっている。そうすると、これ、位置を変えるわけにいかないんです、もうこの調査では。1,700万円の地質調査も行っています。

この場所を若干でも変える場合には、再度地質調査をしなきゃなりませんし、設計もしなきゃなりません。建設省の許可もとらなきゃならないのであります。

そんなことは、初めからわかっていて、隠してきた。こういうやり方は、大変にいけないと

思う。もしも、あれ、高幡の地区の方が区画整理に賛成していたら、この橋の半分2億5,000万円は、高幡の関係地主さん及び関係者が負担するようになっているじゃありませんか。詐欺みたいなやり方は、避けていただきたい。あるいは、単独で5億円出す意思があったのかどうか。

私は、今の都市計画部長の説明が正しいと思う。初めからこういうふうに、そういう考えで、区画整理事業として橋をかける、こういう予定であったに違いないんです。怖くて、本当にわからない。今まで、そんなことは聞いたことありません。それが第1点です。もし、誤りがあったらおっしゃってください。

第2点。北川原公園の全面積は幾らで、買収したのは幾らかと聞いたが、お答えがなかった。だから、それを言っていただきたい。

それから第3点の、生活環境部長を、私は1,000万円、せっかく国庫補助がついているんだから、どこか違うところへ、できるところへ振りかえたらどうかと。なぜそういう努力をなさらなかったのか。いわゆる避難広場に振りかえることはできないのかどうか。できなかったのかどうか。これ、なかなか、1回けっちゃうと、今度はまた国庫補助金がつきませんよ。

さっきの防衛施設庁の防音補助金もそうなんです。市民会館でけってあるから、簡単に生活保健センターにつけてくれといっても、つかないんです、またけられやしないかと。せっかく厚意を示したのにけられると、相手方も大変不愉快に思うんです。

この予算は回すことが不可能だったのかどうか。電建がどうしてもだめなんですか。全くもうあきらめなければならないという状況なのか。あなたは電建の社長にお合いしただろうと思うし、これは避難所用ですよ。

これがつくと毎年つくんです、国庫補助というやつは。これを1回けっちゃうと、もう10年ぐらい来ませんよ。だから、もう一度そこのところを確認しておきたい。

一応そういう程度にしておきますけれども、間違いがあったらおっしゃってください。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　御質問の内容を落としまして、申しわけございません。

北川原公園の全体の面積、それと、今までに買収した面積でございますが、全体の事業の認可をここでとってございますのは、1.4ヘクタールでございます。

このうち、公共用地として買収の必要のない土地を除いて、直接買収をいたします面積が１万3,１３６平米でございます。このうちに、５８年と５９年で買収いたしますものは、3,954平米でございまして、執行率でいきますと、１8.1％の執行になろうかと思います。

それから、二番橋の件でございますが、私、先ほど区画整理の関連というふうに申し上げましたが、区画整理事業の中にこの橋の築造を含んで、ということではございません。橋は橋で別個に、区画整理事業とは関連なくかけていただくということになろうかと思いますが、ただ、橋に通じます区画街路、これはやはり区画整理事業で整備をしていかなきゃならない、ということかと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

避難路の1,０００万は国庫補助がついたということで、この結論を出すまでには大分時間を費やしまして、何回か折衝を繰り返したんでございますが、私は社長とは会っておりませんが、最終的に電建側は、避難路に使うことを拒否をいたしました。

国庫補助がついたということで、減額補正をする場合に、一般財源だけの減額とちょっと意味が違いますので、慎重に考えたのでございますが、やはりできないものはここで正直に減額をするのがよかろう、こういうふうに考えまして、結論を出した次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ、市長と建設部長にも、都市整備部長にも聞きたいんだけれど、二番橋の問題。

これは市長からの説明では、要するに歩く橋だと。だから幅員は、自動車が通れないような、通れるような広さにしないんだ、こういう話です。そうですね。だからこれは道路じゃないんで、区画街路なんていう難しい問題じゃなくて、高幡の停車場から６尺道でいいんです。そうでしょう。歩いて、自転車で来るだけですから。

ところが、この設計は幅員何メートルになっている、この橋は。もう設計が終わっているわけですから、それを教えてもらいたい。この設計図です。

それから、ただ歩いて、自転車で、要するに遊歩道的なものならば、何も区画整理と関係ないんだ。区画街路なんかつくらなくてもいいんです。

その２点。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

この橋の問題につきましては、５８年度の予算の中で、一応基本調査が終わっているということでございます。設計はまだでございます。基本設計と、それから先ほど御質問の中にございましたように、地質調査、それらを含めまして、５９年度で1,２５０万の、予算的には当初予算での措置がなされている状況でございます。

したがいまして、基本調査の中では、一応人道橋ということで、幅員４メーターというのを基本的な考え方として持っております。

そして、今後さらに建設省の関係もございますので、堤防のかさ上げ計画があすこにございまして、現在の堤防高よりも１メーターぐらい堤防が上がるという計画を、建設省が持っております。そうしますと、橋の建設につきましても、堤防よりも上に取りつけなければならないということになります。そうすると、かなり橋の高さがある、生じてくるという結果が出るわけですから、したがって、その分だけ取りつけ道路との関係が、勾配になるというふうな問題も残っているわけでございます。

そういう中で、今後やはり幅員の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的な考え方は持っておりますけれども、今後、設計の中で、設計に反映させていくためには、もっとやはり建設省との協議、あるいは内部協議、こういうものも必要になってくるわけでございまして、今後の基本設計の中ではっきりさせていきたいというふうに思います。

大変申しわけございませんけれども、基本設計につきましては、今後取り組むということでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは二番橋の、橋をかけるというのは、建設省と協議するのは当然なんです。だから５８年度の５５０万は、建設省との調査とか、それに使われたと思うんです。

それで、もうかさ上げなんていうのは、当然そのときにわかっているはずです。昭和５０年ごろからかさ上げなんていうのは、わかっている。高幡橋をごらんなさいよ。あれは４９年に着工している。かさ上げしていますよ、ちゃんと１メートル以上。そんなことはわかっている

んで、今さら、きのうわかったようなことを部長さんおっしゃる。聞いていると、そんな感じがする。

それなら、できないんだと。それで、大体５億円ぐらいかかるんです。はっきり言って、補正予算で減額していない。職員の給料の停止分だけは減額しておいて、やらない仕事は減額しないんだ、これ。これは補助金も何もついていないんです。単独事業ですから。もう、やれるわけはないんで。こういうふうな問題も、ひとつ報告してもらいたい。

きょうは行政報告だからこの程度にして、補正予算でまたお聞きしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　１点は、２月２４日、日野市立第一小の講堂で「豊かな革新日野をつくる市民の会」という会の催しがあったようでありますけれども、どんな内容でどういうふうにされたかわかりませんが、この会は、森田市長の後援会だというふうに聞いておりますけれども、したがって、森田市長もこの会に出席されたろうと思うんですが、一小の講堂を利用する場合には、学校使用条例に基づいて、手続を踏んで利用されたろうと思いますが、その会に出席されまして、市長自身が何か気がついたことというか、感じたこと、ございませんでしたでしょうか。そのことが、まず１点であります。

２点目は、バスの問題ですけれども、都営バスの件で新聞に報道されておりますけれども、八王子、日野、立川を結ぶ都営バス路線でありますが、このバス路線は、八王子、立川、日野市、３市で赤字負担金を出しておったということでありますが、この３市のうち八王子と立川が、当初予算から赤字負担金を計上するのを取りやめた。それで日野市だけが2,０００万ほどの負担金を計上しているわけですけれども、この問題は、日野市だけでは、これは八王子－立川をつなぐ路線ですから、日野市だけではどうにもならない問題であろうと思うんですが、この基本的な構成といいますか、崩れた中で、日野市だけが予算計上したということは、この問題が解決されなければ、予算そのものが空予算ということになるわけでありますし、それから、この問題についてどのような見通しを立てられて予算計上されたのか。

予算審議の中で聞いてもよかったんですけれども、基本的な考え方を示していただきたいというふうに思います。

それから、今、６時になってチャイム放送されました。これは、青少年の不良化防止というか、ふるさと指向定着、あるいは災害防止の意味で、市歌のチャイム放送をしたらどうかという提案を申し上げたところ、早速この件を取り入れて、実施されているわけでありますが、このチャイム放送の成果といいますか、心配されている近接住民からの苦情といいますか、そういったものがあるのか、ないのか。それから、チャイム放送の評判は一体どうなのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上、３点であります。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　２月２４日に、私の激励をしていただく会合が持たれまして、私は、言うなれば招かれた立場で出席をいたしました。

かなりフェスティバルにふさわしい行事だというふうには思いましたが、その他、特段に気がついたかと言われることの意味は、ちょっとわかりかねますので、その点もまた御指摘いただければ、お答えができるかと思います。

「立７３」は、これは企画財政部長がお答えをいたしますが、私も関連立川市、それから八王子市に参りまして、両市長に、決して日野市民だけの利便ではなくて、これは両側の商業都市に、日野市民がお金を落としに行く意味もある。そういう意味で、ぜひ両市ともおつき合いを願いたい、このことの要請はしてまいりましたけれど、なかなか両市の議会では否定的な意見が多いそうでございまして、私どもとしては今後に、都の、また東京都の交通局とも、お互いの信頼もつなげておかなければなりませんし、都ではなお積極的に努力をしよう、こういうお考えでございますので、ぜひ我々も存続の努力をしていきたい、このようには思っておりますが、これは今後の課題に残るわけであります。（「一般質問にのっているんだよ。それ、やめとけよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えします。

一般質問の通告にもございますので、どこまでちょっとお話ししていいか、判断に苦しむわけでございますけれども。

５９年度から「立７３」、それから青梅街道を走っております「梅７０」と称しておりますけれども、この存続につきまして、関係市が協議をいたしました。その結果、青梅につきましては、５９年から３カ年存続をする、地元負担も行うということでございます。

「立７３」でございますけれども、この系統は、八王子、日野、立川を結ぶ路線でございまして、この3市で協議したわけでございます。

協議の中で、それぞれの市の立場が異なりまして、3カ年の合意には達しなかったわけでございますけれども、とりあえず５９年度地元負担で行おうということになりまして、６０年度以降につきましては再協議、ということになったわけでございます。

現在、再延長につきまして、3市協議をすると同時に、東京都からも関係市に存続の要請をしているところでございます。現在、まだ結論が出ておりませんけれども、東京都につきましては、交通局並びに総務局につきましては、予算計上をしております。それから日野市もしております。

現在、八王子、立川に存続の要請をしている最中でございます。そんな状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　チャイムの件でございますが、昨年の１１月３日からチャイムの吹鳴を始めまして、午前８時、１２時、それから6時と、1日3回の吹鳴をしております。

吹鳴当時は、一応1件ほどの苦情がございました。それ以降は、そういう苦情の声も聞いておりません。

平山地区まで聞こえる、こんなような声も聞いております。そういうことでございますので、（「万願寺だとか下田は、全然聞こえないや」と呼ぶ者あり）声なき声を、評価されているんじゃないかと思います。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　都営バスについては、一般質問に出ているということでございますが、ちょっと私もうっかりしまして……。

さわりだけをちょっとお伺いしましたんで、具体的な内容については、一般質問でじっくりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ、期限が3月いっぱいということでありますんで、その辺の対応は、一刻も急がなきゃならないんじゃないかというふうに思うわけであります。

それから、チャイム放送については、おおむね好評だということでございますが、今後、聞こえない地域についてはどういうふうに対応していくかも、研究しておいていただければと思

います。

それから、第1点の、市長に何か気がつきませんでしたか、という質問ですから、もちろん気がついていれば是正するわけでありますが、日野市学校使用条例というのが、昭和３７年に施行されて、改正が昭和４０年になっています。

昭和４０年から学校使用条例が改正されていないんではないかというふうに思うんですが、もし、そうだということになれば、学校使用の、使用料の問題なんです。これが４０年から手つかずでいるということになりますと、適正な使用料といいますか、使用者の応分の受益負担といいますか、そういった点から考えて、２０年間も放置しているというのは、ちょっと行政怠慢じゃないかというふうに思うわけであります。

昭和４０年と申しますと、ちょうど私が学校を卒業した年でありますが、その年には、大卒の初任給が2万2,９８０円でありましたですが、５９年は１３万5,８００円。女子は若干少ないんですが、しかしこの倍率は5.9倍、約6倍になっておるわけであります。ですから、これがこういうふうな、講堂を利用される使用料として５００円ということでありますけれど、５００円徴収する事務経費だけでもすぐ吹っとんじゃってしまうわけであります。

市長としても、招かれた客だということですが、実質的には当事者でありますし、次にも出馬されようという方でありますから、こういったものを気づいて、適切なやはり処置というものが必要ではなかったか、というふうに思うわけであります。そのこともできないで、お祭り騒ぎでただ行ってるだけでは、心もとないわけでありまして、使用料の適切改善ということは、何もこれだけに限らずほかにもあるかもしれません。一遍に高額の、高率の改正になってくるわけですから、市民に一遍にこれはツケがくる形になりますんで、適切な時期に、適正な価格で使用料の改善ということは必要ではないか、ということを指摘したいわけであります。

この件について、一言市長の感想といいますか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学校の講堂を市民行事に用いるということは、制度的にも学校長の許可でできるという内容だと承知しております。

使用料のことにつきましては、私は余り詳しく存じませんでしたが、それらのことも、教育委員会の御意向も伺いながら、もし、使用の仕方によってのまた一定の料金というものは、使用料の徴収ということは大切なことでありますので、検討をいたしたい、このように思ってお

ります。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　行政報告に対して、質問をいたします。

今、市長選挙の話がちょっと出ておりましたが、前回、昭和５６年４月１４日火曜日の毎日新聞に、「市役所でカンパ袋」という記事が出ておりまして、部課長さんから選挙資金を集めたということでございます。

今回、市長さんも、またお出になるというようなことらしいんですが、部課長さんからカンパを集める予定でいらっしゃるかどうか。もうお集めになったかどうか、まず、その点をお伺いいたします。（「２月２４日の２００万円は、どこで集めた。カンパだろう」と呼ぶ者あり）

それから、先ほど、文書箱を見ておりましたら、昭和５９年度の日野市公立幼稚園終了式、及び日野市公立小中学校の卒業式の日程が配られておりました。

私は、昨年の６月議会で、公立の市内の小中学校のいわゆる公式行事、卒業式や入学式等で、国歌の斉唱、国旗の掲揚というものについて、質問いたしました。

日野では、公式行事で君が代が斉唱されない、国旗が掲揚されないという事実を指摘をして質問したわけでありますが、今回、卒業式のシーズンを迎えまして、また、４月、来年度になれば入学式もあるわけでございますが、日野市教育委員会としては、学校行事について国歌の斉唱あるいは吹奏、または国旗の掲揚について、適切な指導または伝達等を何かおやりになるべきではなかろうか、と思うわけでございますが、そうした、もうすでに会議等でお願いをしておられるかどうか、徹底が図られるように各学校に、また幼稚園に申し伝えが伝わっているかどうか、お尋ねをいたします。

また、こうした大変難しい面もあろうかと思いますが、市の教育委員会として、こうした行事を行う場合の式のあり方、または、今回の質問では、今質問を私はいたしませんが、その他のことについて、東京都職員組合の南多摩支部、日野には地区協議会というのがあると思いますが、そうした団体と協議をなさることがあるのかどうか、その点もあわせて言及をしていただきたいと思います。

次に、ことしの２月１５日の日野市広報に、１面のトップの記事で、日野スポーツ公園（仮称）建設始まる、ということで、地図入り、絵が入った大きな記事が出ておりました。このリード部分、見出しの部分に、一次分として市が買い受けた約４ヘクタール（５９年購入・約30

億円）です、とこうなっております。

５９年度に、確かに日野市が国からこの土地を買ったということは、私どもも議会で聞いておりますし、また、予算の審議の際にも報告を受け、私どももその審議に当ってきた。また、用地の特別委員会でも、この報告は詳しくなされているわけでございますが、しかし、その中では、私どもが報告を受け、審議をしました内容は、約２ヘクタール、１万9,687.79平米、この面積を２９億3,３００万円で買ったということでございました。

つまり、約２ヘクタールを約３０億円で買ったということでございましたので、この日野市広報の記事と、私どもが議会で聞いておることとは、倍も開きがあるわけです。どちらが一体正しいのか。市民は、４ヘクタールを３０億円で買ったとすれば、単価は約７万5,０００円程度、１平米当たりなると思いますが、この記事は間違いじゃなかろうかと私は思うんですが、市の考え方、間違いでございましたとおっしゃるのか、いや、これが正しいのかわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど市川議員の方からも、今回の昇給の延伸について、資料要求がございましたが、今、職員の皆さんも必死で昇給延伸撤回の動きを、市当局に対していろいろ働きかけをなさって、そうした動きがあるわけでございますが、今、市が抱えております大変大きな仕事の中に、税の申告の受け付けということがあるわけです。市の庁舎の周りにたくさん車もひしめていおりまして、大ぜいの市民の皆さんが市の庁舎にいらっしゃって、市民税の申告、税の申告をなさっているわけです。

２月１６日から３月１５日までということでございますが、この申告を受けて、市民の皆さんは税金をこれから大体4期に分けて納入をする、納税するということになるわけですが、この後、この給与の問題が尾を引きますと、職員組合のビラにも書いてありますが、一切超過勤務はしないんだと、どうしても必要なところは組合が認めなきゃだめだ、ということが書いてございます。

こうした大変仕事が殺到する時期に、超過勤務を職員の皆さんが仮に拒否をされますと、６月からの当初の納期に間に合わず、つまり徴収方法に変更を生じざるを得ないんじゃないか、こういうふうに思うんですが、果たしてこの納期がきちんと市条例に定められているとおり守られるのかどうか。

もし、６月課税ができないということになりますと、市条例の改正まで考えなくちゃいけな

いと思うんですが、そうした支障はないのかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、中野区の準公選の問題について、ちょっと市長の考え方をお聞きをしておきたいと思うんです。（「一般質問が出ているわよ」と呼ぶ者あり）これは一般質問が出ておりますが、多分、準公選をやれということでの質問だと思いますので、私は逆の立場でありますので、あえてここで取り上げさせていただきます。

今回の中野区の準公選の問題、大変、全国の教育に関心のある方が注目していたわけでありますが、残念ながら投票率は大変低迷をし、区民からそっぽを向かれた結果に終わったようであります。前回の投票率が４２.９９％、昭和５６年の数字でございますが、今回は何と27.37％、ほとんど投票した人がいなかったという現状であります。

市長も、前回の市長選挙の当選後、記者会見等におきまして、日野市でも準公選をぜひやりたいということを、声高らかに宣言をされたわけでありますが、具体的な提案は、幸いにしてこの議会に対してもございませんでした。

市民運動と称する一部の、教育の混乱をねらった準公選推進派の人たちは、若干何かのビラを出したり、議会でも若干質問等もあったようでございますが、動きもあったわけですが、結局、日野では、今回まで実現、また提案されるには至らなかったわけでありますが、今回の中野区の準公選の投票率を、市長はどのようにお考えになっているのか、これを最後の質問としてお聞をいたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昭和５６年度の市長選挙の際に、庁内でカンパ袋が回されたということは、私は初耳であります。

したがいまして、会計には関与いたしておりませんが、存じませんと、こういうふうにお答えをいたします。

それから、中野区の教育委員準公選は、これは中野区の全く自主的な行政の中にあるわけでありまして、聞くところによりますと、住民請願から始まって、議会では全会一致の採択があり、それを受けて区長、区政当局がこの事業を、いろいろな市民参加の手続の中で推進をし、今回、第２回目の改選の機会がある、改選といいましょうか、準公選の機会がある、このように承知をいたしております。

私は、今日、中央では臨時教育審議会が行われ、その委員の中にも準公選の、準公選というよりも教育委員の公選は、教育職にかつてあった人を除けば、むしろ教育の関心を国民、市民により喚起する、こういう意味での意義はあるんではないかと思います。

まさに地方自治は、いろんな試行錯誤も許されるはずでありますし、私は市民の意思に沿って、たとえば市民運動によってそういう運動がされるということは、その他の運動と同様に、尊重すべき課題である、このように思っております。

市民自治の立場から言うと、私は、賛成か不賛成かと問われるならば、そういう運動があって、教育問題がより国民の関心事になり、また市民として自分たちの町の教育を自分たちで関与するということには、意義があるんではなかろうか、こう思っておるところであります。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から、仮称日野スポーツ公園の広報の登載記事の件について、お答え申し上げます。

先ほど先生が御指摘のとおりで、間違いございません。全体の面積は、３万9,375平米でございまして、そのうち、買収いたしましたのは、約半分の１万9,687.79平米でございます。

これの買収単価が１４万8,976円で買収をしてございまして、総額で２９億3,300万でございます。その点は、間違いございません。

ただ、広報で、リード分のところで説明不足があった点につきましては、重々おわびを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校行事におけるときの国旗、国歌の問題について、お答え申し上げます。

学校行事等が行われる際、国歌、国旗につきましては、前回の古賀議員さんの御質問の際にも申し上げましたように、学習指導要領に基づきまして指導しております。

なお、１月の定例校長会の際にも、１２月議会の報告をあわせ、学校行事のあり方等につきましての指導は行っております。

各学校では、式のあり方というものにつきましては、職員会議等で式の進め方、こういうも

のについて審議されております。

なお、教職員の地区協議会との間で、こういう問題についての話が取り上げられているのか、という御質問でございますけれど、これら学校行事の際の国歌、国旗問題についても、交渉等については、現在地区協との間では行われておりません。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　税の申告の時期と、税の事務でございます。課税事務と超勤との問題で、いろいろと御心配をおかけしておるわけでございます。

それから、昨年のちょうど暮れから今日まで、組合との中に給与是正問題に絡みまして、いろいろと庁内の中にビラが張ってございました。昼窓の拒否という形の中で、市民の方に多大な御迷惑をおかけしたり、それにつきましては、部課長の対応で、曲がりなりにも対応しておるわけでございますけれども、どうしても渋滞は避けがたいわけでございます。いろいろと申しわけないと思っておりますし、反省もしておるわけでございますけれども、どうしても給与是正問題につきましては、５９年度としてどうしてもしのがなきゃならぬ問題なわけでございますので、何分の御理解を得たいと思います。

２月１４日、１５日の段階までは、２６市全体の中の統一的な闘争という形で展開されてきたものでございます。その段階で、大分収拾機運というもの等も、現実的にあったわけでございますけれども、それ以降につきましては、多摩、日野と、２市の問題というふうな形の中で、多摩市の問題等がございまして、多少延びておるわけでございます。

この中で申し上げているわけでございますけれども、超勤闘争が２月２８日から組合の方で発動している、こういうふうな状況の中では、除外職場というもの等も考慮しているようでございます。

それで、課税事務につきましては、今週から来週あたりから課税事務の超勤に入ろうかという、それぞれの担当課――市民税課の仕事の予定でございます。だから、ぎりぎりまできている、こういうことでございます。

あと、昼間、市民の方が２月１６日から３月の１５日までですか、確定申告という形でいらっしゃるわけでございます。これにつきましては、なるべく御不便のないような、いろんな形の中で努力しているわけでございますけれども、昼休みにつきましては、どうしても滞りが出

ているわけでございます。まことに申しわけないと思っているわけでございますけれども、七生支所におけるところの出張相談等につきましては、万全の体制をつくっていく、というふうなことで臨んでおるわけでございます。

超勤でございますけれども、超勤につきましては、税関係では、今週か来週から超勤にそろそろ入ろうかというふうな状況になっております。それで、５月が固定資産の第１回の納税通知書の発付ということでございます。それから、市民税が６月ということで、今日から納税通知書の賦課事務の積み上げ、事務的な積み上げにも入らなきゃならないわけなんですけれども、さっき申し上げたように、それぞれ組合も良識がございますので、２月１４、１５という段階で収拾していこうと。要するに、3.37で、国並みのベアで１４市が解決しております。

それから、3.18ということで、１市が解決しております。

それから、昭島方式という2.95で解決しているのが、９市でございます。これらの市は、給与是正という６カ月延伸、あるいは１２カ月延伸というものを掲げて、組合と交渉してきておるわけなんですけれども、その延伸の条件も全部中止しまして、ベアをわずか１2.5％ですか、2.95の場合には3.37よりも１2.5％を切り込んだ、こういう是正で妥結しておるわけでございます。

初めから６カ月延伸を掲げて組合と交渉してまいりましたのは、多摩と日野でございます。

そういう状況の中で、１４日、１５日、収拾していこうという機運は、よその市だけじゃございません。日野市におきましても、多摩市におきましても、同様の機運はあったわけでございます。そんなわけですので、先々につきましては、労使とも早急な解決という機運にございますので、結論から申し上げますと、５月の固定資産税の納税事務に間に合わせるための事務、それから６月の市民税、納税書の発行に間に合わせるための事務につきましては、見通しとしましては納期を変更するとか、そういうことなしに十分できる、こう思っております。

それから、市民部長に聞きますと、何週間かのおくれというのは、中で十分取り戻せるという弾力性を持っております、ということでございます。

労使の懸案事項につきましては、早急な解決が得られるような見通しの中にある、と言ってもよろしいんじゃないかと思います。大変御心配をおかけしておりますし、市民にも大変な迷惑をかけております。数えますと、もう２カ月を超える統一的な労使間での――ということでやってきたわけなんですけれども、余りにも長期になっておるわけでございます。いろいろと

反省もしておるわけでございますけれども、どうしても５９年の課題として、反面、しのがなきゃならぬ課題だという考え方も持っておるわけでございます。

何分の御理解と御協力を賜りたいと思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　昭和５６年の前回の市長選挙の折りのカンパ袋が回ったという件は、市長は全然知らなかったということでございますが、毎日新聞の４月１４日号にちゃんと出ておりますので、御自身のことでもありますから、もう少しちょっと言及しておきますが、職員、部課長さん方のコメントとしまして、「余りに非常識。これでは踏み絵ととられても仕方がないと怒る声も出ている」ということになっていますが、大変部課長さんたち、当時、４年前、迷惑をされたということが、この新聞から読み取れるわけでございますので、同じようなことは繰り返されるものでございますから、今回、早目に、一応そういうことのないように、取り上げさせていただきました。

しかも、勤務時間に一部入っていたようです。なければ幸いでございます。

それから、教育長から今お答えがありましたように、国歌と、それから国旗の取り扱いについては、学習指導要領にきちんと明記されているわけです。

それで、１月の定例校長会で議会の報告と話をしたということですが、こうした学習指導要領に沿った学校教育が促進されるようなお立場で、何かお話をなさったのかどうか。具体的に、その点もう少しお話をしていただきたいと思います。

と申しますのは、各学校で式の進め方については討議をするんだということでございましたが、学校には、御承知のように日本教職員組合、日教組の先生方が大ぜいいらっしゃるわけです。１２月議会も次の日は、通知表を渡す終業式の日ということにもかかわらず、夜の夜中まで議場に熱心にいらっしゃった先生方、議場にあふれておりました。そういう先生方からすれば、今回、私が今お話ししている件については、立場を逆にしておられるだろうと思います。

とにかく、学習指導要領に沿ったきちんとした卒業式、入学式というものが行われるようにお願いをしたいわけでございまして、いま１回、１月の定例会でその件に触れられたかどうか、確認をいたします。

それから、地区協議会の件は、今回卒業式、入学式については特に話し合っていないということでございますが、人事の問題、それからこうした学校行事進め方について、地区協議会の

存在というものが、かなり各学校の管理に当たっている先生方の頭を悩ませておられるようであります。こうした非公式の任意団体を相手に苦労される先生方も大変でございます。きちんと、指導室も教育委員会の中にあるわけでございますので、こうしたえたいの知れない団体に日野市の公立学校が振り回されることのないように、この件はお願いをしておきたいと思いますが、今、定例校長会のお話がありましたので、その点の再答弁をお願いをいたします。

それから、仲田緑地４ヘクタール、３０億円でございますが、市民の方は、この記事を読めば、日野市が４ヘクタールを３０億円で買ったと、だれしも思うわけです。日野市民でなくても、この記事を見れば、そうとしか取れないわけです。

正確には、２分の１は無償貸与で日野市がこれから借りる。そして、その４ヘクタールのうちの半分について、３０億円で買ったということでありますから、これはやはり間違いとお認めになって、記事の大きさは大小あるかと思いますが、そうした指摘が議会であったということで訂正の記事を、誤解のないように市民の皆さんにお知らせするために、次の広報でお出しになった方が、私はいいと思います。市長のお考え方をお聞きをいたします。

それから、税の申告のことについては、私もよく専門的な事務の進め方というのはわからないんですが、とにかく市税条例を読みますと、６月が税の納期ということで、その間いろいろ細かい事務を進めて、納税通知書を発送されるわけですから、こうした一時的に作業、職務量がふえる時期に残業をしないということですと、多分支障があるのではなかろうかなというふうにも思って、聞いてみたところですが、現在、そうした支障は考えられないというような御答弁でございましたので、納期については条例改正の必要もないんだろうと思いますので、きちんとやっていただけるものと信じて、この件については結構でございます。

それから、準公選について、市長の方から大変意義のある制度だということで、お話しがありました。

それほど意義のある制度なら、今回の準公選につきましては１億円以上の経費をかけて、しかもＰＲ費には2,０００万円かけて、中野区という、車であれば１時間で区内１周できるような狭い地域に、ＰＲ費で2,０００万、全部で１億円以上のお金をかけて、大変な予算を使って、意義のある、と中野区長も思っておられるかもわかりませんが、やった結果が２７.３７％、鳴り物入りのこうした準公選の運動が、一部の政党や運動家によって進められているわけでございますが、私が先般の一般質問でも取り上げましたように、戦後３回は公選で教育委員を選ん

でいた経緯があるわけです。多分５０代以上の方は、当時、学校の先生なんかが立候補のたすきをして、街頭で演説しておられたのを聞いておられたことがあるかもわかりませんが、やはり投票で委員を選ぶということは、教育の政治的な中立を侵すということで、その反省の上に立って、一つは市長、いわゆる任命、議会の同意を得て任命をするという方法に変わったことを、やはり一つの過去の経験を踏まえた現在の制度であると。

また、もう一つは、地方教育行政法に明らかに違反をしているということでもありますので、まず、こうした制度を取り入れたいというならば、教育委員の準公選を進めたいというお立場ならば、地方教育行政法のやはり改正をまず運動としてはお進めになるべきではなかろうかと思います。

また、一つ、大変重要なことは、多分後日の一般質問では、この準公選がいかにすばらしいかという演説があるかと思いますが、過去４年間、中野区の教育というのは、恐らく一つも改善されていないのではないかと思います。

特に、会議の数は大変ふえたようでありますが、傍聴を許しておられるということもあるんでしょう。大変委員の間でスタンドプレーが目立って、実のある議論がほとんどなかったというのが、大方の陰の声であります。なかなか、投票でみんなで選びましょうというのは、一見民主的に見えますので、大変、特に奥さん方には受けがいいわけでございますが、今回もある中野区議の方のお話によりますと、出る方がもしいないと困るからというんで、区長側が立候補者を出してくれということで、ある団体とかグループに働きかけたというようなことも聞いております。

こうした準公選の問題、公職選挙法の適用はないわけでございますので、特に法律に違反しているということで、自由民主党は、「これは法律に違反しています。お父さんやお母さん方、全国の子供さんを守るためにも投票しない方がいいですよ」という運動もいたしました。やはり賢明な中野区民の大方の方が今回投票なさらないで、中野区の教育の混乱をこれから是正していこうということで、２７.３７％という低率の意思表示があったということでございますので、何も日野市でまたこれをやれという一般質問、おやりになるのは勝手でございますが、市長も意義ありということを今おっしゃったんですが、とりたててこの問題、やはり冷静に４年間の結果が出て、しかも過去、戦後３回やった経過もあって現在の制度になってきているわけですので、私はそうした立場で、もしそうした動きがあれば、それに備えていきたい、こういうふうに考えております。この件は結構です。

前の３点、御回答をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

１月の定例校長会で、どんなような形での指導をしたのか、ということでございますけれど、実は、１２月議会につきましては、御承知のとおり、議員提案、決議という形で一応出たわけですけれど、提案された議員さんの気持ちで、これが取り下げられたというような経過を経ているわけです。

当日、傍聴の方も相当数来ておられたという状況の中で、議会でさえも取り下げるというような状態であるならば、逆に学校の卒業式等についても、校長さん自身考え直したらどうだ、こういうような意見等が現場で出ることも、当然考えられるわけでございまして、私の方は、一応それらの問題につきましては、これは教育の場におけるところの卒業式の意義というものを、やはり現場では十分冷静に話し合っていただいて、学習指導要領に定められているこの線に沿って、卒業式の式というものは持っていただきたい、こういうようなお話を、１月の定例校長会の際にはお願いをしておいたと、こんなような状況でございます。（「広報で訂正があるかないか。仲田緑地」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正確でないということでは、広報の価値が達成できませんので、正確な記事に、訂正になりますか、機会を見てそのような説明をひとつ明らかにしておきたい、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　訂正ということが気に入らなければ、正確にやはり市民に、倍も単価が違ってくるんですからね。いろいろ解釈の仕方が分かれる問題であれば構わないんですが、だれが見ても同じこれは取り方しかできないわけで、正確にやっていただく措置がとられるということでございますので、この点はお願いをしておきます。

それから、今、教育長にお聞きした点について、もう一度確認をしておきますが、確かに12月議会で私が提出者になって、この国旗、国歌の取り扱いに関する意見書、決議を提出いたしました。これは、代表者会議において、私どもは取り下げることについて話がありましたので、

私の考え方を申し上げておきますが、討論を主張しているにもかかわらず、多くの幾つかの会派が簡易採決を主張して、討論をなくしてしまった。

私どものこの提案の理由、また私たちが考えている点について意見を申し上げる、その提案の理由をお話しする機会が、これでなくなるということでありますので、取り下げを行ったわけでありまして、この内容等について問題があるから取り下げたことでは、全くございません。その点、誤解のないように、お願いをしておきたいと思います。

１２月の議会の報告と、それからもう一つ、１月の定例校長会でお話しになったということですが、日野市内の小中学校で学習指導要領に記載されている、書かれていることが徹底されていない、ということからいたしますと、ただのお話だけではなくて、文書でそうしたものを各学校にお出しになることも御検討なさった方がいいのではないかと思いますが、その点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

学習指導要領の中で、国旗、国歌の問題につきましては、古賀議員さんよく御承知のとおり、学校行事等の際は国旗を掲げ、国歌を斉唱することが望ましい、こういう表現で学習指導要領の中に載せられていると。

各学校の校長先生方につきましては、学校行事の持ち方等に当たりましては、今の学習指導要領の精神、その問題と絡めて、非常に時間をかけて改善のための努力をしている、というのが現状でございます。

というのは、先ほど申し上げましたように、学校行事の際、国旗を掲げ、国歌を斉唱するというのでなくて、することが望ましいというような表現の中で対応している、という状況でございますので、その辺の点も、ひとつ御了解願いたいと思うんです。

なおかつ、私たちの方から、学習指導要領の精神というもの、このもの自体は、各学校の方にお伝えすることはやぶさかでないわけでございますけれど、今申し上げたような状況の中で、これを非常にきつい線で、教育委員会が学校に儀式のあり方、儀式の持ち方、そういうものを押しつけてきたというようなとらえ方をされるということは、逆に今の学校現場におけるこれらの問題等の中で、逆効果を生ずる状況等も十分ございますので、その辺につきましては、ひとつ教育委員会、並びに学校長が現在とっている努力、あるいは対応、そういうものについて、

御理解をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　２点、お伺いをします。

１点は、行政報告書の５ページです。５９年度の予算の執行状況が書いてありますが、消防費、執行率８％、このわけを教えていただきたい。現在が、今どうなっているかということも含めて、教えていただきたい。消防費です、執行率８％。

もう１点は、この中には出ておりませんけれども、実はモノレールの計画についてなんです。

私ども、全協等で何度かお伺いをしている中で、当初の第１期工事は、多分高幡不動と立川の間の５キロになるのではないかという見通しを伺っておりましたし、また、新聞等でも、そちらの方の見通しの方が強いというふうな報道がありました。

にもかかわらず、先般の新聞の報道によりますと、第１期工事としては、立川から北の方に行きまして、新青梅街道－立川間、つまり北の方の部分の５キロが第１期工事になりました、というふうな報道がなされておりました。この辺の変更をされたいきさつといいますか、どういった話し合いが行われているのかということ。

それから、今後、それでは我が日野市の方に、いつごろ具体的な工事が始まりそうなことになっているのか。

その辺のことをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上、２点です。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　執行率の点について、お答え申し上げます。

消防費の中で、非常に大きいウェートを占めますが、目の１、常備消防費でございまして、これが常備消防の経費を東京消防庁に委託をするわけでございます。

５９年度は、７億7,０００万ほど予算化されております。さらにその後１億5,０００万追加補正をいたしてございますけれども、この常備消防費がまだ執行されていない、そういうところに理由がございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

モノレールの第１期工事着工区間でございますけれども、現在、東京都に「多摩都市モノレール計画委員会」というのがございます。計画委員会が先般答申をしたわけでございます。その答申の内容が新聞掲載をされたということでございます。正式には、５月ないし６月に知事決定をしたいという段取りになっております。

計画委員会が５キロ区間の着工を答申した主な理由でございますけれども、１番目は、現在の交通混雑の状態、それから交通不便な地域の解消の必要性。

２番目といたしましては、関連する開発事業との一体整備、これは具体的に申し上げますと、立川駅から北につきましては、立川基地跡地の問題、大和基地跡地の問題、それから砂川地区の区間整理でございます。

それから南につきましては、万願寺土地区間整理、それから高幡駅周辺の区画整理、それから立川駅南口の区画整理、こういったものがあるということでございます。

３番目は、営業基地の問題でございます。要するに、モノレールのヤードの件でございますけれども、この件については、やはり１カ所、１６キロ区間の営業する場合に、５ヘクタール必要である、そういうことがございます。

それから、モノレールの利用客の予測でございます。

５番目は、導入空間の問題でございます。これは、道路の整備がどの程度現在進み、今後順調にいくかということでございます。

最後は、５キロ区間を工事をいたしまして、当面、折り返し運転をするわけでございますけれども、その折り返しをする場合の分岐点の問題。

この六つの点を、一応ポイントとして挙げております。この六つの中を検討いたしますと、５番目の導入空間だけが、立川駅以南が優れているというような結論を下しているわけでございます。

そんな結果で、計画委員会は、第１期としては立川駅から新青梅街道ということを、答申をしているわけでございます。

ただ、東京都の方針といたしましては、昭和７２年度までに新青梅街道から立川駅経由、多摩センターまでの１６キロを全線開通するということで、運輸省の軌道の免許も取るわけでございますので、仮に、仮の話でございますけれども、立川駅以南に決まりましても、できるだ

け早急に駅南地域に着工をしたい、というような考え方を持っているようでございます。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　１点目ですけれども、内容はわかりましたが、今年度の予算を見ますと、前年度と比べて、お話しのあった常備消防費、ふえているわけです、負担する割合が。

まだ支払われていないというのは　５９年度分についても、たとえばまだ交渉しなければならないとか、増額をしなければならないとかのことがあるのか。あるいは、すでに出ている金額で大丈夫だけれども、まだ出ていないだけなのか。その辺のことを１点お伺いをしたいということです。

それから、２点目のモノレールの方については、多分今の部長のお話は、たとえ以北に決まっても、以南の方はすぐに取りかかるであろうというふうなお話だと思います。ちょっと間違いがあったんじゃないかなと思うんですが……。

もし、日野市の行政としての対応が十分でなかったために北の方に行ったんではないかなというふうな憶測も、一部にはあるわけです。つまり北側の方が、一生懸命やってほしいよ、というふうな姿勢があったというふうな話も伺っているんですけれども、そういった点はなかったのか。十分な、日野市の行政体としての対応をしたのかどうかということを、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

常備消防費の各自治体の負担分につきましては、従来、消防費の基準財政需要額の８０％という表現でございましたが、それが今度消防法を根拠にいたしまして、１００％負担する、そういうふうに変わってきたわけでございます。１００から８０を引きました差額の２０％につきましては、せんだっての補正で１億5,０００万ほどお願いしたわけでございますけれども、額はすでに決定をしております。いまだ執行をしていないという段階でございます。

なお、８０が１００になりました２０％の負担増は、実質的には調整交付金で面倒を見て、市には負担増はない、こういうことになっております。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

非常に難しい御質問でございますけれども、このモノレールの計画委員会といいますのは、大学の教授を学識経験といたしまして、運輸省、それから東京都、それから各種国段階の団体の専門家、こういったものを入れまして、審議を重ねてきているわけでございます。

私ども、このメンバーから見ましても、かなり理論的に今まで９市の問題、コースの問題、第１期着工の問題、これらにつきまして公正な判断をしているんではないか、というふうに解釈をしております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　時間がないので、ちょっと確認をしておきたいんですが、先ほどの諸般の報告の中で古賀議員が聞いていたんですが、助役や収入役はもう６０過ぎているからいいけれど、５５歳以上の職員については、昇給を１８カ月にして、５８歳以上はもう昇給しないんだと。はっきり言えば、５５になると昇給をほとんどしないと同じなわけです。

こういうふうな案は、だれがどこでつくったのか。日野市だけです、今それで交渉しているのは。あとはみんな撤回しちゃったんです。そうでしょう。

私は、職員の経験のある助役や収入役は、そんな案をだれかが出したら、こんなことできるわけないじゃないか、と言うのは、僕は常識だと思うんです。その点、助役さんはどう思うんです。あなたはまあ６０過ぎたから、もう関係ないかもしれないけれど。あなたが、もし５５歳だったらどう考える。大変なことです、これは。

それから、第２点の問題で市長に聞きたいんだけれども、ほかの市はみんな撤回して、一応団体交渉をどんどん持って、事務を進めているわけです。日野も、あれ一方通告なんです、お話を聞いてみると。１２月５日ですか。団体交渉をやってああいうふうになったんじゃなくて、一方的に突きつけたわけだな、こうしますよって。もっとよく職員の意見を聞いて、まず一応白紙にして、そのかわり職員団体も、部課長さん方も、市長と折衝しましょうと。

私は、先ほどある人から、組合が了解すりゃいいじゃないかと。そうじゃないんです。こういうものは、やはり市民も、やはり議会が了解しなきゃいけない。日野市民１５万が了解しなきゃいかんです。だけれども、まず了解してもらわなきゃならないのは、部課長会の方々です。

それと同時に、職員組合の方々です。今の通告を一方的に突っ張っていれば、迷惑するのは１５万市民だけです。だからほかの市はみんな撤回しているんで、私は、あした補正予算が出ますので、あした、ひとつ今の質問にお答えになっていただいて、それで一晩よく冷静に寝て、

あしたの朝、部課長会の皆さんと組合の皆さんとが話し合ってみるから、この補正予算はちょっと待ってくれ、というふうに提案を、延期を議長さんにお願いされる方が賢明じゃなかろうか、こう思うので、お聞きしたわけです。

お答えしなくともいいですが、希望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に、日程第５、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時１３分散会

3月5日　火曜日　（第2日）

昭和60年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第2号）

3月5日　火曜日　（第2日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良吾君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（1名）

29番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程　昭和６０年３月５日（火）

午前１０時開議

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１　請願第５９－２６号　建設工事の地元業者への優先発注に関する請願

（厚生委員会）

日程第２　請願第５９－１８号　オストメイト（人工肛門人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情

日程第３　請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願

日程第４　特別委員会中間報告について

（設置・選任）

日程第５　日野市議会常任・特別委員会委員の選任について

日程第６　昭和６０年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第７　議案第１号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第２号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第３号　日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第４号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第１１　議案第５号　日野市立つばさ学園条例の制定について

日程第１２　議案第６号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１３　議案第７号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第４号）

日程第１４　議案第８号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第３号）

日程第１５　議案第９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１６　議案第１０号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１７　議案第１１号　昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第２号）

日程第１８　議案第１２号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第４号）

日程第１９　議案第１３号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第２０　議案第１４号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号）

日程第２１　議案第１５号　昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第1号）

日程第２２　議案第１６号　昭和６０年度日野市一般会計予算について

日程第２３　議案第１７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算について

日程第２４　議案第１８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について

日程第２５　議案第１９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算について

日程第２６　議案第２０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第２７　議案第２１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第２８　議案第２２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算について

日程第２９　議案第２３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算について

日程第３０　議案第２４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について

日程第３１　議案第２５号　市道路線の一部廃止について

日程第３２　議案第２６号　市道路線の認定について

日程第３３　議案第２７号　日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行について

日程第３４　議案第２８号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について

（報告事項）

日程第３５　報告第　1号　交通事故（日野市日野本町一丁目６番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について

（請願上程）

日程第３６　請願第60－１号　日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情

日程第３７　請願第60－２号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関す請願

日程第３８　請願第60－３号　東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第３８まで

午後１時１５分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

請願審査報告に入ります。

これより請願第５９－２６号、建設工事の地元業者への優先発注に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査結果について御報告を申し上げます。

本請願は、第５９－２６号、昨年定例会１２月２４日に総務委員会に付託されたものでございます。建設工事の地元業者への優先発注に関する請願でございます。請願代表者は、日野市建設協和会の会長増倉　勇さんでございます。ほか３５名の請願となっております。

総務委員会では、この請願について種々審査を行いました。その結果、日野市におきましては、地元業者への発注が漸時増加いたしてまいっております。しかし、第１点といたしまして、大型工事についても特段の御配慮を願いたい、という請願趣旨が１点でございます。次いでもう１点は、建設工事の前払金制度の推進ということでございます。現在も一部行われておりますが、東京都並みの実施をお願いします、という請願の趣旨でございます。

総務委員会は、慎重審査の結果、全会一致この請願趣旨を実現すべきであるとの立場から、採択と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－２６号、建設工事の地元業者への優先発注に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－１８号、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情、請願第５９－２３号、若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　請願第５９－１８号についての審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、５９年９月の定例会におきまして本委員会に付託されたものでございます。請願者は、三鷹市下連雀２丁目５番－８号、瓦療会東京三多摩センター会長、安部隆夫さんから、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に関する身体障害者程度等級の認定等についての陳情でございます。

陳情趣旨は、身体障害者福祉法の改正による障害認定基準の緩和を図り、すべてのオストメイトが身体障害者として認定されるよう国に対して意見書を提出してほしい。２番目として、身体障害者として認定されなかったオストメイトに対しては、補装具助成金、法外援助の支給をしてほしい。３番目に、申請に必要な医師の診断書の費用は、オストメイトの障害認定の可否にかかわらず全額補助をしてほしいとの内容であります。

本委員会におきましては、計３回に及ぶ慎重審査を行い、その主な点は、１、２については、すでに都と市で１万円の限度としてすでに支給していること。３についても、２６市中、２０市に本陳情が提出されており、そのうち１０市がすでに採択済みであること。また、残る１０市も現在継続中ではあるが、採択の方向で継続中であるとの経緯の中で、本委員会は慎重審査を行いました結果、お手元の審査報告のとおり全員異議なく採択の上、執行機関へ送付すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

請願５９－２３号についての審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、５９年１２月の定例議会におきまして本委員会に付託されたものでございます。請願者は、日野市旭が丘５－１５－３４番地、高比良正司さん外6,９７５名の方々からの請願でありまして、件名は、若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願でございます。

要旨は、現在予定されている若草グラウンド（四中横）への児童館建設を６０年度中に実現してください。建設及び運営に当たっては、住民の要望を十分反映させてください、という内容の請願でございます。

本委員会は、慎重審査を行いました結果、本請願要旨の中に「６０年度中に児童館建設を実現してほしい」と明記されているため、審議がむずかしく、市長並びに担当部長の出席の要請を求め、質疑を重ねましたところ、当地には文化福祉ゾーンとしての市の建設予定計画にもあり、児童館が欲しいところであるが、国への事前協議として、建設計画書も提出しなければならない。防衛施設庁への話し合いも必要等とのことから、６０年度建設には無理があるとのことでありました。

このような継続審議中の中で、御存じのように請願代表者高比良正司さんから、一部字句訂正が提出されました。すなわち「児童館建設を実現するために６０年度中に建設計画に着手してください」と、４字削除、２８字加入して差しかえがなされたのでございます。本委員会では、去る２月の１２日に委員会において再度審議が行われた中で、日野市全体の文化施設のバランスの必要性、運営に当たっても地域性に合った運営に十分話し合いをしてほしい。特に東光寺方面、また、三中新設校断念の中で、これら地域の文化施設建設の具体的構想を、早急に図るべきであるとの強い要請がなされました。本委員会では、このような経過の中で、採決の結果、全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－１８号、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情、請願第５９－２３号、若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより日程第４、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

初めに、下水道対策特別委員長から下水道対策特別委員会の中間報告をしたい旨申し出がありますので報告を求めます。

〔下水道対策特別委員長登壇〕

○下水道対策特別委員長（福島敏雄君）　それでは下水道対策特別委員会の中間報告をいたします。

下水道対策特別委員会は、この１年間、市民要望の第１位であります公共下水道、流域下水道が１日も早く供用開始ができることを念願しながら、委員会を開催してまいりました。委員会での主な論議は、南多摩、浅川、秋川の各処理区の進展状況、受益者負担金に対する考え方、昭島市にあります多摩川上流処理場及び多摩川上流処理場の処理水を利用して、清流を復活させた東大和市の野火止用水の視察などを行ってきたところでございます。

ここでは、三つの処理区の進展状況並びに受益者負担金の論議内容について報告をいたしまして、中間報告にかえさせていただきたいと存じます。

まず南多摩処理区の状況でございますが、南多摩処理区２３２ヘクタールのうち、大栗処分区１１.１６ヘクタールにつきましては、ほぼ整備が完了し、昭和６０年後半には、供用の開始がなされることになっております。その他地域につきましても、事業計画どおり昭和６３年３月には整備が完了し、流域幹線への接続が可能となる見通しになってきております。また、南多摩処理区を受ける流域幹線大栗幹線は、未施行部分８７９メートルがございますが、これは昭和６１年３月に一の宮交差点に到達することになっておりまして、整備の完了いたしました区域を、逐次供用の開始をしていくという状況が整ってきておるところでございます。

２番目に、浅川処理区の状況でございますが、万願寺土地区画整理地１２７ヘクタールを含む１６０ヘクタールにつきましては、昭和５９年５月に事業認可を受けまして、区画整理事業の街路築造にあわせて整備が進められております。

流域下水道浅川処理区につきましては、昭和５９年度より３カ年計画によりまして処理場用地の買収を進めることが決定され、先日の市長報告にもありましたけれども、本年度は3.4ヘクタールの買収、全体の４分の１が完了する見込みでございます。これら用地は処理場外周道路及び水路つけかえ用地に充てられまして、したがって、これらにより万願寺土地区画整理事業の促進も図られる、という側面も持っております。

流域浅川幹線も昭和６０年度より着工が予定されておりまして、処理場建設につきましても、

昭和６４年ないし６５年が展望できる情勢が出てきているという状況でございます。

三つ目に、秋川処理区の状況でございますが、公共下水道事業につきましては、昭和６０年当初に事業認可を受け、同時に工事に着工すべく現在準備が進められております。流域下水道秋川処理区におきましては、現在処理場用地の買収交渉が続けられております。一方、処理場用地、処理場周辺環境整備に力が注がれておりまして、関係住民との合意がなされ、５９年より３カ年計画で整備を進める整備費１５億円が、関係する４市３町で負担することになっているそうでございます。

以上、簡単ですけれども、３処理区の状況を御報告いたします。

四つ目に、受益者負担金についてでございますが、受益者負担金の導入につきましては、多摩平地区及び団地開発に伴うコミプラ設置区域が非常に多く、これら地域からの負担金徴収は非常に無理があるため、住民間の公平性が欠けるという問題点があります。また、事業が長期化するため、建設費の増高により単位負担金が高額化するなどの問題点が多く、現在では受益者負担金制度の導入には問題が多いというのが委員会での論議経過でございます。

以上、１年間下水道対策特別委員会の論議経過並びに現状の御報告を申し上げ、中間報告にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって下水道対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、廃棄物対策特別委員長から、廃棄物対策特別委員会の中間報告をしたい旨申し出がありますので、報告を求めます。

〔廃棄物対策特別委員長登壇〕

○廃棄物対策特別委員長（飯山　茂君）　廃棄物対策特別委員会の１年間の経過を御報告させていただきます。

このたび日野市におきましては、清掃行政の一環として、新設炉の建設をしてまいることは御承知のとおりと思います。昨日も市長のお話の中にございましたように、ごみ行政の大きな枠として、私どもも委員会としてこのことを重点に今後も考え、進めてまいりたいと思います。

本工場は、最新技術で建設されているもので、焼却炉の能力は１日２２０トンを有し、周辺整備環境の保全と、公害防止を優先に運転の自動化省力化を徹底させ、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを利用して自家発電を行い、工場内の消費電力を補うなど、効率的な工場運

営を図る清掃工場であることは、御承知のとおりと思います。

そこで、将来にわたり市民生活に不安のない処理施設を建設するべく、廃棄物対策特別委員会といたしましては、昨年１０月１８日、日立造船株式会社が茨城県水戸市に建設をいたしました最新のごみ焼却工場を行政視察してまいりました。本施設は、昭和５９年７月に着工いたしたもので、運転時間の実績は少ないが、これを視察いたしました。

参考に、日野市で建設しているごみ焼却施設工事の進捗状況を、見ていきたいと思います。終わりに、本市のごみ焼却建設工事の安全祈願祭が、昨年１１月２日に行われましたが、あわせてこのことを御報告申し上げます。

なお、廃棄物対策特別委員会といたしましては、６０年度も各市の処理施設を勉強をしながら視察をして、よりよいこの日野市につくられんことを要望しながら御報告を申し上げます。

終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって廃棄物対策特別委員会の中間報告を終わります。

これより日程第５、日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑・討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第６、昭和６０年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって昭和６０年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、たばこ専売制度の廃止にかかわる地方税法の改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、ただいま理事者の方から提案理由のとおり、たばこの専売制度の廃止によるもので、昨年の８月でございますが、たばこ事業法、それから、日本たばこ産業株式会社法、たばこ消費税法、いわゆるたばこ関連５法案が８月に成立しております。また、これに関連いたしまして地方税法の一部を改正する法律案も昨年の１２月に改正になっております。これに伴いまして、市の市たばこ消費税に係る市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点を申し上げますと、まず納税義務者が従来と変わってきたということでございます。従来は日本専売公社が販売、それから、流通を独占いたしておりましたわけでございますけれども、たばこ消費税の納税義務者は、したがって日本専売公社の１社だけでございました。それが、今回の制度改正によりまして、日本専売公社が特殊会社という形になりました。また、輸入たばこの自由化ということに伴いまして、民間企業が参加をしてまいると。このような中で、たばこ消費税の課税は、いままでどおり販売業者に売り渡す最終卸しの段階で行うということには変わりございませんけれども、納税義務者は、小売販売業者にたばこを売り渡しいたします日本たばこ産業株式会社、それから、輸入たばこを取り扱う特定販売業者、または卸売販売業者ということになりました。まずこれが大きな点でございます。

それから、課税標準でございます。課税標準は、従来は従価割といいまして、従価割一本でございましたけれども、これは、前年度の小売価格の１本当たりの全国平均によって算定するということになっていたわけでございます。新しい税制では、従価割と従量割との併用という

ことになっております。従価割につきましては、現年度。したがって、現年度の小売価格を対象、それから、従量割につきましては、たばこの本数によるということになっております。これがまず２点目でございます。

次は税率でございます。税率が変わってきておりまして、従来は、たばこ１本につきまして１００分の１８.1でございましたが、新たに従価割につきましては１００分の１４.3、それから、従量割につきましては1,０００本につき３５０円ということでございます。まずこの３点が大きな変わった点かと思います。

それから、改正されます条例につきまして、条文の順序に従って概略説明をさせていただきたいと思います。お手元の議案書の１６ページ、１７ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表で御説明申し上げるわけですけれども、何分にも、たばこ消費税関係が大幅な変更になっております。したがって、新旧対照にならない部分が出てまいりますけれども、ひとつ御容赦いただきたいと存じます。

１９条―― １６ページ、１７ページ、それから、１８ページ、１９ページでございますが、それと、２０ページ、２１ページの第２０条関係でございます。これは、納期限後の延滞金に関する規定でございます。従来は１９ページにございますように、たばこ消費税につきましては納期限後日数にかかわりなく、納めるまでは7.3％ということでございました。これが、いわゆるほかの税と同じように1カ月は7.3、それ以後につきましては１４.6という延滞金の扱いになるわけでございます。したがいまして、１９条、２０条につきましては、これも延滞金にかかわります条文の整理を行っております。

２０ページ、２１ページをお開きいただきたいと存じますけれども、９１条でございます。９１条では「納税義務者等」となっております。旧来は、日本専売公社が小売に売り渡すときが納税義務者ということになっておりますけれども、９１条では「製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者」と。これが小売販売業者に売り渡す場合に課税するという規定でございます。

それから、めくりまして２２、２３ページでございます。９２条関係でございますけれども、いわゆるたばこの流通販売機構が複雑になり変わりますので、この９２条関係では納税義務者を明確にする規定となっております。

めくりまして２６ページ、２７ページをお開きいただきたいと存じます。たばこ消費税の課

税標準でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、ここでは従価割、それから、従量割の２本立てで合算してこれを徴収する、と。二つが課税標準になるというものでございます。

それから、めくりまして２８、２９ページでございます。たばこの消費税の税率でございます。これは、先ほど御説明したとおり従価割で、１本につき従価割については１００分の１４.3、それから、従量割につきましては1,０００本につき３５０円と、そういう規定でございます。

それから、９４条の２でございます。たばこ消費税の課税免除がございます。これは、販売業者の、いわゆる国内で消費するたばこ以外のたばこに対する課税免除という規定でございます。

後段でございますけれども、９４条の３、たばこ消費税の徴収の方法でございます。９４条の３は徴収の方法でございまして、原則として申告納付の方法を規定されたものでございます。

めくりまして３０、３１でございますけれども、９４条の４、それから、９４条の４の第１項から３４ページの５項までででございますけれども、これは、申告納付する際の手続上の規定でございます。

３４、３５ページをお開きいただきたいと存じます。下段の方ですけれども、９４条の５でございます。製造たばこの返還があった場合の控除、こういう規定もございます。卸売業者が小売店から販売の解除があったというような場合には、返還が控除されるという手続でございます。

それから、３８ページ、３９ページでございます。第９４条の６でございます。納期限の延長。これは、旧来ございませんでしたけれども、いわゆる販売代金が回収できないというような場合には納期の延長が申請できるというもので、規定でございます。もちろん担保の提供が前提となっております。

９４条の７でございますけれども、第１項、第２項、これは、不足税額等の納付手続の規定でございます。いわゆる不足税額―― 過少申告加算金とか不申告加算金とそういったものを納付する場合の規定でございます。

それから、４０ページ、４１ページでございますけれども、たばこ消費税の普通徴収の手続という条項も入っております。本来は申告納付でございますけれども、普通徴収の場合も考えられるということで、この規定が加わっております。

以上、概略申し上げましたけれども、従来と異なりまして、民間企業がたくさん納税義務者

としてたばこ市場に参入してくるということが予測されるということで、課税の適正化、それから、税の捕捉漏れがないようにと、あらゆる起こり得るケースを想定して対応できるような規定ということになっております。

はなはだ雑駁でありますけれども、説明を終わらせていただきます。なお、この規定は６０年の４月１日から適用ということになっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　税率が従価割と従量割になるわけですね。これまでは単純に１００分の１８.１ですか―― であったわけですけれども、まず、日野市が税収として入れる金額にどの程度の影響があるかということなんですけれども、ほとんど従来どおりの金額であるのか、あるいはダウンをするのか、その辺の見通しをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　改正になりました税率で、旧来と比べてどのような影響があるか、ということでございますけれども、この税率につきましては、国会等でも大分議論があったようでございます。市町村に、いままでどうり余り変化がないようにということで、税率が決められたというふうに聞いております。したがって、ほとんど増減が余りないというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ちょっと馬場議員のいまの質問と少し重複するんですが、昨年度は５億6,１００万ほど、たばこ消費税入ってきているわけです。今度の６０年度の予算を見てみますと、ほとんど変わりがなくて、５億7,８００万程度になっているわけですが、以前は―― ことしの３月３１日までは、要するに納税義務者というのは日本専売公社であったということで、非常に税の徴収ということも容易であったというふうに思います。いまの説明を聞いておりますと、今回からは―― ６０年度からは卸売業者等に課税をするということになっておりますので、その納税義務者というのが複数になってくるというふうに思いますが、収入ぐあい―― 予算書を見ますと１００％ということになっているんですが、１００％にこしたことはございませんが、こうした徴収事務ということは、従来の専売公社に課していたときと同じように、市の方に格段の負担や、また、そうした徴収漏れがないように、比較的容易に従来どおりできるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　確かに御質問のとおり、納税義務者が複数になるわけでございます。６０年度の予算につきましては、従前の方法で算出いたしましたので、その点は御了承いただきたいと存じます。ただ、いまのところはこのようなまだ民間の企業ができておりませんので、影響というものはどの程度あるかということは、いますぐにはお答えできませんけれども、将来には、そういった卸売業者がふえれば、当然事務もふえるというふうには考えておりますけれども、何分にもこれは申告納付でございますので、一つの、これは手続としては市の方の負担を軽くしている。それとあと、いわゆる申告漏れとか不申告、それから、虚偽の申告とか、そういったものについては、かなり厳しい条例となっておりますので、その点については、捕捉漏れがないようにはなっておりますけれども、現状では、まだ―― 先ほど言いましたとおり、納税義務者がまだふえておりませんので、いまのところは影響ないと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、都の農作物共済にかかわる当然加入基準の改定に伴い、本市の共済関係の当然成立を改めるため、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

４ページ、５ページをおあけいただきたいと思います。今回改正をお願いいたしますこの条例は、東京都の告示第５６５号によりまして、農作物共済水稲にかかわる当然加入基準が、現行の１０アールから１５アールに改められたことによるものでございます。したがいまして、この新旧対照表にございますように、日野市農業共済条例の第２０条第１項第１号にございます水稲１０アールを１５アールに改めるものでございます。

従来まで、当然加入基準は１０アールから３０アールまでの間で都道府県知事が定めることになっておりましたけれども、この幅を農林水産省では２０アールから４０アールに引き上げたい、こういう意向を各都道府県に通達をいたしまして、５８年末から関係機関あるいは団体等協議をしてまいりました。東京都のように、地域の実情から一度に水稲の最低基準を２０アールに引き上げますと、共済制度の存立が大変危ぶまれるような状況にもなりかねない。そういうことから慎重な検討を重ねてまいったわけでございますが、最近、結論が１５アールということに落ちつきまして、１５アールの改正をお願いするものでございます。改正後の当然加入基準については、昭和６０年産の水稲から適用をいたしたいと考えております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市営火葬場の使用料を改めるため、日野市営火葬場使用条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回、改正をお願いいたしますのは、別表の火葬場の使用料金でございます。４ページの新しい火葬場使用料金表並びに５ページの古い火葬場使用料金表のうち、市外の欄がございます。右側に市外の欄がございますので、その市外の欄を対照していただきたいと存じます。区分のところ、一番上、満１０歳以上の者、１万円を２万円に改正いたしたいと存じます。それから、満１０歳未満の者（死胎を含む。）5,０００円を１万円に。それから、改葬遺骨につきましては同様5,０００円を１万円に改正をいたしたい。

この改正の理由といたしましては、近隣の火葬場の料金にならったこと、さらに、最近の一体当たりの火葬費、直接的な火葬費を１体で除しますと２万1,０００円程度になりますので、その実額に近づけたこと、この２点の理由でございます。

よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって良好な住環境を確保するため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から、議案第４号の日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきまして詳細御説明を申し上げます。

御承知のとおり地区計画につきましては、昨年の７月６日に日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例が制定され、南平一丁目地区の高幡鹿島台ガーデン５４地区の地区計画が、昭和６０年１月１０日に都市計画決定され、すでに告示されているところでございます。このことに伴いまして、同区域内におきます地区計画で定められている内容を実現するについては、現在の都市計画法に基づきます条例だけでは、建築物の建築に当たって、その届け出が市に提出された際、審査を行う時点で地区計画の内容と違反する内容があったような場合、これを是正の勧告をすることにとどまりまして、このままの状態でおきますと、この勧告に従わないで工事が行われる場合が考えられるわけでございます。

したがいまして、これらの建築行為を事前に是正するためには、さらにこれを補完するための規制が必要となってくるわけでございます。このことは、今回の条例制定の趣旨でございまして、この条例は、建築基準法に基づき市町村が定めることになっておりまして、この条例によって地区計画で定めました建築物の敷地、高さ、壁面距離等の規制につきまして、建築確認の対象となりまして、これに違反した建築物に対しましては、是正措置命令や罰則が科せられてまいります。地区計画の内容の実現が、より確実なものになってくるわけでございます。また、この条例が施行されますと、特定行政庁であります東京都においては、この条例に基づきまして行政指導が行われることになるわけでございます。

内容につきまして御説明をいたします。

第１条は目的でございます。先ほど市長から提案理由がありましたような目的をもって条例を施行するものでございます。

第２条は適用区域でございますが、６ページをお開きいただきたいと思いますが、６ページの別表第１に、ここに定められております区域、これは「日野都市計画高幡鹿島台ガーデン５４地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域」というふうになっております。これを、用途のこの２条に基づいて別表でこれを定めたわけでございます。

３条でございますが、用途の制限でございます。ただいま２条で申し上げました整備地区、区域について同じく７ページでございますが、別表２が出ております。この別表２のア欄のところにA地区、B地区と二つ分けてございますが、地区ごとに、この同表に掲げておりますイの欄に掲げてある建築物については建築することができないというふうになっておりまして、住宅または建築物に附属するもの以外のものについては建築することができないというふうになってまいります。

第４条でございますが、敷地面積の最低限度を定めております。これは、別表２のウ欄に掲げておる数値以上のものでなければならない。１８０平米以上を規定をいたしてございます。

第５条でございますが、壁面の位置の制限でございます。同じく壁面の位置につきましては、別表のエの欄に掲げてございます数値以上。これは、A地区につきましては１メーター、２階部分については２メーター、それから、B地区は同じく１メーターでございますが、２階部分について2.5メーターを離さなければならないというふうに規定をしてあるものでございます。５条の２項につきましては、適用除外の建築物等。これは、同じくエの欄の適用除外の建築物等のところに掲げてあるものでございます。

続きまして第６条でございますが、高さの制限でございます。これは、２表のオの欄で、この数値を超えてはならないと。A地区については９メーター、軒の高さが6.5メーター。B地区については8.5メーター、軒の高さが６メーターというふうに定めたものでございます。

７条関係でございますが、この地区計画の区域の内外にまたがってかかる敷地についての措置でございますが、これは、第３条、第４条第１項の規定については、全部についてこれらのここに掲げてある規定を適用するというふうになっております。

第８条でございますが、これは、３条の用途の制限、それから、４条１項の敷地面積の最低限度、それと、６条関係の高さの最高限度、これの特例でございます。市長が、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないというふうに認めて許可したものについては、この３条、４条１項、６条の規定は適用しないということでございます。

それから、９条関係でございますが、同じく特例でございまして、公益上必要な建築物については、市長が認める範囲内において当該各規定は適用しないというものでございます。

１０条でございますが、既存の建物についての制限の緩和でございます。

それから、１１条が委任でございます。

第１２条が、これらの行為に違反をした場合の罰則。各号に該当するものは１０万円以下の罰金に処するというふうになっております。

それから、付則でございますが、この条例は昭和６０年４月１日から施行すると。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。箙野行雄君。

○１０番（箙野行雄君）　　いまの説明だけでは理解できない点があるので質問いたします。

たしか日野市地区計画条例というのがあるわけです。それに基づいてこの条例ができたと思うんですけれども、別表を見ますとウですか、建築物の敷地面積の最低限度は１８０平米となっております。１８０平米というと約５５坪弱になるわけですが、これはどうなっているんですか。この坪数を、これから区画整理区域とか、当然合意が得られれば地区計画の網をかぶせるようなことがあるかと思いますけれども、その地域でもこの別表を適用するわけですか。地域によって、また違う別表をつくるわけですか。その辺どうなんですか。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

ただいま１８０平米ということで規定をここでしてございますが、これは、あくまでも別表の第１に掲げてございます高幡鹿島台ガーデン５４地区に限られてございます。したがいまして、今後区画整理事業、あるいは地区によってこういう制度を設ける場合、これはまた別表の追加という形で、その地区地区に合った面積で、ここの別表の１に掲げます地区については、新たな別表２を設けるということになってまいります。

○議長（高橋通夫君）　　次、市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　この、まず所在なんですけれども、高幡鹿島台ガーデン５４地区。これ、いま鹿島建設で分譲を始めているあの地域だけなのか、あの地域のいわゆる鹿島団地全部を指しているのか、番地が入ってないのでちょっとわからないんですけれども、まずそれをお答えいただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

現在鹿島台の中で分譲されている新しい分譲地がございます。ここに限られます。それ以外の、すでにできておるところは、またつくるとなれば別の基準に基づいてつくっていく、という形になると思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　もう一つ。これ高幡鹿島台地域というと、何か高幡と鹿島台地域とが含まれるような錯覚をするんです。あれは南平一丁目なんです。分譲地名が高幡鹿島台ガーデンということで、あなたの生活を変えるというんで、大きな看板が出ているんですけれども、これちょっと誤解を招きやすいですね、こういう名称ですと。そうすると、いわゆる鹿島団地の中でも、また限られた一地域だけがこういう特別の指定を受けるということは、業者からの申し入れでこうしたのか、あるいは日野市として、理想的な環境を図るためにこういうシステムに持っていったのか、どちらなんですか。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

名称につきましては、やはりそこの地域の名称をできるだけとっていく、というようなことで、鹿島建設の方でそこを分譲する場合にこの名称を使っておりますので、これを使うことによって、なおはっきりするということがございますので、この名称をとらせていただいた。

それから、２点目でございますけれども、私どもは地区計画制度を導入していこうということで、種々検討を行ってきたわけでございますが、その中で特にここのガーデン５４地区につきましては、良好な環境が現在維持されていくであろうということが予測されるわけでございます。面積的にも非常に１８０平米以上の面積を取ってございますし、これを細分化しないと

いうことで、私どもの方から鹿島建設の方に、こういう制度を適用したいがどうだ、という働きかけを行ったわけでございます。従来ですと、建築協定というようなことで、いままであちこちの整備地区が、この協定に基づいておったわけでございますが、この地区計画制度という制度ができまして、これは従来の協定よりも非常に厳しいというか、将来に向かって確保された制度でございますので、したがいまして、こういう働きかけを行った結果、了解を得たということでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　いま１８０平方メートル、５５坪ぐらいだろうと概算で思うんですが、現在あそこへは人はだれも住んでないわけで、現在、分譲の家を建っているんですか、幾つかサンプルの建っている家を見ると、安いので7,５００万、ちょっといいと１億円の値段がついて、まだ全然売れてないんです。確かにこれは理想だと思うんです。あの中を細切れにして本当に何ていうんですか、密集した家屋になるよりは、町並みを整然とした見るからに高級住宅街というイメージを与えるんですが、実際7,０００万から１億円と一口に言いますけれども、こういう人たちは── いずれ買う人がいるのかどうか知りませんけれども、こういったものをぴしっとあてはめてしまって、本当に町の方は、受け入れる方はいいかもしれないけれども、実際買う人の立場になった場合どうなんだろう。非常に私いまこれを憂慮したんで、その辺の見解はどういうふうに思っているのか、お聞かせいただけたらありがたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

確かに現在分譲されていますのは、建売り分譲という形で売買をされているようでございますが、非常に高額でございます。この高額なものについても、私ども鹿島建設の方と、いろいろこれを分譲する前に国土法に基づきます検討チェックを行ってございます。そういう段階でも、内容聞いてございますが、この１区画の面積はこれでいきたいと。それと、上物を建てて分譲すると。それは社の方の方針で決まっておるということでございます。したがいまして、分譲の方は恐らく高給の所得のある方が入るということが予測されるわけでございますが、その販売努力は、あくまでも鹿島建設で行っていくということについては、これは了解をされているわけでございまして、それによって売れないからということで、これを細分化するということは考えられないことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　もうよろしいんですけれども、１点だけ。いま、はからずも私お聞きしようと思ったこと部長おっしゃられたんですけれども、あの造成は、たしか昭和45年以前だったと思うんです。国土法を適用されていると思うんですが、ここでこういった価格で売っても、国土法に抵触することはないというふうに思ってよろしいんですか。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　国土法の関係は、一定の面積、たとえば市街化区域では1,０００平米以上のものの売買がある場合には、国土法に基づいて、その販売価格等についての事前チェックが都において行われるわけでございます。東京都は、その前段として市の方に事務の── 経由事務という形でもって市の方に書類を提出させ、そこを経由して都の方に上げていくというようなシステムがとられていると。したがいまして、国土法はそういうことで販売価格等の内容のチェック── 妥当な数字であるかどうかということのチェックでございます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　さっき市川議員の質疑の中で都市整備部長が、いままでの建築協定より強いんだと、こういうようなお話なんですが、いままでの何か一団地というんですか建築協定は、１人くらいなり２人くらい── 人数というのか面積というのか私わからないんですが、たとえば同意しなくても、たとえば１種の住専区域には飲食店なり何かをつくっちゃいけないと。こういうところでその人が何区画か入ってなくても建築協定を結んだと。こういうことでいくと、今度はそういうことというのは絶対許さない。さもなきゃ全部造成業者なら造成業者の中で、個々に売る前に、こういうのを地区を設定してやるのか。さっき籏野議員との質疑の中では、区画整理等はその地域によって制限坪数というのを何か、いわゆる何ていうか適合することに変えるんだ、というようなことも整備部長違う場合があるんだと、たとえば１８０平米以下になる場合もあるし、以上になる場合もあるんだというようなことをお話しなんですが……。どうなんですか、これとは罰則条項で、こういう鹿島なら鹿島が持っているん

だけれども、１０万円以下の罰金だということになると、いままでの建築協定で私なんかも多少仄聞するところによると、じゃあ、法人でいなければその人が違うところへ売ったり、違う高さの面積、いろんなことをして内容変えても建築法上に、建築確認に必要なものを取れさえすればいいんだということになれば、やれるのかどうなのか。その辺のところをちょっと聞きたいんですがね。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

先ほど私は、建築協定よりも強い制度であると申し上げましたのは、建築協定は一応２０年の期限でございます。これが、法律に基づかないで地域住民の方々の合意によってつくられていくというのが協定でございます。一方、この地区計画は都市計画法、それから、建築基準法に基づきまして定められたものでございまして、１回定められますと改正されるまでこれは無期に継続していくと、いわゆる期限的な設定はないということでございます。そういう意味から協定よりは強い内容を含んでおるということでございます。

それから、ここは確かに分譲地でございますので、現在鹿島建設の方で計画した区画・建物に基づいて売買がされていくということでございます。売る前にこういった点については、そういう内容で買っていただくということになりますので、当然、売却前に、こういう地区計画制度を設けていくという趣旨でございます。ただほかの地域、たとえば万願寺が現在区画整理を進んでおりますけれども、万願寺区域にこういう制度をかける場合には、やはり住民の方々の合意を得るための説明会、公聴会等も十分開いていくということになるわけでございます。今回の場合も、公聴会を開いたわけでございますが、まだ販売が終わっておらない、始まった段階でございますので、鹿島建設１人を呼びまして公聴会を一応開いたという経過がございます。

それから、１８０平米は、これは、もうすでに区画ができております。したがって、これを細分化はもう恐らくできないという、現在の区画の内容見てみると、これを分割することは不可能であろうということが予想されるので、一応１８０平米以上というふうに規定をさせていただいたわけでございます。

ただ、１０万円の罰金と。確かに額そのものについては、１０万円払ってしまえば免責になるというようなことがあるかと思いますけれども、しかし、額の問題ではなくて、こういう違

反建築、たとえば大手の企業が違反行為を行ったということは、社会的な制裁が科せられるということが非常に大きな、私どもの方から、行政から言わせるとメリットがあると。そういう面から違反行為がなかなかやりにくいと。そういう精神的な面からも拘束をしていくと。実際に違反した場合には罰金刑を科していく、というような内容になっているわけでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第５号、日野市立つばさ学園条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５号、日野市立つばさ学園の条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、心身障害者の福祉の増進と社会活動を促進する場を提供するため、日野市立つばさ学園条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは議案第５号、日野市立つばさ学園条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、先ほど市長から提案のありましたように、国際障害者年の答申に基づいて旭が丘二丁目４２番地、通称福祉文化ゾーンに精神薄弱者福祉法の１８条１項２号に基づきます施設通所授産施設と、身障法の５条１項に規定いたします身障者の福祉センターを

設置するものでございます。また、この運営を日野市社会福祉事業団に委託をするということを規定するものでございます。

それでは２ページをお開き願いたいと思います。

まず、この条例の目的でございますけれども、ここに規定してございますように、心身障害者福祉の増進を図るため、日野市立つばさ学園（以下「つばさ学園」と言う。）を設置し、その管理運営等については必要な事項を定めるということでございます。

第２条の設置のところでは、この所在地を旭が丘二丁目４２番地ということで設置するということでございます。

また、第３条の事業につきましては、まず(1)精神薄弱者の自立に必要な指導及び訓練。それから、(2)の身体障害者についての相談及び訓練に関すること。(3)の、前２号のほか、市長が心身障害者の福祉の増進に必要と認めること、ということでございます。

４条の施設でございますけれども、先ほど申しましたように(1)には精神薄弱者福祉法第１８条第１項第２号に規定いたします精神薄弱者授産施設、これをひばり学級と呼称いたしまして設置いたします。また、(2)で身体障害者福祉法の第５条第１項に規定します身体障害者福祉センター、呼称やまばと学級を設置いたします。これを併設で設置いたします。(3)その他市長が必要と認める施設ということでございますけれども、これにつきましては、事業を遂行するに必要な給食サービス施設とか、あるいは、その他日常生活の援助事業を行うに必要な施設を設置いたします。

第５条の休業日でございますが、これは、ここに掲げたとおりでございます。

第６条の使用時間でございますが、(1)のひばり学級は午前９時から午後５時まで。また、(2)のやまばと学級につきましては午前９時から午後９時までということでございます。また、前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができるとなっております。

第７条の入園及び使用でございますが、まず第７条の１項でございますが、ひばり学級、これは精薄者の授産施設でございますが、これに入園できる者は、(1)法第１６条第１項第２号の措置を受けた者ということでございますが、これは、精薄法の１６条１項２号は措置に関する規定でございます。これを受けた者、福祉事務所長が措置をした者ということでございます。第２項のやまばと学級を使用できる者は、(1)の身体障害者、(2)の、その他市長が認めた者ということでございますが、これにつきましては、手帳を有しない身障者及びその関係者等でございます。

第８条の使用手続につきましては、ここに掲げたとおりでございます。

また、第９条の費用の徴収でございますけれども、これは、ひばり学級につきましては、法第２７条の定めに従いまして費用の徴収を行います。これは、負担能力に応じて支払っていただくということになっております。また、第７条の２項は、これはやまばと学級でございますが、これは無料でございます。

第１０条の委託でございますが、ここに、社会福祉法人日野市福祉事業団に委託するという規定を掲げました。そして、この委託する事業につきましては、(1)、(2)、(3)にそれぞれ掲げておるとおりでございます。また、第２項に、前項の委託事務の執行に関する経費として、予算の範囲内において委託料として支払うということでございます。

また、委任条項といたしましては、必要な事項は、市長が別に定めるということに規則にゆだねております。

付則といたしまして、この条例は、昭和６０年４月１日から施行するということでございます。

また、お手元にお配りをいたしました附属資料でございますけれども、規則をお手元にお配りしてございますけれども、これらにつきましては規則の中では、ひばり学級の定員を４０名ということで第２条でうたっておりますし、また、第３条、第４条で入園及び使用の手続等について規定しております。

以上で御説明を終わらしていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　お尋ねいたします。１０条で、社会福祉法人に委託をするということなんですが、この福祉事業団については、たしか新聞でも何回か報道されまして、マスコミでも注目されているところだと思うんです。この事業団の経営というのは、公立民営的なものだろうというふうに理解しているわけですが、そこで、何点かその辺の基本的な点を踏まえますと、将来、高齢者対策でこういうふうな── これは、身障者の方とか精薄の方を対象にした事業団ですけれども、将来、高齢者対策について、こういうふうな形態のものが十分考えられますんでお聞きするわけですけれども、一つはこのつばさ学園条例の目的です。この３

条の目的のところの、それをそっくりが１０条で、事業団に委託をしますというふうな形になっているわけです。その中で具体的に休業日ですとか、使用時間ですとか、それから、その中の運営について市長の権限がかなり入っているわけです。そうしますと、先ほどこの福祉事業団というのは、民営的な形態をとって、かなりその辺の公的な色彩を帯びない柔軟な弾力性のある運営形態を考えているとしますと、かなり内容が厳しいのではないかというふうに思うわけですが、その辺どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思いますが……。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

第１０条で規定しております福祉事業団の委託でございますが、これは民営といいますか、福祉法人に委託をするという規定でございますが、この委託の対象といたしましては、このような心身障害者のための養護施設のほかに、老人施設等が考えられるかということでございますが、これも器としては十分考えられるというぐあいに考えておるところでございます。

また、この規定が少し片寄り過ぎるんじゃないかと、こういうことでございますけれども、これにつきましてはつばさ学園── 内容は心身障害者の養護施設でございますので、一応その辺の内容を考慮した規定をいたしておりますし、また、必要な運営につきましては規則等で定めていくということで概略を定めておるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　要するにマスコミで報道された事業団の性格からいって、一歩仕事の内容については非常に公益的な色彩が強いわけでありますけれども、民営的な特色を持たせて運営をすると。その中で効率性の問題ですとかさまざまなことが出てくるわけですけれども、その運営の自由性というんですか、事業をやっていく過程でさまざまな研究工夫を取り入れて、そこで目的にかなった、より体制の整うような研究過程といいますか、そういうものはあると思うんです。内容も精薄の方とか身体障害者の方のことですから、その辺特に強いと思うんですが、そういうことを考えますと、いわゆる公的なものとしてつくったけれども、民営的なものは、もう少しそれを担当する運営する方の権限に任せるような範囲でよろしいんじゃないかと。余り細部にわたって、この条例でもしばり過ぎているんじゃないか、というふうに思うわけですが、その辺、当初の福祉事業団が設けられた趣旨と、この条例とでは少し違

いが出てくるんじゃないか、ということでお聞きしているわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御指摘のように幾つか規定がございまして、その中にいま休業日、あるいは使用時間というような形の規定をいたしております。また、運営及び使用ということでの規定もいたしておりますが、これは根幹にかかわるものというぐあいに私どもは理解しておりまして、その他の内容につきましては、施設長以下の職員の検討の中で十分に委託をしてやっていかせようと、こういうぐあいに考えておるところでございますし、特に個々については、東京都につきましても十分に打ち合わせをいたしまして規則を設けたいということでございます。

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　隣の夏井先生が高度の質問をしたんで、私は全く幼稚なんですが、つばさ学園という名称がどこから出たのか、あの辺は、また旭が丘だから飛行機が飛んでいるから、つばさ学園というふうにつけたのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　この名称につきましては、市長ともよく相談をいたしまして、今後の身障者の飛躍といいますか、羽ばたきを掌徴すると。こういうことで未来に向けて羽ばたくということを象徴いたしまして、つばさ学園ということを呼称として選びました。ひとつよろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっと質問したいんですが、市長の予算編成方針と事業についての中でも、いわゆるつばさ学園をつくって今年完成して、社会福祉法人日野市事業団を発足させて、しかも施設長は都の指導のもとに云々というようなことで出ているんですが、公設民営というんですか、公設── こういう事業団というのが一つの時代の趨勢というようなことは私も了とするんですが、現実の運営になった場合に、どこまでうまくやれるっていうんですか、ひらたい言葉で言えば。そういうようなことを考えると、身障者の施設で、しかも働く場所もともにやるというようなことになると、どうなんですか。あそこの場所で多少すぐ、いわゆる体に云々と── 医者というか、看護婦さんとか、こういうもののすぐ必要の人ではないのではなかろうかという理解を私持つんですが、その辺の連携というのは市立病院でやるのか、

開業医でやるのか。そういうことをどういうふうにお考えになっているのかというのが1点と、この事業団の実際経営を、いわゆる入る人はかなり── さっき夏井議員さんの質問にもあった── 市長の何か権限があって、運営面は事業団でおやりになるということなのですが、その辺のところのうまく軌道に私乗るのかなあというような心配があるんですが、その辺の何か具体的に先進地など等でこういうふうにやるんだと、こういうようなことがあったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まずここに入園いたします── 入所あるいは使用いたします者の急病等の場合の対応でございますけれども、これは、園医を近くのお医者さんにお願いをするということで考えております。直ちに対応できるということで、緊急な場合にも駆けつけていただけるお医者さんをお願いすると。また、その他市立病院とも十分に事前に連携をとっておりまして、何かの際にはお願いをしたいと、こういうぐあいに考えているところでございます。

また、この施設が今後どのような形で発展するだろうかということでございますけれども、私どもといたしましては、すでに板橋、あるいは国立等においても、このような施設が発足いたしておりますし、そのような施設が、われわれが目指しておる運営の類似形態として、類似のものとしてすでにりっぱに運営されておりますので、十分に今後機能を果たしていけるだろうというぐあいに考えておるところでございますし、また、当面はこの施設に収容いたします心身障害者は、大体中程度のものを引き受けると、こういうように考えておるところでございます。何せ今後の問題でございますので、私どももできるだけ努力をし、また、ここに入ります入所者、入園者の要望等もよく聞き、施設担当者の意見等もよく参酌しながら、よりよい経営ができますように、それぞれ自主的な運営等もそんたくしながらやっていきたいと、こういうぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第5号、日野市立つばさ学園条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第6号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第6号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市立幼稚園の保育料を改めるため、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては教育次長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。再度の提案となってまことに恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長から詳細の提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま市長の方から提案理由がございましたとおり、本議案につきましては、１２月の定例市議会に引き続きまして、再度提案をお願いするものでございます。

先般の定例市議会の際に御提案の際に説明申し上げましたとおり、現行の保育料を年額7万2,０００円でございますけれども、これを9万円に本年4月1日から改定いたしたいということで、条例の第2条の改定をお願いするものでございます。現行の保育料の月額6,０００円でございますけれども、これにつきましては昭和５５年に改定いたしまして、本年で5年目を迎えるわけでございますけれども、その間、人件費も上がっておりますし、また、物件費も上がっております。そういった意味で、私立幼稚園との間の保育料の格差も生じております。したがいまして、現行の保育料を適正な保育料に改定するために、現行月額6,０００円を、さらに1,５００円の上積みをいたしまして、月額7,５００円、年額9万円に改めたいというものでございます。なお、この適用につきましては、本年の4月1日を予定しておりますので、適用につきましては６０年4月1日からお願いをするものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようにお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　きのうも申し上げたんですが、市長に質問します。

市長は、前回これを提案されて否決された後、われわれ議会に対して、議員に対し、３月に議会の根回しを十分行い提案をいたしますと、こういうたしか一ノ瀬議員でしたかの質問について── 再提案するのかという質問に対して、議会の根回しを十分に行って、今度は通るようにいたします。私は、実は根回しに来てくださるのかと思っておりましたところが、私のところへはおいでにならなかった。そこで市長に聞きます。恐らく共産党所属議員の根回しは十分行ったと考えられますが、なおそのほかにも根回しをどのようにされて提案されたのか。提案理由の中で、前回の議会において市長が本席で確約した、根回しを行ってから行いますというお約束は、どのように実行されたのか、御回答願います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　根回しというふうな不穏当な言葉を使って、まことに失礼であったと思っております。それで、議会の外の場におきまして、実質値上げでございますし、このことに至るゆえんと、それから、必要な理由を、それぞれの議員さんにお願いをしたと。先生の場合にも、御理解を教育委員会の方からお願いをするように、ということも指摘をしておったわけでございます。そのあたり、ひとつ何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　ちょっと１点聞きたいと思うんですが、いま古谷議員さんから根回しの話が出たから、根回しの話も私がこの前指摘しておいたんですが、根回しの話はさておきまして、前回の提案のときに教育長── 恐らく文教委員会の審議の過程の中にも、父母の負担が、通常経常経費というんですか、消費的な経費の３分の１だと。だから２７万の３分の１だということで今度は９万円にするんだというお話、このいわゆる根拠をきちんとするということと、いま１点、いままでは私常任委員会は厚生委員会に属していまして、赤ちゃんが生まれて半年たってお子さんを保育園に預けると── これ絶対的な指数じゃないけれども、まあまあ一つの目安になる指数、ゼロ歳児は月額市の持ち出し分が何ぼかかると。それから、１歳が何ぼかかる、２歳が何ぼかかる、３歳が何ぼかかり、４歳が何ぼかかる、５歳が、５歳でも４万円を超えるという中で市の持ち出し分がどうで、国の持ち出し分なり都の持ち出し分、いわゆる預けていられる受益者というんですか、この負担が何ぼと、こういう指数を資料として厚生委員会で資料要求して、参考資料という形ではやや近いものを私もつかんでおります。そういう中で、いま幼保の一元化というようなこと市長もよく言われているんですが、その中で全くつくられた経緯は幼稚園と保育園というのは違います。しかし、現実の問題で過日の厚生委員会に、いわゆる産休明けすぐから子供さんを、いわゆる赤ちゃんというか、預かっていただきたいという請願は、継続審査になっていますが、そういうふうに見てくると、措置に欠けるというか、子供より、むしろ何ていうんですか、母親というか、両親が働くという就業的な問題が非常に保育所でも強くなっているわけです。

そういう中で必ずしも、いま私なんか教育臨調の中で仄聞するところによると、たとえば公立大学へ行っている人は必ずしも生活に大変でなくて、むしろ国公立大学へ行っている人の方がむしろ生活はゆとりがある。むしろ私立大学へ行っている方が大変だ、というような、ある程度の統計というか指数も出ている中で、幼稚園と保育園の受益者というか負担が、ある程度いわゆる弱者と称せられるものに対しては全く制度的に見るような措置ができているんで、いわゆる両親が働くために預けているものの負担をどうするか、というものの中で、公立の幼稚園の保育料、そして公私立の差をどうするんだと、こういう何かきちっとした日野の── ２６市の中でも日野で７園の幼稚園を６０年度に持つというのは、恐らく武蔵野を上回ってない市だということを見れば、かなりのきちっとした位置づけを出して、しかも、文教委員会にその説明がされるということでないと── 私は必ずしも値上げがいいというわけでもないし、値上げが悪いというわけでも、いまの考えから見ればないんですが、当然公立にお上げになっている父兄が納得する考え、それから、私立に行っているものがそういう面でいけば、選んでいっているんだということより、いろんな通園する関係上からも、たとえばバスが来ているから行っているんだとか、近くに公立の幼稚園がないから行っているんだとか、確かに私立がいいから行っているんだという面があるかもしれんが、そういう点で市民として等しくバランスのとれたものでなければならないんじゃなかろうかと、こういうふうに思うんですが、その辺のことを質疑というより、この前の教育長の中で３分の１という根拠が非常に、私はいま少し明確な、消費的な経費の３分の１だというんですが、実際にはこうなるんだけれどもこうなんだと、今後の趨勢としてはこうしていくんだというようなことの展望に立っての、さもなければ年次計画の中で、保育料というのは、このくらいに見直していくんだとか、どうなんだと、こういう説明をなされないと、公立に上げている人は公共料金というのは据え置いた方がいいし、私

立に行っているものは、格差があるんじゃなかろうかと。また補助金を増額してくれという声は、当然日野のように私立幼稚園が１１園で公立が七つにもなれば、出るのは当然ではなかろうかとこう思います。そういう点で、教育委員会でそういうことの審議が徹底的になされて、市長も何か恐らく再度出されるというのは、重要な決意で恐らく出されているんではなかろうと思うんですが、その辺の１つの再提案という形になってきているだけに、その辺の決意のほどというか、そういう内容的なものもお答え願いたいとこう思います。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

いま石坂議員さんの方からお尋ねのございました幼保の関係、この関係につきましては、今回の保育料の値上げというものは、あくまでも幼稚園サイドと申しますか、私立幼稚園協会と１年近くかけまして、ずっと内容を詰めてきたと。そういうような関係から、特別にこれは保育園の方の現在の措置のための保育料ですか、これらの問題について、この中では検討をしないで進めてきたと、こういう状況でございます。

私立幼稚園との内容といたしましては、確かに前回もお話しいたしましたように、現在の私立幼稚園の保育料が１カ月１万4,５００円という平均が出ている。これに対して、現在5,000円の都並びに市からの補助という中で、補助を差し引いた父母負担が9,５００円というような形になっている。一方、公立の幼稚園につきましては、月額6,０００円という形で、公私立の毎月の保育料、その中に3,５００円の差というものが生じている。

公立幼稚園の保育料関係につきましては、ちょうど5年前に3,０００円から6,０００円に倍増するような大幅な保育料の引き上げを行ったことがあるわけでございますけれども、この時点で、保育料問題等検討委員会の中で十分検討していただいた中から、消費的な経費、それの３分の１程度は父母の方に負担していただくのが、義務教育でない幼稚園教育という過程の中では適当なのではないか、というところから、6,０００円という金額が出たわけでございますけれども、そのときの３分の１負担というものを現在の消費的経費、これに引き直したときに、前回申し上げましたように7,７００幾らというような数値が出てきたというところで、端数を一応整理いたしまして、7,５００円という形で、今回保育料の改定をお願いしているという、そんなような経過でございます。

○議長（高橋通夫君）　　ほか御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時　０分休憩

午後３時３７分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第４号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第４号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ３億８１１万9,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を３１７億8,１５９万9,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　昭和５９年度日野市一般会計補正予算第４号につきまして御説明を申し上げます。

まず第１条でございますが、３億８１１万9,０００円を減額いたしまして、歳入歳出の予算を３１７億8,１５９万9,０００円といたします。

第１条の２項でございますけれども、第１表、歳入歳出予算補正につきましては別紙のとおりでございます。

第２条の、第２表、繰越明許費。第３条の、第３表、債務負担行為補正。第４条の、第４表、地方債の補正、これにつきましては、順を追って御説明を申し上げます。

日野市一般会計補正予算説明書第４号の説明に入ります。

まず１１ページでございます。市民税のうち法人税でございますけれども、均等割の税率の改正が５９年度初めにあったわけでございます。この補正を今回行うというものが主なものでございます。

次が１３ページでございます。電気税の増でございますけれども、補正額が6.6％の増でございます。これは、去年の夏期の電気の使用量等が伸びたための電気税の増収分でございます。

次が２１ページでございます。教育費国庫補助金でございますけれども、一番下段の中学校建設費補助金がございます。これは、三沢中学校の増築を５８年、５９年で行っているわけでございます。この５９年度分の補助金がふえたものでございます。

次が２３ページでございます。幼稚園防音施設費補助金でございます。この減額でございますけれども、主なものは第二幼稚園防音改築の関係でございます。これは、補助対称面積の減によるものでございます。

２７ページでございます。上段の総務費都補助金でございます。市町村調整交付金がここでふえているわけでございますけれども、これは、後の消防費の負担金で出てくるものの都の負担分約２０％を、調整交付金で見るというものがここに入ったわけでございます。

次が３５ページでございます。不動産売払収入でございます。これは、説明欄にございますとおり、日野1,２４７番地、１２6.０７平方メートルの売渡し代金でございます。

次の寄附金でございますけれども、これは、説明欄にございますように、公共公益施設費の寄附金でございます。これは、５１ページに積立金として支出をするものでございます。

次が４１ページでございます。競輪、競艇事業収入でございますけれども、これは、毎年歳入が落ち込んでおります。今回も１１市の減が１１.９％、４市競艇がマイナスの7.３％でございます。こういったものを考慮いたしまして5,３００万減額をするというものでございます。

それから、同じくページの最下段の雑入でございますけれども、説明欄に市民会館建設電気使用料というのがございます。これは、現在庁舎が２回線受電の設備が完了いたしました。市民会館の建設の電気を工事用で取っていたものを、市の２回線受電をしたものから取りまして工事をするというもので、建設業者から市に負担をさせ、電気料として支出するものでございます。

次が４３ページでございますが、市債でございます。この増減の理由につきましては、事業量並びに基準額の増減によるものでございます。たとえて申し上げますと、衛生費のごみ焼却施設２億1,６２０万円の減でございますけれども、これは、５９年度の事業量が減少したものでございます。さらには、その下でございますが、ごみ焼却炉新設用地、これは、当初計上した単価より安く買えたもので、当然事業の金額が減少したために歳入が落ちた、というものでございます。

その他は省略をいたします。

次が歳出でございますけれども、まず特別会計にも共通する問題でございますが、まず人件費でございます。今回の補正で給与につきましては給与の改定といたしまして3.３７％、その他の手当の不足分、それから、人事異動に伴う款項の補正でございます。

議会費については、特に御説明するところございません。

次が５１ページでございます。財産管理費でございますが、２５の積立金でございます。これは、利子と、それから、公共施設建設基金、それから、環境緑化基金、これが、先ほど行政協力費の歳入で見たものが、ここから積立に出ていくという計上でございます。

それから、次の７の企画調整費の委託料でございます。（仮称）生活保健センター基本設計というものでございますが、これは、当初予算では1,０２７万8,０００円を計上いたしました。建設年次、それから、財源等を関係機関と交渉してまいりました。その結果、防衛庁の補助金をまず考えておりまして、防衛庁の補助金は現在６１年、６２年というようなことで話が進んでおります。そうしますと、基本設計を実施設計も含めまして６１年度にやりまして、一部躯体をという話も出ております。そうしますと、当該年度に設計を短時間に終わらせるということを考えますと、どうしてもこの予算の一部を使いまして、平面図くらいまでつくっていかないと間に合わないということで、３００万円基本調査費として残しまして、残りを減額するものでございます。あと、この生活保健センターの財源といたしましては、都のコミュニティー

の補助金もいま交渉している段階でございます。

次が５３ページでございます。最下段の事務改善推進費でございますが、これは、当初予算では６０年の２月稼働ということで予算計上いたしました。いろんな積み上げの段階で、ちょっと予定どおりいきませんので、執行が少し当初の執行どおりいかなかったわけでございます。現在稼働につきましては本年の９月をめどにいたしまして準備をしております。その執行の残を減額したというものでございます。

少し飛びまして衛生費、８７ページでございます。目の２のじん芥処理費でございますけれども、５億1,６０７万円の減額でございますけれども、これは工事請負費にも書いてございますように、ごみ焼却炉の本年度の事業量の減少、それから、この焼却炉の用地のいわゆる単価減による減額補正ということでございます。

少し飛びまして９９ページでございます。土木費の河川新設改良費でございます。１億1,５５９万2,０００円の減でございますけれども、これは、南平用水改修関係の減でございます。

次が１０１ページ、下段の公園整備費の２億2,６０８万9,０００円の減でございますが、説明欄にございますように、仲田緑地、それから、北川原公園の用地取得、それから、この物件補償、こういったものの減によるものでございます。

次が１０５ページでございます。災害対策費の減の理由でございます。これは、１５の工事請負費で避難路整備1,０００万円。昨日出たような理由で減にするものでございます。

次が１１７ページでございます。中学校費の学校建設費でございます。最下段で公有財産購入費１億２８万円でございますけれども、これは、説明欄にございますように、三沢中学校の校地の取得分でございます。

次が１３１ページでございます。市民プールの公有財産購入費でございます。市民プール用地といたしまして３０7.３４平方メートルを購入するものでございます。これは、現在の市民プールと用水路が隔ってございますけれども、その境に帯状に用地がございまして、将来のプールの改修に備えまして用地取得をするものでございます。

それから、１３３ページでございます。公債費でございますけれども、説明欄にございますように５億1,０２２万6,０００円の計上でございますが、これは繰り上げ償還をするものでございます。

以上で歳出を終わりまして、５ページの第２表に戻ります。

繰越明許費でございます。これは、先ほど申し上げましたけれども、５９年度の基本設計費を基本計画ということで置きかえまして繰り越しをし、６０年の８月まで事業を延ばしたいというものでございます。

次は第３表でございます。債務負担行為の補正でございます。これは、ごみ焼却炉新設事業で金額の変更をいたしたいということでございます。この原因といたしましては、５９年度の執行が減額されたわけでございます。それによるところの、この表の変更になるというものでございます。

次の６ページ、第４表、地方債補正でございます。これは、事業の増落、補助金等の変更に伴う補正でございます。

以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　この議案７号の、昭和５９年度一般会計補正予算第４号の中の各項目にわたる節２の給料の中で、給与改定保留額として合計5,６３７万7,０００円が減額されています。これは、昇給６カ月延伸が、１月から実施されているということからだと思います。この昇給延伸については、市の職員組合の合意もなく、強行されたのであると聞いております。労働組合との合意なく強行されたことを、そのまま議会に提案されたことについて、社会党は強く反対であることを表明しておきたいと思います。したがって、この減額補正は私どもとして認められないところであります。

御承知のように、市の賃金体系も日本の賃金体系である年功序列賃金が採用されていると思いますし、その場合、年次昇給は原資なしにできる当然のものであります。これを、この昇給

をストップするということは賃金引き下げにも当たるものであり、職員組合にとって大きな問題であります。これを、職員組合と何ら相談することなく、協議することなく、合意することなく強行されたということは、職員組合の存在価値すら否定する大きな問題であると私は考えます。

しかしながら、これに反対することは、あわせて提案されている3.37%のベースアップも反対することでありますし、ほかに減額補正が多い中でありますけれども、市民生活に関連した補正もあります。そして、私どもは市長の責任ある与党としてがんばってきましたし、これからもがんばるということで反対することはできない。賛成せざるを得ないと思っております。この昇給6カ月延伸の強行は直ちに撤回していただくよう強く望んでおきます。これを条件にして、この議案に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　反対の立場から意見を申し上げます。

この補正予算の中で、非常に大切な問題が一つ含まれております。それは、定年制が法律で施行されたのであります。60歳と。定年制施行の前におきましては、若干社会的慣例も通用したのであります。ですから、昭和39年の最高裁の判例では、地方財政にゆとりなく、やむを得ない事情があった場合に限り、55歳以上についての延伸は認めることができるんだと、このような判例はもちろんあります。しかし、現在の状況からいけば、憲法第14条に違反していることであります。昭和39年当時とは全く事情が異なってきたのであります。同時に、地方公務員法13条にも違反しております。このように憲法に違反し、地方公務員法にも違反するそのことが、ここに提案されております。ゆえにこの補正予算自体が無効と認定せざるを得ない。

特に、さらに付言すれば、もしこれが合法だと仮定の前提に立って言うならば、本来労使間の交渉は現在続けられているのであります。資本家と労働者がいま交渉をしているのであります。使用者、いわゆる理事者であります。労働者、いわゆる職員であります。この団体交渉の最中にこのような提案をされたことは私ども理解に苦しみます。しかも、議会は執行部内――会社でいえば会社内の問題について云々する権限ももちろんありませんし、そのようなことをすることは議会それ自体の越権行為であります。もしこの議案について賛成とか反対とかという立場をとるならば、これは議会がみずからの権限を踏みにじることになるわけであります。やはり行政府と立法府――議会と執行者側との立場を十分尊重し合う、また、労使の間にも十分なる尊重と信頼を得ながら団体交渉を進めていく、このような過程がなされておりません。よって本案に対しては反対するものであります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。（「反対」と呼ぶ者あり）本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第7号、昭和59年度日野市一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、昭和59年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第8号、昭和59年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和59年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第3号であります。補正額は歳入歳出それぞれ2,765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億2,182万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第8号、昭和59年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに2,765万円を補正し、予算現額を28億2,182万円に減らすものでございます。

内容について御説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございます。国庫支出金で療養給付費の国庫負担金でございます。後ほど、また歳出で説明させていただきますけれども、療養給付費の不足額約2,０００万円に対する国庫支出金８００万円の補正をいたすものでございますが、その８００万円は法第７０条に規定いたしております１００分の４０に相当する額でございます。

８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。これは、高額療養費の国庫補助金でございます。これは、全額減額になっております。2,２９２万6,０００円の減でございます。これは、臨時財政調整交付金として、高額療養費の補助金が交付されてきておりましたけれども、制度の改正によりまして５９年度から廃止されるわけでございます。そのための減でございます。６０年度からは、前のページにございました療養給付費の国庫負担金の中に組み込まれるというものでございます。なお、この減額分につきましては、次のページの１０ページ、１１ページをごらんいただきたいと存じます。

都の補助金でございます。高額療養費の都の補助金でございますが、これは国の補助金の減額分を都が今年度に限り全額補助するというものになっておりますので、ここに補正をさせていただきます。

次は１２ページ、１３ページでございます。繰入金でございます。一般会計からの繰り入れでございまして、1,９６５万円を増額補正をお願いするものでございます。

以上が歳入でございます。

次に１４ページ、１５ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。総務管理費の一般管理費でございますが、２６５万円、これは人件費でございます。給与改定によるものでございます。

次のページの１６ページ、１７ページでございますが、これは、先ほど歳出の方で御説明いたしましたけれども、療養給付費の伸びに対しまして不足額が見込まれるということで、2,５００万円の増額補正をお願いするものでございます。このうち2,０００万円が先ほど言いました国の補助金がつくものでございまして、先ほどの８００万円がこの１００分の４０に相当するものでございます。残りの５００万円につきましては、退職者の医療の給付分でございます。

以上が歳出でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私どもの会派を代表して反対の立場で意見を申し上げます。

先ほどの一般会計の補正予算同様、あるべき予算の提案の仕方として、当然この補正予算の中に盛られております給与改定率3.３７というのは、現在交渉中のものであるというふうに私ども承知をしております。給与の改定が正式に労使間において合意を見、そして、給与条例等の資料が提出された後、あわせて本会議に提案をされ、採決されるべきものだと考えます。よって本特別会計の補正予算については反対をいたします。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　先ほどちょっと申し上げたんですが、５５歳以上の昇給停止は、もちろん憲法違反なんですが、これによって１年間に失われる職員の損害は約４億円になります。3.３７の昇給によって得られる金額は１億1,０００万円。職員にとってまことに大きな損失になるわけであります。１月から３月までの間だけでも、特別会計及び一般会計を足しますと、何と職員に当然支払われるべき給与が7,６２０万9,０００円。これが支払い停止になるわけであります。このような何ともたとえようのない、５５歳に将来なる方々のお気持ちを考えたら、恐らくどなたもできないことだと思うんですが、私は、やはり、そういう意味で自由民主党・新自由クラブの名において本件は反対いたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。（「反対」と呼ぶ者あり）

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第８号、昭和５９年度日野市

国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ４０２万4,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,７１４万4,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも４０２万4,０００円の減額補正でございます。内容につきましては、事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。

２６ページでございますが、歳入でございます。国庫補助金の増でございますが、これは、万願寺の区画整理事業の国庫補助金に関係いたしまして額の確定がなされました。それに基づきます増額補正でございます。

次、２８ページでございますが、都の補助金でございます。これも、同じく増額の補正でございますが、国庫補助金がふえたことに伴いましての裏負担で増額いたしたのもございます。

次が３０ページ。これは委託金でございます。区画整理法の第７６条の許可事務についての額の確定に伴います増でございます。

次、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

次の３４ページでございますが、繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

３６ページ。これは諸収入で、預金利子を増額いたしたものでございます。

次は３８ページでございますが、歳出に入らせていただきます。まず管理費、一般管理費でございますが、これは職員の給与等でございます。

次の４０ページ。これは、神明上の同じく職員の給料関係でございます。

次が42ページでございます。４２ページは、万願寺の区画整理事業費でございます。このうち３の事業費でございますが、１３の委託料、区画整理事業の業務を、新都市建設公社に委託してございますが、来年度の仮換地の指定を行います前に、換地設計を現在行っているところでございます。来年度仮換地を指定するための作業を、ここで公社の方にお願いしてございますが、それに伴います増額補正でございます。

その下の１５、工事請負費でございますが、区画街路築造につきましては、１３号工事が、移転がおくれた関係がございまして未執行で終わってございます。街路延長といたしましては１２５メートルでございまして、この分に対する金額が６７０万円の減でございます。そのほか、ここに「他」と書いてございますが、差金でございまして、落札による差金、そのほか予算と実施設計を行った段階での差額、これを合わせまして4,５５２万4,０００円の減額補正でございます。

１９の負担金、補助及び交付金でございますが、万願寺地区内に区画整理街路と並行いたしまして水道の整備を行う負担金でございます。これは水道局の方に負担をして実施をしていただくものでございますが、当初予定いたしました延長が2,４５０メーターを新設で予定してございます。これを執行いたしましたのは1,３８４メーターでございまして、未執行分として1,１６６メーターが執行残として残ったわけでございます。これは、遺跡調査の関係で1,000メーターが執行できなかったということ、それと、先ほど申し上げました１３号工事１２５メーターの未執行分あわせまして未執行に終わったわけでございます。遺跡関係につきましては、６０年度で計上して実施をする予定を立ててございます。

次のページが予備費でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　自由民主党・新自由クラブを代表いたしまして、反対の立場から意見を申し上げます。

本議案の内容の中に、職員に対する不利益処分が計上されております。９７万6,０００円、これは憲法第１４条に違反し、地方公務員法第１３条に違反しているものであります。この二つの憲法の条文及び法律の条文は、いかなる性別、年齢を問わず不平等の扱いは絶対してはならないと規定されております。なお、さらに地方公務員法５５条、職員団体から交渉を申し入れを受けた場合には交渉に応じなければならない、という規定にも違反しております。なぜなら、まだ交渉は継続中と認定せざるを得ないからであります。にもかかわらず、これらを踏みにじり本提案を行ってまいりました。よって自由民主党・新自由クラブは本議案に反対するものであります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第９号、昭和５９年度日野市都市事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は、

歳入歳出それぞれ１億6,３５７万4,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１５億３９４万6,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも１億6,３５７万4,０００円の減額補正でございます。内容につきましては事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず５４ページでございますが、歳入でございます。使用料でございまして、下水道の使用料の額が実績として見込まれる数字が出てまいりましたので、それに基づきます増額補正でございます。

次が５６ページでございますが、都の補助金でございます。これは、南多摩処理区の公共下水道の管渠の埋設についての補助金でございますが、市町村土木補助に基づきまして都から補助を受けているものでございますが、この各市別の、事業別の額の確定によりまして減額補正いたすものでございます。

次が繰入金でございますが、これは、一般会計からの繰入金でございます。

次の６０ページでございますが、市債でございます。下水道債でございまして、一番上の公共下水道管渠埋設で8,５００万の増になっておりますが、これはルール外の一般単独債の増でございまして、従来の考え方としては、前年度の実績に基づきましてこの額が確定をしてきておった経緯がございます。しかし、そういう決定では今後下水道事業を進めるに当たって、いろいろ支障が出てくるということで、都の方に要請をいたしまして、実績に基づく起債の許可をいただきたいということが認められましてふえたものでございます。

流域下水道関係の負担金については減額補正でございますが、これは、処理場あるいは流域幹線等のおくれに伴いましての減でございます。

次６２ページでございます。歳出に入らせていただきます。管理費につきましては特に御説明する内容ございません。

次の６４ページ、下水道建設費でございます。１３の委託料の減額でございますが、この減

額の内容はほとんどが落札差金でございます。上から４行目のところに、上田樋管の設置ということで増額補正になっておりますが、建設省に委託をしてございます上田樋管の建設、これの総額が確定いたしまして、その不足分を増額補正いたすものでございます。それから、一番下の仲田幹線実施設計でございます。日野スポーツ公園のところを２・２・１１号線の工事が、６０年度に工事に入っていくという計画がございます。したがいまして、その前段としてここに下水道管を埋設をするということで、実施設計を５９年度に行うものでございまして、それの経費でございます。

それから、１５の工事請負費でございますが、減額になってございますが、このうち雨水管につきましては、河川へのはけ口の用地買収が未執行で終わったということから、この工事ができなかったわけでございます。それと、汚水管につきましては予定どおり１００％の執行を行ったわけでございますが、差額としてこれは入札差金でございますが、この中の９００万円が差金として出ております。

次が１９の負担金、補助及び交付金でございます。先ほど起債のところでもちょっと触れましたが、流域下水道関係大きく減額補正してございます。浅川につきましては用地の買収、あるいは補償関係の経費が、５９年度から実際に用地買収に入ったわけでございますが、都の方で当面用特会計で執行してございます。現在用特会計に基づきまして議会の方に提案をされているわけでございますが、各市に対します負担金が翌年度になってしまったというから、この減が出てきておるものでございます。

次のページ、６６ページの２２の補償、補塡及び賠償金でございます。水道管等の移設にかかわります補償金でございますが、これは、額の確定に伴いましての減額でございます。

次は多摩平の処理場でございます。ここの中の２の維持管理費のところの１３委託料がございますが、脱水ケーキの減でございます。これは、ブロアポンプを改修したことに伴いまして、また新たに汚泥脱水機を２基新設いたしましたことに伴いましての、汚泥が減ってきた関係で減額がされたものでございます。

次のページ、７０ページでございます。これは都市下水路の経費でございますが、神明上の都市下水路の認可設計の減。これは２・２・１０号線のところでございますが、モノレールが入ってくるという関係で、当初ここは設計を急ぐ予定でおったわけでございますが、モノレールの関係で築造の年次を変更したという関係から、認可設計の方も減になったわけでございます。

す。

それから、次は２２の補償、補塡及び賠償金でございます。水道管の移設関係でございますが、これは、泉塚のところを黒川都市下水路で実施をいたしましたが、このガスと水道管それぞれ８００万ずつ計上いたしましたが、このものにつきましては、ガスの方は284万2,000円で、水道の方は８００万全額を未執行で落としたこと等ございます。この理由は、水道管につきましては、５８年度の経費におきまして実施をした関係上、ここで不用額が出たわけでございます。ガス管につきましては、移設をいたしまして、それをまたもとに戻すわけでございますが、当初５８年度で移設をしたときに７６０万かかったわけでございますが、これに大体見合う数字として８００万を計上したわけでございます。しかし、実際にもとに戻す工事においては、２８４万2,０００円で経費が減額になったということに伴いましての減でございます。主な点は以上でございます。

７２ページの公債費でございますが、これは、償還の元金利子の、それらに充てるものでございます。

次が、７４ページは予備費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　反対の立場から意見を申し上げます。

自由民主党・新自由クラブは本議案に反対であります。先ほど憲法違反、あるいは地方公務員法違反と申し上げました。地方公務員法の１３条、５５条に違反している。このような内容を含んだ本議案には賛成できないのであります。労使間の交渉の継続の中で、われわれ議会がこれらの問題に関係することは、健全なる議会制民主主義を否定する立場にもなります。よっ

て反対いたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第１０号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１１号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号であります。補正予算額は、収益的収入支出それぞれ8,２５７万7,０００円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を２２億8,５５３万7,０００円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　それでは議案第１１号につきまして、市立総合病院事業会計補正予算第２号につきまして御説明を申し上げます。

予算書の８２、８３ページの実施計画書によりまして御説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正でございまして、それぞれ8,２５７万7,０００円をお願いするものでございます。まず収入の医業外収益の他会計補助金8,２５７万7,０００円は、一般会計からの補助をお願いするものでございます。

次に８３ページでございます。支出でございますけれども、給与費の手当でございます。看護婦業務の手当に不足を生じましたので、人事異動等により生じた手当の予算の枠内で、この手当につきましては調整をさせていただいたということでございます。

賃金につきましては、本年度看護婦の産休、あるいは育児休暇等、予定より多くございましたので、これらの代替職員の賃金を補正さしていただいたということでございます。

それから、退職給与費でございますけれども、本年３月３１日をもちまして退職する病院職員が１２名ございます。これも6,６８６万6,０００円を補正をお願いするというものでございます。

次の旅費交通費につきましては、普通旅費の不足分でございます。

印刷製本費でございますが、これは、御承知のとおり昨年１０月に健康保険法の改正がございました。それに伴いまして診療報酬に大幅な改定がございました。このため、私どもの医事係で行っておりますコンピューターに使用する帳票用紙類の、それらの様式の変更を行いました。それらの関係で印刷費がここへまいりまして不足をしてまいったということで、補正をお願いしたいということでございます。

それから、修繕費でございますけれども、これは、病院の実は中央事務室から宿直室にかけまして、床下でございますけれどもガス漏れがございました。非常に危険性を考えましたので、急遽ガス配管の修理を行ったというものでございます。

それから、脳神経外科の開設に伴いまして、若干診療室の改修も行いました。これらの関係で費用が不足してまいりました。

それから、次の賃借料でございますけれども、これは、医師住宅の家賃の不足分を計上させていただきました。

なお、委託料につきましては先ほど印刷製本費のときに御説明申し上げましたが、健康保険法の改正と、さらに、本年３月１日からでございますけれども、診療報酬の改定もございましたので、あわせて電算機のシステムのプログラムの変更を行いました。これらに要する費用をお願いしたい。

さらに、診療部門の中でございますけれども、病理組織標本細胞診断等の、いわゆる特殊検査に要する費用の委託料にも不足をしてまいりましたので、この際補正をお願いしたいと、こういうものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長にお尋ねをいたします。

いま何回か触れられております給与改定の件につきまして、大変長い時間を要しながら労使間においてこの６カ月間の定期昇給の延伸の問題は、いま継続されて話し合いが行われてきたわけでありますが、何ゆえにこのように一方的に合意を見ないまま、組合との交渉の妥結を見るのを待たずに、3.3７という市側提案の内容を今回上程をされてきたのか。その理由をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

合意を見ないままと、こういうふうなことでございますけれども、昨日も申し上げたわけでございますけれども、２月の１４日、１５日の段階で、ほとんどの市が3.3７で１４市が解決しております。それから、3.1８で一つの市と。それから、2.9５カ月と。これらのパーセント、ベアの引き上げ率に、それぞれ初任給の引き下げ。こういうふうなものをかました給与是正といいますか、本来の６カ月延伸というふうなことを取り下げた形での収拾がなされたわけでございます。

多摩市、日野市におきましても、やはり１4.1５という時点で解決が持たれるような、要するに山場に来ておったわけでございますけれども、新聞で承知のような事態が起きまして――多摩市の方に起きまして事態が遷延したと。それで、解決のころ合い、潮どきというものがいま持たれておるわけでございます。けさは多摩市の方で新たな変化があったということで、3.3７%というものにつきましては何回も話し合いを持ちまして、あるいは市の方からも、日野市の場合には3.3７国並みの支給でございます、ただし、給与是正につきましては、当初提案しているとおりの、要するに６カ月延伸というもので承知願いたいと、こういうようなことで来ておりまして、さっきから申し上げたいことは、お互いに生きる個々の条件につきましてはその後変わってないわけでございます。ほとんど妥結状態に来ておるわけでございますので、先ほどから3.3７につきましては、やはり御指摘のような面もあろうございますけれども、事実上動かない事態、あるいは動かない数字ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま助役は全く二つの相反する並行した意見をおっしゃったわけです。お互いの条件は全く変わっていないとおっしゃりながら、妥結の状態にあると。組合の方は、昇給の延伸通知は認められないということで、あくまでその主張は現在のところ引

いてはいない、取り下げてはいないというふうに思います。しかし、市の方がいま組合の方に申し入れをしている昇給延伸の通知は、市の方も取り下げるつもりはないと。ベアの改定率については3.3７ということでありますから、両者全く並行線、妥結の状態にあるとは私は認められないわけでありますが、こうした給与の改定について大詰めに来ているという判断があるということは、助役の何か根拠のある資料、あるいはそうした組合間のいろんな話し合い、そうしたものに基づいておっしゃっているのではなかろうかと思うわけでありますが、しかし、それならば私どもにも目に見える形で、たとえば組合が怒りを込めて庁内に張っておりますビラ等、こうしたものの撤去を行われるとか、給与の条例の改正案が同時に出されるとか、そうしたものが私どもに示されてしかるべきであります。ところが、現在のところ、そうした予兆は全く感じられないわけでありまして、組合の交渉にあるこうした過程で、あえて交渉の過程で提案に踏み切ったその理由というものを、もし妥結状態に近いというのであれば、その根拠をもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ビラ等の撤去につきましては、先ほどから妥結状態というふうな潮どきに来ておりますということで、明日にでも、あさってにでもビラの要するに撤去というもの等が迎えられると、こう思っておるわけでございます。私たち予算なものでございますので、予算枠としてお願いしておるわけでございます。それから、妥結の条件等につきましては、後で追加議案として、市一般職の職員の給与条例の改正の中で3.3７の条件なり、あるいは６カ月延伸の条件なりというものは給与条例の中で御説明申し上げます。それがまだ１３日の議案の上程ということで、議運の中ではお願いしておるわけでございます。詳細なる要するに御審議につきましては、職員の定数―― 要するに給与条例の中でお願いしたい。

それから、予算の方につきましては、例年―― 昨年の場合ですと、３月の５日に議会が始まったようでございます。すぐに補正を予算を議決していただきまして、それから、職員の給与条例の方は2.0３の昨年は引き上げ額でございましたけれども、これにつきましては１５日ですかに、ちょうど議会の方に御審議をいただいていると、こういうふうな形での審議をいただいておるわけでございます。ですから、昨年３月５日に議決したときは、まだ組合の方とは８日かに妥結しておりますので、まだ交渉の経過中に御議決をいただいていると、こういうふうな例年の例もございますのでお願いしておるわけでございます。いろいろ理屈ばったことをお

願いしたんでは大変失礼になりますので、例年の例にもならっているということでございます。

（「例年の例と絶対違う。初めてのことです」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　毎年給与の改定についてはいろいろエキサイトする場面も、多少は労使間においてあるのでありましょうが、ことしはかなり様相が違うわけであります。その中で、組合の主張をここである程度どちらかが歩み寄るというような形で認めたのではなくて、当初の市側の主張どおりの形で今回提案をされてきている。しかも、組合等の意思表示を、私どもが知る限りにおいては、それを認めたという考え方の意見というのは、私たちは触れることはできないわけです。つまり組合は従来の主張を引いていない。職員の皆さんの考え方は一つであるということは、現状では私ども認めなくてはいけないと思います。ですから、交渉を打ち切ってこれは提案をされてきたものと見ざるを得ないわけでありますが、市長は組合との交渉を打ち切ったのかどうか。その点をはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　組合との交渉を打ち切るとこういうふうなこと等は毛頭考えておりません。労使関係の正常化ということを第１番にも考えておりますし、さらに、第１番には、庁内体制をやはり正常化して、昼窓── 課長さん方にも大変な御迷惑かけています。部長も、その補欠という形で、やっぱり昼窓だ。あるいはいろんな除外というふうなことで組合の中でも再考慮してはいるわけなんですけれども、超勤の拒否と、こういうふうな不正常な状態は早く解決しようということで、鋭意交渉を重ねておるわけでございます。

けさも事務折衝等を重ねてきておるわけでございます。収拾段階を迎えてきておりますので、何とぞ3.３７というものにつきましても、2.９５というふうな中間的な数字じゃございません。これは、国家公務員が6.４４の要するに人事院勧告を受けた中での、国の財政が大変だから、ことしは値切りという形で今後３年間でゼロにしていくけれどもことしは3.３７に値切ってというか、やってくれという閣議決定の中での数字でございます。全国の中での相場といいますか、そういう状態の中での数字でございます。そういうことでお願い申し上げているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ここでちょっとお聞きしたいんですが、事務長さんに聞きたいんですけれども、退職金ですね。2,０００万円組んでおいたが、今度8,６８６万6,０００円、１２名の方が退職される。そうすると私どもの常識から言いますと病院の今後の運営について、大変事務長さんはお困りになる場面があるんではなかろうかというような気がするんですが、その１２名の方はどういう方が退職され、その補充はどうなさったか、ひとつ事務長さんの苦労話を十分お聞かせ願えればありがたい。

○議長（高橋通夫君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　ただいまの御質問でございますけれども、2,０００万円の確かに当初予算では退職金組んでございました。これは、すでに前副院長の石川先生含めまして医師が４名、すでにいままでに退職されております。それから、看護婦が１名退職しておりまして、この分で当初2,０００万円は実は消化してしまったということでございまして、これからさらに１２名、３月３１日をもちまして退職するということでございますので、その分を今回補正でお願いしたと、こういうことでございまして。内容申し上げますと、いわゆる定年で退職される方が６名ございます。この内訳を申し上げますと、看護婦業務で３名、それから、労務関係で３名。これは、定年６０歳、あるいは６０歳ちょっと超えている方で６名おります。それから、さらに看護婦で、いままで准看護婦でございましたけれども、進学をしたいという希望がございまして、これが３名でございます。さらに、今回出産をいたしまして育児に専念するんだということで看護婦さんが２名退職したいということでございます。それから、もう１名は、ドクターが１名３月３１日でやめられるということでございます。さらに、ドクターにつきましては、もうすでに後任が内定しております。それで、ドクターについては間違いございませんけれども……。それから、問題は看護婦でございますけれども、看護婦につきましては、せんだって１２月の末に広報で募集いたしまして、そのときに大体５名、すでにもう来年の４月から入るということで決まっております。残りの３名につさましては、今回３月の１５日号の広報でさらに再募集をしたいと、このように考えまして、残りの３名の募集をしていきたいとこのように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊和君。

○１８番（古賀俊昭君）　　自由民主党・新自由クラブの会派としての反対の意見を申し上げます。

先ほど一般会計のところで、大変忠実な与党の議員のお１人でいらっしゃる一ノ瀬議員が、この給与の問題については撤回あらんことを願う、つまり市側の提案をしている給与の延伸、６カ月間の延伸というものを認めない、という立場で意見をおっしゃりながら、しかしながら、その予算措置には賛成をされた。大変不思議であります。

また従来―― この場で発言をさせていただきますが、私どもが大変奇異に感じますのは、過去の会議録等を読んでみますと、たとえば日本共産党議員団の米沢議員団長等は、職員の給与は労使間で話し合って決めなさい、そして、その決まったものを議会は尊重して決めていくべきだということを、この本会議でもおっしゃっております。ところが、まだ労使間において全く合意を見ていないで、並行線をたどっている今回の給与改定について、労使間における話し合いがついていないにもかかわらず、今回は、それを議会において認めるという、一貫性のないそうしたお立場で今議会に臨んでおられるようでありますが、私たちは、やはり労使間において十分に話し合っていくということを大前提とするならば、少なくとも組合との間でまだ話し合う余地があるのであれば、当然その話し合い、決着がついてから、この予算を給与条例とともに提案されるのがあたりまえの姿であると思います。

今回の補正予算、いま申し上げましたような理由で、交渉の過程にありながら、組合を一方的に無視をして提案をされた予算でございますので、私どもは反対をするものであります。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって議案第１１号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１２号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第１２号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第４号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第４号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ9,１８７万8,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１１億６７２万3,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　　今回の補正につきまして御説明申し上げます。

いま９３ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出ともに9,１８７万8,０００円の減額で、歳入歳出ともに１１億６７２万３千円にしようとするものであります。

次に歳出でございますが―― 歳入は、ほとんど決まった額がそのまま入ってくるということでございますので、歳出について９６、９７ページをお開き願いたいと思います。

浄水費でございますが、これが2,８５１万円の減額でございまして、合計額を１億9,３９３万8,０００円とするものであります。減額の主な理由は、この中ほどに委託料のところで――（「何ページ」と呼ぶ者あり）９７ページの需用費のところでございます―― の動力費、これが、日野増圧ポンプ場及び程久保の給水所、これ等から直送いたしておりますので、これだけの金額が浮いてきたということでございます。

それから、ずっとおりまして工事請負費でございますが、これは主に工事浚せつ―― 水源池の浚せつ工事を行いまして、３号、９号、１２号のポンプの浚せつ等をやりまして、主に工事

差金でございます。

配水費でございますが、2,５３７万円の減で、このうち主な理由は、次のページの９８，９９ページをお開き願いたいと存じます。１５の工事請費の2,４７７万9,０００円の減でございまして、これは下水道の排水小管の移設等ができなかったり、下水道関係なかなか促進をすることができないで、やむなく減額するものでございまして、その合計を3億2,７９３万円としようとするものであります。

次に、3番目の給水費。これについては、特に申し上げることはございません。

4番目の受託事業費。これについても特に申し上げることはございません。

5ページも同様に、これは計数整理をしたものでございまして、特に申し上げることはございません。

それから、１０２、１０３ページをお開き願いたいと存じます。水道改良費でございますが、3,４３９万2,０００円の減額でございまして、合計額を2億2,７６０万8,０００円にしようとするものでございます。主な理由は、夜間工事で計画いたしておりましたところ、警察の方で昼間でやってよろしいというようなこともございましたし、また、工事差金等も出まして、このような減額になったということでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま水道部長の方から報告がありました内容はよく理解するところでありますが、歳入歳出も含めまして減が多い。非常に全体的にこれだけ狂ってしまった、当初の計画よりも減になったという理由について、いま少し明細に説明していただきたいと思います。

あと1点。私もこの前一般質問の中で、水道局の案内板についてちょっと指摘した点もあると思います。そういう点で多摩平駅前ですね、道路のイチョウの木に「水道局」というように立てかけてある、ちょっとみすぼらしい。そういう案内板を正規なものにつくる考えはあるかどうか。いつごろ立てるか。そういう点も一緒にあわせて説明をしていただきたいと、お願いします。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　私といたしましては、都からこれほど金をいただけるということは、本当にありがたいことだと思っております。それで、電力費、これだって使ってないんですから、これは当然返すのがあたりまえですし、万願寺の区画整理とかいろいろございますけれども、非常にありがたいことだなとは考えております。

それから、看板の件でございます。これにつきましては、担当係長に指示をいたしまして、やはり本庁も全部一緒にやるだろうから、これと歩調をあわせてやるように、という指示をいたしておきました。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　私としては、確かに予算的にはそうなると思います。しかし、水道部としても、いろいろの市民側から見ますと、まだ予算を―― 水道の配管の布設のまだ細い点もあるし、いろいろまだ充実してない点もあると思います。そういう面にも予算を十分使っていただいて、せっかく取れた予算を生かすということに、いま少し努力していただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに……。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　不勉強ですんで教えていただきたいところがあるんですが、実は私も多摩平地区の道路舗装をお願いしましたところ、下にある管が石綿管なので、その石綿管をかえなければ道路舗装ができないということで、道路工事の予算ついたそのまま流れてしまったと、こういう経過があるわけですけれども、こういうような、あるいは残が出る場合に、そっちの方に充当をするような方途はないのかどうなのか、そこのところをちょっと教えていただきたい。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　確かにあそこはアスベスト―― 石綿管でございます。ほかのところの費用をこちらに持ってこられないかという問題ですね。区画整理の費用というものは、区画整理で金を負担してもらっているわけです―― それとか負担工事。ですから、すべてが都が出しているわけではないんです。実際は都の水道局の方にお金が流れ込んでいって、それが市の方に返ってくるということでございますので、即、それをこちらに使えない、という恨みがあることを残念に思います。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　　よくわかりました。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　自由民主党・新自由クラブは、本議案に反対するものであります。これは、本当にいま部長さんが言われましたけれども、よくがまんしてこれだけよくされた。感心しているわけです。特に業務課長の松本さんは非常に能力がある。市長は嫌かどうかしらないけれども、１０年もほうりっぱなしになっている。しかし、それでも一生懸命やっております。だからこんなりっぱな執行ができるんです。

ところが、１０７ページを見ますと、3.3７%の給与の改定率で、給料が６０２万円余分にかかる。ところが５５歳以上ストップする。このような公務員法１３条に違反した行為によって職員が失うお金は７８５万3,０００円であります。普通の人じゃ働かなくなります。特に55歳というと、私も経験がありますが、娘を嫁にやったり息子の家をつくってやったり、いろいろの行事があります。また同時に、５５歳前後といいますと親のお葬式もあるんです。非常にお金のかかる時期。その時期に、おまえはストップだよと平然とお年寄りの市長さんはなさいました。これは、御自分が７０過ぎだから５５くらいの若い人のことは気がつかないんだろうと思います。また、助役さんも収入役も4,０００万円以上の退職金を得られている。のんびりもう年金ももらっている。こういうふうな中で、今回の憲法違反、地方公務員法違反、特に地方公務員法の第５５条、地方団体との交渉をしなきゃならないという交渉過程にありながら、提案されてきている。よって、特に私ども申し上げたいのは、予算というのは１点でも反対ならば全部反対になるわけです。これを、予算というのは、そういうことが法律で義務づけてあります。１兆円の予算であろうと、１円の問題が反対ならば、１兆円の予算は反対であります。私ども、このような憲法、地方自治法だけではなく、人間としての気持ちから、５５歳以上の

ストップ── これ６カ月じゃない、永久にストップであります。５５から６０までに２回しか昇給できない。このようなことを含んでいる内容については反対するものであります。

以上です。反対。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって議案第１２号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１３号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第１３号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第３号）について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第３号であります。補正予定額は収益的収入支出それぞれ１７万1,０００円を追加し、収益的収入支出の予定総額を2,579万1,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　議案第１３号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第３号について御説明いたします。

１０９ページをごらんいただきたいと思います。ただいま市長から提案理由がありましたように、予定補正額は、収益的収入支出それぞれに１７万1,０００円を追加いたしまして、収益的収入支出の予定総額を2,5７９万1,０００円といたすものであります。

１１０ページをごらんいただきたいと思います。第３条でございます。一般会計から補助を

受ける金額を８３３万4,０００円から８４８万5,０００円に１５万1,０００円の増額をいたすものでございます。

１１２ページ、１１３ページをお開き願いたいと思います。実施計画の収益的収入及び支出の表をごらんいただきたいと思います。お願いします補正は、職員の給与費―― 給料、職員手当の変更によるものでございます。

収入につきましては、一般会計から補助金１５万1,０００円の増額、さらに、業務引当金戻入の項目へ２万円、合計１７万1,０００円を増額するものであります。

支出につきましては、一般管理費に３６万円を増額いたしまして、その内訳は、給料に２０万、手当等に１６万でございます。さらに、目の４、損害評価費。この報酬を１８万9,０００円減額をいたしまして、支出の予定額を１７万1,０００円といたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私どもが反対する議案が最後になってきたわけですが、この最後に際して、ひとつ市長にお聞きしておきたい。

昨年、八王子の後藤市長が責任をとって退職されました。その理由は何であったかということです。それは、職員組合との間に助役が勝手な約束をしておったわけであります。それが表へ出てきた。そのために、助役もやめましたけれども、一番迷惑したのは職員組合であります。約束がしてあるんですからやってもらえるものだと思っていたわけです。もう一つ迷惑したのが市民なんです。職員組合怒ります。怒れば助役はやめれば済みます。だから助役はやめたんです。ところが、職員組合の諸君は大変迷惑なんです。空手形をもらっちゃったわけです、助役さんから。それから、市民はそのために市役所の職員サービスが大幅な低下をしました。この低下に対して怒りを込めて後藤市長さんや議員に、一体これはどういうわけだということで―― 最終的には議員の諸君は責任をとらないで、市会議員は。市長の後藤さん、あの人はりっぱな方です。すべてのことは私がとります。どんなことでも職員のやったことについては全責任を負いますといって、みずから静かに市長の座を去っていきました。

私は、今回のこのような交渉の中で、もし八王子市の助役が行ったような空手形とか、あるいはまた、やれそうな希望を与える空約束というふうなことがなければいいが、と願っているのであります。そこで、助役と市長に、いままでの交渉の過程の中でそういうものが―― なぜ

質問するかというと、選挙が終われば取り消すよ、といううわさが庁内に流れている。職員多数の方から聞いています。これ本当なんです。だから、だれかがそういううわさを出しているんですね。だから、あるいはこれは八王子の助役さんと同じようなことを、日野の助役さんも始めたのかなあと、そんな気がしたので給与関係の補正予算７議案、第７号議案から１３号議案、いま１３号議案です。７議案が終わるに当たりまして、いまの私の質問についてお答え願いたい。助役、市長からお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　最初、私からお答え申し上げたいと思います。

八王子の事態につきましては、私、非常に後輩でございましたけれども、先輩の助役としまして御一緒に、２６市の労使関係問題等で同席もし、御指導も受けてきたと、こういう仲でございます。当時を振り返ってみますと、非常に八王子の場合には多くの問題があったようでございます。そごうの問題もございましたし、甲ノ原の中学校の問題もございましたし、あとやみ給与支給の手形等が、おっしゃるとおり途中で―― 一つの改革をやる際にどうもそういうふうなものが要求として出てくる習慣というのは非常にまずい面があるんではないだろうかと、こう思っておるわけでございます。

それで、非常に経済状態が平穏な、あるいは円滑な時代でございますと、ある程度の見通しを持った約束等も十分果たしていけるような余地があるわけでございますけれども、今日の状態といいますのは、経済状態も非常に不安定、不況でございます。それから、市の行政のかじ取りにしましても、自治省とか都とかいろんな財政指導がございます。ことしにおきましては、途中から給与条項の発動というふうな、５８年度には見られない、要するに起債上の徹底した処置等もとられていると。これは、いろいろと憲法違反なんていうことを言われるわけでございますけれども、はっきり要するに自治省なり大蔵省の方では、自治法の２４５条というものの、要するに指導、助言の発動と、こういうふうに言っているわけでございますので、やはりある程度その年その年で指導をクリアしませんと、後年の財政事情に大きな狂いが出てくると、こういうふうに考えておるわけでございます。そういう考え方の中に今日まで執行に当たってきておるわけでございます。

それから、今回の６カ月延伸の処置でございますけれども、２月の１４日、１５日、ほかの市があいう形で非常に安易に、端的に言えば１２カ月とか、あるいは日野では１２カ月なん

て勇ましいこと言ってないはずなんですけれども── あるいは6カ月なんていう、要するに指導されておる１４の市が簡単に取り下げるとは考えてなかったわけでございますけれども、それぞれ起債額が非常に少ないと。多い市でも、その当時八王子は１億7,６００万円でございます。日野の場合には１０億、多摩が１１億と。こういう状況の中から、どうしてもがんばらざるを得ない。クリアせざるを得ない。起債の確保を財政確保をしなきゃならんと。こういうことで筋を通したというか、力をふるって今日まで組合の理解を得てきておるわけでございます。

世間ではいろんなことを言う人もいます。選挙を終われば取り消されるとか何だとか、そういうふうな情勢ではございません。昭和６０年度以降につきましては地方行革の年だと。これはやはり制度から── 給与制度から、職員制度から、あるいは事務事業の見直し、いろんな、それから、事務のＯＡ化。すべて事務の全体的な刷新、効率化というものは強く求められる時代でございます。やはりこういう時代ということにまともに取り組んでいかざるを得ないんだと。そういう時代でございますので、今日と同じような厳しい考え方で職員の理解も得ていきたいと、こう思っておるわけでございます。

今度の組合との問題につきましては、いろいろと激しい場面もございました。ですけれども、それらを踏み越えた中で、やはり一つの大きなお互いに峠を越したと。大変な山道だったなあという一つの連帯感なり、あるいは理解感というものも得たと思っておるわけでございます。課長さん方、部長さん方も先月の２１日から１カ月以上でございますけれども、昼窓にがんばっていただいた。非常に大きな教訓をそれぞれ得ているわけでございます。やはりこのまま厳しい財政事情、あるいはそれに向かって市町村事務の要するに近代化とか、あるいは財政的な効率化を求められているわけでございますので、それに邁進していくんだと、こういうことでございます。空手形が出てくるということは、その場を安易に要するに糊塗しようとするから裏取引が出てくるわけでございます。それだけはなるべく廃止していきたいとこう考えておるわけで……（「なるべく廃止していきたい」と呼ぶ者あり）いや、八王子でそういうふうなことが出てくるということは、その場を過ごしたい、という気があるから、そういうものが出てくるんだろうと、そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっと助役に補足して聞きます。いいですね。八王子の悪口言ってくれなんて私は聞いているんじゃない。八王子の長沢助役、常陸助役がやったことなんですよ。そういうことを、あんなやつらはだらしがないから空手形出したんだというようなことを言っている。私が聞いているのは、助役さんや市長が── 八王子の、もしそういうことがあると市民も職員組合も大変迷惑するんだから、議会も迷惑するわけです。八王子なんか後藤市長さんまで── 長沢助役ももちろんやめました。常陸助役もやめた。そして、市長さんまでおやめになったんですよ。しかし、市民は大変迷惑した。だから、その前例があるから日野市においては空手形とか、やみ約束というふうなものがやってはいないでしょうねと。いないなら、はっきりいないと言ってもらいたい。

それから、市長の方には、いまうわさがあるについて、なければないでいいんです。

それから、もう一つお聞きしたいんですが、何か助役は、自治省が２２３条、自治法の──で指導して云々という。私いま見ているんだけれど、地方自治に自治省が、どこに法律で指導すると書いてあるんですか。（「２４５条」と呼ぶ者あり）「助言勧告」ですね。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）悪いことすれば監査されるの、これはしようがないわね。補助金をごまかしたり何かしちゃいけないんだから。（「合理化の勧告です」と呼ぶ者あり）うんうん、まあそういうことができるというのは、こんなものはどうでもいいことだけれども、それはそうなんです。われわれは自治体であります。ガバメントです。ガバメントですよ、これ。ガバメントに対して干渉は許されません。それはそれでいいんですが、いまの質問に対してまず助役── 八王子の話はいいですよ。八王子の悪口聞いているんじゃないんですから。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　余分なことを申し上げたようでございます。陳謝を申し上げまして、撤回できるものなら撤回して── よそのことをそのつもりで言ったわけじゃございません。

それから、いろいろ御注意いただいているわけでございますけれども、日野市の中には、そういうふうな事態はございません。注意してまいりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、日野市の行財政の運用につきまして、今日、それから、将来に責任のある状態を尽くしておくということが私の今日の、また、責任でもあると、こう思っておりますので、行っていることにつきましては、いろいろ御心配をかけた面もあるわけでございますけれども、信念を持ってこのことの── 給与の是正問題、それから、起債の制限

の回避のために、一生懸命に奮闘したつもりでございます。やってまいりました事柄につきまして、また、私と助役の関係、あるいは職員組合との話の中に食言をするということはございません。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　５９年度の、いわゆる特別会計のそれぞれの補正予算、新政会としては、ここまでほとんどの議案について賛成してまいりました。先ほど古谷議員からも、１円違っても反対なんだと。しかし、逆を言えば、また９９％いいから１％については、ひとつ反省を求めるんだと。こういう新政会としても、これを全面的によしとして賛成している人たちはいないと思います。そこで、一言新政会を代表いたしまして、それぞれの議案について一言申し添えておきます。

まず市長の……（発言する者あり）意見じゃないです、これは。意見も質問も含めてです。私は、きのうの行政報告の機会についても、申し上げておいたんですけれども、いわゆる今回の６カ月延伸にまつわる、多大な市民に長期間の迷惑をかけている根源は、市長の市政運営の失敗であるんだ、ということをきのうも指摘しておきました。それはなぜかと言えば、古谷議員もきのう指摘をしておりましたように、いわゆる市民会館の１０億８００万の起債カットにまつわるからであります。と申しますのは、いわゆる何回も申し上げますように、防衛庁の補助金を断ったことに起因するわけであります。もしも防衛庁の補助金をそのときにいただいておったならば、この補助裏起債でありますから、当然何億であろうとその起債は無条件に認められていたわけであります。その起債を、いわゆる認められなかったがゆえに、この厳しい、要するに６カ月延伸の3.37です── 国並みの定昇に踏み切らざるを得なかった。その大きな犠牲を受けているのが職員組合であります。したがって、もしも他市が2.95で妥結しておって、日野市の職員がもし2.95で妥結しておったならば月額に直して2,500円増額です。もしも3.37の国並みの６カ月延伸を取り入れたならば、８００円程度の昇給にしかならないという数値がはっきりと出ております。

これだけの、いわゆる職員の犠牲を強いるものに対して、市長の失政に対して、職員が何ゆえにがまんをしなければならないか。こういうことを申し上げて、特に１１６.1のラス指数に対して、なぜ日野市のラスがこれほどまでに高かったか。これは、いわゆる通し号俸による中途採用の高年齢者のために給与がみんな引き上げられてしまった。それと、ラスパイレス140

という異常数値を示す現業職の異常高給によるものであります。これらによって一般職の、いわゆる市の職員が、どれほどの犠牲をこうむっておるか。こういったことを考えたならば、われわれはいままでのいわゆるこの補正予算について、全面反対をしたかったんであります。けれども、いわゆるこれらをもし反対して、多大な迷惑をかけてはいけないということと同時に、これを私どもは賛成することによって、職員組合にもし── 議会がこれを認めたから私たちものまざるを得ないんだ、というような便法に、理事者は絶対使ってはならない。そういうことを一言申し添えておき、もし私のいま申し述べた意見に対して、市長あるいは理事者の答弁があればお伺いしたいと、かように存じます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　承っておきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　これが、給与関連の補正予算の最後ですので、ちょっと確認をしておきたいんですが……。先ほどもちょっと私言及しました一ノ瀬議員の発言がちょっと気になるわけですが、要するに職員組合とも大変密接なかかわりのある立場、しかも、市長とも大変与党の立場として親密な関係にある方が、今回提案をされてきている６カ月の昇給延伸と3.37ということが── 3.37はどうかわかりませんが、定期昇給の６カ月延伸について撤回されることを望むと。ということは、６カ月昇給延伸が、あらかじめ市長の方と撤回ということが了解されているのではなかろうか、ということも考えられるわけであります。もしこれが実施をされますと、日本社会党は職員組合を根本的に裏切ったことになりますし、社会党の顔を立てようとすれば、与党の顔を立てようとすれば、市長は当然これをまたのまざるを得ないわけであります。つまり、撤回をしなくてはならないということになってまいります。そうした約束が果たしてあるのかどうか。責任のある立場で議員も発言しておられると思いますので、その辺を、最後の議案でもございますので、確認をしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことはございません。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いた

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　先般来の議案で再三申し上げておりますように、私ども自由民主党・新自由クラブの会派といたしましては、現在、職員の皆さんが、職員組合を中心に、生活をかけて、みずからの立場を守るということで、当局と交渉中であるわけであります。特に今回の交渉は、適法なまだ交渉の過程にあるわけでございますので、その妥結が近いという当局、つまり市側の感触があるにしろ、しかし、まだその終結を見ていない以上、今回の提案は、先ほどから申し上げておりますように、給与の条例改正案と同時に提案をされ、組合との合意がなされた後に、私たち議会でも議論をするのが原則であろう、というふうに考えます。法令等にも違反をしている今回の提案でございますので、私ども反対をいたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第１３号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１４号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ6,９２６万1,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２５億７７０万9,０００

円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは議案第１４号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号についての御説明を申し上げます。

まず詳細説明の方は歳出から御説明申し上げたいと思います。１３０ページ、１３１ページをお開き願いたいと思います。今回の補正につきましては、医療諸費のうち医療給付費の減額でございます。これにつきましては、老人医療費の現物給付分でございますけれども、当初、私どもが年間の総医療費を見込みました際には２４億5,３８８万4,０００円と見込みましたわけでございますけれども、今回の実績の中では総医療費が減になってきておりまして、当初見込みました数字よりも減ってきております。総額で２３億8,４６２万3,０００円というのが私どもの積算でございます。これにつきましては、１カ月の医療費が当初見込みましたときには２億４９０万円と見込みましたわけでございますけれども、現在の実績では１月の医療費が１億9,４６８万円という状況に減ってきております。したがって、今回医療給付費を6,９２６万1,０００円減額させていただきたい、ということでございます。

歳入について御説明申し上げます。１２２ページ、１２３ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたのは歳入のうち基金の交付金でございますけれども、基金の積算いたしました総医療費の７割が今回積算されました。当初の金額から差し引きますと9,809万6,000円ということが減額ということでお願いする次第でございます。

次に１２４ページ、１２５ページの国庫支出金でございますが、国の積算いたしました総医療費の２割分を今回補正後の金額として国から積算されました。補正前の金額の差額が3,680万5,０００円でございます。この金額が減額ということでお願いするわけでございます。

１２６ページ、１２７ページの都の支出金でございますけれども、これも、国の金額と同額の積算基礎の総医療費を５％積算いたしたものでございますけれども、今回の減額分は８００万2,０００円でございます。

最後に１２８ページ、１２９ページの繰入金でございますけれども、これにつきましては、総医療費の５％分と、それから、基金と国と都の歳入分の立てかえ分が今回発生いたしますの

で、その分を加えました金額が補正後の金額でございます。補正前の金額の差額が7,３６４万2,０００円ということでございますので、これについては増額の補正をお願いするということでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま福祉部長から説明がありました。国庫支出金、都の支出金について減額があったと。行政としては、命と暮らしを守る福祉が減額されて、今後どのような考えで対処するか。心構えを説明していただきたいんです。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　基金及び、国及び都の方で積算しました金額は、市の積算した金額よりも実際には少ないわけでございますけれども、これにつきましては、現在立てかえ分が7,７００万ばかりございますけれども、これは、６０年度になりまして実績に沿って補正されますので、これはいずれか基金なり国なり都から返還されるということの性格を持っておりますので、私どもは、それを補塡したいというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１４号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１５号、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１５号、昭和５９年度日野仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）について提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）であります。補正額は歳入歳出それぞれ５０９万7,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億６０８万1,０００円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算第１号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも５０９万7,０００円の減額補正でございます。

事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。１３８ページ歳入でございます。財産の売払収入でございまして、これは、仲田緑地の用地を売り払う。これは特別会計から一般会計へ売り払うという意味でございます。内容につきましては、歳出の利払い利子が減となったことに伴いまして歳入も減になったものでございます。内容につきましては歳出の方で御説明申し上げます。

１４０ページ歳出でございます。事業費でございますが、これは、一般会計の方の基金から元金を借り入れておったものでございますが、その借入期間が当初３０日を予定しておったのを、２７日に短縮をいたしたもので、３日間の利子が浮いてきたわけでございます。それに伴いましての利子の減でございます。

次が１４２ページ、公債費でございます。公債費につきましても、同じく当初１０日間の元金の借り入れを予定しておったわけでございますが、これが２日間で済んだということに伴いましての利子の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いた

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１５号、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時４７分休憩

午後７時　４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）市川資信君。

○１９番（市川資信君）　昨日私は、８５年２月５日付の日野の市職ニュースの中から「管理職への要請」ということで申し入れ書が出ているという資料要求をしておきました。あすで結構です、ということを申し入れてあったんですが、いまもっていただいておりません。直ちに私の申し上げた資料を提出してくださるよう議長をもって命令をお願いいたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　昨日、市川議員より申し入れのあったその資料を、早速出してもらって……（「直ちにお願いします。２４時間以上たっているんです」と呼ぶ者あり）理事者回答。助役。

○助役（赤松行雄君）　きのう確かにそういう御要求受けておるわけでございます。滞っているというふうな意味で遅くなっているわけじゃございませんけれども、申し上げますれば、５０人ほどの部課長ですか―― 部長はわずかでございますけれども、そういう人たちが出

した書類でございますので、全員じゃなくても、先に立っている―― 先に立っている方というか代表というか―― 方たちの了解とった上でと思っておりますので、明日までお待ちいただきたい、とこう思うわけでございますけれども。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　まず了解を得てということになると、その人たちの名前が記されておるから、その人たちのいわゆる名誉というか、あるいはいろんな差しさわりがあるといけないということで、恐らく助役はいま答えられているんではなかろうかと思いますので、名前を消していただいて結構です。文面だけを見させていただきたいということでございます。名前は別に要求しておりません。それで、あしたと言わず、できれば直ちにそれをいただきたいということを申し添えておきます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　初めから名前の連名の方は何とか御容赦いただきたい、という考え方を持っております。それから、５０人ほどでございますけれども、それぞれの何人かの方かに明朝「こうだよ」というようなことを言った上で提出させていただきたいと思いますので、明日の―― いかがでしょうか。議会の始まる時間までお待ちいただきたい、こう思います。無断で出すわけにもいきませんので。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　あすで結構です。あす私の一般質問前に―― その場で断られると困るんですが、出していただくということを約束していただけるんならばそれで結構です。ちょっとはっきり言っていただきたいと思うんですが、出すということを。

○議長（高橋通夫君）　助役、明確にお願いします。

○助役（赤松行雄君）　５０人のうちの何人かの方に、同意というかおことわりというか、努力しまして提出するように―― 別に議会でお使いになることですから断ることもないと思いますんで、私が出すという約束はあれですけれども、そういう説得の努力といいますか、はいたします。それで間に合わせるようにいたしたいと思います。（笑声）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　いや、私は笑っているけれども、そんないいかげんで笑っているんじゃなくて―― それ約束してくださいよね。これだけ全員の議事録残っているところで

要求しているんですから、一般質問にちょっと使わしていただきたいとかように思いますので、よろしくどうぞ。

○議長（高橋通夫君）　じゃあ助役、必ず出してもらってください。

必ず出すということですから……。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

それでは、これより議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、３１０億5,５４４万4,０００円で、前年度に比較し、５億8,５０９万1,０００円、1.9％の伸びとなっております。

歳入は、市税が６1.9８％を占め、次いで市債、国庫支出金、都支出金等で構成されており、一方歳出を見ますと衛生費が２１％、民生費が１9,1％、土木費と教育費がそれぞれ１5.7％と、総務費が１2.9％の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　説明に入る前に２点ばかりおことわりをいたしておきます。

本年度の予算書につきましては、ワープロを使いまして予算書を作成いたしました。したがって、事項別明細書の歳入歳出の一番右側の数字でございますけれども、前年度につきましては円単位、本年は千円単位で掲載がしてございます。それから、この予算書の最後の方に給与明細書がございます。自治法の規則の一部改正がありまして、その規則にのっとった給与明細書の様式になっておりますので、様式の変更したということでございます。

それから、２点目は大変恐縮でございますけれども、本日お手元に正誤表をお配りいたしました。御訂正をお願いすると同時におわびをいたします。よろしくお願いいたします。（「大

きく変わったところ、それから、委員会に付託だから、そんな細々と長々と説明しないでごく簡単に」と呼ぶ者あり）

それでは昭和６０年度一般会計予算案の説明に入らせていただきます。

まず１ページでございます。第１条でございますけれども、歳入歳出それぞれ310億5,544万4,０００円といたします。第２項の「第１表、歳入歳出予算」第２条の「第２表、債務負担行為」第３条の「第３表、地方債」これにつきましては、順を追って御説明を申し上げます。

第４条でございますけれども、一時借入金の最高額の限度を定めております。前年度につきましては３０億円だったものを、６０年度につきましては５０億円に定めるものでございます。この理由は、年度末から出納閉鎖期５月までの歳計現金の捕捉を補うために増額をするものでございます。

第６条でございますけれども、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費が予算に過不足を生じた場合に、同一款内での各項間の流用をお願いするものでございます。

それでは第９ページをお願いいたします。市民税でございますけれども、まず個人でございます。全体では7.3％の増でございます。これは、ふえた分につきましては所得割が主な原因でございます。法人税につきましてはマイナスの2.3％でございます。均等割の税率につきましては、補正でも申し上げましたけれども、５９年度から改正をしております。これにつきましては前年度対比5,６７８万9,０００円だったものが１億6,4０７万5,０００円とふえております。しかしながら、法人割でございますけれども、市内の優良企業の一部転出によりまして、昨年度は３０億3,4７５万円を計上しておりましたけれども、これを２８億6,５６０万円とするものでございます。

次が１１ページでございます。固定資産税でござそますけれども、前年対比１０.1％の増でございます。これは、特には土地の評価替えを昭和６０年度から行うわけでございます。これに基づきまして一部の増を見込みまして計上したわけでございます。

次が１９ページでございます。都市計画税でございますけれども、前年対比7.6％の増の計上でございます。

次が２７ページでございます。２目の民生費使用料が大幅にふえているわけでございますけれども、これは、説明欄の一番最後にございます老人憩の家の使用料でございます。５９年度は当初予算ゼロ計上でございましたものを、１年間の計上をしたために増額したものでござい

ます。

３５ページでございます。２目の衛生費、国庫補助金でございますけれども、この増額の理由は、ごみ焼却炉の建設をしておりまして、第２年次に入るわけでございます。この補助金１０億7,３０５万円がふえた理由でございます。

さらに４目の教育費国庫補助金でございますけれども、これが３億7,１４１万3,０００円の減でございますけれども、仲田小学校、三沢中学、三中、これらの小中学校の増築が前年度にあったために本年度減額しているものでございます。

次が４７ページでございます。２目の民生費都補助金の減額でございます。これは、前年度生きがい作業所の建設をいたしましたので、この補助金がございました。それが、６０年度もちろんなくなるわけでございますので、8,２７７万1,０００円の減額になるというものでございます。

５３ページでございます。３目の衛生費の都の補助金でございますけれども、清掃費の補助金といたしまして、ごみ焼却炉新設でございますが、都の補助金、これは、国の補助金を差し引きまして、その数字に0.2を掛けまして、その２分の１の補助というものでございます。

次が７１ページでございます。１４、諸収入のうち１目の競輪競艇の事業収入でございます。これは前年度対比１２%の減でございます。理由につきましては、競走事業の不調というものでございます。

それから、７５ページでございます。１５の市債でございます。これは、説明欄にございますように事業に見合った市債としての収入を見ております。特に、ここでは総務費のうち多摩都市モノレール事業出資ということで7,７００万円の７５%を見ております。この出資金につきましては、起債もしくは都の振興基金を充てる予定でございます。

以上をもちまして歳入を終わります。

次が歳出でございますけれども、歳出の中で全部共通することでございますが、まず給与の問題でございますけれども、給与改定といたしまして３%、それから、定昇分、それから、期末勤勉手当の総額4.9カ月分。これは、国の数値に合わせた計上でございます。

議会費につきましては特にございません。

９３ページでございますけれども、３目の広報公聴費ですが、９３６万8,０００円の減でございます。これは、前年度「市政読本」を1,１６０万円でつくったわけでございます。これら

が減額されている主な理由でございます。

次が９９ページでございます。６目の財産管理費でございます。この減につきましては、１０３ページでございますが、２５節でございますが、積立金がございます。このうち市民会館の建設基金を５９年度に大幅に取り崩しております。したがって、基金がもうわずかでございます。この利子が大幅に減っているのが大きな理由でございます。

次が１１５ページでございます。１３目の市民会館費でございますが、これは、市民会館の建設費の一部備品、それから、開館の費用等の計上でございます。

次が１１９ページでございます。１４目、事務改善推進費でございます。これは、住民基本台帳の、いわゆる電算化、それから、戸籍事務の電送、それから、庁内のOA化、この経費の計上でございます。住民記録の関係につきましては、本年の９月をめどに準備をしているものでございます。

それから、少し飛びまして１６５ページでございます。１目の社会福祉総務費でございますけれども、負担金、補助及び交付金の下から３行目でございますけれども、社会福祉法人施設整備、５件とございます。これは、いわゆる法人の施設整備の補助金でございます。

次は１７３ページでございます。４目の心身障害者福祉施設費でございます。ここでやはり３億4,４０４万6,０００円の減でございますが、これは、前年度生きがい作業所の建設費が入っていたものが大きな原因でございます。それから、この中で１３節の委託料でございます。ひの共同作業所の改築設計ということで３７０万円見ております。さらに、その下につばさ学園管理運営の委託料といたしまして6,６８５万2,０００円を計上してございます。

次が１８１ページでございますけれども、老人福祉費、これは、老人保健特別会計へ１億4,３２３万5,０００円を繰り出すというものでございます。

さらに１８５ページでございます。老人福祉施設費の１５節、工事請負費でございますけれども、高幡福祉センターの冷房の工事費として１５０万円見ております。

次が１９３ページでございます。コミュニティ費でございますけれども、このうち１９節の負担金、補助及び交付金のうち最下段でございますけれども、青少年問題協議会地区委員会活動の補助でございますが、前年度が１６万5,０００円だったものを１８万円にアップをしてございます。

次が１９７ページでございます。１１目の国民健康保険事業費でございます。２億9,８２８

万3,０００円、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

少し飛びまして２５５ページでございます。清掃費のじん芥処理費でございます。このうち下から１５節の工事請負費でございます。ごみ焼却炉新設４０億1,２７０万円、第２年目の工事費を計上してございます。

次が２５９ページでございます。し尿処理費の１９節、負担金、補助及び交付金でございますが、新たにバキューム車脱臭装置取付補助金、一応試行といたしまして、まず２台を見たわけでございます。

次が２７５ページでございます。農業費の農地費でございます。ここでは１５節の工事請負費でございますけれども、豊田用水樋門嵩上げ３５０万円、それから、１９節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、農業用水維持管理事業補助金でございますが、前年は480万円だったものを５６０万円にふやしております。

次が２８１ページでございます。１目の土木総務費のうちの８節、報償費でございます。道路愛称名検討委員会委員謝礼でございます。３回分の１０万5,０００円の計上でございます。

２８９ページでございます。道路新設改良費のうち１５節、工事請負費でございますけれども、道路の新設、改良、舗装、側溝の新設でございますけれども、３億9,２１７万円の計上でございます。

次が２９３ページでございます。交通安全対策費のうち１５節工事請負費でございますけれども、工事費といたしまして7,４６９万9,０００円。前年度は5,０８８万4,０００円でございます。大幅なアップを見たわけでございます。

３０１ページでございます。３目の河川新設改良費でございます。３億9,１２５万9,０００円の減でございますけれども、これは、南平用水関係の改良費の減でございます。６０年度の対応といたしましては、関係地主さんとの話し合いがまとまり次第、用地買収については、まず市の公社で行い、測量設計についてはここで予算計上しております。工事につきましてはまとまった段階で補正をお願いをしたいという予算計上の仕方でございます。

次が３０９ページでございます。５目の下水道費でございますが、説明欄にございますように９億9,７２３万円の繰り出しでございます。

次が３１３ページでございます。７目、公園整備費でございますが、ここでは北川原公園、仲田緑地等の工事並びに財産購入費の計上でございます。

３２１ページでございます。消防費の常備消防費でございます。これは、この説明欄にございますように昭和５９年度の消防費基準財政需要額に、ここに書いてありますような数値を掛けまして、その全額を計上いたしました。この９億6,８０１万5,０００円のうち２０％については東京都の調整交付金で歳入を見ております。

少し飛ばして３６５ページでございます。小学校の学校防音施設費でございます。１５節の工事請負費でございますが、説明欄にございますように、第四小学校、潤徳小学校の建具の改修でございます。防音の補助を予定した事業でございます。

次が３８３ページでございます。４目の学校建設費でございますけれども、ここでも４億3,７０１万8,０００円の減でございますけれども、前年度に三沢中学校、三中の増築改築等がさったためでございます。１５節の工事請負費につきましては、一番大きなものは七生中学校の給食室の新築でございます。

それから、公有財産購入費で、平山下耕地土地区画整理事業に伴う精算金ということでございますが、これは、先ほどのちょっと補正でも申し落としましたけれども、当初の計画は５９年度に清算事務を行うということで予定をしたわけでございますけれども、その清算が昭和６０年度になるということで、新たに計上をし直したということでございます。

次は３９３ページ、幼稚園費の４目、幼児教育援助費でございます。１９節の負担金、補助及び交付金のうちの補助金でございますけれども、前年対比単価を1,０００円アップした金額を計上してございます。

次は４１５ページでございます。公民館費の１８節の備品購入費。小さな金額ではございますけれども、視聴覚の器具としてビデオ機器一式の購入を予定しております。

４１９ページでございます。図書館費でございますけれども、このうち需要費の上から６行目に印刷製本費４７５万円とございますけれども、この中に、ふるさと地図の作成費を１１０万見ております。

さらに、次のページ４２１ページでございますけれども、委託料の最下段、市民の読書とサービス改善の調査研究の委託料３００万円の計上でございます。

少し飛びまして４３９ページでございます。公債費でございますけれども、ここに書いてございますような金額の償還を予定をしております。

次が４４１ページでございます。諸支出金のうちの土地開発公社助成費でございますが、説

明欄にございますように、市土地開発公社補助金といたしまして２億８６６万3,０００円の計上でございます。

予備費につきましては、３億円でございます。

以上、事項別の明細の説明を終わります。

前の方に戻りまして６ページでございますけれども、第２表債務負担行為でございます。日野市土地開発公社先行用地取得、それから、公社の債務保証といたしまして、期間といたしましては６０年から６５年、限度額がここに書いてあるような内容で、債務負担を行うというものでございます。

第３表の地方債でございます。これは、起債目的に書いてあるような事業に対しまして、ここに記載のとおりの限度額、それから、方法―― 利率、償還の方法を明示してあるわけでございます。

以上が昭和６０年度一般会計予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第１９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第２０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第２１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第２２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第２３号、昭和６０年度日野市老人保険特別会計予算、議案第24号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　ただいま上程されました議案につきまして逐次提案の理由を申し上げます。

議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算について。本議案は、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の２７億1,９８３万2,０００円より２億8,０７７万4,０００円多い３０億６０万6,０００円とするものであります。

議案第１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。本議案は、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の１０億2,５７９万4,０００円より3,１９３万5,０００円多い１０億5,７７２万9,０００円とするものであります。

議案第１９号は、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の１６億4,１１２万3,０００円より４億6,４５６万9,０００円多い21億569万2,０００円とするものであります。

議案第２０号、本議案は、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額を、前年度の２１億4,４８６万円より１億5,１７５万2,０００円多い２２億9,６６１万2,０００円とするものであります。

議案第２１号は、昭和６０年度日野市受託水道特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の１２億4,０２９万円より１億2,９０３万9,０００円少ない１１億1,１２５万1,０００円とするものであります。

議案第２２号は、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。収益的収入支出の予定額を前年度の2,３６３万5,０００円より１０６万5,０００円多い2,４７０万円とするものであります。

議案第２３号は、昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の２５億2,９７０万9,０００円より３億3,３３９万8,０００円多い２８億6,３１０万7,０００

円とするものであります。

議案第２４号は、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の６億1,117万8,000円より１億1,195万円多い７億2,312万8,000円とするものであります。

以上、各議案の詳細につきましては、担当部長にそれぞれ説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の、先ほど提案の理由にもございましたように、本年度は３０億６０万6,０００円で、歳入歳出とも３０億６０万6,０００円とするものでございます。前年度に比較いたしまして２億8,０７７万4,０００円の増となっております。

それでは歳入から御説明いたします。６ページ、７ページでございます。これは、国民健康保険税のものでございます。目といたしまして一般被保険者、それと、退職被保険者という形になっておりますが、これは退職者医療制度の関係で目を分けていくという関係で、歳入歳出ともこういう形で分かれておりますので、ひとつ御了承いただきたいと存じます。

保険税でございますけれども、説明欄にございますように調定見込額につきましてそれぞれの収入歩合を掛けたもので算定してございますけれども、一般分につきましては８億6,３８２万4,０００円、退職者分につきましては7,０９６万1,０００円のものでございまして、全体で約２％の伸びとなっております。

次は８ページ、９ページでございますけれども、国の国庫負担金でございます。１目の事務費負担金でございますが、これは、法６９条による負担金でございます。保険者数と、それに単価のアップによりまして、前年度に比べまして２５２万9,０００円ほどふえております。

それから、２目の療養給付費等の負担金でございますが、これは、法７０条による負担金でございます。それと、老人保健の拠出金の負担金でございます。本年度といたしまして９億6,９１０万9,０００円でございます。

それから、１０、１１ページでございます。これは国庫の補助金でございます。１目は助産費補助金でございますけれども、若干出産が減少しておりますので、実績計上で９２０万といたしました。

それから、その下の高額療養費の国庫補助金でございますけれども、これは廃目となっております。これは、補正の予算のところでも御説明いたしたいと思いますけれども、これは、前のページの療養給付費の負担金の中に入ってくるというものでございます。したがって、この目は廃目となっております。

それから、次は１２ページ、１３ページでございますが、療養給付費の交付金でございます。これは退職被保険者の療養費でございまして、基本額から保険税分を除いたものが４億2,219万2,０００円となっております。

次は１４、１５ページでございます。都の補助金でございます。都の補助金でございますが、都の補助方式が変わりまして、前はここの下段にございます老人医療助成、それから、結精10割、それから、高額療養費の都の補助金、それから、入所老人、これらの各項目別の補助はございませんで、市町村国保補助事業交付金という形で財源不足の２分の１を補助するという形で計上してございます。１億7,７６２万9,０００円でございます。

それから、１６、１７ページでございますが、共同事業交付金でございます。これは、新たな款項目でございますけれども、1,０００円の科目存置でございます。これは、高額療養費関係を共同により電算化ということで、現在東京都の国保連合会が中心となって検討しております。６０年度の後半には具体化する予定でございますして、1,０００円の科目存置をお願いするものでございます。（「簡単でいいよ」「科目存置なんかいるとこないんだからいいんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　重点説明。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　それから、１８、１９ページでございますが繰入金でございます。これは、先ほど一般会計の中でお願いいたしました繰入金でございます。

それから、繰越金。これについては特に御説明申し上げることはございません。

それから、２０ページ、２１ページ。これは諸収入でございます。延滞金、加算金等で特に御説明申し上げることはございません。

２２、２３ページ。預金利子。これも前年同様でございます。

○議長（高橋通夫君）　ページごとになっているから、重点説明を。（発言する者あり）

市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　以上、歳入の合計は３０億６０万6,０００円となっております。

続いて歳出でございます。

総務費でございますけれども、特に申し上げることはございません。

それから、飛ばしまして３２、３３ページをお開きいただきたいと存じます。これは保険給付費でございまして、国保会計の６８,５％を占める大きなものでございます。これは、説明欄にございますように、給付費の見込みを１２カ月分したそれぞれの金額でございます。総額で１８億5,９９９万1,０００円となっております。

それから、３４、３５ページ。これら高額療養費、それから、３項の助産費、これらいずれも実績計上でございます。

３６、３７ページ。これらも葬祭費、それから、育児手当、これも実績計上でございます。

それから、３８、３９ページ。老人保健拠出金でございます。８億2,５３０万6,０００円でございます。

それから、４０ページ、４１ページでございますけれども、共同事業拠出金でございます。これは、退職者の年金受給者リストの一覧表でございまして、拠出金として支出するものでございます。

それから、４２、４３ページでございますが、疾病予防費でございます。これも特に変わったものはございません。

以上でございますけれども、重点で項目を御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

この会計は、５９年度までは日野市都市計画事業特別会計であったわけでございますが、会計名の変更によりましてこの土地区画整理という名称を用いられたわけでございます。６０年度の予算は歳入歳出とも１０億5,７７２万9,０００円で、前年対比で3.1％の増に相なっております。

内容について御説明を申し上げます。６０ページでございますが、歳入でございます。これは、手数料を計上いたしましたものでございます。

６２、６３ページでございますが、国庫負担金でございますが、万願寺の区画整理事業の中の１・３・１号線の管理者負担金を国からいただくものでございます。その下の国庫補助金でございますが、同じく万願寺の区画整理事業に伴います国庫補助で、３分の２を計上してございます。

次が６４ページでございます。都の補助金でございますが、国の補助金の裏負担として３分の１を計上いたしてございます。

次が飛びまして７０ページをお開きいただきたいと思います。諸収入でございますが、ここの１目に保留地処分金を計上いたしてございます。前年ゼロでございますが、これは、万願寺の区画整理事業が進行してまいりまして、第二桑園のあったところ、これを街区で２１８街区と言っておりますが、そこの土地を、保留地を８０５平米処分をいたす経費でございます。

次７２ページをお開きいただきたいと思います。歳出に入らせていただきます。

一般管理費の中の１３の委託料でございますが、高幡、豊田南、西平山各地区の区画整理業務を、新都市建設公社に委託する経費でございます。

次、７４ページでございます。７４ページは用地の取得費でございますが、これは、高幡土地区画整理事業の中で、すでに土地開発公社でもって先行買収をした土地6,８４８平米のうちの５０８平米を、減歩充当用地として買い入れるものでございます。

次が飛びまして７８ページをお開きいただきたいと思います。万願寺区画整理事業の中の総務費でございますが、ここで１２の役務費の下のところに、道路賠償責任保険という保険料というものが計上してございますが、これは新規でございまして、万願寺区画整理事業の街路が現在で約7,０００メーターばかり完成してございます。これらの道路、あるいは区画整理の中で管理をしております水路におきまして管理上の責任における事故が発生した場合、保険を適用いたしまして賠償をしていくための保険料でございます。

次が８０ページでございます。３の事業費でこれは、前年対比で１４.９％の増に相なっております。まず１３の委託料でございますが、これは、万願寺区画整理事業の業務委託を新都市建設公社に委託する経費でございます。１４の使用料及び賃借料でございますが、土地の借り上げでございます。ここに記載してございます面積を、街路を築造するに当たりましての用地を借りる。あるいは残土を置くための用地を借りているものでございます。１５の工事請負費

でございますが、延長2,３５６メーターの街区を築造する経費でございます。１９の負担金は、ここに書いてありますように、水道整備のための水道局に対する負担金でございます。

８２ページは予備費と相なっております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして議案第１９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計につきまして御説明を申し上げます。

６０年度の経費は２１億５６９万2,０００円。歳入歳出とも同額になっておりまして、前年対比で２８.３％の増と相なっております。

内容につきまして御説明を申し上げます。１００ページでございます。歳入に入らせていただきます。上段が使用料、これは下水道の使用料でございます。下が手数料でございまして、排水設備の申請手数料でございます。

次、１０２ページでございますが国庫補助金でございます。南多摩の公共下水道を、管の埋設を行いますにかかります国の補助でございますが、ここで、補助率が１０分の5.5と相なっております。前年度までは１０分の６であったわけでございますが、補助率が２分の１を超える事業につきましては、おおむね１０％の国費のカットを行うということで、東京都の方の行政指導に基づきまして１０分の６を１０分の5.5にいたしたものでございます。対象は河内幹線３６３メーターでございます。

次が１０４ページでございますが、都の補助金でございます。これは、万願寺の区画整理事業の中で実施をいたします管渠の埋設、これを東京都の単独工事分といたしまして補助金をいただくもので、市町村土木補助に基づきまして補助をいただくものでございます。

次が１０８ページ市債でございます。市債は、各事業に基づきますそれぞれの金額に対応する起債を行うものでございまして、公共下水道管渠の埋設と流域下水道の建設負担金に対しての起債でございます。額は、ここに記載してあるとおりでございます。

次１１０ページ、歳出に入らせていただきます。

総務費でございますが、一番下の１９の負担金、補助及び交付金でございます。ここの欄の一番下段に浅川処理場周辺環境整備連絡協議会９０万と出ております。これは、処理場をつくりますに当たりまして、周辺の環境を整備するということで、周辺の関係自治会── 5自治会ございますが、そこの代表者を出していただきまして、その整備の方法等について協議を行う。

それに伴う経費の支出でございます。

次が１１２ページでございます。下水道維持費でございますが、この中で１３の委託料。一番下の公共下水道台帳整備とございます。これは、６０年に落川の１１ヘクタールを供用開始をいたす予定にしております。下水道法第２３条に基づきまして供用開始をする場合、台帳の整備をしなければならなくなっております。それの経費でございます。

次１１４ページでございます。下水道建設費でございますが、１３の委託料は、ここに記載してございますように実施設計を行うものでございますが、下の方から4行目に浅川処理区公共下水道管渠埋設とございます。これは、新都市建設公社に委託をいたしまして管の埋設を行っていただくわけでございますが、延長3,３４０メーターを管の埋設を行うものでございます。

１５の工事請負費でございますが、南多摩処理区につきましては汚水管3,３４０メーター、雨水管６９５メーター。それと、秋川処理区、これは、新しく施行する個所でございますが、日野台四丁目に汚水管を2,０００メーターする経費でございます。それから、多摩平の単独処理区とございますが、多摩平の中でまだ不十分な、管の埋設が十分でないところがございます。約１５０メーターを管を埋設するという経費でございます。その下の仲田幹線管渠埋設でございますが、2・2・11 号線の道路工事にあわせまして３８８メーターの雨水管を建設するものでございます。

１９の負担金、補助及び交付金は、流域下水道の建設、あるいは八王子処理場、南多摩処理場の周辺環境整備にかかります負担を行うものでございます。

２２の補償補塡及び賠償金でございますが、水道管、あるいはガス管の移設の補償を行う経費でございます。

１１６ページでございます。多摩平の処理場費でございます。ここで前年比較で減になっております。多摩平の処理場につきましては、工事請負等の減がございまして、総体的には減となっているものでございます。

次のページで１１８ページ。維持管理費でございますが、ここも同じく前年比較で１億3,５６９万円の減となっておるわけでございますが、処理場の改修工事が一応一段落をした結果、減となったものでございます。

それから、１２０ページでございます。都市下水路、ここも同じく減でございます。黒川都市下水路の工事につきましては、５９年度をもちまして全部完了いたしました。したがいまし

て、それらに伴う経費が減となったものでございます。

１２２ページをお開きいただきたいと思います。公債費でございます。これは起債を行ってございますが、それの元利償還の経費でございます。

１２４ページは予備費でございます。

前に戻って恐縮でございますけれども、９８ページをお開きいただきたいと思います。９８ページの第２表でございますが、債務負担行為でございます。八王子の処理場の周辺の整備－環境整備に対する負担金でございますが、期間は６０年度から６２年度、限度額としては6,８１３万6,０００円を計上いたしたものでございます。

第３表は地方債でございます。ここに記載してあるとおりでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　次は病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　それでは私は議案第２０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

１３７ページの条文の第２条、業務の予定量でございます。６０年度につきましては１日の平均患者数につきましても余り多くは望めませんので、入院、外来患者とも前年同様といたしました。

次に１４２、１４３ページでございますけれども、収益的収入及び支出でございます。収入支出につきましては６０年度予定額２１億5,４２２万3,０００円、前年度と比較いたしますと6.７６％の伸びでございます。医業収益では入院、外来収益等で2.8％の増。医業外収益の他会計補助金、３億2,４２９万6,０００円は一般会計からの補助金でございまして、前年度より7,４２９万6,０００円の増額補助を受けるということになっております。

さらに、この１４３ページの一番下の市町村公立運営費補助金、東京都の補助金でございますけれども、これは、６０年度１ベッド当たり５万円の増額をいただくということの予算が組んでございます。

次に１４６、１４７ページの以降の支出でございます。病院の管理運営に要する費用でございますけれども、医業費用は対前年度比7.2％の伸びでございます。

材料費、経費につきましては、諸物価の値上がり等によりまして増となっております。特にこの中で御説明を申し上げますと、１４８ページ最下段にございます賃借料4,940万5,000

円の内容でございますが、病院といたしましても、かねてから懸案でございましたCT．いわゆる全身用コンピューター断層撮影装置の導入ということで、ＣＴ借上料といたしまして、この中に1,224万6,000円予算計上がされてございます。

収益勘定では前年度の実績の上に予算編成を行いましたので、そのほかでは前年度と大きな変化はございません。

次に１５６、１５７ページに移ります。資本的収入及び支出でございます。

まず収入で都の補助金４３６万9,０００円でございますが、これは保健医療行政の一環で、国の施策といたしましてガン対策事業、これにかかわる施設整備事業に充てるためにガン宝くじと、仮称でございますけれども、これの発行に伴いましての補助金の決定がございましたので予算計上をいたしました。出資金につきましては建設改良費、企業債償還金分を合わせまして9,０５４万5,０００円を一般会計から受けるものでございます。

支出の改良費でございます。先ほで申し上げましたようにＣＴの設置場所を、現在の講堂を予定しております。その講堂の改修工事費に、これは、いわゆるＣＴを入れる場合に、放射線の防護工事ということが必要でございますので、８５０万円を予定したと。新たに講堂を使ってしまいますので、講堂の新築とＣＴ導入関係の経費といたしまして、この資本的支出の中では約3,７００万円を予定しております。

なお、有形固定資産購入費の5,０００万円でございますけれども、ファイバースコープあるいは顕微鏡つきの手術セット、高圧乾燥滅菌機等の、いわゆる診療用の医療機械等、あわせまして患者用のベッド等、看護用備品の購入も行いまして内部的な整備充実を図っていきたいと、こういうものでございます。

なお、資本的収入額と支出額に不足いたします4,７４７万4,０００円は、過年度分並びに当年度分の損益勘定留保資金で補填をさせていただくと、こういうものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　引き続きまして受託水道の方の予算の御説明をいたさせていただきます。

昭和６０年度の業務運営に当たりましても、昨年と同様に計画の目標の達成、将来にわたる配水基盤の強化などと、これと、一つここで申し上げておきたいことは、今回ここで水道施設

の全体の見直しをしたいということを都では申しております。それを一言加えたかったために、申し上げたわけでございます。

１７９ページをお開き願います。明細書にありますように、歳入歳出ともに１１億1,１２５万1,０００円でございます。昨年度に比べまして１０.４％の減でございます。これの主な理由は、歳出のところでも述べていきますけれども、第１に、やはり動力費。程久保給水所並びに日野増圧ポンプ場ができてきたこと、それと、先ほど言いましたように水道施設の見直しをしたい。そのためには、現有施設で切り抜けるだけ切り抜けたい。その費用の計上も―― １９３ページだったと思いますが、１９３ページの委託料のところで設計料を見込んでおります。５００万円見込んで、来年度中には着工に取りかかりたいという姿勢を持っております。そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　議案第２２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算について御説明をいたします。

２０３ページをお開き願いたいと思います。第２条、事業の予定量のところでございます。本会計は、農業災害補償法に基づきます共済保険の会計でございまして、発生主義の立場をとっております。したがいまして、各事業とも予定量となっております。

左の端の区分の欄をごらんいただきたいと思います。水稲の面積については7,７００アール。これは、前年よりも１００アールほど少なくなっております。陸稲につきましては２０アールほどふえております。逆に麦につきましては２０アールほど減が引受目標面積となっております。

右の方に参りまして家畜共済でございます。この共済事業は、すでに新規の加入が余り見込めないものでございます。昨年並みを引受目標頭数としております。その下の園芸施設でございますが、これにつきましては引受目標棟数を前年度より２４棟増２２５棟といたしました。

この事業の予定量に基づきまして係数を積み上げましたものが第３条の収益的収入及び支出となります。

第３条をごらんいただきたいと思います。農作物共済勘定は総額１９９万5,０００円でございます。前年に比べまして８万8,０００円の減となっております。家畜共済は４７８万7,000円でございます。前年に比べまして6,０００円の減でございます。園芸施設共済勘定は１６９

万2,０００円でございまして、対前年比１５万1,０００円の増でございます。これらの事業を運営するための業務勘定1,６２２万6,０００円、前年対比９６万8,０００円の増でございます。総合予定額では2,４７０万円となります。これは、前年よりも金額で１０６万5,０００円の増でございます。率にして4.5％の増となっております。

２０４ページをお開きください。第４条は一時借入金の限度額でございまして四つの勘定とも３０万円を限度といたしております。

第５条は、他会計からの補助金でございます。９１１万1,０００円でございます。前年度と比較しまして金額で９５万5,０００円、率にいたしまして１１.７％の増となっております。

２０６ページをごらんいただきたいと思います。予算実施計画とこの説明書でございます。先ほど来説明いたしました第２条、予定量を実施するための予算措置でございますが、農作物、家畜、園芸施設、三つの事業勘定につきまして、それぞれ事業の予定量から想定されます標準的収支の予定額が記載されてございます。

２１４ページへ参ります。業務勘定の収入欄をごらんいただきたいと思います。受取補助金が増加しております。ほかに事務費賦課金が１万3,０００円ほど増となっております。総額で1,６２２万6,０００円となります。

２１６ページをごらんいただきたいと思います。支出の欄になります。一般管理費以外は前年並みでございます。一般管理費は人件費及び職員の研修旅費、の増額でございまして前年対比９４万8,０００円の増でございます。1,４９３万3,０００円となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　次２３号、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは議案第２３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。まず発生主義をとっておりますので歳出からまた御説明を申し上げたいと思いますので、２５２ページ、２５３ページをお開き願いたいと思います。

まず医療諸費でございますけれども、医療諸費のうち医療給付費は、今年度は昨年の実績の１０％アップを見ております。したがって、２６億9,９２７万2,０００円ということでございます。

また、医療費支給費は、これは現金給付の分でございますけれども、これにつきましては、昨年実績の５０％増を見ております。したがって、これにつきましては1億5,５５２万円とい

うことでございます。この現物給付と、現金給付の１、２を足したものが６０年度、来年度の総医療費になりますが、これが２８億5,479万2,000円ということになるわけでございます。

３の審査支払手数料につきましては、ここに掲げましたとおりでございます。731万2,000円を計上しております。

次に２５４ページ、２５５ページでございますけれども、諸支出金につきましては、特に御説明することはございません。

また、２５６ページ、２５７ページの予備費でございますが、これにつきましても１００万円を計上いたしました。

次に歳入を御説明申し上げます。歳入につきまして２４２ページ、２４３ページに掲げておりますけれども、まず支払基金の交付金でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、総医療費２８億5,479万2,000円の７０％ということでございます。また、審査支払手数料につきましては、歳出と同額７３１万2,000円を計上してございます。

また、次の２４４ページ、２４５ページでございますが、国庫支出金、医療費負担金でございますが、これにつきましては総医療費の２０％を計上しております。

３の都支出金でございますが、ここに掲げましたのは総医療費の５％を計上しております。その他、過年度分を計上しております。

２４６ページ、２４７ページにつきましては一般会計からの繰入金でございますけれども、これにつきましては総医療費２８億5,479万2,000円の５％と、さらに、調整費４９万6,000円を計上して１億4,323万5,000円ということでございます。

その他、５の繰越金は特に御説明申し上げるところはございません。

それから、６の諸収入の延滞金及び加算金、預金利子につきましても、ここに掲げましたとおりでございます。

２５０ページ、２５１ページの諸収入につきましても、それぞれ科目存置でございます。

以上、御説明を終わりました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（高橋通夫君）　次、議案第２４号、都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第２４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出とも６０年度予算は７億2,312万8,000円で、前年対比で１８.３％の増に相なっております。この増の理由は、償還金の利子の増でございます。

２６２ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。財産売払収入でございまして、この仲田緑地の用地の売却を一般会計の方に行うわけでございますが、特別会計から一般会計へ売却する、それに伴います額を一般会計から歳入として受け入れるものでございます。

次のページ２６４ページでございますが、歳出でございます。一般会計から受け入れましたものを、公債費の元利償還金に充てておるものでございます。額はここに記載してあるとおりでございます。

以上をもちまして説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　議案の２１号の日野市の受託水道事業の特別会計についてでございます。

先ほど担当部長の方から大変意欲的な、しかも、決意を込めての予算説明をお聞きしました。特にこの中で、計画目標の達成を一つの重点課題として事業の推進を図りたいと、こういう御説明がございました。私は、予算説明という面からは、この予算を的確に執行するんだ、運営するんだと、こういうような理解をするわけでございますけれども、なおそのほかに、先ほど施設改善というようなお話もございました。こういう面から私の理解と、さらに部長の考えられておる重点的な施策課題等について、特にございましたらこの際お聞きをしておきたいと、こう思います。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

現在の多摩平の建物約３２０平米くらいございますけれども、この中に４３名の人員が入っております。雨が降れば雨が漏りますし、非常に月日もたって老朽化していると。それと、もう一つはできるならば、いま三沢と平山台、これを大坂上や平山台でコントロールしておりますので平山台に入ります。この施設改善を目標に、１カ所でコントロールできるように、その場所はどこかと言えば、いまのところ予定をいたしておりますのは多摩平の現在の敷地以外ないんじゃなかろうか、というぐあいに考えております。大体の考え方といたしましては、地上

3階地下1階。といいますのは、あそこには第1種住居専用地域でございますので、それ以上の建築がちょっと困難でございます。それと、あそこがやはり同じく第1種でございますので、事務所建築に当たりますので、これ等につきましてもやはり許可申請になります。こういうあらゆる点を考えますと、私がいま言った程度の規模にならざるを得ないんじゃないかと。もう少し都の方とも、私ときどき話すわけでございますけれども、日野市の水道管と立川の水道管を結ぶ。それから、八王子の水道管とも結ぶ。多摩とも結んでおく。そうして一たん緩急水の必要があったときは、直ちに弁の操作によって水を送ることができるようにすることが将来の目標ではなかろうかと、こういうぐあいに考えているわけでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○24番（中山基昭君）　私の指摘と、いま部長の御答弁と少し理解が異なる部分もあるわけですけれども、当然のことながら事務の改善、あるいは施設の老朽化の整備、これは、ある意味で当然だろうと思いますけれども……。そういう意味じゃなくて、先ほど事業計画、あるいは予算との関連で、事業を的確に運営をしていただきたい。あるいはするべきだと、こういう観点からの御指摘がございますから、ぜひひとつ計画目標をしっかりと執行をしていただきたい、ということを一つ付言をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　国民健康保険特別会計の件なんですが、総額で約2億8,000万の増額を見ている中で、歳出を見てみますと疾病予防費が約240万減額になっている。国保の関係というのは、いつも議論になるんですけれども、病気にならないようにしていくという施策が一番大事だと思うんですが、他の分野が増額になっている中で、この疾病予防費――ページで言いますと42、43ページになりますが、これだけが減額になっている。この辺の理由といいますか、必要がないということであるのか。これはむしろ市長の方に伺った方がいいのかなとも思うんですけれども、お考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり予防面については重要な課題だろうと思っておりますけれども、こ

の予算の中では246万5,000円減額に形ではなっております。これは、昨年の12月の補正のときにも減額補正しておる経過がございます。これは委託料の――子宮ガン検診でございますけれども、単価の関係でございます。4,600円が1,500円で済んだという形の中で、金額的には確かに減額になっておりますけれども、そういう経過がございますで、ほとでどといいますか、全く前回同様の検診内容でございます。御理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　細かい数字が――要するに安く上がったといいますか、そういうことはそれでいいと思うんです。つまりせっかくの前年度の実績といいますか、計上した金額があるわけですから、わざわざカットをしないで、しからば他の予防医療の分野が何かないだろうかというふうなことをお考えになった上でつけ加えていくと。そういった姿勢も必要ではないかと思うんです。そういう姿勢がなぜなかったのかと。単価が安く済んだから、それを切りましたというんであれば、ますますすぼんでしまうような気がするんです。そういう点で市長にぜひその辺のお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民健康保険の健全運営といいましょうか、そのためには健康行政を十分に行って、むしろ疾病を――つまり医療支出を引き下げるということが一番合理的であり、また、それが正しい運営方法だというふうに申し上げられるわけであります。それで、国保の加入者も、多分に健康関係でやっております検診に回っておられまして、それがかなり国保の財政事情を助けているといいましょうか――そういう意味が、いま拝指摘のことにあらわれているんじゃないかという気がいたしますけれども、なおひとつ今後国保自身にも、もっと健康行政を強めていく、という方向で施策を取り組むべきだと、このように思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　都市整備部長にお尋ねをいたします。

昭和60年度の下水道事業に関しましてお聞きをいたしますが、60年度に予定をいたしておりますそれぞれの秋川処理区、浅川処理区、南多摩処理区、三つの処理区の管渠の埋設延長はどのくらいになるのか、教えていただきたいと思います。

それから、雨水管の方は、ことしは黒川都市下水路が終わっておりますので、来年度――昭

和６０年度の埋設工事等はないと思いますが、その点も確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答えいたします。

来年度の工事につきましては、予算書の１１５ページに載ってございますが、まず浅川の処理区関係でございます。万願寺地区内の工事でございますが、これは、委託料の欄の下から４行目に、浅川処理区公共下水道管渠埋設１億2,０００万がのっておりますが、これの延長は雨水管で3,３４０メーターでございます。この分は公社委託── 新都市建設公社の方に委託して施行をするものでございます。

それから、節の１５の工事請負費のところに、南多摩処理区公共下水道管渠埋設がございますが、これは、汚水管で3,３４０メーター、雨水管で６９５メーター。下の秋川処理区でございますが、日野台四丁目汚水管2,０００メーター。多摩平単独処理区でございます。── 現在稼働している地区でございますが、そこで一部管渠の不備な点がございますので１５０メーター。それから、その下の仲田幹線の管渠埋設でございます。これは、2・2・11 号線が東京都において６０年度から工事に入るということでございます。その道路工事の前に先駆けまして、雨水管を３３８メーター埋設するものでございます。

以上申し上げました総体的な管の延長でございますが、６０年度におきましては汚水管を8,８３０メーター、雨水管を1,０８３メーター実施いたすものでございます。

それから、都市下水路関係でございますが、都市下水路につきましては、黒川都市下水路が完了してございます。今後は、神明都市下水路── これは2・2・10 号線、立日橋のところでございますが、2・2・10 号線の下に管を── 都市下水路を埋設する計画になっております。ただ、まだ2・2・10 号線が用地買収の段階でございますので、用地買収が完了すると同時に、先行的に都市下水路を埋設していく、という計画でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本８件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第１９号、昭

和６０年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第２０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第２１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第２２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第２３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算、議案第２４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第２５号、市道路線の一部廃止、議案第２６号、市道路線の認定、議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行、議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　　提案理由の説明を申し上げます。議案第２５号、市道路線の一部廃止について、本議案は、市道平山橋程久保４号線の一部現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第１０条第３項の規定に基づき、一部廃止をするものであります。

議案第２６号、市道路線の認定について。本議案は、みなみが丘１６号線ほか５路線を、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道認定するものであります。

議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行について。本議案は、市営土地改良事業として、豊田用水樋門嵩上げ工事を施行するため、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について。本議案は、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、日野市農業共済条例第５条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上４議案につきまして、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく

御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からただいま上程をいたしました議案第25号と第２６号につきまして御説明申し上げます。

議案第２５号につきましては、ただいま助役から御説明を申し上げたとおりでございます。廃止後の処理につきましては、隣接地にこれをつけ替えるという予定で財産処理をいたす予定にいたしております。

それから、議案２６号でございますが、これは、今回お願いいたしますのは、路線６本を新たに御認定いただくものでございます。みなみが丘の１６号線、１７号線、１８号線及び落川１９号線は、いずれも開発行為によりまして帰属が完了いたしましたので、市道として御認定をいただくものでございます。それから、三井台の１８号線、程久保９号線の２路線につきましては道路敷の寄附によるものでございます。

以上、２議案につきましてよろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第２７号と２８号について御説明申し上げます。

先ほど助役の提案理由にございました土地改良法の規定、第９６条の２第１項の規定は、市町村は、土地改良事業を行う場合には都道府県知事の認可を受けなければならないと、こういうものでございます。同条第２項の規定は、第１項の認可を申請するためには、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経て土地改良事業の計画の概要を定め、とございます。

それでは、その次のページ、２ページをごらんいただきたいと思います。事業の目的は、この対策事業によりまして樋門の操作台の嵩上げ工事を行いまして、開閉操作を容易にする、水害を防止する、この二つが目的でございます。

工事の場所は、日野市東平山一丁目１番地の８、平山橋のすぐ下流左岸に位置してございます。基本計画は、樋門の嵩上げ３門、護床工５０平方メートルでございます。

事業の実施期間は昭和６０年度。６０年１１月から６１年３月までとなっております。市の施行、請負工事。費用の概算が３５６万3,０００円でございまして、この工事が完成いたしますと、集中豪雨などの緊急時に安全かつ速やかな水門操作ができる。そして、水田の冠水を防いで農業経営の安定を図ることができる。また、護床の改良によって道水路を保護すると、こう

いう効果があるわけでございます。

次のページ、４ページをお開きいただきたいと思います。事業費の細目及び資金計画でございますが、市営の土地改良事業として行いますると、総事業費の５０％が国からまいります。さらに、３０％が都からまいりまして、日野市の持ち出しは２０％で済むわけです。これが非常に大きいメリットでございまして、総事業費３５６万3,０００円のうち国庫補助金がその５％に当たります１７８万1,０００円でございます。都の補助金が１０５万円、市の負担金が７３万2,０００円と相なるわけでございます。

続きまして、議案第２８号の説明に移らしていただきます。

日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価でございますけれども、提案の理由にございました農業共済条例第５条第２項は、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める、とございます。この賦課単価につきましては、農業災害補償法に基づきまして、農林水産省で告示をいたしますものを条例化しておるわけでございます。６０年度につきましては、２ページにございますように単位当たりの賦課単価は0.１％から２％の両立でございまして、この両立につきましては５９年度と全く変わりはございません。６０年度の賦課総額は４６万7,７４４円でございます。昨年度の賦課総額に比べまして１万2,９９５円の増でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第２５号、市道路線の一部廃止、議案第２６号、市道路線の認定、議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行、議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより報告第１号、交通事故（日野市日野本町一丁目６番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　専決処分の報告をさせていただきます。

報告第１号、交通事故（日野市日野本町一丁目６番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。

本報告は、日野市日野本町一丁目６番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第１８０条第１項及び第２項の規定に基づき報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは報告第１号の専決処分書の内容につきまして御説明申し上げます。

事故名といたしましては、日野市日野本町一丁目６番地先路上の交通事故でございます。これは、昭和５９年１１月１６日、１１時４５分ころ、生活環境部生活課職員が婦人センターにおいて事務打ち合わせの後、庁用車で本庁舎に帰庁のために、婦人センター駐車場から低速で道路に出ようとバックした際に、時速約１０キロ程度で進行中の、有限会社ジュラク乳業従業員田島洋次郎さん運転の小型トラックの── これは冷凍車でございますが、左フェンダー前部に接触したものでございます。和解の相手方といたしましては、八王子市並木町三丁目１８番地、有限会社ジュラク乳業代表取締役、下村昇さんでございます。３、損害賠償額、４万2,720円でございます。これは、車両の修繕費だけでございます。

以上専決処分いたしたわけでございますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　昨年１２月の議会では、日野市交通安全都市宣言を採択されましたけれども、毎回といっていいほどこういう報告がなされている。この事故の原因については、管理者としてどのような心構えでいるか。心構えを教えていただきたいと思います。

あと１点。賠償金額が４万2,720円ですけれども、実際の事故総額金額というものはどのくらいだったかお伺いします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　１点目の御質問でございますが、確かにいま申し上げますように、この事故につきましては、初歩的なミスによるものでございますので、所属長を通じまして厳重に本人には注意したところでございます。それから、庁用車を運転する場合に、地下の出入口にいろいろとＰＲのポスターを張りましたり、そういうことで注意を促している。それから、日野の警察署の交通の関係の警察官を呼びまして、交通安全の研修をしている。こんなようなこともやっているわけでございます。そういうことで、こういうことのないように、事あるごとに所属の職員には注意を喚起を促しているとこういうことでございます。

それから、実損額につきましてはこちらの方の実損もあるわけでございますが、約８万円、総額で８万円程度でございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第１号、交通事故（日野市日野本町一丁目６番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）議会事務局長。

○議会事務局長（岩沢代吉君）　大変恐れ入りますが、請願上程の前に、お手元の請願の御訂正をいただきたいと思います。

請願６０－２の、件名といたしましては学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一幼・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願、この件名の紹介議員の欄でございますが、紹介議員の一番下に書いてございます米沢照男議員、これは、私の方のミスプリでございまして、削除していただくように御訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　それでは請願第６０－１号、日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－１号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第６０－２号、学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－２号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長におい

て総務委員会に付託いたします。

請願第６０－３号、東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－３号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時４４分散会

３月６日　水曜日　（第３日）

昭和６０年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第3号）

３月６日　水曜日　（第３日）

出席議員（２８名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	籏野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君

欠席議員（２名）

２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原尭次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程　昭和６０年３月６日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１０分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

本日、議長所用のため副議長が本日の議長を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

一般質問に入ります。１の１、市民意識調査結果を生かした市行政の展開をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　おはようございます。それでは通告に従いまして市民意識調査結果を生かした市行政の展開をということで一般質問をさせていただきます。

私は昭和５７年３月議会におきましても昭和５４年に実施をいたしました市民意識調査の結果をもとに市政の進むべき方向をお尋ねしております。以来３年間市民意識、市民要望に少しでもこたえるよう市側の対応を要請してきたところでございます。昭和５４年の調査による市民意識の上位５項目は下水道の整備、保健医療施策、自然保護対策、道路・交通の整備、公園、緑地の整備が市民要望の上位５項目でございました。そして、それが５年を経過いたしまして市民要望がどのように変化をしているのか、こういうことを知りたくて昨年３月議会におきまして、予算委員会の中で意識調査の必要性を指摘をしてまいりました。昨年、当局の御努力によりまして補正予算を組んでいただきまして、１２月に再び市民意識調査が実施されたわけでございます。この調査結果によりますと市民要望の上位５項目は１番目が下水道の整備、これは変わっておりません。２番目が道路・交通の整備、３番目が保健医療施策、４番目に新しい項目でありましたけれども、区画整理、市街地再開発、５番目がスポーツ施設、こういう順番になっております。昭和５４年調査からは自然保護対策、公園・緑地の整備、それから若干ランクは下ではございましたけれども、文化施設の要望が減少をしてきておるのが特徴だと思います。これは、ここ数年におきます行政の努力を市民が感じ取ってくれたものと理解をしたいと思います。市民の感覚はまことに鋭いものがあるということを痛感した次第でございます。

さて、今回の意識調査から市民の要望は、下水道、道路・交通、保健医療、区画整理、スポーツ施策と続くわけでございますが、これらの内容に入る前にまず２点お尋ねをしておきたいと思います。

質問の１点目は、あなたは日野市は住みよい町だと思いますか。こういう設問に対する回答

についてでございます。全体では住みよい、まあ住みよい、これを合わせまして今回の調査では８４.１％でございます。５４年調査が８２.６％、若干の上昇をしております。それから、余り住みよくない、住みよくない、これを合わせた調査結果は今回が13.4％、前回５４年が１１.0％ということでこれまた若干比率は上がっております。これは前回、わからないと答えた人が6.5％おりましたけれども、今回は2.4％に減っておりますのでその減った分が両方に振り分けられた、こういう結果であります。したがいまして全市民の意識平均値では昭和５４年の調査結果とほぼ同じであるというふうに見ることができると思います。しかしながら、ブロック別、地域別に見てみますと地域によって余り住みよくない、住みよくない、これを合わせた数値が増加しているところがあるわけであります。そこで、これらに対する見解をお聞きしたいわけでございます。

市民意識調査は市街地形成の歴史を踏まえまして地域を五つのブロックに分けてそこに居住する市民の意識要望を把握をしております。１ブロック、これは大字日野、日野本町、神明、大坂上、新町、栄町、日野台。２ブロックが多摩平、旭が丘、西平山五丁目、東豊田三丁目。３ブロックが大字豊田、大字川辺堀之内、上田、宮、万願寺、石田、新井、東平山、西平山一丁目から四丁目、東豊田の一、二、四丁目が３ブロックであります。４ブロックが旧南平、南平、平山。５ブロックが程久保、高幡、三沢、落川、百草。これが地域区分であります。そして、そのブロック別に住みよさを聞いた結果は次のとおりであります。住みよい、まあ住みよい、これは１ブロックが８０.１％、前回は８１.２％でございました。２ブロックが９０.７％、前回が９０.4。３ブロックが８４.３％、前回が８３。それから４ブロックが８１.６、前回が８０.１。５ブツックが８４.９、前回が７７.９ということで、２ブロックの９０.７％を最高に１ブロックの８０.１、こういう状況であります。それから余り住みよくない、それから住みよくない、こういうものを合わせました結果でありますが、１ブロックが１７.６、これが前回が１２.4。それから２ブロックが7.5％、前回が6.8。３ブロックが１３.６、前回が１２.５。４ブロックが１５.4、前回が１０.０。５ブロックが１２.３、前回が１３.１、こういうわけでございます。５４年、５９年調査とも２ブロックの市民が住みよい、まあ住みよいが圧倒的に多いということであります。２ブロックの中でも若干の地域による違いはあると思いますけれども、道路、交通、公園、下水道、買い物の便、公共施設などを見てもこの地域が日野市内で最もよかろうということは多くの人が想像できることであります。それに比べて住みよくない、余り住みよ

くない、余り住みよくないと答えた人が一番多いのが５４年調査では５ブロック、５９年調査では１ブロック、次いで４ブロックでありました。中でも１ブロックは昭和５４年の１２.4％から５９年調査では１７.６％と住みにくい、住みよくないというのが５％もふえていることが特徴的だろうと思います。大字日野、日野本町、神明、大坂上、新町、栄町、日野台が１ブロックに入るわけでありますが、なぜ前回調査に比べて住みよくないと思う人がふえてきたのか私は十分掘り下げた分析をする必要があると考えるわけであります。もちろん前回と同じ人が答えているわけではありませんので誤差もあろうかと思いますけれども、それは大きな要素ではないと思います。そうだとすれば地域によって住みよさが大きく違っているこの実態についてどのような感想を持たれたか。さらには、この意識の差を埋めるためには行政は何をすべきであると考えているか、この辺についての御見解をまず賜りたいと思います。

それから質問の２点目でございますが、同じ調査の中で年代別の集計がありますが、２０代の人が余り住みよくないという意識を持っていることについて見解をお聞きしたいと思います。２０代の人では住みよい、まあ住みよいが７２.２％でございます。前回調査が８３％ 余り住みよくない、住みよくない、これの合計が１８.８％、前回は9.1％でありました。５４年調査と比べても著しく悪化をしております。今回は国際青年の年でありますが、２０代の若者から見てなぜ住みにくいのか、魅力がないのかをもっと突っ込んだ分析をし、必要な施策を模策していかなければならないと感じたわけであります。もちろん現在は高齢化社会を迎えて高齢者対策に力点を置いた政策を推進していることは、これは正しいことでありそのとおりであると思うわけでありますが、若者にも魅力ある町づくりも忘れてはならないと考えるわけであります。豊田南口の再開発に当たっては大学とともに共存する町づくりが大きな柱に据えられており、全く考えられていないわけではありませんが、市政全般にわたって検討する必要があると考えるわけであります。

２０代、あるいは学生の人が市政の中で何に力を入れてほしいかという質問に対する回答は、２０代が１番が道路、交通、２番目にスポーツ施策、３番目、下水道、４番目、保健医療、５番目、公園・緑地。特に職業別のところの学生は１番が道路・交通。全体の半数が道路、交通と答えております。２番目にスポーツ施策、３番目が文化施策、４番目が保健医療、５番目が自然保護という結果が出ております。

若者の望むスポーツ施策、文化施策、あるいは保健医療とは具体的には何を希望しているの

か、それを知るためにも各種審議委員への青年の参加など必要ではないかと考えるわけであります。国際青年年ということともあわせて市側の見解をお聞きをしておきたいと思います。

質問の３点目は市民要望の一番多い、それも前回調査より５％もふえた下水道について質問をいたします。私は昨日、下水道対策特別委員長として現状の報告をさせていただきました。処理場用地の買収、管渠の埋設など着々と進行しているわけでありますが、これからますますふえる仕事量に対して職員の数、あるいは財源、財政がついていけるのかきわめて不安感を持っております。組織的にも財政的にも下水道にもっとシフトしていく必要があるのではないか、そうしないと市民の要望にこたえ切れないのではないかと思うわけであります。下水道にかかわる人の少なさを多摩平の水道部の事務所を見るにつけても感じるわけでございます。これからの事業を考えても下水道部とするくらいの組織強化が必要ではないかと考えるわけであります。市民の要望と期待を背負う都市整備部長にその辺のところの御見解をお聞きをいたしたいと思います。

質問の４点目は道路・交通についてであります。道路・交通についての要望は前回調査より９％ふえております。このところの道路対策として２・２・１０、２・２・１１、２・２・５、２・２・９など都市計画道路建設への取り組み、あるいは生活道路幹線網の調査など行政も努力をしているわけでありますが、一部を除いて形にあらわれていないので市民に理解されていない面もあるかと思います。しかし、市民はもっとレベルの高い道路対策と交通対策を希望しているのだと私は受けとめるわけであります。都市計画道路、生活幹線道路が整備されなければ下水道もおくれるわけであります。したがって一担当部だけの責任というより全体で考えていく問題であると思いますが、今回の意識調査で一躍２位に急上昇した道路・交通問題に対しいかなる方針で臨むか見解をお聞きしたいと思います。

質問の５点目はスポーツ施策についてであります。スポーツ施策の充実が前回調査の７位から今回は5位に上がってきております。余暇の有効活用、あるいは健康づくりという現在の市民ニーズからして当然の結果だろうと考えるわけであります。市政への要望では体育施設の充実、これが４９％、学校施設の開放２５.６％などであります。体育施設の充実は昨年１２月議会で指摘をしておりますので、ここでは触れませんが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思い、要望をしておきます。

ここで言いたいのは学校施設の開放を要望する人が大勢いることについてであります。校庭、

体育館、これらはすべて開放するのが当然であると思います。今議会に際しましても東光寺小学校の体育館開放の請願が出ております。私は学校施設は地域の人とともにあるのだと理解をしております。何ゆえ、開放できないのか見解をお聞きしたいと思います。

質問の６番目はこの意識調査の設問の中で日野市及びそれぞれの地域でどういう施設が必要かという調査項目が前回はあって今回はなかったことに対して物すごく物足りなさを感じているところでございます。なぜ、この調査項目を外したのか見解を伺いたいと思います。

昭和５４年調査では欲しい施設のトップが病院、２番が市民会館、３番が市民体育館、４番が市民プール、５番が高等学校であったわけであります。この中で市民会館、高等学校、この辺につきましては解決をしているわけでありますが、この設問は今後の日野を語ろうとする上では大変重要な項目であると考えるわけであります。くどいようですが、どうしてこの調査項目を外したかお聞きをしたいと思います。

それでは次に市民要望、苦情に対してどのような行動をとるかという視点から質問をいたします。質問の７点目になるわけでありますが、日常の苦情、要望に対する相談体制はもっと充実し、市民が市役所に要望を言いやすい組織をつくるべきだという視点から質問をいたします。意識調査項目に、あなたは市政への要望や苦情を持ったことがありますかというのがあります。これの回答は、ある、４９％　ない、４９.８％であります。そして、あると答えた４９％の人に、それではどういう行動をとったかと重ねて聞いております。その回答は、直接市役所に言うか投書する、３１％　政党、議員など有力者に頼む、１１.５％　割合少ないわけであります。町内会、自治会に頼む、１９.６％　何もしない、何もしなかった、これが２６.４％となっております。何と要望、苦情のある人の４分の１以上の人が何も行動を起こさなかったと言っているのであります。

私は昨年１月から１２月までの１年間の住民相談の結果を市民相談係から資料としていただきました。１月から９月までは１カ月３件から２２件の相談件数で平均月１１件であります。１０月は８１件、１１月は１３４件、そしてまた１２月は３件と下がるわけでありますが、合計して市民相談係に寄せられた要望、苦情は合計３０７件になるという結果が出ております。しかし、意識調査の結果とあわせて考えてみれば潜在的にはもっと要望があるわけであります。もちろん直接担当課へ電話する人がいるかもしれませんが、これは全体から見れば数は少ないと見るべきでしょう。

そこで市民要望の受付、あるいは窓口として直通電話を設置したらよいと考えるわけですけれども、見解をお聞きしたいと思うわけであります。このことは他市で実施している所が多いはずです。市民の覚えやすい番号、１番とか１００番とか１０００番とか設置し、要望があればすぐ処理をするという役所の組織整備も含めて考え方を聞かせていただきたいと存じます。

質問の８点目はこの意識調査に寄せられた市民要望に対して、あるいは市政に対する意見、要望に対して市民にどのような形で回答するのかという立場で質問をいたします。下水道、道路・交通、保健医療、区画整理、スポーツ施策、公園・緑地、老人福祉、自然保護、文化施策、ごみ対策。これが市民要望の上位１０項目であります。これらの要望に対し行政は何らかの回答をすべきであると思うわけであります。そして、この回答方法としては私はそれぞれの項目ごとの基本計画と、それを実現するための実施計画、年次計画を作成し示す以外にないと考えるわけであります。これについて御見解を賜りたいと存じます。

私は昭和５７年、５８年、５９年のそれぞれの３月議会で長期計画と実施計画の必要性を訴えてきております。５９年３月議会ではハードの施策についてのみ３カ年計画を作成するという答弁をいただいておりますが、まだ見せてもらっておりません。私は、市民の要望をすべて解決できるならともかく、財政の制約が大きくのしかかっている現在ではできること、できないこと、できるとしてもいつごろになるのかということを市民に知らせるためにも基本計画、年次計画が必要だと思うわけであります。これにつきましての御見解を賜りたいと思います。

最後、質問の９点目でございますが、この意識調査結果を庁内ではどう活用するのかということについて質問をいたします。市民意識調査を実際の政策につなげるための職員の果たすべき役割はきわめて大きいと言わざるを得ません。各部、各課で徹底的に議論し対策を考える必要があると思いますが、これに対してどのように考えるか御見解を賜りたいと思います。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

今回の意識調査につきましては前回５４年に調査客体、いわゆる住民でございますけれども、1,０００人を選んで実施いたしました。できる限り前回の調査と比較対照できるように配慮をまずしたわけでございます。そういったことで地域のブロックの割り方でございますけれども、これもかなり開発整備が進んでいる所、それからおくれている所が一つのブロックになっているというようなことも当初承知はしておりました。ただ前回との比較ということになりますとこのブロック割りを崩すことはかえってわかりにくくなるんではないかということであえてこのブロックを変えないで分析をしたわけでございます。

まず１番目の質問でございますけれども、意識調査の差でございますけれども、これはやはりその地域によりまして都市基盤整備が特におくれている地域がございます。こういったものがやはりこの市民の意識といたしましてかなり強く出ているんではないかというふうに考えております。５ブロックとしての分析、さらには５ブロック内をさらに細かく見ましてきめ細かい施策をこれから立てていかなければいけないというふうに感じております。

次が２０歳代の若い、いわゆる青年の意識でございます。これは今福島議員さんからお話がございましたようにこれから市に力を入れてほしい質問ということで道路・交通、スポーツ、下水道、保健医療、それから学生につきましては道路・交通、スポーツ施設、文化施設、保健医療等になっておるわけでございます。この点についてはさらに分析をしないといけないんですが、この調査結果に出ている以外にも何かやはり問題があるのではないかというふうに私ども感じております。これは市内に実践女子大学、短期大学も含めてございますし明星大学も、それから近くには中央大学がございます。これらの学生の意向を教職員から、教職員を通じて聞いているところでございますけれども、やはり若い人が、いわゆる学生がいわゆる大学を選ぶ場合にやはり東京ということでまず選ぶそうでございます。それで地方の、地方から出てまいりましていわゆる日野及びその周辺の大学に来ますと期待とは裏腹であるという感想だそうでございます。要するに地方都市の、いわゆる中核がある県庁所在地その他の衛星都市といいますか、そういうものから比較しますと物すごくいなかであるという感想を持っているそうでございます。ならば地元の大学でもよかったんではないかというような感想があるわけでございます。

さらに、この学生の下宿、寄宿でございますけれども、どこを選ぶかというようなことでございますけれども、当初からは、当初から予測をされておりましたけれども、学生の意向としてはこの近辺、大学の近辺というよりはどちらかといいますと新宿ないしは新宿に近い所というような意向を持っているようでございます。

こういうことから考えますと、いわゆる住みよい、いわゆる青年にとりまして住みよいという町がどういうものであるかということを考えますと都市施設整備がされてる、基盤整備がさ

れているものはもちろん、されてることはもちろんでございますけれども、そのほかにやはり余暇の問題もある、余暇の活用の方法もあるのではないかというふうに考えられております。特には文化施設の問題、それから娯楽の問題、ショッピングの問題、運動施設の問題、これらがかなり起因しているようでございます。そのほかにはやはり若い人でございますので雰囲気といいますか、そういうものが加味されているというようなことが言われております。この調査結果を踏まえましてそういうものも加味し、さらに検討をしていきたいというふうに考えております。

この若者の各種市の審議会への参加でございますけれども、この点につきましては検討をいたしたいというふうに考えております。

それから４番目の御質問でございますけれども、これは道路、下水道、そういった大きな問題があるわけでございますけれども、それを全庁的にといいますか、施策化する場合の体制の問題でございますけれども、やはり一つは計画的な行政の遂行、それから２番目はそれを行う上での市議会の行事でありますとか職員の意識の高揚、それから住民の理解、こういったものを図りながら重点的に施策化していけなければいけないというふうに思っているわけでございます。

それから、次の６番目でございますが、個別の病院とか、あるいは市民会館、市民体育館、市民プール、高校等の個別の質問をどうして除外したかということでございますが、まず調査項目の設定で約１００ぐらいの項目を設定してございます。やはり聞き取り調査の限界としてこのくらいの数字の限界でまずございます。それから前回この調査の比較ということと、それから新たに項目も入れたいものもあったわけでございます。したがいまして重複するようなものは除いたわけでございます。ただいまの御質問でございますけれども、個別の質問を除いた理由といいますのは５４年の調査報告、意識調査の報告書を見ていただければわかりますけれども、その前の調査の中に下水道の整備、これは新しい調査項目と一致してますけれども、保健医療施設、自然保護対策、道路・交通の整備というように少し間口を広げた項目で調査をしております。さらに前回はそれを具体的に病院でありますとか市民会館、市民体育館、こういったものに置きかえてまたさらに再度意見を聞いております。その問題のとらえ方の粗さといいますか、そういうものが若干前の質問は粗く次の質問が細かいわけでございますのでその細かい方を除外をした。内容につきましては力を入れるべき施策ということで理解ができるのではないかというふうに考えております。

次が市民要望、苦情に対してどう対応するか、その辺の問題でございますけれども、まず1点目は市民からの市への要望の方法といたしまして直通電話を引いたらどうかということでございます。この件につきましては現在の市役所の電話といいますのは市民から一たん交換に入りまして、交換から主管部局に回るというような方式をとっております。これがストレートに、言うなれば苦情１１０番のような形で入るようなことを御要望されているんではないかというふうに思っております。現在、番号はまだ決まっておりませんけれども、そういう電話を付設したいということで庁内それから電電公社と協議を進めている段階でございます。

次が市民意識調査の、いわゆる要望項目に対して市のこれからの対応ということでございますけれども、御質問の中に長期計画、あるいは実施計画をつくって対応すべきだろうという御質問でございます。私ども同感でございます。今後努力をいたしたいというふうに考えております。

それから次が庁内でのこの意識調査の活用でございますけれども、どうするかということでございますが、これは各部課、いわゆる職員全体でこの内容を理解、検討をしていただきまして今後の行政に反映をしていきたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から３点目の下水道関係につきましてお答え申し上げます。

今回の意識調査におきまして私の方の私が担当いたしましております都市整備部の所管の事業がすべてこの要望の中のトップにわたってきております。まず下水道、それから道路、環境、区画整理、再開発、これは現在私の方で３課ございますが、この３課の中すべてに関連いたすものでございまして、いかに都市基盤整備が要望されているかと。逆に言いますればそれだけ整備がおくれているというふうにも見られるわけでございます。したがいまして私どもこれらの諸事業につきましては現在も鋭意努力を行っている段階ではございますが、今後の問題として特に下水道事業については昨年来基盤に進捗の状態が正常化してまいりつつございます。これは流域下水道関係の用地買収に入ったということ、また６０年からは落川の供用開始に入っていく、こういうようなことから今後下水道事業というものは相当事務量がふえてくるという

ことが予測されるわけでございます。

そういう中で御質問の組織的、あるいは財政的な面からの御要望でございますが、これは当然のことながら、その内部で検討していかなければならない問題であろうと思うわけでございますが、担当の関連の部課、都とも十分協議をしていかなければならない問題でございます。

ただ私がこれから申し上げますことは私の見解と所見ということでお聞きいただきたいと思います。現在、下水道課では今年度工事、あるいは来年度の計画に向けて計画、あるいは工事の担当が全精力を挙げてそれに傾注している段階でございます。下水道課の現在の人員は課長を含め２１人が努力を行っているわけでございますが、今後ふえていく事務量といたしましては供用開始に伴いますところの排水設備の関係の事務、あるいはこれに伴います指定工事店の事務、下水道台帳の整備、さらに工事関係箇所数が非常にふえている、年間執行する延長数も今までより数倍の量をこなしていかなければならないという面がございます。そういう関係からいきますと当然ながら現在の人員では不足するということがはっきり言えるわけでございます。したがいまして今後下水道課の職員増につきましては担当部、あるいは理事者との間で十分検討を行っていきたいというふうに考えるわけでございます。

それと流域下水道関係でございますが、流域関係については当然都の方で実施をしておりますが、しかし、私どもとしても流域下水道とともに事業実施していかなければならないという面もございます。したがいまして、こういった点につきましても今後十分検討を、都と検討をしていかなければならない問題も抱えておるわけでございます。したがいまして今後財政的な問題も含めまして十分内部で検討を重ねていきたい、かように考えるわけでございます。

第４点目の、うちの都市計画道路関係、あるいは生活道路関係でございますが、当然私どもの方で直接工事を実施しているもの、あるいは国、都に働きかけて実施をしていただくもの、こういう中で事業を進めているわけでございますが、抜本的には生活道路も含めまして区画整理の中で整備をしていくという大きな私どもの方針を持っております。したがいまして今後区画整理事業につきましても箇所数をふやしていくという計画もすでに持っておるわけでございます。そういう中で道路関係の整備、充実を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　今回の市民意識調査に関連いたしましてスポーツ施策の充

実ということの中での学校開放に関しましての御質問がございました。

学校開放につきましては市民の健康増進、あるいはスポーツの振興、充実を図るということと市民の交流、親睦を図る、そういうことのねらいで教育委員会といたしましては市内の小中学校等の校庭、体育館、プール、あるいはテニスコート、こういったものにつきまして学校の運営に支障がない限りにおきましてできるだけ市民の身近な施設といたしまして開放するという前提で他市に先駆けまして昭和４６年度から学校開放を行っているところでございます。当初は小学校につきまして１１校、中学校につきまして、１１校は校庭でございます。それから中学校につきましては４校、うち２校が校庭、２校が体育館でございます。そういうことで開放を進めてまいりました。特に人口増、あるいはまた余暇活動の充実、市民要望の中でのスポーツ人口も非常にふえております。これに伴いましての学校開放の要望も非常にふえております。そういうことを踏まえまして教育委員会といたしましても学校当局、それからこれに対しましての施設整備、特に学校の校庭の整地の問題、あるいは防球フェンスの問題、あるいは倉庫、トイレの新設の問題、こういった面での不整備な点がまだ各学校にございます。そういうこともございますので今後これらにつきましては相当財政を伴う問題でもございます。学校当局並びに理事者側とも十分協議をしながらできるだけ学校行事に支障がない限りにおきまして開放していきたいというふうに基本的に考えているところでございます。現在のその学校開放につきましては小学校１校を除きまして小中学校はすべて校庭、体育館、プール、テニスコートは一部でございますけれども、ほとんどの学校が開放をしているところでございます。今後ともこの点につきましては十分に意を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回の意識調査で先ほど福島議員さんからの意識調査パーセンテージの数字が示されましたけれども、２５．６％でございますが、前回は３３．４％でございます。今回減っております。減っておるということは学校開放を積極的にやっているということを裏づけているんではないかというふうに私どもは考えているところでございます。

お尋ねの東光寺小学校の学校開放につきましての御質問が出ました。これにつきましては今回の請願の中で体育館の開放につきましての請願が出されております。体育館につきましては現在開放をいたしておりません。しかし、我々といたしましても特に東光寺小学校の周辺にはいろいろと住宅もふえております。そういった中でのママさんバレー、あるいはまた一般の市

民の方々からもぜひ体育館も開放してもらいたいというふうな要望が前から出されておりますので私どもといたしましても学校当局と十分相談いたしております。あるいは一般市民の要望も聞いておりますので６０年度から実は体育館の開放を考えております。体育館につきましては一応６０年度に関しましては日曜日、祝日につきましては午後、午後の開放、午後といいますと１時から大体４時ごろまでを午後と称してますけれども、体育館につきまして日曜日、祝日につきましては午後の開放を考えております。なおウイークデーにつきましては火曜日、木曜日、土曜日、これは夜間でございますけれども、６時から８時４５分までの間、これにつきましての開放を考えているところでございます。なお、校庭につきましては現在日曜日、祝日に関しまして午前中はスポーツ開放、午後が遊び場開放という形になってますけれども、６１年度から特に市民要望の中で午後の遊び場開放についてはスポーツ開放にしてもらいたい。こういうふうな要望も出ておりますので、６１年度からは校庭につきましては一応日曜、祝日については午後もスポーツ開放に切りかえをしていきたいというふうに考えておるところでございます。鋭意この点につきましても今後努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

教育委員会所管の御質問につきましては以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　答弁、大変御苦労さまでございました。

企画財政部長の答弁、非常に私としては答弁の実際の言葉からは決意がそれほど聞き取れなかったわけでありますけれども、特に奥ゆかしい人だと思います。答弁されたことはかなり実際にやっていくと、こういうふうに私の経験的にも理解をしておりますので私の要望に沿った形でやっていただけるんではないかというふうに考えるわけですけれども、若干の再質問をさせていただきたいと思います。

特に地域ブロックによる意識差ということについては私はやっぱり市街地の形成の仕方が違いますから一気にその意識差がなくなるというふうには考えておりませんけれども、行政の立場としてはいかにその意識差を詰めていくか、詰めていくための行政をしていくかという観点からいろいろな発想が生まれてこなくてはいけないのではないかというふうに感じております。したがいまして、この辺のところにつきましては都市基盤の整備のおくれが意識差の最大のものではないかという御答弁もいただいておりますので、特に都市基盤の整備だけではなくて私

は市民意識というものの変化の中でスポーツ施設、あるいは文化施設、あるいは児童施設、こういったいろいろな施設の不備もそこにあるのではないか。そのどういう施設が欲しいかという質問が今回の意識調査から抜けているんで非常にその問題の指摘がしにくいということで、なぜ地域に欲しい施設の項目を除いたのか、こういう質問をしているわけであります。特に調査項目の中でうんとあるので限界である。目の粗い調査をして今回細かい調査はしなかった。このことについては非常に疑問を感じますし、その答弁にはどうも賛同できないところがあるわけです。特に１ブロック、４ブロック、５ブロック、あるいは３ブロック、こういった住みよくない、余り住みよくない。こういったような意識のあるところは何が欲しいのか、何をしてほしいのか。これは道路・交通、そういったものはわかりますけれども、そこにどういった公共施設なり公園なり何が欲しいのかということがこの意識の中から読み取れないわけであります。したがって、やはりそういったこれからの地域における施策を考えた場合にはぜひその辺は何らかの形でこれからの計画を考えていく上でホローをしていかないとうまい政策が出てこないんではないかというふうに感じますので、その辺の御見解をもう一回聞いておきたいと思います。

それから２点目の再質問ですけれども、日常の相談体制の中で直通電話ができるか。市政１１０番的なものだということについては全く私もそのとおりでございます。そういう要望であります。問題は直通電話を入れた。ここからの方が問題は多いんじゃないか。市民が苦情を言ってきた、要望を言ってきた。どうそれに対して動くか。それが問題だと私は思うわけでありますけれども、次から次へと何か詰め寄るようで恐縮でございますけれども、その相談、要するに直通電話をつくるんであればその後どういう体制をとろうとしているのか。これはかなり市政の中で重要な課題になると思うんです。いろいろな現在の庁内でも箇所がありますけれども、何か要望があったときにすぐ飛んでいくムードのある部署があるわけです。非常に実際にはできないけれども、市民は好感を持っているというふうに私は感じておりますので、そういった聞いたら動く、こういう体制が必要だと思いますので、この辺のところは直通電話ができる、結構でございます。要望といたしましては聞いた後の方が問題だということでその整備をお願いをしたい。その辺で具体的な御見解でもあれば今賜っておきたいと思います。

それから市民に対する意識調査の回答の仕方でありますけれども、長期計画、実施計画については同感でございますと今後努力したいという、こうお話しでございます。これにつきまし

ては３年来私も同じ質問をしておりますけれども、市の方からも同じような答弁が返ってくるわけでありますけれども、今回そういう企画財政部長が答弁をされるということについては具体的に何か違った方策でも考えられているかどうか、進め方についてその辺のところについてお聞きをしたいと思います。

あと、スポーツ施策の充実ということの中で教育次長の方から答弁をいただきました。確かに学校開放については努力をされているという経過で今回の市民意識の中では減っているということについては理解をするわけでありますけれども、特に身近な小学校の体育館が開放されていなかったということについてはそういう意識に比べて私の受けとめる印象としては非常に大きかったものですから取り上げた次第でございますが、答弁で６０年４月から体育館開放をするという答弁でございますので、これにつきましては御努力に敬意を表したいと思います。

以上、何点か再質問をいたしましたので御見解を再度賜りたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の５４年と今回の調査の一部変わっているところでございますけれども、確かに御指摘のようにかなり間口を広げた項目のとり方、さらに個別の施設として、言うなれば箱物のような形で意識を調べる。そういう二つの方法前回やりましたけれども、今回は個々の施設の意向調査は省いたわけでございます。理由につきましては先ほど言いましたけれども、市民の意識の趨勢がわかればやはりいいんではないかというところで後段の調査を省いたというものでございます。市民の意向につきましては今回やった力を入れるべき施策ということでその方向づけはできるというふうに解釈をしております。

次が市民からの市に対する苦情といいますか、要望の受け入れ体制の問題でございます。私、先ほど答弁落としましたけれども、確かに電話を入れるハードのことよりはやはりその後のソフト面の対応というのが大事だということは承知をしているところでございます。以前には松戸市がすぐやる課というような、いわゆる即応体制の非常に高い課をつくりましてやった経過がございます。日野市におきましてもそれに近い係を土木課に置きまして対応したケースもございます。ただ全体的な市の行政のいわゆる職員の枠からいきますとかなりその辺の見直しをしないといけないということで先進の松戸市につきましてはそれが違う形に変わってきましたし、日野市も現在の組織で対応しているという状況でございます。

現在、この電話を引いた場合にどうなるかということでございますけれども、現在考えておりますのは、市民相談がまず受けるということでございます。それで受けた要望なり苦情でございますけれども、即時処理をしなきゃいけない問題、それからある程度時間をかけ調査検討をして回答する問題。二つに分かれるかと思います。即時処理しなきゃいけない問題につきましては市民相談が直接というわけにはいきませんので主管課にその趣旨を伝え即応させたいというふうに考えております。

ただ、その即応させる手順でございますけれども、職制を通じて云々というわけにはいきませんので、何か簡単にそういう対応がいわゆる課長命令でなくてもすぐに市民想談からの伝達で現地に対応できるようなそんな形を今後検討したいというふうに考えておる次第でございます。

３番目の計画行政のいわゆる基本計画なり実施計画の問題でございますけれども、私も１年前でございますけれども、計画作成の御質問を受けまして少なくとも実施計画に目標値をのせたぐらいのものをつくりたいということをお答えしたわけでございますけれども、実際にはできなかったわけでございます。その理由といたしましてはやはり現在日野市には基本構想がございますけれども、やはり基本構想を受けて基本計画をつくり実施計画をつくる。いわゆる上位計画からきちんとやってこないとどうもやはり実施計画までできないんではないかという結論でございます。それには条例なり規則にのっとりまして審議会の設置でありますとか、あるいは事務職員の体制の強化、こういったものが必要であるわけでございます。その辺の問題を現在協議といいますか、検討をしている段階でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　ありがとうございました。意識調査の内容は膨大でございますから細かくやれば切りはないんでありますけれども、続いて夏井議員、馬場弘融議員も、内容はわかりませんけれども、タイトルとしては市民意識調査に基づく一般質問が通告されております。したがいまして、むしろそちらに期待をしていただくということで私は終わりたいと思いますけれども、今までの経過を通じまして市長の方で何か御見解でもあれば、この際、承っておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回行いました市民意識調査の特に５４年度との比較、そう

いうことにしておきましてわずかな数値からも市民意識の変化も読み取れる感じがいたしますし、また、地域性の市民感情として持っておられる、市民意識として持っておられるものの表明がよく読み取れる、このような受け取り方で貴重な資料であると思っておるわけであります。一方には、また私どもが日常よく観察し、ほぼ承知し得ていることと、大きな意味ではほぼ合致しているし、したがって今日の行政展開がそれた道を歩んでいるのではなくて、文字どおり市民意識、あるいは地域地域の要請、また背景には時代の要請、このことに向かって正確に進み得ているというふうに感じておるところでございます。多少、たとえば施策の要望と、それから主要事業というふうなことに前回と出入りがあるわけでありますが、下水道に関しましては、これは全市民共通の、つまり日野市の一番今日町づくりの大きな課題になっている、そのことを示しておるものだというふうに思っておりますし、文化施設が少し要望が下がったというのは恐らく市民会館ができるからもう一安心、それは一安心だと。次のまた要望に置きかわっていくというふうな意識のあらわれではないかというふうに思われるわけであります。

特にこの保健医療関係は、これは、ない地域こそまた要望度も高いわけであります。そして、あわせて道路・交通問題が出るということは市内のまだ交通体系に、交通体系というよりも市民生活のつまり足の問題で地域的に便、不便の差がはなはだしい。環境としてはいい所だけど、便利の悪いというのが恐らく4ブロックあたりの市民意識だというふうに受けとれるわけでありまして、この意識調査で得ました資料をどのように行政として読み取り、また施策の展開にそれを反映させていくということが重要な、一番重要な課題でございますので正確にまず読み取りますこととともっと細かい部分にも配慮いたしまして、そうして今取り組んでおります基本構想、あるいは基本計画もだんだん固めなければなりませんし、中期の、つまり3年計画、あるいは単年度計画、これのローリングは成り立っておるわけでありますけど、特に用地購入という問題が非常に財政的な大きな部分を占めるものでありますから国有地の確保、予定しております国有地の確保、これらの問題に財政的な裏づけと年次別取り組みをしていかなきゃならない、そういうふうに考えておるところでございます。

それから区画整理に特に関心が高いというのは区画整理の問題を豊田南、あるいは西平山、高幡地域に持ち出しまして大きな地域のテーマとして関心度を高めていただいておる。つまり、やるからにはもっと早くやれという意識である、このように受け取るわけでありまして、今進めておりますことをもっと強化していくべきである、このように思っております。何事にも先

立ちまして長期計画でもありますし同時にまた年々取り組みますハードの面では下水道だと、つまり環境、生活環境の整備であり、あわせて大体1ブロックとか、あるいは3ブロックには古い地域社会の源のある地帯でありますし、それから川に近いということで用水等に汚れがある。その汚れが住みにくいということに対する大きな要素を占めているんではなかろうか、こんなふうに考えております。

長々と申し上げましたが、結論といたしましては今取り組んでおることをやっぱり正確に順序よく進めていくことだという結論に受けとめております。今後ぜひ努力をいたさなければならないというのがこの最終的な結論になるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　ありがとうございました。私も意識調査の中でいろいろ今市長が言われたように全く手のついていないというところはないと思いますし住民の意識に沿った形で進んできている、こういうことについての方向性は評価をするわけでございますけれども、なお一層そういった意識に基づいた形で行政が展開されるように要望をしておくわけでございます。

要望の2点目は今一つ市民参加というものがありますけれども、市民参加の市民要望を実際に行政に生かすのはやはり職員の力だというふうに私は常々考えております。したがいましてこの市民意識調査というものにつきまして先ほど企画財政部長よりいろいろ市民の、庁内で討論していきたい、こういう回答がございましたけれども、ぜひその辺は具体的にそれぞれの部から1人ぐらいの委員でも選出をしてひとつプロジェクトチームでもつくりながら市民意識をどう行政に生かしていくかというような討議をぜひしていただきたいと思います。そういう動きの中から長期計画なり実施計画を作成する職員が市民に対しての素案づくりを作成するという雰囲気が私は出てくるんではないかというふうに思います。

したがいまして、そういう観点からぜひ理事者側にも職員にも市民意識調査を十分そしゃくするというところから始めていただいて市民要望に沿った行政をさらに強力に進めていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって1の1、市民意識調査結果を生かした市行政の展開をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。（「続行」と呼ぶ者あり）議事の都合により（「休憩」「続行「議長、

議事進行」と呼ぶ者あり）飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　私は今議長が読み上げようとしても結構です。しかし、一般質問の間ですからやはり次の方がいらっしゃるのかどうなのか、議会事務局ももっと連絡をして密にしてそれからにしてください。こういうことが行政改革のまず私は議会の言う不備だと思います。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

議会事務局で連絡をとりました。すでに自宅は出ているそうですが、まだ登庁しておりません。（「１時間ぐらいかかっちまうよ、高幡からじゃ」「休憩」「続行」「道路を直さなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　休憩でも結構なんですよ。そのことをはっきりとしてくださいということです。休憩で結構です。

○副議長（米沢照男君）　それじゃあ、ただいまの御意見に沿って対応したいと思います。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め暫時休憩をいたします。

午前１１時２０分　休憩

午前　１時　４分　再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問　森田革新市政１２年間の功罪についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　こんにちは。ただいま議長より通告質問のお許しをいただきましたが、その前に一言釈明と申しますか、弁明をさせていただきたいと思います。

私、連日熱心な議会のために家に帰って原稿書く時間がここ２日間ほとんどないような状態で、でも、まあ私は私なりに一生懸命書いておったんですが、御存じのように私の要求しておりました資料がけさ大分時間も経過した中でいただいた。それをさらに分析するということで

自宅で勉強しておりました。なおかつ第１番手の福島議員でありましたから、多分１時間半たっぷりやるんだろうということを勝手でございましたが、推定させていただいて、そして自宅待機しておりました。ただ事務局には私は１１時に入れまして必ず行くから心配しないでくれということは申し入れておきました。そういう経過でございますので、ぜひ出席する時間が多少おくれましたことを釈明する次第であります。以上です。

では、これから一般質問させていただきます。

森田革新市政１２年間の功罪について私は昨年１２月の定例議会におきまして表題の件について８項目からの一般質問をさせていただきました。持ち時間が１時間３０分という制約もあったかもしれませんが、議事録を何度か再読いたしましたが、残念ながら私を納得させる市長からの回答がいただけなかったわけでございます。したがいまして本日再度同一の質問をさせていただく次第でございますが、すなわち前回の質問事項は８点より構成されており、まずその１点から要約を申し上げます。

都立南平高等学校の建設用地取得経過でございます。悪名高い鈴木独歩の所有する南平八丁目の市街化調整区域の山林を不法山砂採取の乱掘により近隣住宅は雨の降るたびに土砂の流出で多大の迷惑を地域住民にかけておったわけでございます。日野市においても再三にわたる中止勧告命令をも無視し、最後は東京都にお願いして告訴して禁錮刑の刑罰を受けた犯人の用地をましてやその裁判の継続中に売り買いの交渉を日野市土地開発公社を通して行っていた。また、本来用地取得する場合、一般的に直接か、あるいは仲買業者を入れて一定の手数料のもとにきちんと整理させて買い上げるのが専門家の間でも通常だと私どもは教えられておりました。それをわずか１カ月間新日本エンタープライズ社が入って１２億円で買って１７億円で日野市に売りつける。新日本エンタープライズ社はわずか１カ月間の間に５億円という巨利を得たのであります。一般市民常識では考えられない、考えられない取引方法であると指摘したいわけでございます。また、その仲買に入った新日本エンタープライズ社なるものが鈴木独歩にまさるとも劣らない会社であったことは周知の事実であります。国井　洪という人物はある革新系同和の常務理事の肩書きを持ち、昨年１０月８日新聞紙上に掲載されたように警視庁捜査四課、麹町署は傷害罪で逮捕され、実質新宿の東京女子医大病院で殺された日本同和清光会尾崎清光最高顧門の殺人容疑での逮捕であります。

本年４月開校される都立南平高等学校の神聖なる用地がこの取得に最も高潔なる姿勢を要求

される自治体がこんなインチキな会社と平然と取引する市の行政姿勢を問うわけであります。私を納得させる答弁が得られませんでしたので、この建設用地に伴って、また排水管埋め立て工事費２億6,０００万円が工事もされず見送り本年度予算に計上がされておらない。また、これらは調査ミスであったのか、一体設計ミスであったのか、あるいは用地買収絡みからできなかったのかお答えいただきたいものであります。もし、このまま放置したならば校舎建設も大きな影響があり近隣住宅にもこれから雨期にかかる大変な時期に市の対応というものをどう措置するつもりなのか、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

２点目であります。日野市遺跡調査会使途不明金、この件は日野市議会において調査特別委員会を設置し、委員会のメンバーが大変苦労されて2,３００万円の不明支出があることが確認されたわけでありますが、あなたが市長であり、なおかつ遺跡調査会長であって多額の金銭を扱うにもかかわらず監査役も設けず、職員より会計の不備を指摘され監査の設置を進言しても放置し続け、結果的に今日なお解明できない状態である責任と人間性を問いたいのであります。

すなわち、この事件の端を発したのは前回にも申し上げましたとおり古谷議員がかって東京都で御一緒だったよしみの間柄か日野市の助役退任の労をねぎらう意味からか訪問された際に遺跡調査会の多額の使途不明金を指摘されたことから端を発したわけであります。野呂前助役も市役所に呼びつけられて大変暴露したことについて市長が怒られた、市長から怒られたと話されておるわけでありますが、このような市長の行政に取り組む姿勢が最後の８点目の質問につながっていくわけであります。

すなわち私の前回の質問にもこのような態度が他の行政姿勢の端々に出てくるのではないかと指摘しているのでありますが、倉又前教育長も現教育次長も当時会計に不明朗な多額な使途不明金のあることを再三にわたって勧告していたにもかかわらず臭い物にもふたをし続けた市長の姿勢なのであります。もっと胸襟を開いて職員との交流を図ってほしい。私は昨年９月の決算委員会におきましてむしろでも敷いて一升瓶を立てて茶わん酒で職員、あるいは管理職と飲むのもいい、一つの交流を図れるのではないか、こう進言をいたしました。さらに退職したある部長は退任あいさつに市長に伺った折にその部長はもっと職員を信頼してください。あなたは猜疑心が強過ぎますと進言したそうであります。また私はその部長から直接そのことをお聞きしております。

今、日野市にとって、日野市政にとって重要なことは市民対話ではなくて管理職と一般職と

の対話が最も重要な問題点であろうと思うのであります。長期化した今回のストの根底にあなたへの信頼感がないからではないかと思うのであります。あなたへのお世辞を言う人だけが日の目を見て市民のためを思って苦言を呈する人は日陰の人では真の市民のための行政はできないと思うからであります。使途不明金の責任と及び市職員、管理職との対話の必要性について市長のお考えをお伺いいたします。

次に３点目であります。高幡福祉センターの違法建築であります。取り壊し料金等含め1,８００万円、弁済責任と市長職にある者の進退であります。前回の質問で私は武蔵村山前市長荒田重之さんは市民会館の事前着工が主たる責任で市長職を辞したのであります。

さらに４点目は３中新設校建設の失敗であります。私を信用してください。私に任せてください、必ずつくります。３中ＰＴＡのお母さん方にあなたは約束をしました。結果はできなかったのであります。時を同じゅうして東久留米伊藤孝次郎革新系市長は同じ中学校用地取得の公約が果たせなかったからといってそこの責任から市長を辞職したのであります。

私は前回の質問時にこれだけ数々の問題点を指摘し答弁をお聞きする中できっとあなたは御自身の責務と良心の苛責に責まられて４選出馬の辞退をにおわせるのでは、辞退をにおわせるのではないかと期待しておったわけでありますが、先般４選出馬の表明をなされました。市長職の座につこうと思う人は一点の曇りも濁りもあってはならないと思うのであります。以上の４点、明快にお答えいただきたいと存じます。

前回の質問時、編集に当たった事務局職員が答弁ができてないので編集のしようがありません。どうしたらよいのでしようと私の家に電話がかかってまいりました。先般発行された日野市議会報、自分で読んでも何が何だかわからないのであります。市民は何だろうと思われたに違いありません。市民にもわかるように一つ一つきちんと御答弁をお願いしたいのであります。

さらに質問を続けます。

国、都より給与制度勧告指導通し号俸制度を昭和５７年度に受け、その是正計画書を提出済みであるわけだが、その是正計画書の提出内容はどのような改革案であったのか。原文の写しか、それと内容の説明をいただきたい。また昭和５８年度２億5,０００万円の起債申請に対して5,０００万円のカットされ３カ年間是正勧告を無視し続けた行政運営に警告されたものであったものをさらに５９年度においても何ら誠意を示す具体的改善処置も図らず今日を迎えたことが１０億円の起債制限に帰結した結果であります。少なくともその間誠意を示していればこ

れほどの強い国の姿勢はなかったのではないかと思うものであります。まず是正計画書の原文の提出を求めます。

次に私の１２月の議会の一般質問の中で市民会館を、市民会館建設をなぜこれほど急がなければならないのか。防衛施設庁の補助金をいただいて３億ないし４億円少なく見積もってもいただけるものを着工すればたとえ完成が６１年度にまたがったとしても継続事業として十分市民も納得するものではないか。このように議事録に読みますと質問しております。市長はこの私の質問に対して市民会館とその国庫補助金の関係におきましても国庫補助金を得たいという考えを持ちましていろいろと御指導をいただきました。しかし、いつ着工できるか、いつ完成するか、これらのことがちょっと当時の状況では目安が立ちませんでしたので建設年次をみずから設定をし、そして国の補助というのは、文化庁の関係ですが、それらの、あるいは都の補助をいただくことによってそう大きく市民に損失をかけたといったことはあり得ないわけでありまして、いろいろ批判をいただきながら誤りなく仕事を進めていくことになるわけでありまして、批判は批判として十分傾聴いたしますけど、何か功罪だというふうな断定は私は何といいますかね、ちょっと言い過ぎではないかというふうに思っておりますので御理解をお願いいたします。そこで私がさらに市民会館建設に伴う国庫補助金を断った理由というものを先ほどはっきりとお聞かせいただけなかったんです。どういうことでお断りになったのか、防衛施設庁の補助金であります。これに対して市長は、事業を行います際には年次計画というものをやっぱり具体的に持たなきゃならないわけでありますから、その際に間に合うか間に合わないかというようなことは大きな要素である、このように御理解いただきたいと思います。さらに私が、間に合うか、間に合わないかということなんですね。私は冒頭、先ほど３億から４億になろうとする補助金でやるのだからたとえ建設が１年延びてもいいではないか。それをもらった上で建設すべきではなかったのかという質問に対して市長と見解が違うんですが、何が早く間に合うか、間に合わないか、それを具体的にお答えいただきたい。質問しているわけですが、市長は、市長選に私はある程度の公約を行っております。市民会館は次の任期でつくるということを申し上げております。したがいましてその任期内になるべく間に合うようにということを年次計画として設定するのは当然ではないかと思います。こう言っているわけなんです。私はさらに、ようやく市長の気持ちがわかりました。なるほど市長選に向かって早く完成されなければ、公約ですから、ならばその貴重な市から持ち出す３億ないし４億という市税はむだに

使っても一向に差し支えないということに成りかわるわけでありますけれども、財政豊かな日野市の中にあってぬるま湯につかって行政を行える考え方はまことにもって嘆かわしい、悲しい答弁と言わざるを得ないのであります。これらは　以上が議事録抜粋であります。

私は今森田市長の答弁を踏まえて私なりに感じたことを申し上げればやはり確固としたビジョンというものを持っていない。これらのことがあらゆる行政面に災いをもたらしている、いわゆる一貫性がないんだと思うわけであります。こう議事録は結ばれておるわけでありますが、そこで今問題になっておる定期昇給の６カ月延伸問題に触れることになるわけであります。

あなた個人の勝手な公約の実現のために市民には３億、４億円の血税の支出を余儀なくされ、職員にはかってない連日の昼休み窓口業務の放棄という長期のスト戦術に見舞われ、あなたの無計画行政失政がこれほどまでに市民、職員に迷惑を及ぼしたことがかってあったでありましょうか。すなわち防衛施設庁の補助金を得た上で市民会館建設に着手されていたならば当然のこと補助裏起債でありますので１０億８００万円の起債制限措置も講ぜられずに、したがって職員の定期昇給６カ月延伸などという愚挙を講じなくとも済んだわけであります。いわゆる単独事業起債なるがゆえに３カ年間給与是正計画に誠意を示さず放置したがゆえに厳しい今回の起債制限を受けたわけであります。この責任は重くはかり知れないものであります。市民に与えた血税３億ないし４億の支出、職員に与えた定昇６カ月延伸、昼窓口業務の市民サービスへの低下、庁舎内の異常なまでの違法ビラとポスター、その市民感情、あなたの無計画な思いつき行政がこれほどまでに発展するとはあなた自身恐らく予測できなかったのではないかと思うのであります。自分自身市長選への甘えの個人感情と無計画行政がこれほどまでに市民、職員に迷惑を及ぼし、かつ３億円以上のむだな支出をした責任は免れるものではありません。市長の責任ある明確な答弁を求めます。

一たんこれで打ち切らせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　第１点目につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

いろいろと業者名等を挙げての質問でございますけれども、開発公社の方で対応してまいりましたのはあくまでも経済的な取引といいますか、コマーシャルベースといいますか、そういう形で当初鈴木独歩との話といいますのはいろいろ借財を抱えておりますので市の方にあの土

地を寄付したい、こういうふうな話がスタートでございます。それで借財の返済というものが可能ならばそういう条件つきといいますか寄付といいましても自分の借財が整理できる範囲内での寄付というふうなことでございました。前の理事長の松村清栄さんと私等で、私ちょうど常任理事をやっておりましたのでいろいろと調べたわけでございますけれども、寄付という形で鈴木独歩の考え方は所得税、要するに譲渡所得税をできたらば免れるというか、合法的に免れる方法がなかろうか、そういう考え方が根底にあるわけですけれども、そういう条件つきの寄付ということではやはり売買取引になるわけでございます。売買取引である限りにおいては譲渡所得税が鈴木独歩にかかるわけでございますので鈴木独歩との究極の話は２万5,５００円という形で鈴木独歩と市の方であの土地を５万6,０００平米を取引をする。こういうことになったわけでございますけれども、鈴木独歩の方は公簿での取引ということでございます。市の方も山でございますので公簿で取引しましても実際には多少の縄伸びはあるだろうと、こういうことで公簿の平米２万5,５００円という形で大体話が５６年の、５６年の暮れでございます。大体話が落ちついたわけでございますけれども、村松清栄氏の方からあの土地の４分の１の実測図というのが運び込まれたわけでございます。私が前々鈴木の方からこういう実測図をもらってあるんだ。そうしましたところ公簿と実測では4,０００平米、その地図だけで4,０００平米ぐらい足らないわけでございます。４分の１でございますので１万以上足らなくなるんじゃないだろうか。こういうことで実測なら取引しましょう、公簿ではどうもえらい縄伸びじゃなくて縄縮みということになりそうだということで鈴木との話は、鈴木は、なら２万5,５００円じゃなく３万円にしてくれ、こういうふうなことでございますけれども、市の方ではそういう簡単に柔軟な対応できません。お断りしたわけでございます。その話がエンタープライズを通じて、鈴木とどういう話があったかわかりません。エンタープライズからは鈴木独歩が持ち込んだところの２万5,５００円の実測ということで結構ですという話にエンターから独歩のこれは意向だと思うんですけれども、伝えられたわけでございます。独歩と５６年の暮れに成立した条件でございますのでそのままの形で話を引き継いだわけでございます。尾崎清光等の話についてはエンターとの関連でございますので我々の方は存知していないわけでございます。

それから市の用地の買収体制でございますけれども、大きな東京都等はおっしゃるような不動産業者を使って、というふうな体制をとっているようでございますけれども、日野市の中の土地の買収体制といいますのは非常に大きい用地というものを対象にするというよりは非常に

小さい相続税だとかという際に先行取得するそう大きくない土地とか、あるいは道路の拡幅なんかもそんなに大きいものはないわけでございます。そういうふうな事業体制の中にございますので直接買収体制という小回りのきく方法でやっておるわけでございます。もちろんこういう中におきましても財産価格審査会というものをきちっと設けまして小回りのきく、要するに直接買収体制の中から問題が起きないようにしておるわけでございます。

それから排水路につきましては、きのう、おとといですか、きのうですか、籏野議員さんの御質問がございました中で申し上げたとおりでございます。懸命の努力をさらに詰めかえなきゃならないだろう。おっしゃるとおり梅雨どきであるというふうなことを考えればなお一層御指摘のとおりでございますので非常になかなか御理解が得られない。とにかく測量だけさせていただければ買収面積だとか、さらにその上のお願いになるわけですけれども、まず一番ネックになりますところの南平小学校の所に水を落とせるようになるわけでございますので私も指摘のとおりのネック地点でございますので最大の努力を図り梅雨期のためにもそういう方向づくりにしていきたい、こう思うわけでございます。

予算化等につきましてはすぐにでもできることでございますので問題は交渉で御理解を得る、こういうことでございますので、その点に最大の努力を果たしていきたい、こう思っておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　森田市政の功罪を論評されておるお話でございますから、そもそもの論の立て方が私どもの考えておる、また行ってまいりましたこととかなりかけ離れております。したがって納得しないとおっしゃいますけれど、これは何ともやむを得ないと言わざるを得ないと思います。ただ私は罪と言われる、ことはもちろんすべてが正しいという断定は自分ですることは適当でないとは思いますけど、罪と言われるようなことは全くない、このことだけははっきり申し上げておきたいと思います。

高校用地の問題も同様でありますし、その他のことについても同様だということでありますので、あなたの論の設定に御納得のいく、御満足のいくふうには答えがいかないわけであります。そのことをあらかじめ申し上げておきたいと思います。

高校用地の取得ということにつきましては今助役の方からあらましの経過をお話ししたわけでありますが、私は日野市内にまるで傷跡のように残っているその用地を、いわゆる不法と言

われる信用のできない人から正当な方法で手放させ、それを公共用地として行政目的に使用を充てたということで大きな日野市の行政としては成果ではなかっただろうかというふうに思っております。その間の何か１２億が１７億になったというようなことは我々の開知しない部分でありまして、またそれも事実ではないだろう、このように推則をしております。一環をして市が公共用地として買収の手順をとり鑑定価格あるいは価格審査会、これらを経て行ったことでございますのでその用地の確保の手続に我々の、我々の知らない介在はこれは何とも言ませんけど、正当な用地の取得の仕方であったというふうに考えております。

南平用水関係のことはちょっと私どもも理解に苦しんどるわけですが、大きな公共事業にかかわりましてあらかじめ地主の地境、公民境というようなことはこれは正され、正確にしておかなきゃなりませんけど、全く個人的な立場で協力をしていただけないということはきわめて残念だと思っております。なお努力をいたしまして、そうして我々の方に正す点があれば何とか御理解をいただいて早く達成をし、水の心配のないように治めていきたい、このように考えております。

遺跡調査会の使途不明金問題につきましては私も全く論外の事件として遺憾に耐えない、こういうふうに思っております。いっときの自已譴責もやりましたが、なお、その責任のとり方については明らかにしなければならないということは考えておるところでございます。中間のいろいろな経過もございましたけれど、本来あり得ない公務員の公金管理のずさんさには驚くべきものがあったわけでございますけど、その点の監督不行き届きという点では責任を感じておるところでございます。その後の経過におきまして議会とともに責任者の追及を進めてきたわけでありますが、不起訴という検察側の一定の処分がございましたが、なお外の検察審査会では不起訴は不当である、起訴が相当であるという判断が出されたことは一つの救いだというふうにも考えられるわけであります。一方、民事訴訟の方でその返還すべきものを要求しておりますので、なおこの事件はしばらく継続せざるを得ない、このような感じがいたしております。いずれにいたしましても臭い物にふたをしようというふうな考えは全く持っておりませんし、そういうことはないというふうに御理解をお願いする以外にないわけであります。

職員対話のことがお話がございました。職員とはなるべく意思疎通を図りたい。そうして公務員としての日々申しております、私は、親切、清潔、親切、あるいは清潔、それから能率というようなことを絶えず職員にも訓話をしておるわけでございまして、そういうことで理解を

しみんなが市民の方に一方に向いて正しい毎日の行政運営をしていく、組織化にも協力をする、また能率を図っていくということが一番望ましいわけであります。なお今後ともそういう姿勢は貫いていきたい、こう考えておるところでございます。

高幡の福祉センターのこと、あるいは第３中学校の新設校によっての解決、この二つのことは確かに一方はミス処理でありますし、一方はつくりたいという余りに市民の方に約束のし過ぎをしたということもあるわけでございますけど、やらなければならないという責任感においては全く変わりはないわけでありましてベストではなかったかもしれませんがベターという方法によって一応の過密状況の回避をし今後適正な中学校の配置ということにもあわせて考えなければならない課題を残しておるということでございます。

一点の曇りもなく、また濁りもない、公の仕事はそうあるべきだということは全く同感でございまして私も曇りを持ったり濁りの中で仕事をしたなんてことは全くございませんし毎日をそのような心境で仕事をさせていただきたい、このように願っております。確固たるビジョンがないという言い方も反省しなければならない部分もあると思っておりますけど、私の何か人格にかかわるような、人間性がないと言われる、という言葉が使われたようでありますけど、私はそういう評価はまことに酷であると思っておるわけでございまして足りない点は多々あろうかと思いますが、人間性を豊かに人を信頼をして、そうして正常な仕事を正常に進めていきたい、こういうことに尽きると思っております。

多少の詳細部分にわたりましてまた助役からお答えをさせていただきます。お願いします。（「ちょっと助役、その前に給与是正計画書がもし出していただけたらすぐにお願いしたいと思うんですが……」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ちょうどここに持っておりませんので口頭で５７年、５８年、５９年、３カ年計画を出しているわけでございます。その概要を議会でも答弁、御説明申し上げていると記憶しておるんですけれども、後ほど、（「コピーとりゃいい、３部ほど。原本コピーとりゃわけないでしょ。職員課に電話すりゃいい」と呼ぶ者あり）口頭でお答え申し上げたいと思います。お聞き届けいただきたいと思います。

５７年といいますと日野市のラスが１１６.３、こういう状況のときでございます。そのときに地方公共団体の合理化という問題が中央で論議された中で各市町村から、１５３団体、こう

いうことになろうかと思います。ラスが１１５以上の市ということでございますので５７年当時、今日も同様でございますけれども、１５３団体が是正計画の提出を求められたわけでございます。東京都下におきましては１２０というふうな状況の市も数市あるという状況の中での日野市は１１６.3、こういうふうな状況でございます。ですから是正計画の方もそうきついものでは、きついものではございませんけれども、計画として3年間で要するにベアを3分の1程度に毎年切っていく。それでラスが下がり切らないという状況の中で3カ月延伸等も組み合わして実施してまいります、こういう内容になっておるわけでございます。ですから５７年は完全にこれとこれということじゃなくって3分の1、ベアを3分の1づつ切っていくとか定期昇給を3分の1切っていくとか、引き上げ分を切っていくとか、それから定期昇給等も3カ月先延ばしします。こういうふうな計画等を東京都を通じて提出しておるわけでございます。

この実施についてでございますけれども、５７年は何度も申し上げているように人勧凍結というふうなことで完全に1銭もベア改定、賃金改定がなかったという年でございます。さっき申し上げました、要するにベアを3分の1ずつ毎年切り組んでいきますと、引き下げていきますとあるいは場合によっては最終段階では定昇を3カ月等とそれに組み合わせて１１５以下にしてまいります。こういうふうな計画でございますのでやはり引き上げ時点が要するに引き上げることの機会をとらえてそれを内輪に引き上げることによって引き下げを行うという考え方が是正計画でございますので５７年は全国的に見合わせ、こういうことになったわけでございます。

５８年がさっきございましたように市民会館の2億６００万円というのが保留になりまして結果的に八つの市、それから１４の給与是正団体というのが都下の５８年の状況でございました。共同していろいろと運動したわけでございますけれども、組合等の話も共同して話しするということで時間をとって継続的に話してということで自治省等へもその努力を買ってもらうようあれしたわけですけれども、結局5月を過ぎれば結局認められないというふうなことで5,０００万円のカットを食ったわけでございます。５８年度におきましては１４市の団体はともかくとして直前に8市が起債を留保されておりますので懸命になって当たったわけ、その8市で当たったわけでございますけれども、団体的な行動の中ではなかなか合理化というめどが出てこなかった、こういうふうなことで継続協議という面では一つの結論が出なかったわけでございます。で、５９年を迎えたわけでございます。

５９年につきましてはそれぞれ（「時間がなくなっちまうよ」と呼ぶ者あり）前年のあれを見ましたので個別対応ということになりまして6カ月延伸、それから初任給など高齢者対策ということで組合と話をこの2カ月間にわたって煮詰めてきた、それで大体合意が得られる状況、きょう最終的な合意が得られるかと思います。そういう状況になっておるわけでございます。

それで職員に累を及ぼさない方法があれば最高でございますけれども、全国で１３８団体がやっている給与是正といいますか、起債を確保するための方法でございますけれども、１５３団体のうち１３８団体が給与の延伸をやっております。それから１０１団体が初任給の是正をやっております。それから給料表の是正が６７でございます。渡りが３３。これがそれぞれ組み合わせてやっているわけでございます。やった団体数は１３８でございましたのでどこの市も給与延伸をやっている。給与延伸に渡りを組み合わしたり初任給の是正を組み合わしたりということで１５３団体のうち１３８団体が要するに５８年、５９年でそういう努力をしているということでどうしても指導が、自治省の指導が直接職員の給料が少し高いから是正しなさいということになりますので直接職員との話し合いにならざるを得ないわけでございます。私たちも直接そういう形は得たくないわけでございますけれども、その点も御理解していただきたい。５９年はそういうことになりました。

それから6点目でございますけれども、防衛庁の補助というものについては何回も市長からお断りしておるわけでございますけれども、お断りというんじゃなくて答弁申し上げているところでございます。

それから５９年におきましては何も起債の市民会館だから起債を留保するんだということじゃございません。給料、職員の給料に合理化すべき点があればほとんどの起債が対象でございます。ほとんどの、対象が、起債が対象でございますので市民会館だから対象になったということじゃございません。市民会館がなければ４４億の起債を申請しておるわけでございますのでほかの起債に必ずその的が絞られてくる、こういう状況でございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　大変何ていうのかな、的確な答弁やっぱりいただけてないんで再質問するんですけれども、限られた時間ですので簡潔にひとつきちっと答弁をいただきたい、かように思います。

まず1点目でございますが、鈴木独歩と新日本エンタープライズ、いわゆる国井　洪氏との

間でもう日野市は実質対価契約をしたわけですが、鈴木独歩、いわゆるもっと信頼の置ける日野市が正々堂々とどこに公表してもはばからない業者となぜ取引きができなかったのか、なぜ日本エンタープライズを入れなければならなかったのか。実績もない、それほどのいわゆる会社としなければならなかったのかということが1点。

それと簇野議員にきのう答弁されたということは用地買収が思うように進まないというふうに理解してよろしいんでしょうかね。（「官民境……」と呼ぶ者あり）官民境がですか。だとすると南平高校も実際ことし募集をしているわけですね。潤徳小学校に来るわけです。間もなく校舎の建設も入るはずであります。そういった中で下水、いわゆる排水関係の工事が今年度予算に計上されてないということは今後の都立高校の推移というんでしょうか、と建設の推移に支障がないのか。あるいは、きのう古谷議員の質問に対して雨が降ったときにどうするんだということに対してある程度あの地域で遊水的な工事を施してあるから一気に流れ出すということはあり得ないというような答弁もされておりましたけれども、現実にどのような遊水計画か知りませんけれども、工事は常にやっておるわけでありますね。建設も今も造成も、車も出入りする中で限られた遊水計画きり施されないんじゃないか。もしもあれだけさらに木を切って造成した中の雨排水があの地域に飛込んだことが十分予測されるわけです。

それと、東京都はそれらを承知で今建設を進められているのかどうか。その点についてもお答えいただきたい。まだいろいろとありますけれども、その2点です。

ただ1点、私はそれは答弁結構でございますが、１２億円で独歩が売って１７億円で日野市が買った。これは事実ではないというんですが、これ事実ではないというのはどういうことなのか。１２億5,０００万円で売って１７億円で買ったというんなら、それが事実でなそという程度ならわかるんですけれども、事実でないということが市長がおっしゃられたんで、なぜ事実でないのか。そこ、もうちょっとお答えください。

それから使途不明金の遺跡調査の件について── 聞いといてください── 論の立て方が私どもと違っている、罪はない。私は前回も申し上げたと思うんですけど、功罪の功はあなたが今まで過去に示した実績でございますよ、市民のために。罪はやれなかったことに対する罪だと。何も犯罪とか何か、そんなことで言っていることでないことを前回も申し上げたんですから誤解のないように。そこら辺のとり方にも少し人間性において私は不審に思います。

それと検察審査会はこの不服審査に対して受理された。先般検察庁は不起訴だと。これは検

察審査会というのは民間の無作為抽出による審査官が1年ないし2年交代で出て行ってやる機関であって、これはこれなりに民主主義社会において立派な制度ではありますけれども、何ら事件の成り行きもかかわり合いもない人たちが天下の検察庁が、あるいは警視庁が長い月日をかけて検査、調査した中で不起訴となったものが、また検察審査会によって受理されたといっても私はそのことによって前回のいわゆる日野市自然を守る会再発足についての市長選に向けての隠れみのに過ぎないというふうに思うのであります。

それと、責任を感じておる。そのうちに何らかの方法を考えたいということを申しておりますので、それは期待して待っております。

それから武蔵村山市長が違法建築を事前着工ということで辞任された。荒田重之前市長でございますけれども、早くつくってあげたかったから違法建築を承知の上でつくったというふうにとれるんですが、とんでもない話だ。そのような行政姿勢が今もあるんならば少なくとも承知の上でやったことで今の答弁ですと思いますので、この1,８００万円も遺跡調査会の使途不明金と合わせて私は市に弁済するべきだということを申し添えておきます。

それから新設校の失敗についてそのうち早くつくりたいという、つくれることを期待しております。

そして5点目の給与是正計画、やはり５７年度にラスが１１６.3のところのものに対して誠意を示さなかった。何らそのような処置を講じなかったことが５８年度の市民会館の5,０００万円起債カットにつながったことであります。さらに今助役は市民会館だからといってほかのものも含めて５０億近い起債を申請しておるんだというようなことを申しておられましたから、助役、少しそれは認識が違うんではないか。いわゆる今回の市民会館の補助金が断る最大の目的は単独事業起債だから、事業債だからはっきり自治省だって断る面目があるわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）いわゆる補助裏起債、防衛庁の補助金をもらってやれば民生安定ということは最優先する補助金制度、起債制限の中でこの制限はできないということは明らかであります。今申した答弁は全く私どもが素人だと思って言った答弁、詭弁にすぎないということをもう一度ここで申し添えておきます。（「そりゃそうだよ」と呼ぶ者あり）

総括的に時間がありませんので私は今の答弁を最後に時間があったらばいただきたいというふうに申し上げて、さらに質問を続けます。

ようやくけさ私の要求しました管理職による申し入れ書を手に入れました。いただいてすぐ

私は家でこれを篤と再読したんですけれども、時間が余りにもない、それゆえにもっと突っ込んだ質問をしたいんですが、恐らく途中で終わるようなことになるかもしれませんけども、まずこれを読んでみます── 年頭より、日野市職員組合は、全職員に対する６カ月昇給延伸措置に反対する抗議行動を再三にわたって実施し、外部の応援を得てますます深刻化、長期化の様相を呈しており、各職場の行政運営に支障を来す状況にあります。市長の説明によりますと、これは自治省の起債制限という圧力の中で、当市にとっても市民会館建設起債１０億円確保のため、市民的立場に立った緊急やむを得ない避難的措置であるとのことですが、我々管理職は自治法１６１条以下規定する市長の補助機関として、これらの措置を理解する反面、余りにも唐突であり、無計画と言わざるを得ない点、さらには手続上の問題としても職員組合同様に支持できない気持ちでいっぱいであります。市長は日ごろ、市民対話を重視されておりますが、その裏側として職員特に管理職の意向を犠牲にする一面が強く感じられます。今回の件についても、自治省の指導が自治権の侵害であるという論議はさておき、地方行革を含んだ国の行財政改革は、今日では国民的課題となっており、指導指針とされるラスパイレス指数の問題も、すでに3年前に提示されていたにもかかわらず、５８年度中には5,０００万の起債カットを受け、結果として何ら改善の実を示さず放置してきたことが今回の昇給延伸という強行処置につながったと考えられます。その間職員には詳細な経過説明もされず、市議会における再三にわたった給与是正の指摘を受けながら、我々管理職は意見を聴取する機会も与えられず、今日の事態を迎えたことは本当に残念に思えてなりません。このことは日常の行政運営の中で管理職に対する認識不足という点で共通するものがあると言わざるを得ません。聞くところによりますと、本件に関する職員組合との団体交渉の中で、理事者は部課長の支持は得られているかのごとき発言をなさっているとのことですが必ずしもそのような意思表示は行われていないというのが現状ではないでしょうか。１月２１日、部課長会が開かれ、市長から概要説明がありましたが、すでに遅きに失した時期の説明であり、意見を述べる場でもなく、庁議を含めた単なる上意下達の場にすぎないと言わざるを得ず、管理職の意見は全く無視された状況の中で本問題が発生したものと言えます。特に従来労使間の問題については管理職を完全に無視した行政運営が行われていることも大きな不満の一因であります。このような状況の中では、管理職組合結成に踏み切るべきだという意見もあり、その傾向はさらに強まるものと思われます。早急に管理職に対する市長の御意向を表明されたい── こういう、いわゆる申し入れ書であります。

この中に、このほかにいわゆる１点、２点、３点の質問事項があるんです。それらをこれから読み上げながら私は質問をさせていただきたい、かように思います。

この申し入れ書を読んで日ごろ議会で多くの議員が指摘しております問題点をいみじくもかつてない市職と理事者の険悪の空気の中でこの申し入れ書にも記されているように管理職と一体となってこの山場を乗り切らねばならない重大な時期に最も信頼せねばならない管理職がこれまでのあなたの行政運営に不信任行為、あるいは謀反とも受け取れる文書を突きつけたことは自治法１６１条以下に規定する市長の補助機関としての日常のおとなしい部課長さんたちが、それも５７名中５０名までもが連名でこのような行為に踏み切った背後には想像を絶する勇気が必要であったのではないかと推察するものであります。かつ、それだけに市長自身もこの事件は真剣に受けとめなければならないと指摘するものです。この申し入れ書を受け取った市長の胸中をお聞かせいただきたい。

申し入れ書の提起に踏み切った管理職の人たちは日常職員組合にのみ顔を向け部課長無視の姿勢がこれらの結果を招いた誘因と思われるが、前代未聞の謀反ともとれるこれらの行為にあなたは今後の市政に携わるかじ取りの船頭として最も信頼せねばならない管理職から見放されて一体安定した１５万日野市丸が航海を無事に果たせるのか、まことに心もとないものであります。聞くところによりますと日ごろの組合優先、管理職無視の姿勢がこのような結果を招いたわけでありますが、２月５日付市職ニュースによりますと、この延伸闘争に共同歩調をとるよう要請されたものだが管理職としてプライドと自主性を持って単独に申し入れを行ったとのことでありました。この行為はまことに立派だったと思うのであります。

さて、そこでこの申し入れ書の中に何点か質問事項があります。これらは、１回読んで、読まないと皆さんがわからないので、ここですぐ質問しようと思ったんです。一応読んでみます。まず１の１は、起債制限打開方法は６カ月延伸以外になかったのか。２点目が、近い時期に本件の修復を行うと言明しているが、延伸措置実施間もない時期であり適切かどうか。大きな２の１、日ごろの行政運営に対する管理職の考え方。１．管理職に直接影響の大きい退職金条例の改正等について何らの説明も意向も打診もなかったが、それでよいものかどうか。２．人事異動に管理職の意見聴取をさらに発表の仕方にも問題があると思われるがどうか。３．庁議は毎月開催されているが部課長会議も定例化すべきではないか。４．職務と責任に応じた給与制度の確立を図るべきだと思うが。５．労使間の問題について管理職は完全に無視されているが、

この点についての考え方は。大きな３、その他となっております。その１、昇給延伸について反対闘争が長期化した場合、窓口業務、超勤拒否等による市政への重大な影響を考慮して早急に解決を図られたい。その２、給与制度の見直しのため検討委員会を設置されたい。以上の回答を求む。また管理職に回答をすでにされたのかどうかについてお答えいただきたいわけであります。まず回答されたかどうか、それだけまず聞かせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　２月の１日でございます。皆さんおいでになったわけでございますけれども、私の方で最初会いまして後で回答の要旨をまとめてというふうな取り計らいしたわけですけれども、市長に直接聞いてもらうんだということで市長に会っておるわけでございます。

それから余分なことを申し上げるようでございますけれども、組合要請でございます。ほかの市の中でも職員組合からの市長の方へ要請しろというふうな行動はよその市でも起こっております。また、こういうふうな現象もよその市でも起きているというふうな状況の中では日野市の管理職の方々、２月の、１月の２１日から今日まで昼間の対応に大変御苦労していただいた。全然一糸乱れない結束を示していただいた。それから我々の方としましては早速こういうものをいただきました。非常に反省するものが多いわけでございます。日常の連絡なり意思のくみ上げなり意思の疎通関係なり非常に不足しているという反省のもとに早速部課長会を開きました。けさも開いたわけでございます。そういう形の中から部課長との関係を円滑なものに、それから十分意思をくみ上げる必要もございます。そういうふうな認識を持ちましてきょうも９時半から３０分程度でございましたけれども、職員組合の今収拾段階にきておりますので前もっての報告をしておるわけでございます。

御指摘の面につきましてはまだ回答はしておらないわけでございます、こういう中でございますので。ですけれども、実質的には２回部課長会を開いております。

それから、こういっちゃあれなんですけれども、庁議というのは両方の橋渡しというふうな本当は役をしておって、もう少しはっきり言って機能していると思っておったわけですけれども、これを見ますとはっきり言って不十分なところもございますので各部長にはもっとスキンシップをしてほしい、こういうふうなこと等もお願いし、関係の要するに改善ということには御指摘にあるような万全を期していきたい、こう考えておるわけでございます。（「私は今回

答をされましたかどうかということをまず１点お聞きしたんで、これからいろいろ質問を…」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、ある私文書を材料にいろいろと（「何言ってんだ」と呼ぶ者あり）質問受けているわけですが、私はお互いの内輪の問題ですから内輪の（「９割以上の部課長が署名しているじゃないか」と呼ぶ者あり）関係で……

○副議長（米沢照男君）　不規則発言は慎んでください。

○市長（森田喜美男君）　解決を進める考えでおります。もちろん信頼関係の回復ということはきわめて大切なことでありますからそれを中心に考えるつもりではあります。市民からいただく文書にはもちろん回答を求められる場合には回答いたしますけど、これには十分話し合ってお互いの信頼をつくっていこう、このように思っております。この件については以上であります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　これから逐一ちょっと質問させていただきます。

今、回答してないということですけれども、回答はしようと、簡単に一問一答でちょっとしばらくやらせていただきたい。回答はするつもりでございますか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もうすでに部課長会というのを定例的に開くということを答えておりますのでその中で意見交換をし、特別の改めての回答はしないつもりであります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信男）　それでは何点か非常に強い管理職の申し入れ書は市長は事実であるんだということをお認めになったというふうにとってよろしいですか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　補助機関としてのいろいろな助言、諫言だというふうに思っておりますからいわゆる組合との関係の交渉事項ということではなくて我々のまだ不十分な点、あるいは中間管理職として持たれておる意見を十分話し合いによって尊重をし理解をし合っていきたい、こう思っております。

確かに理事者という立場は非常にこういう場合には力が弱いわけでありますから日常の信頼

関係こそ大切だということをつくづく感じております。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　事実であるということを認めたならば……

○副議長（米沢照男君）　不規則発言は慎んでください。

○１９番（市川資信君）　まことに不名誉な出来事だった、私は思うのですけれども、市長自身いかがでございますか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど申し上げましたように内輪の問題でありますから十分私も反省もするし、それから市民のために力を合わせ努力しようということがやっぱり最終の目的だと思っておりますからそのようにやっていきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　助役は先ほどもう２回ほど部課長会を開いたということですけれども、まだ回答もしてない中で私はできることならば一度はきちっと回答をして市長みずから誠意を示す必要があるんじゃないか。回答を含めてこういうふうにこれを読んで短い時間でしたから私の質問が当を得て、的を得ているかどうかわかりませんけれども、素直な気持ちでこれを書いたつもりです、時間がなかっただけに。いかがでしょうか。誠意をこれから十分示すこと、回答を含めてですね、そういう必要があるんではなかろうかと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その答えの姿は執行においてお互いの信頼関係、特に意見交換を十分にして、そうして意思疎通のないようにするということが私は最終の答えだ、こう思っております。（「組合には文書で回答を出しているわけです」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　私も過去に指摘したことがあるんですけれども、これは管理職のみならず一般職員ともそうでございますが、市長といわゆる管理職との間に進言しやすい環境が日常存在しているのかどうか。市長自身どのようにお思いでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　していると思っております。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。（「あきれた、大した男じゃよ」と呼ぶ者あり）

○１９番（市川資信君）　それはそれで結構です。

実は２月１４日付の市職ニュースによりますと、市職の方で市職のこれ組合の役員の方がアンケートというんですか、６カ月延伸についてＡ部長という人に申し上げたところが延伸はやむを得ないだろう、それからＢ部長は不当であるというふうに部長の中にもこのようにばらばらの市長の日常の管理職との理解ができてない状態ができているわけです。まして今回の申し入れ書にどの程度の、部長さんがかなり表明しているというんです。名前、私はいただいたのに書いてありませんから、部長、きのうの助役の答弁ですと部長も数名含むということですが、部長も先ほどちょっと何人ぐらいいるんですかということをあるところで聞いたら半数ぐらいいる。部長が半数ぐらい。このいわゆる謀反ともとれるこの申し入れ書に連署しているんだ。そうするとやっぱり今日常のいわゆる管理職と市長との意思疎通というもののバランスがとれてない。（「新日本の声であります」と呼ぶ者あり）それともっと重大なのはそのときに私はきのう聞いたんですけれども、ある課長のところにある重大な管理職が、管理職だって課長や部長じゃないんです。行って、あなたは将来ある人だから署名を取り消してくれ、こういう進言をしてって取り崩しをしたそうであります。これは重大な問題だと思うんです。そういったことが事実あったのかどうか、まず……。（「助役は今あれだよ、森田選挙事務所行って毎日行ってんだからそんな暇はないか」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　答弁を求めます。（「あなたは将来のある人だから署名を取り消せ」「市長が頼んだんだろう」と呼ぶ者あり）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は管理職の一つのある程度の共通する意見だろうと思って受けとめておるわけでありまして一人一人がどうしたということは全然知りません。したがってだれがどうということはないわけでありますから全体もお互いがうまくやっていこうという意見として受けとめておりますのでこれからもそういうことで協力をし合いたい、このように考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　結構です。時間もそれほどありませんので、それではさらにまた質問を続けます。

２月の１５日のこれは市職のニュースであります。最終団交用意市長回答ということで、一

つとして職員の皆さんに大きい犠牲を強いた。まだ手続の不十分だったことを遺憾に思う。こう書いて、１ですね。２がスト回避をお願いしたい。何らかの姿勢を示していきたい。３番目はベアは国並みの回答ができる。４番目に定昇延伸については何らかの埋め合わせ努力をしたい。５番目に必ず回復措置を考えたいと決意している。こう述べてるわけですね、市長が。これ組合で借りた資料だから間違いないと思うんですが。それから２１日の新聞にこう書いてあるんですよ。これまで同様平行線、とにかく市長はなおも緊急非難的措置でありお願いしたいと繰り返した。また４月の選挙後１８日午後立候補を表明括弧に修復措置を考えたいと言い、あげくは今回の措置は間違っていたかもしれないが撤回はできないという始末ですと、ここに書いてあるんですが、修復措置とは具体的にどういうことを意味するのか。６０年度修復措置の、６０年度の予算措置はとられておるのかどうかということが１点と、２点目の質問は現在厳しい起債制限措置があるときに国を欺くような姿勢をとるということが果して妥当なものであったかどうか。（「組合のニュースが正しいか、正しくないかはっきりしろよ」と呼ぶ者あり）

それと、この措置をとっても起債はできるのかどうか。この三つを明確にお答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　組合ニュースですからそう論評はしたくないと思います。それで市の交渉の過程の中で私の信念、真意でありますが、特に今問われておりますその、ごく端的にいえば起債制限の解除であり、そのためのラスパイレスの具体的な低下であり、その措置には国の指導もあり、また東京都からも意見も聞いたりして、いわゆる６カ月延伸のことと、それから初任給の格づけ１号ダウン、それから何です、定年制に近い部分で延伸の、延伸じゃありません、定昇の頭打ちとかストップとか、こういう内容を持っておる一連の施策であります。このことは実施いたしますし起債は恐らく解除いただける、このような感触をいただいております。それで国を欺くようなということはもう全くないわけでありましてみずからの今後の相当な期間の中で給与の実際に計算される是正を内部的にお互いの理解によって果たしながら、そうして少数精鋭というふうに言える部分もあると思いますし、あるいは内部職員のこの定数管理もきちんとし行財政の能率的な効率的な運営をしながら一定の状況になる際に、その際に一つの努力目標というものを考えるということはこれはあり得ることだというふうに思い、また、あり得ることであり許されることだと思っております。

たとえば具体的にいえば東京都のベアが今１１２ぐらいと言われております。（「ラスパイレス」と呼ぶ者あり）東京都のラスパイレス指数は１１２ぐらいと言われております。それで国の指導は大体都圏になるべく合わせる程度に近づけるようにということでありますからその努力をやっていきたいと思っております。そのことはまた可能だと思っております。したがいましてそういう時点で号えられる修復というやり方はこれは当然お互いの努外目標として持つべきだと思っておりますのでそういう意味であります。全く国に対して特別なことを申し上げるということではなくて、お互いの努力目標を提唱しておる、こういうことであります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　やはり今回の質問についても同じように時間が（「組合ニュースが正しいか」と呼ぶ者あり）なくて、たとえば私が一番聞きたかったいわゆる市民会館のいわゆる防衛施設庁の補助金３億ないし少なく見積もっても４億の起債補助金が補助裏起債であるから当然私はできる、これはもう義務、もう何ていうか義務的についてくる、そういうものである。これは行政に携わる者であるならばだれしも理解しているところであるけれども、それをいわゆる自分の市長選挙のために任期満了に間に合わせるためにお断りして単独事業に踏み切った。そのためにこの３億ないし４億という補助金をもらえなかった。これを市民の血税から支出するというような行政行為、いわゆるスタンドプレーというものに対するお答え、明確な答えがいただけなかったんですが、最後のまだ数分残っておりますのでその点に関してだけで結構ですからきちっとした答弁をいただきたい、かように思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのような言い方という、言い方といいますか、言われ方は私は正しくないと思っております。大きい事業に取り組みます際、一定の事業年度を定めるということは大切なことでありますし、その際、財政の構造をどういうふうに取り組むかということとあわせて設定すべきものだと思っております。私もこれまでお答えをしたと思っておりますけど、防衛予算をいただくとして恐らく２億円少々だというふうに当時の担当から聞いております。（「設計費も入ります」と呼ぶ者あり）そうして多分予定よりも２年ぐらいずれることになる。年期を、年次を推していきますと。その間に物価は当然上がるということも予測されますし、市民要求というものも当然早期にできることが望まれるわけであります。

そういうことで一定の、つまりたまたまその事業、そういう事業を組む際には大体４年程度

ということが一つの年次、こう思っておりますので（「市役所は何年かかった」と呼ぶ者あり）そのように私は取り運んだ、取り運んでいったということであります。市役所の場合も同様であります。（「２年だよ」と呼ぶ者あり）市役所、この市役所も私が責任を持つ立場で執行させていただきました。庁舎も、庁舎じゃなくて市民会館も同様でありまして全館に補助があるというわけじゃなくて公民館部分に補助が期待できるということでありましたが、東京都の、東京都じゃありません。国の補助、それから都の補助で、それでやっていけるということで判断したものでありますので、そのように理解をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　長年市長やってる森田喜美男さんに私どもが苦言を申し上げるのはどうか知りませんけれども、少なくとも補助裏起債は民生安定という憲法に保障された優先順位でこれを取りつけたものに対する補助金をつけなければならないという定義があります。そのことぐらいは少なくとも１２年間市長の座にいたならば理解をしていただいて今後の運営にして当たっていただかなければ幾ら金があったって先輩市長がこれだけ優良企業を誘致して財政豊かな日野市であろうともたまったものじゃありません。湯水に油です、水でありま す。

時間がないんで終わりに結びを申し添えて終わらせていただきたいと思います。

市民サービスを本来基本とする市長が管理職と同一歩調をとって運営するのが当然のことと思うが、これら文書申し入れ書、謀反ともとれる今回の一件に修復しがたい管理職との間にひずみ、溝が生じているように思えるのであります。庁内の異常なビラ、長いストで市民に多大な迷惑をかけてこの上管理職にまで見放されている実態は議員として市民に対してまことに顔向けのできない、恥ずかしい限りであります。１２年間のあなたの失政のうみがここに一挙に出たものと思わないわけにはまいりません。

４期目の市政運営のほどを先般表明されたあなたはこれでもまだ１５万市民の乗った日野市丸に自信がおありなのでしょうか。使途不明金―― 遺跡調査会の件、違法建築の弁済責任、３中新設校の失敗、自然を守る会北条　忠の詐欺事件に逮捕にかかわる道義的責任（「それは関係ない」「関係ある」と呼ぶ者あり）議長、少し整理してください。

○副議長（米沢照男君）　　私語を慎んでください。

○１９番（市川資信君）　　懲罰問題にかかわる問題ですから―― 今回の管理職信頼のき

ずながなくなった今日、市長は引責責任をとるか４選出馬を断念するべきであると信ずるものであります。終わります。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって２の１、(続)森田革新市政１２年間の功罪に関する質問を終わります。

３の１、都市計画税と生活環境整備についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。（「休憩だよ」と呼ぶ者あり）

ただいまの発言取り消します。（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後２時３２分休憩

午後３時　３分再開

○副議長（米沢照男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、都市計画税と生活環境整備についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　　それでは都市計画税と生活環境整備について質問を行いたいと思います。

まず前置きは抜きにいたしまして都市計画税ということで、まずその意味についての説明をお伺いしてから質問に入りたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　　まず都市計画税とはどういうものかという御質問でございます。都市計画税について御説明いたします。

この税は都市計画事業、区画整理事業など、いわゆる都市整備を行うための費用に充てるというものでございます。これは市税条例で定める目的税でございまして市の範囲の中で課税できるものでございます。目的税でございますのでこれらの事業の施行計画とか実施の状況などを考慮しながらこれに見合う税率とする、そのような性格を有するものでございます。

それでは、どういうものに対して課税をするかという、課税の対象でございます。課税客体と言っておりますけれども、原則といたしまして都市計画法第５条の規定によりまして都市計画区域として指定されております区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対する、土地、家屋に対する課税でございます。それでまず課税標準でございますけれども、土地、家屋の固定資産の課税標準となるべき価格が課税標準でございます。それで税率でございますけれども、１００分の0.3を超えることができない、いわゆる制限税率を採用してございます。この税につきましては昭和３１年４月でございますけれども、法改正がございまして都市計画税という課税権が市町村に課税できるという法改正になっております。日野市におきましては３８年度からこれを課税しております。なお当時は税率は１００分の0.2以内ということでございました。現在は昭和５３年に法改正がございまして現在の税率１００分の0.3以内ということで、当市におきましては１００分の0.3を利用してございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　６０年度の都市計画税の予算といたしましては約１２億円。都の補助金、都市計画に関するものについては土木関係で本年は4,５００万、都の補助金といたしましては、失礼しました。国庫補助金としては8,７００万、それから都の補助金関係としては4,５００万という予算がのせられております。あわせまして日野市の都市基盤とした計画についての計画について細かい事業を説明をしていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

都市計画事業の関連につきましては詳細にわたりまして昨日議案上程で説明したとおりでございます。お伺い、御質問の恐らく要点は今お話が出ておりましたけれども、都市計画税１２億円、このお金がどういう形で使われようとしているかということではないかと思います。

都市計画税につきましてはただいま市民部長の方から使途につきましては都市施設の整備、それから区画整理事業、それから、これらの施設の地方債の償還に充てることになっております。

それでは昭和６０年度の充当の状況を申し上げます。まず土地区画整理事業でございますけれども、４億8,５００万円、下水道事業４億7,５００万円、街路事業2,０００万円、公園整備事業2,2００万円、地方債の償還でございますが、一般会計分といたしまして１億1,０００万

円、それから下水道会計分といたしまして9,０００万円。合わせまして１２億２００万円でございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま企画財政部長からも都市計画についての説明がありました。実際市民側から見た都市計画または生活環境の面、この面から見ますと日野市全体を見ますと西平山、東平山とか川辺堀之内、それから栄町だとか日野の東部、いろいろな地域にまだ生活排水を庭に穴を掘って排水をしている箇所がたくさんあります。こういう生活環境から見た恵まれない地域についてのおくれがたくさんあると思います。こういう問題点を大きな計画はいいと思いますけれど、さらには市政としてそういう問題点の計画がおくれております。

この計画または施策についてどのような計画でいるか、または実施をするか考えがあったらこの場で説明をしていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは私からただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

都市計画事業といたしまして私どもの部で担当いたしておりますのは公園事業、それと都市計画道路、区画整理、下水道事業、この四つの事業を担当しているわけでございます。

６０年度におきましては公園整備は、これは仲田、北川原の用地を、北川原は用地の買収でございますが、仲田については築造を５９年度から入っております。これの費用、６０年度の費用が１２億6,０００万円、このうち国庫の補助を5,６００万円いただきまして事業を実施していこうという計画でございます。

都市計画道路につきましては現在用地買収を進めておりますのは2・2・5号線でございます。６０年度で一応計画としては用地買収を完了し、実施設計を６０年中に完了させまして６１年、６２年にかけて道路の築造を行うという計画でございます。60年度の予算としては1億8,200万円を計上してございますが、国庫補助としては2,２００万円をいただくようになっております。

区画整理事業は現在進めております万願寺区域について事業を鋭意進めておるところでございますが、６０年度におきましては地域の８０％仮換地の指定にこぎつけられる見通しがついてまいりました。あわせまして各街路の築造を行うわけでございますが、総額として１０億

5,７００万円の予算をもって事業に当たる予定をしております。国庫補助、あるいは負担金といたしましては3億３００万円を計上してございます。このほかに都の予算としては補助金として5,１００万円をいただくことになっております。

下水道事業は前年対比として２８.１％の大幅な増を見込み予算を要求させていただいておるわけでございます。額は２１億５００万円でございますが、このうち国庫1億1,４００万円をいただきまして事業を執行していく予定をしております。下水道事業につきましてはまず終末処理場が完備をしておかなければ供用の開始にならないわけでございまして南多摩処理区については６０年の後半に、６０年の後半に供用の開始、１１ヘクタールについて実施をしていく予定になっております。そのほかの地域につきましても浅川の処理区は用地買収に５９年度から入ったということであり、浅川、秋川処理区、これは八王子処理場でございますが、そちらの方の用地買収も一部入っておりまして、管の、幹線管渠の埋設も行われている状況でございます。そういう状況に合わせまして日野市内の公共下水道の整備を行う予定でございます。公共下水道汚水管の整備としては来年度は約8,０００メーターの管の敷設を行っていく予定をしております。今後も、通称枝管と言っております、市が施行いたします管渠、これを中心に鋭意努力して埋設をしていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま都市整備部長からの説明がありました。下水道の整備というようなことは大前提ということはわかっております。いろいろ市内の生活排水の問題点があるところは区画整理、そういうことを実施しなければ解決しないことはわかっております。しかし、２０年、３０年住んでて非常に生活排水が悪い点、この問題は行政側としても即刻対処しなければいけないと思います。なぜならば都市計画税を納税しながら、ことしは、来年は生活排水を心配ないようにできるという期待をかけながら納税しながら毎年先送りになってきてしまったというようなことがあります。また請願者もおりまして生活排水をよくしてほしい、建設委員会でも現場視察をした結果、これは私道であるからできないとか、いろいろなことで継続になってしまう。こういう例があると思います。

この問題はやはり市政の施策に問題があるのではないか、こういうことで解決しなくちゃいけないと思います。その点、市長、こういう一人一人の市民の生活を守るためにどのような考えがあるか、考えがありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○教育次長（小山哲夫君）　　教育次長からお答えをさせていただきます。

御質問は２点ございました。第１点目は四中の給食の将来計画はどうかという御質問でございます。中学校給食につきましてはすでに御案内のとおり昭和５６年に平山中の新設と同時に給食を開始してございます。大坂上中が５８年にできまして本年は一中、三沢中が一応開設いたしております。

教育委員会の基本方針といたしましては中学校の完全給食につきましては毎年１校を完成目標ということで計画を立てているわけでございます。６０年度は二中のここで設計ができ上がりましたので工事費の計上ということがございましたけれども、財政事情等の関係で当初予算に計上することをちゅうちょいたしましたけれども、教育委員会の考え方といたしましては二中の次は第四中学校ということを考えております。できれば本年も給食の設計費ということを計上をもくろんでおりましたけれども、これまた財政事情がございまして計上を見送ったという経緯がございます。財政、大分費用もかかりますので財政当局、理事者側の方とも十分協議をしながら四中の給食の設計、あるいは施設建設費につきましては財源措置を考慮しつつ建設に向かってまいりたいというふうに考えておるところでございます。これが第１点目の御質問に対する回答でございます。

次に、いわゆるナイター施設の問題につきましての御質問が出ました。ナイター施設につきましてはただいま議員さんからも御提言の中にもありましたとおりできるだけ中学校の校庭につきましてはスポーツ人口、とりわけ夜間のスポーツ人口が多いということを考えた場合にできるだけ条件整備をしながらナイター施設の整備に取りかかってまいりたいというふうに共通に考えているところでございます。

当面、東西南北ということで現在第一小学校が昭和４６年にできておりますし、南側といたしましては七生中に昭和５７年５月にナイター施設を開設しております。したがいましてあと残っているのは東、西でございます。特に西部地区につきましては日野台、多摩平、あるいは旭が丘地区からも非常に強いナイター施設の要望が出ておりますし、二中地区につきましての請願も上程され、そして採択されておるという経緯がございます。

そういった意味におきまして今年度６０年度予算の中でも予算の措置をお願いしてございますけれども、当面、西部地区につきましては第二中学校の校庭にナイター施設を設置していこうということで、これも単年度予算ですべての工事費が財政事情がございまして計上できなか

ったので当面６０年度につきましては約1,０００万円ほどでございますけれども、二中の防球フェンスの設置のための工事費の計上をお願いしているところでございます。したがいまして次年度以降につきましてはいわゆる照明器具、あるいはまたトイレ、倉庫等の施設、そういったものを予算計上しながら西部地区のいわゆるナイター施設の整備にかかってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま教育次長の方からの給食施設等のお話がありました。今後中学校にこれから給食を取り入れるということに先立ちまして、これから行われる中学校には給食施設のセンター化、または外注であるが、それから、そこに働く方々のパート化はどうなのか、またはセンター方式にするか、この点についてお伺いしたいと思います。

そして、今給食調理員ですか、最高では６００万ぐらいの給料を取られている方もいるし、２５０万ぐらいの方もおると聞いております。これから職員がふえる中で日野市の財政を圧迫する点もあると思います。またパート化になったからといって決して給食の栄養が落ちるとか、または給食が悪くなるという点も私はないと思います。この点について給食化の効率化、そういう点もひとつ考慮を入れて行うか考えていただきたいと思います。そういう質問です。

○副議長（米沢照男君）　　再質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

確かにこれから四つの中学校の給食をやっていくという状況の中では今まですでにでき上がっている中学校と同じような状況での人員の配置ということでございますとさらに二十四、五名ですね、中学校全部の給食が実現するまでの時点では二十四、五名の職員の増、このことを実現しないと今のような状況での給食ということは無理である、こういうことは確かに言えるわけです。

学校給食の問題につきましては現在の行財政改革のものと絡んで学校給食の業務の簡素合理化、こういう点で総務庁の方から文部省を通し各都道府県の方にも文書等が来ているわけでございますけれど、その中でうたわれている内容というのは、一つは民間委託方式という問題、それから２番目が共同調理方式という問題、それから３番目に調理業務のパート化の導入という問題。この三つが一つの行革との絡みの中で提起されているという状況でございます。

ただ私、第１番目の学校給食の委託、民間委託という形のことにつきましては全くその気持

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　お答えをいたします。

日野市の都市化が非常に短期間、急でありましたために、その背景は高度成長でありますとか、あるいは人口の都市集中とか、そういうことに起因するわけでありますけど、いわゆる古い時代の一応の生活環境の安定、つまり用水等の水田用の用水が、あるいは排水が澄んでいたということでちっとも汚れを感じなかった時代があったわけでありますけど、今日はそのことが著しく顕緒になりましてそうしてその用水の汚れを何とか早期に解決したいというのが下水道事業であるわけであります。しかもその事業が大きい仕事でありますだけに計画を策定をし事業化にのせるまでにまた相当の年次を要したということのためにとかくおくれと言われているわけであります。この状況を早く脱却をし展望を開くために努力をしてまいりました結果がようやく御承知のとおりの流域下水道３排水系統に基づきましてそれぞれの処理場の事業化という問題に今取り組まれておるわけであります。

今の見通しといたしましてそれぞれの処理場が６５年を期して稼働を始める、こういうふうな具体的な見通しも立つことになりましたのでその間に鋭意処理場に、処理場に近いということは低い地域ということになるわけでありまして、今一番御迷惑の状況が著しいのが低い地域になる。とりわけ勾配等で水の流れがうまくいかないという地域から恐らく下水道の期待が高く寄せられているというように思っております。幸いに低い地域から管渠を埋設して事業化が公共下水道の面的な整備が始まるということになりますのでできるだけ早期にそういう状況を脱却をし生活環境の整備に努めなければならない。これが現在の現状であり、また進行状況であります。

さればといって現状を放置するわけにはまいりませんから今回は家庭の無届け浄化槽にも清掃費を助成いたしましたり、あるいは吸い込み式の処理場にも若干の助成をいたしましたりして一応の対応をいたしております。抜本的には早期に下水道を完成させ快適な今日の文化生活ができるというふうに一日も早く進めていかなければならない。また都市計画税をいただいております意味もそこにあるわけでありますし、なかんずく都市計画税はこれから日野市の公共下水を進めてまいります際にこれまでいろいろと検討してまいりました受益者負担金という考え方をどのように扱うべきかということで今日ようやく結論として都市計画税も限度額いただいているわけでありますのでいろいろな観点から検討しました結果、むしろ受益者負担金は徴

収しないという方向で進むことが市民の御判断にもかない、また市内の不公平をなくしていくことにもなる。こういうふうに結論づける状況になっております。

いずれにいたしましても御指摘の点を十分取り組んでよりよい生活環境を一日も早く達成するということで努力をいたしたい、このように考えておるところでございます。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいまの市長の説明があったように下水道に対しては本腰で取り組んでいく、こういうような意思が見られました。こういう恵まれない地域の方々に一日も早く改善するように努力していただきたいと思います。

また土木、建設関係からの業務から見ましてもやはり私道だとか、いろいろそういう地域的に不便な箇所には下水道── 公共下水道とかを設けるのは非常に難しいという判断がありますけれど、市民側から見ました場合はもう生活の排水やらそういう不便な点については関係なく非常に困っている、こういう面では一時建設または環境整備の点だけではなくて市全体的な考えに立って市民生活を守っていただくようにお願いして、この一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって３の１、都市計画税と生活環境整備に関する質問を終わります。

３の２、第四中学校の給食施設とナイター施設を早期建設せよについての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○１４番（川嶋　博君）　それでは第四中学校の給食施設とナイター施設を早期に建設せよという質問に入りたいと思います。

今、先ほど来教育委員会からも給食施設、またはナイター施設の計画も聞きました。しかし、日野市の中でも東西南北、こういう施設がまだ完備されていない。この点について多くの市民から早期実施してほしいという要望が強く出されております。

その給食施設の中でも四中についてはいつごろ計画がなされているのか、また西部に、日野市の中の西部地区には広場がない。学校のグラウンドを利用し、またはナイター施設で夜間も利用できることをすればさらに利用価値が上がる、こういう面で強く要望されている方も多くおりますので、この点についての計画をまず発表していただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

ちがございません。というのは、学校給食を実施していくという以上はこれはやっぱり教育委員会として責任を持って対応すべきであって民間委託という形で給食を実施していくんだということであるならばかえって家庭から弁当を持参していただいてやっていった方がいいんじゃないか、率直に申し上げまして。学校給食という形でやる以上、教育委員会が責任を持ってやっていきたい、こう考えております。

それから２番目の共同調理方式、この問題につきましては確かにいろいろ職員数の上で総務庁の一応調査の結果によりますと１食当たりの単価が単独校方式の場合には１４７円、それから共同調理方式の場合には１１５円。いわゆる１食単価が３２円ですね、この共同調理方式の方が安くでき上がる、こういうデータ等もついてきております。

ただ日野市の場合、すでに小中学校、割に２８校のうち２５校近くが自校方式という形で給食がすでに始まっている。あと、先ほど御質問が出ておりますように２中、３中、４中この中学校の３校の問題が残されているわけでございますけれど、この前、行政報告の際に古賀議員さんの方からも質問がございましたけれど、実際に今から共同調理方式に切りかえるということ、このことは一応予算の２重投資というような形になるんじゃないか。それからさらに大量炊飯という形で、いわゆる共同調理方式でいった場合、多摩市当たりの状況等を見ましても共同調理場を３カ所か４カ所分散してつくっていかなくてはなんない、こういう問題もありますし、大量炊飯に対する処理の方法ということになりますとどうしても市販の食品、これにある程度頼らざるを得ない面、添加物の問題その他現在日野市では手づくりの給食という形で相当その辺は手を入れながら対応しているわけでございますけれど、そういう面での心配、こういうものも十分考えながら対応していかなくちゃいけない。それから調理、運搬、それから配ぜん、こういうことになりますと一応受け入れる学校の方、共同調理場から運ばれてきて各学校に届いた食事を配ぜんする時点におけるところの、各教室へ行けば後は子供たちがやるわけでございますけれど、その辺の部署におけるところの要員、こういう者も必要になってくる。

私、率直に申し上げましてこの共同調理方式とそれから単独校方式、これに際しまして総務庁の調査による３２円の単価減という、この時点の中でどの程度一応食事が日野の場合節約できるのか、人件費その他試算をしてみたんです。３２円の１８０食。大体１年１８０食から１９０食給食やっているわけですけれど、１８０食に小学校の生徒数、児童数、中学の生徒数、これの人数を掛けまして出しますと約１億2,０００万、１億2,０００万ほど１年間、１年間に

節約できる。そうしますと今川嶋議員さんの方からお尋ねの調理員さん１人頭の人件費というのは年間５００万ぐらい、平均給与として５００万ぐらいかかっているということになりますと１億2,０００万の金額を５００万で割りますと約２４人程度の問題といいますか、いわゆる各校方式でやった場合、その程度の職員が共同調理方式の場合よりも数の上で必要になってくるということで、ちょうど先ほど申し上げましたこれから先４校を実施していく中で必要として考えている二十四、五名の調理員、栄養士さんの配置の数とそれから今の１億2,０００万ほどの共同調理方式の中におけるところの人件費の節約という問題との絡みの中でこれから先、前にも申し上げましたけれど、職員組合、あるいは調理場現場の方々、それから教育委員会、市長部局、こういう全体で職員配置の中で極力その辺の問題を対応しながら共同調理方式に見合うような形での自校方式、こういうものが進められないか、こういうことで極力この後、今の人件費関係の問題については努力をしていきたい、こう考えている。それが今時点におけるところの教育委員会の学校給食の取り扱いに対する考え方となっているわけです。以上です。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　大坂上の中学校の例を挙げますと、これは調べていただいたんですけれど、施設建設費が２億9,６００万、あとなべかまで７００万。約３億円の経費もかかります。いろいろと今教育長の話の中にあったようにセンター方式でやると添加物が信用できないとかいう心配もあるというようなこともありましたけれど、それはやり方によっては改善することもできると思います。

いずれにしてもこれから行われる給食施設、やはり財政面からも十分考慮を入れていただいて最善の努力をしていただいて、さらに早急に実施していただきたいと思います。

これをもって一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって３の２、第四中学校の給食施設とナイター施設を早期建設せよに関する質問を終わります。

４の１、森田市長がついに正さなかった違法な給与制度「通し号俸」についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　質問に入ります前に、前回私が今回と同じように米沢副議長のもとで一般質問をいたしておりましたら突如助役がいずこかへ姿を隠してしまわれたことが

ございました。大変質問に支障を来たしたわけでございますので今回もまた米沢副議長のもとでの質問でありますので同じ事態が起きないようにあらかじめ申し上げておきたいと思います。

（「関係ないよ」と呼ぶ者あり）

私は４年前の昭和５６年の第３回定例会から毎議会ごとにこうやって森田市長に対して一般質問を行ってまいりました。来月は日野市長選挙も行われるわけでございまして、すでに市長は４選を目指す意向のようでございますが、恐らく今回が私の森田市長に対する最後の一般質問になるでありましょうからひとつ虚心坦懐に率直な答弁あらんことをまずもってお願いをしておきます。

私は昨年開かれた定例会ですべて４回、この違法な給与制度、不適正な給与表の是正を求めて一般質問を行ってきたわけであります。この通し号俸制、今いろいろ各市でも是正に取り組んでいるところもあるわけでございますが、この日野市においても議会での答弁等ある程度の検討を行うかのような答弁あるわけでございますが、実際はその実が上がっていないというのが現実でございます。ついにその任期を終わるに当たってこの給与表の改定、つまり給与表の構造の改定を行うことができなかった市長にせめて置きみやげだけでも置いていっていただきたい、そういうことでまず質問に直接入っていきたいと思います。

森田市長が、市長は通し号俸制が必ずしも時代に即応したものではないということはかねて私の質問に対しても認めておられるところであります。しかし、この違法な給与制度、改めることが今申し上げましたようについにできなかったわけで当然市長交代の折りには新しい市長に通し号俸制の廃止を私は申し送るべきだ、こういうふうに考えますが、そうしたお考えがおありかどうか、まず１点目の質問としてお聞きをいたします。

これは前回、前々回もそうでございますが、私がこの通し号俸制に改悪された時点の経緯を質問しましたときに何か前市長からの申し送りであったかのような回答が何回か助役等からもあったわけで、そのことを確認しましたらそのような事実はなかったということが昨年の１２月議会ではっきりいたしました。しかし、悪いものを改めるのに申し送ることは今回一向に差し支えないわけでございますのでそうしたお気持ちが、御自身ではできなかったわけでございますので、おありかどうか１点目の質問でございます。

次に２点目の質問でございますが、この議会の一般質問、あるいは行政報告等でも再三取り上げられました、いわゆる職員の皆さんの今年１月からの６カ月間の定昇の延期ということが

日野市の給与条例に違反をしないかということであります。

これは職員組合等もそうした主張があるかのように私聞いておりますが、給与条例を読んでみますと第４条に職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから１２月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは１号給上位の号給に昇給させることができる、こういうふうになっております。ということは１２カ月間経過をすれば特に長期の病欠等で勤務につかなかった、あるいは戒告等の処分を受けなかったということであればだれしも上位の号給に上げなくてはいけないわけであります。ところが、今回この給与条例があるにもかかわらず市長が突如思いついたかのように一方的に６カ月間定期昇給はいたしませんということで早速今１月昇給の方から現にその実害が出ているわけであります。こうしたことをこの条例と照らして放置していいのか。つまり、もしこれをおやりになるとすれば条例の改正もおやりにならなくてはならないのではないかと私は思うわけですが、今回のこの６カ月間昇給延伸、延伸が給与条例に反していないかどうかお尋ねをいたします。

次に、市長が職員の皆さんに今回一方的に実施をしておりますこの６カ月間の昇給延伸と、さらに提案されているものの中に給与表の５５歳から頭打ち及び５８歳からの昇給停止というのがございます。また初任給の切り下げというものも含まれております。これは給与水準を下げていきたいということで我慢を職員の皆さんに求めるわけでございますので職員に対して我慢を求める前にまず森田市長自身が率先垂範、何か身を削ることをおやりになるべきではなかろうかと思いますが、いかがでございましょうか。３点目の質問としてお聞きをいたします。

次に４番目の質問です。給与制度の適正化が進んでいないのと同時に退職金の問題も今後一層取り組みが必要なわけであります。今年度は勧奨退職の支給率は８９カ月であります。昭和６０年度、明年度についてはあらかじめ私どもに説明をされております改正計画によりますと８０カ月にするとなっております。６０年度は計画どおりの提案がなされるのかどうかお尋ねをいたします。

また当初勤続４０年で１１７カ月という大変高い水準にありました支給率が５８年度、５９年度と少しずつ是正されてきたわけですが、具体的に今年度、昭和５９年度の退職者の予定者も含んで結構でございますが、最高支給額が幾らか、受給、いわゆる支給される、お受けになる金額を教えていただきたいと思います。

次に自治省から今日野市は個別の指導団体に名前を挙げられて指導されていろいろな助言を

受けているわけでありますが、この給与の適正化が進まない地方自治体に対しては自治省において昭和６０年、ことしの１月２２日、地方公共団体における行政改革推進の方針というものが閣議報告されまして各地方公共団体にすでに通知されているところであります。これをもとに国では給与水準にさらに問題を残している自治体に対してはなかなか日野市のように５７年度からやりますと言いながら土壇場まで何もやらなかったような自治体も入るのかもわかりませんが、第２次個別指導団体と指定して指導、助言を行うということになっております。日野市はこのままいきますとこの第２次個別指導団体に入るのかどうか、どのような感触をお持ちになっているかお尋ねをいたします。

次に定年後の再任用について質問をいたします。昨年の９月議会第３回の定例会で日野市でも定年等に関する条例を可決をいたしまして、ことしの今月３１日から施行されるわけでありますが、この条例にある再任用の規定によって引き続き市役所にお勤めになる職員の方がいらっしゃるのかどうか、現時点でおわかりになっている範囲で結構でございますので再任用者の数についてお尋ねをいたします。

そして、一つの区切りとして最後になりますが、今一般質問にも出ておりました給与の問題とも大変関係ございますので職員の定数のことについてお聞きをしておきます。昭和６０年度、今年度職員定数の増加が提案されるかどうか。つまり職員数の増加があるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

年々職員の数をできるだけ抑えようという他の自治体、あるいは国の動きもあるわけでございますが、日野市においては全くこれに逆行する形で年々職員の方の数が増加をしてきているわけであります。今年度はどのように対応なさるおつもりでいらっしゃるか、その点をお尋ねをいたします。とりあえず以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　助役から３番目の理事者も身を削れということにつきましては市長から御答弁していただきたいと思います。それ以外につきましては私の範囲内でまず１点お答え申し上げたいと思います。

違法な給与制度ということで通し号俸につきましていろいろとサゼスチョンをいただいているところでございます。毎回申し上げているところでございますけれども、非常に市の職員のうちの技能労働者というものの不足した時代、あるいは高度成長ということで会社等に人員が

流れ、人材が流れ、また高賃金の時代、こういう昭和４７年当時、この問題が労働組合から提起され、はっきり申し上げて葛西助役さんが４７年の団交で将来実施しますという約束をされているのが私も確認したわけでございますけれども、そういう約束と確認の申し送りの中に48年の森田市政になりまして結局通し号俸という形の中で約束したものだというふうなことでの一つの実施が出てきたわけでございますけれども、これにつきましては毎回申し上げているように時代的な問題がいろいろございます。それから市それ自体にもいろんな人材が採用され実施をしてきている、そういういろんな問題等もございます。正すべきときに来ている。それから中にやはり職員体制の中にもそうなってきておりますし、それから、かっての四十五、六年当たりから高年齢で入ってきた人等の整理というものも逐次先ほど勧奨退職、定年という問題が出てまいりましたけれども、そういう中で職員の人員構成というものも国家公務員に近い、あるいはするようなものになりつつあるわけでございます。やはり給与制度というものを公務員法の２４条に定めるものにやはり近づける必要がある。同時に今まで通ってきました人間性を尊重するといいますのは非常に高年齢で入ってきた者を低年齢の非常に１０歳も２０歳も若い人間の給料で置くということはできない反面がございますので今日のような給料制度がとられているわけでございます。やはり生活も考えた給料制度であるべきだということも考えておるわけでございますので、そういう面での改正ということが考えるべきじゃないだろうか、こう思っておるわけでございます。

それから、このことについては次の市長がどなたになるかということは、申し送られてきたんだけれども、人に申し送るべきことではないだろう。時代要請というものが現前にあるわけでございますし、それぞれの執権を持っている市長さんが当選してこられるわけでございますので、それらの時代要請に沿ってやっていただくというのが本当ではないだろうか。

それから６カ月延伸というのが給与条例の中で違法じゃないか、こういうことでございます。はっきり言って違法じゃございません。はっきり言った判例もございます。昇給というのは市長のこれは労働組合とも今回さんざん論争したわけでございますけれども、市長の昇給、そのときの経済状態を見まして昇給させる、させないということは市長の判断でございます。毎年定額の昇給するほど経済というのはいろいろと変動するわけでございます。景気がいいのに昇給させないということじゃないわけですけれども、やはり財政が許さないという場合には忍んでいただくということがやはりままある、３０年、４０年に一度はある、こういう経済状態に

は大きな波乱があるわけでございますので、そういう面で市長の要するに裁量行為の中に入っておるわけでございます。

また事実、市役所のように全部の人間が毎年だれもかれも１号俸というきちっとした昇給制度なんていうのは民間ではとっておらないわけです。相当のやはり一人一人の業務上の実績なり成績というものを基礎に置いているわけでございます。そういう環境におけるきちっとしたやり方、定額的なやり方から見ると毎年昇給されるというような感覚を持つのが当然なんですけれども、そうじゃなくって経済的な変動、財政的な需要によっては許されることでございます。後で条例を提案申し上げまして御承認を得た上で６カ月延伸を実施するつもりでございます。

３点目については市長に御答弁願いたいと思います。

それから退職金でございますけれども、５９年１１７カ月から８９カ月に急カーブで下げてまいってきております。それで、約束というあれではございませんけれども、３年目ということで東京都並みの８０カ月、あるいは８１カ月に持っていくというふうなこと等もお約束申し上げてきておるわけでございます。それには努力していきたい。また助役会の中のガイドラインというもの等もこの程度でいけばよろしいなと思っておるわけなんですけれども、その面との協力等も得ていきたい。二、三日前に8市ぐらいで構成しております退職金の組合があるわけなんですけれども、８６カ月が８３カ月というふうなわずか３カ月の切り込みというふうな状況でございます。非常に客観的な改革のテンポがスローテンポというか、状況になってきておって非常に心配しているところでございます。努力して、努力していきたいと思っております。

それから６０年度の行革大綱をつくりなさい、あるいは行革推進会議をつくりなさい、あるいは行革推進の中に本部をつくりなさい。こういうふうな昭和６０年度は行革の、地方行革の年と言われておるわけでございます。これらにつきましては地方公共団体すべてが、やはりどのラスが１１５以上の１５３団体がどうのこうのということではなしに、私の受け取り方としましては広範な事務事業の見直し、あるいは市議会の見直しだとか広範な見直しになっておりますので全部の市が対象になるんじゃないか、一応の計画は出すんじゃないか、その計画、出された計画の中で一つの指導が出てくるんじゃないだろうか、こう思っているわけでございます。

それから再任用の数は今盛んに進めているところでございます。

それから職員数につきましてはなるべくふやさない、ふやさないでいく、そういう考え方でございます。先ほど申し上げました地方行革という中での職員の数につきましても国家公務員はこの3年間0.5％ですか、下げてきたんだ。５％ですか。そういう計画にのっとりなさいということでございます。

日野市は議員さんからも指摘がございますように一般の行政職は非常に精鋭、少数精鋭主義できておるわけでございます。大体国の診断のモデルケースに総務部、それから市民部、それから建設部等はちょうど適合する数になっているわけでございます。そういうことで多いのは施設職員が施設に応じて多いわけでございますのでなるべく数を積極的に減らすというよりはふえていくものをふやさない中で合理的に皆さんに働いていただく、そういうふうな意識改革、あるいは数の上での皆さんの協力を得たい、こう思っているところでございます。そういう考え方でおるわけでございます。数ははっきりしませんけれども、再任用の数はっきりしませんけど、もう少したちますと御報告できると思います。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の中の私が直接みずからの考えとしてお答えをすべき点をお答えしておきたいと思います。

古賀議員さんからは通し号俸制度が常に違法だ、こういうふうに言われるわけでありますけど、違法でないということもこれまでお答えをしたとおりでございます。ただ時代的にいろいろな経済背景、社会背景のもとで評価された４０年代、それからだんだんと低成長の中で必ずしもよく機能してない反省、それからやはり職務制というのが人間の性質にかなうのかなということを私も感ぜざるを得ない、そういう面はあるということを申し上げてまいりました。したがいまして今後それらを調整しながら、調節しながら適正な給与体制をつくっていくということが今日の課題である、こう思っております。

なお、今回の給与是正に伴いましてつまり延伸措置その他が内容にあるわけでありますが、特別職、常勤、非常勤の特別職の立場はどうあるべきかということも私どもも真剣に考えてみました。そして何ていいますか、ある程度我慢を強いる側にも納得をしてもらわなきゃならない、そういう論議もいたしました。そのことはすでに議員の各位も御承知のとおり我が市の特別職の審議会というのがありまして、その審議会の答申に基づいて特別職の給与、報酬、これらが決められてきておるわけであります。最近では昭和５６年の１０月を最後にここ3年以上、

つまりベアに相当するものも定昇に相当するものもないわけでありますからもうすでに3年間延伸をみずからやってきておるということが言えるわけでありまして、そういうふうな（「６０以上は延伸しておきゃいいんだよ」と呼ぶ者あり）そういうふうな先ほど問われております、つまり率先垂範ということは特別職自身がすでに率先垂範をしているというふうに御了解をいただければ幸いと思っております。

お答えは以上のとおりであります。

○副議長（米沢照男君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　第５点目になろうかと思いますけれども、（「大きな声で」と呼ぶ者あり）勧奨退職者の退職金の最高受給者は幾らか、こういう御質問でございますが、これにつきましては昨年の第３回定例会におきまして定年制の条例が御決定をしていただいたわけでございます。その中で説明の中でも一応勧奨制度は残そう、こういうことでございます。そういうことでその制度は条例に基づきまして勧奨制度、勧奨を実施したわけでございます。この対象年齢は５８歳から５９歳、こういう範囲を絞りまして、これは主に管理職でございますけれども、これを勧奨をしたわけでございますけれども、それに基づきまして２名の方が勧奨に応じられました。いずれも部長職でございます。

それでまず最高額でございますが、この方は勤続が３８年でございます。それで、そのうちに管理職加算になる管理職を経験されておりますのは３５年、約３６年に近い人でございます。そういたしますとこれに基づきます管理職加算が増額されるということでございますので総額では4,４２０万、こういうことでございます。以上です。

ちょっと申し落としました。お２人いらっしゃるということで御紹介申し上げましたけれども、もう１名の方は勤続２１年で2,４４０万円でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　再質問を行います。

助役の答弁の中にまたちょっと私合点のいかないことが何点かあったんですが、通し号俸制の申し送りというのはもし前の市長から森田市長に引き継がれるとき申し送りというのを本当にあったんだったらそれを示して、あったのであれば前回示してもらいたいということを聞きましたらそういうものはないという答弁があったわけです。今聞いておりますと申し送られて

きたというようなこともおっしゃるんですが、それを示す文書のようなものが存在するんですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　昭和４７年の団体交渉における助役の答弁としまして将来通し号俸制を実施するという約束をしておるわけでございます。それが申し送りといいますか、それが一つの労使間の約束でございますので将来に向かって効力がある、要するに申しおくれた、申し送られた、こういう意味でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私、前回１２月議会で申し送りはなかったというふうに聞いたんですが、その申し送りがあったということが事実ならばそれを私どもにもわかるような形の何か示す書類、証拠がなくては、ただ助役がここで申し送りがあったとおっしゃっても信用できないわけです。特に古谷　栄市長のときはそういう要求があったにもかかわらず通し号俸制の採用には踏み切らず従来の給与表のままやってこられたわけです。そして昭和４８年に今の森田市長になったとき、なったのと同時に職員組合のそうした要求にすぐに応じて５月くらいからだと聞いておりますが、作業に着手をする、そして１０月には４８年の秋には給与表の合意を労使間で見た。そして１２月議会に提案をして翌年昭和４９年の１月から通し号俸制がスタートしたというふうに理解をしております。前の市長からの申し送りだったということはちょっと異なことなんですが、文書が残っているんですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私が申し上げましたのは申し送り文書というふうなもの等でさっき言ったように残っておるわけじゃないんだ。４７年の団体交渉の記録として将来通し号俸制を実施しますという約束を団体交渉の席上で助役がしておるわけでございます。約束ということは将来に向かって効力があるわけでございますので当然の申し送りということじゃないだろうか。だからその記録はございます。そういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役が任意に団体交渉でそうした何かその場の急場をしのぐために回答を出すということはあり得ることだと思います。さっき部長さんや課長さんの切実な申し入れ書に対して市長は私文書だというふうにおっしゃったんですが、まさにそうした団

交の記録というのは私文書以下だと思うんです。つまり法的な拘束力はない。しかもその申し入れが行われた時点で当時の市長は通し号俸制の採用は頑として受け付けなかったということは事実でありますので前からの何か懸案を今の森田市長が果たしたかのようなニュアンスでの回答というのはとても納得いきません。通し号俸制のその実施について申し送ったというその当時、将来にいつの日かわからないわけですね、採用するということは時期の確定がない以上申し送るというふうにみなすことはできないんじゃないんですか。あくまでこれは申し送られてきたものだというふうに助役はおっしゃるんですか。いかがでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その通し号俸制の団体交渉間での交渉ということは私は組合側からはそのように今承知して聞かされておりました。しかしながら、私はそのことを理由に、つまり申し送りであるから私が行ったという言い方では態度として適当でないと思いますので私の責任において行ったというふうにこれまで申し上げておるわけでありまして、申し送られて組合側もまたそれを指摘をしたということは私との交渉の中でもあったということは事実であります。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いろいろ労使間の交渉においてはその都度要求というものは数限りなく出てくると思うんです。それが記録に残っているからといってその実施が必ずしも近い将来約束された、次の市長に申し送られたというふうに判断するのは非常に強引だと思います。しかも前市長がそのことに対して具体的に給与の改定作業等につくような職務上の命令を出したわけでもないし、そうした発言をしているわけでもないかけですから今の、私、市長の回答で正しいのではないかと思いますが、助役があえて先ほど申し送られてきたというふうな表現をなされましたのでちょっと確認をしてみました。

通し号俸制、今、私先ほどお聞きしたことで違法ではないということ、助役もそれから市長もおっしゃったんですが、これもまた繰り返えしになるんですが、現に裁判においてはまだこうした判例というのはございません。しかし、国会において当時の、この議論がなされた当時、山本幸雄自治大臣だったと思いますが、適法ではないという国会答弁もあるわけですので違法ではないという言い方で片づけてしまうことはできないというふうに思います。違法制が十分にある。私どもは地方公務員法２４条に違反をするということはかねて申し上げているとおり

で、そうした点どうか目をつぶらないでいただきたいと思うわけであります。

今回の給与制度のこの問題については適正化を求める決議というのがすでに昨年の６月議会、日野市議会でも可決をされております。退職手当を含んだ給与制度の是正を求める決議、この本会議で議会の意思として決定をされております。また同時に私どもの方から提出をいたしました昭和６０年度の予算要望でもまず一番に市の給与制度通し号俸を改めることだということを掲げておきました。今回そうした措置は現実にはとられていないわけであります。つまり自治省の現在留保されております１０億６００万の起債の解除をここで行うためにあえて急場しのぎ、対症療法的な措置を直接効果のある方法として苦し紛れに市長がとったということであると思います。

ですから根本的な、抜本的な是正、適正化に向けて今も市長は今日の課題だということをおっしゃったんです。ひとつ先ほどの申し入れの部課長さんの文書の中にもあったように私聞きましたが、給与制度の検討委員会、こうしたものを設置された形があれば今市長が答弁されたこと、また助役の答弁もある程度うなずけるわけでありますが、現在のところ具体的な対応というのが全くないわけでありますのでこうした給与制度の検討を行う委員会の設置というものを行う考えはないかどうかお聞きをいたします。

それから先ほど私が質問した中で答弁が具体的にはなかったんですが、新たに給与水準の高い自治体に対しては、ことし、今年度から第２次の個別指導団体を名前を挙げてさらに指導を行っていくということでこの対象に日野市はならないのかどうかということの御回答をお願いをいたします。

それから退職金の問題です。今お聞きをいたしますと、今年度、昭和５９年度の勧奨退職者の中で管理職の方だそうですが、勧奨退職金4,４２０万円お受け取りになった方がいらっしゃる。武蔵野市の4,０００万円退職金ではございませんが、現在のこの退職手当の支給率でなおかつ4,０００万円を超す方が現に今年度出ているということであります。ことしは同時に今申し上げました給与の個別指導団体とは別に退職金についても個別指導団体を指定をして、そうした指導を行っていくということが自治省の方から発表されております。これは今までの給与にプラスして退職金の水準もさらに国において助言を行っていくことによって国の、国並み、都並みを目指すそうした動きに拍車をかけようということであろうと思いますが、この退職金の個別指導団体に指定をされますと給与の場合と同じように起債の制限があるようであります。

この退職金、現在の水準で退職手当の支給率８９カ月でこの額でありますので、６０年度についてはさらに今後計画に従ってできるだけその数字を出していきたいという今答弁がありましたが、このままであればはっきりわかりませんが個別指導団体に退職金についてもなるのではないか、つまりリストアップされるのではないかと思いますが、その点について答弁をお願いをいたします。以上です。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　給与制度の検討委員会をつくる考え方はないか、こういうことでございます。内部的にも労働、市の職員組合を入れましてやはり検討して、検討していくべきものだと考えておるわけでございます。それからまた昨年の暮れですか、それから全国市長会からは１月の２２日でございますけれども、昭和６０年度の地方公共団体における行革推進方針ということで地方行革大綱の送付がございました。これらにつきましての考え方でございますけれども、東京都におきましては２６市の中で５９年度の給与是正というものの進みぐあいというものについてはいろいろ問題がございます。同じ方針の中でもそれぞれの今日までの対応に照応して指導方針等もいろいろあろうかと思います。そういうふうな面からも考えておるわけでございますけれども、行革推進の推進本部をつくりなさい、それから市の中には要するに推進体制ですか、推進本部をつくるとともに市民の有識者、そういう方に参画していただいて推進委員会をつくりなさい、こういうふうなことがこの中に出ておりますので必須な条件だろうと思うわけでございます。やはりそれに照応するところの内部的な組織ということも考えていかざるを得ないだろう、こう思っておるわけでございます。

それから第２次の給与の是正指導団体ということでございます。５７年に１５３団体、これは全国での高給与の指導団体ということでラスが１１５以上、こういうところでございます。今のところいろいろと入ってくる情報の中では１１０程度を基準にして第２次の給与是正指導団体のセレクトということになりそうだということでございますけれども、やはりこの３年間やってきた中でそれぞれの地域の物価水準に対するラスバイレスを全国一律にぶっかけてというふうなことについてはいろいろ反省があるようでございます。その先ほど市長が言いましたようにその県の、県の持っているラス、そういうものとか物価とかを考えた中でということになっておりますので、日野の、きょう妥結するでありましょう６カ月延伸、あるいは初任給の１号ダウン、そういうもの等で日野の現実のラスというのが５９年度は１１５.４ぐらいになっ

ているわけでございます。１１５.４ぐらいに５９年の４月はなっておるわけでございます。それが２ポイント程度下がりまして１１３、１１３か１１３を切る程度になるんじゃないだろうか、こういう見通しに立つわけでございます。非常に近い数字になっていくんじゃないだろうか、東京都に近い数字になっていくんじゃないだろうか、そういう基準の指導の基準が明瞭になりませんとお答えできないわけなんですけれども、非常に指導基準に近いというか、そういうところに日野のラスというものが落ち着いてくるということだけ申し上げておきたいと思います。

それから退職金についてはおっしゃるとおり、何ですか、先ほど私も１１７から３カ年計画で８９まで急テンポで組合の努力を得てきたわけですけれども、一般の情勢が非常に何か落ち着いたというような感じでスローテンポなわけなんですね。そういうことで何ですか、監督官庁は部をふやすか、こういうふうな新聞報道でございます。それで個別指導強化していくんだ、こういうふうなことのようでございます。これにつきましてもやはり助役会のガイドライン、あるいはそういう中で厳しい対応が求められていくんじゃないだろうか、こう考えておるわけでございます。それに照応した要するに対応を考えていかなきゃならんと思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　給与に限らずできるだけ小さな政府ということで行政改革を進めるという立場からすればいろいろな総合的なものを検討していかなくてはいけないと思いますので、もちろん給与の問題が一番根幹にある問題だと思いますが、部内に検討委員会的なものの設置も考えざるを得ないだろうという回答だと思います。ぜひその回答が実現するようにお願いをしておきます。

それから先ほどの市長のお話なんですが、私はやはり職員の皆さんにある程度ここで痛みを我慢してくださいという提案をなさる以上は特に６カ月の昇給延伸については全員、そして55歳になっておられる方からは頭打ちになってしまう。そしてそれ以降５８歳からはもう昇給がないということですからこうしたことをやはり提案をする以上みずからも何らかの職員の皆さんが納得してくださるような行為があってしかるべきではなかろうかと思います。

先ほどは非常に強引な理屈を並べられたわけですが、私はたとえば鈴木東京都知事に学ぶべきではなかろうかと思うんです。お隣りの多摩市の市長さんもそうでございましたが、美濃部さんが革新知事として最終的に1,０００億円以上の赤字を残して都財政を破産寸前まで追い込んでやめていったわけなんです。その後を受け継いで５４年鈴木知事は就任後わずか３年で当

初の目的よりも１年も早く都の財政を再建いたしました。しかも１年早いばかりではなくてたしか３０億円以上だったと思いますが、黒字決算もなし遂げたわけです。ここで見落としてはならないのは鈴木知事みずからがこのとき給料の半額を辞退をして内部努力を率先して行ったということなんです。やはり私はそうした範を示すことによって初めて納得も得られるのではなかろうか。そうしたことがまず前提にあっていいのではないかというふうに考えます。

このことはあえて市長には聞きませんが、私先ほど申し上げましたように今回多分１３日に提案されてくるでありましょう給与の改正条例案、これには給与の改定率を含んだ内容とともに今の給与表の頭打ちの問題、それから初任給の切り下げ等の問題も多分同時に提案されるのではなかろうかと思いますが、やはり給与の水準を自治省から指導を受けることのないように１１５以下、ラス指数１１５以下にもっていこうというのであれば通し号俸を改めることによって現在の不自然なでこぼこの給与状態を職務と責任に応じた給与体系に切りかえることによって十分このクラス指数は下がるということも聞いております。ですからその対応を今まで一向にやってこなかったその怠慢の後始末を今職員の方が６カ月の昇給延伸とか、こうした５５歳、５８歳での昇給の停止というようなことでそのしりぬぐいを職員にさせているのではなかろうかと思うわけです。やはり、もう市長はこれで任期が終わるわけですから今から通し号俸を改める給与表の提出というのはもう無理だろうと思いますが、しかし、今回この提案をされている３点の起債の留保解除のための措置、これは私はやはり撤回されるべきではなかろうかと思いますが、その点の御意思があるかどうか、市長にお聞きをいたします。市長。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どういう趣旨かちょっとお聞きしかねたわけですが、組合との妥結をできるというところになりまして今後の信頼関係も回復、修復できる、こういう判断に立っておりますのでそのまた提案を再撤回ということはあり得ないことだと思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　そういう信頼関係があれば先ほどの一般質問で市川議員がおっしゃったような、取り上げて質問されたようなああした事態、つまり部課長の皆さんの連名の申し入れ書というようなものは到底本来ならあり得るはずもありませんし非常な決心が要ったんだろうと思うんですね。しかし、あえてそこに至ったということはやはりそこに痛切な一つの願いがあったというふうに私はとってもいいのではないかと思います。

市長はこの提案をしている３点については撤回はしないということでこれは議案として出てくるでありましょうからそのときにまた改めて具体的な内容を見て議論をしたいと思いますが、先ほど質問を私、先ほどの一般質問を聞いておりまして市長がはっきりお答えなかった、お答えにならなかった点についてもう一度確認をしておきたいと思います。

２月の１４日、午後８時２５分から市長と組合との最終団交が行われたということでその要旨が組合のニュースに書かれております。その内容は先ほどもあったんですが、定期昇給につきまして何らかの穴埋め、埋め合わせの努力はしたい。それからもう一つは必ず回復措置を考えたいと決意している。こう述べたとあるんですね。さらに１月の２１日の市職ニュースによりますとやはり１８日の集会の後の団交で市長の言葉として４月の選挙後、１８日午後立候補表明というのも括弧で入っています。選挙後に修復措置を考えたい、こう発言したということが出ております。市長はこう、今は撤回をしないと言っておきながら組合に対しては撤回するということを回答しておられる。組合の言うことが正しいのか、市長のおっしゃることが正しいのか、真実はどうなのか、市長に改めてお聞きをしますのではっきり御回答をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　表現の方法はちょっと私にもよくわからないんですが、私の申し上げていることが、お答えしていることが正しいわけでありまして、つまり努力をしてみずからの足元を先ほどは少数精鋭、能率的に行って、そうして言うなれば信頼回復の関係の措置をするということは、これは交渉の場合に言って一向に不思議ではない。また、それでこそ後の信頼関係がつなげる、こういうふうに思っております。

それから市長選挙後というのは、これはそういう僭越なことは言わないわけでありまして、もし命脈を保つことができた際には、こういう言葉で表現をしておりますので、そのように御理解を願います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　組合のニュースは４階の市長室の入り口の所にも何か重ねていつも置いてあるようでありますのでごらんになったと思うんですが、市長の今の回答とここに書いてあることは全然違うわけです。そして今市長のお言葉では修復措置というのは信頼関係のことだというふうにもとれるんですが、恐らく組合はこの修復措置というのはいわゆる金

銭的減額についての修復ということで当然考えて書いたんだと思います。定昇延伸については何らかの穴埋め、埋め合わせの努力はしたい、こうおっしゃったんですか、どうなんですか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回のベアのことにつきましても私は早くから国並みの支給はいたしたい、そういうふうに言っておったわけでありましてたまたま他市のそのベアの決定とおのずから差ができてまいりました。（「そんなこと聞いてやいないんだ、定昇延伸のことを聞いてんじゃないか」と呼ぶ者あり）そのことが一つのまた実損補てんの一部にもなっているということは話したことがあります。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　実損の補てんを話したということは、ここに組合ニュースに書いてあります修復措置ということに当たるんだろうと思うんです。前の職員の採用のことで学童クラブの正職化のときも私一度同じようなやりとりをしたことがあったんですが、組合のビラにはこう書いてありますけど、市長のおっしゃることとは違うんですけど、どちらが正しいんですかということを聞きましたら自分の言うことが正しいとはおっしゃっていたんですが、結果的には組合のビラに書いてあるとおり事態は推移したという過去にはっきりした物証があるわけです。非常にあいまいな今回答ですが、もしそうした実損の回復が約束されるというとすれば本来はこういう提案はすべきじゃないんですが、しかし、組合との間でそうしたいわゆるなれあいによる合意があるとすればこれまたこの条例改正案を今度出てくるでありましょう際、私ども審議するときに大変これは問題になると思います。

もちろん給与というのは最終的には議会が決定をするものであり、内容として市民、あるいは納税者の皆さんが納得しがたいものがあれば否決をしてもいいわけです。こうした具体的な組合のニュースの中に書かれている事項についてあいまいな点もあるわけですが、私は少なくとも今回のこうした大変未曽有の混乱を引き起こした市長はやはり謙虚にこの事態を受けとめてやはり市民の納得のいく形での収拾、給与条例の提案を最終的にしていくべきだ、このように考えますので組合の書いていること、また市長のおっしゃったこと、それぞれ取り方はあろうかと思いますが、議会においてはできるだけ正直に答弁をしていただくようにお願いをしておきます。

それから一つだけ確認をしておきたいんですが、社会福祉事業団が今回いよいよスタートす

るわけですが、私もこれ前の議会でもお聞きをしました。職員の皆さんの採用されております給与体系はどうなっているかということで先日福祉部長は厚生省の通達どおりである。つまり通し号俸ではないということをお答えになったんですが、そのことに間違いないかどうか。いよいよ発足をするわけですので確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今おっしゃったような方法を指示しております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　一応質問の方はこれで終わりにしたいと思いますが、少なくとも今回の市長の３年間の国から指摘を受けてから全く手をつけなかったということの怠慢、そのことによって非常な無理な形で職員の皆さんに犠牲を強いるような、犠牲を強いる提案が３点にわたって行われた。しかも第１点の昇給の延伸ということは職員の皆さん全員にかぶってくるばかりではなくて今職場の秩序というものが非常に乱れてきている、こうした事態というものが、事態がある以上やはり良好な労使関係が維持されているというふうには考えられません。このことは結果的には職員の皆さんの士気にもかかわってくる問題ですので、この給与の問題、単なる職員の皆さんの生活に影響を及ぼすということとはまた別に市民の、市民が受けている行政サービスにも職員の皆さんの士気が低下すれば響いてくるわけですから大変重大な事態を市長は引き起こしている、こういうふうに思います。

とにかく森田市長とともに今まだこの通し号俸制はその命脈を保っているわけでありますが、一日も早くこの制度が改められなければならないと思います。そして士気の高い職員の皆さんのもとで市の行政が進められる、しかもそうした職員の皆さんの気持ちがよくわかる市長によって新たな市政のまたかじ取りが行われていくことを願っておきたいと思います。

この森田市長の１２年間のまさに怠慢、そしておごり、この姿勢に対して来月には市民の厳しい鉄槌が下るであろうということを確信をして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって４の１、森田市長がついに正さなかった違法な給与制度「通し号俸」に関する質問を終わります。

４の２、議会の請願採択と市長（執行者側）の措置について、特に㈱小笠原機械跡地取得についのの請願等に関して問うについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　２番目の質問をいたします。

これは請願の処理についてその後の市の対応がどうなっているかということで具体的な市側の対応についてお尋ねをしていきたいと思いますが、請願が議会で採択をされるということはそこで議会の意思が決定をしてこの意思に基づいて誠実に行政側はこれをこたえていく、そうした義務というか市側にやらなければならない一つの課題が議会から送られていったということでございますので具体的に幾つかの請願について触れていきたいと思いますが、まず最初に昭和５９年の３月の５日、提案を、提出をされました請願５９－３号、日野台一丁目に所在する株式会社小笠原機械製作所社有地取得に関する請願、これは総務委員会で数回の、５回ほどだったと思いますが、審査を繰り返しまして昨年の１２月の議会で全会一致採択をされました。この採択を私ども同じ地域におりますので聞いた住民、市民はこれで当然市がこの用地の取得について動き出してくれるであろうという期待を強く持ったわけであります。ところが、その後自治会、あるいは子供会等からの確認、市長に面会を求め、あるいは市の部局等の皆さんと話をする中で請願は採択をされたけれども、しかし、実際はその請願の趣旨が実現しないのではないかということで請願の採択というのはどのような意味があるのかという疑問を持ったわけであります。

今回１２月議会で、今回の３月議会で配られました請願の処理状況、これによりますと執行者側の措置として当該地には東洋建設括弧株が共同住宅５階建て５２戸を建設する計画があるのでその際に市の住みよい町づくり指導要領に基づき当該地周辺に広場用地を確保するよう指導します。こういうふうに執行者側の措置として記載があるわけです。そうしますと市側の措置としてはもう取得については１００％あり得ないということをここで市の意向として示したことになるわけですが、いま一度確認をさせていただきたいんですが、市によってこの当該用地買い入れることはもう１００％絶対にあり得ないことかどうか。要するに市に買う意思がもう全くないということなのか、その点をまず第１番目の、１問目の質問としていたします。

それから仮の話でありますが、仮にこの空き地にここに言われておりますような現在この土地を所有しております業者がマンションを建設するとなるといろいろ影響が出てくるわけであります。そこで付近住民の皆さんの中には特に日影のことについて大変心配をなさっている皆さんが多いわけです。全部で影響を受ける家というのは東京都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の範囲でいきましても３５軒程度、３５軒前後のお家があります。そこで特に日照の問題を中心に生活環境の地点から後退を防ぐという意味で市としてはどのよ

うな対応をお考えになるのか、この点について要望書等もすでに住民側から出ているようでありますのでその点現在の生活環境の悪化を防ぐ努力というものを市側ではどの範囲内でやっていただけるか、そのことについてお尋ねをいたします。

それからもう一つ、この執行者側の請願の処理状況の中にもありますが、周辺に広場を確保するように指導するということになっておりますが、この広場を確保するには当然業者の協力がなくてはできないわけでありまして、この一丁目という、日野台一丁目という地域、広場がなかったためにそもそもこの請願が出されたわけでありまして、この広場の確保ということについては先ほどの日照の問題と同様どのような指導を具体的にしていただけるのか、この点をお尋ねをいたします。

それからもう一つ、町づくり指導要領に基づいてこれから指導を行いますということになっているんですが、現在、この町づくり指導要綱に基づく協議というのは申請書を受けて行っておられるのかどうか。今協定を結ぶための話し合いがすでに申請に基づいて行われているかどうか、現時点の状況を教えていただきたいと思います。

それからもう１点、請願の処理ということでお尋ねをいたしますが、大成荘の改築、それから施設の充実に関する請願というのが文教委員会に出ておりましてこれも全会一致採択をした経緯があるわけであります。５９年、昨年の第２回定例会で採択をしております。このときに私、報告の中でも皆さんに申し上げたんですが、昭和６０年に設計、翌昭和６１年度に着工という線で教育委員会が財政当局と話しをやっているんだということである程度具体的なそうした目標が、日程というものが示されたということからこれは採択になったということで私どもも６０年度には予算が多分計上されるのではないかというふうに思っておりました。ところが、現在私どもに配られております予算の６０年度予算案、この中には大成荘のいわゆる維持管理、また運営費等は計上されておりますが、この請願の願意に沿う形での改築及び施設の充実ということでの予算の配分は計上はなされておりません。具体的に教育委員会でどのようにこの大成荘の件について財政当局とお話しになったのか。つまり要求をなさったかどうか、その要求が認められなかった理由は何なのか、この点をお尋ねをいたします。

それからもう一つ、これも文教委員会にかかわる請願でございますが、請願第５９－５号、いわゆる５小の校舎改修と校庭改良工事の促進に関する請願というのであります。この請願についても全会一致昭和５９年第３回定例会、１０月の５日ですが、この本会議場で採択をされ

たわけでありますが、これも今回予算の措置が全くされていないわけであります。かすかに60年度予算案の中には屋上の防水改修工事と書いてありますので雨漏りの修理ぐらいはしますよという予算だと思います。つまり、この請願が採択した後、教育委員会として財政当局とどのようなお話をなさったか。具体的な要求の内容について聞かせていただきたいと思うわけですが、特にこの件に関しては補助対象になることの困難性、この、また耐用年数の問題等で非常に困難な状況があるということは私どもも承知はしていましたが、市長の出席を求めて市長のお考えを聞いた場合に、聞いたときに今後の課題として会議録を読みますと自己財源の活用も含めて結論を出していきたいということでございました。この６０年度の予算については調査費等及びその運動のための何か予算措置がとられてもいいのではないかと思いますが、これまた見出すことができません。教育委員会の対応はどのような経過であったのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

古賀俊昭君の質問時間は５時１２分までであります。そのことを念頭に置きながらわかりやすく簡潔に御答弁をお願いいたします。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの小笠原機械跡地の件につきましての御質問にお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、用地の買収は絶対にできないのかという点でございます。議会の請願の採択に伴いまして当然私どもはそれを実行できるように努力はするべきであるというふうには考えております。そういうことに基づきまして議会の採択後に東洋建設の東京支店の取締役の方、これは前々からお会いしていろいろと用地の買収等につきましてお話を進めているわけでございますが、１月の中旬にお会いいたしましてさらに確認をしたわけでございます。この用地については売却する意思はないということをそのときも確認はいたしてございます。

それならば今後どうするかという点でございますが、この跡地の用地を買収できない場合に

は他へそれにかわる住民の要求としての広場、あるいは建設関係のいろいろな問題点についてやはり解決をしていかなけりゃならないというような観点から第２点で御質問の日照の問題等でございますが、地元の住民の方々から市に対しまして建設に当たってということで要望書が提出されております。この内容は日照と採光の問題、電波障害、風害の問題、あるいは建物の高さとプライバシーの関係の問題について、マンション建設に心身に与える影響、公害高地公害、これらの６点の６項目の要望がなされてきております。建設に当たってはこういう要望を十分検討した上で努力を市の方としてしていただきたいという内容のものでございます。そういう点につきまして市はたとえば今後東洋建設の方でいよいよこれを着工するということになる段階では当然その前に事前協議という中でこういった問題を解決していかなきゃならないというふうに考えているわけでございます。現在の段階で東洋建設の方から要綱に基づきます事前協議の申請書が提出されてきております。しかし、私どもは住民との関係、また請願との関係もある中でこの申請書の、申請書を正式には現在では受理を行っておりません。住民との問題が解決するまでいわゆる住民から要求されているいろいろな事項の問題、これを事前に十分私ども含めまして地元あるいは東洋建設と話し合いを行う中で解決をしていった上で正式な形の受理を行っていくというふうに考えているわけでございます。

それから３点目の周辺に広場の確保という点の御質問でございますが、この跡地を買収できない場合にはやはり住民要望の大きな問題として提起されました用地、これについてはこの地域の中で確保をする、また確保をしてほしいということを東洋建設の方に申し入れを行っております。東洋建設の方で付近の土地を住民が利用できる範囲内の土地を捜しております。その中で日野台一丁目の１の１５番地、面積的にはやや小さいんでございますが、２８８平米、坪で８７坪ほどの土地がございます。これについては東洋建設の方で買収をして市の方に寄付をしていく、これは当然負担金との関連も出てまいりますが、とにかくこの地域に広場を求めていくというこの姿勢については私どもは貫いて、貫いていきたいというふうに考えているわけでございます。

４点目の件につきましては先ほど申し上げましたように事前協議が出されておりますが、現在の段階では正式な形で受理をしておらないということでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　大成荘、５小関係の問題についてお答え申し上げます。

大成荘につきましては実は企画の方の公共施設整備計画という中に６０年度設計、６１年度着工というような形の計画段階での一つの手順、こういうものが示されておりましたし、確かに請願というものが採択され教育委員会それから文教委員会それから校長会等も現在の施設等の一応視察等も行ってきている、そういう中でございますけれど、本年度この教育委員会が抱えております施設整備関係という問題では御承知のとおりふるさと博物館の新築の問題、あるいは市民プールの改修の問題、それから中学校給食施設の整備の問題、このようにきわめて多額の財源を必要とする、そういう事業が山積している。こういう中で何を先に取り何を後に回すか、そういう選択に迫られるわけでございますけれど、現実問題としてふるさと博物館の一応新築後に大成荘問題については手順として取り組んでいくような手だてをとらざるを得ないんではないか。給食関係等の問題につきましてもすでに５校が開始されている中で残された３校等については父母の方も含めてぜひ１年も早くという希望もあるわけでございますので、その辺の選択の中で本年度あえてこの大成荘の予算要求というものを教育委員会としては財政当局の方には出しませんでした。

それから５小の改築の問題でございますけれど、これも確かに全面改修をやらない限り今の施設にいろいろ手入れをしてそれで済むような状況ではないということは文教委員会等でもお答え申している状況でございますけれど、義務教育の施設という関係の中で国の補助、これらの問題をやはり先に解決すべきであろう、こういう状況の中から本年度の今まで義務教育施設の大規模改修という形で文部省当局は豪雪地帯とか、あるいは離島、こういうところに部分的に適応しておりました2,０００万以上１億未満の大規模改修について６０年度から全国的にその枠を外して一応国の方でそういう改修のために多額の金がかかるときには３分の１の補助を国の方ではちょうど新しい校舎をつくるときと同じような手だてをとる、こういう方向が決まりましたし、ただ、その中に建築後１５年以上経過している施設というような条件はもちろんついているわけでございますけれど、五小の場合は３０年近くたっている施設でもございますし、当然それらの条件の中には合致する。文部省の補助がもらえれば当然その起債、あるいは防衛庁関係の補助等の対象にもなりますので、現に子供たちがあそこで勉強しているという状況の中で単年度で全部つくり直すということはできませんけれど、できるだけ五小の改築問題については大変な財政事情の中でございますけれど、よく理事者や、あるいは財政当局と話をしながら今の国の補助制度、これを十二分に活用しながら１年も早く手がつけられるような状

況、こういうことで努力はしていきたい、こう考えております。

大成荘と五小関係の問題についてお答え申し上げておきます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　簡単に再質問いたしますが、都市整備部長からお答えをいただきました小笠原機械の跡地の問題なんですが、先般２月のたしか１日だったと思いますが、市長相談のときに関係者の方が市役所に参りまして特に、仮にマンションが建つ場合にその日照のことについては特段の市の指導を業者に対してやってもらいたいということを強く要求があったと思うんです。これに答えて市長は３時間以上の日照は確保しなくてはいけないだろう、そういうお話を３時間、１日ですね、３時間の日照時間は確保されるように指導していくというお話をされたそうですが、今聞くところによりますと提出をされている図面等からしますと１日３時間、これは冬至のときでもちろん見るわけですが、困難ではないかということなんです。

市長はまず３時間以上の確保についてはこの建物の設計の変更等ももちろん業者に求めるということを含んでこうおっしゃったんだと思うんですが、今改めて私もう一度お聞きをいたしますので特に日照の問題について市長がおっしった３時間以上ということをはっきり確保できる、確保できるように努力するということ、お答えいただければ幸いなんですが、いかがでございましょうか。

それからもう一つ、ふるさと博物館のために大成荘、また学校給食のために大成荘が何か大分影響を受けたようでありますが、委員会で一つの流れが示されたわけですね。６０年に設計をして６１年には工事を始めたいんだということからしますと当然財政当局に要求は少なくともお出しになって私はよかったんじゃないかと思うんです。今お聞きをしますと何か要望をお出しにならなかったようでございます。やはり請願を出して請願が受理をされた、そして議会で審議をされて全会一致採択をされたということで期待をしておられる市民の方からすればやはり予算措置がとられないということは請願とは一体何だろうか、大変むなしく感じるのではないかと思うんです。

大成荘、当初予算にはもうのってないわけでございますので提案をされた予算案の中でこれを何とか計上しろといっても無理な話でございますが、やはり要求を出さなかったということはほかの事業との優先順位の問題だと思いますが、大成荘はその優先順位からすると遅くなった、おくれをとったというのはちょっと理解しがたいんですが、その点、簡単に教育委員会のお考えはこうだというのを触れていただければと思います。

それから五小については今申し上げましたように困難な問題があるんですが、文部省等の動きもありますので積極的にやはり動かないことには実現できないわけですから、こうした請願の処理ということについては特に議会の意思が示されたら誠意を持ってこたえていただくという姿勢を絶えず忘れないで取り組んでいただきたいと思います。

時間がちょっとあれなんですが、市長の方からまずお答えをいただいて、時間があれば教育長にお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　再質問についてお答え申し上げます。

３時間以上のたとえば建設をする場合、３時間以上の日照の確保という点でございますが、私どもその点については今後の話し合いの中、あるいは設計のチェックの中で十分検討をしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長がじかにおっしゃったということで大変皆心強く、意を強くしている人も多いんですが、市長いかがでございますか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日影条例でありますとか、法規、建築基準法等の法規のこともありますが、何といいましてもやっぱり人の生活、すでに生活をしている方に著しい迷惑をかけるようなそういうことにはしてはいけない、こういう指導をしようということが私の考え方でございますし今担当の方でお答えをしておる、そういう指導をするということでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　教育長。あと１分。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

文部省の一応小中学校の移動教室、あるいは自然教育、体験学習、こういうような面にも沿っておることですし父母負担の軽減にもつながる施設の確保なんでできるだけ早く大成荘の着工できるような努力を引き続いてやってまいるというようなことでお許し願いたいと思います。

（笑声）

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　一般質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって４の２、議会の請願採択と市長（執行者側）の措置について、特に㈱小笠原機械跡地取得についての請願等に関して問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時１１分散会

３月７日　木曜日　（第４日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第４号）

３月７日　木曜日　（第４日）

出席議員（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	簇野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
３０番	高橋通夫君		

欠席議員（１名）

２９番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原兢次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年３月７日（木）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時９分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

一般質問５の１、ソフトボール、小年野球場の設置をについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔２１番議員登壇〕

○２１番（名古屋史郎君）　それでは、ソフトボール、小年野球場を増設せよと題しまして、質問いたします。

私が申し上げるまでもなく、スポーツ熱は全国的にも高まっており、今、日野市民の中でも非常にスポーツ人口が年々飛躍的にふえている現状は、皆さん方も御承知のとおりだと思います。それに対応するために、これまで日野市がいろいろな面で運動公園、あるいは運動場、学校開放、その他いろいろな点でそれに対応するために、鋭意努力されている点は高く評価できるものであります。近くには桑園跡地の運動公園、あるいは東光寺の河川敷のグランド計画などが、大きなものであります。

御承知のように、スポーツと一口に言っても、いろいろ競技の種目、多種多様であります。市民がそれぞれの立場で、いろいろなスポーツを楽しんでいる現状の中で、私は、きょう、特に少年野球、ソフトボール、ごく手軽にできる、しかも非常に参加しやすいということで、競技人口も大変多いと考えております。

そういう中で、これまでの市の努力ということの評価は、先ほど申し上げたとおりでありますが、非常に広い面積を要する競技でありますし、比較的、チーム数にもよりますけれども、広い面積を有する練習場なり、試合場がないとなかなかできないので、大変な悩みのようであります。

そこで、教育委員会の方に伺いたいんですが、学校開放の問題については、大体きのう、おとといあたりの質疑で、現状がわかっておりますけれども、他のスポーツのことは、一応ここではおきまして、ソフトボール、少年野球という点に絞って、現状、教育委員会で把握されているソフトボール、あるいは少年野球、少年野球でない野球ももちろんあるわけですけれども、それらについて、チームの数ですとか、あるいは競技人口、あるいは市主催のそれらの試合といいますか、大会といいますか、そういう形がどんなふうになっているかということを、教育

委員会のおわかりの範囲で、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、名古屋議員さんからの御質問に、教育次長からお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、教育委員会として、日野市のソフトボール、あるいは少年野球の状況はどうか、大会はどうか、スポーツ人口はどうか、こういうふうな御質問だろうかと思います。

まず、ソフトボール関係についてお答えしたいと思いますけれども、ソフトボールにつきましては、現在、約、教育委員会で把握しておりますチームの数につきましては、３１種類、ソフトボールに加盟している選手といいましょうか、関係者については、約1,３００名ぐらいの方が、ソフトボール大会等に参加しておるだろうというふうに把握をしているところでございます。

ソフトボールの関係につきましては、従来、日野市の中に、ソフトボール連盟、それからソフトボール協会という二つの連盟がございまして、これが昭和５８年５月に合併されまして、現在は「日野市ソフトボール連盟」という形で、日野市の体育協会に加盟をいたしております。１本になっております。そういう中で、今申し上げましたチームの方々は、このソフトボール連盟に加入し、敢闘しているというふうに理解をしているところでございます。

これに対しましての大会等はどうかということでございますけれども、これには日野市ソフトボール連盟の主催による大会と、市の方で委託している事業と、二つにこの大会が分けられるかと思います。

ソフトボール連盟の方の主催の大会につきましては、春の大会と、それから秋の大会、この二つの大会を、日野市ソフトボール連盟の自主的な大会という形で、開催をしているところでございます。これには、一般、あるいは少年、あるいは女子の部というふうな形で、チームを分けまして、自主的に大会をしているというふうに伺っております。

なお、日野市の方の主催ではございませんけれども、日野市の方で、委託料をソフト連盟の方に委託いたしまして大会をしておりますのは、いわゆる春の大会、大体５月か６月にソフトボール連盟の方に、主催ということでお願いしておりますけれども、これにつきましては、年々盛んになってきております。これは日野市内の在住、在勤の方々を対象といたしまして、一般の部、女子の部、壮年の部というふうな形で、大会をいたしております。

ちなみに、５９年度の日野市主催の、ソフトボール連盟主催の大会の内容を申し上げますと、７１チームが参加しております。年々盛んにソフトボール大会が開催されていることを、御理解願いたいと思います。

次に、少年野球の関係でございますけれども、少年野球につきましては、現在、私ども把握しているところによりますと、約８０チームあるんじゃなかろうかというふうに把握をいたしております。それに加入しております人口でございますけれども、約1,５００名が加入しているだろうというふうに、把握をいたしているところでございます。

これにつきましては、昭和５０年の１２月に、東京都軟式野球連盟日野支部の中に、学童部という形の中で、少年野球が発足いたしました。通称日野市少年野球連盟という形で、名称があったかと思いますけれども、この少年野球連盟の中に、今申し上げましたチームの大半が加入しているだろうというふうに、理解をしているところでございます。

これにつきましての大会の状況でございますけれども、これまたソフトボールと同じように、少年野球の連盟によるところの、いわゆる自主大会ということで、春の大会と、それから秋の大会がございます。

これにつきましては、特に秋の場合は、非常に ― 失礼いたしました、春の大会でございますけれども、春の大会は、非常に盛んでございます。ほとんどの連盟に加入している少年野球チームが参加いたしまして、大会を催しております。これには教育委員会の教育委員長盃というふうなものを出しております。そういった中で、年々盛んに少年野球大会は進められておる、ということでございます。

なお、このほかに、少年野球の新人戦ということで、新人戦も年間を通しまして、これは少年野球連盟の方の主催でございますけれども、行っております。

なお、共通して言えることは、ソフトボール大会にいたしましても、あるいは少年野球大会にいたしましても、日野市だけではなくて、上部団体に加入しております関係上、日野市の地区予選等で優勝いたしましたものにつきましては、東京都のいわゆる軟式野球連盟、あるいはソフトボール連盟の主催によります大会に参加をする。さらにそこで優勝いたしますと、中央大会に進むと。こういう形の中で、野球大会を進めておるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　今、伺いましたところ、ソフト、少年野球については、1,０００名を超える競技人口で、大会なども盛んに持たれている。

このスポーツが、ほかのスポーツもそうですが、いわゆるシーズンということも関係しますが、現状で教育委員会として、これらの対外試合なども出てくるような形のチーム数といいますか、競技人口が、日野市内で十分に練習といいますか、競技に参加できている状態かどうか、大変難しい問題ですけれども、どんなふうに把握していらっしゃるか、教育委員会の現状での考え方をちょっと伺いたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長がお答えをいたします。

現状で少年野球大会、あるいはソフトボール野球大会、練習等がどういう形でなされているのか、現状の実態はどうかという御質問でございますけれども、教育委員会の方で把握しています状況でございますけれども、会場につきましては、多摩川の総合グランド、河川敷がございますけれども、そこが３面ございます。

それから、校庭開放でございますけれども、現在、小中学校の校庭を１９校開放いたしておりますけれども、１９校の校庭を利用して、練習試合等を行っているというふうに理解しております。

なお、そのほかに七生中、一中につきましては、ナイターということで、４月から１０月にかけまして開放いたしておりますけれども、このナイター施設も２面。

さらには、これは児童課の方の管轄になりますけれども、豊田の、いわゆる二小のすぐ南側の浅川の河川敷に、少年野球場がございます。たしか２面あるというふうに理解いたしておりますけれども、浅川の河川敷の少年野球場が２面。

それからもう一つは、これは多摩平の第一中央公園のグランドがございます。これは少年野球専門のグランドでございます。

それから、あとは旭が丘に野球場がございますけれども、旭が丘の中央公園の野球場。

この２８カ所を大体主体として、少年野球、あるいはソフトボール野球大会、練習等が主として行われているというふうに、私どもは現状把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　学校開放の１９校というのは、いわゆる球技といいますか、スポーツ開放ということで、１９校全部ソフトボールなど、いわゆる野球などができる面積にありますか。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　現在、小中学校の校庭は、１９校を、いわゆるスポーツ開放という形で開放いたしておるところでございます。

いろいろと野球、あるいはソフトボールのほかに、サッカー、そういった面での要望がございます。大体利用状況を見ますと、少年野球で約２０％、それからソフトボールで約２０％、サッカーで１６％ということで、主体が、大体５０％程度は少年野球、あるいはソフトボールという形の中で、校庭開放で利用されているというふうに、現状把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　大体、よくわかりました。そういう状況で先ほど申し上げたように、シーズンを迎えると、非常にたくさんのチームが練習場という形のものを求めて、大変な競争といいますか、苦労しているような状況だというふうに聞いております。十分な状況にあると言えないと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、今度できるスポーツ公園ですか、では、こういういわゆるソフトボール、少年野球という形のものはできるような状態のものではないということを考えますと、先般来、いろいろな方からの質問で、東光寺の河川敷の運動公園といいますか、そういう計画などとあわせて、これらいわゆるソフト、少年野球という手軽にできる、現状大変盛んであるこういうチームの練習場、あるいは試合場ということで、非常に数少ないという形が現状だろうと思います。

どのスポーツでも、完全な意味での満足ができるほどの施設や設備が充足されればもちろん結構なんですが、この点について、企画の方で、私が申し上げた、今、次長の方からの御報告以外で、日野市としてこれから考えられるこういう練習場といいますか、球場といいますか、考えられる計画について、あれば、伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

東光寺河川敷を含めまして、将来ソフトボール等で使える運動施設の計画はあるか、ということでございますけれども、まず、東光寺の関係でございますけれども、この件については、もうかなり前から計画をいたしまして、努力をしているわけでございますが、昨年の１２月の議会でも、一般質問でお答えをしたわけでございます。

かなりの問題点がございまして、なかなか進捗しないわけでございますけれども、大きな点につきまして申し上げますと、東光寺の河川敷は、谷地川、それから多摩川に堤防ができますと、おおよそ２万8,０００平方メートルぐらいの敷地が取れるわけでございます。

１万分の１の日野市の地図を見ていただきますとわかりますけれども、１万分の１の地図でいきますと、八王子からちょうど谷地川のところまで行政境が、地図では入っております。

実際、登記所の閉鎖をいたしました公図、それから土地台帳を調べますと、さらに東に民地と、それから河川敷内に、八王子市の行政境が入っているわけでございます。先ほど、２万8,０００平方メートルといいましたけれども、おおよそその２分の１が八王子の行政区域であり、さらにその同等の面積ぐらいが民有地、いわゆる旧権利者の土地ということになっております。

その行政境の問題でございますけれども、いわゆる異なった自治体の行政区域内に、公共施設をつくる場合に、たとえば公園のような場合でございますけれど、公園運動場の場合でございますけれども、その所属する議会の同意を得ないといけないということが、税法上規定されております。

したがって、正式には行政境を固め、その区域の使用について、八王子市の議会の同意を得るということでございます。現在、その行政境がまだ固まっておりません。現在、その確定についての努力をしているという段階でございます。

次が、先ほどちょっと触れましたけれども、２万8,０００平方メートルの中に、おおよそ２分の１の旧権利者がいるということでございます。これは、現在の河川法で、いわゆる旧河川法のときに、無償で河川としては没収をしたような土地でございます。

これにつきましては、現法律で、いわゆる河川という行政財産から除外した場合には、旧権利者の原権といいますか、所有権が発生をする、という規定になっております。したがって、これらの権利者との交渉も必要になるということでございます。

今から６、７年前でございますけれども、建設省の京浜工事事務所がこの所管でございますけれども、当時の考え方は、まだ堤防ももちろんできていなかった、工事計画がなかった段階でございますので、現在のままの河川敷で占用許可をしてもいいんではないか、という考え方をとっておりました。

その後、わずかではございますけれども、堤防の延伸が上流に向かって進んできております。そういう中で、旧権利者の権利が復活するのを間近に控えるような状態で、日野市に占有を与えるということは、なかなか難しい、旧権利者との交渉をしたらどうか、というような話に変わってきたわけでございます。

しかしながら、現在の谷地川は、下堰で谷地川の水を取っておりますので、下堰の問題が解決しないと、２万8,０００平方メートルの真ん中を谷地川が通っているわけでございますから、占用できない状態であったわけでございます。

それで、今ありました谷地川の処理を今度はどうするかということになるわけでございます。谷地川につきましては、谷地川の下流の右岸でございますけれども、現在、堤防、少しまだ未整備のままで、下堰の方に遊水がきております。これをとめなければいけないということになるわけでございます。

とめるには、下堰の日野用水の取水をどうするかということになりますが、現在、上堰からの取水で下堰の流域面積を潤することができると。それからさらには、環境用水としても問題ないであろう、という結論のもとに、東光寺の成就院の東側でございますけれども、上堰の取水した水を成就院の東側から下堰に落とす、今、計画を進めております。これは、今年度に東京都が工事を実施するということになっております。今年度、実施をするということになっております。（「やっているんだよ、今」と呼ぶ者あり）

そうしますと、谷地川の河口の、現在下堰に入っていた堤防の締め切りが可能になるわけでございます。多分計画では、まだ堤防の工事区間の処理を、建設省と東京都と協議をしているということを聞いております。どの程度進んだか、ちょっとわかりませんけれども、私どもの予測では、６０年度には堤防を締め切っていただきたいというふうに考えているわけでございます。

そんな状況でございますので、でき得れば旧権利者の交渉を先に延ばすような形で、とりあえず占用できないか、その辺をもとに、再度建設省と協議をまたしたいというふうに、現在、

考えている次第でございます。

それから、その他、運動施設の計画でございますけれども、これも前から議会の中で提起されている問題でございますが、倉沢地域に杉野学園の学校用地がございます。これは、区内の現在の杉野学園の移転、及び大学用地ということで取得したわけでございますけれども、かなりの年月を要して、今造成地のまま、一部幼稚園、宿舎、それからグランドに使っておりますけれども、まだそのほかにも用地はございますので、その開放を杉野学園に要請しているところでございます。なかなか今の段階では、見通しがつかないという状況でございます。

現時点での、私の方で今つかんでいる状況は、以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　ただいま企画財政部長の方から、東光寺の河川敷、並びに杉野学園の校庭開放の問題についてのお答えがございました。

教育委員会の方の考え方を、この際、御参考までに申し上げておきたいと思います。

ただいま、企画財政部長の方からの、グランドの新設問題ということで提起がなされたわけでございますけれども、グランドを買収する、あるいは造成するとなりますと、非常にお金もかかりますし、なかなか土地の確保が難しいというのが現状でないかと思います。

したがいまして、教育委員会の考えといたしましては、既設のグランドを有効適切に活用するという、高度に活用するという、そういう考え方に立ちまして、学校開放等を今盛んに検討をされておるところでございます。学校開放につきましては、現在１９校、小中学校合わせまして開放いたしておりますけれども、まだ残り９校があるわけでございます。

したがいまして、残り９校につきましては、いろいろと事情がございますけれども、特に学校開放としての施設整備を充実する。たとえば、防球フェンスをつくるとか、あるいは校庭を整地するとか、あるいはまた、グランドの中にトイレとか、あるいは更衣室等のいわゆるクラブハウス、こういったものをセットすることによって、ある程度開放すべき余地は残っていると思います。

したがいまして、現在、私どもといたしましては、できるだけ未開放の校庭の開放に意を注いでおる、ということでございます。

あわせまして、今回の予算にも措置をお願いしてございますけれども、ナイターの設置の問題でございます。特に夜間人口に伴ってのスポーツ人口がふえておりますので、そういった中

で、ナイター施設をできるだけ開放する、整備していく、そういった中で、少年野球、ソフトボール野球大会等も消化できるんじゃなかろうかというふうに考えているところでございます。

あわせまして、既設の、たとえば工科短大であるとか、あるいは明星大学であるとか、そういった面での他の学校施設等の開放につきましても、協力をお願いし、ソフトボール、あるいは野球大会に使えるような方策を練って、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

御参考までに申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　回答が長くなって恐縮かもしれませんが、青少年の健全育成のために、スポーツが大変有効な意義を持つということ、あわせて体育にも役立つわけでありますし、近頃は健康づくりのために婦人のソフトボールチーム、あるいは勤労者のスポーツ活動が当然求められておるわけでありまして、公式の正確なスポーツの場を持つという、オーソドックスな面も大切でございますし、また、あらゆる知恵を絞りまして、先ほど話されておりますような学校の開放、あるいは企業のグランドの借用、あるいは市内の他の大学等の施設の借用というようなことも、努力をしたいわけでありますし、杉野学園には何らかの意味で、ぜひ御協力をお願いをしたい、こう思っております。

それから、正規のものではありませんが、幸いに ― 幸いと言えるかどうか、地元の工夫で河川敷が相当整備、自主的に地元の自治会なり、あるいは父兄の方々のお力によりまして、自前のグランドがかなりつくられておりまして、恐らく浅川の河川敷には１０面、あるいはそれ以上あるように思っております。

東光寺の河川敷が確保できるということが一番大きな、公式の目標があるわけでございますが、若干やはりこれも手間取る、時間を要することでございますので、何か中間的な方策によって、あの地域にも中間的なグランドの利用をさせていただければということを願っておるところでございます。

最近、市内に、区部にあります高等学校のグランドの進出等もございますので、そういうことを斡旋する際には、地元に開放を、できる範囲でお願いをするという努力もしておる。こういうことで、総合的にいろいろな行政側の努力もございますし、それから住民側の努力もいただいておりますし、いろんなことで何とかこの状況を、地域社会の中で切り開いていきたい、

このように念願をし、また、努力をしておるところでございます。

ちょっとつけ加えさせていただきました。（「答弁が長過ぎるよ、何人も何人も」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　大変恐縮です。

ただいま私が答弁した中で、２万8,０００平方メートルの中で、日野、八王子の行政区域の面積を言いましたけれども、日野市が１万9,０００平方メートル、八王子が9,０００平方メートルでございます。御訂正いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　質問に対して、教育次長さんの方から、そして市長の方から、あるいは訂正ということで企画財政部長の方から、それぞれ努力していただける旨のお話がありました。

非常に広い面積を要することですし、教育次長が言われたような学校開放をさらにふやしていくとか、あるいはどこかお借りをするとかいうことの方策も、ぜひ前向きでやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、一つ、河川敷ということで、多摩川の市営グランドのさらに下流のところが、非常に広い面積のところがあるけれどというお話があるんですが、なにか野鳥保護という観点の場所であるとも聞きますが、あの辺のことについては、どんなふうに把握されているか、ちょっと最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

昭和５３年ごろでございますけれども、建設省が多摩川の管理計画というものを定めております。その管理計画の中で、いろんなゾーニングをしているわけでございますけれども、現在、多摩川の市のグランドの下流でございますけれども、かなり河川敷があるわけでございます。

このゾーニングの内容は、生態系保持空間ということで、現況のままで市民に使ってもらおうというような位置づけを、現在されているという状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　今の多摩川の市民グランドですか、それの下流の問題については、できれば機会があれば、現状のままでという、モトクロスのなにか練習場みたいな形に今なっているようですが、木も生えて、大分広い面積なので、その辺のことについて研究をされる機会がありましたら、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

全般的に、先ほどから申し上げているように、なかなか広い面積を要するものですから、御答弁にありましたようなそれぞれの立場で、前向きにスポーツの中の、特にこの問題についてお骨折りいただくよう心からお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これをもって５の１、ソフトボール、少年野球場の設置をに関する質問を終わります。

５の２、町名地番整理の今後についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○２１番（名古屋史郎君）　町名地番の整理の今後についてと題しまして、質問させていただきます。

御承知のように、日野市は市制施行以来、２０年を経ております。市街化も進んでおりまして、着々と都市基盤の整備も行われつつあります。その、いわゆる仕上げとも言うべき時期に差しかかってきているわけですが、この市街化に伴って避けて通れないことは、新しい都市形態に適合したような、町名地番の整理の問題があると思います。

そこに住んでいらっしゃる方の利便ということはもちろんのことですけれども、行政上の円滑化からも、これはどんどんと進めていかなければならないというふうに考えております。現在まで、５６.４％が整理をされて、これからだんだんと全市域に及んでいく計画であるというふうに聞いております。

私は、５４年に町名地番を促進せよということで、質問いたしました。ちょうど程久保地域の町名地番の整理に着手して、４９年ですか、地元自治会の意見を聞くという形の中で、特に地名の問題、程久保という地名を残すとか、橘台をどうするとか、高幡という地名を残すということで、地元の自治会の間で大変いろいろと議論が出て、とても行政側の指導という形の中では、決めきらないという形で、冷却期間を置かなければとてもだめだというような時期がありました。

その当時、促進の立場から質問いたしたわけですけれども、先ほど申し上げたように、ようやく程久保という地名で地番整理が行われる予定だと聞いております。ちょうど、もめて冷却

期間が置かれるようになってから６年、何とか手をつけようというふうに考えてからもう１０年、ようやく古い地名、程久保という地名で、改正が行われようとしている。大変喜ばしいです。

とにかく始めて１０年という形、こういう住民の意向を聞かなければならないという問題はあるにしても、大変長い期間です。

このことも、今回も住民から、ぜひ整理をしてほしいという形が生じて、それから動き出したように私は聞いておりますが、先ほどから申し上げますように、地名についても、あるいは整理についても、地元の自治会というか、住民の方の意向というものはもちろん尊重されなければならないわけですけれども、行政が積極的に居住者、あるいは居住者以外の利便といいますか、全市民の利便ということもあると思います。

住んでいらっしゃる方は、郵便も到着するし、荷物も着くし、別に不便は感じないとおっしゃる方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃるわけですから、それ以外の市民が、そこの市民の生活ということにかかわりがあるわけですから、その辺は行政が、強制力を持つということじゃありませんけれども、積極的に進めるという、指導とまでは申し上げませんが、姿勢があっていいんじゃないかと思います。

ようやく、いわゆる程久保について手がつかれたという状況がどんな現状になっているのか、程久保について伺いたいし、ひとつ、何か問題点があれば ― 程久保の整理についての問題点があれば、伺いたいと思います。

まず、お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から、ただいま御質問がありました町名地番の整理についての、また特に程久保地域についての点について、お答えを申し上げます。

御指摘のございましたように、程久保地域の町名地番の変更につきましては、４９年当時からいろいろと地元と協議を重ねてきておったところでございます。現在まで約10年の間、実施ができなかったという大きな要因は、程久保の地名をとるか、または違った町名にするかということで、地域の住民の考え方は真っ二つに割れておったわけでございます。その調整に非常に時間がかかったということでございます。

その過程におきまして、昭和５５年３月１９日に、これらの地域の方々から、町名地番の整理を促進しろという請願が議会に出されておるものでございますが、この請願について、５５年３月１９日に請願が採択された経過がございます。

それ以後におきましても、私ども、町名地番整理をするということで、やはり地域の住民の方々といろいろと御相談は、継続的に繰り返しておったわけでございます。この程久保の地域の区域の面積としては、２１０ヘクタールございます。そこにお住まいの方々、2,３００世帯がお住まいになっておりまして、自治会としては、１０自治会と１連合会がございます。このうちの１自治会が、現在でもまだはっきりした意思表明がされておらない状況でございます。

昨年の８月から、具体的に整理をするということで、地元に私ども入りまして、全自治会の代表の方々をお招きしまして、懇談会を３回ほど開催をしてございます。そういう中でさらに煮詰まってまいりまして、１自治会を除きます９自治会と１連合会については、程久保という地名で町名地番の整理を実施してほしい、という強い要望がさらに打ち出されたわけでございます。

私どもも、町名については、やはり地域の住民の方々の意向を尊重するという方針を持ってございます。程久保でやっていいという９自治会、それから、いや、違う町名にしてほしいという１自治会とのまだ関係が、整理がされておらないわけでございますが、その１自治会と私ども、さらに個別に懇談会を行いました。

しかし、この自治会については、今回の町名地番からできれば外してほしいという要望が非常に強いわけでございます。この問題でさらにまた時間をかけてしまいますと、程久保の町名地番がさらにまたおくれてしまうということもございますので、この際、この１自治会、これはちょうど端の方に当たりますので、今回の９自治会の程久保の地名で、町名地番の整理を行ったといたしましても、さほど問題はないということから、今後は、できるだけ入っていただこうという説得はいたしますが、どうしてもだめな場合には、９自治会の区域の中で、程久保という町名をとって実施をしたいという考え方を持ってございます。

予定といたしましては、６１年の７月１日をめどに整理に入っていきたいというふうに考えております。それに要しますいろいろな経費がかかるわけでございますが、６０年度の予算に、一応３４０万円ほど計上いたしまして、本議会に御提案を申し上げているところでございます。

また、この地域内には、五つの事業所がございます。多摩テック、明星大学、光塩学園、多

摩動物公園、多摩動物公園駅、これらの事業所については、各事業所ごとを回りまして、この点について御説明をし、御了解をすでにとってございます。

したがいまして、私ども６１年の７月１日を目指して、整理に入っていきたいという現状でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　程久保について限定して今伺っているわけで、いわゆる地名の問題で冷却期間を置かなきゃならないという時期から、そう時間がたたない段階で、住民から整理をしてほしいという請願があったという、現実がもう着手しようということになっているのですから、伺うこともないんですけれども、調整に手間取ったというふうにおっしゃっていますけれども、要するに行政の責任といいますか、強権を使えということじゃないんですが、話が出たのが４９年ですから、非常にエキサイトして、先ほど申し上げたように決めきらない、冷却期間をということまではわかるんですが、そこから請願という形が出てくるまで、何もしていなかったということになるのかどうか、行政側が。

そこのところあたりがちょっと、これからのことに対する態度ということからしても、ちょっと心配なものですから、前のことをどうこうということじゃないんですけれども、冷却期間から、いわゆる請願という形、それからやっていこうという踏み切りの、そこのあたりでどんな役割を行政がされたかということが１点。

それから、１自治会が今表明をされていないということも、６１年７月という形でやっていくには、やはり精力的に説得といいますか、ぜひ程久保という形でということをやられるんだと思いますが、それのやはりリミットといいますか、それこそ努力といいますか、それもあわせてどんなふうに日程的に、そのうち出かけていこうということなのか、どんなふうな形に今なっているか、向こうの出方待ちということだけでは、ぶつかってみれば一緒になってあれしていただけるかもしれないわけですから、作業的にどんなふうにされようとしているのか。

前の調整に手間取ったということと、今、１自治会のその問題等について、改めて伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

５５年度まで、確かに調整をするというふうなことで、冷却期間を持っていたわけでございますが、この間といえども、ただ放置しておったわけではございません。担当の方、あるいは私どもの方で、地域の住民の方々の代表であるいわゆる自治会長、あるいは役員の方と、何回も話し合いは、個々に行ってございます。その都度、たとえば顔を合わすたびに、どうしようかという話は、公式の面ではございませんが、継続してお話はしておったわけでございます。

それ以後、５５年の請願の採択以降におきましても、自治会長さん、あるいは連合会長さんとも、この取り組みについて、お話はしておったところでございます。

ただ、全体としてどうまとめていくかということについては、昨年の８月にもう実施に踏み切ろうという形で、一応皆さんにお集まりいただき、最終的な御意見を拝聴するという場を設けて、説明会というよりも、むしろ懇談会を３回、昨年中に重ねたわけでございます。

そういうことで、私ども地域の住民の方々の意向を尊重するという建前をとっておった関係上、時間的には非常に貴重な時間をとってしまったということになるわけでございます。

それから、先ほど申し上げました１自治会、これについての今後どう対応していくかという点についてでございますが、私ども、現在の考え方としては、具体的な作業に、実は私ども今年度から入っております。そういう中で整理をする段階で、１自治会が入るようなまとめ方も、まだ十分できます。そういうことで、現在もこの自治会と話し合いを継続しておるわけでございます。

ただ、意向としては、むしろ今回の程久保の地域から外してほしいという意見が、２月に懇談会を持ったときには、非常に強く出ておりました。したがいまして、その点について自治会としての考え方をさらにまとめてほしいという要望はその時点で行いまして、さらにもう１回機会を見て、懇談会を持ちましょう、ということにはなっております。その結果によって、どうしても今回から外れたいということであるんならば、残りの９自治会の区域を整理するということで、正式な作業に入っていく。

このリミットでございますが、現在、町名地番の現状、その区域の中の現状、番地等の整理を行っているわけでございます。したがいまして、その作業が終わりますのは、６０年の恐らく秋ごろまで作業がかかると思います。その時点がリミットだと思います。

一応私ども、現在の作業の段階で、その１自治会が入れてほしいということであるんならば、その時点まででは十分入れることが可能であります。それを過ぎますと、もう作業的には間に

合わなくなってしまう、という面があるので、一応６０年の秋をリミットとしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　調整に手間取ったというのは、あくまで地元の意見を尊重したいということからであるということで、安心をしましたが、これからのことも、全市域に及ぶわけですから、私はやはり地元の意見を尊重するということに、さらに機構といいますか、組織ということもちゃんと部内確立していただいて、担当がしっかり、積極的に出かけていって話し合いを持つというくらいの姿勢を、常に、この問題についても持っていただきたいということを、ここへ要望しておきたいと思います。

それから、１自治会云々ということは、いわゆる三井台の１５６４番地、南平分が仮に入っていただけないと、１５６４番地は南平のまま残るという、あの地域のことであるかどうか、一つ確認したいと思います。

それから、あわせて金久団地というんですか、古い造成の地域に、構図と現況と全く違う地域があるというふうに聞きましたが、そこの処理といいますか、そこは、要するに計画ができればどんどんと地名地番を振っていかれるのかどうか、振れるのかどうか。振れるんだろうと思いますが。

もし振れるとしても、その問題と、構図と現況とが違うという状況は別問題でありますけれども、古い造成ですから、買った人の責任とかいうことでなく、どんなふうに対処される予定でいらっしゃるのか、その辺もちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの２点。

１点目は、１自治会、三井台の自治会でございます。ここは、現在の三井台というふうに、住宅地が名称としてあるわけでございますが、その中には、南平と、それから程久保という二つの地名がございます。

それで、南平のところだけを残すのかということではございませんで、地域の住民の皆さんの考え方は、一つの団地として南平の現在町名になっているところと、それから程久保の町名になっているところを合わせて、団地を一つの区域として、今回の程久保地域には入らない方

がいいというような考え方を持っているようでございます。

したがいまして、私ども整理をする段階で、三井台の自治会がこの町名地番に参画しない場合は、旧 ― 現在の南平と程久保の町名のところは、そのまま残すということになります。

このところは、高幡、あるいは三沢の町名地番を変更するときに、その中に入れて整理をするかどうかということは、その時点で住民の方々と十分話し合いをしていきたいというふうに考えております。

それから、金久団地でございます。御指摘のように、ここは地図の混乱地域でございます。したがいまして、現況と登記所の図面とが一致しない地域でございまして、今回の整理上は特にそういった点については問題ないわけでございますが、この際、町名番地を変更する際に当たって、この問題をできるだけ解消していきたいという、私どもの希望を持っておりますが、地域の金久団地の皆さん方も、当然そういった考え方を強くお持ちのようでございます。

したがいまして、この点について、地図の混乱地域の解消に当たって、さらに地元と十分話し合いを進めていきたい。解決方法をどうしていくかということについての話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　１自治会が残った形ということで、今回の計画で、三井団地の方が入っていただけない形になりますと、今度三沢とか、これからやる地域に、ということになると思いますが、私個人の考えとすれば、程久保の地名で賛成していただけるようにお骨折り願いたいというふうに思いますが、これも地元の方の意向を尊重しなければいけませんから、御努力はお願いいたしますけれども、住民の意向尊重ということでいっていただきたいと思います。

それで、次なる計画の問題ですけれども、先ほどから申し上げているように、市民生活の利便という点では、今のお話のいわゆる下に当たりますか、芙蓉ハイツのあたりに緑坂というのがありますが、あすこもたしか三沢団地だと思います。三沢にお通夜に行く人が、１時間以上かかってもわからなかったという地番が、あの大きな道を隔てた形の中であったというふうにも聞きます。

その他いろいろ市民生活上の不便というのがありますが、これから日野の１番地から１５００

番地ですか、まだ残っているんじゃないかと思いますが、三沢、高幡、石田とか、これからの地域についての計画といいますか、概略を伺って、この質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　今後の計画について、お答えを申し上げます。

程久保は、一応軌道に乗りつつございます。この後の計画といたしましては、程久保に接します高幡、それと三沢地区、これを整理する予定をしております。

御指摘のありましたように、緑坂、そのほかに長銀、また、三井台が今回からどうしても外してほしいということであれば、長銀だとか緑坂の整理とあわせまして、この三井台も含めて変更をしていく、というような考え方を持っております。

それから、石田、新井の地域でございますが、こちらの方は、現在、万願寺の区画整理事業を実施中でございます。したがいまして、万願寺の区画整理が一応換地される前に、当然町名番地の変更は必要になってまいります。新しい町名地番でもって換地をしたところの町名地番が登記されるように、手続を行っていくということになろうかと思います。

あと、豊田も、同じく区画整理事業を実施するという計画を持っておりますので、区画整理事業の中で整理をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　以上、質問を終わりたいと思いますが、いずれにしても住民の意向尊重という点は、十分私も賛同できるんですが、やはり市民生活の利便という点からは、行政側も組織、機構の中でしっかり対応する姿勢をまず持っていただきたいということ。

それから、そこが積極的に、お会いするたびに話をしているんだということでは、お会いというのが、その問題についての設定にお会いするのと、自治会長さんですから、おいでになるときにということだと、うんと違うと思うんです。そういうところで、ぜひ前向きに、これから４０％以上の地域に対しての整理について取り組んでいただくことを、心からお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって５の２、町名地番整理の今後に関する質問を終わります。

次に、６の１、教育委員の準公選制を住民運動とともに実施せよについての通告質問者、鈴

木美奈子君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（鈴木美奈子君）　ただいまから、教育委員の準公選制を住民運動とともに実施せよということにつきまして、質問をさせていただきます。

中曽根首相が、戦後政治の総決算の一環として、教育改革を進めるために設置しました臨時教育審議会が、今月の５日でちょうど半年を迎えました。この審議は、いろいろと国民の間にも大きな問題をはらみ、そしてまた、審議会としては前例のないＰＲ雑誌「臨教審だより」を１月から発行しております。

私も、先般本屋さんに行きましたら、おやっと思いまして、やはり政府が考えていることを我々も学んで、それに議会で反論する、それも必要であるのではないかということで、臨教審だよりを定期講読を本屋さんの方にやってまいりました。

教育の自由化の主張、この問題でも、当初は、学校の民営化や塾の学校化、学校選択の自由の拡大など、公教育を真っ向から否定するもので、これは臨教審の中の部会の中でも、いろいろと意見が一致しない、そういう部分もあったわけです。私たちは、これからもこうした臨教審の動きを、父母とともに、また教師とともに見ていかなければならないと思います。

そういう中で、先般、中野で教育委員の準公選の選挙が行われました。２月１３日から２５日まで、２６日の午前中の投票率、最終的には、昨年は投票率が２７.３７％で、前回の42.99％よりも１５.６２％下回りました。この下回った原因は、自民党の妨害、これが非常に多かったわけです。（「妨害とは何だ。言い過ぎだよ」と呼ぶ者あり）右翼も使って委員のところに押しかけて行ったり、また、ビラをまくとか、こういう中で、住民の皆さんの中で投票率が下がってきたのではないかというふうに思います。

日野市の中でも、私は、こういう中で、ぜひ、住民の中でも教育行政を市民とともに一緒に進めていきたい、そういう声も出ている中では、本当に日野の１２年の革新市政が、４期に向けて、森田喜美男市長が再び市長になったならば、御一緒に教育委員の準公選制を進める、そういう目は、日野市の中にもあるわけでございます。

いろいろと多くのお母様方からも、中野の準教育委員の公選の問題では学ぶ点も多いし、また、全国からたくさんの方々が、行政も父母も含めて視察に行っております。

私たちが、中野の教育委員の準公選制の第１条にあります〔目的〕この条例は、憲法、教育

基本法の精神に基づき、市長が教育委員の選考に当たり、区民の自由な意思が教育行政に反映されるよう民主的な手続を確保し、もって教育行政の健全な発達を期すことを目的とする。―非常に私は、この精神にのっとって教育をやることが、日野市の市民にとっても、子供たちにとっても、大変重要なことではないかと思います。

しかし、日野市の中でも、卒業式、入学式には日の丸を掲げよ、また教育勅語 ― 教育勅語でなくて、君が代を歌わせたり、今教育勅語もそういう方向に行きつつあるわけです。そういう中で、私はもう先を見て発言したわけですけれども、そういう意見があります。

しかし、私たちが父や母の立場になるならば、教育についてはどの親も本当に一致する部分はあると思うんです。

たとえば、４０人学級、これはどのお父さんもお母さんも、進めることを必要だと思います。これは国がまだ４０人学級を、凍結は解除いたしましたけれども、まだ小さな首都部、市や町や村、そういうところで４０人学級を進めるということで、人口の多いこういう大都市には、まだ４０人学級がいってないわけです。そういう点では、これから日野市も４０人学級を進めていくと思いますけれども、そういう意味で、本当に地域の中で父母も、先生方も、住民も、そして議会も、教育委員会も一緒に、この教育問題、地域での子供たちの問題を考えていく必要があるんではないか、というふうに思います。

また、先ほど述べましたように、教育問題では本当に一致する部分がたくさんあります。中野の準公選制の条例制定のときにも、自民党も含めて全会一致これが可決されたわけでございますが、それが今になっては反対になる、こういうことです。

しかし、これはいろいろと地域の中で、父母の方々、対話集会を持ったり、いろいろと教育の問題について話し合う中では、地域の中に教育、子供たちの置かれている今の状況が本当に出てきて、学校では、また父母会では話せない、そういう問題が地域の中で、教育委員の準公選の運動とともに進められたことが事実だというふうに思います。

そういう中で、いろいろと自民党の方は、中野区の準公選制の問題は憲法に違反しているとか、いろいろと言われておりますけれども、東京都立大学教授の金子仁教授は、法律論として、方法上の観点からこの条案の合法性について述べております。

憲法第９３条、第２項では、自治体の長は必ず公選であるが、他の役職員は法律で定めるところになっている。しかし、憲法は全く無条件に法律にゆだねたわけではなく、地方自治の本旨に基づき、役職員の公選制を具体的には法律で定めるという趣旨と解される。そこで、公選制を法律改正し、任命制に変えることは、直ちに憲法違反にならない反面、任命制を準公選制とすることも、地方自治、住民自治の原理に沿うものである以上、憲法違反にならない。 ― こういうふうに述べております。

また、憲法第９４条、この条例は、法律の範囲内で制定することができるとされておりますが、一般的に法律は憲法第９２条、及び地方自治法第２条第１２項により、憲法が保障する地方自治の原理に沿うように解釈、運用されなければならない、と明記されており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も、当然そのように解釈、運用されなければならない。したがって、本条例案が地方自治の原理に沿うものである以上、地教行法に違反するものでないと解される。

３番目には、地教行法は、区長に教育委員候補者の選考権を認めているが、これを条例化できるか否かの問題である。地方自治法第９６条第１項の条例制定については、議会の議決事項であり、住民の権利義務にかかわる事項は自治体の条例で規定できる、とするのが一般的である。また、区長の教育委員選考権は、性質上、住民参加を排除すべきものではなく、区民投票は区長の権限を犯すものではない。

以上３点のほか、教育基本法の精神を具体化していくのが真の教育法例である、という趣旨からして、地教行法の解釈運用についても、教育基本法第１０条第１項の、教育はその自主性並びに国民全体に対し、直接責任を負うという規定に基づき解釈運用されるべきであり、教育委員の公選制、準公選制は、教育基本法の精神を具体化するものであると言える。以上、どの観点からも、本条例案は合法性がある。 ― このように述べております。

ほかにも、創価大学の教授も、この趣旨に賛成ということで述べておりますけれども、こういう意味で、本当に私どもは憲法違反でもないし、また、教育基本法違反でもない、こういう中野区の教育委員の準公選制のこの制度、本当に日野市の中で住民と一緒に進めて、日野市の子供たちの教育をどうするかということで考えたならば、ぜひ革新市政の４期目に向かってやっていただきたいと思いますが、その点について質問を申し上げます。

表題どおりでございますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治の本旨は、住民自治から積み上げられるものだとい

うふうに言えると思っております。それで、民主主義の手続といたしまして、長を選ぶのが、いわゆる公選制がとられたわけであります。

かつては教育委員も公選制をとられまして、私の記憶では３０数年前だと思いますけれど、現在も日野市で活躍をしていただいておる方が、当時自転車で選挙活動をしておられる、市民にいろいろと教育に関する呼びかけがあったということを記憶しております。

新しい時代の、一つの新しい制度として、その当時、日本の過去と比べまして非常に斬新的で、しかもみんなの意思がそういう形で結集されると。当時、アメリカの地方教育の制度、アメリカの教育制度の日本に持ち込まれた、そういうことであったというふうに思いますけれど、それにしても画期的な転換であるということを、つくづく感じさせられたことを記憶しております。

その後、教育の中立ということを中心にして、いわゆる任命制という方式が法律化されることにより、今日に及んでおる。

私どもも、中野で行われてまいりました教育委員の準公選制、日本の大きな一つの試行として、試しの行いとして注目を集めておる状況は、よく存じております。

そうして、青山区長とも私は懇意にしておりますので、意見もよく聞いておるわけであります。中野区の区民性といいますか、いわゆる区民の意識というものが、相当民主主義という観点から、高い位置になっておるわけでありまして、なかなか後の自治体の追随ができないことを敢然とやっておるというふうにも言えるかと思います。

私どもが教育委員の方を選ぶ際に、やはり何か基準と申しましょうか、あるいは住民の方々にも当然問いかけたいわけでありまして、その代表であります議会に提案をし、御同意をいただく、これが今日の手続になっておるわけであります。

広い意味で、その候補になる方を、つまり議会に提案をすべき方を、一つの手続によって市民の意思を問いながら進めていくというのが、準公選の精神のようでございますから、それ自体は私は、民主主義の原点から言いまして、決して否定すべきものではない、このように考えられるわけであります。

今日それが合法であるか、違反であるか、この論もございますし、なかなか他市の、他の自治体の追随が続けられない。なかなか困難さがある問題だと言わざるを得ないと思っております。

いずれにいたしましても、住民の意思とともに自治体の団体の意思決定をするのが一番いいというふうに思いますから、今後、本当の意味での住民運動の教育に対する高い情熱から、そういうことが大きな市民運動として巻き起こるならば、一つの考え方だというふうにもとれるかと思います。

いずれにいたしましても、私の方からそれを呼びかけて住民に問うという形よりも、やはり広範な住民の方々の教育に関する情熱のあらわれとして、市民運動が幅広く展開されて、そして今日言われておりますところの教育のいろいろな問題、これを地域社会で積極的に取り組んでいこう、問題があるとすれば、それの問題の解決を図っていこうということは、これは尊重されるべき事柄だというふうに考えます。

結論的なことは、今どうこうとはなかなか申し上げられませんけれど、一に今後の市民運動の展開によって、論ぜられるべき問題だ、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　住民運動とともに、市長はじきやりたいというふうに、私は取ったわけです。私も、市長にこれをお任せすることは無理なことで、住民が一緒に日野市の教育をどうするかということを考えていく中で、この準公選制は実現できるというふうに思います。

日野市の中で、教育委員会の開会、５８年度の事務報告ですけれども、１２回あり、そして臨時会が２回あったわけです。議事録は見ませんけれども、事務報告に載っております議題だけは読ませていただきましたけれども、私は、今の教育委員会の中ではこれが普通のことで、これ以上できないのかしら、というふうな思いもいたしますけれども、中野区と比べますと、本当に格段の違いだということを、中野区の教育委員の公選制の運動を通じて知ることができたわけです。

ですから、今この運動は全国に広がり、また、東京都の中でも広がっておりますし、高槻でももう条例が出るところまできておりますし、これをやはり自民党や文部省、こういうところが、全国にこの運動が広がらないために、中野区のあの公選制の運動ではビラをまいたり、配られたら破るようにという、こういうことなどがあったわけです。

これは新聞報道ですから、私は新聞報道をもとにして今お話ししているわけですけれども、こういう自民党総力挙げて、（「中野区民が自主的に判断したんだよ」と呼ぶ者あり）こうし

たビラをまいたり、中野区の公選制のこれをつぶそうという動きの中で、でも４人に１人はこれに投票したわけですから、私は、これは大きな成果だというふうに考えます。

そしてまた、先般、１億のお金を使って、また2.０００万円のＰＲ費を使ってと、古賀議員がおっしゃいましたけれども、私は中野区に問い合わせましたところ、まだ決算が出ないのではっきりとわからないけれども、予算の中では3,５００万円という、こういう答えでございました。

そういう意味で、ぜひ私は、高槻に続き、また東京都下でも続いているこういう運動を、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

中野区の教育委員会は、夜も開かれる。日野市の場合は、先般は幼稚園の教育問題がありましたので、教育委員会の傍聴する父母の方もかなりあったわけですけれども、ほとんど傍聴がないのが、今までの例ではないかと思います。

そういう中で、公選制の運動の中では、招集会が８人の候補者で２００回を超える。これは２００回の中で、たくさんの方たちが、では中野の教育はどうするかということを、本当に心から語り合えたと思うんです。そしてまた、男性の候補者が５０回の招集会をこなして、1,000人ほどの人と対話したということです。

そしてまた、教育委員会の会議室も、写真などで見ましたけれども、コの字型にちゃんと座って、両側に事務局が座って、真っ正面に傍聴者が行くということで、やはり今までとちょっと違うというふうにも感じますし、また、会議の回数も、今までよりも年に１０回ふえて、そして夜の出前教育委員会、これは夜働いていらっしゃる方が非常に多い中では、夜にもやはり傍聴して、教育委員会を開いたものにしていこうということで、傍聴者もふえる。そしてまた、夜も教育委員会が開かれるという、こういうことでもあり、また、傍聴者の数も８１年の550人から、８４年には1,２４７人、いろんな方たち、ＰＴＡの方も、お父さんも、お母さんも、教職員も、いろいろな方たちがこの中に入って、いろいろと発言もできる、こういう開かれた教育委員会になっているわけです。

私はそういう意味で、ぜひ日野でも、これは革新市政でないとなかなか実現できない、教育委員会の開かれ方じゃないかというふうに思いますので、ぜひ、（「偏った革新市政でなければできない」と呼ぶ者あり）偏ったというのは、自民党側なんです（「そうだ」と呼ぶ者あり）私たちは、偏っていると思いません。憲法教育基本法にのっとった教育をやっているわけです

から、絶対偏ってはいないわけです。

こういう意味で、私は、中野区長がせっかく提案いたしました３人の方々、これが１人だけ信任されなかったわけですけれども、この提案については新年度予算をどうしても早く上程するには、同意提案書の合意が、皆さんの得られやすいものにしなければならない。これはやはり区長とすれば当然だと思うんです。

日野市でも、３０日にどうしても予算を通さなければならないということになれば、こういう状況もあるかと思いますけれども、しかし、条例などの制限の根幹を変えるつもりはないというふうに、はっきりとおっしゃっておりますし、これからも準公選制を守っていく、こういうことを中野区長はおっしゃっているわけです。

ぜひこういう意味で、憲法や教育基本法にのっとったこの請神が合致している、こういう中野区の教育委員のこの制度、ぜひ日野市の中でも取り入れていただくために、ぜひとも革新市政の４期、ぜひとも森田喜美男市長にまたやっていただく、これしかないというふうに思いますので、ぜひこのことを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって６の1、教育委員の準公選制を住民運動とともに実施せよに関する質問を終わります。（「休憩」「続行。まだ３０分もあるじゃないですか」「休憩。議長、何もたもたしているんだよ」と呼ぶ者あり）

６の２、国が進める学校給食の民間委託に反対し、自校方式の給食を守れについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○１３番（鈴木美奈子君）　２番目に、国が進める学校給食の民間委託に反対し、自校方式の給食を守れについての質問を行います。

これにつきましても、今、政府、財界から「地方行革の年」、こういうふうに位置づけられまして、自治体への攻撃が本当に今本格化しているわけです。６０年度の国の予算を見ましても、２分の１を超える高率補助の一律削減、こういうものが行われておりますし、また、僻地、こういうところには就学援助費や、パン、ミルク、給食費の補助、こういうことまで削っているわけです。

また、施設設備予算の軒並みカットでは、公立学校の施設整備費では9.６％減、公立高校新増設では、補助事情は昨年と同額になって、これでは６４年度ピークを迎える高校生をどういうふうに迎え入れるかということにもなるかと思います。

学校給食施設整備費は１３.３％減になっており、調理場施設費を見ますと、単独校の調理場では２０.７％減、共同調理場では１０.９％の削減となって、非常にいろいろと学校でも困る問題が出てくるのではないかと思います。

先ほども、４０人学級の凍結、このことが解除されましたけれども、大きなところでは、まだこれが解除できない。こういう中では、臨調教育下の、教育下のもとでの予算として、これから私たちの父母への負担、また行政への負担が非常に大きくなることが確かだというふうに思います。

そういう中で、私は今、国が最も進めようとしている行政改革の一つの中に、学校給食の民営委託化、この問題がある。このことにつきまして、ぜひ質問をしていきたいというふうに思います。

５９年の７月２５日に、当面の行政改革推進方策に関する意見ということで、国の行財政改革と地方行革の推進ということで、臨時行政改革推進協議会が、３番目に、地方公共団体における行政改革の推進方策、というものを出しております。

その中で、民間委託の事業の合理化などが出されておりまして、その中の一つに、民間委託事業運営の合理化、効率化のための条件整備ということで、学校給食業務においては、給食業務管理の的確を期しつつ、調理を含めた民間委託を推進することとし、直営方式による場合も、共同調理場方式、または調理員をパートタイマーとする方向で推進する。これに関連して、学校給食にかかわる過去の文部省通達の見直しを行い、上記の趣旨を踏まえた新しい指導通達を制定する。こういうことを述べまして、このほか公立病院の業務であるとか、清掃業務であるとか、下水道の維持管理業務、こういうものについても、民間委託の方向を打ち出しているわけです。

これを受けまして、６０年の１月１日には、各都道府県教育委員会教育長あてに、文部省の体育教育課長から指示が出されてきております。この中で、学校給食の運営の合理化については、地域の実情などに応じて適切な方法により、運営の合理化を推進するよう貴管下の市町村教育委員等に対し、指導及び周知を徹底するように。

こういうことで、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮されることとか、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費の経常経費の適正化を図る必要がある。また、パートタイムの職員の活用、こういうことや、近代的な施設設備を

導入し、衛生管理及び労働安全の面に配慮しつつ、調理工程の合理化を図る。こういうことで、民間委託の実施について、具体的に細かく指示が出されているわけです。

さらに、これを受けまして ― その前に、５９年の９月２１日に、学校給食及び学校安全に関する行政観察結果に基づく調査ということで、今私が述べましたようなことを具体的に細かく、センター方式にしたら人件費が幾らであるとか、調理に人件費が幾らかかるとか自校方式にしたら安上がりになるとか、いや、センター方式にした方が安くなるという、こういうことを具体的な数字を並べて、５９年の９月２１日に総務庁が発表しているわけです。

しかし、いろいろとセンター方式のところを視察してまいりますと、非常に問題が出てきていることが明らかになっているわけです。

私どもは、先般、岩佐恵美前衆議院議員と小平市に視察に行ってまいりました。小平では民間委託を進めたために、非常に問題が起きている。これはもういろんなところで取り上げられておりますし、自治体で働く労働者の皆さんや、また、父母の皆さん方からも大きな問題として、小平市の民間委託については問題が出されて、子供たちからもこれを、名を変えてほしい、こういうことで議会にも請願が出されたり、こういう運動があるわけです。

そういう中で、私は、ぜひ教育一番問題となっております。ただ学校給食が合理化や安上がりという、それだけをとらえて民間に委託する、こういうことはいけないことだというふうに思います。そういう意味で、ぜひ学校給食を日野市では自校方式を貫くというふうにおっしゃっておりますけれども、文部省の方からこういう通達が教育委員会の方にも来ていると思いますが、来ているかどうか、まずその点を確認したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

文部省からじかには来ておりませんけれど、東京都の教育庁体育部長から、文部省の通知という形で、都の教育庁を経由して来ております。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、また再質問いたしますけれども、文部省の通知というのは、学校給食業務の合理化についてということで、要旨を言いますと、学校給食は学校教育活動の一環として実施し、そして合理化は質の低下を招かないよう十分配慮すること。２．パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費経理の適正化

を図る。３．民間委託の実施では、献立の作成は委託の対象にしない。二つ目には、物資の購入、調理業務等の衛生安全の確保については管理体制を設ける。３番目に、設置者が必要と認めた場合、受託者に資料の提出、立入検査等の改善措置がとれるよう契約書に明記する。

こういうふうになっておりますけれども、実際には小平ではこれが実施していない。こういうことが、私たちの視察の中では明らかになっているわけです。（「おかしいなあ、それ」「小平は革新市政じゃないだろう」と呼ぶ者あり）

小平の場合でも、委託料の問題では、使用内約の資料を要求したところ、企業秘密だということで、提出を拒んでおりますし、また、食べ物の中に汚ないものが入っていたり、（「それは言い過ぎじゃないですか、ちょっと」「資料をちゃんと出した方がいいぞ。そういうことを言うなら」と呼ぶ者あり）事実です。

そういういろんなことが具体的に、私は共産党の小平議員の方からきちっと聞いておりますので、（「自分で調べてこい」と呼ぶ者あり）行ってまいりました。―静かに聞いてください。古谷太郎議員がいないからまだいいが。（「だから休憩にしろと言ったんだ、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　御静粛に願います。

○１３番（鈴木美奈子君）　小平では、「我ら仲間躍進するグリーングループ」ということで、企業の方がこれは経営しておりまして、施設は非常に立派ですけれども、非常に人数が次から次へと追われ、8,５００食、ごはんだけが8,５００食で、副食が7,０００食です。そして、中学校８校で生徒数が6,５７４人、教職員が２８２人ということで、非常に多い中で、今つくっていた調理員がすぐに洋服を着かえて、それを学校に配膳する、こういうことも行われておりますし、食べ物の中にいろいろと危険なものとか、不潔なものなどが入っていたために、請願も出されて、これを改善してほしいという議会での請願、こういうものも出されておりますし、また、スライドなどによって本当に給食を自校方式に切りかえようという、こういう運動も起きているわけです。

そういう意味で、これは私はぜひとも、何回か議会の中の答弁の中では、教育長はセンター方式を今絶対やらない、自校方式を貫くということをおっしゃっておりますけれども、もう一度、確かに自校方式でやるのかどうか、これは教育長と市長にお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

昨日も川嶋議員さんの質問の中でも申し上げましたけれど、日野市ではすでに自校方式というものが定着しておりまして、２８校中２５校そういう施設をつくり上げているという状況の中で、自校方式による給食というものを進めていきたい。

こういうことで、今ここでセンター方式に切りかえるという考え方は持っておりません。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育長が今お答えしたことと変わりはないわけでありますが、よその市のことは別にいたしまして、我が市の事情では、これまですでに自校方式がよく定着をし、一定の効果を上げております。

そして、センター方式というのは、工業地域に立地して、そうしてそういう場所は、日野にはもうすでに場所もありませんので、やはり自校、各校方式でやっていく以外にない、こういう客観性が言えるかと思っております。

ただ、その内容として、近頃特に職員の定数関係のこともございますので、必要な労務はもちろん職員によって位置づけなければなりませんが、補助的な役割の部分は、何か別の方法も考える必要があるんではなかろうか、というのが今の当面しておる課題だ、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、ぜひ自校方式を次期の市政の継続発展の中でやっていただきたいというふうに思います。

大坂上中学校でも、いろいろと学校給食に関するアンケートなどをとったのがございますけれども、その中で、子供たちも、また父母も非常に喜んでいる。この内容が出ております。

栄養のバランスがとれて、子供たちからも喜ばれているとか、東光寺でとれた新鮮な野菜や調味料の工夫、心配りなど、感謝している。少ない給食費から苦心してよい献立をつくっていただき感謝している。栄養士さんがカロリーの計算などをしてバランスよく考えてくださり助かる。センター方式でなく自校方式で無添加の心配もない。栄養士さんたちの苦労にありがたく思っている。

まだたくさんございます。愛情お弁当という意見もここに出ておりますけれども、しかし、本当に栄養士さんが心のこもった給食をつくっている目の前で、子供たちが喜ぶ、そしてその

姿が見られながら調理をするのと、全くほかのところで、子供たちの顔も見ないその中でつくって、車で持ってくる。食べるときには冷たくなっている。また、いろいろと中毒の場合などもある。こういう中では、本当に自校方式を貫くことが、私は教育の一環として自校方式をやることが必要であるかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ国が進める臨調行革のもとに、子供たちに今さまざまな問題がしわ寄せしてきている中では、給食の自校方式をぜひ守っていただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって６の２、国が進める学校給食の民間委託に反対し、自校方式の給食を守れに関する質問を終わります。（「休憩」「議長、ここまできて休憩することはないでしょう。もう一問で終わりじゃないか。休憩するなら、さっき休憩しなきゃおかしいじゃないか。何を考えているんだ」と呼ぶ者あり）

6の3、臨調、行革から母子家庭の生活を守れについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○１３番（鈴木美奈子君）　最後ですので、しばらくよろしくお願いいたします。

臨調行革から母子家庭の生活を守れということで行いますので、よろしくお願いいたします。

この問題も、本当に今、母子家庭だけでなくて老人家庭も同じですけれども、弱い立場の方々に、一番こうした臨調行革の路線が押し寄せてきているのが現状ではないか、というふうに思います。

そういう中で、私は、市立母子家庭をつくれという、こういう質問を出しておりますけれども、この市立母子家庭というのは、駆け込み的な母子家庭なわけです。これは今夫の暴力から逃げ出すために、どこかに住宅があったら出たいという方であるとか、また、サラ金から追われて、今、別れなければならないけれども、住宅がないのでどうしようもない、そういう声も聞かれる中で、本当に今、一時子供とお母さんが緊急避難する場である、そういう母子寮、こういうものを日野市の中につくったらどうかということで、提案するわけです。

奥多摩の方には、老人駆け込み宿というのがございます。非常に遠いところですけれども、この老人駆け込み宿を尋ねるお年寄りは非常に多くて、私も何回かここには行ってまいりましたけれども、生活の最後のところまで面倒を見る。福祉事務所と連絡をとって、お年寄りが自立できる、なぜここに駆け込んできたかという、その原因まで突っ込んで話し合いをし、そし

てそのお年寄りが自立できるところまで面倒を見る、そういう老人駆け込み宿がございますけれども、日野市の中でも、そうした母子の方たちが自立できる、そういうことでぜひ母子寮をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

２番目には、今本当に、父子家庭も同じですけれども、特に母子の家庭では自立の問題、生活の問題が大きなしわ寄せが来ているというふうに思います。そういう中で、母子に対する施策、こういうものをもっと充実させていただきたいと思います。

例を挙げれば、医療費の無料化であるとか、また相談窓口、特に今福祉の方にも相談窓口に来ていろいろと相談できますけれども、本当に専門的にこうしたことに相談できる、総合的な、母子だけでなくて、福祉の面全体に相談できる、そういうケースワーカーが必要ではないかというふうに思います。

図書館には司書がおりまして、そうしたことにも対応しておりますし、病院には病院のケースワーカーがおりまして、いろいろとその病気に合った相談ができる。日野市にはないわけですけれども、ほかの市にはあるわけです。

そういう意味で、母子に対するいろんな施策の中では、ぜひ窓口としてそうしたいろんなことに相談できるケースワーカーを置いていただきたいと思いますが、その２点について、質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、第１点の、駆け込み寺的な市立の母子寮をつくれ、こういうことについて、まずお答えをいたします。

現在、母子家庭のための母子寮は、都内に４３カ所ございますけれども、これは児童の養育が十分できない、こういう方のための入所施設でございます。現在、離婚がふえてきておる中での母子家庭の増加、また未婚の妻の増加、これによる（「未婚の母だ」と呼ぶ者あり）未婚の母の、こういうことでございます。そういう方が増加してきたということでの、母子家庭の相談事例が、福祉事務所に逐年ふえてきております。昨年の１年では、約３００件が母子相談をしております。このような内容は、児童の養育相談というものの増加が目立っております。

そういう点からも、母子寮の設立の必要は感じておるところでございますけれども、老人福祉施設、あるいは身障福祉施設の設立等が、緊急の課題として私どもにのしかかってきているという状況の中で、なかなかそこまでは手が伸びない、こういう状況が現状でございます。

現在、いろいろな御相談、駆け込み的な御相談がありまして、それには東京都の駆け込み寺的な母子寮がございますので、そこに御紹介を申し上げております。これは、都立綱代母子寮というのが、緊急一時保護を行う母子寮として、指定されているわけでございますので、これをケースワカー等が紹介をして、一時的に入所をする、１週間でございますけれども、そういうような形のものをとり、これはサラ金等に追われて非常に困っている方を一時的に保護する、このような形でやっておるわけでございます。

母子寮に一たん入りますと、普通の母子寮ですと、養育すべき子供が１４歳になるまでそこに入所できるということになりますので、かなり長期的な滞在ということでございますが、ここは一時的な保護をやっておるということでございます。

まず第１点については、以上でございます。

第２点の、母子、父子家庭の施策を充実しろ、こういうことでございますけれども、先ほど第１点で申し上げましたように、非常に崩壊寸前の母子家庭、あるいは家庭がふえてきている、父子家庭も含めまして、家庭崩壊の寸前になっている家庭がふえてきている、こういうこともございます。この問題は、非行にもつながる問題でもございますので、いろいろと深刻な御相談が寄せられているところでございます。

このような相談につきましては、ケースワーカーがそれぞれ御相談に応じているわけでございますけれども、今後、このような方に対する施策を充実していかなきゃならぬ、というぐあいには考えておるところでございます。

まず、母子家庭のレクリェーション、あるいは母子福祉資金の貸付制度の充実、また入学祝い金の施策等も必要ではないか、こういうぐあいに考えておるところでございます。

また、母子家庭のための母子連絡会等も現在組織いたしまして、ケースワーカー等の御相談に応じている状況でございます。

また、非常に総合的な、福祉的な施策を相談できる窓口が必要じゃないか、こういうことでございますけれども、先般橋本議員からもこのような御質問もあったかと思いますが、現在、我々といたしましては、このような非常に複雑な法律機構、あるいは福祉の施策の複雑な、入り組んできている中では、そのような総合的な福祉を御相談できる場所も必要であるというぐあいに考えておるところでございますけれども、現在のケースワーカーの状況といいますのは、生保なり、あるいは福祉母法なり、それぞれ専属で担当している、こういうようなことでございますので、総合的な福祉を相談ができる、あるいは医療も含めて御相談できる、こういうようなところがあれば、大変結構じゃないか、こういうぐあいに考えているところでございますけれども、先立つものは必要な人員でございます。これにつきましては、医療ケースワーカーもできるような、あるいは福祉的なソーシャル・ケースワーカーの仕事のできるような職員が、今後は必要になってくるんじゃないだろうか。ますます国の施策なり、東京都の施策なり、市の施策が複雑になる中で、これを十分活用するためには、そのようなものも必要じゃないだろうか。こういう点も考えておりますけれども、今後の検討課題かと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　今、部長の方から母子相談が３００件あるということで、非常に多いということで、私、驚いたわけですけれども、これに対して母子相談員というのが１人いらっしゃいますけれども、常時いるわけじゃないし、ぜひそういう意味で、今部長の方からも、総合的なそういう面では相談員を置きたいということの希望も述べられておりましたけれども、人の配置の問題がやはりここに出てくるわけです。

そういう意味で、本当に臨調行革というのは冷たいものだなということを、つくづく感じるわけですけれども、特にきょうの赤旗を見ますと、厚生省が児童扶養手当法の改正案を今継続審議しているわけですけれども、その解説書の中に、未婚の母のことをめかけ呼ばわりして、それが文章となっているわけです。児童扶養手当法の改正についてという題の問答集の中で、改正の理由や考え方を、１１の問に答える、こういう形でまとめている中の一つに、いわゆる未婚の母を支給対象から除外する理由いかんとなっておりますが、この答えの中で、いわゆるおめかけさんまで税金による手当が受けられることについて、これまでいろいろ批判がありましたので、今回改めることにしたのです、というふうに明記しているわけです。

女性に対する本当に差別でもあるし、未婚の母がどんな思いで未婚の母になったのかという、そういうことも現実の生活、こういうものも全く無視して、こういう不当な手当切り捨て、これを合理化するためにこういう名前を言っているわけです。

今、児童扶養手当を受給する方が、全国で６０万人、そのうち未婚の母の母子世帯が約３万6,０００人ということで、いろんなさまざまな理由があって離婚にもなっただろうし、また、未婚の母にもなったと思いますけれども、そういう中で必死で生きている。こういう中で、ぜ

ひ私は、日野市が特に革新自治体ですから、保守の市政だったら当たり前というふうに言われるかもしれませんけれども、革新の市政ですから、本当に温かい施策をやっていただきたいというふうに思うわけです。

そういう意味で、最後に市長から、母子に対するお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきまして、質問を終りといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新しい社会問題として、核家族化、あるいは高齢化、そして生活上いろいろ変化が、必ずしもいい方ばかりではなくて、悪い方にも形となってあらわれてきている、こういう社会情勢でありますので、特に母子関係につきましては先進市といえると思いますが、かなり施策の進んでおるところもあるというふうに承知しております。

今まで、母子相談員という都職の方が1名、日野市に常駐してもらっているわけですが、都の方針によりまして、市職との併任ということになりました。つまり、市の職員の定数ではありませんけれど、市に、都職から離れてといいますか、そういう身分で日野市の相談員として勤めていただく、こういうことでありまして、よく事情を聞いたりいたしまして、今後の母子施策を考えたいというふうに思います。

一方に、老人の特別養護ということも緊急性があると思いますし、確かにまた一時保護というふうなことが必要だと思いますので、市自身が施設をつくるということがなかなか難しいとすれば、民間の建物などでも借り上げて、そのような対応を早急にひとつ考える必要がある、このように伺ったところでございます。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○13番（鈴木美奈子君）　今市長から、大変母子に対しての温かい発言があったわけです。これをやはり実施するには、第4期森田市長にやっていただく以外にないわけでございますので、ぜひそういうことを望みまして、私のこの質問を終わります。

大変御協力ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって6の3、臨調行革から母子家庭の生活を守れに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時21分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の1、「臨調」行政改革と高齢化対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔3番議員登壇〕

○3番（小俣昭光君）　7の1、「臨調」行政改革と高齢化対策について、質問させていただきます。

軍拡臨調路線を進める中曽根内閣は、全国で8割を超す地方議会の反対決議を初め、軍事費を削って、福祉と教育、地方自治を守れという多くの国民、世論を踏みにじって、60年度予算で補助金削減を決定いたしました。

60年度政府予算案は、レーガンと財界の要求に基づいて、軍事費を6.9％も増額し、3兆円の大台を突破させ、国債費は10兆円を超えて、社会保障費を抜いて、最大の歳出となっています。

今回の補助金カットのねらいは、軍拡と財政破綻のツケを住民と自治体に押しつけているのであります。これをてこに、憲法体制の重要な柱である、戦後地方自治制度の根幹に大なたを振るうことにあります。

この補助金削減の不当性、住民生活と地方自治に及ぼす重大な影響を、広く市民に明らかにしながら、臨調地方行政改革反対、補助金削減撤回に、地方自治体が先頭に立って、運動を市民とともに進める必要があります。

戦後政治の総決算を目指す中曽根内閣は、60年度予算編成の中心課題を、地方行革に置いています。軍拡臨調路線の標的を、地方自治体に絞り込んでいます。

84年6月に、経団連はすでに60年度予算編成について、次のように述べています。

59年度においては、医療制度の改悪などが行われた結果、補助金が圧縮され、総額において、実質的に初めて前年度を下回ることになった。今年度は、補助金削減の努力を重ねることが、財政再建の決め手である。— こう述べています。

これを受けた臨時行政改革審議会の意見は、「全額補助や、著しく高率の補助の引き下げ、特別補助のかさ上げの見直しを含め、補助率の総合的見直しを行う」と述べて、５９年度の健康保険改悪による国民健康保険の国庫補助削減に続いて、６０年度は自治体向け補助金カットを、国民生活切り捨て策の最大の目的として、実施してきたのであります。

こうして、６０年度予算は、軍事費は７％もアップさせる一方で、福祉、教育を中心に４０件、総額2,３６２億円にも上る補助金を、一律カットが打ち出されたのであります。その対象とされたものは、本来、国がやらなければいけないものばかりの生活保護費、保育所、老人ホームなどの社会福祉施設の処置費、公立学校施設費などの、国民の生存権、教育権にかかわるものばかりであります。

その上、重大なのは、生活保護費を初めとする４１件の補助金削減方法が、大蔵省の査定作業の中で、当初の一律１割カットのやり方ではなく、補助率を１ランク下げる方法に変更され、厚生省関係の１０分の８補助は、１０分の７に引き下げられるなど、削り込みが一層強められたことであります。これにより、削減額は２割増の５００億円も上乗せされ、2,９００億円となったものであります。補助金カットの悪影響は、住民と自治体に、はかり知れない打撃を与えています。

第１に、補助金カットは、臨調路線による財政圧縮で苦しむ自治体財政をますます危機に陥れるものであります。

第２は、弱い者いじめの特徴を持っているのであります。削減額で最も大きいのは、厚生省関係で１９件で、2,６００億と全体の９割を占め、生活保護費や、保育所、老人福祉にかかわるこれらの国庫負担を、一方的に削減することは、憲法で保障された生存権を犯すものであります。

第３の特徴は、国の責任放棄を目的としている点であります。今回の補助金カットの最大の問題は、これらの補助金が地方財政法で定められた、国の義務的性格の強い国庫負担金であることを、故意に無視し、憲法や地方財政法を形骸化する危険なねらいを持っていることであります。

このような中で、日野市で受ける補助金一律カットなどは、どのくらい削減されたか。

第１に、下水道事業など、都市整備はどのくらいになっているか。

第２は、教育費は。

第３は、福祉ではどのくらいカットされたか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

現在、６０年度の予算を中心にいたしまして、内容の分析をしている最中でございます。まとまった分だけ御報告申し上げます。

今ここで申し上げますのは、民生費だけでございますけれども、身体障害者福祉費、精神薄弱者福祉費、福祉手当、老人保護措置費、児童措置費、生活保護費、それから健康保険関係、これを含めますと、３億3,４００万円でございます。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　民生費だけということですので、教育費だとか、都市整備の問題などありましたら、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　このほかに、教育関係、下水道、建設事業等、まだあるわけでございますけれども、現在、調査中でございます。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　今、調査中であるということでありますので、調査ができ次第、ぜひ提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

民生費だけでも３億3,０００万、このように、政府の補助金一律カットは、日野市でも大きく影響を受けているのであります。これを市民に転嫁するのではなく、革新市政が国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすためにも、革新市政を第４期へと発展させる必要があります。

第１は、老人保健法が実施されてから、２年たちました。この間、市内の老人クラブやお年寄りの人たちは、再び老人医療費の無料化を目指し、安心して医療を受けられる状態をつくる。疾病の早期発見や早期治療、予防活動に着手できるよう、老人医療費の無料化を訴えてきたのであります。

私たち日本共産党は、老人は長い間社会に貢献してきたのであり、戦後、食糧難のときにも、また、社会を発展させる基礎をつくって頑張ってきた、この高齢者の人たちに、国が責任を持って、安心して暮らせる施策を進めるよう、国会でも、都議会でも、訴え続けてきたのであり

ます。

もちろん、老人医療費有料化にも反対してきたのであります。自民党政府に、強く老人医療費無料化を要求しつつも、さきの老人医療費無料化実現の経過は、革新都政が全国に先駆けて実施してきて、全国に広がり、自民党政府が後追いして制度化したものであります。

革新都政が実施するときにも、都議会自民党は「枯れ木に水をやるようなものである」と、反対したのであります。これを多くの都民の運動で、革新都政は実現させてきたのであります。自民党政府の圧力や、制裁があるといわれている中で、革新市政が市民の暮らしを守る立場から、老人医療費無料化の実施に決断することにより、自民党政府の臨調行政改革の福祉、教育切り捨てに対して反対する多くの自治体や、国民を、勇気づけることになるのであります。

第２は、老人の健康管理について、質問させていただきます。

老人健康保険に基づく保険事業のうち、病気の早期発見、早期治療が行う上で、重要な一つである健康審査に関しては、４０歳以上の人も対象となっているのであります。さらに、健康審査の項目の中に、従来の国基準の老人健診になった胃がん検診と子宮がん検診が加わったのであります。

また、機能訓練では、板橋区で、寝たきり老人に対する系統的な機能訓練では、７割から８割の人が、自力で座れるようになったり、歩行可能となったとの成果が、報告されています。

問題は、病気と治療と結びつけ、心身の機能が麻痺しないよう、適切な機能訓練をする必要があります。

老人保健法に基づく保険事業について、１、健康手帳の交付状況、２、健康教育と健康教室、３、健康相談、４、健康審査、５、機能訓練、６、訪問指導、以上が、第２点であります。

第３は、先日も相談があり、特別養護ホームを申し込んだが、いっぱいで入れないので、病院に入院させたが、ベッドに寝かされっきりで、あのままでは歩けなくなってしまう、何とかしてほしい、と相談を持ち込まれました。すぐに照会したが、「ホームが空くのを待っていただいています」との返事であった。

また、住宅が狭いので、老人ホームに入りたいとの相談も、多くの人が入所を待機されています。自民党政府の福祉予算が削られている中ですが、老後が安心して暮らせるよう、ぜひ養護老人ホームを日野市に建設し、住宅事情の悪いお年寄りに入居できるよう、お願いします。

第４は、老人向けの住宅についてであります。これは、軽費老人ホームに入居せずに、生活保護を受けずにいるお年寄りの世帯に、住宅をお世話することにより、自立できるのであります

す。

第５は、独居老人に対する給食サービスについてであります。これも多くの議員の方々が取り上げた問題であります。その後、どのように検討されたか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく分けて５点です。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、第１点の、健康手帳の交付につきましては、生活環境部の方でお答えをいたしますとして、３番の、養護老人ホームの建設についての御質問に対して、お答えをいたします。

養護老人ホームにつきましては、一般老人の入所できる老人ホームといたしましては、まず、養護老人ホーム、それから特養老人ホーム、軽費老人ホーム、また、有料老人ホーム、それぞれが性格を異にしておるわけでございますけれども、その中で、老人病院に入られる、こういうような病弱の方をお受けするのは、特養老人ホーム ― 特別養護老人ホームと、私どもは考えております。

このような方を収容できる特養老人ホーム、これは、現在、市内には設置してございません。日野市といたしましては、他市の特養老人ホームにお願いをして、入所をお願いしているわけでございますけれども、現在、４０名以上の方が待機しておられるという状況でございます。このような状況でございますので、特養老人ホームの増設の問題は、我々の当面している問題でございますけれども、今、東京都は補助金等を設置し、増設の指導を盛んにいたしておるわけでございますけれども、今後の老人ホームのあり方の問題といたしまして、検討をしているところでございます。

御質問の、養護老人ホームにつきましては、これは６５歳以上の方で、経済的には生活保護を受けている方、または市町村民税を、所得税のみを納めている方、いわゆる低所得者の方が心身上の障害のため、日常生活が困難である。また世話をしてくれる人がいない。また、住宅環境が非常に劣悪である。こういうような状況の方をお預けする、入っていただく施設でございます。この処遇といたしましては、給食の提供、その他日常生活上必要なサービスをする、ということになっております。

養護老人ホームにつきましては、現在は東京都は補助金等の整備をしてはおりませんので、

特養老人ホームに絞って、設置の運動を、指導をしていると。こういう状況でございますけれども、今後、特養老人ホーム、養護老人ホーム、あるいは軽費老人ホーム、有料老人ホーム、いろいろな種類の老人ホームがございます中で、どのような老人ホームをつくっていくかという問題は、日野市の当面している問題じゃないだろうか、こういうぐあいに考えているところでございます。

今後、老人ホームをいかなる形で設置をしていくか、このような点については、十分に検討をして、前向きに進んでまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

４番目の、老人向けの住宅を設置しろということでございますが、先ほど御指摘になったように、生活保護を受けない、ボーダーラインのところで生活をしている御老人方のための施設として、老人向けのアパートというようなものが、設置されてきております。

先般も、鈴木議員からの御質問があったわけでございますけれども、このような老人住宅をどのようにつくっていくか。これも、老人問題の中での住宅問題として、かなり深刻な問題であろうかというぐあいに考えているところでございます。

先般、老人の意識調査を実施した折りにも、日野市の御老人の中でのひとり暮らし老人、この中での一番のやはり心配といいますか、関心事は、健康の問題、それに続いて住宅の問題というのが出ております。

また、一般老人に比較しまして、ひとり暮らしの御老人の場合は、公営住宅に住んでおられる方が２２％、民間アパート、マンションに住んでおられる方が１５％と、一般老人と比較しまして、公営住宅、民間アパートへのお住まいの方が多いということも、事実だろうと思っております。

また、その中で、入居の際にはいやな思いをしたという方も、かなり見受けられる。こういう状況でございますので、今後、ひとり暮らし老人の問題は、住宅問題がかなり重要な問題であろう、というぐあいに考えてはおります。

また、ひとり暮らし老人の問題といたしましては、低所得者ということも、意識調査の中で、出てきております。大体１０万円以下というような形での所得と。それと税金につきましても、圧倒的に多いのが、５０万円から１００万円の所得の方ということでございますので、このような低所得者のひとり暮らし老人、この方はほとんど年金の生活でございます。

これは、女の方が圧倒的に多いということも特徴でございますけれども、遺族年金、このよ

うな形での生活ではかなり苦しい、こういうこともこの意識調査の中では、はっきり把握できておりますので、今後、ひとり暮らし老人に対する住宅問題をどのように取り扱うか。この中での老人向け住宅を、どのような形で対応していくか。こういう点については、今後慎重に検討していかなきゃならぬ問題ではないかというぐあいに考えておるところでございます。

５番目の、ひとり暮らし老人に対する給食サービスは、その後どうなったかという、こういうことでございますが、ひとり暮らし老人は、市内には約２７０人程度の方がおいでになるということでございます。この方についての給食サービス、これも、やはり希望の強いところであるというぐあいに、私どもは理解をしておりますし、この辺の問題をどうやって展開していくかということも、検討しているところでございます。

現在、このような御老人に対しては、日社協におきまして、年１回の給食サービスを実施して、大変御好評を得ているところでございますので、これの回数を、２回なり、あるいは３回なりにふやしていくということも、やはり必要なことであろうというぐあいに考えておりますし、また、今後ボランティアの掌握の問題もかなり深刻な問題ですけれども、市民の協力を得まして、給食を、つくったものをどうやって配っていくかということも、やはり重要な問題であろうと。この問題を、現在、福祉部の中での検討事項として、検討しておるところでございます。

それなりの給食サービスを行うためには、厨房セットなり、あるいはそれをつくっていく方もやはり必要ですし、それから、つくったものをどのようにして、温かいうちに、冷めないうちに配っていくかというようなことも、重要な問題だろうと。

したがって、１カ所でつくって、全地域に配るということも、なかなか難しい問題である。数カ所に分けてつくって、しかも公共施設を使ってつくって配る、このような形のものが、どのような形で展開できるか。市民の御協力がどのように得られるだろうか、この辺のところを我々としては、真剣に現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えをいたします。

現在、健康課で老健法の、いわゆる保健事業、６つの保健事業のうち、健康手帳の交付、健康教育、健康相談の事業などは、健康課でやっておりますので、その分野についてお答えをさ

せていただきます。

健康手帳は、満６５歳になりまして老人医療証をお送りする際、医療証と一緒に郵送をしております。したがいまして、１００％配布をしております。

それから、健康審査でございますが、市民一般の健康審査は、老健法では４０歳からということになっておりますが、日野市の場合はそれを５歳切り下げまして、３５歳からやっております。３５歳から６４歳までのお若い方は、集団方式といいまして、１カ所に集まって、そこで健診を受けていただく方法をとっておりますが、６５歳のお年寄りに関しましては、１カ所に集まっていただくのも大変なことですので、自宅の近所の医院、病院、そういうところで都合のいい時期に受けられるような仕組みになっております。

受診表というカードと一緒に、健康審査の御案内を、これも郵送で行っておりますので、お１人の漏れもなく、周知されているわけでございます。

５８年度におきましては、3,３２０人が審査を受けております。６５歳以上の全体の人口の比率から言いますと、３２％に当たります。この３２％という受診率は、長らくこの線を抜けることができないで、全国的に平均化された数字だったんですけれども、５９年度、今年度の健康審査では、一挙に１０％も上昇いたしまして、受診率が４３％になっております。

この理由については、まだはっきりした分析をしておりません。はっきりした結論が出し得ない状態でございます。

さらに、健康相談、健康教育、これはそれぞれの機会をつくっておりますが、６４歳以下と、６５歳以上、この年齢的なデータをとっておりませんので、老人だけについて申し上げることは、大変困難でございますけれども、たとえば、健康相談 ― 成人向けの健康相談は、１５２回行っております。

お年寄りは、こういうような機会に参加をするというよりも、かかりつけ、行きつけのお医者さんのところへ参りまして、適切な指導、助言を受ける。これが健康教育、健康相談の機能になっているんではないか、このように推測をいたしておるわけでございます。

以上、健康課でやっております事業について、お答えをさせていただきました。

○議長（高橋通夫君）　ほかの関係部長の答弁をしてください。老人医療無料化の問題。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、老人医療無料化の問題について、お答えを申し

上げたいと思います。

老人医療無料化を要望される署名が、現在、約2,０００名ほど寄せられておる状況でございますけれども、また、非常に御老人が健康の問題に関心が強く、また医療の無料化に大変関心が強いということを、私ども常々感じておるところでございます。

今回、署名が寄せられ、また我々としてもどのように対応するかということも、考えているところでございますけれども、何せ現在の状況というのは、国は医療費の一部負担を、公費で負担をするということは、固く禁止しておる。かなり強いペナルティーを科すという状況でございます。実際にやっていたところは、先般の議会でも御報告いたしましたけれども、かなりの市が中止しておると。こういう状況でございますので、一部負担を肩がわりするということは、大変難しい問題であろう、というぐあいに考えているところでございます。

現在、日野市では、健康管理手当を年に一度、１万円支給しております。これは、それぞれの方が健康に留意する手当として使っていただく、こういう趣旨でお渡しをしておる制度でございますけれども、この制度につきましても、先般、老人意識調査の中で、かなり有効に使われているということが言われております。老人健康管理手当を医療に使っている方は、全老人の３０％ということが出ております。

老人の有病率といいますか、健康である方は６８％強でございますから約７０％、その他の方が病弱だと答えておられたことを考えますと、約３割という利用率は、かなり高い目的に沿った利用率ではないか。恐らくこの健康管理手当は、有効に医療にも生かされているのではないか、こういうぐあいに私どもは考えているところでございます。

現在、私どものところでの集計でございますと、５８年度の一部負担金、老人の方が３００円の入院、あるいは外来の４００円、こういうものを一部負担金として払っておられる年間の総集計は、１年間には平均で7,０４９円というのが、５８年度の数字でございます。

５９年度は、若干まだ未集計なところもありますが、6,４６８円。約7,０００円の、下回る額であるというぐあいに考えておりますので、恐らく１万円の範囲内で、これは処理願えているのではないか、こういうぐあいに考えておるところでございます。

その他、私どもといたしましては、看護料、これの入院したときの負担というものが、大変高い、こういうことも言われておるわけでございますので、これにつきましては、看護料は、いずれかは御本人の手元に返還される。

しかも、東京都は、この看護料は、老人の福祉施策の中で、一部差額を東京都が負担する制度を、都の単独施策として打ち出しております。これは、公費で、国保で見る額の実勢価格との差額を、東京都が差額を出すということで、看護料の負担というのは、御本人には直接はあらわれないと思いますけれども、これの一時的な立てかえ、結局３カ月ぐらい立てかえますと、約３０万近くになりますでしょうか、そのようなものを立てかえるというようなことが生じる場合の、やはり立てかえの制度を、現在検討をしておるところでございます。

これについては、今後いろいろと各市の状況を検討しながら、前向きに検討していきたい、というぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　ありがとうございました。

第１の問題で、老人医療の無料化についてのことであります。この問題について、再度質問させていただきます。

老人保健法は、御存じのように、ただ有料化になっただけではなく、老人の医療からの締め出し、入院患者は、３カ月で病気も治らずに退院をさせられている、こういう例もあります。

また検査も、老人だからといって制限されたり、あるいは、薬も今までの半分しか投与されない。このようなことも、実際にかかっている人たちから聞かされております。今まで、１日４回飲んでいる薬が、老人保健法が施行されてから、同じ薬がいつの間にか１日２回になってしまったと、このように言っている老人の方もいます。このように、老人だからということで、老人に対する医療が制限されるということは、あってはならないことだと思います。

また、ある病院では、入院している方に看護をつけることになっております。ところが、病院で看護人を雇って、それで１人の看護人が１０人ぐらいの患者を見ている。そのために、確かに１人当たりにすると安くなりますけれど、これは保険外負担となって、保険から支払われない、こういうやり方がされております。

保険では、医者の診断書があれば、看護人をつけることができる。ただし、正規の家政婦で、１人の看護人について２人までの患者を見ることはできない、このように決められております。

ですから、実際には看護人の手当は、患者負担となっている例があります。このようなことのないためにも、ぜひ入院している老人の方には、入院手当など支給していただく。その方向で、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、もう１点については、第４の老人向け住宅の問題であります。

意識調査でも、高齢者の自主的活動の援助が、４８.９％と、第１位を占めております。これで見られるように、老人ホームに入居せず、今住んでいるところで、先ほど部長も言われましたように、公営住宅や民間アパートに住んでいる方が、非常に多いわけであります。ですから、こういう人たちのためにも、生活困窮者に住宅手当などをつけて、そこで地域の人たちと今までどおり生活できるよう、また、地域の中に溶け込んで生活できるよう、老人の人たちに対して住宅手当を検討できないかどうか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

この２点であります。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず第１点の、入院手当の支給ということでございますけれども、先ほどの御質問によりますと、医療外負担、要するに完全看護なり、あるいは適切な体制での看護体制ではなくて、医療外の、医療行為としては認められない部分についての、どう対応するか。こういう御質問でございますけれども、これを入院手当という形で支払われないかということでございますけれども、これは本来ならば、医療行為の指導ということで、適切にやはり入院なり、あるいは医者なりに指導をすべきものであろうと。

これを認めて、なおかつそれに入院手当として支給するということについては、いかがなものかということで、ちょっと私どもとしては検討の必要があろうかと考えております。

また、住宅手当ということでの御質問でございますけれども、いろいろと現在、都営住宅については、軽減の問題、要するに生活困窮者に対する都営住宅の場合には、軽減の問題がございます。また、住宅の間の移動の可能性もあろうかと思います。

このように、生活困窮した場合の住宅費は、それなりにやはり保障されるという体制もできておりますので、果たして住宅手当という形で、生活にお困りの方に支給するのはふさわしいかどうか。これも、やはりかなり難しい問題ではなかろうか。

都営住宅の１種、２種等にお入りの方は、軽減の措置ができますので、そのような方は問題はなかろうかと。問題になるのは、住宅供給公社とか、公団住宅とか、こういうところにお住まいの方の住宅費を、どのような形で援助するかということでございますけれども、これは、高所得者には当然必要ございませんけれども、そのような免除規定のない部分についてのみ適用するとなりますと、かなり難しい問題が出てくるのじゃないか。こういうぐあいに考えられま

すので、これについても、かなり慎重に検討する必要があろうかというぐあいに、御意見としてはお伺いしたところでございます。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　本来、老人医療費の無料化を、国に私たちは迫っているわけであります。ですけれど、国の制度が実現できるまで、日野市が老人医療費の肩がわりを、何らかの形でやれることが、今まで長い間社会に貢献してきたお年寄りの人たちに、政治が携われることの一つではないのかと、私は思います。

こういうところに目が向けられなければ、政治は要らないのであります。（「財源はどこに求める」「軍事費を削れ」と呼ぶ者あり）私たちは、この革新市政が、何らかの形、政府の圧力をはねのけて、何らかの形での老人医療無料化に肩がわるものでも結構ですので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

それと、先ほどの老人向け住宅についてであります。これも、本来は老人向け住宅をつくっていただきたい、こういう要求が全面であります。ですが、これも長い間、皆様方の運動の中で、これを実現させていく一つの手がかりとして、せめて老人に対する住宅手当を施行していただきたいというように、再度お願いいたします。

この点について、市長にお答えいただければ幸いと思っております。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会に向かいまして、いろいろと医療、あるいは住宅、その他、生活の行政施策が必要になってくるということは、十分考えなければならないというふうに、思っておるわけであります。

本来、福祉政治と申しましょうか、確かに社会に貢献をしてきた老人に、なるべく安心をして暮らせる条件をつくることが第一義だというふうに思いますが、これまで、たとえば医療の無料化制度など、よき制度が若干後退を余儀なくされている。その理由の一つには、財政上の事柄、あるいは政府の考えるところもあろうと思っておりますけれど、よき制度が、存続させるには、よき制度の趣旨をみんなが大切にして、そうして場合によりますと乱用しないという対応でないと、なかなか継続ができないということが、いろいろな場合に露呈をしているというふうに思うわけであります。

理由はそればかりではないわけでありましょうが、特に医療問題につきましては、私の考え

るところによりまして、たとえば、ホームドクターというふうな関連のあり方が、地域社会で何とか制度的に成り立たないものだろうか、というふうなことを考えまして、今、高齢者対策協議会に、一応提案をいたしております。

高齢化対策協議会は、これからの高齢化社会に向かう諸問題を、いろいろ検討していただこうという趣旨で設けておる、市民参加の組織でありますので、そこにいろいろと御意見を聞きたい、このように考えております。

そして、日野市の特徴といたしまして、いわゆる老人健康管理の施策として、たとえば理美容券のことでありますとか、あるいは健康管理手当のこと、これは他に例のないことをやっておると言えるかと思いますが、これを本当に健康管理に直接つながるような、使用者自身の方々に、そのことをよく徹底、理解をしていただくということも大切だと思っております。

政府の福祉施策の後退に対します、自治体としてのまた対応ということになりますと、できるだけのことはもちろんしなきゃなりません。が、すぐ財政面において、あるいはその他の施策において、対応できるというわけにもまいりません。

住宅の問題、あるいは医療の問題、それから生活上の問題、いろいろ御指摘をいただきましたので、今後なお一層実際の老人福祉行政に、いろんな形の、特に医療と健康という面で、独自の地域社会のあり方を高めていくという方向で、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　ありがとうございました。

革新市政の中で、医療と福祉をさらに発展させるために、私たちは森田革新市政を第４期へと発展させていく決意であります。

これをもちまして、７の１、「臨調」行政改革と高齢化対策についての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって７の１、「臨調」行政改革と高齢化対策に関する質問を終わります。

次に、一般質問８の１、自動販売機と青少年対策についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（大柄　保君）　ただいま、議長の方から御指名がございまして、８の１番、自動販売機と青少年対策についての一般質問をさせていただきます。

まず、市内の店頭に設置されております自動販売機が、青少年に与える影響について大きな影響があるのではないかと、私は、考えての質問をいたします。

大変毎度のことで恐れ入りますけれども、まず、質問に入る前に、私的なことで申しわけありません。私事が入りますけれども、過去を含めて、現代との相違について、話してみたいと思います。このことは、後の質問につながっておりますことを、皆さんに申し添えておきたいと思います。

過日の議会の論議の中にも、日の丸、あるいはまた君が代を、学校でなぜ掲揚しないか、あるいはまた、唱和をさせないかなどのことが、次元の高い点でやりとりをされておりましたが、昭和１けた生まれの私の場合、日野尋常高等小学校在学時代には、校門を入ると、天皇陛下の御真影、奉安殿、日の丸の旗の掲揚、これは毎日のことでありました。

学校を終わって家に帰ると、額に入った天皇、皇后両陛下の写真が、家族みんなを見おろしている光景が、日常茶飯事でありました。最近の新聞によりますと、皇后陛下も８２歳の誕生日間近とか、大変お元気で、結構なことと思います。

さて、これらの時代を過ごした私たちは、当時の国民皆兵の国策のもと、この日章旗、あるいはまた軍艦機の旗のもとに、数多くの犠牲者を出して敗戦、ようよう現在の平和を取り戻した。ちょうどことしの８月で４０年になるわけでありますが、あの忌まわしい戦争は、２度と起こしてはならないと、心新たに胸に思うところでありますが、現在、国会でも論議をされておりますけれども、防衛費、ＧＮＰの１％云々、これら等について、国を、政治をつかさどる皆さん方が、大分論議をされておりますが、私どもといたしましては、治にいて乱を忘れず、派兵なき防衛力は、ある程度必要だということで、我が方は言っておるわけであります。

さて、日の丸は、現在の小中学校児童生徒は、日本を象徴する旗であるということは、皆さんも御存じでしょうが、世界の対抗競技の優勝の折だとか、あるいはまた、太平洋、その他、昔は七つの海といいましたけれども、その海を航行する船舶には、日章旗日の丸がへんぽんと翻って、日本の旗であるというふうなことになって、今、安全な航行もできているわけではないかと私は思っておりますが、考えが違っておりますのでしょうか。

日の丸と君が代、日本が続く限り、不滅のものと私は思っております。日の丸が、君が代が、教育に必要である、必要でないとの論議も必要だと思いますけれども、私たちの学校当時には全然見られなかった ― これから質問に入ります ― 見られなかった、現代の進歩に合わせたような各種自動販売機が、店頭に設置されております。（「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）

たばこ、酒、ジュース、コーラ、その他の瓶、缶類、数多く設置されておりますが、今回は児童を含む青少年に、興味や夢を与えるような自動販売機について、お話をし、お伺いをいたしていきたいと思っております。

これらの自動販売機は、健全なものばかりではありません。児童生徒の夢を壊すもの、また、中学校生徒などには、本当に見せたくないような低俗雑誌の自動販売機も、散見されております。これら現実的なことについて ― ここがつながります ― 数点、質問をいたしたいと思います。

まず、第１点といたしまして、小中学校学区内に、どのくらいの数が、自動販売機としての数があるのか。あるいはまた、この機種についてを含んで、お調べになったことがあるかどうか、これをまず第１点として、お伺いをいたしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

青少年問題協議会の実践機関といたしまして、各中学校区ごとに地区委員会がございまして、その地区委員会の共通の問題点といたしまして、ただいま御質問の自動販売機、目に余るものがあるという問題が、起き上がってまいりました。

自動販売機、特に低俗雑誌 ― いわゆるポルノ雑誌ですが ― を扱う自動販売機が、各地区委員会の中に、どのくらい設置されているのか。実は、昨年来から調査をいたしたものがございます。

通告では、学区ごとというお話でございますけれども、地区委員会ごと、これは調査の学区域と全く同じでございますが、中学校の学区域でお答えをさせていただきたいと思います。

一中地区３カ所、３台でございます。二中地区は５カ所、５台であります。七生中地区はゼロです。三沢中地区は１カ所、１台であります。四中地区１カ所、２台であります。三沢中地区３カ所、７台であります。大阪上中地区１カ所、２台であります。平山中地区ゼロであります。合計いたしまして、１４カ所、販売機の数が２０台を数えています。

以上です。

なお、機種でございますが、はっきりした機種については、調査ございませんが、ミラーがあるのとないのと、その区別はついております。ミラーがありとする方が、６カ所でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　大変、自動販売機のうちに、お調べになったのは低俗雑誌というふうなことで、各中学校区ごとにお知らせがあったわけなんですけれども、この問題について、どうでしょうか、地区委員会と教育委員会なり、あるいは生活環境部の方と相談をして、お話し合いをなすって、一刻も早く業者に、お店の方にも頼んで、撤去をしていただこうというふうな、今まで経過があったかどうか。この点が１点、お伺いをしておきます。

それから通告の中にも、私は、子供に夢を与えるような自動販売機もということで、通告をしてございましたけれども、今、生活環境部長の方の答弁では、低俗雑誌というふうなことでの御答弁だけだったんですけれども、そのほかに、まだまだ子供たちの夢を壊すような、あるいは、さっき私が言ったように、その自動販売機の中には、健全なものもあるけれども、中には、せっかく当たったのに、その品物ももらえないんだというふうなことがあるわけなんですが、その点について、お調べに、調査をしておいていただけなかった、こんなように私は解釈をいたしますが、それでよろしいかどうか。この２点について。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

生活環境部対教育委員会との話し合い、そういう話し合いの場という御質問でございますけれども、地区委員会の会合、あるいは青少協本会議の会合の前には、教育委員会側と十分連携を保ち、連絡をいたしてやっております。

また、地区委員会の会合の場所には、必ず地区の学校長、あるいは教頭、生活指導主任、それから指導室の指導主事、そういう方が出席をされまして、学校教育面からの指導助言などもなさっていただいております。生活環境部と、教育委員会との関係は、そういうふうに連携を保ってやっている、そういうふうに言えると思います。

それから、低俗雑誌だけの調査かという御質問でございますけれども、子供の射幸心をあおるような自動販売機については、現在のところ、まだ調査はしてございません。今後、地区委員会の協力なども得まして、こちらの調査の方も進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　大変御苦労様でございました。

低俗雑誌については、地区委員会を通じてお調べになってあるというふうなことで、今後とも、ひとつぜひこれらの問題等について、生徒、特に中学校生徒以上、高校生を含めてですけれども、非常にＰＴＡ、あるいはまた大人の立場として、これでよろしいのかなというふうな考えが、皆さんお持ちだと思うんで、ぜひ日野の町、市内からなくなるのがよいんだけれども、全部というわけにもこれはいかないんじゃないか。

これはどうしてかというと、やはり業者の皆さんとの関係もあると思うんで、今後十分に低俗雑誌については、青少年の健全育成のために、全面的に排除をお願いをしたいというふうなことをつけ加えて、この低俗雑誌については、お願いをしておきたいと思います。

それから、そのほかに、お調べになっていないというふうな、俗にこれ児童、子供たちの夢なんですけれども、私がちょっと一回りした中で、かなり目に余るものもあるんじゃないかなというふうなことで、きょう持ってきて、皆さんに見ていただこうというふうなことなんですけれども、これは議長にお願いをして、許可を得てありますから、ちょっと見ていただきたいと思うんです。（議長席に向かって左から①②③④の４点を並べる）

今、演壇に並べましたけれども、学区内に、これらの本当に子供たちの心をあおるような自動販売機が、あるわけなんです。そして、社名を申してはどうかと思うけれども、これはコスモスという会社です。（「中身は何ですか」と呼ぶ者あり）今、御披露します。

そして、これが１個１００円なんです。１００円を子供たちが、お母さんなり、あるいはお父さんなりからもらって、そしてがちゃんと出すと、こういうものが出てくるわけなんです。中身は、これ①はシールみたいです、これは。

その次は、これ②はピストルです。こういうものです。

次は、③カメさん。

これ④は、ワッペンみたいです。

まず、これから片づけていきますけれども、これを壇上に並べましたけれども、これはもう

本当に町にはんらんしているものなんです。ですから、こういうものに、自動販売機に対してももっと関心を持っていただきたいというふうなことを、私はお願いをするわけなんです。

そして、この中に、券が入っています。「やったぜ！おめでとう！カメラ。お店からもらってください。株式会社コスモス」と書いてあるんです。

さあ、これが当たった子供たちの心境はどうでしょうか、皆さん。（「うれしい。大喜びだ」と呼ぶ者あり）確かに大喜びだと思うんです。そして、せっかくお店に行って、おばさん当たったよ、ということで、引きかえてもらおうと、こう考えても、いや、これはもうだめなんだ、というふうなことで、お断りを食ってしまう子供たちが ― この４個には入っていないんですよ、当たりは。私のところに持ってきた１個だけには、たまたま当たりが入って、こういうものがあってもいいでしょうかということで、来たから、それじゃどうなのかと思って、これ全部私が出してみたものなんですがね。

これは御参考までに、皆さん方に知ってもらうと同時に、こういうものが今後市の中にあってもいいのかどうか、商工会等と十分にお話し合いが、これら設置についてなされているのかどうか、これをお聞きしてみたい、こういうふうな考えで、今、御披露申し上げたところです。

参考までに、これも１００円なんです。これも１００円です。これは２０円です。これはバッヂみたいなのが出てきたんです。それで、これ①は電気を使わないで、何ですか、こちらは電気なんですが、こちらは電気を使わないで、お金を２０円合わせて入れるんです。１個ずつじゃだめなんです、１０円玉を。ちゃんと、ぴたっと２個合わせて入れて、そしてハンドルを右にがちっと最後まで回すと、こいつがぴょこっと出てくるんです。これも同じ形式なんです。

それで、はてこれが中が何に使うのかなと思っていると、お店の人に聞いてみると、子供は何に使っているんでしょうね、消しゴムかね、何でしょうかね、なんていうようなお話でして、これ①も当たり券が入っています。当たり券が入っていると、こんな大きな怪獣みたいなものがもらえるというふうなことなんです。

そこで、きょうの、皆さんに御披露かたがた、これから先にこういう品物がどんどん市内に出まわってくると、これはますます子供たち、児童、生徒を含めての好奇心をあおるんではないか、こういうふうに考えまして、低俗雑誌はわかりましたけれども、今後これらの問題等について、そのお店に設置をする場合等について、商工会の皆さん方等との話が、今までなされてあるかどうか、これを１点お聞きしておきたいと。こういうふうに考えておりますが、

いかがでしょうか。なければ、ないでいいんですよ。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　商工会との話し合いは、まだなされておりません。

低俗雑誌の方につきましては、かねがね青少年の健全育成を阻害するものである、こういうことで、青少年問題協議会の本会議でもたびたび話題に出ております。この本会議の委員さんの１人として、日野市商工会の会長の職にある方が、委員さんになっていただいておりますので、低俗雑誌の方は、会長さん十分認識をなさっているかと思います。

それと同じように、子供の射幸心を余りそそるようなものについては、ある一線を画しまして、これ以上のものについては、やはり低俗雑誌の自動販売機と同じように、業者の方に自粛をしてもらいたいと、そういうような具体的な線を画しまして、商工会との話し合いを、今後進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　これはお見せしたもので、やったぜカメラというふうなことが書いてあるんで、この機械だけ出してみたんですが、まだお気づきの機械も、中にはございます。

それで、メイン通りには、大変御商店の方がおられて御無礼と思いますが、メイン通りの方にはないんです。沖の方の御商店の皆さん方の店頭に並んでいる。これが不思議なんですが、事実なんです。

それですから、学校側ともよく連携をとってもらってこれから調べて、子供たちに夢を与えて、その夢をつぶしてしまわないような、健全な自動販売機をつけるなら結構でしょう。そういうふうなものを、やはり生活環境部、並びに教育、あるいは商工会の方と連携をとりながら、お願いをしたいと思うんです。

最後になりますけれども、これら等の設置、今言ったメイン通りの御商店の皆さんのお宅にはないけれども、ちょっと引っ込んだところの御商店の店頭には、２個なり、３個なり、４個なり並んでおりますので、このところに業者が設置をお願いに行った場合、そのまますんなり、ああいいですよ、ということで、業者と関係の商店との合意だけじゃなくて、一言商工会の方へというふうな話が、なされているかどうか。

それは、やはり一商店の皆さんにも、そこまで突っ込んで私も聞いてまいりませんでしたけ

れども、今後、市の方としても、これらを十分、監視というのは大変失礼ですけれども、監視を、監視をするんですかね、やはり監視になるのかね、どういうふうになるんですか、あくまで商工会の方と話し合いをしていただくというふうなことですから、（「役員がいるよ、議員の中にも」と呼ぶ者あり）役員がいるという先輩のお話ですから、役員さんとも相談をしていただいて、今後とも自動販売機で子供の夢を壊すようなことのないように、最後にお願いをいたしまして、私の質問は終わらせてもらいたいと思いますが、まあ市長が私に対する最後の答弁、どうもらしいので、何かございましたら、ひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　青少年問題協議会の会長をいたしておりますので、一言お答えをし、取り組み姿勢について、御理解をいただきたいと思います。

青少年問題協議会は、国の総理府にも審議会という形で、法律設置されておりますし、各都道府県自治体、条例設置で青少年問題協議会が、広範な教育関係、それから地元の警察や市民団体を網羅して、委員の数、現在４７名。７０名が定員というふうな大きな組織でありまして、その下部組織と言ってはよくないと思うんですが、いわゆる実行運動組織として、中学校区を単位として、中学校名をとって地区委員会、２０名ないし３０名の地域の方々によって、編成をされております。

そして、私も、もう一つのクリーン作戦、つまり環境美化という清掃面的な言い方もあるわけですが、もっと社会環境の浄化をするという考え方に立ちまして、今御指摘のような、不良文化といいましょうか、低俗雑誌、その他のなるべく青少年の健全育成に阻害をしない、こういう観点からの運動が、展開をされております。

議会からも、一度、文教委員長、副議長もおいでだと思いますが、参加もしていただいておるわけであります。そして、ごく具体的な問題といたしまして、ごく最近ではありますが、いわゆるポルノ雑誌の自販機の設置者に対しまして、会長名をもってお願いをいたしました。

内容は、勧告的なものでありまして、御協力お願いします、という形をとっておりますけれど、その裏は、かくかくの方針に基づいて行っております、ということをはっきり明記いたしております。

そして、今回は、広報に設置個所何個所についてお願いをしたという発表をいたしておりますが、なお、協力をしていただけないということになれば、ある程度の措置も考えなければならない。こういうふうな状況でございました。

もちろん強権的なことでやれる性質のことでありませんけれど、地域の世論、つまり環境浄化の世論に訴えて、そういう対応を業者の方に自覚をしていただく。社会を毒することはやめてください、ということを訴えていきたい。こういうことになりますことを、一言お答えの足しにさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ただいま市長の方から、非常にこれらの自動販売機の設置その他について、いろいろ地区委員会なり、あるいは皆さんとお話し合いの中でやっている、というふうな話でございました。

私ども、政党の立場を言わせていただきますと、民社党といたしましては、やはり青少年の健全育成につきましては、東京都議会を通じ、あるいはまた国会で、各議員の皆さんが、一生懸命にこれらの問題等とも取り組んでおりますことを、最後につけ加えさせておきたいと思います。

それから、大変、一言、御無礼なこととは存じますが、何ですか、来月は市長選挙が日野市で行われるというふうなことでありますけれども、今、町の中にポスター等が張ってありますけれども、聞くところによると４０代の方、あるいは５０代の方、現職の森田市長も７０の体にむちうって、再度、四戦出馬というふうなことも聞いておりますので、お体を大切に選挙戦を闘っていただきたいことを、最後に申し添えまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって８の１、自動販売機と青少年対策に関する質問を終わります。

一般質問８の２、都営バス立７３についての通告質問者、大柄　保君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御意議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４３分休憩

午後３時１８分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、市内都市計画道路及び公共下水道計画について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎君）　ただいま議長さんより、一般質問の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

題名は、市内都市計画道路及び公共下水道計画について問う、という題名でございます。

戦後、地方行政の歴史ある意味で、地域開発の歴史でもある。したがって、地域開発がどのような意味合いを持った、壮図できるような地域開発が、極めて多様な意味合いを持っていることも事実でございます。

たとえば、産業都市の建設について、または具体的な事業内容を見てみますと、工業団地造成、道路、下水道整備、住宅団地建設、学校、保育等の整備が行われ、その中に公園、上下水道、橋等の整備を計画し、実施されてきたわけでございます。

地域開発行政は、地域住民の生活を向上させるために、地域社会、経済発展の基盤形成を図るとともに、目的を達する意味のものでございます。言いかえれば、地域開発の目的は、社会経済の状況と、現在よりもより一層シュートにさせる意味のものでございます。

または、社会開発は、生活環境の整備、自然環境との調和、文化的な環境整備と、住民の日常生活に密着した生活基盤の整備が、課題となっているわけでございます。

総合国土法に伴いまして、南は九州、北は北海道、他府県の中にも、市町村についても、循環交通網として国道、道路計画が市町村に計画してまいったわけでございます。

道路が新設なされる場合には、緑の自然破壊、または排気ガス、騒音、振動等の公害も発生することが、言うまでもございません。地域住民に対し悪影響を与えるということで、地域住民からの道路施行に対して、強い反対の意見が持ち上がっているわけでございます。

そこで、各市町村内の道路整備については、非常に遅くなって、現在ではまだこれという道路がつながっておりません。

そういう意味におきまして、私の方から、ひとつ質問をさせていただくわけでございます。

そこで、質問いたします内容については、都市、国と市道路線の低下についての問題でございますけれども、２・２・１、都道の２・２・６、２・２・９、２・２・１１、２・２・１２、市道といたしましては、２・２・１４、２・２・３、２・３・１というふうな道路の形態になっております。

そこで、延長 ― 日野市において道路延長といたしましては、大体皆さんも御存じだと思います。５万７,８３２メートルというような形態になっております。

そこで、改良済みの場所は、大体２万１３３メーターというふうになっているわけでございます。あとの３万７,６９９メートルですか、これの分が、まだ未解決ということになっております。

そこで、私の方で、今申し上げた路線について、どのようになっているかというのが、１点でございます。

２点目は、下水道の問題でございますけれども、日野市において下水道計画、地域、区域というんですが、３カ所処理区域に分かれております。その中で、南多摩、稲城市のところでございますけれども、これは昨日福島議員が一般質問、または下水道の問題について、中間報告がなされまして、皆さんも御存じのようでございます。これは省きます、ダブりますから。このような形で、ひとつ質問するわけでございます。

その中に、私道の場合は、今度設置する場合、工事費用として無料でやるのか、有料でやるのか。埋設する管です。これの費用ということでございます。これは無料でやるのか、有料でなさるのかということです。

または、建て売りで大体１メーター８０から、３メーター、４メーターというふうに、道路がなっておりますけれども、たとえば、行き詰まりのような道路が、大部分日野市内の中にもございます。そういうような場所は、幹線の埋設する場合、樋管の埋設する場合に、これは有料でするのか、無料でするのか。

そして、これは工事やって、行うのか、行わないのかということが、これは２点目でございます。

それから３点目に、市道、私道ともに工事に入る前に、この前は落川でしたか、百草でしたか、なにか私、ちょっと聞いたところによりますと、今、南多摩処理場に工事が始まっておりますけれども、この区域の工事が始まる前に、地域の住民側との話し合いをせずして、じかに工事が始まったと。そういうような中から、住民側の方から、非常に怒りというか、おしかり

を受けて非常に困ったということを、私、聞いております。

こういうような点について、今後、ここで日野台地域ですか、予算化されまして、下水道の工事に入るわけでございますけれども、こういう場合に、住民側とよく話し合いをし、説明をして、そして工事にかかるのか、かかっていないのか、その点をひとつお聞きをさせていただきたいと思います。

３点でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問について、私の方からお答え申し上げます。

まず、道路関係でございますが、現在、日野市内、市域の中で、都市計画道路としてすべてに決定しております道路は、全部で２５路線あるわけでございます。国道が３路線、都道が８路線、残りの１４路線が、市の施行いたします道路という区分けになっております。

この道路の延長でございますが、それぞれ管理者、いわゆる国、都、市という区分けに従いまして、道路の築造を行うことになっております。国道関係につきましては、１・３・１号線、あるいは１・３・２号線、これについて、国の方で現在工事を実施するという計画のもとに、市の方で区画整理事業、あるいはその前段としての、いろいろな地元に対する話し合いというものを、一応市の方でも行っておるわけでございます。

１・３・２号線につきましては、日野市の大部分がすでにでき上がってございまして、残りは神明上の区画整理事業で実施しましたところの一部段丘を下りまして、１・３・１号線との分かれるところまででございますが、この間が残っているだけでございます。これも、今後、国の方の計画としては、地元の方々、川辺堀之内の住民の方々の十分接触を持った上で、理解を得て直接買収を行い、築造に入っていきたいという考え方を持っております。

１・３・１号線については、いわゆる東八バイパスでございますが、これは区画整理事業の中で、用地を現在空けております。今後、豊田の南地域の区画整理、あるいは西平山の区画整理の区域内では、同じように区画整理で用地を空けた段階で、国の方で築造に入る、という計画になっております。

それから、都道につきましては、現在、２・２・１０号線、これは立日橋のところでございますが、すでに用地買収に入っております。用地買収が完了し次第、橋の架橋と、それから道路

の築造を行う計画になっております。

２・２・６号線については、これは現在完成いたしまして、供用の開始が行われているところでございます。

これからの計画としては、１・３・４号線、日野市域の一番東部に当たりますが、落川地域を日野市の中では貫通いたしまして、第二関戸橋という橋を新たにつくりまして、府中市と結ぶ。こういう路線でございます。これについては、２月の下旬に都と市におきまして、地元の住民の方々に、一部計画変更の御説明を行ったところでございます。引き続き、都では環境アセスメント調査を行い、できるだけ早く着工したいという希望を持っております。

それから、市道関係でございます。市が施行いたします路線の１４路線については、すでに完成しております路線が、６路線ございます。１４のうち６路線でございます。残りについては、現在２・２・５号線の用地買収を行ってございますが、これは６２年までに完成したいということで、現在、鋭意努力をしておるところでございます。

また、６０年度からは、２・２・９号線の調査関係に入っていきたいというふうに考えて、交渉しておるところでございます。これについての費用については、６０年度の予算ということで、現在、議会の方に御提案を申し上げているところでございます。

道路関係については、そのような状況でございまして、今後できるだけこれらの道路については、地域の住民の方々と、公害関係、あるいは周辺の土地利用等についての話し合いを進めながら、実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、下水道関係でございます。下水道関係のまず１点目としては、私道の取り扱いということでございますが、現在、私どもが地元の方に、現在では重点的に落川、百草の地域を整備を行っておりますが、この中で、私道の取り扱いということで、私ども基準を設けてございます。

これは、私道であっても、２０メーター以上にわたるものについては、すべて市の方で管を埋設する。また、２０メーター未満の道路であっても、そこに６戸以上の住宅がすでに張りついておるというものにつきましては、同じように市の方で管を埋設するということで、進めております。

また、開発行為等で、すでに整備をされておるところがあるわけですが、そこは私道が一部必ず入っております。そういうところの地域については、公共下水道の事業の認可をとる以前

に開発行為がなされたものについては、その中の道路、私道については、市の方で実施をしたい。

また、認可後については、一応開発行為の中で管を埋設していただくということで、施行開発業者の方に、管の埋設を行っていただくという方向をとっております。

また、業者の方で実施をしないような場合は、これはそこの家屋を買った方々で、私道の中に管を埋設していただくことになるわけでございますが、公道から１メーターのところに公設桝を取りつけます。これは、市の方で実施をするという計画でございます。

したがいまして、私道の行きどまりがあっても、ただいま申し上げましたような基準に基づきまして、市の方でできるだけ整備をしていくという方針を持っております。

次は、３点目の、工事以前の説明会の点でございます。

工事に入る前は、必ず説明会をその地域で行っております。したがいまして、先ほど落川の方で、そういう話を、事前の説明会を聞いておらなかったという方がいらっしゃるということでございますが、私どもとしては、漏れなく地域の住民の方々には、事前に通知をいたしまして、何月何日の何時から、どこそこで工事に対する説明会を行います。その際には必ず御出席を願いたい、という通知文を出しますとともに、自治会長さんに働きかけて、できるだけ多くの方々がお集まりいただけるように、話をしておるところでございます。今後も、漏れのないように十分注意をして、事前のお知らせをするというふうにしていきたいというふうに考えております。

工事に入りますと、いろいろそこの地域の交通の問題、あるいは家屋の調査の問題、という問題がどうしても出てまいりますので、住民の方々の御理解を事前にいただいておかないと、実際に工事に入ってから、いろいろなトラブルが出てまいりますので、その辺は、徹底して事前の説明会を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　細かく説明していただきまして、ありがとうございます。

残りの部分の道路計画、これはできるだけ、一日も早く完成をしていただきますように、ひとつよろしくお願いをいたします。

３点目でございますけれども、今、部長さんが、私道なんかに下水道の管を埋設するときに、

こういう前には必ず説明会を行っているということです。これは今まで、部長さんも今言われましたように、漏れた方がそういうようなことじゃないかと、私、今部長さんから説明いただきまして、わかりました。これにつきましては、了解をいたしました。

これを終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の１、市内都市計画道路及び公共下水道計画について問うに関する質問を終わります。

次に、一般質問９の２、教育問題について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　教育問題についての、問うという題名でございますけれども、これも、先ほど大柄議員さんが細かく理事者側の方に質問して、それが私とダブるようなところが随分ございましたので、その辺のところは除かせていただきます。

今日、教育関係については、非常に子供さんたちについての問題が頻繁に、新聞等、テレビ等で、責任を持たなきゃいけないというような、大人の、これは当たり前のことだと思いますけれども、大人が最近子供たちについても、いつも私たちが「若者は」というところから始まるような話し合いが、つい出てくるということでございます。

その問題が摘発されて、非常に若い方たちは若い方たちの考え方で、年寄りは何を言っているんだ、というような反発もあるようでございますけれども、そこで私の方で、問題点について幾らか述べさせていただきたいと思うんです。

問題を的確にとらえることは困難な状況というような時代ではございますけれども、これは、ある程度昔からのしきたりと言いましょうか、礼儀作法というんですか、そしてまたはしつけと言ってよろしいんじゃないかなと思います。そういうような言葉の中から、非常に大事な問題が、現在、行われているというようなところから、このように私、質問させていただくわけでございますけれども、なかなか、今の子供さんたちの指導に立っている教育者は、非常に私、大変なことだと思っております。また、これは理解せなきゃいけないと思っています。

その子供さんたちが生まれてくる、胎内におられるときには、関係がなくして生まれてくる。生まれて初めて、２年たち、３年たってから、社会の情勢をわかっているようなわからないようなことから、子供さんが出発していくというふうに、私は考えております。

そして、私たちは、大人が原因であろうかと思います。大人はしっかりせなければいけない

ということでありますが、私たちは深刻な、重大な責任を持って、若い方たちの世代に文化的なものを伝えながら、責任を感じながら、行動をしていかなければいけないんじゃないかと。大げさなことかと思いますけれども、そのように私は考えを持っております。

私は、ちょっと個人的になりますけれども、触れさせていただきます。

私、生まれは大阪でございます。そのとき、昭和２４年にこちらの方に参ったわけでございますけれども、その２４年間、大阪で過ごさせてもらったわけでございますけれども、その当時のこと、今ここに、この年になって振り返ってみますと、非常にその当時はしつけという、礼儀作法というんですか、厳しく家庭の中、学校の中で、厳しく過ごさせてきたわけでございます。

そういうようなことを、今、うれしかったこと、または非常に悲しかったこと、嫌やなこと、ということが、ときどき思い浮かべるときが再三にございます。それを思い浮かべたときに、私たちが若い世代の子供たちに、何を送っていかなければいけないんじゃないかということを、しばしば考えさせられるときもございます。

私は、少年時代には非常にわんぱくで、そして学校の中ででも、よくバケツに水を入れまして、頭に持たされた、そういうようなことは、たびたびございます。そういうことを思い出しながら、現在、私は、若い人たちのために何を残していかなきゃいけないんだろうか、ということを考えてみました。

そこで、質問をさせていただくわけでございますけれども、今学校に、小学校、または中学校、私、今文教委員の一員でございまして、昨年ですか、学校を見学させていただきました。その中で、一番感じたことは、教育委員会の方たちと一緒だったんでございますけれども、便所の汚ないことには、非常に私、怒りを持ったわけです。

そこで、見学させていただいた後で、校長先生、また教頭先生なりと座談会というんですか、懇談会というんですか、させていただいたときに、現在、学校をつくろうとするならば、一番お金がかかるんですよと。３０億、４０億というような金が必要になってくる。これを我々は、大人、または行政の中で、学校、これは義務づけられておりますから、つくらなきゃいけない。

そういうような多額な金額を投資してつくった学校を、このように粗末に扱われていくようなことでは、私たちは立ち上がって、やっていかなきゃいけない。しつけしていかなけりゃいけない。礼儀正しくやらなけりゃいけない。こういうようなことを、教育委員会の次長さんなり、よく私は話をするわけでございますけれども。

そういうような中から、私、この一般質問の中で、しつけというものをひとつ取り上げていただきまして、そして、しつけというものはどういうものであるかという、これは昔から言いますと、先ほども大柄議員が申し上げましたように、君が代とか、国旗掲揚とか、こういうものでございますけれども、これは私、省きます。

そこで、本題に入るのは、しつけの中の、学校をあくまでも自分たちできれいにする。そして、教育の場所でございますから、先生方も子供さんたちと一緒になって教室をきれいにし、そしてやっていただく。このしつけが第一番じゃなかろうかということで、私、しつけの、わずかなことでございますけれども、第一番に便所、できることからひとつ学校の先生方にお願いをし、そして子供さんたちにも実行していただけるような、小さなことから、ささいなことから、ひとつやっていただきたい、こういうふうに考えております。

便所掃除、これは大体月に金額は、便所についての予算計上しているのは、大体小学校が20ございますね、中学校が八つ、こういうような中から、大体1.４１６万円ですか、これの１年間の予算計上してあるわけですね。これが、全部が子供さんたちにやれということじゃございません。これは子供さんたちができない部分も、聞いてみますと、あるわけでございます。

汚物というものが、これは生活の中で欠かすことのできないものがございまして、これが小学生、中学生にさせろということは、問題じゃないかというふうに考えます。これを除いた後の、週に２回とか、３回、清掃の方でやっていますけれども、これが、できるならば当番制にしまして、毎日便所掃除、これは自分たちの最終の終末の場所でございますから、自分たちの手でやろうというしつけを、ぜひやっていただきたい。

私が申し上げるのは、子供にでも大人にでも、できるものは全部やっていただく。どうしてもできないというものは、行政なりにやっていくと。こういうようなものが、私は本当じゃないかと思います。これについて、ひとつ考えていただきたい。

もう一つは、一番大事なことでございますけれども、自分たちが、給食でございますけれど、食事でございます。

このときに、学校では割りばしを使って、そしてその割りばしを使ってすぐにもう捨ててしまうと。これが一つは、大量に仕入れて、大体１円５０銭ぐらい、一つがかかるそうです。場合によっては２円ぐらいかかる、高くても。こういうような、１本が２円というようなもので

ございますけれども、これは重なって、そして使う人の多い場合になってきますと、非常に金額も重なってまいります。

そういうようなところから、割りばしはやめていただき、そして一つのはしを学校の中で備えつけるとか、または、それは衛生的に悪いというならば、各自の子供さんたちに持参させて、そしてそれを食べるときにははし入れから出していただく。袋からでも出していただく。そして食べた後は自分で洗って、そしてそれを持って帰る。このくらいのことは、学校側の方と、それから行政の側の方と、指導すべきじゃないか。こういうふうに私は考えております。

その２点について、ひとつ関係の方から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、私の方から、御質問が２点出ましたけれども、２点の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

ただいま、児童生徒のしつけに関するいろいろと御高説を拝聴いたしました。いろいろと共鳴すべき点が、たくさんありました。

いろいろと学校教育の中における問題、あるいは家庭教育におけるしつけの問題、いろいろと御提言があったわけでございますけれども、その中でのまず第１点目は、いわゆる学校のトイレの清掃に関する問題につきましての、御提言をいただきました。

学校の方の日野市の小中学校のトイレの清掃でございますけれども、昭和４７年度以前は、小中学校ともにトイレの清掃につきましては、児童生徒、教職員、あるいは用務員等の手を煩わせまして、清掃を自主的にやってまいりました。

ところが、昭和４８年でございますけれども、これは２６市一斉でございますが、特に用務員さん、あるいは組合等の要請がございまして、特にこれは用務員さんの労力等の問題の中での要請だと思いますけれども、これをぜひひとつ、委託方式に切りかえてもらいたいというふうな要請がございまして、４８年度から、実は委託方式ということで、業者の方にトイレの清掃は委託をしておるのが現状でございます。しかし、委託と申しましても、月５、６回、ということは、５日に一遍ぐらいずつの清掃業者のトイレの清掃でございます。したがって、それだけでは不十分でございます。

現状はどうかと思いますと、小学校におきましては、１校は自主的に毎日、生徒児童、あるいは用務員等と一緒に、トイレの清掃をしておると。

中学校につきましては、月６回のほかに、生徒が自主的にトイレの清掃をしておる、というのが現状でございます。

先般、たしか私ども、記憶によりますと、４８年度の決算委員会の中で、藤林議員さんから、この清掃の問題が取り上げられたということを記憶いたしております。

そこで、我々の方といたしましても、この問題につきまして、今後の指導の中で、いろいろと問題点があるかどうかということで、実は私どもの教育長が、昨年１１月の教頭会であると記憶しておりますけれども、各学校におけるトイレの清掃が、一体どういうふうな形で問題点があるのか、学校の実情はどうかというふうなことで、いろいろと教頭等からの御意見を伺ったところでございます。

今、藤林議員さんがおっしゃったとおり、トイレ等の清掃は、やはり勤労体験学習という中での、今いろいろと学習塾等の問題がある、日常生活の中における児童の生活様式、あるいは家庭のしつけの問題の中での、いわゆる公共施設を大切にするという気持ち、あるいは労力を投下するという、そういった問題が非常に軽視されているのは、近年の状況でございます。

そういった中で、自分たちが使っておるトイレというものは、今も御提言がございましたとおり、自分たちが自主的に清掃していくという、そういった意味での公徳心の高揚を図る、そういう意味の児童生徒の協力が必要であるということは、これは先生方も一致した考え方を持っておるようでございます。

しかし、現実問題として、昔は水洗別所がなかったんですけれども、いろいろと今建築構造等が変わりまして、今はトイレはすべて洋式、水洗トイレというふうな形に変わっております。いろんな薬品等も使うわけでございますけれども、そういった中で、実際問題としての、児童、生徒の中では、トイレの清掃が、実際家庭生活の中でやったことないという、経験のない方も、大分いるわけでございます。

そういった面における児童のトイレの清掃という体験というものを、やはりこれは学校のみにお願いすることじゃなくて、日常生活における両親等のしつけの中での、自宅のトイレの清掃というような問題。それと同じように、学校でもそういったトイレの清掃等を行わせるという必要性は、理解できるわけでございますので、そういった面での、お互いの家庭、学校と連携を密にしながら、こういった面の指導が必要であるということは、痛感しております。

ただ、御指摘の中にもありましたとおり、いわゆる女子生徒の汚物処理の問題、これがござ

います。これにつきましては、どうしても児童生徒だけでは、これの清掃等ができません。どうしても専門の業者に委託をして、事業をするという以外に、今の段階では道がないんじゃなかろうか、というふうに考えておるところでございます。

御提言がありました件につきましては、非常に共鳴する点が、多々ございます。学校側といたしましても、この点につきましては、一つの体験学習ということとあわせまして、公徳心の高揚を図るということで、今後ともこれらの問題につきまして、学校側、あるいは父兄側、そういった面での御意見等も一応聞きまして、なお、いろいろ労力関係の問題の中では、組合等の対応の問題がございますので、これらの関係当局と十分に連絡をとりながら、これらの問題につきましても、対応を考えてまいりたい、というふうに考えておるところでございます。

第２点目の、学校給食に関連いたしまして、いわゆる割りばしの使用じゃなくて、はしを各児童生徒がこれを持参して、そしてこれを自分たちがよく洗って、そしてそれを持ってこさせたらどうか、こういうふうな御提言だろうと思います。

現在の学校給食におきます割りばしのはしの使用状況でございますけれども、はしを使う場合には、御承知のとおり、給食の中におきます米飯給食、あるいは、めん類の給食の際に使うわけでございますけれども、小学校の場合ですと、これは各学校によってまちまちでございますけれども、平均いたしますと、月１回から６回、小学校の場合ですと、平均月３回ぐらいははしを利用しているんじゃなかろうかというふうに、現状を認識しているところでございます。

中学校につきましては、月４回から８回、平均いたしますと、月6.5回というふうな、統計上の数字があらわれております。

今後、文部省の指導の中で、米飯給食を各小中学校に積極的に入れていくという、こういう指導がございますので、そういった意味におきまして、今後、小中学校の給食におきまして、はしを使用する機会がふえてくるだろうというふうに、私どもは考えているところでございます。

そこで、割りばしと、いわゆるはし持参との問題でございますけれども、それぞれ長所、短所があるわけでございます。割りばしを使う場合には、確かに１回使えば、後は使い捨ててしまうという面で、非常に衛生的なわけでございます。かつまた、調理員等の手を煩わすことがございません。そういった意味におけるメリットはございます。

ただ、反面、いわゆるデメリットと申しましょうか、対処といたしましては、先ほど御提言

がございましたとおり、１膳当たりの割りばしの単価は、２円ないし２円５０銭かかっております。

昭和５８年度の実績で調べてみたんですけれども、小学校１９校で、年間どのくらいのはしを使ったかと申しますと、４９万円使っております。

それから、中学校は５８年度は２校でございますけれども、２校で２８万9,０００円。ですから、年間合わせますと、両方で約８０万近いはしの経費を使っておるということでございます。

したがって、これを、いわゆる割りばしからはし持参というふうな形になれば、父母の軽減はゼロになるわけでございます。

しかし、はしを持参となりますと、先ほど藤林議員さんから、これはしつけの中で、これを自分たちが持参をして、自分たちが洗って、持ち帰って、また使う際に翌日持ってくる、こういう意味の御提言かと思いますけれども、なかなかはしを洗うということについても、指導の問題の中で、難しさがあります。

それから、忘れてくるというふうな問題もあります。

それからもう一つ、保管場所等の問題もございます。

そういうようなこともありますので、それらの問題につきましては、いろいろと、父母の協力の問題もございます。しつけの問題もございます。そういった中で、学校当局とも、父兄とも十分に相談をしながら、この問題を今後どうするか、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　細かく説明していただきまして、ありがどうございました。

ちょっと再質問させていただきます。

今、次長さんが、はしについて、非常に父兄という考え方のこともあろうし、学校側のという考え方もあるように、私、受け取ったんですけれども、なかなかこの問題については、大変だというようなことでございますけれども、実は私、ちょっとこれ、次長さんの参考になるかならないか、わかりませんけれど、こういう学校もあるそうです。

学校側で、その人数だけの分を買い入れまして、それは要るときにはそれを使用していただ

くというような、これは割りばしじゃなしに、備えつけのもののはしだそうです。これが日野市の中で、そのようにまで実行している学校が三つばかりあるということを、ちょっと聞いているんですが、これは仲田小学校と、それから一小、三沢台小学校と。これが、ちょっと私、聞いてきただけですから、実際かどうかわかりませんけれども、この三つの学校が、このようなはしを備えつけてあるということで、これはどうなんですか。

たとえば、三つの学校がこのようになさっているということになれば、ほかの学校も、私、できるんじゃないかなと。こういうふうに考えているんですけれども、その返のところ、次長さんが、何ですか、まだお聞きになっておりませんか。

それ、ひとつお聞かせ願います。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　確かに今藤林議員さんがおっしゃったとおりに、現在、はしを保管している学校につきましては、一小、仲田小、三沢台小学校だったと思いますけれども、この３校が確かにはしを持参していただいているという形でやっております。

これは、仲田小学校の場合ですと、学校をつくる際に、新設する際に、給食施設をつくるときに、はしを置く場所等の備えつけ等も、施設をつくる際にできております。それから、新設校ということもございます。

そういう意味で、特に仲田小学校の場合は、給食を新しく行うに当たりまして、はし持参という制度を取り入れたということがございます。

確かに学校によっては、持参をしている学校も、３校ございます。

いろいろと学校の給食施設の問題等もございます。あるいは、予算措置の問題等もございますので、こういう事実はし備えつけの学校もあるわけでございますので、今後、それらの問題を踏まえまして、これらのはし持参ができるかどうかということは、一応給食部会、あるいは調理部会、栄養士、そういった専門家の意見も聞いてみたいと思っています。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これは、今、次長さんが各学校の方にも要請して、そしてできるものならしていこうというような、前向きな考え方でございますので、この件は了解させていただきます。

便所のことなんですが、再質問させていただきますけれども、汚物処理は、これは当然、次

長さんが言われましたように、普通では処理できない問題でございますから、この部分が、これは学校の生徒だけじゃございません。教員の方も、そしてまた、学校に集まってくるお母さん方もあると思います。

それですから、これは当然業者委託というような形もよろしいと思いますけれども、できるならば、しつけという、そしてまたこれから先の父兄なりの中で、やはり見直しするところは見直していかなきゃいかぬというのは、これはだれしも考えていることだと思いますので、できるならば汚物以外のものは、各学校で処理して、生徒なんかにしつける意味としてやっていくように、ぜひ私の方からお願いをしたい。

これで、次にまた機会があれば、これと同じような問題もたくさんございます。それについて、また質問させていただきますけれども、きょうはこの２点について、述べさせていただきます。

本当に細かいところまで答弁いただきまして、ありがとうございます。

できるなら、実行に移していただきますように、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の２、教育問題について問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時１０分散会

3月8日　金曜日　（第5日）

昭和60年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第5号）

3月8日　金曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
30番	高橋通夫君		

欠席議員　（1名）

29番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和60年3月8日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時8分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員19名であります。

一般質問に入ります。

10の1、国際青年年を迎え今後の課題と対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔7番議員登壇〕

○7番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1979年12月17日国連総会は、1985年を青年にスポット当てた国際青年年と制定、そのテーマを「参加」「開発」「平和」と定め、周知のとおり、目的は　1.青年の状態、権利と願望について政策決定者及び世論の認識を高める。2.各国の実情に応じて青年に関する政策と計画を進める。3.青年の社会への積極的な参加を促し、特に開発と平和推進を促す。4.青年の間に平和相互の尊厳と理解の理念を普及させる。5.青年問題についてあらゆるレベルでの協力を奨励する、となっております。

現在、世界はエネルギー資源の枯渇、米ソを中心として不信に基づいている果てしなき軍拡競争、地球規模で進行する砂漠化、自然破壊、飢餓の嵐などが拡大の一途をたどるなど、克服しなければならない数多くの課題を抱えております。これらの課題は10年、20年後には、確実に現在の青年たちに降りかかってくる課題でもあります。ことしは国際社会の相互依存性を理解し、深める機会でもあります。

そこで、基本的、本格的な国際人としての育成は、教育改善・改革にゆだねることにいたしまして、国際青年年をスローガンに終わらせることなく、大きな飛躍への足がかりとするために、さらに今後の課題を模索しつつ、地方行政で現実的に取り組むべき諸問題の一端を数点質問いたします。

第1点といたしましては、国際交流によって文化を支える価値観や行動観を互いに理解しあい、学ぶべきは学び、互いに相違しながら尊重と理解の上に立つ交流が大事であり、これを最も実現しやすい問題の一つは、市内在住の留学生、もしくは、市内の大学、または周辺大学の留学生と市内の学生、青年との国際交流をすることが十分可能であり、また必要なことと考えられますが、行政として取り組む考えをお聞きいたします。

第２点といたしまして、国際化時代が加速度に進行する中で、地方の国際化とも言われ始めており、有能な国際人を育成するかは、日本の将来の明暗を制するほど重要性をもっていることは、周知のとおりであります。地方行政も国際化の一翼を担う時代に入ったと言われております。馬場弘融議員の質問でも取り上げられているところのレッドランド市への青年を中心とした定期的な人材交流を図り、さらに民間友好交流のかけ橋に行政として取り組むべき重要な課題であり、今後の施策をお尋ねいたします。

第３点目といたしましては、市内の青少年の海外研修、海外留学等の旅費の貸付制度について必要な時期に到来したと言えますし、今後積極的に検討し、設置するよう要望するものであります。お考えをお聞きいたします。

質問の第４点目といたしましては、２１世紀を担う主人公は、紛れもなく現代の青少年であります。青少年の心の扉を開く主体者は、かかわりの大きい家庭や学校であります。さらに、地域社会であり、行政でもあります。国際人として立ちゆくには、政治や経済の実用的知識にとどまらず、日本の伝統文化への造詣と、相手国への理解、さらに自からの人格に刻み込まれる幅広い教養が要請されるものでありますことは周知のとおりであります。学校教育、社会教育の中で、それぞれの立場で創意工夫しておることは周知しておりますが、さらに、それぞれの青少年の人格に刻み込まれる幅広い国際性教養のための意味から世界の現状を正しく理解するためにも、小・中学校において干ばつで苦しむアフリカ難民の人々のパネル展示、また、今後も必要に応じた世界の現状のパネル展示等行うべきであろうと考えますが、どうでありましょうか。

さらに、行政が中心となり、青年の力を結集し、募金活動等を行うことも考えられますが、これについてのお考えをお伺いいたします。

第５点目といたしまして、社会教育の一環として、青年文化講座、サークル、団体活動、さらに青年フェスティバル等を行っておりますが、青年が家庭、学校、職場、地域社会などの生活の場所でいろいろな活動に参加し、年齢に応じた役割を果たしながら健全に成長していけるように、すべての行政分野で総合的な施策を展開していくことが大事であります。

そこで、青年の声を積極的に取り入れるため、青年モニター制度を設置し、青年、あるいは青少年の意見に耳を傾け、行政に反映していくことも必要となりましょう。

さらに、１月１５日成人の日に、青年の代表と市長、部長との対話による意見交換、また、

青年の行政に対する要望を聞く日を設けてはどうかと考えますが、どうでありましょうか、考えをお伺い致します。

以上５点についてよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。教育次長

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方から御提案ございました五つの御質問に対しまして、考え方をお答えしたいと思っております。

ただいま馬場議員さんからご指摘がございましたとおり、本年は、国際青年年の年に当たります。特に青年年につきましては、非常に重要な課題でございます。これにつきましては、教育委員会だけの窓口ということではなくて、日野市全体の行政の中で、あるいは市民、民間団体、官民一体となってこの問題に取り組んでいくべき重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

国際青年年につきましては、ただいま御提言がございましたとおり、これからの２１世紀を背負って立っていきます青年たちの開発していくべき課題を積極的に開発していくということで、開発、平和、あるいは参加、こういったものを三つのテーマといたしまして、国連総会におきまして、１９７９年の第３４回の総会におきまして決定されたわけでございます。これにつきましては、現在、内閣総理大臣が、いわゆる議長となりまして、総務長官、あるいはまた関係各省の事務次官、あるいは民間人の代表、あるいは各関係省庁、都道府県、市町村、こういったものが推進の母体となりまして、その推進委員会で決定された国の施策という中で、各都道府県、あるいは市町村にいろいろと国際青年年に向けての施策につきましての要請、あるいはそれに対しましての推進につきましては、いろいろと計画がなされ伝わってくるものと思っております。現在、総理府では、総務庁が窓口になっていますけれども、各市町村におきましても、この国際青年年におきましての担当部門というものが決められていくんじゃなかろうかというふうに思っております。

そこで、何点かの御質問が出たわけでございますけれども、特に行政側としてのこの国際青年年に向けての大きな役割といたしましては、ただいまも御提言がございましたとおり、これからの国際社会に向かっての日野市におきます青年たちのいろんな参加、開発こういったものにつきましての相互の連絡調整を図る、あるいは会合の場を設ける、あるいは交換の場を設ける、あるいはまたそれに対する必要な助言を与える、あるいは物資の援助をする、あるいは側

面的な財政的な面の援助をする、こういったものが行政にかけられた大きな課題であり、また使命であるというふうに私どもは理解をいたしております。

そこで、第１点目のいわゆる国際交流の方法といたしましてのレッドランドの市民とのいわゆる交流の問題が出されました。これにつきましては、先般もレッドランド市民とのマーチングバンド等の交換もなされておりますし、また、昨年の８月には、日野市の代表の方々が２６名でございますか、８月にレッドランド市を訪問し、親善訪問の役割を果たしておるというふうに伺っております。今後そういった意味におきましてのそういった面の交流は、特に民間等を通しましての交流は必要であろうというふうに私どもは理解をいたしております。

それから、いわゆるこれにちなみましての海外の研修等の問題が御質問がございました。確かにこれからの国際化という大きな社会観を考え、青年たちがその辺の認識をつけるわけでございますけれども、そういった意味におきますところの海外研修というものは必要であろうというふうに理解をいたしております。特に東京都におきましても、数年前からこの国際交流の一環といたしまして、青年船の家ということで、これは中国へ毎年約東京都内の青年たちを４００名ほど中国の方へ２週間ほど派遣いたしまして、それらの交流を図っておるということで、日野市からも毎年数名の方々、青年が参加をいたしております。そういった意味におきますところの今後の国際社会を迎えての青年たちの交流という意味におきましての必要性があろうかと思います。貸付制度等の問題につきましては、いろいろ財政等も伴う問題でございますので、理事者側等とも十分に相談をして、これらの対応について考えてまいりたいということで、検討されてもらいたいというふうにお答えをしておきたいと思います。

それから、いわゆる２１世紀を迎えてのいろいろと青年の過程の中での取り組み方の中での問題の一つに小・中学校のアフリカ等の今いろいろと基金等がございますけれども、そういった面におきます子供たちへの関心を高めるというそういった意味におきましての小・中学校等にそれらの写真展、あるいはパンフレット、ポスター等の展示をしたらどうか、こういう御提言でございます。確かにこれから１５年後には２１世紀を迎えるわけでございますけれども、この２１世紀を迎えるとこれから１５年間に２０億人の人口がふえるであろうと言われております。その中で、我国、あるいは欧米諸国の先進国のほかにアフリカ、あるいは東南アジア等の飢饉、貧困に非常に追われているといういわゆる開発途上の国があるわけでございますけれども、その中の約８０％がいわゆる開発途上にある東南アジア等の貧民を抱えるところの人口

がふえるだろうというふうに予測をされております。そういった意味でこれからは先進国の青年たちが、そういう弱者といいましょうか、難民といいましょうか、そういう困っている人たちに対しての認識を深め、それらに対する援助を深めていく、そういう意味の国際間の必要性というものは提起されているところでございます。特にこれからの小・中学生等につきましては、２１世紀を迎えていくいわば主人公になるという、大人になっていくというそういうふうな時代を迎えているわけでございますので、そういった面でのいわゆるアジアの難民とか、あるいはアフリカの難民飢饉の状態、こういったような問題につきましても現在、小・中学校の方でも学校の掲示板等にいろいろとポスターとか、あるいは写真等る展示し、これらの状況につきまして周知をしているところでございます。御提言がございましたポスター、あるいはまた写真展示等につきましては、今後ともども小・中学校の校長あるいはまた関係者とも相談いたしまして、こういった面でのＰＲの積極的な導入を取り入れていくべきではなかろうかというふうに私どもは、学校教育の施策の中で考えておるところでございます。

それから、それに伴いましての募金活動等もございましたけれども、現に子供たちの中でも募金活動等を特にアフリカの難民等に向けまして市内でも行われているやに聞いております。今後学校、あるいはまた子供会、あるいはボーイスカウト、そういった青少年の団体等もあるわけでございますので、こういった面につきましての意を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、第５点目の社会教育のいろいろな面での青年講座、あるいは青年フェスティバル、そういった面における国際観の問題についての御質問がございました。現在、いろいろと社会教育の面で青年講座、あるいは青年の研修、あるいはまた青年フェスティバル等によりましての市内のグループ、サークル、あるいは青年たちのいろいはな親睦、交流の場をいろいろな面で設けておりますけれども、今後いろいろな面での青年たちの交流を図ることによって、市民たちの連帯を深めていくということをあわせまして、広い意味における国際社会の認識に立つ、そういった面での指導も必要であろうと思いますので、特に本年の国際年を記念いたしまして、今後の青年教育の中で、これらの問題につきまして積極的に取り組んでいくべき課題だろうというふうに私どもは理解をし、それに向かって推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、その中での提言の中にいわゆる青年モニターの制度を導入したらどうか、こうい

うふうな御質問でございました。これにつきましては、特に青年のこれからの時代を背負っていくという社会的な使命もございます。青年たちがこれからの社会の主人公になっていくというふうな認識からしますと、積極的な面における社会教育活動、あるいは地域活動、あるいはボランティア活動、あるいは市政への参加、こういった面の要望がなされるでしょうし、そういった面での必要性というものは十分にあろうかと思います。そういった意味におきましての青年たちの意見というもの、あるいは市政に対する要望というようなもの、こういったものも積極的に市の方に提言したいと思いますし、また、それに対する市の行政側の考え方を生徒たちに伝えていくというそういった作業も必要じゃなかろうかと思います。これにつきましては、また理事者の方からの考え方があろうかと思いますけれども、その面につきましての考え方につきましては、賛意を表したいと思っております。

それから、成人式が毎年１月１５日に行われるわけでございますけれども、この成人式にはただ単なる成人の日のいわゆる行事ということだけにとどめることなく、せっかくの二十になった青年たちが一堂に会するわけでございます。成人式が終わった後、いろいろな意味での青年たちの交流、親睦、あるいは仲間意識をつくる、そういうことを踏まえまして成人式が終わった後、いろいろな青年の催し物を開いております。その中でのいろいろな今申し上げました青年たちの代表の声を反映するような施策、そういった意味での今後の施策も十分にその中へ取り入れてまいりたい、そういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、いろいろと今、五つの御質問がございましたけれども、一朝一たんにできる問題ではございません。非常に長い期間を要する問題でもございます。今後国際青年年という年を迎えるに当たりまして、これを契機として、これらの青年たちの活動が活発に行えるように平和参加、あるいは開発、こういうような問題に向けましての施策を積極的に進めていくような方法で今後教育委員会を含め、行政側として対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋道夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　１５歳から２９歳までの人口は、市内の総人口に対しまして２４.１％おります。そして、日野市民意識調査によりますと、市政に参加したことがありますかという質問に対しては、２０代の方は８９％、学生は何と９６％の人が参加したことがないというふうに答えております。また、何らかの方法で市政に参加の気持ちがありますかというような質問に対しましては、２０代の方は、３３.１％、学生は５２％が参加をしたいというような考えを持っていることがあらわれております。さらに、市役所から環境美化運動などの町づくりで協力を求められたらどうしますかというような質問につきましては、２０代で５８％、学生では５７.７％の方が、協力をするというふうに答えております。また、町の出来事、自治体の動きにどの程度関心がありますかというような質問におきましても、２０代は５４.４％、学生は５３.９％の方が関心があると答えております。このように２０代、また学生の半数の人々が参加協力していくという気持ちを持っているわけであります。また、市政の要望、苦情を持っている人がというような質問におきましても約半数の方が要望、苦情を持っている、というような考えを承知しております。そのことからも人口の約４分の１が青年層でありまして、この新しい価値観をもった青年の意見は日野市の方向性を動かしていくだけの力となることが考えられます。そういう意味からもまず青年のモニター制度を早期実現していくことが青年の意識を市政に反映していく足がかりとなるのではないかと思います。そういう意味からも市長の青年モニター制度について御意見をお伺いします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　国際青年の年を迎えるに当たりまして、この青年問題、この将来の地域社会にもまた広い意味でもこのいずれ主人公となる青年たちの育成、あるいは広く海外に向かっての視野の拡大、知識の向上、いろいろな日本の平和指向の中で取り組むべき問題が多々あると思っておりますが、自治体といたしましては、今、それぞれ御指摘のありましたことは、今後の大切な課題にすべきものだと伺っております。そこで、早速でございますが、その青年モニター制度、あるいはこれまで日野市でも過去国際婦人年、あるいは国際障害者年というふうなことがらに伴いまして、多少、１年ずつおくれた傾向はあったかもしれませんけれど、まず婦人関係におきましては、婦人問題懇談会をつくり、婦人センターを開設した、こういうようなことがあります。それから、国際障害者年に当たりましては、ことし、建物としてでき上がりました障害者センター、これらがそれに該当する対応になったわけでありまして、青年のことにつきましても私は、国際青年年に当たりまして、日野市の青年懇談会、このようなことがいずれ課題になってくるというふうに受けとめたわけでありますが、なお、それに伴いまして、その青年に在宅のままモニター的な役割をしてもらう、行政に対する意見参加をしてもらうということは、大変結構だと思っておりますので、ひとつ積極的に取り組みを進め

ていきたい、このように伺ったところでございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　これは企業の実例でございますけれど、ホンダシティが誕生する以前に、そのホンダシテイの開発プロジェクトの若手のリーダーが、経営のトップに頼み込んだ有名な言葉があります。それは、「４０才以上の人は口を出さないでくれ」ということであります。そして、ホンダシティを誕生させたと言われております。周知のようにホンダシテイは爆発的な人気を呼んでおります。さらに、布団乾燥機という空前のヒットを生みました三菱電気の企業内では、若者のアイディアを積極的に活用することによって新製品が出されたというふうに言われております。さらに、各企業におきましても、ヒット製品を出している企業は、企業内の提案制度、また青年のアイディアと意欲を尊重している企業は大きく飛躍しているのであります。そういう意味からも市内在住の青年の意見を積極的に市政取り入れ、また、今後高齢化社会を迎えるに当たりまして、青年に過大の負担がかかっていくことは、当然予測できるものであります。そういう意味からも青年に夢と希望が持てるような施策を十分取り入れていただきたいと思います。日本は、アメリカに次ぐ国民総生産第２位の自由国であります。経済大国と言われるまでに発達を遂げ、日本みずからの大きさを気にかけなくてはならない存在となりました。好むと好まざるとにかかわらず、日本の少しの動きで他の諸国に大きな影響を与えます。日本一国の都合だけですべての施策を決定することができない責任ある立場にまいったことは周知の事実であります。さらに、欧米を中心とした国際秩序も中近東問題や南北問題の前には、新たな秩序の模索が行われております。国際社会の中で、日本及び国民がどう対処し、どのような役割を果たすべきかの課題に積極的に取り組まねばならぬときであります。米・ソ二大陣営に大きく二分されている軍事バランスに辛くも支えられている世界平和という現実の前で、軍事科学技術への進歩は、人類に大きな恐怖を与え、世界平和への実現の努力を一瞬たりともゆるがすことのできない現状であります。この現実の中で、どのように世界平和に貢献し得るか真剣に模索するときであるとも言われております。

作家の堺屋太一氏は、結党２０周年記念文化講演会で米・ソ核戦争の脅威、発展途上国の累積債務問題、第３次オイルショック、これらの危機や問題は、人間がつくり出している問題であり、それは人間同士が英知と勇気を持って当たれば必ず解決し得る問題であると講演されております。さらに、人類の英知、勇気ではどうしても解決しにくい問題として、一つは土地の

砂漠化であり、二つ目は人口爆発問題、三つ目は難民、移民をどう考えたらよいか新たな問題と指摘されております。特に難民、移民受け入れ問題が１９９０年から２１世紀にかけて日本の最大の問題となり、さらに異った倫理観を持った外国人と平素からのつき合い、訓練をしていかなければ国際化の道を歩めない。９０年代の国際社会では、恐らくこの問題が日本にとって最大の課題になるでしょうと結論づけております。世界の中の日本、地球人としての日本人の立場を踏まえて、日本が世界の中で生きるためには、平和を基調とし、さらに人間生命の尊重を土台にした外交、経済、文化等の諸施策と地方自治体や民間活動、青年の力等総合的に展開することが、必要となるでありましょう。さらにこれらを支えるために国際社会の中で活躍できる国際人の育成が急務と考えられます。

日野市におきましてもどう役割を果たすことができるかという価値観の転換を図り、基本構想に位置づけを行い、さらに、今、実施可能な施策をより積極的に実施されることを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１０の１、国際青年年を迎え今後の課題と対策に関する質問を終わります。

次に、１０の２、水道、飲料水の現状と安全対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　地球上での水は、海水、陸水、水蒸気などの形で存在しており、その大部分が海水で９７％を占めており、陸水はわずか2.5％にしか過ぎないのであります。さらに、我々人類の利用価値の高い河川水、湖水、地下水等は全陸水に占める割合は、わずか0.３７％に過ぎないと言われております。地下水は、生活用水、工業用水、農業用水として多量に利用されていますが、このうち飲料用水としての上水道の利用量は５７年度調査によりますと、年間３８億8,０００トンで全国の上水道の全取水量年間１４０億6,５００万トンの実に２７.6％を占めております。国民が毎日飲んでいる水道水の約４分の１強は、地下水によって賄われているということになり、この貴重であります地下水が、有機塩素系化学物質によって汚染されていることが、初めてわかりましたのは４９年、東京都衛生研究所の井戸水調査がその発端とされております。その後５６年に、東京都と川崎市で水道用井戸の調査を行い、トリクロロエチレンなどの汚染が報告されました。このことからにわかに全国の地下水汚染が懸念されるようになってきました。このため環境庁では５７年に、地下水汚染実態調査を実施、

５８年度にはさらにその追跡調査を実施されております。調査によりますと、全国１５都市の1,３６０カ所の井戸について１８の化学物質の調査を行い、その結果によりますと、肝臓障害や発がん性の恐れのあるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの汚染が目立ちいずれの都市の地下水からも検出されており、調査井戸の３分の１近くが汚染されておるということであります。トリクロロエチレンの場合は、飲料水に関する世界保健機関の環境基準ガイドラインを超えたものは、１３都市４０カ所の井戸であり、テトラクロロエチレンの基準を超えたのは、１３都市５３カ所にのぼったとされております。

５９年９月の都議会都市計画環境保全委員会におきまして、５７年、５８年の調査報告によりますと、府中、町田、八王子、立川、小平、三鷹市、練馬区内の専用水道から高濃度のトリクロロエチレンが検出されたことが明らかにされました。

さらに、都水道局は、５９年１１月水道水をめぐる残留農薬の５９年度検査結果を発表されました。これによりますと、四塩化ダイオキシンを含む有機塩素系水田除草剤ＣＮＰが３カ所の浄水場で浄化後の水から検出され、夏場がピークで水田にまかれた後、水源の河川に流入したと見られ、都水道局はごく微量で安全性に心配ないとされておりますが、環境問題研究家たちの間では飲料水から検出されること自体に懸念とする声も出ていると聞き及んでおります。

そこで、質問第１点目といたしましては、市内で都水道に一元化されていない世帯、人口はどのぐらいあるでしょうか。さらに、一元化への年次計画は、どう予定されておりますか、お聞きいたします。

第２点目といたしまして、三鷹市では５８年８月、３９本の水道用取水井戸のうち３本の井戸からＷＨＯのガイドラインを超えるトリクロロエチレンなどが検出され、これらの有機塩素化合物を薄めるためのばっ気処理装置を民間会社と協同で開発、この装置により夏から３本の井戸の取水を再開することになっております。高濃度のトリクロロエチレンが、町田、八王子、立川市より検出されておりますが、市内１９本の水道用取水井戸から検出されているのかお聞きいたします。さらに、その他の塩素系化学物質の検出状況は、どのくらいあるんでしょうか。また、１９本の取水井戸の水量は全使用料の何％に当たっておりますか、お聞きいたします。

第３点目といたしまして、日野保健所におきまして、毎月２回水質検査を行っております。受水槽の水質検査は、月約３０件ぐらいで年間３５０から４００件とされております。地下水検査年間１００件以下であると報告されております。検査手数料は、１回5,６００円でありま

す都水道に一元化を希望しておりますが、地域の状況により困難で一元化できず、一軒ないし、２、３軒で地下水を使用している地域もあり、常に水質に脅かされております。より早く一元化を願っております。さらに、一元化できるまで年１回ぐらいの水質検査料5,６００円を助成することができないだろうか、このことにつきましての考えをお聞きいたします。

以上３点についてお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照男君）　今、おっしゃいましたように、地下汚染は環境庁の発表によりますと、先生の数とちょっと違うんでございますけれども、全国の５１４本の井戸のうちから３５本、これは大体トリクロロエチレンでございます。さらに、５８年度同じ井戸で追跡調査をいたしております。これによりますと、やはり継続的に出ているの２８本が言われております。このトリクロロエチレンというのをちょっと御説明しておきますと、トリというのが三つという意味でございます。ですから、エチレンに三つの塩素がくっついたものでございまして、まず非常な利点は、油を落とす能力が非常にございます。それと燃えないということでございます。でございますので、非常にこの業種を言ってはまずいかもわかりませんが、クリーニングのしみ落としとか、工場で油落としというようなところで、非常に使われている物質でございます。そして、これは発がん性があるというぐあいに言われておりまして、トリクロロエチレンにつきましては、ＷＨＯ並びに厚生省の基準によりますと、0.００３ｐｐｍでございます。それから、テトラ、テトラというのは四つという意味でございまして、テトラクロロエチレンは0.０００１ｐｐｍというぐあいでございまして、練馬とかいろんなところからそういう物質が出てたが日野ではどうかということでございます。これは、昨年の９月２７日の某新聞に発表しておるところでございますが、これによりますと、幸いに日野市は検出されておりません。１９本検出されておりません。そういうことを御報告しておきます。

それと、農薬問題ダイオキシン関係の話も出たわけでございますが、これはクロロニトロヘンＣＮＰ、ＭＯとも言っております。農薬除草剤として使っているものでございますが、ＭＯとつけたのは三井東圧の大牟田工場でつくったからＭＯという名前をつけたんだそうでございます。これにつきましては、田んぼの除草剤としては、非常に効果がございます。これは水中から余り発見されておりませんけれども、川河水の中にその稲作が一番水を使う５、６、７ぐらいですか、に検出が多いと言っております。しかし、これは因果関係がはっきりしていると

いうことは述べてはおりません。これは非常に今、おっしゃいましたように、ダイオキシンの今まで都で最もひどかったものが、0.０９３ＰＰＢでございます。パースパービディオン１０億分の１の単位でございます。Ｍじゃなくてでございます。これはいろんなダイオキシンの種類がございまして、１３６８４四塩化ダイオキシン、これに換算いたしますと、さっき言いましたものは、0.０００１８６ＰＰＢに当たるそうでございまして、１日の許容量等は大体６０キロの人間が１日に２０本ぐらいのドラム缶の水を飲んだとき初めて害があらわれるだろうということを言って心配しないでほしいということを都の方では申しております。

それと、次は、日野市に都の水を使っていない、すなわち専用水道がどれほどあるか、という件でございます。大体私の方でつかんでおりますのが2,５００世帯、大体7,５００人ぐらいではなかろうかというぐあいに考えております。これの年度計画を示せ、今後どのような計画で進んでいくのかということでございますが、これにつきましては、１月の終わりにも多摩水道対策本部に行って打ち合わせをしたわけでございますけれども、６０年度、５９年度で、一応多摩動物公園の１５４戸並びに光塩学園の方へ行く道路の実施測量を終わりました。そうして、設計を完了し、６９年度で工事を着工したい。これはなぜかといいますと、2,５００世帯になりますと、現在の水量では少々不安がございます。そのために程久保給水場から大体５００ミリ、今の予定は５００ミリでございますが、５００ミリで明星学園前の都道まで引っ張ってこようとこの工事を大体６０年度に行いたいということでございます。じゃあ、今後の計画はどのようにしてやっていくのかということでございますが、これは今の企画とか、総務部長とも相談いたしまして、検討を練っているところでございまして、いましばらく何年度どこということは、ひとつまだ発表そこまでやってないというか、発表できませんのでお許しを願いたいと思います。

一元化の問題、今言ったことが専用水道を一元化に持っていくことの説明でございまして、もう１点は、その水質検査の助成という問題、これにつきましては、非常に5,６００円もかかると大変だとは考えます。水道としては、ちょっとなかなか困難な問題でございまして、また内部でよく検討させていただきたいというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　水質検査の問題で、これは市民の健康にかかわる問題でありますから、検討させていただきまして、何らかの措置をできるようにいたしたい、こう思いま

す。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　前向きに検討していただきたいと思います。

今現在、市内に井戸水が２３７本あるそうであります。そのうち飲料水として使用しているのが９３本というように保健所の方では言われております。特に２年前に保健所でその水質検査をされました。そのうちの約１１.４％が飲料水として非常に不適だというような結果が報告されております。特に一元化されてないで、地下水を利用しているお宅で、特に１軒ないし数軒で利用されている方が、都水道を引く場合、場所によりましては、４００万から５００万という金額がかかる場所もあります。そういう場所につきましては、なかなか個人で引ける状況でありませんので、より早く一元化への施策を講じられるように水道部の方にお願いいたします。さらに、一元化できるまで自分たちが使用しています水道水が安全であると言えるようにするためにも年１回の飲料水の検査の5,６００円を市の方で援助していただき、安心して生活ができるように強くお願いを申し上げておきます。

水道により供給される水の安全を確保するために、昭和３２年水道法が制定され、公営水道より供給される水は、直結式給水方式とタンク式給水方式の二つに大別されております。

タンク式給水方式は、配水管より給水された水を一たん受水槽に受け、さらに高置水槽にポンプでくみ上げてから給水する方式であり、この方式の場合におきましては、受水槽、給水管等の施設は、施設設置者の財産であり、この管理は所有者、または管理者が自主的に行うものであります。延べ面積が3,０００平方メートル以上の建物や受水槽の有効容量が２０トンを超えるものは、ビル衛生管理法や水道法により所有者管理者等に適正な衛生管理を行うことが義務づけられておりますが、これに該当する箇所は市内で約６１カ所とされております。しかし、問題となりますのは、受水槽の容量が２０トン以下の給水施設のものは、法令の規制を受けず衛生管理が不十分なものが多いと言われております。このことから５９年４月に小規模給水施設の衛生管理指導要綱が東京都により制定されましたが、罰則規定はなく、小規模施設ではほとんど野放しされていると見られております。

特に、建設省告示５０年１２月２０付以前の建物の受水槽は、６面が管理できる構造ではなく、地下で床や壁を兼用しているため、外壁から汚水や地下水、油などが浸入しやすく危険性が高いとされております。

そこで、質問４点目といたしまして、この小規模給水施設では、清掃した受水槽に汚水混入ネズミの死骸が入っていたり、ゴキブリや蚊が大量発生したケースも報告されております。市内では小規模給水施設が約２２０カ所とされておりますが、市民や管理者に衛生管理のＰＲに努め、さらに行政として、小規模給水施設への監視、指導を行うことができないだろうか、お考えをお聞きいたします。

質問５点目といたしまして、５１年第２回定例会の一般質問で黒川議員は、小・中学校及び市営住宅における受水槽、高置水槽の維持管理について質問されたことにより、小・中学校等の公共施設の受水槽、高置水槽は整備されたと聞いております。

昨年１２月の新聞報道によりますと、都衛生研究所と保健所が合同で貯水タンクの藻類の実態を調べた結果、１２０台のタンクのうち４０台が内壁にコケのような藻類が張りつき飲料水中に直径５センチ大のマリモ状の玉などが浮かんでいたとされております。タンク内に繁殖した藻類が人体に悪影響があるかまだわかっていませんが、パイプの目詰まりの原因、水温の高い夏場には塩素を消費して殺菌能力を落とし、不衛生になりかねない。さらに、強化プラスチック性のタンクが太陽光線を透過しやすいため、タンク内で増殖していると分析しております。公共施設の高置水槽の材質は、ＦＲＰ製を使っているのか、さらに管理上藻類の発生はしてないかをお聞きいたします。

以上２点につきまして答弁お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問の中にもございましたように、量水器メーター以下の給水設備は受水槽を含めまして個人の財産に帰するものでございますので、所有者の責任において良好な管理をしていただく、これが鉄則になっております。この小規模の受水槽の指導につきましては、これもやはり御質問の中にございましたが、東京都が小規模給水施設衛生管理指導要綱というものをつくりまして、この要綱にのっとりまして、保健所が中心になりまして、その衛生指導、衛生思想の普及、向上、そういった仕事に携わっておるわけでございます。市といたしましては、直接的に指導、助言をするという権限はございませんが、市の広報を通じて、あるいはそのほかの機会をとらえまして、２０トン以下の受水槽の衛生面につきましても、積極的に啓蒙してまいりたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　今、生活環境部長からも発言がございましたように、受水槽以下は、水道法の適用を受けません。原則といたしまして。しかし、水道法第３条の７項で受水槽が、議員さんもおっしゃいましたように、２０トンを超えるものについては、簡易専用水道ということで、年１回の清掃義務を負わせております。これは保健所に報告をするということになっております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　それでは具体的にお聞きいたします。５点目の藻の発生につきましては、まず学校 ― 小・中学校を含んだ学校施設ではそのような状況が出ておるかお聞きいたします。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方から小・中学校におきます受水槽、高置水槽等のいわゆる水質管理、衛生管理、あるいは清掃、こういったものがどういう形で行われているかというこういう御質問だと思います。小・中学校の場合ですと、毎年夏休みでございますけれども、大体７月の下旬から８月の上旬にかけまして市内小・中学校全校に対しまして、業者の方に水質検査、あるいは清掃、それから終わった後の検査結果、こういったものを報告をさせております。全部その際には水を取って受水槽等の中を全部清掃いたします。そこで、不整備な点があるかどうか、不整備な点があれば、業者から報告をいただきまして、それらにつきましての後の修理、保全等をする、あわせまして水質等につきましての指摘があれば、それに対しましての消毒その他の管理をする、あるいは水質検査を行うそういった中で、市内の小・中学校の水質管理等につきましては、十分に配慮を注いでいるところでございます。現時点におきまして、小・中学校におきましての水質等の問題につきまして、事故等を起こしたという例はございません。今後ともどもこの水質管理につきましては、万全の措置を講じてまいりたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　今までの公害は視覚公害であり、だれでも身近な環境破壊に気がつくことができました。地下水の汚染は目に見えないものを相手にするものであります。今、手を打たなければ取り返しのつかないことになると専門家たちは懸念しております。自然界に存在しない物質で金属の洗浄溶剤、ドライクリーニングの洗浄用に広く使われております。も

ともと揮発性が高く河川などに流れ込むと蒸発してしまう。しかし、地下に浸透してしまいますと、永久的に取り除くことができない。水質汚濁防止法では、河川、湖沼、沿岸海域などを対象としております。地下水は含まれておりません。かけがえのない地下水を守るため強力な施策が必要となります。高濃度のトリクロロエチレンが、府中、町田、八王子、立川等日野市周辺で検出されておりますが、このことから日野市でも検出されてもおかしくない状況にありますので、今後はなお一層の水質検査を行い、安全である水を供給していただきたく強く要望いたします。

さらに、小規模の給水施設につきましては、管理者、利用者に十分ＰＲを行い安全な水の供給をできるよう努めていただきたい。さらに、保健所と十分連携をとり、小規模給水施設への監視、指導を行えるよう十分検討をしていただきたいと思います。強く要望いたしましてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１２の２、水道、飲料水の現状と安全対策に関する質問を終わります。

１１の１、教育行政における諸問題とその対応についての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

〔２６番議員登壇〕

○２６番（秦　正一君）　　教育行政における問題点ということで質問をさせていただきます。

今日、教育改革が国家的問題として取り上げられ、臨時教育審議会が設置されて公聴会等も進められており、教育関係者を初め、社会の大きな関心事となっております。教育改革に関する論説やレポート等は、マスコミの活字を埋めるようになっております。戦後の日本の経済成長の時代は去り、低成長の横ばいの現状の中で、いよいよ教育成長の時代に入る必然性があると言えましょう。しかし、何の教育改革なのか、関心が深いわりに内容も不透明なまま国の審議会の動向を伺っているというのが現状の関係者の姿であります。私は、こうであってはならないと思い、より英知を結集し、より人間教育の道を創造していかねばならないと考えます。日野市の教育行政も充実した方向に進んでいるものの価値観の多様化の中で、問題も整理されずにきております。生涯教育体系づくり、また生涯学習づくりも不十分であるということであります。そこで私は、教育改革の問題点を取り上げ、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

まず１点といたしまして道徳教育でございます。道徳教育は、学校教育の機能の一つであり、道徳教育の目的であります。人間の人格の形成を実現するには不可欠であります。子供たちが成長する中で、人間らしく人間として生きていくための基本を教えるのが道徳教育であります。この道徳教育の時間が義務教育課程の中で、昭和３３年から週１回設けられており、２７年経過してきております。現在特設されている道徳の時間が効果的に生かされていないと言われておりますが、その原因といたしまして、まず１点として授業の組み立て方がよくわからない。また、何を教えているのかがはっきりしない。また、３点目といたしましては、道徳の授業をしただけで道徳性が身につくとか、という教師の疑問による問題を初めとして、大きくは組合が反対していること、教科になっていないこと、準備が大変なこと等にあるようだと言われております。しかし、実態としては、現場の教師の力量、経験不足のために生かし切れないのではないか。また、全国的にも道徳の時間が生かされていないではないかと思われます。日野市における小・中学校の義務教育課程における道徳の教育は、実際はどのように行われているかをまずお伺いいたします。

学校教育をめぐる現状が、いじめ、登校拒否、校内暴力、非行化の多発さまざまな問題をめぐって論議が交わされております。これはすべからく道徳教育の精神に起因するのではないかと思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

２点目といたしましては、教育の成果は、学校、家庭、社会の三つの連携により総合的な働きかけによって達せられねばならないと言われています。その教育目的である豊かな人間性の開発を目指しての学校教育方針が立派に示されていますが、現実の社会活動の中にあって学校では学校なりの問題を教師は教師としての悩んでいる問題、父母は父母の立場で意見を持ち、それぞれが現実に教育活動を進める中で、現場の声が多くあると思います。義務教育の学校の中で、教育上の問題となるもの、障害になると思われるものについて、学校から父母からどのようなものがあるか。あるいは教育委員会として整理されているのかどうか。またその対応をどのように考えているか、明らかにしていただきたいのであります。

まず１点といたしましては、教師の処遇上の問題かどうか。また、教育上の組合との問題はないか。次に父母、家庭の問題はどうか。さらには中学生の非行化の問題は等の観点から分析して対処する必要があると思います。例えば落ちこぼれの生徒に対して、教師が特別の手を加えなければならない。すると組合の主張する教育の公平性を欠くわけであり、ですから、現実

では、落ちこぼれをなくすことはできず、ならばそれをどのようにして変えていくか、以上の点についてお伺いします。

３番目といたしまして、昭和２３年に成立した教育基本法には、教育の民主化、また教育行政の地方分権化、さらには教育の自主性の確保の三つが掲げられ、これは戦後の教育行政の三原則とも言われております。当時この三原則は、一つに地方住民による教育行政に対するコントロールと、二つに教育長以下の専門的教育職員による専門指導との二つの原理により運営されることが明確になっています。教育委員会が公選制から任命制に移ったとはいえ教育委員会が発足して３７年たった今日、この原理原則は生かさねばならないと思います。教育委員会のあり方については、教育改革の一環として考えなければならないことは、委員会自体の活力を生み出し、住民の代表として、学校教師に対する指導、助言をも具体的に行い、また、住民からの苦情にも学校現場からの問題提起等にも一緒に解決できる力をつけることが大切ではないかと思いますが、どうでしょうか。

さらに、教育行政が地域住民と直接結びついて運営できる、より工夫すべきであると思いますが、どうでしょうか。現在の日野市における、それができているかどうか、お伺いいたします。

四つ目といたしまして、国の文教行政や教育委員会との関係の中で進められているとしても教育行政のより活力化と教育委員会の機能をさらに高め深めるためにも住民の教育思想と結びついた運営体制をつくるべきであると思います。そのためにも地域住民の人たちの意見が反映されるためには、市内の教育関係者と父母の関係と知己、経験者等を含めた教育問題協議会を設置して、教育委員会の主催で年数回か定期的に集まり情報交換等の場をつくり、機能を高めていく必要があると考えますが、その点についての考え方をお伺いいたします。

また、さらに提案といたしまして、子供たち対象の電話相談コーナー等も設置してはどうかと思いますが、その点についても考え方をお伺いいたします。

以上４点についてとりあえず答弁をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

大変現在抱えております教育の広い角度にわたっての御質問でございますけれど、答弁漏れ等ございましたらば、また再質問していただくということで、まず第１点目の道徳教育関係の

問題でございますけれど、確かに最近の小・中学生、これらの問題をめぐりまして、新聞紙上等にもよくいじめの問題、あるいは非行等の現象こういうものにつきまして、父母の方も現場の教師も非常に悩まされている、というそういう実態があることは事実でございます。最近の子供たちを見ますと、非常に子供たち自身が衝動的である。それからまた耐性に欠ける、我慢強さがないということ、さらに自己本位であるということ、これらの子供たち自体の道徳性も含めての指導そういうものが必要である。そういう問題が多々現在の子供たちの生活の上に見受けられる。こういうことは指摘できると思います。教育委員会も実は６０年度の教育目標を作成するに当たりまして、相当時間をかけて各教育委員さん方の御意見も出していただいたわけでございますけれど、その中で特に６０年度の教育目標として徳性の陶冶、このことを強く打ち出したその目標をつくっていきたい、こういう状況になっております。学校の方といたしまして、先ほど秦　議員さんの方から御質問がありましたように、この道徳教育という問題、確かに昭和３３年に施行されて以来、もう既に二十数年を超える月日がたっているわけでございますけれど、授業の組み立て方がよくわからないとか、あるいは道徳の時間だけに指導をしてみてもそれは子供たちの日常の生活の中に根づかないとか、いろいろ道徳問題をめぐりましては、これを教科の一単位時間として取り上げるかどうかということが、当初この道徳問題が出発する時点では大変論議の対象になった問題であることは事実です。ただ現在この道徳の時間というのは、小・中学校とも週１時間授業時間の中にきちっと位置づけられておりまして、その中では小・中学生のそれぞれの発達段階に応じながら、副読本等も利用しつつ一応人格という形で身につけていかなくてはならない最低の徳目等につきましては、その中で指導は行われております。ただ先ほども申し上げましたように、これは道徳の時間１時間だけで子供の身につくという問題ではございませんし、学校生活全体を通して具体的な目標を立てながら進めていかなくてはいけないということで、特にその６０年度の一つの全市的な目標としては、あいさつのしっかりできる子供をつくろう、こういうことで各学校とも具体的でなお目標がはっきり示されるようなもの、そういうものについて小・中学校ともに一斉に取り組んでいこう、こういう方向を打ち出しております。なかなか一朝一夕に人格の陶冶と一口で言いましてもできる問題ではございませんけれど、できるだけの努力を尽していきたい、こう考えております。

２番目に学校教育の現在の行われている状況の中で、教師の職務上の問題、あるいは組合関係の問題、それから父母、家庭との問題、その他児童生徒のいわゆる生活指導上の問題、これ

らの問題についてどんなところに問題点があり、さらに、どういうその状況であるか、というような御質問だと思うわけでございますけれど、教師の職務上の問題、これは学校教育法の中にも、はっきりと２８条の中にうたわれている。教師は児童生徒の教育をつかさどる。このことがしっかり明記されているわけです。この児童生徒の教育をつかさどるということ自体これはもう教師の本務でありまして、児童生徒の教科指導、それから生活指導、あるいは今申し上げましたこの道徳指導、これらのものに全力を挙げて取り組むということ、このこと自体が教師本来の本務でございまして、この本務は教育基本法第１条に示されている教育の目的これを達成する、そういう方向に沿って全力を挙げて仕事はやっていく、これがもう教師の職務上の本務である。なお、この中で、確かに教職員組合という組織が組織されております。この教職員組合の組織というのは、ほかの労働組合、あるいは職員団体と若干性格が違っている面が、自分たちの生活と権利を守る、こういう面ともう一つ非常に大きなウェイトを持って進められている問題の中に、この教育活動と申しますか、これをやはり教師の徳性としてやっていかなくてはいけない、この教育研究活動と申しますか、これが　かの労働組合、あるいは職員団体にない非常な特質だと思っております。確かに組合員には組合員としてのその考え方もございますし、意見の異なる場合もありますけれど、具体的には、これは毎日毎日の授業を実施している先生方この方々の中には、組合員だとか、あるいは組合員でないとか、そういう面での教育をしていく上での違いというものはあり得ませんし、また、あってはならないと思っているわけです。確かに最近、教職員組合運動の中でも非常に教師自身の自覚、あるいは教師自身の反省、こういうものが今の教育の中では、ただこういうその状況が生れている。教育の問題が国民全体の問題として取り上げられている、こういう中で、ただ単に教育行政が悪いからこうなんだとか、あるいは家庭のしつけ、社会の環境、これがこんな状況だから、子供は幾ら学校でやってもよくならないんだとか、そういう形で責任を他に押しつけて、教師自身の責任を回避する、こういう姿勢はあってはならないんだということを日教組の委員長を初め、教職員組合自体もその辺の問題については大分気をつけ、また自分たち自身もこの教育というものに対する教師のあり方というものこのことに反省、自覚というものを持ちながら、教育というものを進めていかなくてはいけないということを言い始めております。私たちは、十分その辺の点では組合とも話をしながら正しい教育のあり方、こういうものについてさらに努力をしてまいりたいと思っています。

それから、父母、家庭の問題でございますけれど、確かに核家族、こういう構成の家庭がふえている中で、昔の大勢の５人、６人の子供を抱えながら生活していた時期と違いまして、両親の方たちも必要以上に子供たちに対する過保護、あるいは過干渉、あるいは期待と申しまして、能力以上の期待を子供に要求する、そういう傾向が逆に伸びよう伸びようとする子供たちの芽を摘んでいるんではないか、そんな認識を受けます。教育という問題が全人教育と申しますか、知徳体というその三つの調和のとれた人格というものを求めている中で、ややもすると、その中の知的な面この面におけるところの期待が大き過ぎてそれが子供の人格を傷つけている、こういう原因も見受けられる、乱塾時代だとか、その他非常に必要以上の過熱な受験競争とか、こういう状況の中で、子供たち自身非常にその辺で子供たちの心が傷つけられているんではないか、そんなことも考えられます。さらに、子供たちの生活指導上の問題が大きく取り上げられていながら、なかなか後を絶たないではないか、いわゆるいじめだとか、非行だとか、登校拒否だとか、そういう性格の問題が後を絶たないではないかということについての御指摘でございますけれど、確かに御指摘のとおり、これらの問題について父母も学校も一番悩んでいる問題であるわけです。この問題そのものは、極めて私は根が深い、確かに学校、家庭、地域それぞれの責任を回避するわけにはいかない問題だと思いますけれど、特にこの学校教育の場におきましては、学校そのものが組織的、あるいは計画的に教育活動を展開していく専門職の集まりなんですから、少なくともその中で父母から信頼されるような教育実践といいますか、これを展開していく、それこそ学校本来の機能であって、専門職であるべき、また教育を行うということ自体が一つの学校に与えられている機能なんですから、その責任というものは、やはり教育委員会含めまして学校現場と十分自覚していかなくてはいけないこういう問題、その中でこそ初めて今出ておりますいじめの問題だとか、あるいはしつけの問題だとか、あるいは非行の問題、こういう問題が解決していく一つの筋があるんではないか、こう考えております。

三つ目に教育基本法関係の問題でございますけれど、先ほど秦　議員さんの方からおっしゃられましたように、教育の民主化、それから教育行政の地方分権化、さらに、教育の自主制の確立、この三つは戦後教育の教育改革の三原則と言われた大きな問題でございまして、この教育の民主化というもの、この教育権というもの、この教育権というものがどこにあるんだ、教育権は国家にあるのか、教師にあるのか、父母にあるのか、今の教育権というのは、父母の信託を受けて教育をやっている、こういって個人の価値を尊びという方向の中で父母の信託を受

けながら教育というものは展開されている。こんなように把握しております。憲法２６条の中にも教育を受ける、あるいは受けさせる義務、受ける権利こういうものがはっきりと明記されているわけでございますけれど、いずれにいたしましても、この教育の民主化問題等につきましては、父母を含めて公教育として、父母の期待に沿うような教育というものが展開されていかなくてはいけないんだ、そういうことは肝に銘じて教育の行政をやってまいりたい、こう考えております。

さらに、教育の地方分権、この問題につきましても、現在の教育行政というのは、教育委員会を中心に確かに進められております。児童生徒が急激にふえる時期には、それぞれ教育条件を整える、各市町村自治体としては、そういう条件整備を進めていく、あるいはこの現在の教育の内容等につきましても、非常に教育委員会自体のやっていかなくてはならない問題点というのは多岐にわたっております。特にこの臨時教育審議会の中でも教育の自由化論とか、あるいは教育の個性化論とか、いろいろ討論されている模様でございますけれど、いずれにいたしましても、公教育という角度の中における特に義務教育、義務教育の中におきましては、国民としての基本的な資質、これを高めていく以上このまた国民としての一定の基準性というもの、これが学習指導要領、これを中心に展開されておりまして、これが逆に教育そのものが中央集権化されているんではないかとか、いろいろな御批判が出るわけでございますけれど、義務教育段階、特に公教育という中におけるところの一定の基準性、これは沖縄から北海道まで一応国民としての基本的な資質、これだけのことは小・中学校の義務教育段階で終わらせておきたい、この基準を示されているのが教育指導要領でございまして、その基準の中に沿いながら地方分権という形で教育委員会に与えられているあらゆる方向、例えば教育課程の問題であれ、あるいは学校保健の問題であれ、学校給食の問題であれ、社会教育の問題であれ、いずれにいたしましても教育委員会が中心になりながら進めている、そこが教育の地方分権化というすぐれた制度のあり方ではないか、こう考えております。

それから、教育の自主性を確保すべきではないかということで御質問が出されておりますけれど、この教育の自主性の確保ということにつきましては、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律、この中に２３条で教育委員会の職務権限と、それから地方公共団体の長の権限これがはっきりと区分けされて位置づけられています。確かに教育委員会というのが、行政委員会として、一つその独立した性格を持っている。その中で、例えば教育財産の管理だとか、あ

るいは教育委員会関係の職員の任免行為だとか、または教育課程、学習指導、あるいは組織編成こういうものの管理であるとか、学齢児の就学、あるいは転学、卒業、こういうようなもろもろの問題、これはほとんど教育委員会の職務権限としてきちっと位置づけられている。一方この地方公共団体の長の権限として、教育財産の取得、処分の問題、あるいは教育予算の執行の問題、契約関係の問題、あるいは市立学校の問題、こういうことで長の権限というものは、一応現在の地方教育行政の組織並びに運営に関する法律の中では、きちっとうたわれているわけでございまして、そのうたわれている中で、この教育の自主性というものを維持していくことができる、こういうように考えている次第でございます。

最後に４番目の教育委員会の指導性の問題、これはどうなのかということでございますけれど、確かにこの教育理念の問題だとか、あるいは学校教育制度の問題だとか、あるいは生涯教育のあり方の問題だとか、今臨時教育審議会の方でもいろいろな角度から検討されているようでございますけれど、この教育制度をどういう制度に位置づけるかとか、あるいは学校教育制度こんなものをどうするかということにつきましては、市の教育委員会としては、確かに権限外といいますか、なかなか市の教育委員会でできる性格のものではございません。

それからもう一つ、教育予算の執行、これもはっきりと今の地方教育行政これの中では市長の権限という形で位置づけられておりますので、総合調整権という形の中で、教育委員会の方では、予算要求の一応立案これを市長の方にお願いをし、要望していく、こういう形でございまして、この辺の問題としては、教育委員会の権限外の問題であろう、こう考えております。

一番最後に出ました教育問題協議会等の設置の問題、これらの問題につきましては、今でもＰＴＡ協議会とか、青少年問題協議会とか、いろいろの活動に学校も一緒に参加しながらやっておりますし、学校でも小・中学校の連絡協議会等を持ちながらやられておりますけれど、実際問題もっと広い立場で教育という問題を検討していく場、そういうものを日野市でもつくったらどうかという形での御提言これらにつきましては、教育委員会でもまた委員さんを含めて十分検討してみて前向きな形で対応していく努力をしていきたい、こんなように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　　２点目の問題について再質問をさせていただきます。あとは一応了解します。努力をするということで答弁ございましたもので了解いたします。

教育をめぐる現状として、先ほども話がありました青少年の非行の多発と深刻化、また乱塾とか、落ちこぼれ、登校拒否、校内暴力、いじめ等のさまざまな問題をめぐって論議が交わされております。具体的に申しますが、ある中学校の２年の男の子が昨年の夏休み以降学校がいやになり通学しなくなった　また、これは日野じゃありませんけれど、小学１年の娘がクラスの男の子にいじめられて登校拒否になったなど、いじめ、登校拒否をめぐる生々しい声が出ております。過日の事件といたしまして、テレビや新聞等にも報道されました友達にいじめられてそれを苦に首をつって死んでしまった、自殺してしまったという生徒がございます。これについてかつて教壇に立った教育熱心な前先生やった人ですが、今、先生やめていますけれど、その方に聞きますと、教育は落ちこぼれやまた登校を拒否をする、そのような子供こそまず大切にしなければならない、大事にしていかなきゃならないということを指摘しております。もう成績もよく、それから手のかからない子供に対してはもうおっぽっておいてもどんどん進むわけです。ところが、やはりそういう手のかかる子に対してはわりあいと手をかさない面倒くさいから、むしろそういう子供に対してこそその手をかしていかなきゃならないと言われております。子供とともに親も教師とじっくり話し合い、理解していくことが大事であると言っております。また、その方の話だと偏差値について子供の能力、可能性は、あらゆる側面からの判断が必要で、偏差値はあくまでも一つの目安になるものだ、と言っている。偏差値だけで子供のよしあしは決まらない。また、校内暴力は家庭が基盤で親は子供を見る目をしっかりとすべきだ、授業参観の日には必ず出席して、すべてを学校に任せるのではなく、親も教育に責任を持つべきである。特に男親なんかにも言えると思うし、働いているお母さんたちにも要するに仕事の方へ行って子供のことは余り構わないというようなことではならない、こう言っているわけです。したがいまして、ＰＴＡの会合とか、また父母会とか、あらゆるそういった点にも大いに親の方で出席していくべきだということを言っております。以上幾つかの問題について対応を申し述べたわけですが、教育長はどのように判断するか、同じような考えであればあえて登弁は求めません。

冒頭に申し上げましたとおり、今、中央での臨時教育審議会で、さまざまな問題に対しての論議が交わされていますが、日野市としても教育行政の問題点について、教育関係者を初め、我々市民として最大限の英知と力を発揮して問題解決を図っていかなければならんと思います。教育の成果、効課は１０年、１５年、２０年経過した後の世代にあらわれてくるものです。どういう世の中になるか、地味ではあるが非常に大事なことであり我々大人の責任は重大だと思います。そのことを最後に申し上げてこの質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　最後に秦　議員さんの方からお話のございました点につきまして、全く同感でございまして、特に日野市教育委員会におきましても、身障教育の問題とか、あるいは生活指導上の児童生徒の指導の問題、こういう問題につきましては、積極的な手だてこういうものを講じながらやっております。なお、このＰＴＡ関係の問題等につきまして、先日行われました青少協の中でも各企業の労務担当の課長さんたちも青少協の方に出てるわけですけれど、この中である委員さんから最近のＰＴＡというのは、お母さん任せで父親不在だとやはり企業の方でお父さんが働いちゃってて仕事で学校の方まで、あるいは子供の方まで目が回らない、こういう状況では決して子供の望ましい発達というものを図っていく上では問題がある。ぜひ父親参観日だとか、学校でＰＴＡの集まりのあるときあたりは労務担当の方で有給休暇でそういうものに参加できるようなそういう制度も考えてほしい、そういうことが、青少協の中でも出されておりまして、これは確かに全市民挙げて取り組む必要のある大きな問題だと思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１１の１、教育行政における諸問題と対応に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５１分休憩

午後　１時３４分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

１１の２、東光寺に予定している市営球場の建設に当たっての問題点についての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

○２６番（秦　正一君）　　東光寺に予定している市営球場の建設について質問いたします。

昨日の名古屋議員の質問の中にも触れておりましたが、なるべくダブらないように質問していきたいと思います。

この問題は、昭和５６年、第３回定例会で市民会館、また市営球場、総合グランド場こんなことについての質問をしております。今回再びその中の市営球場の設置計画などについての質問をするわけです。日野市には本格的な球場は、この前も申したとおり一つもございません。東光寺の河川敷を利用して野球場専用の場としていくのが必要じゃないか、また一面市営球場としての機能を設けて、もちろんスタンドとか、充実したその施設にして、せめてもプロの二軍やら、また高校野球の試合ぐらいは開催できるような本格的な球場にしたらどうだということで、もちろん東京都市議会親善野球試合これもできるわけです。市営球場がないために練習ができなくて出ると負けで申しわけないと思いますが、できれば強くなると思います。そういう広い中で練習をやる必要があると思うんです。ほかに軟式野球場やソフトボールの使用できる球場、これは２面も３面も使えると思います。そういうことでその問題を提起してきたわけですけれど、そこで問題としては、堤防の築造、谷治川の改修、また八王子との境界の問題、それから旧耕作者の問題等残されているわけです。

まず１点といたしまして、堤防の築造の見通しですが、これは京浜工事事務所に打ち合わせをして進めているわけですけれど、谷治川を多摩川の本流までつなぐということが終わらなければ、堤防の工事には着手しない、というふうに申しておりました。そこで、その後の経過はどんなふうになっているか、お伺いしとうございます。

また、さらに八王子との境界が入り組んでいるので、もちろん八王子の人も話し合いをする必要があると思いますが、その折衝についてどんなふうになされているか、きのうも若干説明はあったわけですけれど、さらに質問するわけです。

廃川敷処分をしょうとすれば、旧所有者の権利が浮上してくると当時申しておりました。そういった面で建設省の折衝の過程の中で、どんなふうにこれをもっていくか、今のままで河川敷を利用してしまうのか、その後の折衝の経過をお伺いしたいと思います。前回取り上げたのが、ちょうどさっき言いましたように５６年９月、市長が市長になって間もないころです、３期目のです、それから既に３年半から４年経過するわけです。多少の進展はあってもいいとは思いますが、その点わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

東光寺の河川敷のグラウンドにつきましては、昨日の名古屋議員さんの一般質問に詳細にわたりまして、御説明申し上げたわけでございますけれども、まず１点の堤防の問題でございますけれども、この堤防は谷治川のいわゆる河口の延伸の問題、それから、多摩川の堤防の問題この二つがあるわけでございます。この件について昨日も申し上げましたけれども、都と国でどこまでどういう年次でやるかというところの話し合いがまだついていないわけでございます。この辺の話し合いは、東京都が精力的に今後やる、というようなことで今交渉の段階でございます。

それから、２番目、３番目の問題でございますけれども、八王子市の交渉、それから旧地主の件でございますけれども、この二つをちょっと絡めましてお答えをいたします。

きのう申し上げましたように、建設省は、当初現在のまま日野市が専用許可を取って使えるんではないかという見方をしておりましたけれども、堤防が５０メートルないし６０メートル年々延伸をされるという中では、やはり旧地主の了解をとった中での使用でないとまずいというような考え方に変わってきているわけでございます。旧地主との問題につきましては、具体的な交渉はまだしておりませんけれども、一部かなりの調査に入っているという段階でございます。今の時点で、この土地を早急に使うということになりますと、私ども今建設省に交渉する考え方といたしましては、やはりでき得れば旧権利者との交渉は、市が責任を持つ形で現状の河川敷を専用許可できないか、そういう方法で近く京浜工事事務所とも協議をしたいというふうに考えております。この方法は、一つには八王子市の行政堺の確定に時間がかかるということから見ましても、一番簡便な方法ではないかというふうに今、考えている次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　日野市の青少年の健全育成を図るためにも、また、市民の健康増進を図る上においてこの球場というんですか、野球場はぜひともこれはつくらなきゃならない。特に野球人口はふえております。学校とか、企業のグラウンドとかいろいろ使っておりますが、少なくても１５万市民のいるこの日野市において球場がないというのは、もうこれはまことにお粗末です。他市の状態を見てもかなり多摩川、また浅川河川敷を利用して運動施設等が設けられております。日野市だけは、どういうわけかこうなかなか思うようにいってない

ようですけれど、建設省との折衝を、もっともっと密にし、また、真剣に取り組む必要があるんじゃないかと思うんですけれど、それは私の考えることであって、理事者の方ではやっているということであるならば、やむを得ないですけれど、今後のこの建設の見通し、これは期待を込めてもいいですから、財政的な面からもこのころになれば何とかそのめどがつくんじゃないか、財政的な裏づけもとれるんじゃないかというものを兼ね備えて大体いつごろまでにものになるのか、大体短期、中期計画もあるでしょうけれど、市の方の目標年次こういったものがもしあればお聞かせ願いたいと思うんです。今の時点ではなかなか難しいかもしれませんけれど、一つの目標としていつごろまでにやろうとしているか、もし、できたらお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この谷治川の流末東光寺河川敷の活用によって日野市の市民スポーツの場をつくりたい、この懸案は、もう１０年にも及ぶわけでありますが、だんだん最近になってそのわかればわかるほど困難さが生れてきた、こういうような感じがいたしております。当初先ほどの部長の答弁にもありますように、現状のままでいわゆる建設省の無償貸与というふうな形が成り立つというふうに伺っていたわけですが、堤防がだんだんと進められるに当たりまして、河川を堤防で仕切るといずれ廃川敷処分こういうことになってまいります。その際には旧地主の所有権が復活する、こういう法律がありまして、そのこととこの現状との整合に非常に手間取っておるということが大きな理由であります。

もう一つ八王子との行政境の入り組みを双方の事務的処理と議会の議決によって整備をし、はっきりさせることも必要なわけでありますけれども、このことにも八王子側では、ちょっとまだ積極的になってもらえない面があるわけでありまして、その一面には、谷治川の向こう岸になります谷治川の八王子側に当たります、いわゆる秋川処理場用地との関係も出てまいります。そういう可能性は十分一つ一つ問題を処理していって、実現は可能だということの見通しはできるわけでありますが、なかなか年次的なことが見出しがたい。私も何とか中間的な活用でもさせていただけるふうな工夫があるまいかということで、企画担当には、この問題の担当者も責任を持たせて折衝を今は進めつつあるということでありまして、現実の課題を処理するにも、もう二・三年はあるいはかかるんではなかろうか、何かもっと手早に中間的な方法がないだろうか、その両建てでぜひ市民要望の高い、またスポーツにも健康にも必要な市の施設と

して、早期達成をいたしたい、こういうことによって一層の積極的な努力を積み上げていく、というふうに今日はお答えしておきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　　東光寺の河川敷が、どうしても難しい、なかなか近い将来は難しいという場合に、またほかの方法も考えていかなきゃならんだろうし、また建設省との折衝においても、また方法においても、他市でもかなり手がけているところもあるし、いろいろ研究してもらって何とか早くできる方法を考えてもらうということ。もし、東光寺がだめならば桑園跡地の運動公園広場、この一角をまた利用して考えていくという方法も生れてくるだろうし、何らかの形で市民の期待にこたえるべく頑張ってもらいたいことを切にお願いして終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１１の２、東光寺に予定している市営球場の建設に当たっての問題点に関する質問を終わります。

次に、１２の１、森田喜美男氏に不当に払い下げた日野市公有地１１０坪の返還を求むについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　　この第１の質問、森田喜美男君に不当に払い下げられた日野市の公有地、公有地１１０坪の返還を求む。これは市の大切な土地であります。ですから、不当に払い下げられたものは、市に返していただかなければなりません。そういう意味で私は昨年の９月も、また１２月の議会におきましても市長に対して森田喜美男君から土地を返してもらいなさいということを要求したのであります。市長は、それに対して何らの措置も行っていないのであります。この問題は、先般も申し上げましたように、昭和４９年５月に、八王子税務所が、日野市の高額所得者 ― ４８年度においてたくさんのお金が入った方々の名簿を発表いたしました。日野市の納税者は、そのとき昭和４８年度の発表当時、日野市民税の個人納税者は４万4,８２２人、はっきり言えば４万5,０００人の中で、何と森田喜美男市長は３７番目の高額所得者であったわけであります。このことは非常な全市民に侵害を与えました。一体昨年までほとんど申告のなかった森田喜美男市長は、市長になったとたんに何んでこんなにふえたんだろう。多くの人々が調査いたしましたところ、旭が丘二丁目の２４番地の土地の一部を約１００坪を福島重代さんに売却した、その売却の土地の売り上げの利益であることが明らか

になったわけであります。それは当然なんです、４８年６月と１０月に、日野市から森田喜美男君個人は、約坪当たり3万円で１１０坪余の土地の払い下げを受けております。それを１５万円で売ったんですから、これは、もう当然高額所得者として、税務署の名前に栄誉ある記載者になったわけであります。しかし、この申告の中には、森田喜美男市長が、１２月議会に言われましたように、あなたが市の土地１１０坪余を払い下げを受けることができたのは、養鶏を生業とし、将来も養鶏を続けたい、卵の置き場をつくりたい、こういう理由で１１０坪余の土地を御自分のものにしたのであります。ですから、当然昭和４８年の所得申告の中には、生業としての養鶏の申告が、農業所得として出されていなきゃならない。私も農業所得の申告をいたします。こう別に出すんです、こういう書類を、そして、合算して、農業所得は別なんです。卵は一つ、養鶏は一羽幾らとか、豚は幾らとか、梅の木は幾らと書く、米は１反幾らと八王子税務所で指定してまいります。それでこれを細かく出して別に農業所得はこれだけありますと言って2通の申告を我々は出すわけです。ところが、その農業所得申告が出ていない。はっきり言えば、養鶏はあなたは生業ではなかった。そこで調べてみますと、ここに東京都知事美濃部亮吉君からの公文書があります。昭和４８年５月２３日付で申請のあった日野都市計画平山台土地区画整理事業の換地計画について認可いたします。昭和４８年６月５日です。はっきり言えば、土地を取得するためのこの許可理由の申請書は、森田市長あなたが出したのであります。その中に養鶏のために必要だから、この人は減歩をとくにまけます、清算金で上げます。あるいは保留地も卵の置き場をつくったり、整理するために必要だという理由が出ていますから、この保留地の特別払い下げを認めましょうということが、この中に入っているわけです。この時点で森田喜美男君は日野市長でもあり、もう養鶏は全くやっていなかったのであります。ですから、養鶏を続けるために必要だというために要求された土地は、土地を要求してはならないのです。旭が丘の買収価格を申し上げれば、旭が丘二丁目２４番地、森田喜美男君は、いいですか、昭和４７年１２月２５日、一応仮契約です。仮契約で１２４.７６平方メートルを１３０万6,７００円で買収しております。これは仮契約です。仮に払っているかどうかは、こいつは私もちょっとわかりませんが、しかし、間違いなく４８年１０月１５日に支払っております。ですから、市長のとき支払って自分のものにされる。また、同じように２４０.９８平方メートル、これを２１１万９７６円特別にこれは、いわゆる減歩を鶏を飼うために必要だ、というんで減歩緩和として、このお金を払ってこれだけの土地を手に入れております。この合

計しますと１１０坪と８であります。１１０.８坪になります。私は、これ１平方メートル当たりの単位にしますれば１万円になりません、9,３４５円。くどいことを申すわけじゃないんですが、旭が丘二丁目の２４番だけの事業で、そして計画も変更し、その計画を変更したのを知事に申請し、あなた自身がやった行為なんですから、私は、養鶏をやっているならこれは認めます。しかし、養鶏をやったとしても、右の端を払い下げて左の端を売ったんです、１カ月後に、ですから、養鶏をやったとしてもちょっとこれはおかしいんです。そこで、あなたには１１０.８坪を市へ ― 市の方は当然買収した価格３４１万7,６７６円を森田喜美男君に払わなきゃいけないんです。しかし、森田喜美男君は、１１０.８坪を市へ返さなきゃいけない、この意思がおありになるかどうか御回答願いたい。もう３回聞いていますから、よくおわかりになっているはずです。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。　市長。

○市長（森田喜美男君）　公職にある者といたしまして、いろいろその個人のかかわる部分について問われる、あるいは調査をされたりされるということはやむを得ないことだろうと思いますけれど、その我流の論を設定して、そうして、それをもってあたかもこの理由があるということには、いささか問題があろうかと思います。何回も例えば選挙のあるたびごとにといっていいくらいこのことで怪文書が流布されたり、それから、いろいろとあたかも不祥事件と公職の立場の者が起こしているというふうに宣伝されるわけでありますが、これは、全く私といたしましては、事実にあわない、そして、またもちろんみずからに問うべきものもない、このように感じております。したがいまして、いわゆる区画整理事業の手順といいましょうか、その審議会を経、あるいは諸般の手続を経、事が公正に運ばれるわけでありますから、その間に前の市長も立証されたというふうに聞きましたが、全く行政にはこのミスはなかったというふうに私も伺っております。本来このことを私が問われて弁明がましくお答えするのも当たらないというふうには思いますけれど、いつも個人攻撃の形で言われますので、そのことの理非は明らかにしておかなければならない、このように思ってお答えをしておるわけであります。御指摘のような事実も理論として成り立ちませんし、また、そのような処理をすることも考えていない。私が市長に就任したのが、４月の２７日からですから、就任早々平山台土地区画整理事業の換地処分というのは、都知事に当時すっかりできた書類を申請をし、それの認可がおりてきたということでありまして、何か私がいわゆる公職の立場において、その区画整理の換

地等に余計な関与をして、そして、私的行為を行ったというようなことは、全く事実に日取りの上から繰ってみても成り立たないことでありますから、もう二度とこういうことは、特にこういった場所でひとつ言わないようにしていただきたい、というふうに思うんです。（「ずうずうしい」と呼ぶ者あり）ずうずうしいと言われたって、これはずうずうしいという立証に全くなってないということですから、私は、そのようにお答えをする以外にない。はっきりとお答えをいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　恐らくそういうふうに答えられるだろうと思いますので、あなたに申し上げておきます。

昭和４６年の２月に、あなたからの払い下げ申請が出ております。市の公有地の。それから、道路の新設の申請も出ています。これは第３回事業変更の中で行われております。区画整理事業のあの３８万坪の大きな土地の中で、たった旭が丘二丁目２４番地、２４番地だけの計画変更なんです。これは大変な変更です。区画整理審議会の委員であり、市会議員である森田さんの力をまざまざと見せつけられている計画変更であります。この審議会の謄本をよく読んでおいてください。そしたらあなたはそんなお答えができないでしょう。また、同時に昭和４０年にあなたから出されて養鶏を継続する上で、どうしても養鶏場は壊したくない。ですから、養鶏の継続のために減歩は緩和してもらいたいということで、４２年１２月に仮換地の事業決定を行っております。これもあなたの力ですが、これらはすべて養鶏を生業とするという大前提がなければならない。だから、多摩平の場合もそういうことがあったんです。土地の払い下げを行いました。たくさんの約６００人もの方々に土地の分譲を行ったのであります。ところが、そのうち十数名は、２年以内に建築をしませんでした。事業終了後２年以内に建築しない場合には、その土地は返してもらう。ですから、一市民でもその土地を返還したのであります。いわんや市長たるあなたが１１０坪もの土地をそのまま知らぬ顔をして、私は泥棒したと言っているんじゃないんです。もう時効になっている、時効だから突っぱねようという根底はいけないと思いますが、とにかく第３回の昭和４６年の２月の区画整理審議会に、あなたが出ている審議会です、その速記録をお読みになることを要望しておきます。次へ入ります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１２の１、森田喜美男氏に不当に払い下げた日野市公有地、１１０坪の返還を求むに関する質問を終わります。

次に、１２の２、無届け違反建築家屋の撤去、取り壊しによって、失われた市税1,８００万円余の損失を補償せよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　これもこの前も言ったんですが、高幡の福祉センターを昭和５７年の４月１日につくりました、開設した。これは1,６１１万1,０００円お金がかかったのであります。ところが、このお金は全部税金でした。ところが、この建物は、実は立川の建築事務所に建築申請が出されていなかったのであります。そこで、立川の建設事務所は、取り壊し命令を出しました。その建物は建築違反で無届けである。だから、取り壊しなさいと６カ月後命令が出てきました。そこで、日野市長の森田さんは、やむを得ず全部取り壊しました。取り壊しの代金が２００万円かかっちゃった、ですから皆さんの税金、日野市民の税金が1,８１１万1,０００円は、一瞬にして消えてしまったのであります。どぶに捨てられて流れてしまった。そして、新たにまた1,８００万円もの税金をかけて現在の高幡の福祉センターをつくり直した。こういう大きなミスで、法律に違反した誤りで、私たちの税金が1,８１１万8,００　円も失われてしまった。この市民に対し、当然責任をとり、税金を返していただかなきゃならないわけです。一体この税金1,８１１万8,０００円をなくしっ放しであなたはいいと思っているんですか。私は、少なくともこういう違法建築を行い、取り壊し命令を受けた方が、日野市民に弁償すべきであるということを９月にも１２月にも主張してきたんです。市長は、もう頭を下げたからいいんだ、わび状をひの広報へ載せたんだからいいんだ、こういうお考えであくまでも突っはねるつもりであるかどうか。あるいは何らかの形で市民の失われた税金1,８１１万円を補償する意思があるかどうか、もう一度お答え願いたい。市長から答弁願います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまた何回か個人の責任ということで質問をされる形で問われるわけです。公金を行政ミスによって消費したから、森田個人が返せ、こういう論立てのようであります。当事の担当者、それぞれ現在もおりますが、この行政知識に弱い面が大いにあるわけでありまして、この点はまことに遺憾であり、申しわけないというふうに思います。本来私がその責任者ではあることは間違いありませんが、それらの取り運びの手順というものは、それぞれの責任において果たさなければならないものでありまして、私もこれまでお答えいたしましたのは、この市民に何とかサービスを続けていこうという、言うなれば、善意のミスでありますし、行政ミスであることは確でありますから、このことは市民におわびしなけれ

ばなりません。

それから、予算におきましても議会の御理解をいただきまして、予算決算ともそういう御指摘の中ではございましたけれど、お認めいただきました。確かにこの妥当だということにはもちろんなりませんし、行政ミスであることは明らかでございますが、そのような処理によって御理解をいただきこの問題の一応の決着はついているということでございます。再びこのようなことをいたさないように、また、一層この事務の的確性ということにつきましては、全庁を挙げて間違いのないようにしなければならないという教訓としてこのことの処理、並びに反省としておるところでございます。個人が個人の責任においてというふうには、そういう形のこの処理ということは、これはあり得ないことだというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、税金をどぶに捨てちゃってそれに対する補償はあり得ないというようなお話であります。恐るべき発想だと私は思うんです。それは、もしも例えば御自分が１円も財産をお持ちにならないならば、月給の１割ずつでも幾らでもいいから返しましょう。できる範囲で返します。市民に税金をお返しします、というのが私は市長の答弁でなければならないんじゃなかろうか、こう思うのであります。しかも、1,８１１万円もの税金です。浅川に流し去り、新井用水に消し去るには余りにも多額であります。市長は、いつも頭は下げますが、金は出せません。悪いことをしましたと口ではおっしゃるけれども、お金は出せません。私の責任ではありませんと言っていますが、この点も３回聞いて３回答弁が同じです。ですから、ぜひひとつ私は、市長というのは、やはり行政の長ですから、過ちがあった場合には、自分もまた過ちを起こした職員さんにも幾らか負担していただいてもいいと思うんです。たとえ１０万円でも市民にお返しになられることを要望しておきます。

それでは次に入ります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１２の２、無届け違反建築家屋の撤去、取り壊しによって失われた市税1,８００万円余の損失を補償せよに関する質問を終わります。

次に、質問１２の３、遺跡調査会森田会長、坂詰団長に対し血税2,４００万円余の返還を求めるについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　この問題は、今度は市長という立場ではございません。これは３回質問しましたから、もう一度言いますと、森田喜美男君が会長をしている遺跡調査会というのは、昭和４９年にできた。それで、昭和５７年の６月に森田喜美男会長は、この遺跡調査会の会長をやめました。８年間会長をしておられました。この遺跡調査会というのは、どういうものかというと、会長である森田喜美男君が一番よく知っていると思いますが、例えばの話が、会社が家を建てる、寮を建てる、あるいは道路をつくる場合には、この場所が、遺跡調査しなければならない場所だと、会社がその調査費をこの遺跡調査会に払って、そして遺跡調査会が、遺跡調査を行うわけです。また、国や都がやる場合には、国や東京都は、税金を遺跡調査会の森田会長さんにお払いをして、それで調査をしてもらうわけです。はっきり言えば、遺跡調査会を行う会社のようなもんなんです。会社のようなもんなんです。要するに公的法人的存在であります。しかし、あくまでも日野市政とは全く別途のもんです。ですから、日野市長森田喜美男君は、この遺跡調査会森田喜美男会長である森田喜美男君にもし不正があったら、その不正に対して支払われた税金は、返してもらわなきゃいけないんです。あるいは東京都の知事でもそうでしょう。日野市の遺跡調査を行う、森田遺跡調査会長さんあてに調査費を払い込みます。しかし、それが余った場合には当然東京都に返さなきゃならない。要するに森田喜美男会長は、遺跡調査会という会社の社長さんであります。８年間社長をやっておる、同時に坂詰調査団長は、これは社長さんではなくて技師長です、工場長です。現場の方をやって団長として調査を担任しているわけです。そして、あなたが全部使い込んだと言っている柳下事務局長さんは、いわゆるこの会社の経理部長であります。ですから、日野市長森田喜美男君は、当然もし過ちがあった場合には、あるいはお金が残った場合には、森田喜美男社長に対して、その残ったお金を返してくれ、この払ったお金は委託料である。例えば8,０００万円委託した。4,０００万円使った、4,０００万円残ったじゃないか。それはお返しなさい。年度ごとに精算を求めるのが当然であります。しかし、今回起きたこの遺跡調査会の大問題は、あなたが監査制度をつくれということをたびたび言われているにもかかわらず、この遺跡調査会という会社は、監査委員がおりません。監査委員を置かなかったわけです。監査制度がなかった。これは、社長である森田喜美男氏の大きな責任であります。これは既に百条委員会において、皆さん方の調査の結果明らかに出ております。昭和５１年５月、６月、７月、８月、１０月と５１年に５回も役員会を開き、この役員会の中で、遺跡調査会の中は監査制度を設けようじゃないかということが論ぜられ、森田会長に進言されております。しかし、とうとうどういうわけか、私に言わせるならば、もう既にこのときかなりの過ちが起きていて監査制度が置けなかったんじ

ゃなかろうか、置くと発覚しちゃうというような情勢ではなかったかというふうに推察せざるを得ない。しかしながら、この結果明らかになったことは、昭和５７年３月１１日から５８年１０月３０日まで1年半にわたって警視庁捜査二課及び日野警察署が、この事件の捜査を行ったのであります。さらに、５８年の１１月から５９年の９月まで1年間にわたり東京地方検察庁がこの事件の捜査を行いました。その結果明らかになったことは、使途不明金は4,２００万円を超えている。これが一つであります。税金が4,２００万円どっかへ行っちゃったということです、行っている。それでその内訳を見ると、不正に流用されたものと考えられるものです。例えば日野市から委託料を受け取って森田会長が、その委託料3,０００万が2,０００万しか使わなかった。本来1,０００万は日野市へ返さなきゃいけないんです。これは税金ですから、ところが、その1,０００万円を今度は東京都の道路の遺跡調査の方へ振り向けた、というような形があったかに見える点があるんです。その金額税金を不正に流用したものは1,２４０万円、それから預かり金です、これは東京ガスとか、そこの住宅供給公社の建物をつくった東京都から預かったお金が５００万円、これは返さないでうまくいきゃそのままぽっぽへ入れちゃうことができるような状態で置いてありました。この５００万円は返しました。それから柳下事務局長が使い込んじゃったお金、競馬か何かに使い込んだか何かわかりませんが、それが１２８万円余り、１２８万円です。これは柳下事務局長は、日野市長に返しました。全部返しました。ところが、いわゆる工場長である技師長に相当する坂詰団長さんが主催する調査団 ― 現場に行っている人たち調査団が何かよくわからないで使ってしまったお金は、個人的にというか、私してしまったお金が５２１万円であります。そして、社長さんである森田さん関係で全くどっかへ行っちゃったお金が、約1,９００万円、ここにはっきりしているわけです。ですから、森田社長さんがあわてるのは当然であります。そこで、柳下さんの１２８万円、これは経理部長さんに相当する仕事をしていたんですから、この方の使い込んだお金は、日野市民に返ってきました。それから預かり金の５００万円、これは、ここの銀行に貯金してありましたから、幸いおろすことができまして、預かった相手の方々に ― そこの住宅供給公社です、東京ガスですか、電気ですか、その会社へ５００万円を返したわけです。これは調査費の残りですから返さなきゃいけない。まだ返っていないお金が二つある。坂詰調査団長以下調査団の使い込んだ５２１万円、それから、森田社長さん関係で1,９００万円余、そこで、私はこの2,４００万円余りの税金どっかへ行っちゃっているけれど、このお金は、坂詰さんと森田社長さんが責任

を持って返すべきお金であることは間違いないんです。日野市民に。だから、お返しになっていただけませんか、こういうことを９月にも１２月にもお願いしたわけです。いやしくも税金であります。もっと大きく言うなら、どっかへ不正に流用してしまった1,２４０万円も森田社長さん ― 会長さんの責任なんです、これは、本当は。だってこれは、どっか使われた先がわかっている、だからまあひとつ勘弁しましょうということになって、市民にお願いして許していただくことは、できるかどうかわかりませんが、市民にお願いして何とかこれは勘弁してやってくれ、しかし、絶対勘弁できないのは、2,４２１万円です。これはできません。森田会長さんは、これを柳下経理部長１人の責任に押しつけておりますが、あなたは、これを一応当時の役員を集めて、こういうことを議会で3回も言われているんだけれど、返そうじゃありませんか、ということを皆さんとお諮りしたらいかがですか。そのことをお聞きするものであります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市遺跡調査会関係の昭和５１年から５４年あたりの期間において、いわゆる調査の経理内容に不正があり、使途不明という形の結果が生れたということは、たしか昭和５７年の夏の議会であなたから指摘があったというふうに記憶をいたしております。そして、鋭意議会は、議会におかれまして、それから、行政側は行政側におきまして、調査を進めて告発の手順をとったわけでありまして、確かにその管理監督上不十分であったという点については、その責任を痛感をしておるということは、今までも申し上げました。事件発生の当時、気持ちとしての第一次目の事故譴責を行っておるわけであります。その後検察を経、ともかく資料が必ずしも立件の証拠に最終段階までなるかどうかということの判断によってというふうに聞いておりますが、不起訴処分、つまり起訴猶予という内容だそうでありますが、起訴できない。検察として立証しがたいから起訴できない、こういうのが、検察の処分であります。そこで、また議会にもそのことを報告し、議会からも求められ、我々もまたもっとこの事件の解明をしておかなければならないということで、検察審査会というところに不服の申し立てをいたしまして、先般不起訴は、不当である、起訴すべきである、このような結論が出されたという通知もいただいたわけであります。あなたの言葉を借りるならば、経理担当の人が、自分の本来地方公務員の金銭経理という立場から、全く逸脱をした、この私物的経理を行ってみずからも横領をし、それから、使途の不明の状態をつくり出しておったということで

ありますから、ちょっと考えられないぐらいな事件の性格を持っているということは、私も承知しておるわけであります。まだ一方に民事裁判において、今、本人みずからの横領ももっとたくさんあるはずでありますし、その内容を明らかにするためのこの民事訴訟も経過中でありますので、もうしばらく状況の推移をしておかなくてはならない、一方に、私どものごく一般的なこの考え方をいたしまして、本人の私的財産これらのことについても、このいち早くといいましょうか、発覚をした、つまり事件の起きた直後、事件というよりも、この事件の提起された直後、みずからのこの不動産まで多分これは粉飾的な意味じゃないかと思うんですが、身内の人に名義変更をしている、こういうようなこともあるわけでありまして、御本人は、よく自分のやったことを承知をしているんではなかろうか、こうにもとれるわけであります。そこで、今、御提案のありましたもう一遍当時の役職にあった者が ― 役職にあったと言いましても、これは教育委員会の本来の仕事でありますし、日野市の行政とは全く関係ないとおっしゃいますけれど、市長自身が会長になることを規程されていたわけであります。もちろん責任はありますけれど、このことのみが、営業という意味での責任ではなくて、行政組織上の責任ということでありますから、それぞれの責任部署で本来の責任を遂行していかなきゃならない、そこに大きな逸脱があったということであります。関係者が、もう一遍このことについての現段階までのこの反省をしてみるということも、有意義なことであると思っておりますので、そのようなことは、ひとつ考えてみたい、このように思っております。いずれにいたしましても、まだ事件は経過の中にある、ということでありますので、もうしばらく私の責任のとり方においても、もう少し考えておかなければならない、このように思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私はこう思うんです。あなたは、会長さんなんです。全統括責任者ですから、いずれにしても市民の税金が、昭和５５年１０月以前に4,２８９万円がどっかへ行っちゃったことは間違いない事実なんです、これ、そのうち会長さんに直接関係あるのは、約1,９００万円です、坂詰調査団の関係は、５２１万円、これは、もう４年半も市民は、この税金を使われてそれ放しになっているんですから、この二つは、坂詰さんにも言って５２１万円とにかく返しておいてくれ。それから、1,９００万円は私も返します。社長である森田喜美男さんが、市長である森田喜美男氏に返します。もし、経理部長さんである柳下さんが、2,２００万円使い込み、確実に裁判が勝ったときには、そのお金をまたお二人で分けたらいいじゃありませんか。坂詰さんにやる必要はないんです。森田さんはもらえるんです、2,２００万円近いお金を柳下さんからもらえるわけでしょう。だから、そのお金を後でもらえば、市民は、５年間ももう5,０００万円近い税金がどっかへ行っちゃっているんですよ。このさっきの建築もそうなんですけれど、どぶに流れちゃったのは、もうある意味では、あきらめもつくかもしれない。しかし、返ってくるだろう、返ってくるだろうといって首を長くして待っている税金は、あきらめがつかない。だから、お返しになったらいかがですかということを申し上げているわけです。よくお考えになってあの市長さんは、やっぱり潔癖だったと言われるようになってください。次へ入ります。時間がありませんから。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１２の３、遺跡調査会森田会長、坂詰団長に対し血税2,４００万円余の返還を求めるに関する質問を終わります。

１２の４、市長は職員組合との相互信頼を回復し、労使関係の正常化を期せについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　ここに職員組合の市職ニュースがあります。このニュースには、大変なことが書いてあるんです。いいですか、これは１月２１日に出したものですが、これまでも情勢が変わったという理由で約束を破ってきた市長などは信用できませんと書いてある。職員からこういうビラを出されて平然としている市長さんというのは、まずいないじゃないかと思う、あるいは何遍も約束をお破りになってひどい目にあわせていらっしゃるのかどうか、この点をまずこのビラからお聞きいたします。市長にお願いします。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　約束を破って云々ということは私は、心当たりがありません。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それでは職員組合になぜ抗議を申し入れないんですか。こういうふうなビラは、ここへ来る市民全員二三千枚も配られている。これは訂正せよ、となぜ私がこういうことを申し上げるかというと、市長と職員との信頼関係がなければ、市の行政事務は円満に進みません。それで迷惑がかかるのは市民なんです。ですから、これはもう完全に、いいですか、これまでも情勢が変わったという理由で約束を破ってきた市長など信用できない、ということで物別れになったと書いてあるんです、これ。ですから、これは大変大切なことで、市長さんが「一度も約束を破ったことがないんだ」と今おっしゃった。それならば、職員組合

に当然申し入れて、おれは破ったことはないじゃないか。労使の間のお互いの信頼関係はゆるぎもしないじゃないかということをはっきりとおっしゃっていただきたいんです。そこで、いいですね、これがとても大事なことなんです。やっぱりおまえは、おれらと相談してもみんな約束破っているんじゃないか。そうするとこれは市民が見ても、森田市長と職員組合の間はけんかばかりしているんだな、だからおれらはサービス ― 道路が壊れたってすぐ直らないし、水道の漏水もすぐ直らない、こんなことがやっぱりこんなところから来ているのかなというふうになります、これ。労使の信頼なしに市民サービスはあり得ない。これは、会社だってそうだと思う。労使がお互いにけんかばかりしていたら、製品が不良品が出てしようがない。だから、そこのところをひとつまずお願いしておきます。

次にお聞きしたいんですが、このきのうの新聞です。これは読売新聞、サンケイと両方ちょっと切り抜きましたが、市長は、４月１日から職員の定期昇給を６カ月延伸する。次に５５歳以上は昇給を停止する、はっきりいうと、しかし、給料が非常に低い方は、５８までは昇給しましょう。これはこういうことなんです。まじめに勤務してきて５５になれば、もう全く昇給しないということなんです。１年に必ず１号ずつ上がってきた大学を出て３３年まじめにやればぴったりと昇給がとまるわけです。不まじめで延伸になった人は、５８まで昇給するんです。そういうことなんです、これは。これは前代未聞の方法なんです、これ。号俸の低い者はと書いてあるのは、号俸がはっきりいって１年に１回ずつ上がらなかった人という意味です、その年まで、そういう人は５８まで上げます、こういう意味、これは読売新聞ですが、それから初任給を１号切り下げると書いてある。もし、こんなことをやったら働くばかいませんよ。３年ぐらい延ばしてもらった方がいい昇給を、いいですか、最終給料というのは、年金、退職金に関係するんです。そんなにまじめにやって毎年毎年きちんと上がってきた立派な人はもうストップだとこういうことなんです。基準より号俸が低い者は、５８歳まで上げますよということは、怠け者は５８歳まで定期昇給させますよということです。この点は、きっと助役が説明したんだろうと思うんですが、助役でも市長でも結構ですけれど、この新聞間違っているのかどうか。大変なことなんです、これ、読んでびっくりしちゃった。御回答お願いします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　けんかばかりしておってはいけないとおっしゃるとおりでございます。

非常に公務関係の労使関係でございますけれども、非常に円滑な形で人勧制度がひかれ、人勧制度にのっとりまして非常に正常化された状態できておったわけでございますけれども、昭和５７年に人事院勧告がゼロ査定というか、ゼロ実施、完全凍結こういうところから、全国的に非常労使関係がぎこちなくなってきておるわけでございます。約束を破ったと言えば我々も５７年は、やはり人勧が完全実施されるなり、あるいはある程度の実施というふうな期待は、理事者も組合も持っておったわけでございます。ところが、ゼロだ、凍結なんだ、１銭も上げないんだ、こういうことがございました。これが双方が、労使、理事者と組合、あるいは組合と要するに国ですか、国公並みの人勧が凍結でございますので、そういうふうな結局５７年については約束が全然されなかった、こういうふうな不信感がお互いにあろうかと思います。根源は、国公のゼロ査定要するに凍結というふうなところに端緒があるわけでございます。それから、今度の場合は、毎年定期昇給というものは、お応えしていますけれども、必ずあるんだ、おてんとうさまと同じようについて回るんだという考え方は、固定的に習慣的に成立するわけですけれども、やはり非常に財政の厳しいときは、多少のしのぎをお願いするというようなこともあるわけでございまして、そこがある程度今度の場合理解をしてもらう努力をしているところでございます。ですから、いろいろと研究しましたけれども、定期昇給というものについては、主体権は成立しないんだ、それから不利益処分でもないんだ、ですからそういうはっきりした理由があれば、きちっとした理由もないのに市長が、要するに自分の裁量行為で上げないということじゃございません。やはりはっきり国からの強力な指導というふうなことで全国規模で給与是正というのがやられておりますので、我々の方としても泣く泣くといいますか、職員にどうしても頼まざるを得ない。それで起債の確保をしなきゃならん、こういうふうなところに来ておるわけでございますので、御理解いただきたいと思います。５７年からいろんな意味で退職金、あるいは期末手当、いろんな勤務条件全部抑制気味でございます。減額でございます。その中でも労使関係を円満に協力的にやってきているのが日野の場合でございます。そういうことで今度の場合は非常に長かったわけでございます。おっしゃるとおり、それからいろんな迷惑もかけました、ちょうど納税の申告時期に、昼窓の問題だとか、いろいろございました非常に御迷惑かける点は、本当におわび申し上げなきゃならんわけでございますけれど、労使ともども事態の解決、あるいは御迷惑の解消のためにはいろんな努力をしてきたつもりでございます。それから、６カ月延伸というものは、おっしゃるとおり、起債を確保する。それ

から、国の指導等によりまして、給与是正を図っていくというものがセットになった形での考え方でやむなく６カ月延伸を行っておるわけでございます。

それから、５５歳、新聞記者の方もなかなかこの点は理解しにくいようでございます。５５歳給料表で頭打ち制度をとる。給料表が５５歳でこれから上がらないわけなんです。そういうことでございます。だから、５５歳以上ある給料をここで切っちゃうということでございます。ですけれども、どこの市もあれですけれども、給料表がなくても枠外昇給という目の粗い枠外昇給というのがあるわけでございます。ですから、５５歳になりましても、完全に昇給はストップしないわけでございます。目の粗い昇給がまだ残っているわけでございます。５８歳でこの目の粗い昇給もなくなるというので、５８歳は完全に昇給ストップ、こういうことでございます。これにつきましては、よその東京都下の市のあらかたの市でも高齢者対策として５５歳給料表の頭打ち、５８歳完全に昇給がストップという制度は、大概の市で既にとっているわけでございます。国家公務員もやはり５５歳であり、５８歳で日野と同じような今度とろうとする処置を既にとっております。東京都は、今の都議会にこれをかけております。５６歳頭打ち、それから、５８歳昇給ストップは既に実施しておりますけれども、５６歳頭打ちというのは、今度の都議会へかけております。ですから、課長さん方からも質問がございました。普通の職員は、それでストップしてもいい、だけれど課長、部長は残る制度じゃないのかというような質問もございました。調べました。そういう制度では、部長も課長も普通の職員も係長も全部同じような制度としてストップする。こういうふうなことになっておるわけでございます。

それから、日野市内の企業を申し上げますと、もっと厳しゅうございます。５５歳で昇給完全ストップでございます。それから、５８歳になりますと、ベアもストップでございます民間の場合には。地方公務員の場合には、５８歳で昇給はストップしますけれども、3.37というふうな毎年のベアは、物価スライドするものとしてまだ残っております。民間の場合には、それすら５８歳では、要するにストップというふうな厳しい環境でございます。やはり、もう経済状態が非常に厳しい状態になってきていますので、だんだん官民の間の問題等というのが、要するに間差のないものに改められてきているというふうな状況でございます。最後でございますけれども、いろいろとおっしゃるとおりけんかをしていちゃいけません。要するに正常化しまして、それで市民サービスを大事に考え、要するに能率的な事務を執行していくのが、公務員の責務でございます。そういう面に向かって努力もし、お互いに強調していこう、という

気持ちでいっぱいでございます。今度の事件につきましては、この７日をもって大体組合と妥結できたということで、（「余り余分なことを答えないで」と呼ぶ者あり）五日で超勤だ、（「これが間違っているか間違っていないか聞いたわけだ」と呼ぶ者あり）はいはいわかりました。（「議員は、持ち時間があるんです、あなたに１０分も取られちゃうと痛いんです」「そうだ」「９０分しかありませんから」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それで給料表はまだ出ておりません新しい方が。そこで私は希望しておきます。意見を言っておきます。

今度のように職員を傷みつけざるを得ないような状態に落ち入ったのは、３年間の間市長、助役等が怠慢だったからであります。その怠慢を1,２００名の職員に一気に押しつけてきた。まことに遺憾に思うのであります。ですから、私はここであなたに申し上げておきます。１０億6,０００万程度の借金なんです、これは、返さなきゃしょうがないんです。こんな借金は捨てちゃいなさい。借金しなくてできるんです。２７億円もの公共施設建設基金が積んであるんじゃありませんか、前の銀行に。財政調整基金が１３億円積んであります。借金をすれば利息を払わなきゃいけないんです。元金１０億6,０００万円も返さなきゃいけない。この際は一切あきらめて、これらのものは全部自己財源で行う。そして、職員の方は、こういうむちゃくちゃな一気にストップしたり、いいですか、全職員の昇給を全部とめちゃうわけです。それで今度は５５歳以上は死ぬまでとめちゃう、こんなむちゃくちゃなことを一気にやるようなことは、おやめになった方がいいし、市民に対してのサービスが非常に低下します、こういうことをされると。それから、市職員の将来への希望が全くなくなります。いつどこで何されるかわからない。ですから、この際は市民会館の起債は、起債というのは借金なんですよ。高い利息を払う借金、７％もの利息を払う、三菱銀行へ置いたって5.3％しか利息がつかない、定期にしておいたって、だからこの起債は捨てちゃいなさい。それで、ゆっくりと職員組合とこれからの新しい理事者で交渉をするような余地を与えることを私は要求しておきます。

次に入ります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１２の４、市長は職員組合との相互信頼を回復し、労使関係の正常化を期せに関する質問を終わります。

次に１２の５、日本信販からの緑地（2,４００平方メートル）解除要求についての通告質問

者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　これは都市整備部長の方からいただいた資料なんですが、この資料の一番上に、緑地解除に対するお願いというのが出てるんです。（「まだ見てない」と呼ぶ者あり）あっ、すみませんね、どうも……。

このお願いというのは、去年の２月の２日に日野市の都市計画課に出されている書類であります。緑地を解除してくれ、それで土地を利用させてもらいたい。この緑地というのは、この地図にこれはやっぱり日本信販のつけてきた資料ですが、この緑地Ｂというのがそうです。緑地ロであります。Ｂとも言います。これが日本信販の方からの資料ですが、この緑地ロこれを解除してもらいたい。ところが、この資料は、都市計画課に預かられたまんま、まんまですよ、１年以上放置されているんです。日本信販の社長さんに対して私は、だめならだめとか、理由があるならその理由を１年１カ月も知らぬ顔をしているのは失礼じゃなかろうかと思うんですが、助役はどう思います。あるいは日野市では、書類を出して１年以上は受け付けないことにしているんですか。それほどめちゃくちゃなことはないでしょう。１年１カ月かかっています。まだ何の回答も出ておりません。これはどういうわけだか、市長でもいいです、回答してください。ほうりっ放しに１年１カ月たちました１３カ月。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではただいまの件につきまして、私の方からお答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年の２月の２日に日本信販の部長さんが参られまして、百草園住宅地のうちの緑地部分の解除をお願いしたいという申し出がございました。ここの開発事業を実施いたす際に、市と日本信販との間で４５年の３月３１日に協定書を締結しております。この協定書の第９条で公園関係というのがあるわけでございますが、緑地Ａと言っております。ロの部分がＡというふうなことでございますが、この緑地Ａは、無償で市に譲渡し、関係法とは別に市の検査を受け、引き継ぎ書を取り交わした上で、市がこれを維持管理をすることに定められております。この履行がまず先決であるというふうに私どもは考えておるわけでございますが……（「緑地Ａのイの履行が先決だと、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ここの緑地2,６１９平方メートルは、日野市へ寄付されているんじゃありませんか。昭和５６年７月１日、これはもう解決しているんだろう。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私が、ただいま申し上げましたのは、緑地ロの2,４０１平米です。これは、通称Ａと言っております。それで協定書の中でＡと言っているのは、この……（「イがＡじゃないの」と呼ぶ者あり）いや、ロがＡ、それで先ほどのイの方は、先生御指摘のように、既にもう市の方に移管をされておる、したがいまして、私が現在申し上げておりますのは、ロの方の2,４０１の方でございます。それで、ここにつきましては、まず市の方に、ここで図面ではロと言っていますが、この土地について無償で市の方に移管をするというふうに協定書の中で、はっきり明記されておる。まずこれを市の方に所管がえをするように、これを移行するようにということで、従来から日本信販の方にも話をしてきたところでございます。したがいまして、この緑地の解除の申し込み、いわゆるお願いにつきましては、現在までおっしゃるとおり、私どもとしては、まだそういう文書というものについては受理もしておりませんし、同社の了解のもとにこの件については保留をしておるということでございます。この保留をしておりますその理由というのは、この住宅地の区域における公園緑地の実面積の実態調査、それから、その実態の把握ということと、これを例えば解除をするとした場合には、これにかわる代替地、要するに協定書で明確に無償で寄付をすると言っておりますので、代替地というものを当然確保していかなきゃならない。また、このロのＡという緑地を例えば整備するというような場合には、どう整備をしていくのか、果たしてできるのかどうかという内容についても十分検討しなきゃならないわけでございます。したがいまして、現在までそういった点についての検討調査が行われてきておりますし、その過程において業者との間でも会合を持っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私の言うことが間違っているかどうかで、間違っていなきゃ間違っていませんと言ってくださいね。

緑地のイというのは、いわゆる緑地Ｂに当たるわけですね。いいですか。それは昭和５６年７月１日に日野市の所有地になっていますね。そうですね。ですから、緑地イは、もう既に日野市へ寄贈されている。緑地ロ、これを緑地Ａとしますが、これについてはこの協定書には、日野市に寄属すると書いてあります。そうですね。ですから、当然これも日野市へ寄付しても

らわなきゃいけないわけです。そうですね。もう既に１５年もたっている、この協定書ができてから、なぜ寄付を受けないんですか、解除はできませんと、日野市と日本信販との間にはこの緑地Ａは、日野市へ寄付しますと書いてあるじゃありませんか、というふうに言えば、向こうだってそうでしたねと言ってこんな申請書を置いていきませんよ。解除申請。そうでしょう。市長に聞きたい。日本信販が緑地解除というのは、いわゆる日野市へ寄付する土地という約束のある土地緑地Ａです。これを解除してくれと来たんですから、それは約束違反じゃありませんか。緑地Ａは、日野市へ帰属すると書いてあるんですから、直ちに日野市の所属にしてもらいたい。手続をとりますというふうにお答えになれないんですか、市長。その点は市長に聞きます。非常に広い緑地です、いい場所です、これ、私見てきましたけれど……。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この日野市内丘陵地のこの造成を行った各企業、当時一応の指導を受けて行ったもの、あるいはほとんど指導には関与しないで行ったものといろいろあるわけでありまして、信販の場合は、ここに書類のありますとおり、ともかく一定の指導のもとに条件を整えながら行ってきたということであります。ただ過去において、私どもの最も困りましたのは、相当数の戸数を有する団地造成を進めながら学校用地に何ら配慮してなかったということが、非常に大きな支障でありました。そこで、日本信販と西武不動産この両者にそれぞれ残余の土地を協力をしてもらったという、私は無償で出してくださいということから始めたんですが、ともかく協力をしていただいて、今日の三沢台小学校ができた、こういうことがあります。中学校用地でもう一つ欲しいわけですが、これについては全く第三中学校を母体校とする学校が西側に欲しいということに対しては、非常に苦労をさせられた。つまり開発のときには、必ず将来の学校用地、あるいは緑地これらがきちんと用意できるように指導することが、大切だということをつくづくその後で学んだという感じがいたします。そこで、残余のつまり未利用地という形で残っている緑地をまた再開発をしたいというのが、近ごろの傾向であります。この場合も多分そういう発想があるんではないかとは思っておりますけれど、日本信販は、わりあい正常なこの業者でもあるわけでありますので、正しい指導に応じてもらいながら、今後のあの地域の開発整備になおいい方法があれば、十分考えるに値する、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　私は、この緑地Ａというのは、早く日野市へ移管してもらいたいというのは、大きな理由がもう一つある。今大栗川 — 多摩市の和田から汚水管が倉沢の谷戸に入ってきています。この都市整備部長の説明では、６２年にこの処理場というのが書いてあります。この４公園の下のところにこの処理場、この処理場は不要になる３年後そうすると、ここの面積は2,５２９平方米あります。この汚水処理場の面積、それがこの協定書の中には、明らかに書いてあるんです。協定書第９条の２に排水関係、処理場用地を含め無償で日野市に譲渡いたしますと書いてあります。ですから、２年か３年後にもう不要になるわけで、そうしますとこの上の公園４という公園です、これは観音堂公園というんです。この公園の面積は小さいんです、集会場がありますから、これが1,１９１それにこの汚水処理場を公園にしますと、2,５２９が加わりますから1,０００坪ぐらいの広い公園ができます。大変いい公園だと思います。場所もいいところです。そうすると、この緑地がもうさらに生きてくるわけです。緑地はイとロがあります。そこで市長にもう一度聞きたいんですが、１年１カ月前にこの緑地解除のお願いが会社から出ているわけです。しかもこの緑地解除については、この協定書では日野市へ無償で譲渡しますと書いてある場所であります。普通の常識だとこの協定書に譲渡しますと書いてあれば、こういう書類を持ってこないんです普通は、よほどの過ちがなければ、社長さんの名前で来ています。市長さんは、大変日本信販はいい会社であると思いますとおっしゃいましたが、私は、どうもこういうのを見ると約束違反じゃないかという気がするわけです。そうすると都市整備部長は、どういう関係か緑地を解除するには、ほかの緑地をもらわなきゃしょうがない。ところが、残念ながらこの日本信販の敷地の中には2,５００平方メートルもとれるようなあいている場所もありません、これ、そうでしょう。どこもありません。もうほとんど売り尽しちゃっています。そうするとかえ地は取れないということです。私は、市長たる者は、毅然たる態度でこういう書類を持ってきたときには、それは社長さんおかしいじゃありませんか。昭和４５年この協定書に明白に書いてあるんじゃありませんか、日野市長とお宅の方の社長との間に、この中には無償で譲渡すると書いてあるじゃないか、それを今度は宅地開発させてくれなんて、これはだめですというのが筋じゃないかと思いますが、市長にもう一度答弁願います。

さらに、もう一つは今この2,５２９平方メートル、汚水処理場が空き地になります。不要になります。これを公園を拡張して倉沢の皆さんに使っていただくようにしたらどうか、この点

2点回答を願います。市長です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん開発指導は約束に基づいて毅然として行っていくということはそのとおりであります。したがいまして、もう少し具体的にその信販との意見交換もしてみたい、このように思います。

それから、処理場の跡地これは協定書の中では、どうなっているか余り詳しくは……（「無償で譲渡する、ごらんになってください、預けてありますから、9条、見てくださいよ」と呼ぶ者あり）無償で譲渡なら当然いただくべきものだ、こう思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　人の資料をちゃんと見てくださいよ。日野市長と9条の排水関係のところに書いてあります。やっぱり人が配った資料は謙虚にごらんになるのが、やはり回答者の責務だと思う。やっぱりそのくらいの誠意があってほしい。何も見なくたってわかってりゃいいんです。見てませんからじゃ余りにも不誠実過ぎます。私どもの調査では、日本信販は、この緑地Aと処理場の跡地あわせて約5,０００平方メートル、これはまだ日野市へ寄贈しておりません。他の部分については約1万平方メートルは、公園、その他寄付し、既に所管は日野市に移っております。開発区域は１９万9,０００、約２０万平方メートルですから、約6％程度が大体この公園や緑地になっているということになるわけです。ここは立派な住宅地帯ですから、公園緑地が多い方がいいんです。緑地を守る、緑を守るんだということをおっしゃる方が、なぜ緑地を解除したいという申し入れを1年も温めている理由がわからなかった。今でもわかりません。私は、こういうふうなことは、やっぱりきちんとしなければ協定書ですからいけないと思うのであります。市民に公園と緑地を開放して怒る市民はいないんです。そこの場所をきのう見てきましたら、まだこのきれいになってたんですが、今何か壊れた家の材料か何かを置いてあります。それで、信販の分譲地の案内所というふうな看板もちょっと出ておりました。ぜひあそこへ梅の木でも植えれば実に美しく咲き乱れて倉沢の里から梅の香りが百草園を越えてこの日野市役所に漂ってくるんじゃないか、そんな気がするわけであります。以上5点の質問を今申し上げました。いずれもはっきりした回答が出されませんでした。職員の５５歳以上の方々をいじめる、そういうふうなことはおよしなさい。一遍にいじめちゃいけないんです。だんだんとわかってもらって、だから時間がかかる、１０年ぐらいかかります。

１０年ぐらいの期間をかけてゆっくりと、というのは3年間やってなかったからこんなことになるんです。自分の過ちを職員にぶっつける、こんなことはよした方がいいんです。遺跡調査会のお金もそうなんです。経理部長が使った。警視庁が捜査しても、東京地方検察庁が調査しても経理部長さんが使ったのは１２８万円ですよと、こう結果が出ている。もちろん検察審査会へかけてもう1回調査してくれというのも結構でしょう。しかし、悪いことは全部職員にやらせる、負わせる。例えばさっきの福祉センターの取り壊しもそうです。担当の部長や課長が悪いんだ。何でも職員に全部負わせるならば、市長なんか必要ないんです。社長さんは。市長は、やっぱり会社でいえば代表権を持つ取締役です、社長さんなんです。だからこそ自分も責任を一端を負うというぐらいの決意がなきゃいけない。職員だけいじめてればいいんだ、職員はかわいそうなんですよ。いじめられても文句言えないんです。職員組合のほかにきのうも市川議員が質問されましたが、部長さんや課長さんが、市長に過半数以上の部長や課長さんが連名で、これは勇気が要るんです。連名でこれからは市長、部長や課長にも相談してものをやってくれませんか、連名で書類を出した。あんな私文書は回答しません。冗談言っちゃいけない。市長が受け取ったんでしょう。市長が受け取れば、これは公文書であります。受け取らなきゃ別ですが、受け取ったら公文書になります。当たり前です。外交だってそうです。抗議文を持っていって相手の外務省が受け取れば、これはもう正式な公文書です。普通なら間違った外交関係の文書はけります、受け取りません。過半数以上の部課長さんが署名して出された書類は、公文書と言わなきゃならない。部長、課長という立場で申し入れてきているわけです。日野市の職員でなきゃ部長、課長という立場でなきゃ給料のことで市長さんのところへ申し入れなんか来るわけがないじゃありませんか。日野自動車の部長や課長さんが、森田さんのところへ相談しろとか、給料をどうしろとかいうことはあり得ない。そういう点でよく考えてあなたの１１０坪も公有地なんです。それを保留地だというんですね、市が区画整理をやっていて浮いてきた土地は、公有地です。市長が処分し、市長が使うことができる土地なんです、自由にできる土地です、そういうふうな問題をもっとはっきりと考えていただきたい。やはり公私の区別をはっきりしてもらう。最後に申し上げますが、１１０坪の公有地は、ぜひひとつ返してもらいたい。そして、うちのない市民の方に５５坪ずつ分譲すればいいんです。希望者はたくさんおります。そのくらいのことができなくてどうするんです。

次の1,８１１万 — 浅川の新井用水に流された税金、これらについても責任を考えて1割程

度は返したらどうです、少なくとも、誠意だけでも示したら、同時に遺跡調査会の使い込みのお金2,４００万円、これも税金なんです。これは、一応返しておいて、もしも柳下さんが裁判に負けたら、遺跡調査会の会は2,２００万円ばかり金をもらえるわけですよ。柳下さんから、そのときに会長が受け取ればいいんです。市民に税金をほっぽり放しにしておいては困る。

次に、職員組合との間もさっき部課長との問題を申し上げました。信頼関係を十分保ってやってもらいたいし、今回はとにかくこのような過激な問題は避けて即刻４月１日の昇給延伸とか、あるいはまた５５歳以上の云々は徹回してもらいたい。そして、起債は借金ですから、三菱銀行の預金をおろして足りないところは補ってもらいたい、それでゆっくりと職員と交渉されて新しい給与制度をつくり、みんながにこにこと安心して働けるようにしてもらうことが、日野市民に対する責務ではなかろうかと思います。

また、日本信販の土地にいたしましても、信販さんにお願いして公園を広げ、緑地をふやすということにできるだけの努力をささげることをお願いしたいと思います。以上私は、今、五つの問題について市長にお願いし、また、私の希望を述べました。市政は永遠であります。市長の任期は４年であります。たとえ選挙に勝とうと勝つまいと、そういうことではなくて、選挙は４年ごとに回ってまいります。しかし、日野市長が土地をもうけ、市長在職中に大きな財産をつくったというふうな疑いがかけられるようなことが絶対はないように、このことは強く申し上げておきます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１２の５、日本信販からの緑地（2,４００平方メートル）解除要求に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時１８分休憩

午後３時４９分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１３の１、古代のロマンか、生活か、歴史を語る遺跡が消えていくについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　通告に従いまして質問をさせていただきます。

ただいま議長が申されたように、古代のロマンか、生活か、歴史を語る遺跡が消えていくというタイトルでさせていただきます。

この再三申し上げておりますけれども、この埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、また発掘されましたその遺物をどのようにこれから保存をし、これを継承していくかということが、国民にとって文化の向上、教養をさらに発展するためにも非常に大切なことではないかと考えております。世界の文化に貢献するということは、これを小さく刷りますと、やはり郷土を中心とした文化財その資料をいかに大切に保存し、これを活用していくかということであるのではないかと思います。結果的に申しますと、市民の教養、文化の向上発展に貢献するということになると同時に、また、我々が住んでおりますこの郷土を愛する心を養う上でも、これまた肝要であると私は考えております。しかし、一方におきましては、歴史を語るこの埋蔵文化財の保護が現世の生活が優先なのかどうかということを考えてみますると、非常に難しい問題が前途に障壁となって立ちはだかっているということは、御存じのとおりであると私は申しても過言ではないかと思うわけでございます。これが質問の第１点のこの歴史を語る埋蔵文化財の保護か、現世の生活優先かということでございます。

この２問目といたしまして、この埋蔵文化財、これは、現世品もちょっと含めますけれども、やはり先取り行政はできないかということでございます。日野市におきましても、区画整理がまた個人住宅の建設が至るところで進められており、開発は休みなく進行しているわけでございます。それと同時に開発に伴いまして、自然と知らぬ間にこの文化財は破壊されていくということは、周知の事実ではないかと思うわけでございます。これが第２問でございます。そこで、今度はその記録保存調査等が行われているわけですけれども、これは考え方によれば、学術調査であるという方もおります。しかし、学術調査ということになりますと、一定のテーマを持ちまして、これは発掘調査をするわけです。それですから、日野市の場合は、学術調査と記録調査の中間点ぐらいをやっているんじゃないかと考えてもいいんじゃないかと思いますけれども、そのようなことを調査委員が聞いていらっしゃると、なに、谷のやつは何を言うんだ。おれたちのやっていることは、学術調査だというふうになると思いますけれども、やはりこれらの見解というのは、非常に難しいところではないかと私は考えております。

そこで、第３問としてこの記録保存調査は、破壊につながるのではないかというような考えもないわけではないんです。どうしてかと申しますと、やはりこの調査区域が広くなりまして、そうしますと、当然やはり事業を早く進めなければならない、ということになりますと、このどうしてもその行政的サイドに立って考えてみますると、少しぐらいはというようなものが情けとして出てくる、それと同時に、またその予算の面もどうするという大きな問題にもまた立ち当たってしまうわけです。そしたらまたその時間もない、人手も不足する、そうなるとやはりなおざりにならざるを得ないというような傾向があるんじゃないかと思います。そこで、それらの解決策はどういうふうにしたらいいかということもあわせてお伺いするわけですけれども、この日野市において、今、行われているその区画整理、その発掘調査等を見てみますると、やはりどうしてもその事前に調査をする、基盤整備が大規模に行われているというのは、これは万願寺の区画整理も同じですけれども、その範囲が広くなりますと、調査費、それから時間、人手等をすべて多く要するわけです。そこで、ただいま申しましたように金不足、時間不足、人手不足等が出てくるわけです。そうしますと、再三申しますけれども、調査もなおざりになってしまうというふうになるわけです。どうしてもこの事前発掘ということは、必要じゃないかということであります。そういうふうにしないと、この我々の足元に埋もれている歴史をどうしても解明することは、非常に難しいじゃないかと、私は考えるものであります。我々市民に与えられました責務でもあるというふうに考えますと、どうしてもその現在、日野市で行われておりますこの下水道の工事、そうしたり万願寺の区画整理の進行状況等を見ますると、そのいかにしてこれらをスムースに施工していくかということが、まず最初に考えるわけであります。また、この日野市におきましては、さらに高幡地区、それから、豊田駅南等の区画整理も６０年には、恐らく認可になるのではないかと思います。その豊田の南におきましては、環境アセス等があってちょっとおくれるじゃないかといいますけれども、やはりそのおくれといっても大したことはないんじゃないかと、私は考えております。何としても事前の発掘調査というものができないか、ということであります。やはり、その遺跡は非常に大切ではありますけれどもその実生活を犠牲にしてまでも、どうして保護しなければならないかというようなことは、この区画整理をやっておったり、何かをしますと、直接その地区の人々から、私は耳にするわけであります。どうしてかと申しますと、昨年１２月の２５日の議会でしたか、この議会におきましても、埋蔵文化財の発掘調査を改善して、早く掘ってくれという決議をしたよう

に覚えております。そのようなことからいきましても、どうしても調査だけは、前倒しで早くやるというのが一番よいじゃないかと考えておるのは、そこいらあたりにあるわけであります。昨年、私が、この市のお金を使わせてもらって行政調査に行ったんですね。これは大阪の柏原なんです。この柏原というところは、非常にその遺跡の多いところで、横穴古墳等も1,５００もあるわけです。この1,５００もある横穴古墳だからということではないでしょうけれども、ことしまたそのすぐそばの河内長野市の遺跡等、それから郷土資料館を行政視察してまいったわけですけれども、そのときに向こうへ行きましたら、柏原の調査員の方が、隣の柏原市の教育委員会と土木課との話し合いをしているときに、どういうわけか河川改修を急にするようになったんで、その国指定の横穴古墳を幾つか削り取っちゃったんだ、どんなことをしたんですかと聞きましたら、１５０メートルから２００メートルぐらいにわたって、突如としてブルドーザーで押しちゃったというんですね。ああ随分ひどいことをしたもんだと私は言いました。それで、どのようなものがそこの古墳にはあるでしょうか、ということを伺いましたら、日本でも有名な横穴群の中に、線刻式の壁画が書かれているそうなんです。それで、その壁画は、日本でも古墳時代の後期の墳墓であって非常に有名だということを伺っていたわけです。そうしますと、そういうふうなことを急に市がやってしまうと、やはりこの日野市が、仮にやりませんけれども、やったとしたならば、やはり東京都で恐らくそのどうしたんだということで、乗り出してくるんじゃないかと思うんです。さのごとく大阪の柏原でも、大阪府の教育委員会が乗り出してきて、非常に行政もそのためにきついおしかりを受けたというように伺って帰ってきたわけですけれども、やはりその国民共通の財産ということになると、これはすべての国民の力でこれを守っていかないと、どうしてもこれらの保存ができないというふうに私は、痛感をして帰ってきたわけです。そのようなことを考えながら柏原を後にしたときに、どんなところかということを頭に浮かばせながら、昨年行ってきました柏原市をタクシーの窓から眺めまして、ああいう山すそ野、結局傾斜地のところには横穴が幾つも並んでいるのかな、その文化というものは、あのような山すそあたりから発生したのかというようなことも、これはいろいろ順序は違いますけれども、考えながら宿へ向かったわけです。それで、このようなことが行われるということは、どうしてかということになりますと、やはり、この多くの方々の理解がなかったというふうに言っても過言じゃないかと思うんです。全くやったことというのは、無謀であると私は考えているわけですけれども、このようなことを考えながら、また、この前

万願寺地区という地区ですか、あそこの遺跡の発掘現場へ行ったわけです。そうしましたら何人かの方が、そのけげんな顔をしてこう掘っているのを見てるわけですね。そうしますと出てくるものは、やはり流木みたいな、すなわち日野の言葉で言えば流れ木というんですね。それで、その後そのわきから出てくるのは、いわゆるはじ木なんです。日野市の言葉でいうとかわらげというんですね。何んだ出てくるものは、流れ木とかわらげだけじゃないか、こういうふうに言っているんですね。それで全くこんなものに金をかけてどうするんだ、やはりこれだけの金をかけるんだったら、早く道をつくっちゃった方がいいじゃないかというふうに話ししておりました。私も確かにそのとおりだと思いますけれども、やはりこの遺物にはそれぞれの生活の歴史、それから、そのまたは流れ木といってもよく見ると、その川の流れがどうであったかということを我々に教えてくれるわけです。やはり、これらのことを考えてみますると、大切な歴史が秘められている、または何千年の歴史、それから生活を語るかけがえのないこの証人ではないかと私は考えざるを得なかったわけです。それで、さらに、またずっと前でしたけれども、ちょっとこれは本を読んでみたときに、島根県の斐川町というところがあるんです。ここにこうじん谷というところの畑があって、そこをその農道整備をやったわけです。行ってみますと、東光寺の上の農道を整備したというような形のところですけれども、そこから遺跡が、突如として出てきたわけですね。それで、その遺跡を大したことはないと思って調査をしてみましたら、３５０本もの銅剣が出土したわけです。こうなると尋常一様じゃない、やはり日本のその古代史もこれらによって時と場合によると書きかえられる、というふうになるかもわからないというようなことが書いてありました。遺跡破壊は、このようなことを考えると、やはり絶対に許しちゃいけないんだというふうにも言ってもいいわけです。しかし、このそこいらを余り強く強調すると、またその反対も出てくるわけです。そこで、昨年どのくらい日本国じゅうでこの遺跡が発掘されているのか、いわゆる届け出しですね、がどのくらいなされたかということを調べてみましたら、全国で１万4,５４０件もの届け出がありまして、その特定のテーマを持って行う、すなわちその学術調査というのは、わずか１３７件、本当の微々たるものです。９９％が緊急発掘というか、その開発に伴う発掘であるということが言えるわけです。いかなる調査であっても、これはその発掘に際しては、本当にやはりその厳正なる発掘をする。これが、私はその当たり前であり、先ほど申しました一部のこの人たちが、何というんですか、遺跡なんか大したもんじゃない、早く工事を進めろ、簡単に発掘をしてやめてしまえ

というようなことも、これはそのとおりだとも考えますけれども、また、考え方によればかけがえのない古代のその歴史を語ってくれる、またはそのあかしてくれる証人ですから、学術的な調査を行わなければならないというふうになるのではないかと私は考えているわけです。

そこで、この通告してありますようにこの３点、４点のこの遺跡は大切だが、実生活までも犠牲にしてなぜ保護しなければならないか、というようなこともまた質問するわけです。

それから、この５点目として、発掘の道、この共存の道を探して文化財共存を確立するということは、これからどのような方策を立てていったらいいかということなんです。これらの点についてもまたお伺いいたすわけです。これはどうしてかというと、この遺跡はかけがえのない古代人の社会構造や人類の生活文化を知る上でも必要欠くことのできないものであるから申し上げるわけでございます。性急な開発等によって、古代の資料を永久に失ってしまう、これで果たしてよいであろうか。これは、その妥協してしまえば破壊されてしまうんですね。それですから、どのようにして両立の道を選ばなければいけないかということを行政当局も探さなければいけないんじゃないかと考えております。そのような観点に立ちまして、私は、１、２、３、４、５ということで結局通告をし、その質問の要旨というのを差し上げてありますので、それに基づいてひとつ回答をしていただき、さらに、その後にこの万願寺の埋蔵文化財の発掘調査費と、さらには、この次に万願寺にあります市の史跡である一里塚、それから石田寺、それのそばにあるカヤの木ですね。さらには、とうかん森ですか、そして、その安養寺等が、今後どのように位置づけられるかということを、これはその今までの５点の回答をいただいてから質問いたしたいと思いますので、以上よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、谷　議員さんから御質問がございました日野市の埋蔵文化財の行政につきましての５点の御質問がございました。これにつきましての考え方をお答えしたいと思います。５点をいちいち答えればいいんですけれども、５点の中にはそれぞれ関連した事項がございますので、その中から一応関連事項につきましては、まとめさせていただいて回答させてもらいたいと思います。

基本的な大きな問題点といたしましては、いわゆるその埋蔵文化財を優先するのか、あるいはまた生活権を優先するのかというこれに対する基本的な行政のあり方についての問い合わせが第１点目、２点目、３点目にかかってくると思います。今の冒頭に谷　議員さんから御説明

がございましたとおり、いわゆる埋蔵文化財の保護、発掘、あるいはそれに対する活用、これにつきましては、文化財保護法に明記されているところでございます。確かに埋蔵文化財につきましては、昭和２５年にできました文化財保護法というものが、特に昭和５０年に改正されまして、埋蔵文化財に対する保存というものが、非常に強く叫ばれ、それを大切に発掘をし、そしてまた、それに対する保存というものを適切にしなきゃならないという、こういう責務が、法律上厳しく規定されているという事実がございます。一方教育委員会といたしましても、このいわゆる埋蔵文化財というものが、我が国の歴史、あるいは文化の発展に非常に寄与することが大きい、その埋蔵文化財の寄与がなくして我が国の文化の発展があり得ないというふうな法律の趣旨もございます。また、それを所有しております文化財の所有者につきましても、いろいろと埋蔵文化財等の行政を行う場合には、協力をするというこういうふうな義務もございます。また、教育委員会の責務といたしましても、いわゆる地方教育行政組織及び運営に関する法律の中でも、文化財の保護は、教育委員会の固有の所管事項であるということから、文化財の保護の行政につきましては、従来からこの問題につきましては、真剣に取り組んでおるところでございます。特に日野市の場合は、御承知のとおり約4.３８平方キロほど現在のところ包蔵地がございます。大体日野市全体の面積の約１７％近くがいわゆる包蔵地になっておる。しかも、この包蔵地が昭和４０年ごろからのいわゆる土地開発に伴いまして、その発掘が非常に進んでおります。現在まで約１４０カ所の発掘が行われております。今後ともどもいわゆる区画整理等に伴う開発に伴いましての発掘の調査というものが、たくさん出てくるんじゃなかろうかというふうに予想をされておるところでございます。一方におきまして、ただいま生活権が優先かというふうな御質問でございますけれども、確かにこの包蔵地の中にいろいろとマイホームができる、あるいは道路ができる、あるいは学校ができるということで、公共施設等の建設も伴って行われるわけでございます。その中で、やはり憲法のいわゆる生活権の保障、最低必要な文化的な生活を営むという権利も一方において法律上認められ、同時に憲法では、やはり国民の財産を侵してはならないというそういう財産を尊重する立場にも一方において置かれています。その二つの法律の間へ挟まって、この文化財行政というものを一体どういうふうにこれから進めていくのか、その辺につきましては、非常に質問者からも御提案ございましたとおり、難しい問題であるというふうに私どもは、一番大きな悩みの種でございます。結論といたしましても、教育委員会といたしましては、いろいろとこの点につきまして、検討を進

めておるところでございます。要するに基本的な考え方としては、埋蔵文化財というものを大切に調査をする。そして、その結果を十分に保存すると同時に行政の方もこの埋蔵文化財の行政のために、いわゆる開発とか、あるいはマイホームの建設がおくれてしまうとかというそういうことがあってはなりません。つまり、この二つの問題の何といいましょうか、最大公約数を見つけるというような形の中での埋蔵文化財の発掘ができることが望ましいだろうというふうに私どもは考えております。従来遺跡調査会につきましては、遺跡調査会等によりまして、いろいろと発掘を進めてまいりました。特に従来ですと、日野市の遺跡調査会というものが、日野市全体の遺跡調査をする。そういたしますと、いろいろと調査の体制の中での調査員の配置の問題、あるいはアルバイト、あるいはそれに伴う発掘調査費、こういったものが非常にかかります。ですから、日野市の遺跡調査会という非常に限られた調査の中で、広大な包蔵地を一手に引き受けることにつきましては、行政もおくれてまいります。非常に発掘調査にも時間もかかる、予算もかかるというふうな矛盾が考えられます。そこで、昭和５５年度から従来の日野市全体の遺跡調査というものを、日野市の遺跡調査会が担当するのではなくて、やはり大きな土地の所有者、例えば東京都の住宅局の抱えておる都営住宅であるとか、あるいは住宅公団が抱えておる団地であるとか、そういう大きな土地の原因者につきましては、そういうところに遺跡調査会をつくっていただいて、そこで調査団を編成し、そして、その土地は自分たちの原因者、積極的に発掘調査していくという、つまり集中方式から分散方式に変えるという方法をとっています。ただこの分散方式ということになりますと、原因者が別に調査会をつくるわけでございますので、ややもすると発掘をずさんにする、あるいは発掘したものをほかへ持っていってしまうというそういう憂いがございます。したがって、こういうことにつきましては、やはり文化財の保護行政というものの責任者というのは、教育委員会にございます。したがって、それらの全体調整指導監督は、やはり教育委員会で行うべきであろう。そういうふうな観点に立ちまして、実は、昭和５５年度からいわゆる集中方式から、いわゆる分散方式という形をとっております。それを行うことによって文化財のそれぞれの調査というものが、非常に精密にできます。しかもスピーディーにできます。そういう一つのメリットがあると思います。それでもなおかつ日野市で行ってまいります遺跡調査というものにつきましては、あくまでもいわゆるマイホームをつくる、一般の個人住宅をつくる、その場合の発掘調査を担当する。なお、あわせまして日野市で行ういろいろな土木調査、あるいは区画整理に伴ういろいろな開

発がございます。そういう市の公共事業に関する問題、これにつきましては、日野市の遺跡調査会が、担当していくというそういう基本的な考え方で、ただいま文化財の発掘を進めているところでございます。それとあわせまして、それでも日野市の遺跡調査会の担当する分野がふえてきております。先ほども御質問がございましたように万願寺の区画整理等の開発がございます。万願寺は約１２８万平方メートルほど土地がございます。その中にも約２０万平米ほどの発掘すべき面積も控えております。今後もいろいろと西平山地区その他に日野市の方でやっていかなきゃならない発掘調査を控えております。そういうことを考えますと、現在の日野市の遺跡調査会の人員だけでは、とてもこれらに対応できないというふうな感じを受けます。そこで、我々といたしましても、これらの調査体制を十分整えていく必要があるだろう。そういうことで遺跡調査会の担当であります社会教育課のいわゆる学芸員だとか。調査員であるとか、あるいはそういった補助員だとか、そういった人的な確保もしなきゃならない。しかし、これをふやすことによって、市の人件費もふえていくというそういうまた矛盾点もあるわけでございます。したがって、我々といたしましても、これらのいわゆる調査専門員につきましては、市の方の調査員をある程度採用していただくと同時に調査が終わると調査員は要らなくなりますので、そういった意味で我々といたしましては、特に昭和５８年度から遺跡調査会の中に、臨時の嘱託による調査員、あるいは補助員等を採用しながら、調査員の拡充に努めておるところでございます。なお、あわせまして発掘調査のスピード化ということ、これスピード化することによって発掘調査がずさんになるんじゃないかというふうな御指摘を受けるかもしれませんけれども、なお、機械力、例えばいわゆるバック法というんですか、ユンボというんですか、ユンボを取り入れる、あるいは測量する場合に、今まではすべて手でもっていろいろと測量してきましたけれども、やはり空中から写真を撮影することによって、現場を一遍に測量してしまうというそういうふうな機械力の導入による発掘調査というものは、正確を期するということとスピーディーに上げるということ、そういう人的な面と、それから発掘調査の体制の問題、それからアルバイト等の作業員の問題も出てまいります。我々といたしましては、従来非常に作業員の手不足という問題の中で、この発掘調査がはかどらなかったという面もございます。そこで、一応昭和５８年度からできるだけ発掘に従事する作業員の確保という問題に意を注いでおります。いろいろとＰＲ等を行いまして、現在は約１００名から１５０名ぐらいの作業員を一応抱えております。従来の約倍近い作業員がおります。そういった中で遺跡調査を進めて

おります。その場合の基本的な考え方は、やはり谷　議員さんがおっしゃいましたように、発掘調査というものは大切にしていくんだということです。いわゆるずさんな発掘調査に落ち入らないように、やはり調査すべきところはきちんと調査をする。その終わった後の保存も的確に保存をしていくというふうな基本的な考え方に立ちまして発掘調査を進めておるところでございます。

それから、いわゆる発掘調査をするに当たって先取り調査ができないだろうかというこういうふうな御提言がありました。確かに従来日野市の遺跡調査につきましては、先取りということを一応考えておりましたけれども、なかなか調査体制の中で、先取り調査ができなかったというううらみがございます。そこで、我々といたしましてもできることならば、開発に先立って先に発掘調査をしてしまって、その後開発にかかるというこういう手順を踏むことが望ましい姿だということは十二分に承知をいたしております。そこで、今までは、そういった形の中で、先取りできませんでしたけれども、昭和５９年度からなるべく先取り調査をしようということで、実は昨年の９月の補正でもお願いしてきましたけれども、特にここの調査の中で、一番大きな問題点というのは、万願寺の発掘調査でございます。これにつきましては、期間的な制限もございますし、面積も非常に多うございます。そういった中で、我々といたしましては、一応作業員の体制を整えたということの段階で、実は５９年度の当初予算に計上いたしました調査も既に昨年の８月ごろには終わっております。そこで、６０年度に行う万願寺地域の開発に伴う発掘調査につきましては、５９年度にできるだけやってしまおうじゃないかということで、実は１億円ほどの補正を９月の議会に可決をいただきまして、現在、６０年度に向かっての開発すべき土地の発掘調査を進めております。大体ことしの３月には６０年度に万願寺地域の開発に伴う先取り調査がほぼ完了するであろうというふうな予定を立てております。そういう意味で今後ともできるだけ先き取りの調査ができるような方途を考えているところでございます。

それから、あと学術調査の問題、緊急調査というふうな問題で、今後とも学術調査を中心的にやっていくべきじゃないかというふうな御提言がございました。これにつきましても、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げたとおり、ずさんな調査じゃいけない。あくまでも先人たちが残した立派な文化財というものは、綿密に調査をし、それを適正に保存していくというそういう前提のもとに、調査がずさんに行っていかないように正確な調査ができるような方法を今後とも取り入れていきたいというふうに基本的に考えております。

それから、万願寺の区画整理に伴っての調査費のことの御質問が最後にございました。万願寺は先ほど申し上げたとおり、全体の面積が約１２８万9,０００平米ありますけれども、その中の包蔵地が２１万2,０００平米ある。そういたしますと、これに対する調査が、大体昭和６５年には万願寺の区画整理は行わなきゃならないという時間的な制限がございますけれども、それに大体どのくらい費用がかかるかということでございますけれども、これはあくまでもこれからの綿密な調査をしない限りにおいては、正確な数字は申し上げられませんけれども、大体１８億円ぐらいのやはり調査費がかかってくるだろうというふうに私ども目の子算でございますけれども、予定をしております。

それから、それに伴いまして万願寺にありますいろいろな一里塚であるとか、あるいは安養寺の問題であるとか、あるいはとうかん森の問題とか、いろいろとその中に市の指定文化財等もございます。これにつきましては、いろいろと日野市の遺跡調査会の役員会もさることながら、日野市の文化財保護審議会という会がございます。そういった中で、これらの文化財を開発するに当たってどういう形で保存していったらいいのか、これにつきましては、現在文化財保護審議会の中で、先ほど御質問がございました文化財の保存の問題につきまして、鋭意検討中でございます。これにつきましてはできるだけほかへ移すなり、何らかの形で保存する方向で文化財保護審議会委員さんの御提議がございます。これにつきましては、所管が都市整備部の方でございますので、今後区画整理を進めていく段階で、都市整備部の方とも十分に横の連絡をとりながら、これらの保存に鋭意努力を注いでまいりたいというふうに考えておるところでございます。私どものお答えは以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの教育次長の答弁で、私が先ほど申しましたと同じような趣旨の答弁をいただきました。

そこで、この２問の埋蔵文化財の先き取り行政ということでありますけれども、この５９年度の予算を見ますと、この国庫補助事業とか、万願寺の区画整理事業、それから南多摩管渠、これらをさらにこの緊急発掘等をあわせてみますると、この面積が5,６００平米なんですね。それで、また先ほどこれは補正のときにも何日か前ですけれども、結城部長が言われましたけれども、万願寺の区画整理の中で、約1,０００メートル遺跡のためにおくれているというようなことがありましたけれども、先ほど話を伺いましたら、これらは解決されるというような話

を聞きましたので、これについてはこれでよろしいです。しかし、ことしの今度は６０年度の国庫補助事業これを見てみますると、それから、また万願寺区画整理、それから研究発掘、その他のこの南多摩管渠の埋設等の事業その他を見てみますると、非常に面積が多いわけです。昨年の約３倍にもなるわけです。確かに次長さんがおっしゃられるごとく、その人員はふやして確かにその体制は確立はできるであろう。どうしてかといいますと、この調査委員等も今度は補足をしまして、万全の体制を整えるということではありますけれど、やはりこれらの発掘調査をしていく上には、大きな問題等もその場所場所によって、事業所事業所によって発生するんじゃないかと思うんです。それらのことをあわせ考えてみますると、やはりこの１万5,２６０平米というこの面積をどのように発掘するかということは、われわれにとりましても関心の的なんです。どうしてかと申しますと、これは、先ほど申しましたように国民の文化の向上、またはその郷土を中心とした文化財の資料になるわけです。それで、その先ほど申しましたように、これを活用する、これが市民文化の向上発展につながるということになるわけですから、単に人員をそろえた、調査員ができたからできるというものじゃなくて、それらのことを踏まえて発掘をしてもらわないと、発掘をしたがために破壊されるというようなことも言われておるわけですから、そのあたりを十分御承知おき願いまして、慎重に進めていってもらいたいということをお願いすると同時に、そこいらの心構えというのがどうなっているかということをひとつお伺いいたします。

それから、そのあと一つは、先ほど教育次長が触れました日野市のこの史跡が、万願寺土地区画整理の中にあるわけです。そうしますとこの６０年度に仮換地の指定がなされるわけです。そこで、その仮換地の指定に際してのこの史跡の処遇と換地先というのは、どういうふうになるか、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　それでは御質問の第１点目の万願寺の区画整理に伴う発掘調査の５９年度、６０年度の予算に絡めての御質問がございました。確かに５９年度の当初予算から比較するとたしか8,１００万円だと思いました。これは、先ほど申し上げたとおり、昨年の９月に万願寺の方の発掘調査の2,０００平米が１０月ごろ終わっているわけです。したがって、それを先取りする意味で、昨年の９月の補正で１億７００万円ほど予算化したわけでございます。したがって、５９年度これから３月までかかるわけですけれども、大体万願寺地区

で、6,０００平米から7,０００平米ぐらいの発掘調査が大体終わるだろうというふうな話なんです。それから一方６０年度の万願寺関係の予算を含めての発掘調査費でございますけれども、御指摘のとおり、１億5,６００万だと思いましたけれども予算計上されております。ですから、昨年の当初予算と比較すると、約7,５００万ほど６０年度予算が多いわけですけれども、これも今申し上げたように、昭和５９年度の最終補正予算を含めた予算と比較いたしますと、ことしが補正で１億約9,０００万になるわけですから、ですから、６０年度の当初予算の額が１億5,６００万ですから、なおかつ６０年度予算よりか５９年の方が多いわけですね。ですから、財政当局の方にもいろいろと６０年度予算の発掘調査費を請求するに当たっては、約２億2,０００万ほど必要なんですけれども、財政事情があった中で、１億5,６００万という予算になっているわけでございます。したがって、これが１億5,６００万円の予算の執行ができれば、なおまた、年度途中に補正をお願いする場合もあり得るというそういう含みがあるわけでございます。それから、予算関係はそういうことで御質問にお答えいたします。

それから、あと発掘調査に当たっての心構えということでございますけれども、先ほど触れましたけれども、万願寺の区画整理につきましては、特に調査につきまして、なるべく早くやるということと同時にこの調査を真剣に取り組んでやっております。ずさんな発掘が行われないように意を注いでおります。今後ともどもその点を意を介しまして正確な調査、保存、整理が行えるように心構えとして行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは２点目の御質問についてお答え申し上げます。

万願寺区画整理事業の区域の中に、指定文化財史跡がございます。これは、先ほど御指摘のありましたとうかん森、石田寺、一里塚、安養寺というものがあるわけでございますが、これが仮換地の指定の段階でどうなるかという御質問かと思います。仮換地の指定につきましては、６０年度に全体の８０％の区域を指定し終わる予定でございます。そういう中で、これらの史跡だとか、文化財については、一応現地換地ということで考えております。とうかん森は、そのまま現在のところにそのまま置く、石田寺も同じでございます。一里塚につきましては、現在の土地が、この一里塚が立っている土地そのものが私の土地でございます。それを仮換地におきましては、市の用地として換地をして将来この現在のたっている位置で保存をしていくというふうにいたしたいと考えております。安養寺につきましても現地換地で、一部お墓の移転が伴いますが、大部分は現地換地で行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　教育次長の方の答弁はどうもありがとうございました。

それから、ただいま都市整備部長から、とうかん森それから石田寺、それから安養寺は現地換地である。また、この一里塚は、市有地とするというようなことを申されましたので、本当に安心しました。ありがとうございます。このようなことを答弁をいただいて私は、本当にただいまよかったと思います。しかし、そのいい反面にまた悪いものも必ずあると思うんです。権利者として、やはり周囲等を見ましておれはこんなところへというようなことがあるかもわかりませんけれども、それらのようなことが発生した場合には、よくその地権者とも話し合って、やはりその他に保留地、または公社の土地、さらには私有地等もおありと思いますから、納得のいくような形で、ひとつぜひ仮換地の指定を行ってもらいたいということをここでお願いしておきます。このようなことを考えながら、文化財というのをどういうふうにして、これからいっていいかということになると同時に、その使われたものというのが一体だれに使われたかということもまた考える必要があるのではないかと考えているわけです。この国の重要文化財というのは、主として、この非常に大事だというけれども、この庶民文化を伝えているものというのは案外少ないです、どうしてもこの権力者が残したものなんです。そのロマンというのは、確かに庶民文化はロマンというのは伝わらないです。そうなるとどうしても権力者が残した文化財というのにロマンがあるような私は気がするわけです。しかし、そのやはりこの地域住民にとって大切だというものは、やはり我々の先祖、すなわち庶民が残してくれた文化的遺産ということに一口にすればなるのではないかと思うんです。そういうようなことを考えてみまするに、私たちの先祖がさきの万願寺の区画整理等も見てもわかるように、掘っているのを見て、何んだこれは流れ木か、出てくるものはかわらげか、というけれども、その流れ木、またはそのかわらげの中に私は、我々の先祖がどのような風俗、習慣の中に生活をしていたかということがわかるんじゃないかと思うんです。または、その用水等が、浅川や多摩川があふれてくれば、それを人力等によって流れを変えたというようなことが考えられるわけです。時代もそんなに古くはないと思うんです。そういうことになりますと、やはり私たちの先祖のことを物語ってくれる、またはそのあかしをしてくれるものということになると、日野の万願寺

でもいいし、神明でもどこでもいいです、百草台でも平山でも、その地に残された遺物こそ、この地域の文化を当時は支えていたものだ。またはこれが土台になって、また現在の文化も成り立っているんじゃないかということを考えると、どうしても自然にこれは大切にせざるを得ないわけです。そこで、今度はやはり大切だ大切だと言ったって、なかなか庶民のこの風俗等は、その民俗館等へ行ってみますれば、何だぼろみたいなのが下がっているわけです。これを見ますと、何だこんなきたないものということになりますけれども、また一面、私はこの前ちょうど東京の博物館にツタンカーメンの展覧会を見に行ったんです、博物館へ、恐らくここにいらっしゃる方の中にも見に行った方がいると思うんです。それで、私はそのやはりちょっとこう見ましたら、ツタンカーメンのあれがありました。しかし、ほかにちょっと目を向けましたら、あっ、こんなものもあるのかなと思ったんです。それで、それは何かと申しますと、いわゆるあれはエンドウマメの種なんです。そのエンドウマメの種というのは一体何かといいますと、この英国のその考古学者がそのツタンカーメンの石棺の黄金のひつぎです、それを点検していたときに、いわゆる調査ですね、していたときに出たものだということなんです。その年号が紀元１９２２年に発掘しているわけです。終戦が１９４５年ですから。それで今度はその種が今度は英国へ持ち帰られて、今度はそれをまいたんですね。そうしたらみごとに花を咲かせたわけです。それで、今度はその種がまたアメリカへ行っているわけです。アメリカから今度はさらに日本へ今来てるんです。それで、恐らくこれはいつの……。あれはだれだったかな、（「ハスの花」と呼ぶ者あり）違います。ハスの花は僕が買ったんですから、そのハスはうちに植えてあるんですよ。種をもらってきてまきまして、それでそのエンドウが日本へもう既に１９５６年には来ているわけです。それでその花というのは、どんな花かと私は聞いてみたんです。そうしましたらちょっとここにメモしておいたんですけれども、そのツタンカーメンエンドウの花を咲かせた。小さなチョウの形をしたその薄い赤紫の花で、茜色の花である。その中央を引き締めるようにその今度は茜色の真ん中にあるらしいんです。こう見ると見事な花だそうです。そんなもので手で見るとやっぱりこんなちっちゃいものですから、大して見事に見えないんですけれども、こういうふうに大きくしてみると実に見事だというふうに言われているわけです。そうしますと、今からどのくらい前かというと三千五、六百年前だろう、その花が今見られるわけです。やはりその発掘調査というのは、そういうところに意義があるんじゃないかと思うんです。やはり、日野のこの大地の下に、どのようなものが埋蔵されている

かわからないです、掘ってみなければ、やはりその掘るということは、やはり夢でもあり、また、その人にとれば希望でもあり、さらに、どうしてやろうということになれば、これは計画ですよ。計画を持てば当然やってみよう実行だ、そうしたらどうなるかということは、いいものが出てこようが、人に評価されるんじゃないですか。さっきのようにかわらげだったらかわらげだと言うけれども、かわらげでもその庶民の生活風俗を物語ってくれる大切な遺物ですから、やはり大事さにおいては、どっちが大事ということは言えないわけです。これはその考え方なんです。そういうふうにひとつ皆さんも理解していただきまして、エンドウマメというのは、単なるエンドウマメじゃないんです。ひとつこれからエンドウマメといっても単なるエンドウマメじゃないというふうなことも御承知いただきまして、この埋蔵文化財というのに対する皆さんの関心をぜひとも盛り上げていただきたいということをお願いしまして、古代のロマンかそれからこの事項等の質問を終わるわけです。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１３の１、古代のロマンか生活か、歴史を語る遺跡が消えていくに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時４５分散会

3月11日　月曜日　（第6日）

昭和60年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第6号）

3月11日　月曜日　（第6日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簇野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（1名）

29番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原尭次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和６０年３月１１日（月）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時９分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

一般質問を行います。

１４の１、圏央道計画から浅川の水を守るべきであると問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　通告に従いまして、圏央道計画と浅川の問題について一般質問をさせていただきます。

きょうは、ひさしぶりに雪が降ってまいりました。雪が降ってまいりますと、東京では何となく自然が戻ってきたような感情がよみがえってくる ― こういう状態になってまいります。雪も、空からさまざまな自然現象を伝えてくる便りと言えるわけでございます。自然というものは、私ども国民にとって、また全人類にとって必要欠くべからざるものであるということは言うに及ばないことでございます。

私が通告いたしました高尾山周辺のことについて一言触れておきたいと思います。

高尾山は、明治百年を記念いたしまして明治の森高尾国定公園というふうになりました。高尾山一帯を指定して森林の育成や保護を図り、自然と親しめる野外レクリエーションの場としたものでございます。東京都が発行している都内の自然名所などの出版物がいろいろとございます。その中には次のように書いてございます。

「明治の森高尾国定公園は特に自然性にすぐれ、全山森林におおわれている高尾山と、その周辺に広がる国有林、市有林、社寺有林、民有林を合わせ、その面積７７０ヘクタールが指定をされています。かつては薬王院の信仰登山が主体でしたが、その伝統はいまも残っており、関東一円から信者を集めています。多くの貴重な文化財と自然が残されているこの公園は、大都市東京に隣接して交通はいたって便利であるため、都民の手軽な健全なレクリエーションの場所となっています」こういうふうに述べているわけでございます。

御承知の方も多いと思いますけれども、高尾山は宗教の信仰も集め、1,２００年前から開山をされてきたわけでございます。当時の支配勢力は、高尾山周辺の植物や草については、１本でもこれを切り取った場合には死刑にするということで、そういうことまでして高尾山周辺の

緑を守ってきているわけでございます。

高尾山周辺は自然の宝庫ということで、日本の三大宝庫の一つというふうに言われております。たとえば昆虫については大阪の箕面山、京都の貴船山とともに日本の三大生息地ということで知られているわけでございます。１億年以上の前から生き残っていると言われているチョウチョウなどを初め、トンボ、甲虫類、こういうものなどがすんでおります。そのほか哺乳類、こういうものも多数まだ生存をしている状態になっているわけでございます。また、植物の点でも非常に貴重な地域と言われております。標高６００メートル３０センチと言われる高尾山でございますけれども、ここには貴重な針葉樹林、また雑木林などがあるわけでございます。ここの樹林はブナの樹林として、ちょうど日本の南と北の植物学的な境目としても非常に貴重な地帯というふうに言われております。こういう貴重な自然というものが、最近次々と失われてきているわけでございます。しかし、東京都の発行したパンフレットに書いてありますように、特に東京都内では唯一といってもいいようなこの高尾山周辺の緑と自然、これは、どんなことがあっても後世まで伝え残していかなければいけない唯一の地域であるというふうに私は信じている次第でございます。

私が一般質問の通告にいたしました浅川、この浅川も水源地がちょうど高尾山の周辺にございます。浅川は、上流をさかのぼっていきますと、八王子市内でいろいろと支流に分かれております。川口川をとりましても秋川の南、ちょうど高尾山の山岳地帯、あるいは陣馬の山岳地帯の水源を集めて流れているわけでございます。北浅川にいたりましては、高尾山の直下から水源を集めて浅川を構成しているわけでございます。また、南浅川は、ちょうど高尾山に直接さかのぼりまして水源となっているわけでございます。浅川の水が、私ども日野市民の心のよりどころとして悠久に流れていることは皆さん御承知のとおりでございます。

最近は、いろいろの書物や新聞などを読んでみますと、都市を形づくるにおいて日々刻々姿を変えながら存在をしている川、この川というものを中心にした町づくりこそ、今後の人類が心豊かに生きていくための支えであるというふうに言われております。この浅川の水源地の自然が少しでも損われるということになりますと、やはり浅川の水量などに影響が出てくるのではないか。そういう危険を感じるのは当然だというふうに言わなければいけないと思います。

ところが、最近共産党などが国会で明らかにいたしたところによりますと、この高尾山周辺に大がかりな計画道路が敷設されるということが発表になってきているわけでございます。そ

れは、通称圏央道と呼ばれるものでございます。正確には首都圏中央連絡道というふうに言われております。この圏央道は、当初の工事計画といたしましては、５０キロメートルが予定をされているわけでございます。その５０キロメートルというのは、関越道から中央道を結び、高尾山を通って１６号のバイパスに通じるという計画のようでございます。政府は６０年度の新規事業としてこの予算化をすでに行ってきております。関越道から中央道までは、３１キロメートルで、これの工事費が約2,７００億円ということのようでございます。中央道から１６号へのバイパスは別途また管轄がありまして、工事をいたしまして９キロメートル、５００億円の予算がかかるという計画のようでございます。

いままでも日本全国このような高速道路などができたために湖や、あるいは川が、どろなどが流れ込んで川底が浅くなる。そして、魚類がすめなくなってしまうという例は枚挙にいとまがないわけでございます。そういう意味からも、道路建設というものは十分なる自然との関係を調査した上で、計画を実行するのかしないのか、そういう点を図っていかなければいけないものではないかというふうに思います。ところが、この圏央道は、さらにびっくりする点がございます。ちょうど高尾山山頂から３００メートルの付近の高度において、直径１０メートルのトンネルを２本もぶち抜くというわけでございます。長さが1,２４０メートルでございます。このことを聞いた関東一円の心ある国民の皆さん、特に八王子の市民の皆さんは大変な驚きと怒りを示しておられるところでございます。しかし、私は高尾山周辺をハイキングその他で利用している日野市民から見ても、このことは、やはり大きな驚きであり、また、怒りも今後起こってくるのではないか。こういうふうに考えている次第なのでございます。

自然というものは御承知のように一回壊しますと、どのような影響にこれが発展して、たとえば川でございますと洪水が起こるかどうか計り知れないわけでございます。もちろん回復ということは絶対にできないわけであります。ですから、私ども日野市におきましても、浅川が日野市民の心のよりどころであり、生活のよりどころであるとするならば、１０年先２０年先だけでなくて、１００年先も見通して浅川を守っていく。あるいは、その水源地を守っていく。この心がけが必要ではないかというふうに思う次第であります。

以上のような観点から二、三質問を行いますのでひとつ御回答をいただきたいと思います。

いわゆる圏央道計画の進行状況について、日野市としてはどのようにいま把握しておられるか質問をいたします。これが第１点でございます。

第２点は、日野市として、この圏央道計画に関心を持っているのかいないのか。それは、八王子と国の問題であるというふうに見ているのかどうか。その辺を検討されたことがあるかどうか御答弁をいただきたいと思います。

３番目に、この圏央道計画の施行主というものは、どういう方面なのかお答えいただきたいと思います。

４点目は、圏央道をつくるという政府なりの施行主の方の目的というものは、どういうところにあるのか。この辺について御説明いただきたいと思います。

５点目としては、こういう圏央道計画をつくるに至ったさまざまな背景。そういうものについて御存じならば御答弁をいただきたい。

最後に６点目といたしまして、圏央道計画がもたらす功罪というものについて御回答をいただきたい。私は余り功の方はないのではないかというふうに思っております。しかし、市の方として考えている交通上のメリットなり何かあるのかどうか。あるいは自然を守るという点でどういう点があるというふうにつかんでおられるかどうか。そういう点についてひとつ御答弁をいただきたい。

以上、とりあえず御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではただいまの６点の御質問についてお答えを申し上げます。

まず計画の執行状況。それについて、日野市としてどうかかわりを持っているかという点でございます。この首都圏中央連絡道 ― 通称圏央道と言っておりますが、この道路は国が計画をしておる道路でございまして、昭和６０年度に都市計画の決定をとるということで、現在国の方で準備を進めているところでございます。

全体計画としては、横浜から成田 ― これは１６号線の外側を２００キロで貫通していく道路でございまして、道路幅員としては４車あるいは６車線の道路でございます。幅員は平均で通常の場合２０.５メートルの幅員構成となっておるものでございます。今回都市計画決定をとろうとしておりますこの道路は、東京都と埼玉県にまたがる５０キロの区間でございまして、都内はこのうち２２.５キロメートルでございます。

現在国の方では予算化されてございまして、１億５００万の予算が計上されております。こ

の内容は、路線の設計、それと、現況調査に要する費用で、供用開始の目標年次としては昭和７０年度を目途としておるようでございます。この区間の６０年度から７０年度の間で、事業計画をどう進めていくかという点についてはまだ未定でございまして、本年の８月ごろの大蔵折衝の中でそういうものが明確になってくるというふうに聞いております。

日野市の場合、この道路計画について直接は国の方からいろいろ計画内容について聞いてはおらないところでございますが、やはり日野市としても、この道路については今後の道路計画等とも関連が出てまいります関係上、建設省の相武国道工事事務所の方に、いろいろ内容については聞いておるところでございます。

２番目として、この計画について具体的な検討を日野市としてやったかどうかという点でございますが、この道路そのものについての計画というものは、国なり、この道路が貫通していく関連市、それから、直接関連ある事業体であろうかと思いますが、日野市としても、将来の日野市の道路計画との関連という点からは、やはりこの道路の今後の執行状況、あるいは現在の計画の内容というものは、やはり知っておかなければならないという点はございます。そういった点からの検討は行っております。

それから、３点目の施行主という点でございますが、これを実施をいたしますのは、建設省の関東地方建設局で行うということでございまして、この道路をつくっていく目的といたしましては、まず近郊整備地帯の中核都市を相互に連絡することによって、各都市の機能の秩序ある発展を図るという点がまず１点でございます。２点目としては、周辺地域におきます道路網の強化が図られ、交通混雑の緩和がされていくという点が２点目でございます。３点目としては、各地域への連絡が飛躍的に向上し、行動範囲が拡大されていくというようなことが目的であり、この道路の必要性であるというふうに私どもは聞いております。

したがいまして、５点目の計画の背景というものはこういう各都市を結んでいくと。そのことによって ― 従来の道路形態では首都圏の中に入ってくる道路、一応都内の区部近くまで入って、それから分散して外へ出ていくというような形態がとられているわけでございますが、都内をできるだけ通らないで、その周辺を通って文通の分散を図るということが大きなこの背景であろうかというふうに考えております。

したがいまして、６番目の功罪という点では、将来の都内における交通の緩和ということが功としては出てまいるかと思いますが、また、罪としては、先ほど来御指摘のように、この道

路をつくることによって周辺の環境の破壊という問題も十分考えられることでございます。しかし、この道路をつくるに当たりましては、東京都の環境アセスメント条例、いわゆる環境影響評価調査が実施をされるということで、国の方ではこの調査関係にすでに手をつけているというふうに聞いております。当然事業の認可を行う前に、周辺の環境に及ぼす影響というものを十分検討し、結論を出した上で住民に諮り、それで認可を取り工事着手していくというふうになっていくと思います。その点で、今後私ども日野市といたしましても、十分この計画については関心を持って見ていきたいと。あるいは影響があるような場合には、市の方としても国の方にいろいろと御相談をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　若干の再質問をさしていただきたいと思います。

圏央道計画の進行状況について都市整備部長から御答弁をいただきました。ところが、政府の方はなぜかこの事業を急いでいるという情報でございます。したがいまして、環境アセスメントについては、この３月いっぱいには結論を出すように関係者に迫っているという私はお話などを、各方面から聞いているわけでございます。

高尾山の地域は、先ほどの概略的には７７０ヘクタールが国定公園として指定をされているということを申し上げました。しかし、そのうちの４８０ヘクタールについては特定植物群落として指定をされているわけでございます。環境庁からの通知という文書などがあるそうですけれども、この中に、特別保護区あるいはその他特別地域、こういうところの道路建設に当たっては環境庁の許可が要る。保護局長との協議が必要であるというふうに言われているものでございます。こういう点から私は、日野市が単に第三者的な意味で関心を持っているというような態度では、事が手おくれになるのではないかと考えているわけでございます。そういう点でもう少し政府、東京都、関係官庁の動きを正確にお調べいただいて、必要な手は早々と打っていただくことが必要ではないかというふうに思うわけであります。この点についてもお気持ちがあれば担当者からお答えをいただきたいと思います。

それから、この工事の施行主、あるいは施行主の工事目的、あるいはこの工事をする背景についても触れたいと思うわけでございます。

政府の本年度の予算案などを見ましても御承知のとおりでございます。軍拡優先6.9％も伸

ばしておきながら、福祉や教育の予算は削る。地方自治体への補助金は削る。こういう軍事一直線の予算編成でございます。ところが、道路建設などの中で生活道路ではなく、高速道路などについての予算というのはどんどん、どんどん増額をしていっているのが今年度の予算の特徴となっております。今度の圏央道計画についても、それの仕掛人はだれかということをいろいろ考えてみますと、これは財界であるということが明らかになってきているわけでございます。

いまＪＡＰＩＣというのがマスコミ等で話題になっております。これは、日本プロジェクト産業協議会という団体で、財界によってできているものでございます。この団体は、日本列島改造計画に続いて、今後の財界の利益を上げるにはどういう事業を起こせばいいかということをもっぱら研究し、政府に提案をし、政府を挑発している団体ということになっております。これは、銀座を一つのビルでおおって大型の事業をして銀座の伝統をぶち壊そうという計画を立ててみたり、東京湾横断道路の計画を立ててみたりされております。その調査費なども今後１５億円も政府は予算をつけたそうでございます。そういうのとかかわりあいがありまして、今度部長がおっしゃったように横浜から成田をつなぐこの首都圏中央連絡道というものを計画したのではないかというふうに私は考えている次第でございます。

そして、先日の「日経新聞」に、この圏央道計画が報道されました。その内容見ますと、今度の道路づくりには大きな目的があると言われております。言葉としてはきれいな言葉でございます。２１世紀にふさわしい道路づくり、というふうになっております。ところが、具体的な内容になりますと、今度の圏央道については次のような点を予測しているということでございます。

その一つとしては、インターチェンジを一つの開発の中心地域にする。そのためにはインターチェンジからの道路を長く長く延ばす。延ばすだけその区域が開発区域として配分されることになる。ここで大きな開発事業ができるということでございます。それから、今度はまたこの圏央道と鉄道をつないでいって、つながれるところに大きなターミナル構想をつくって、ここにまたじゃんじゃんビルや倉庫をつくろうということでございます。そして、今度の道路は一般市民というよりは、港や空港を結ぶことによってコンテナや大型トラックがじゃんじゃん通れるようになるというふうに「日経新聞」は報道をいたしております。そういうことをやれば、今度はこの圏央道を中心にして新たな宅地開発の可能性も出てくるということでございま

す。そういう開発計画が約６０もあるということでございます。

いま自然の宝庫であるこの高尾山一帯、あるいは埼玉県その他関東一円が約3,４００ヘクタールにおいて開発事業ができる、それに投資される投資額というものはおよそ１兆円、これがねらいであるというふうに「日経新聞」には報道されております。

そして、効果としては都心の混雑緩和ができるとか、大気汚染が軽減するとか、こういうようなことがちらっと述べてあるわけでございます。しかし、多くの専門家に言わせると、圏央道ができたからといって都心部の交通渋滞がなくなるとか、トラックの台数が減るということはないであろうと、こういう説も非常に活発なわけでございます。ですから、今度の圏央道計画の本当の背景というのは私はそういうところにある。ですから、いまの資本主義社会ではどんどん、どんどん開発をして、後は野となれ山となれということで、資本主義社会の私は理屈というものがどんどん自然を押しつぶしていく。こういうようなふうに考えてみた方が、私ども市民・国民としては賢いのではないか。こういうふうに思うわけでございます。このようなことをよく見抜かないならば、対応を怠るのではないかというふうに思います。

八王子市民の関係では、いろいろの運動が起こっているようでございます。私も、この正月、高尾山に行きまして、圏央道建設反対の高尾周辺の農民の方や、いろんな方が署名運動されておりましたので、それに一筆署名をしてまいりました。

先日の「毎日新聞」にはこういう記事が出ておりました。八王子の最高齢者である１０２歳のおばあちゃんが市長さんに陳情に行ったという記事でございます。この方は裏高尾にお住まいの山梨ふささんという方で１０２歳。つえは使うものの足取りはしっかりという方でございます。１日１首の歌をつくっていると。そして、その１首を持って八王子の市長に陳情に行ったというわけでございます。「いつしかに時去り時来たり　我は百の余神の導き　高尾にぞ住む」という自筆の色紙を市長さんに持っていったということでございます。ところが市長は――「毎日新聞」にはよく書いてありますけれども、どういう気持ちで返答したか、短歌でこのおばあちゃんに答弁したということでございます。「行革の嵐の中に１人立つ　古き友らの声を背にして」という心境を詠んだということでございますが、この程度の心境を詠んだということでは、圏央道から八王子の自然を守るということは、私は八王子の市長にはできないのではないか。こういうふうに考えております。１０２歳のおばあちゃんまでがんばっている住民の心を受けて、断固東京都や政府に対決をするくらいの気持ちで自然を守る心がけがないなら

ば、自然はとても守り抜けないというふうに思うわけでございます。

また、たとえば東京都の自然環境保全審議会委員の大和田さんという方も談話などを発表されております。高尾山周辺には植物学者として著名なあの牧野富太郎先生、あるいは鳥獣保護で有名な中西悟堂さん、こういう方々がこよなく愛したフィールドである。学術的にも一級の場である。トンネルによる地下水の分断、排気ガスや大規模な被害、大量の土砂による被害。こういうことなどがありまして、こういう時代錯誤もはなはだしい無媒な計画は、早いうちに芽をつんでしまわなければならないと述べられております。また、山岳連盟の関係者の方、あるいは東京都の鳥獣保護委員の方々、あらゆる方々が、この圏央道建設に対して疑問、あるいは絶対反対という立場を展開されているところでございます。

しかも、この圏央道計画はトンネルだけではなくて、圏央道に大きなジャンクションをつくるわけでございます。これが「日経新聞」にも出ていたとおりでございますが、あの付近にある老人ホームなども恐らくつぶして、高さ４０メートルの大型ジャンクションをつくる。これがまた大変な自然破壊につながり、この排気ガスが逆転現象その他をもちまして高尾山周辺の動植物を傷めつける。こういう危険な公害まで発生が予想をされているわけでございます。そういう点なども考えていくならば、これは緊急を要する大問題であるというふうに考えなければいけないというふうに思います。

以上のような点から、もう一つの再質問については、やはり日野市も一定の調査などを組織すべきではないか。こういうふうに思うわけでございます。これは二つの点からでございます。一つは、日野市民が高尾山周辺をハイキングその他で ― これは子供たち児童たちから大人に至るまで、恐らく全員といってもいいでしょう。愛している場所であるからでございます。二つ目は、質問にも通告いたしましたように、浅川の水との関係についてでございます。その辺を調べていただくことが私は必要ではないか。こういうふうに思うわけでございます。

以上、再質問２点ほど御答弁をいただきたい。３月中にも環境アセスの結論が出そうであるので事態を急いでもらいたい。それから、日野市としても、単に問い合わせなどをするだけではなく、特別な手だてをとって調査をする必要があるのではないか。

以上の点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　圏央道は名前が、また、計画が近ごろとみに新聞紙上等でわ

れわれの見る、われわれの関心を高めつつあるわけでありまして、一応他市に属する問題ではありますが、浅川の水系、あるいは東京都民共通の自然、貴重な自然の財産であります。特に高尾山という地域のことでもありますので、われわれもいかがなものかと、余り詳しいことはわかりませんが、関心を高めつつあるところであります。そのことを指摘されまして、私どものまだ状況判断の不十分な点を感じておりますので、計画の実体、それから、特に日野市民、あるいは日野の自然界に浅川の問題を含めて及ぼす影響。これらについて御指摘のような一応の調査をしてみたいとこのように思っております。

この種の問題は、なかなか関連市でない場合に発言がしにくいわけでありますけれども、まず自然保護団体、あるいは本来の開発か自然保護かという大きなテーマにもなってくるわけでありますから、市民の御意見も十分反映できるような、そういう仕組みをつくるべきではないかと思います。一度状況を、たとえば広報等に報道してみて、そうして、それに対する住民の関心を一応踏まえる。そういう努力もすべきだとこのように思ったところであります。なるべく事を急いで、この事業の余り固まらない前に、日野市としての態度を一応持つという努力をしてみたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは一言要望いたしまして、この件に対する質問を終わらせていただきます。

高尾山に薬王院というのがございます。私は宗教は自由な立場でございますけれども、歴史的に言えば、この薬王院というのは行基菩薩という方が1,２００年前・西暦７４４年に開基されまして以来の伝統あるところだそうでございます。そういうこともありまして、徳川時代も、その前も北条の時代でも非常に保護をされてきた。北条氏照八王子城主は、記録にこう述べているそうでございます。山内の薬木一草なりともとる者があればその首を切る。先ほど申し上げたとおりでございます。そういうような歴史的な位置づけから、また、先ほど申し上げましたような貴重な自然の財産であるという観点から、何としてもこのいまの状態を保全していく。そのことが日野市民にとっても、私たちの命を守り環境を守る最大の根源になるというふうに私は位置づけたいと思います。

市長も答弁をされましたように、より一層の積極さでこの問題に取り組んでいただきたいと思うわけでございます。私どもも、中曽根内閣のいわゆる臨調路線、私は真の行政改革は賛成

でございますけれども、軍事優先だけのにせ行政改革、こういう自然破壊の路線は断固反対して、住民運動をもってこの高尾地域の自然を守る、そのことによって浅川も悠久に水をたたえた川として残していくようにがんばろうと決意をしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１４の１、圏央道計画から浅川の水を守るべきであると問うに関する質問を終わります。

次に１４の２、三中・三沢中学区のその後の対策に万全を期せと問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　三中、三沢中学区のその後の対策について一言一般質問をさせていただきます。

御承知のように市議会でも、いわゆる三中問題というものを対策をとってまいったわけでございます。市長サイドも、また議会サイドも、三中については独立校を建設することによって三中の過密化を解消していこうではないか。その路線で一丸となって努力を続けてまいりました。しかし、あらゆる努力にもかかわらず、三中の独立校をつくることはできなかったのは御承知のとおりでございます。そういう中で、市長並びに教育委員会はさまざまな努力をされました。私は、この点について住民にかわって感謝をしているものでございます。

三中について言いますならば、御承知のとおりプールサイドの改善をされました。また、特別室の増築をしたわけでございます。トイレも改善をされました。職員の関係の部屋も改善をされたのでございます。そのようなことなどを設備面として改善をされました。また、三沢中については御承知のように増築並びに給食の開始、グラウンドの拡張などを行ってこられたわけでございます。このような設備改善が、生徒を初め父母、教職員に温かい気持ちで歓迎をされたのは当然でございます。私ども住民のさまざまな努力の意を受けまして、教職員の方々も大変な努力をされてきております。三中についても、三沢中についても開放前からの勉強会、放課後も勉強会、数学のわからない子には算数教室までして落ちこぼれを出さない。こういうような私どもが口であらわせないような教職員の方々の努力がこの１年間続けられてきたわけでございます。その結果、三中においてもマンモス校でありながら生徒の全体行動を始め、その教育効果は非常に上がってまいりまして、すばらしい教育内容としていま前進を遂げつつあります。このことを教職員の皆さん、また、父母の皆さんが事実として肌身で感じ取っていら

っしゃるわけでございます。

三沢中についても同様でございます。先生たちの努力、生徒や父母の努力などを通じまして、いろいろ非行の問題もありましたけれども、これらがどんどん小さな問題に移行していき、三沢中に進学してよかった。学区の変更のときにはいろいろ問題を言ったけれども、三沢中に子供を学ばせてよかった。こういうお父さん、お母さんたちの声の方が多くなっているのが、現実のＰＴＡの皆さん、父母の皆さんの声となってきております。私は、独立校ができなかったのは残念であるというふうに思います。しかし、町田の忠生中についても言えますように、やはり本当の問題は、こういった地域の父母、学校の教職員、生徒たちの努力、このことによってすばらしい中学生が育っていくんだということも実践の中で証明をされた。そういう点では今後、たとえば１学年６クラス程度の中学校に将来的にはしていく必要がございますけれども、やはりそのことだけを追求するということではなく、全体的な教育の問題を考えていくことが必要ではないかと感じ入っている次第でございます。

以上のような中ではございますけれども、独立校をつくろうという運動の中で、日野市当局が父母や教職員に約束をされている問題がございます。その点で一、二本日は質問をしたいというふうに思っているわけでございます。

一つは、念のためにお聞きしたいと思います。三中独立校をつくれなかったという問題はございましたが、その問題とともに、その後の評価については市長並びに教育長は、どういうふうに受けとめておられるか。最終的な答弁でも結構ですので、この点に一言触れていただきたいと思います。

第２点目は、三中のグラウンドの問題でございます。三中のグラウンドは、たびたび議会でも取り上げられましたように、山の下に建設をされたグラウンドでございます。長年教職員を初め父母から、雨が降った場合その後の処理が大変であるということが言われてまいりました。現在も、あの三中の周りの山から落ち葉並びに水が大量に流れ込んでまいります。そのたびに側溝あってなきがごとしの状態になっております。水はグラウンドの斜面に従って流れ込み、高幡台の外周道路にあふれていっている状態にございます。したがって、その後の処理といたしまして、いかに教職員が努力しても、その落ち葉やどろを排除したりすることは到底不可能なことでございます。

しかも、御承知のように現在でも三中は３年１０クラス、２年１年が９クラスというやはり

マンモス校には違いがございません。そういう点で体育を初め学校行事等に渋滞を来しているのでございます。そういうことを市長も教育長もよく御承知であったのは私も理解をいたしております。そういう中でグラウンドも、先ほど申し上げました改善の工事が終わった終了後には必ず ― つまり本年度あたりは抜本的な改修を行う。こういうような約束がなされたわけでございます。したがって、学校の先生方もＰＴＡや関係者に対して、グラウンドの工事も必ずできることになりますということを文書その他で公表をされております。そういういきさつがあります。しかも、このグラウンドの改修工事につきましては１千万や２千万の工事ではちょっと改善ができないような地形のところにあるのではないか、そういうことが予測されます。ですから、恐らくもう少し高い額が必要になります。それにふさわしい改修工事を一刻も急いで、できれば本年度に工事をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

三沢中の方については、これは即刻というわけではございません。今度、市などの努力によりまして防音の壁もできました。この効果も非常に抜群の効果があらわれております。ただ４階あたりになりますと、まだ騒音は響きますけれども、１階２階３階、グラウンドには京王の電車の騒音が消える。こういうことになってまいりました。しかし、限度まで拡張されたとはいえ、願わくはもう少し ― 本年度できないまでも、何らかの形でもう少しグラウンドを南北なり、１メートルでも２メートルでも広げる手だてはないものか。こういう期待がまだ残されております。この点についても教育委員会なりの、ひとつ研究を施していただきたい。そして、三沢中の生徒たちが運動会などをやるときは、十分に応援団席もできるような、そういうようなふうにしていただけないものかというふうに私は思っている次第でございます。このグラウンド問題についての御答弁をお願いをいたします。

次に第３点目といたしましては、その他、今後三中、三沢中学区について考えている点があれば、設備面あるいは学区変更、あるいは理想的な生徒数の将来の中学校像、そういうものに対する展望などがあればひとつお答えいただきたいというふうに思います。

それから、最後には三中の給食問題でございます。これは、計画としては最終に回っているようでございますけれども、これは具体的には大体どういう方向で考えておられるのか。その辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

三中の過大校解消の問題につきましては、関係者の御理解、御協力によりまして、三沢中学への学年進行による学区の一部変更と。こういう状況の中で切り抜けてまいったわけでございますけれども、おかげさまで第三中学校につきましても、５８年度の３１クラスという状況をピークにいたしまして、本年度３０クラス、６０年度２８クラス、６１年度２６クラスと毎年２クラスくらいずつクラスが減りまして、一応六十二、三年ごろになりますと、三中もほかの学校規模と、そう大差のない規模の学校として落ちついてくるんではないかとこう考えております。一方、受け入れた方の三沢中学につきましては、本年度２０クラス、来年度２２クラス、再来年度２４クラスと、２４クラスをピークにいたしまして、その先いまの推定では六十四、五年ころになりますと、またいまの２０クラス程度に三沢中学の方もクラスが落ちてくると、こんなように推測している次第でございます。

三中、三沢中関係の問題につきましては、三中の過大校解消の問題とあわせまして、非常に各界でお骨折りをしていただきまして、三中の設備面、それから、三沢中学の受け入れる方の拡張、これらにつきまして万全の対策をしていただいてきたわけでございますけれども、いま竹ノ上議員さんの方から御質問の出ておりますグラウンドの問題。この問題につきましては、確かに三中があいう山を切り開いて出来上がった学校という、そういう状況から遊水といいますか、水がちょっと雨が降ると非常にほかのグラウンドに見られないような状況でわいてくると、ですから、雨の降った後なかなか水が引かないというような状況や何かを通しまして、体育の授業その他にいろいろ支障を来しているということは聞かされているところでございます。確かに、ただグラウンドの整地というだけでなくて、いわゆる側溝なり何なりつけて、山からわいてくる水を落とすような手段を講じない限り、三中のグラウンドの抜本的な改良、これは無理なんではないかとこう考えています。

このグラウンド問題だけがおくれた原因といたしましては、本年度まで、いわゆるプレハブ教室、これがグラウンドの方につくられていたと。来年以降はグラウンドにできていましたプレハブ校舎も全部撤去されますので、一応グラウンドそのものは広く使えるような形になってくるわけでございますけれども、このプレハブ校舎が取り払われた以降考えたいと。こういうことで三中の先生方、それから、父母の方々には話をしてきた次第でございますけれども、60年度・来年度の予算に三中のグラウンド整備関係の予算措置が盛り込まれていないわけでございますけれども、この面につきましては、限られた予算の中で、特に６０年度焼却炉の新設と

か、あるいは下水道と都市基盤整備 — これにかかわる非常に大型な歳出予算、これが組まれるという状況の中で見送られているというあれもあるわけでございますけれども、いま申し上げましたような状況等もありまして、来年度以降年次計画の中でグラウンド問題については、ぜひ何とか１年も早く解決できる時期を持ちたいと、こう考えております。

それから、２番目の三沢中学のグラウンド関係でございますけれども、三沢中学のグラウンドにつきましては、一応あの学校の置かれている状況等から少なくとも中学生が放課後バスケットやバレー、あるいはサッカー、その他非常に広く校庭を使わなくてはならないと、また運動会等で１００メートルの直線コースをとるにも無理があると。こういう状況の中で、今回現在のグラウンドの西側に球技専用の約2,０００平米のグラウンドを新しくふやしまして、そちらにバスケット、あるいはバレーのコート等をとり、いわゆる現在のグラウンドは陸上、サッカー等のそういうことに全面的に使えるような方法をとっていきたいと。こういうことでグラウンドにつきましては2.０００平米ほど西側の方にグラウンドを延ばしているわけでございますけれども、いま竹ノ上議員さんの方から御質問の出ておる南北にという問題ですね。これは、当初三沢中学のグラウンドを広げる際、私たちも理想としては南北に広げられれば、それにこしたことないわけでございますけれども、御承知のように北側は程久保川、それから、南側は京王線というような状況等もございまして、いわゆるいまの状況の中でグラウンドを南北に広げるということは、きわめてむずかしいということで、できるだけグラウンドの有効的な活用、— こういう方法を通しながら解決を図っていきたいと、こんなように考えている次第でございます。

それから、今後三中、三沢中等について、何かさらに具体的に施設面等で考慮する点があるのかというお尋ねでございますけれども、三沢中学の方につきましては、あの地域といいますか — 場所から、やはりよその学校に比べて植樹関係の面がもう一段必要であると。大変議員さん方も三沢中学につきましては心配していただきまして、いわゆる学園らしい学園といいますと、やはり玄関の植え込みであれ周りの環境、そういうものに — 京王線にも隣接しているという状況から、緑をもっと三沢中学の周辺にはふやしていきたいと。そういうことで、６０年度予算の中にも特別な予算をお願いしている次第でございます。

それから、三中の給食関係の問題についての御質問が出ましたけれども、これが一応中学校給食を終わらしていく上で一番頭を抱える問題でございまして、二中並びに四中につきまして

は、給食棟をつくる場所等について一応めどがあるわけでございますけれども、いよいよ三中の給食に取りかかるときに、どこへ給食棟をつくるのかと。これがあの場所自体をなかなか広げることができないと。これは、後段の方の今回の三中問題が起きたときにも非常な障害になったわけでございますけれども、緑比率等の関係から、さらに山を崩して広げるとか、そういうことが不可能であると。

そういう三中の置かれている特質的な状況がございまして、もし三中の ― これは財政当局等とも相当詰めなくちゃならない問題なんですけれども、三中の給食をやっていく時点では、今回の三中問題のときにも一つの大きな話題として出たんですけれども、現在の体育館、いわゆる２階建てにつくり直すことができるかできないかと。現在の体育館の置かれている場所に、１階が調理室並びに食堂、２階が体育館というような、そういう形か ― でもとって対応しないと、あの周辺の状況の中でなかなかむずかしいと。まだほかに方法があれば私たちの方も、できるだけほかの方法も研究してみたいと思っておりますけれども、いずれにしても中学校８校のうち７校の給食が完結した時点で、三中だけ場所がございませんからというわけにはいきませんので、その面につきましては、できるだけの知恵をしぼってみたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　市長からもし答弁があれば最後に一言お願いしたいと思います。若干の要望を述べまして私のこの件の質問を終わりたいと思います。

日野市の最近の１２年間を振り返ってみますと、いろいろのことが言えるわけでございます。やっぱり私は人口急増都市、これが日野市の特徴であったというふうに思います。ですから、人口急増に対する町づくりを計画的にしなければ、これはいろいろな問題が起こってくるのは当然でございます。しかし、その計画が保守市政時代に具体化されていなかったというのは非常に残念きわまりない次第でございます。（「基本計画つくっていたよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）しかし、この１２年間、市民の協力によりまして、小中学校１０校も建設するなど、教育予算に力を入れてきたわけでございます。そして、みごとに人口急増対策を乗り切った。こういう時点にいま立っていると思います。ですから、この次は都市基盤整備その他町づくりに日野市の予算が総体的に流れていくということも、またよく理解できるところで

ございます。（「下水道元年を何年言った」と呼ぶ者あり）

しかし、やはり地方自治の中で最も重大な問題は、何といってもやっぱり教育の問題が、これは軽視することはできない問題でございます。そういう点で、市全体の予算編成を考えるならば、教育委員会の要求というものが通りにくいような時代に入っていくような気も私はいたします。しかし、これはやはり教育委員会並びに市長ともども一丸となっていただきまして、やはり教育の町。そういうことで……（「教育予算切られているぞ」と呼ぶ者あり）最善の努力をしていただくということをお願いをする次第でございます。

さらに加えて私は教育予算の点で困難な点があると思います。それは、今議会でもいろいろ触れたように、国の予算編成の悪さがございます。この国の予算編成と地方自治体の予算編成が大変深い関係があるわけでございます。今度の予算編成は、御承知のように私は二つ三つ特徴を挙げることができるんではないかと思います。それを論じる時間ではありませんので詳しくは申し上げませんけれども、やはり今度の政府の予算は、るる申し上げておりますように日米運命共同体予算。アメリカの国防省あたりが要求しているとおりに、軍事大国化目指して軍事費は6.9％アップして３兆円台に持ってきた。この犠牲がわれわれに押しかぶさってきております。

それから、もう一つは戦後福祉の総決算という ― 私は戦後福祉の総破壊というような予算編成ではないかと思います。これも小俣議員初め、るる取り上げられてきたところで明らかになっているわけでございます。そしてまた、戦後福祉を総破壊しておきながら一部財界…（「国会へ行って言え」と呼ぶ者あり）こういうところには大幅な予算を回しておりますので、強きを助け弱きをくじく予算編成。

それから、３点目は財政再建なき大増税予算であると。こういうふうに大型間接税の導入などの方向を見ますと私は考えております。こういう方向ですから、文教予算はどうなってしまったかということが大問題でございます。

文教予算は昭和２８年度以降の最低を記録いたしております。そして、５６年度臨調路線がスタートいたしましてから比較いたしますと、臨調いわゆる括弧つきの行革４年間、これで文教費はわずかに2.4％しか伸びておりません。ところが、軍事費の方は３０.７％もふえているわけでございます。したがって、この具体的な数字が種々の教育行政に支障を来してきております。その分は、私ども市民が直接義務教育でありながら立てかえていかなければいけない。

こういうような事態に追い込まれつつあるわけでございます。そういう点もるるひとつ教育委員会や市長の方は考えていただく中で、そういう逆流現象を押しとどめる努力もしていただきながら、日野市の子供たちをひとつ守り抜いていっていただきたい。

政府は、地方交付税その他で補助金打ち切りをカットしたといっております。しかし、現実的なことしの政府の数字の発表を見てみますと、民生、教育関係の補助金カットは2,９００億にはね上がってきている。公共下水道関係のカットも3,２００億円 ― 公共投資ですね。そして、下水道関係も６００億……（「三中問題はどうした」と呼ぶ者あり）こういうようなことが起こってきますから7,４００億ほども地方自治体に負担が転嫁される。その結果、地方自治体の、たとえば投資的経費。こういうものは今年度は、だから1％しか伸びていないわけです。そして、一般歳出も3.9％程度。こういう実態が示すように、幾ら政府が補てんしたしたと言いましても、実質の数字では地方自治体が非常に苦しい事態に置かれているということは明らかでございます。私は、今後の教育行政を考える上で、日野市の今後の４年間、あるいは１０年間、さらにその先を思うときにいろいろむずかしい点も出てくると思います。また、政府の圧力があります。しかし、そういうものに断固教育問題の大切さを訴えていただいて、がんばっていただきたいと思うわけです。

三中のことで言いますならば、小さな問題ですけれども、たとえば特別室が増築されました。理科室の場合は、たとえばテレビのボックスがあっても、まだテレビは置いてないとか、そういうふうになっております。そういうところも細かく配慮して、やはりちゃんとした特別室にしていけば、なお一層教育効果は上がっていくというふうに思います。

それから、最近は文部省の方がパソコンだワープロなどを教育に取り入れろと言っているそうでございますが、そこまで私はどうかと思いますけれども、ビデオなどは生徒、教師職員などが現に自費でやっていらっしゃるようですから、そういうものなども教育学校行事などの前進のために今後予算化するとか、そういうことなども考えてみていただくことが必要ではないか。あるいはまた、三中も建設以後古くなってまいりましたので、玄関、教職員来賓入口等生徒の入口、ああいうところももう少しきれいにユニークな個性あるものに補修していただく。こういうことなども必要ではないかと思いますし、あるいは三中の天井 ― 屋上でございます。こういうところも古い建物のせいで構造が非常に妙なふうになっております。いま屋上までいろいろの教育上使いたいわけでございますけれども、古い設計でございますために穴ぼこだら

けになっておりますが、そういうあたりなどもよく見ていただきまして、心の行き届いた教育設備の改善をしていただきたい。三沢中についても同様でございます。そういうことをひとつ要望をいたしておきます。

以上で終わるわけですけれども、もし市長の方で一言あれば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育は、何より将来の世代となって地域並びに社会を背負う事業でありますから、どこを重し、どこを軽しということはもちろんすべきではありません。教育全体のレベルアップということは、いつも重要な課題に絶えず存在するというふうに思っております。特に指摘のありました三中につきましては、なお施設の整備の面でより充実をさせ、また、給食の場も、いま教育長が一応の考えを申しておりましたが、今後必ず整備をするということで取り組んでまいりたいと思います。三沢中学につきましては、ことしは学校緑化の事業と、それから、運動場を面積を広げまして整備をする ― この事業に取り組むことになっております。かなり御苦労を子供たちにも強いた状況もございますので、より内面的な条件整備を整えるべきだと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１４の２、三中、三沢中学区のその後の対策に万全を期せと問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時２４分休松

午前　1　時１６分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１５の１、５９年１２月の市民意識調査をもとに問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　　５９年の１２月、市民意識調査ということで、前回福島議員からも質問がありましたので、重複を避けながら質問をしてまいりたいと思います。

まず第１点、簡略で結構でございますが、第１点としましては、その要望の中で道路交通要望ということが、５４年度と比較しまして高いデータが出ているわけですけれども、その中で、現在の土木課の体制で対応できるのかどうか。特に聞き及ぶところによりますと、土木課の中で職員の定数を若干減らしながら、土木課の持っている単純的な作業については民間委託を考えているというお話がありましたので、その辺をお聞きしたいと思います。特に、われわれ市民要望として土木課にお願いすることが多々あるわけですけれども、民間委託となりますと、その辺で非常に対応のおくれが出てくるのではないかというふうに危惧をするわけですけれども、その辺の状況をどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

さらに、下水道課につきましては、体制的に下水道部に持っていく必要があるのではないかというお話もあったわけですけれども、具体的に現在の職員定数の維持の中で、より大きな行政需要にこたえるためにということで、いわゆる現在のパソコン関係の現代機器を取り入れての模索が始まっているわけですけれども、土木課におきましても、たとえばこれは北九州市の都市計画局で開発したところの路線図づくりのスピードアップ化をねらいまして ― 現在の路線図につきましては、新しい建物ができるたびに図面のかきかえをやってきているわけですけれども、パソコンに組み込んで行う管理システムということになりますと、日野市の道路のすべての状況をコンピューターに数値で記憶をさせて、端末機の画面に見たい路線図をすぐに写し出すような計画が、実際に北九州市で試験的に開発したわけですけれども、将来的にこのようなものを導入すれば、現在の職員の体制の中で賄い切れるかと思うんですが、この辺の対応を将来お考えになる機会があるかどうかお尋ねしたいと思います。

第２番目としましては、スポーツ施設についての要望もやはり高かったわけですけれども、現在仲田緑地に将来計画としまして、いま陸上競技場をつくりつつありますけれども、そのうちの計画として、国有地があと半分北側にあるわけですけれども、そこへ総合屋内体育館を建設するというお話も聞いていますが、実際この計画を実行していくのかどうか。めどとしてはいつごろを考えているのかどうか。簡単で結構ですからお答えいただきたいと思います。

以上、とりあえずその点お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　　３点の御質問があったわけでございますけれども、第１番目につきまして助役の方からお答え申し上げたいと思います。

いまお話がございました土木課の中での、直接現場で働いております職員についての取り扱いでございますけれども、まだ一つの考え方としまして中でいろいろ検討を進めておるところでございます。概略的に申し上げますと、非常に職員定数の取り扱いにつきましても、国などにおきましてはこの５年間で退職というふうな機会をねらいまして、年々１％くらいずつ職員数を減らしていくと。こういうふうな状況を各地方公共団体も見習いなさいと。こういうふうな状況にあるようでございます。

ひるがえって、日野市の中の職員の定数考えてみますと、各部の中では基本的な総務部、あるいは建設部、あるいは市民部 ― 徴税部門でございます。こういうものを比較してみますと、大体国の言っている類似団体のモデルというふうな指数に合致する職場等も多いわけでございます。これが、俗に言われているところの一般事務職が少ないんじゃないかと、よその市と比べて。こういう状況になっておりますので、大きな定数減を考えているわけじゃございませんけれども、できたらば、考え方として現状の職員定数は、できたらふやさないで現状の数字でキープしていきたいと、こういう考え方でおるわけでございますけれども、その年々によりましては施設の管理運営に要する職員というもの等も必要でございますので、ある程度の増はお願いしていかなきゃならん面もあるんではないだろうかと。そういうふうにも考えておるわけでございますけれども、基本的には中である程度やりくりできるものは、要するに事務職員はふえるけれども、ある程度民間委託することによって能率が出てくるような問題等については委託していこうかと。あるいは職員の年齢とか ― 現業職員の中でも、要するに年齢が高齢化してきておりますので、そういう面からも民間委託にしていこうかというような考え等一応持っているわけでございますので、御指摘のような対応のおくれのないような方法を現在考えておるわけでございます。特別に土木課だとか、あるいは水路清流だとか、建設部だけをとって考えておるわけじゃございません。ほかの部署についても現在考慮中でございますので、成案を得ましたら、要するに議会の御承認あるいは説明等をいたしたいと、こう思っておるわけでございます。現在計画の段階でございますので、この程度の御説明でお許しいただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から御質問のございました路線網図の作成につきまして、将来パソコンへの導入ができるだろうかというような御質問なんですけれども……。御存じのように認定路線の関係につきましては、毎回議会でも改廃などをお願いしているわけでございます。開発行為によるところの新しい認定路線、あるいはまた、一部変更の路線。それらの関係につきましては、道路台帳がもとになりまして、さらにまた、認定路線網図がつくられておるわけでございます。この認定路線網図につきましては私どもの方は、現在全市域を６地域に分けまして、その６地域に分けた中で道路網図が作成されているというのが現状でございまして、これをさらに補完するために調書をつくらざるを得ないというような事務的な実体の内容がございます。したがって、道路台帳もあわせまして、この認定路線網図も、やはり将来は合理化を図るというような意味から、調書の作成については電算導入という考え方を持っております。

まだはっきりした内容でどういうふうにするということじゃございませんけれども、現在使っております調書の様式がございますので、この様式につきましては、たとえば路線の認定につきましては起点と終点が明確になっているとか、あるいはその道路の構造状況、あるいはまた幅員の関係、延長の関係、それらの関係などにつきましても明細に調書をつくっておるわけでございます。これらをやはり電算化をすることによって合理化が図れるというふうには考えておりますので、近い将来の課題として検討してみたいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

２番目の総合体育館の建設の件でございますけれども、確かに桑園の跡地に現在3.4ヘクタールの留保地がございます。現在国の方は非公式ながら日野市に、利用計画はという程度の話がございますけれども、何分にもこの土地の現況が一部緑地がありますし、これを一部にしろ全部にしろ市が取得をして、仮に体育館をつくるということになりますと、かなりの大きな事業費を要するわけでございます。現在の財政の中ですぐというわけにいきませんので、いま事務段階で検討しているという段階でございます。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは、やはり市民意識調査の中で、健康の問題とともに

高齢者についての希望が非常に多かったわけでありますけれども、その辺を中心にお聞きしてまいりたいと思います。

寝たきり老人、痴呆老人のための保健サービスの要望ということで３８.１％ありましたし、さらに、高齢者の必要に応じて入院できる施設建設を願いたいというのが、６０歳以上の方で３４.８％の方がありました。

さらに、高齢者福祉についての重点政策をどの辺に進めるべきかという問いに対しては、高齢者の自主的活動の援助ということで４８.９％、仕事のあっせん４３％、寝たきり老人対策の充実これが２２.９％、また、老人家庭奉仕員、ホームヘルパーの増員を願いたいというのが１７.３％、老人福祉センターの増設を願いたいというのが１２.８％ということで非常に高い比率になって出ております。

やはり５９年の１２月に、日野市も ― 福祉部も高齢者対策については重点的に取り組んでいるということで、その姿勢のあらわれだと思いますが、やはり５９年の１２月に、日野市の老人実態意識調査結果報告書ということで、詳しい分析がなされております。

そこで、私も議員になりましてお年寄りの御相談を受けることが具体的にあったわけですけれども、その具体的な例を引きながら、高齢者対策についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、痴呆性の老人の方の対策ですけれども、私の受けた話では、７０歳の方が９０歳のお母さんを見ていたという例があります。もうお亡くなりになりましたけれども、御家族がいましたけれども、この７０歳の方が９０歳のお母さんを見ていて、看護疲れのために自分も倒れたという例であります。この方の場合には、市の担当に聞きますと、特養ホームに該当するだろう、というお話でありましたけれども、実際にはないということで待機待ちの状態でありました。そういう方であります。

そこで第１点としてお聞きしたいのは、この痴呆性老人に対する対策ということを東京都の方も打ち出しておりますけれども、日野市においてはどういう実態であるのか。いわゆる特養ホームへ入れるべきような状態の方が何人くらいいらっしゃるのか。いわゆる待機待ちの数といいますか、その辺の実態の把握をしていればお願いしたいと思います。

さらに、福祉電話であります。これは、事業報告書が統計に出てくるんですが、５２年以降から東京都の方の設置ということで、たしか５０台ということでずうっと続いておるわけです

けれども、やはり電話の対象になるのではないかという方がいらっしゃいまして、お話をしましたら現在満ぱいであると。５０台がフル回転でもう少し待っていただきたいという話が市の方からありました。やはり市の方の、要件とすればその方も満たしているということで、お２人ほどこの話を聞きましたけれども、実際に福祉電話は設置できない状態でありました。現在、５２年当時から台数がふえないわけですが、率直に申しまして日野市は確かに老人福祉についての対策が独自でやられている点も可とするわけですけれども、しろうと考えですが、東京都の方で電話の設置ができないくらいの程度であれば、何台か市の方でそろえて運用しても、決して予算的に大きな規模じゃありませんし、対策としても大切な施策ではないかと思うんですが、この辺どのようにお考えになっているかお尋ねしたいと思います。実際にデータとして１人暮らしの老人の２％が電話がないということの市の統計も出ているわけですけれども、その辺お願いいたします。

次に、老人ホームの件なんですけれども、具体的には７０歳の奥さんと７４歳の御主人。この御主人は、前に日野の市立病院で仕事をなすっていた方でありますけれども、非常に体を悪くされて健康を損ねて、奥さんもやはり心蔵が悪い中で御夫婦家庭ということで営んできております。やはりこの方は家が借家で実際には若干の年金と若干のアルバイト的なことで生活を立てているわけですけれども、実際に自分も年とって夫のめんどうもなかなか十分に見切れないということで、老人ホームへできれば夫婦して入りたいというお話があったわけですが、実際にはなかなか対応できないということで、半月くらい待ちまして現在市の方で入れた状況があります。

それで、今般も老人ホームについては、福祉部長の方から前向きに検討していきたいというお話もあったわけですけれども、実際特養ホーム ― 養護老人ホームへ入るべき方であるなというふうな方で、実際にまだ入居希望しているけれども入れないという方が日野市内には何人かおられると思うんですけれども、福祉部の方でその実態を把握していればその数値を示していただきたいと思います。

以上、とりあえずお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それではただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず高齢者に対する施策ということで、痴呆性老人等に対する施策をどうしているかということでございますが、現在私どもといたしましては、痴呆性老人の施策としては、特養老人ホームが対応すべき老人ホームであるということで、福祉事務所でお世話を申し上げているわけでございますけれども、この特養老人ホームの入所者の中で、いま現在待機している者は４０名以上の状態でございます。現在の状況は４０名以上の方が待っていると。こういうような状態ですが、実質的に特養老人ホームが満杯であると。特養老人ホームのベッド数が、対象措置数が少な過ぎるということが東京都の現状でございますので、東京都といたしましては、現在特別な補助金等を用意して、民間福祉法人等についての補助を ― 今年度は施設補助が４１億円、１０カ所。それから、土地に対する補助を３分の２、補助として２０億円、４カ所。こういうことで民間福祉法人に対する補助を中心に進めておるわけでございますけれども、現在日野市の周辺では、やはり不足しているということが現状でございます。

そういうこともありますので、先般からいろいろと御質問の中で私がお答えしていることは、できるだけ市としても、これについては対応する必要があるんじゃないだろうかと。できるだけ法人等の誘致、または、その他の方法についても検討していく必要がございますと申し上げているわけでございます。また、ほかにも緊急一時保護といたしまして、八王子の山水園に２ベッドを現在確保して、これについて一時的に痴呆性老人が ― 家族の手が不足している。介助が必要としていると。こういうときには１周間、２週間を限度として、１週間を基準にして緊急一時保護ができるような施策を昨年からとっております。これもかなり利用されているということでございます。今後、この痴呆性老人についての施策といたしましては特養老人ホーム等の施設サービスを中心とした施策とあわせまして、在宅サービス ― これの充実等もますます必要になってきているというぐあいに考えているところでございます。

また福祉電話につきましては、御質問では５０台の実績ということでございますけれども、今年度の予算の中では８８台を用意いたしておりまして、これについては４８７万5,０００円の予算を計上しております。この福祉電話の設置需要は、６５歳以上の低所得者で、１人暮らし、または老人世帯に対する無料設置ということでございます。通話数は、９０通話までを市の負担とすると ― 公費負担ですると。それ以上は自己負担、こういうことでございます。

これが不足しているという御質問でございますので、これについては今年度の予算は、ともかくそういうことでやりましたけれども、来年度につきましても、やはり同等の予算を組んで

実施しておりますので、そういうような事態が発生した場合には、早速福祉事務所で対応できますように、調査いたしまして対応したいと考えているところでございます。これにつきましては、福祉電話は１人暮らしの方が安心して生活できるように活用していただくということでございます。

また、１人暮らし老人の中での電話の設置率が低いと、こういうことでございますけれども、１人暮らし老人につきましては、当然低所得者については、先ほど申し上げました福祉電話が対象施策でございますけれども、また、高所得者ではそういうことないと思いますが、ともかく今後いろいろと１人暮らし老人に対する施策 ― これは、住宅問題等を含めまして広範に、やはり今後検討していく必要があろうかというぐあいに考えているところでございます。

それから、第２点目の老人ホームの御質問でございますけれども、老人ホームにやはり入れない方。特に、特養老人ホームの具体的なケースを挙げられて、何人いるかということでございますが、先ほどの答えと重複いたしますけれども、今後このような特養老人ホームの健設は東京都全域でかなり重要な問題だというぐあいに考えられる問題でございます。あわせて、やはり低所得者の養護老人ホーム、あるいは軽費老人ホーム、こういうようなものも老人の住宅問題とあわせてかなり重要な施策 ― 施設において安心してバックアップできるような体制をつくり、なおかつ在宅の福祉を充実していくと、これによって地域のネットワークをつくっていくことも可能であると考えておりますので、今後ともこれについてはきめ細かい対策を組んでいく必要があろうかというぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いま福祉電話については私５２台というふうに考えたんですが、８８台ということで若干数は私は間違えたのか。本年度予算から台数がふえたのか。もしも５２台から８８台ということであれば十分対応し切れているというふうに私思いますし、その辺の話と……。

あと具体的に養護老人ホームと特養ホームの待機者といいますか ― 希望していて条件は合っているけれども、しばらく自宅の方でがんばってくださいというふうな人数はということで具体的にお尋ねしたんですが、ちょっとその数の把握がありませんので、その辺わかっておられればお答え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　細かい数字をちょっと私持ってきておりませんから、現在の待機者は４０名を超えていると。こういうことで聞いておりますので、４５人前後が常時待機しているということでございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは、いま具体的な例ということでお尋ねしたわけですけれども、非常に日野市のデータにおきましても、寝たきり老人の方の数計が２７３人ということで、また、１人暮らしの方の施策としてどういうものがあるかということを具体的に述べられているわけですけれども、また、日野市の昭和７５年までの人口の予測をされているわけですが、実は寝たきり老人の方、または老人家庭の世帯、１人暮らしの世帯が昭和７５年くらいには、どの辺の数になるのかという予測ですね。これが、資料がたしか１人暮らしの方だったかと思うんですが、実は出てないわけです。

ちなみに昭和６０年現在６０歳から６４歳というのが、やはり5,０００人。このような方が昭和７５年では9,０００人にふえます。６５歳から６９歳の方が現在3,６００人おりますが、倍近い7,１００人になります。７０歳から７４歳が2,９００人の方が5,０００人。７５歳から７９歳の方が2,０００人から2,９００人。８０歳以上の方が現在1,６００人で、７５年には3,０００人というふうな予測を市の方でしているわけです。

現在そういうふうな状況を踏まえますと、先ほど福祉部長が検討をしているということで、かなりその内容については進んでいるということが実際にはわかるわけでありますが、現在の本年度の６０年度予算を見ましても、確かに特養養護のベッド数が若干ふえております。前年度が養護老人ホームが３８人のところを１０人ふやして４８人、特養老人ホームが８６人のところを２１人ふやして１０７人というふうな形の予算計上をしております。さらに、ショート・スティの事業も厚みを増した予算組んでおりますし、デーホーム事業についても対策を打たれているわけですけれども、実際にこういうふうな内容で対応し切れるのかどうか非常に疑問に思う点があります。

やはり私、具体的な例で申し上げますと、１人暮らしの方で ― 亡くなられましたけれども、７２歳で亡くなった方ですが、所得はありません。借家に住んでおりまして、体のぐあいを悪くして日常的なことがなかなかままにならないという生活をされておりました。市の担当の方も目を光らして見ていただいた方ですけれども、やはり満足に食事の仕度もできないし、やっ

と自分の体を起こす程度という方でした。電話もありましたけれども、実際にはそのような状況で、１週間に当初は２回ぐらい ― いわゆる訪問看護の方ですか、それに類似した家庭奉仕員という制度の方ですか、具体的には忘れましたけれども、そういう方が来られてめんどうを見られた方でありますから、明らかに特養養護の方に入られて、日常洗濯から食事等を世話をしなければ、これは非常に厳しいなあということを見たわけであります。

それで、先ほど部長が、東京都の方も６０年の予算を見ますと、確かにそういうふうな老人ホーム等をつくる施策を東京都の方打ち出されているということで、対応する考えをお持ちのようでありますけれども、私は、運よく ― 至誠老人ホームとか非常に評判がよろしくて、そこに入られると、なんだこんないいところがあったのかという返事もあるわけですが、そういうふうに断定できるかどうかわかりませんけれども、実際にはこの方の余りにも違いがあり過ぎるというふうに思うわけです。

先ほども申し上げました昭和７５年になりますと、現在の状態でこういうふうな状態ですから、現在の制度をそのまま回転させても、このような不自由な方がかなり出てくるんではないかというふうに思うわけです。市の方としましても、自分の体を動かせる程度のデーホーム事業につきましても、やはり５００万ですかアップしていますし、それに対する対策として友愛訪問奉仕ということですとかされているわけです。当面市の方で対応できる ― 老人ホーム等に入れない方の対策としては何があるかといいますと、訪問看護事業がありますし、さらに、家庭事仕員という制度が実際にはあるわけです。本年度の予算を見ますと、やはり２０人くらいの人を対象にして、従来ですと２日間だったのを４日間ということになったわけです。ですから、先ほど例を申し上げました方は、１週間に２回だったのが４回来てくださるというふうな形の対策で、市としても決してこの辺を見誤ってはいないということはわかるわけですけれども、制度としてこういうふうな回転の仕方で対応できるかということが非常に危惧するわけであります。

それであともう一つは、実際に老人ホーム等への市の負担金等の計算を見ますと、かなり老人委託、措置費 ― 扶助費ですが、出ております。４８人に対して6,３００万、特養に対して１０７人の方に対して２億2,０００万。さらに、そのほかに負担金を出しておりますので、このような４８人とか１０７人の方の対象にした制度として、このくらいの手当をしているわけですけれども、そこに入れない人に対する対策が、非常にアンバランスなんではないかというふうに思うわけです。そこで、そこの辺の工夫をこれから強力に進めていく必要があるんではないかと。たとえばお金があって日常生活的に困るという階層もいらっしゃるわけで、これは東京都の６０年度予算になるかと思いますけれども、ここでは１日料金ということで、１日６時間当たりということで所得階層別に無料から全額ということで、5,５００円の幅を広げた制度を運用しているわけですけれども、この辺日野市ではどういうふうな実態であるのか。その辺の話をお聞きしたいと思います。

さらに、友愛訪問にしましても、必ずしもデータ的には十分に機能をしているというふうには言い切れないという面があると思います。そうしますと、市の方では健康な方には、おふろへ行ける程度の方には入浴券というものを差し上げておふろに行っていただくと。おふろに入れない方はおふろに入っていただくと。そういうふうな入浴サービスということもやっているわけですけれども、前回も小俣議員の方から給食サービスという話が出ました。実際にはお年寄りの中でも段階的な非常にケースによって、かなりばらつきがあるわけですけれども、その辺の差が非常にあり過ぎるではないかというふうに思うわけですが、この辺、運営形態として、限られた予算の中でいまの制度をころがしていって、それで十分昭和７５年に対応できるのかどうか。これは国の制度であり、東京都の方で何とも動いてくれなければ、市の方としても対応できる限界があるんだということで、制度的には無理な話なのかどうか、その辺お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　大変広範な基本的な御質問でございますので、若干御質問の個々には、ずれる点もあるかもしれませんけれども、お答え申し上げたいと思います。

御質問になりました将来の高齢者社会、特に老人のますますふえてくる状況の中で、施設的なサービス ― これに限界が生ずる中で、今後日野市としては友愛訪問家庭奉仕員、寝たきり老人の訪問看護事業、このようなものをどのように展開をしていくのかと。また、このような方以外に、財産のあってこのような介助を求められる方にはどうするか、こういうような御質問でございます。さらに、入浴サービス、給食サービス等についてはどのように充実をしていくつもりかと。こういう広範な御質問でございますが、できるだけ簡単にお答えを申し上げたいと思います。

まず、現在の御老人の多くの要望といいますか、考えておられる内容というのは、単に老人

ホームに入るというだけでなく、在宅のまま何とか老後を終えられないだろうかと、こういうような御要望が強いと。これにつきましては幾つかの調査がなされておりますけれども、約90％以上の方は在宅のままで何とか老後を終えたいと、こういうぐあいに考えていると。また、高齢者はそれぞれの住宅環境変えるなり、あるいは生活環境を変えるということは、それ自体がぼけの問題につながるとか、いろいろと老人の障害を生むと。こういうような問題もいろいろと最近は提起されている時代でございますので、私どもといたしましては、基本的には今後いかに在宅サービスを強化していくかと。実施させていくかということがかなり重要な問題ではないだろうかと、こういうぐあいに考えているわけでございます。

しかしながら、一たん寝込んだり、あるいは介護する人がいないと。こういう状況については、あるいは急にぼけが始まったと。あるいは緊急に対応するような緊急対応と。こういうようなものを要求をされるというような場合については、やはりそれなりの施設が必要じゃないかと。地域においては老人が安定した生活を送れるべく、やはり受け皿としてのそれぞれの施設サービスは、今後ともやはり重要な問題だろうと、こういうぐあいに考えているところでございます。

しかしながら、また、在宅のままでサービスを受けたいという御要望に対しては、今後友愛訪問あるいは家庭奉仕員、老人訪問と、こういうようなものをそれぞれ充実させていくと。また、家庭奉仕員につきましては、昨年から国は、これの低所得者向けの施策をやめまして、施策を総体的な御要望に応じられるように、有料でのサービスを展開いたしました。このような有料での、やはり福祉サービス、これも今後の施策の一つとして重視していかなきゃならないだろう、こういうぐあいに考えております。

このような在宅福祉サービスの問題については、東京都が５９年の１１月に、東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開についてと、こういうことで東京都社会福祉審議会の中間答申を出しております。これによりますと、今後は多様な福祉サービスに対する多様なニーズに対して、多様なやはり受けとめ方をする必要があろうと、こういうぐあいに言っておるところでございます。この多様なニーズ、また、たとえば給食サービスにいたしましても、日にちを決めて一定の時間にお配りするということではなくて、やはり自分の体のぐあいが悪いとか、あるいは自分の都合で欲しいときに電話をすれば、給食サービスが ― 老人向けの給食が受けられると。こういうような多様な対応、このようなものが今後ますます必要になってくる

のではないか。また、これをサービスする機関も、この中間答申で言っておりますように、多様な対応を考えていく必要がある。たとえば、いままでの公的な、あるいは行政的な対応のほかに民間的な、あるいは福祉法人、社協のようなものを通じてのサービス、このようなものを今後展開していく必要があるとこういうぐあいに言っております。この例といたしましては武蔵野福祉公社というような形の中で ― 全社協でも評価しておりますが、この福祉サービスのあり方。この問題は、この中間答申の中でもかなり取り入れられているように思います。

今後、このような民間のサービス機関を組織していく。あるいはここで言っておりますように、専門的な能力。たとえば医者とか保健婦とか、あるいは看護婦とか、あるいはその他ソシアルケースワーカーと。そういうようなものを一般の、要するに労働力として使うのでなくて、それなりの専門性を重視した形で活用すると。そういうようなコーディネーターを中心として今後ボランティアをそれに結集させて、在宅福祉を展開していく必要があると。こういうようなことも考える必要があろうかと。

これにつきましても、この答申で言っておりますように、それなりのやはり十分な市民の参加によるニーズの把握、また、施策の展開のための検討委員会、このようなものもぜひ必要だと。こういうことを言っておるわけでございますので、日野市といたしましては、現在の福祉行政の枠にとどまらないで、今後とも多様なニーズに対して多様な対応ができるような、やはり施策の検討を、それぞれやはりこれから高齢化の進む時代に向けて展開の準備をしていく必要があろうかと、こういうぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いま部長の方から御答弁いただいたわけですけれども、福祉の有償化という言葉で、相入れないということで批判をされる方もおられるわけですけれども、実際には市民の方でそういうふうな需要もあるということは明らかだと思うわけです。日野市におきましても、その辺踏まえて実態調査で ― 福祉関係のそういうふうなところに有償的な負担はどうかというアンケート調査を御老人の方に調査されているわけであります。ですから、部長の先ほどの積極的な対応の中でというお話ですので、その辺ぜひ積極的な運用をしていただきたい。家庭奉仕員の数が４回ということでふえているわけですけれども、先ほどのお話した例の方、毎日行ってもいい方の例であります。老人ホームでいれば常時監視してくれているわけですが、市の方でも担当の方はデスクで実際に目を光らしているということですけれども、

実際的にはこういうふうな対応では、もう無理なんではないかというふうに思います。

そこで、若干提案でありますけれども、前の行政報告の質疑の中でも福祉部長に私お尋ねしましたけれども、社会福祉法人日野市社会福祉事業団という性格の内容からして、このような性格の事業団であれば、福祉の方の関係についての積極的なこの間のフォローができるかということをお尋ねしたわけですけれども、十分対応できるというお話ありました。

それで、この問題について最後でありますが、日野市が具体的にこのような施策を進めるに当たって、健康な方に対する施策 ― たとえば老人クラブへの補助金ですとか、ゲートボール等とか、また、健康診断に対する施策であるとか、御老人の方の健康状態に合わせて、いろいろな施策を打っているわけですけれども、将来昭和７５年を目指しますと、どの施策に、具体的にどの方に、どれくらいの財政的な背景があるのかという分析を、おはりされる必要があるんではないかと。私は、当然されているというふうに思うわけですが、その前提に立って給食サービス、また、老人ホームの建物につきましても施策が出てくるんではないかと。部長の御答弁ですと、原則としては在宅福祉サービスを原則にして、それの補完的なものとして老人ホーム施設を考えていきたいということのように私は受け取ったわけですけれども、実際にこういうふうな建物を一つつくって運営をしてまいりますと、やはりそこへの職員の配置等で ― これは日野市の６０年度の予算ですけれども、社会福祉の老人福祉施策費ということで、各福祉センターについての予算がのってますが、約３分の１は人件費で取られるということもあります。ですから、簡単に老人ホームを建てる、特養を建てるというふうな発想でいいのかどうか。７５年を目指して爆発的な御老人の方のふえる率が出てくるわけですから、その辺慎重に踏まえて手を打っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１５の１、５９年１２月の市民意識調査をもとに問うに関する質問を終わります。

次に、１５の２、幼児行政（幼稚園、保育所）の実態と保育料について問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　まず、今般も公立幼稚園の値上げの議案が出ているわけであります。また、私立幼稚園にお通いのお母さん方からの請願も出ております。その中で若干お尋ねをしたいと思います。

まず、お母さん方の中には、幼稚教育について実際に自信を失っている方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。これは、教育長にお尋ねしたいんでありますが、子供が実際にどの程度までお母さんのもとに何時間くらい一緒にいるのが一番理想的なものなのか。かなり議論があるところですが、一応の大勢の流れといいますか、その辺がどの辺にあるのか。４歳児くらいまでは、できればお母さんのもとに何時間くらいいることが、情操教育等あらゆる面から理想的なのか。その辺の話がお聞きできればありがたいと思います。

次に、私立幼稚園 ― 公立幼稚園もそうかもしれませんが、実際には入園率が、これから低下してくるというふうに言われております。私どもの計算ですけれども、昭和５９年５月１日現在で、日野市は幼稚園数が１７で、入園率が８６.４％というふうに一応出したわけでありますけれども、将来的に幼稚園の定員が欠けていく状況は変わりないのかどうか。その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

さらに、幼稚園の計画的な配置ということですが、これは、教育委員会と幼稚園との法的な関係という枠があることは重々承知しておりますけれども、日野市におきましては、いわゆる公立、私立幼稚園の計画的な配置が、廻去から現在にわたってなされてきたのか。保育園の設置場所とも関係するわけですが、その辺、計画どおり地域的に分散して建てられたというふうに言えるかどうか。その辺をお尋ねをしたいと思います。

さらに、保育料の問題に入るんですが、幼稚園の公私立の格差が実際に具体的に出ております。日野市におきましても補助が ― 私立幼稚園児に対する補助金を出しているわけですけれども、３歳児に対しては５００円、４歳、５歳児に対しては2,５００円ということで、２６市５町の中におきましては、その補助の大きさにおいては７位 ― 高さを示しております。この中で、今回も議案として出ているわけですけれども、完全に公私の格差がどの辺の線上に置くべきなのかどうかのお話を承りたいと思います。

私立幼稚園に通うお母さん方は、経済的に必ずしも楽ではないというお話は、前回の竹ノ上委員長の報告のときに、石坂議員の方からその辺の実態についての話も承ったわけですけれども、日野市におきましても、やはり公立幼稚園と私立幼稚園の数から、日野の公立の場合は６園で６００人、私立の場合は１１園で2,５４０人ということで、日野の市内のお母さん方の、約公立のお母さん方よりも３倍から４倍通わしているわけであります。その辺を踏まえると、これは重要な問題でありますので、どの辺にお考えになっているのか承りたいと思います。

さらに、将来幼稚園、保育園の定員率、入園率ということなんですが、どの辺をめどに考えておられるのか。保育園を含めた実態をわかれば教えていただきたいと思います。

さらに、保育園の ― 保育所の保育料の問題についてお尋ねをしてまいります。われわれの調べによりますと、５８年度保育所運営費負担区分比較表という表を作成したわけでありますけれども、これは、５８年度の決算数値を延べ措置児童数で割って出したわけですが、その中で、日野市は１人当たりの園児の年額の国の負担が最低であると。いわゆる国からの負担金が少ないということなんですが、これが６万8,２９０円という数値を一応出したわけであります。三多摩の２６市５町の平均が９万3,１６５円であります。この格差におきましては、市の保育の方法、人件費の問題、それから、補助制度等さまざまな条件の違いがあるかと思うわけですけれども、この結果から踏まえますと、補助制度を十分に日野市は活用しているのかということが若干疑問として出るわけですけれども、その辺の話を伺いたいと思います。

さらに、保育園に入れている方の各所得階層から保育料の実態ということで、父母の方がどのくらいの負担をしているのか。負担率ということを計算として出したわけであります。保育料の負担率につきましては、国の基準が所得に応じて決められておりますので、その点、これは新しい試みだと思いますが、総収入額から保育料の算定を出す方法ではなくて、生活保護費 ― これが最低必要生活費であろうということで、その分を総収入から引きまして、その引いた超過収入分に対する保育料は幾らかということで負担率を出してみました。

原則として、所得に対する保育料の負担率が平均化していることがやはり大事ではないかと。保育料というのは、福祉制度の中で福祉料金体系の中のものというふうに位置づけをしますと、そのようなことが言えるんではないかというふうに思うわけであります。原則として、市に保育料についての権限がかなりゆだねられておりますので、２６市５町を比較しますと、各市によってかなりばらばらというデータが出ております。小平では訴訟問題にまで発展したというぐらいでありますけれども、日野市においても、負担率について父兄の方の適正な負担をしていただくということについては研究をされていると思うんですが、その辺の実態を示していただきたいと思います。

われわれの調べによりますと、各条件によってさまざまですので、若干部長さんの方には資料を差し上げてありますが、負担率がＣ１からＤ２１ということであるわけですけれども、一番少ないところでＤの２１ですか ― 2.８８。高いところで4.８７という数値があります。この2.８８という所得階層は、かなり上位ランクの階層であります。逆に、負担的には負担率を下げた方がいいんではないかというところが若干高いという数値が出ております。日野市は、ほかの市から比べますと、その率において非常によい結果が出ているというふうに思うわけですけれども、それにしましても若干ばらつきがあるというふうに思いますが、この辺調整するお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それに関連するんですけれども、日野市以外の市の中では、さらに国の基準のＤ１２階層よりもさらに階層を設けまして、応能的な考え方で御負担願っているという市がありますが、日野市におきましては、その辺具体的にどのように将来お考えになるのか ― 考える必要があるのかどうか。当分は現行の状態を維持しながら見たいというお考えなのかどうかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それじゃあ１点から５点までの問題につきまして、私の方から答えさしていただきたいと思います。

第１番目の、現在の乳幼児。こういうものについて母親の手のもとで育てる時間帯はどうあるのが一番望ましいのかと。私は、かつて、いま多摩動物公園の園長さんである中川さんから、動物の子育てという話を聞いたことがあるわけなんですけれども、少なくとも現在子供さんが誕生して満１歳になるまではお母さんの手で育てるのが最も望ましいと。これは、実際問題としてお母さんのおなかの中に入っているころから、子供というのはお母さんの鼓動を聞きながら育っていると。それが、生まれて間もなく他人の手に預けられるということであると、結局子供と母親との間に胎教の時代から据えられてきていた関係というものが絶たれるということで、現在育児休暇制度というものが制度化されまして、満１年ですね ― 誕生日を迎えるまでは育児休暇がとれるような制度ができているわけなんですけれども、これも部分的と申しますか、職種に限られていると。できればこの育児休暇制度というものが全体的にとれるような状況が生まれてくれば、満１歳の誕生日までは少なくとも母親の手で育てるのが望ましいと。

それから、二、三歳児でございますけれども、これも、できれば起きている時間の半分以上はお母さんと一緒に、あるいはうちの方と一緒に生活するのが望ましいわけでございまして、実際問題現在幼稚園の場合ですと、午前中保育と。午後は母親の手元で生活をすると。こうい

うような状況でございますので、まだ子供たちの情緒の発達の中においては救われているわけでございますけれども、保育所の場合ですと、朝から夕方までということで一応お母さんが引き取って、おうちへ帰って子供との接触時間というのは夕飯から就寝までの時間というような形で、いまの状況の中で少なくとも二、三歳児の保育というのは、できれば母親と保育所が半々くらいで子供の生活が成り立つような状況が生まれれば幸いだと考えます。

それから、四、五歳児になりまして、だんだん社会性が発達してくると。こういう中で現在大部分の公私立の幼稚園が、四、五歳の２年保育というものを取り上げておりますけれども、幼稚園教育の中では、３歳から５歳という枠の中で子供さんたちの生活をお預りしているということでございますので、少なくともゼロ歳、１歳、２歳と、こういう時点におけるところの教育というのは、母親が占めるウエートというのは相当強いんじゃないかとこう考えております。

それから、２番目の、公立の、あるいは私立、入園率が年々低下してきていると。どんな状況なのかという御質問でございますけれども、現在日野市の４歳と５歳の幼児の数が4,１０４人と。これに対しまして現在幼稚園、あるいは保育園で措置をされております四、五歳児の数というのは、幼稚園で公私立合わせて2,５７６名、それから、保育園が1,０９２名だと思います。合計いたしまして3,６６８人、約対象児の９割８９.４％ということですから、約９割の四、五歳児の方が幼稚園または保育園で一応保育を受けていると。このような状況でございまして、確かに入園率等が低下してきていると。幼児の数が減少していく中で入園率等が低下してきているという状況でございますけれども、先ほど申し上げました4,１０４人の対象児のうち、3,６６８人が一応公私立の幼稚園・保育園で措置されているということになりますと、残りの４４０名ほどの幼児につきましては、これは四、五歳でも自宅でお母さんと一緒に生活をしている。あるいはいまございます幼児教室等でめんどう見てもらっていただいていると、このような状況が日野の現状ではないかと思います。

それから、３番目の計画的配置の問題でございますけれども、公立の幼稚園の場合につきましては、ほぼ日野市全体につきまして、今回第七幼稚園が旭が丘地区の方、あちらに設置されることによってほぼ均衡がとれているんじゃないかと。ただ私立の幼稚園の場合には、確かに第五、第六幼稚園のございます三沢地区、あるいは杉野学園等があります ― いわゆる団地ですね。三沢台小学校区域、そういうようなところに若干集中していると。あるいは多摩平等に

集中しているというような傾向もございまして、これは、望ましい方向としては、１小学校区１幼稚園というような計画的な配置ができれば、それにこしたことはないわけでございますけれども、私立の場合ですと、いま言ったような状況もございまして、スクールバス等を使っての送り迎えが行われているというのが現状でございます。

それから、保育料の格差の問題でございますけれども、保育料の格差の問題につきましては、いま夏井議員さんの方からお話がございましたように、現在の私立の幼稚園に入園している家庭というのが、特に経済的に恵まれているから私立の幼稚園を選んでいるんだという、そういう状況では確かにないと思います。２６市の状況等を見ましても、日野市の私立幼稚園の保育料 ― これは、他と比べてみますと、非常にある意味では私良心的な保育料を徴収していると。別の面でいきますと、公立の幼稚園が６園も７園もあるので、公立の幼稚円の保育料とのからみの中で、もう少し保育料を引き上げたいけれども、なかなかそれが許されないという状況もあるかと思いますけれども、多摩全体の私立幼稚園の保育料の平均と申しますか、大体２０万くらいが ― 各地区のいわゆる保育料の高いところの平均をとりますと２０万1,０００円というような数字が出てまいります。低い方の平均をとりましても１６万7,０００円というような数字でございます。ところが、日野市の私立幼稚園の保育料につきましては、１年間の保育料が高いところで１８万、それから、低いところで１６万8,０００というような状況で、ほぼ各園の保育料そのものの差というものが、私立の場合には他市と比べてみて均等化されていると。

そういう中で、公立の幼稚園を選ぶか私立の幼稚園を選ぶかという中で、先ほど申し上げたように、特に経済的なゆとりがあって私立の幼稚園を選んでいるという状況ではございませんので、できれば保育料にかかわる限り、なるべく公私立いずれの幼稚園を選んでも、毎月の保育料については格差がないんだと ― そういうところまで持っていくのが妥当ではないかと。ただし、入園料その他、いろいろスクールバスの問題とか、いわゆる施設整備の関係とか、もろもろの保育料以外の問題もあると思いますけれども、保育料にかかわる限りは、いま言ったような形で、ある程度公私の格差がなくなるというところへ持っていくのが妥当ではないかと考えております。

それから、５番目の、将来の幼稚園、保育園の入園率、あるいは一応受け入れられる枠に対して、応募してくるものの数値がどんどん低下していくんではないかと。確かにここ何年かきわめて厳しい状況が続くと思います。ただ、統計的に見た場合昭和６０年、あるいは６１年のあた

りを一番底打ちとして、若干出生率等は回復してくるのではないかという見方をしているわけです。というのは、現在の日野市の結婚適齢期の方々の年齢構成その他を通しながら見ていった場合、６０年６１年のころを大底として、幾らか回復の方向に行くんではないかと。こんなぐあいにとらえているわけでございますけれども……。いずれにいたしましても、現在の入園率とほぼ横ばい状態がしばらく続かざるを得ないんではないかと、こんなような見方をしております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは保育所保育料についての御質問にお答えをいたします。

まず御質問でございますが、保育料のうち、日野市は国の負担金はどうなのかと。こういうことでございますけれども、御承知のように保育措置費の算定につきましては、国が最近は保育単価を定めまして、個々の３歳未満３歳以上児についての保育単価をそれぞれ定めまして、それによって算定された基準額が父母の徴収金額 ― 徴収すべき金額でございますけれども、これを差し引いたものの１０分の８が国が負担する。残りの１０分の１を都が負担すると、市が１０分の１を負担すると、こういう仕組みになっております。したがって、国が積算いたします保育単価 ― これは一応最低基準とわれわれ考えられるというものを算定しておりますので、これに対して東京都は３歳児対応とか、あるいはゼロ歳児対応とかいうような形でそれぞれ補助金を出しておりまして、かなり東京都が上積みをされて、保育単価は実質的には国の積算するものよりも多くのものが東京都からは補助金として出てきています。また、市としてもそれぞれの上積みをいたしまして、実質的には子供に必要な保育ができるように配慮をして運営をしているのが実態でございます。したがって、国からの負担金というのは総合的に積算されるということでございますので、国の負担金そのものが徴収金額 ― 父母からの保育料、これとのからみ、関数関係というのはあるわけではございますけれども、しかし、それの状況によって国の負担金が大きく変化すると。そういうことはないのではないだろうかと、こういうぐあいに考えております。御指摘のように６万8,２００円と、いま3,０００円の違いがあるじゃないかと。こういうことでございますけれども、これにつきましては私ども、もう一度よく検討さしていただきたいと思っております。

また、保育料の実態は一体どうかと、要するにこれについての負担率、この問題の御指摘がございました。保育料の問題は、それぞれの自治体に基本的には任されていると、こういうことでございます。しかしながら、国は保育基準及び保育料基準を、基準額を毎年出しておりまして、これに沿って国の負担金をよこすと。こういう仕組みになっているものですから、国で毎年出します保育料基準額 ― これが、２６市の中でも常に一定の基準として考えられると、こういう状況でございます。

この保育基準額を考える際に、これを基準として各市の保育料の体系を考えると。こういうときに、御指摘のように生活保護費を差し引いた残りの部分 ― 要するに超過収入分を考えると。こういう考え方も一つの考え方ではないかと思いますが、国なり、あるいは各市の考え方は、このような生活保護費をまず差し引くということはしておりませんで、総収入に対する税額を基準として徴収金を定めておるわけでございます。この辺のところにつきましては論議もあろうかと思いますけれども、私どもといたしましては、保育園の保育料も子供の生活費を含むと。こういう考え方もございますので、そこの分は差し引かずに総収入を対象として、これに対する課税額を基準といたしまして、これが保育料の算定基準ということでございます。

これにつきましては、東京都が ― 東京都児童福祉審議会が昭和５７年３月３１日に、今後の保育行政のあり方についてという答申を出しております。この中でも、この保育料については、費用徴収基準は、いわゆる税制転用方式により定められているが、当面これにかわる合理的方法は見当たらず、現状ではこれによることはやむを得ないと思われる、と。こう言っておりますし、われわれといたしましても、この税制転用本式による応能方式によって、やはり所得によって負担していただくという方式は、やはりこれは現状ではやむを得ないと、こう考えているところでございます。

しかしながら、ここに答申に指摘しておりますように、この場合に、現行の税制の問題点として収入捕捉等の不公平感が、そのまま徴収金額についての不公平感に移転することにもなるので、この問題については十分に考慮しろと、こう言っております。したがって、ここに言っております収入捕捉という点では、かなりやはりわれわれ源泉徴収者、あるいは農村部についても、その捕捉の問題についてはいろいろと論議があるところでございますし、ここに指摘しておりますように、今後は税制の見直し等を国に要望する必要があると。こういうふうに言っておりますように、やはり地方と都市部との問題というのはかなり格差があるというぐあいに

考えているところでございます。

日野市では、かつて日野市保育料検討委員会を設けまして、昭和５４年には答申をいただいております。ここにおいては、日野市の保育料についてはかなり改善がされているということでの御指摘の後で、国基準の５０％にとどまるようにすることという御提言をいただいておるところでございますので、日野市としては、大体これに、基準に沿って考えているということでございます。

現状の各市の状況についてお話をいたしますと、先ほど御指摘のありましたように、小平市が国基準の９０％を目指して、現在実態としては８３.６％、国基準額の８３.６％取っておりますし、最低につきましては清瀬市の３４.７％ということでございます。日野市の場合には５９年の実績といたしましては、４７.３％が国基準に対するわれわれの比率でございます。これについては、日野市は２６市中１３位という状況でございますので、これについては今後改定をするかどうかというものは、この５４年の答申を基準にして今後５０％をめどに考えていく必要があると、こういうぐあいに考えているところでございます。

また、御指摘の各Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄランクの中で日野市はどういうぐあいに考えているかということでございますが、日野市は、現在１６階層まで伸ばしております。したがって、国基準は１２階層でとめておりますので、それから先の足伸ばしを日野市はしておりまして、各階層は国基準のそれぞれ１３％から、一番所得の多い方が５５.２％ということで、大体低所得者に薄く高所得者には厚いと。こういうようなグラフが描けるような徴集金をいただいていると。こういうことでございますので、また詳しくは資料等によってお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１５の２、幼児行政（幼稚園、保育所）の実態と保育料について問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４１分休憩

午後３時　６分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１６の１、森田市政の基本を考えるについての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔１０番議員登壇〕

○１０番（簇野行雄君）　多少かぜぎみでお聞き苦しい点があるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。では通告に従いまして、森田市政の基本を考えると、こういうタイトルで一般質問をさせていただきます。

よく政治力とか、あるいは政治的解決とか、政治は力なりとか、よくこういうことが世上で言われております。政治的解決といえば足して２で割るというような解決方法だというようなこともあります。何か政治というのは芸術とか、あるいは科学、道徳という面と比べて原理原則がないんじゃないかと。非合理的な何かもやもやしたものではないかと。何か汚い一面もあると。下品で低級なもんじゃないかというようなことも言われております。確かにいま国政レベルでもいろんなことが新聞なり雑誌で報道されております。このことは、確かに事の一面を物語ることであると思います。また、私が３年前にこの議会へお世話になりましての体験から申し上げましても、どうも私らにも理解のできないようなことも間々ありました。元来不器用な融通のきかない人間でありますので、対応に戸惑うようなことも多くありました。これは、住むべき世界が違うんじゃないかというような感もするわけであります。しかしながら、一方では筋を通して行動すれば、最終的には市民なり有権者の皆さんは了解してくれるのではないかと、理解してくれるのではないかというようなことで、みずから慰めているというのは私の最近の複雑な心境であります。しかし、元来政治というのはそういうものではないと思います。世の中の成り行きを考えて、これから果たしてどんな世界になっていくんであろうか。あるいはどんな世の中になるべきでないかと。こういうことを描いて、それに向かって方法なり手段を考えて努力する。これが本来の政治のあるべき姿ではないかと思うわけであります。

ここで、前回あるいは前々回、私一般質問でも申し上げたことがあるんですが、いまの世の中、あるいは将来２１世紀に向かって、どう世界なり日本はなっていくであろうかということをまず考えなければならないと思います。

少し話は大きいんですが、最近ある雑誌でこういうことを読みました。最近の世界のいろんなことを考えてみると、いろいろの面でつじつまが合わなくなってきたんじゃないか、と。こ

ういうようなことを読んで感銘を受けたわけであります。どういうことかといいますと、最近どうも人類が資源の浪費し過ぎじゃないかと。これではやがて人類が破滅につながるんではないかと、ということですね。昔から地球上いろいろの生物が出現し、繁栄し、衰えていきましたが、みな環境に合わないということと、個体がふえ過ぎたと、こういう２点が原因であります。それと、いま一つ人口が爆発的に最近増加しているということです。私ちょっとそれで年鑑を調べてみたんですが、確かにそういうことが言われるわけであります。

何かせんだって教育次長が、これから２１世紀2,０００年までに、まだ人口が２０億人ぐらいふえるんじゃないかというようなことを言っておりました。人口の増加は世界的にどうなっているかといいますと、１８世紀の後半産業革命以来徐々に人口はふえております。１９世紀まで大体２分の１世紀、つまり５０年、約２億くらいの標準でふえてまいりました。２０世紀に入って、それではどんな増加率を示しているかと ― 増加というと、1950年、つまり２０世紀の前半ですね。約９億、５０年で増加しておるそうであります。じゃあ２０世紀の後半はどんなことになっておるだろうかと。４分の１世紀、約２５年で１５億にふえているそうであります。まさに爆発的な増加だと言えるわけであります。２１世紀まで約４２億この５０年でふえるという計算だそうであります。どうもいろいろの面でつじつまが合わないんじゃないかと。

卑近な例を申しますと資源の浪費です。例を海産物に取り上げますと、鯨がそうです。もうずっと前の話ですが、ニシンがいなくなってしまいました。エビとかタイとか、あるいはマグロ、こういうものはわれわれの目の黒いうちに、やがて手に入らなくなってしまうんではないかと、こういうことを言われております。また、森林資源ですが、国内においても外国においても非常に乱獲が進行していると。木材については日本では消費量の約３分の２を外国に頼っているわけですが、これが非常に熱帯樹林の壊滅につながるんではないかと、こういうことを言われております。石油資源がそうであります。

非常に適切なたとえ話ですが、いま日本はこのような大国になっていた。非常に国内では確かにつじつまが合っておるわけであります。しかし、これを諸外国に対して、じゃあどうかということになりますと、たとえば昔は赤ん坊が湯舟につかった程度で、別に日本がどうしようと国際的な影響はほとんどなかったと。いまは、現代を言うと相撲で言えば高見山、あるいは、いまでは小錦というんですか ― それが湯舟につかったような状況になると。こういうような

ことも言われております。

ちょっとスケールの大きい話で直接きょうの話には結びつかないわけですが、戦後はどうなっているのか、まず５０年代の戦後の混乱期があります。６０年代の高度成長時代がありました。よく７０年代は混乱の時代だと言われております。石油ショックとか、あるいは２度にわたるそういうショックですね。いろいろなことで非常に世界的に混乱した時代であったと言えます。よく不確実性の時代だとか、見通しのきかない時代とか言われておりましたが、ここに来てやや将来が、２１世紀はどうなるであろうかというような展望が開けてまいりました。いわく価値観の多様化の時代だとか、あるいは省エネ時代だとか、高度情報産業の時代だとか、こういうことが言われております。

政治的にはよく言われることですが、政治意識の多様化、あるいはイデオロギーの終えんということが言われております。確かにこれからの時代は低成長時代、あるいは高齢化時代を迎えようとしております。統計なり資料によると2,０２０年代には ― 現在全国的には高齢者人口比は、最近の発表では9.８％ということだそうでありますが、２０年あるいは２５年には、二十四、五％台に近づくんではないかと。これは、世界でも類を見ない高齢者人口であるそうであります。資源の枯渇現象もありますし、もう前のような高度成長は望むべきもないわけであります。

現在１億総中流化ということが言われております。非常に経済的には日本は繁栄をしておるわけであります。また、自由度ということにおいても、いろいろの言論についてもそうでありますし、社会的自由はこれまた世界に類を見ないほど自由国家だということが言われております。しかし、これから日本のたどるべき道はどうか。いままでは西欧に追いつき追い越せでモデルがあったわけであります。これからの日本の前途は、未知の世界を行かなければならない非常にむずかしい局面であると思うわけであります。そこで、いま申し上げましたように、これからの政治はイデオロギーにこだわっていては対処できないんではないかと。いろいろの問題が出てまいります。行革でも取り上げておりますように、福祉は維持しなければならない。しかし、その基盤をなしております経済成長も、これはある程度の水準を維持しなければならない非常にむずかしい局面を迎えておるわけであります。これに対応するように、いままでのようなイデオロギーにこだわっていたんでは対応できないということをイデオロギーの終えんと言っておるわけであります。

じゃあイデオロギーとはどういうことかというと、いわゆる民主主義もイデオロギーであります。第１次、第２次大戦はイデオロギー的に、いわゆるファッショ ― 全体主義と民主主義の戦いだということが言われております。第１次、第２次大戦を通じて力の面で民主主義がファッショを、いわゆる全体主義、あるいは非合理主義、軍国主義を打倒した歴史があるわけであります。いま全世界どこへ行っても民主主義一色であります。民主主義に対抗できるようなイデオロギー、主義主張はないわけであります。しかし、いまあるイデオロギーを申し上げますと、自由主義的民主主義の内部でも、自由主義的資本主義的いわばイデオロギーと、これと社会主義的イデオロギーと、このイデオロギーがあるわけであります。この二つのイデオロギーをどちらをとってみても、これからの社会には対応できない。こういうことがイデオロギーの終えんということの意味であろうと思います。

言うまでもなく自由主義的民主主義というイデオロギーは、いまをたどる約二百数十年前、１８世期の後半の産業革命に伴って、従来の封建的絶対的身分制社会、これに対抗するといいますか、対立する概念として出てきたわけであります。よく言われますが、社会は、みな利益を追求して個人個人が行けば非常によく行くんだと。国家は余り余計なことをしない方がいいんだと。国家の ― 国のするべきことは個人的にできないこと。たとえば外交とか、警察とか、軍備、あるいは司法、こういうこと以外にはすべきではないと。自由放任が結果的には一番社会の繁栄につながるんだと、こういう思想であります。そのバイブルと言われているのが例の「国富論」であります。確かに時代的にそういうような思想が成立する要件があったし、いまの西欧社会というものはこの思想が基本になっているわけであります。

次に、共産主義的あるいは社会主義的思想はどういうことかといいますと、こういう資本主義的自由主義的社会が制度上、あるいはたてまえ上、自由ということは保障されておりますが、社会生活上自由主義というのは、いわば自由放任弱肉強食の世界であります。結果として社会生活の上の経済上の不平等につながるんではないか。社会主義、これについては私言うまでもないんですが、いまのソビエト連邦見てもらえばわかるわけですが、社会生活上実質的な民主主義の自由平等体制をつくり上げるには、むしろ社会主義の方がいいんだと。こういう思想で簡単に言えばいいと思うわけであります。

いま、これからの未知の世界へ突入しなければならない日本にとって、果たしてそういうイデオロギー的な立場で対応できるか、私はできないと思うわけであります。現実に社会主義的

思想が、確かに自由主義的社会の欠陥を補うべき思想であることは理解できるわけですが、現実にどうかと。現実には社会的生活上の平等も実現されていない。あるいは政治的自由はあるかというと、よく言われているように、ソビエト共産主義国家が政治的自由があるとは思われません。極論すれば、前衛と共産党による独裁だというように理解してもいいと思うわけであります。

よく革新、革新という言葉があります。そこら辺でもしょっちゅうこのごろは耳にする言葉でありますけれども、革新というのは非常に考えてみるとむずかしいことですし、果たして定義としてどういうことを指すのであろうかと。私百科辞典をめくってみたんですけれども、革新という言葉出てない。革新官僚とかいろいろそういう言葉は出ておりますが、革新という言葉は不思議なことに項目にないわけです。非常にあいまいな言葉であります。世上ジャーナリズムなりでは、革新は非常に進歩的であり、新しいいいことだと、こういうような解釈がなされていることもあります。保守というのは古くさくて現状維持だと、こういうふうに何か言われているようであります。しかし、現実の政治を見ていると、まさに逆ではないかというようなこともあるわけであります。正確に言いますと ― これは私が言うんじゃない。学者が言うことですから間違いないわけですが、革新というのは、つまり社会主義だと。保守というのは、いわゆる自由主義的民主主義だと。こういうことだと私は理解しております。

よく最近市長選を控えて、革新森田市政を守れということが宣伝カーで呼ばれております。市長は、議会では確かに革新なんていうことは ― 私３年間１度も市長から聞いたことがない。慎重に革新という表現は避けておられるようでありますけれども、確かに革新市長会にたしか市長は所属されておると思う。また、与党の皆さんは共産党なり社会党の皆さんが与党であるわけであります。そして、いま街頭では、革新森田市政を守ろうと、こういうことが盛んに叫ばれております。確かに共産党なり社会党の皆さんを前にして、私は革新ではありませんということは、森田市長は言えないと思うわけであります。果たして革新市政で、これから市政なり中央の国政で対応できるかと、非常にむずかしい問題だと思いますし、いかにも革新市政を守ろうということは、聞こえがよい言葉であることは事実でありますが、正確な表現だと、これは、革新市政を守ろうということは、共産党義的社会主義的市政を守ろうと、こう表現しなければならないと思うわけでありますが、市長はその辺どう解釈されるか。まずその辺から質問していきたいと思います。

次に、市長はよくスローガンとして「憲法を市政に生かそう」と、こういうことを言っておられます。憲法には ― 私いま1回念のために憲法ずうっと読んでみました。一言にして言えば、憲法は民主主義を守ろうと、結論はそういうことだと思います。よく民主主義を一言にしてあらわす言葉として、これはたしかリンカーンの言葉であると思いますけれども「人民の人民による人民のための政治」と、これが形から言えば民主主義の本質だと思うわけであります。憲法前文にもこういうことが書いてあります。「国政は国民の信託による」と。「権威は国民に由来し」つまりオブザティーブということであります。「権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と、これが前文にあるわけであります。まさにいま申し上げた「人民の人民による人民のための政治」と、こういうことを言葉をかえて言っているわけだと思います。

以下、第1章は天皇について、第2章は ― 例の9条戦争放棄の規定です。第3章以下10条から40条までが国民の権利義務と。こういう規定になって、以下、国会、内閣、司法、地方自治と、こういうふうに続いておるわけですが、いろいろこの10条から40条までは書かれております。いろいろ基本的人権を守れとか、あるいは思想信条の自由とか、信教の自由、集会言論の自由、学問の自由とか、あるいはこれに続いて、いろいろの教育を受ける権利があると。こういうようなことが言われておりますが、この10条から40条までの規定は、さっきも申し上げましたように民主主義ということの理念に尽きるわけであります。個人の自由を守れ、また、国民は平等でなければならないと。こういうことが言われておるわけでありますし、まさに民主主義の到達すべき終着駅だと言ってもいいわけであります。

果たして、憲法を守ろうといったところで、これは非常にむずかしい問題であって、憲法を守ろうと言っていれば憲法が守れるわけではありません。いろいろの制度的、あるいは社会的自由も確保しなければならない。そして、社会生活の上での平等も確保しなければならない。これが民主主義の理念、到達すべき目標だと思うわけであります。

いろいろ申し上げましたような社会情勢の変化の中で、この憲法、あるいは言いかえれば民主主義が果たしていま言ったような革新的市政行政で、果たして保障できるであろうかと。その辺、市長はどう考えているのか。まず第2問としてその点をお伺いします。

次に、多少具体的な問題に入りまして、せんだっての一般質問で市川議員が取り上げました給与問題の交渉についての部課長会の申し入れ書であります。私は、現在の日野の市政で、6

カ月延伸という問題は多少手続上の確かに問題はあります。しかし、起債制限等の措置を免れるための緊急避難的な意味合いから言えば、ある程度やむを得ないんではないかと、こういうふうにも思っております。そして、市長・理事者と職員組合との交渉 ― これは、どなたが市長になられても非常にむずかしい問題であり御苦労の多いことだと。このことは理解しておるつもりであります。しかし、この申し入れ書を私しさいに読んでみました。これは非常に重大な問題を含んでおるわけであります。単に給与問題についてだけの申し入れでないわけであります。

どういうことが書いてあるか、ひとつ途中読ましていただきますと ― これは中ほどですね。「市長は、日ごろ市民的対話を重視されておりますが、その裏側として職員、特に管理職の意向を犠牲にする一面が非常に強い」と、こういうことが書いてあります。これはどういうことかというと、人間ですから市長も時たま間違うことがある。それは理解できるわけでありますが、常時管理職の意向を犠牲にしていると、こういうふうに解釈していいわけであります。次に、いま一つ同じようなことがその後に書いてあります。今日の事態を迎えたことは本当に残念だと。こうなったのは、日常の行政運営の中で管理職に対する認識不足という点で、日常の行政面での認識が管理職に対する認識不足ということで、それと同じことだ。そういうことをやっているから、こういうことになるんだと ― こういうことであります。

私、いつか一般質問でこういうことを申し上げたことがあります。たとえれば市長は家庭に言いますればだんなさんであると。管理職は奥さんであると、職員組合はお手伝いさんであると。市長が奥さんを無視してお手伝いさんと ― つまり職員組合となれ合いになれば果たしてどういうことになるかと。家庭不和の原因になることは間違いないじゃないかと。そういうことをある人が言われて、非常に私感心したことがあるんです。たまたま主人公が浮気して奥さんとうまくいかない。これは世上ままあることでありますし、夫婦げんかは犬も食わないということも言われておりますから、あえて言うことはないわけですが、しょっちゅう奥さんと御主人が反目していては、これは家庭の破壊につながるわけです。家庭なら何も第三者がとやかく言うことはないけれども、市の行政でそういうことがあったら市民はたまったものじゃないわけであります。管理職からこういうような三くだり半を突きつけられたといってもいいんじゃないかと思います。

3期もやっていられると非常になれるという面もありますけれども、悪い意味でなれてきたと。その職になれてきたと、本来奥さんの意見を聞かなければならないのに、そういうことがないんだと。こういうことを申し入れ書は言っているわけだと思います。非常に重大な問題だと思います。こういうことがこれからも続いたんでは、仮に万一森田市長が4期目に当選されても、うまくいくわけがないと私はそう思うわけでありますが、市長はどう考えていられるのか。

次ですね。 3年間いろいろ市の行政を勉強さしていただいたわけでありますけれども、どうも森田市政は一貫性がないと。福祉にしても、もっとやるべきことが幾らもあるんじゃないかと。現金をお年寄りなり ― 現金なり物なりを市民に配ることが福祉ではないんです。単なる人気取り行政であってはならないわけです。もっと福祉なら有効な使い道があるんではないかと、こう思うわけであります。

前々から申し上げているんですが、市民税 ― たとえば市税にしても、市民税なり固定資産税なんていうのは、そう急に増減があるような税金ではありません。ほぼ安定している。年間を通じても ― 年間ではありません。年ごとにそんなに変化がある税金ではない。ところが、いま現実の時点そういうことになっておりますけれども、法人税 ― 日野市で一番恵まれているのは法人税と言われておりますが、非常にばらつきが多い。景気の変動に非常に左右されやすい税金であります。将来多少景気動向がよくなれば、確かに多少税収はふえるという面がありますが、非常に不安定な税金であります。いえば、いま確かに市税収入は非常にいいわけでありますが、いつどうなるかわからないという面もあるわけであります。

非常にこれからは ― 公約として下水道行政 ― 下水道の充実をまず第一に掲げておられますが、非常に金のかかることなんです。下水道課へ行って聞いてみたら、大体見通しでどのくらいかかるんだろうかと。約７００億円の大ざっぱに言って建設費だろうということであります。よほどほかのことを切り詰めていかないと、口で言うほど簡単にはできない事業であります。その辺とも ― 財政の裏づけがなくて、やるんだやるんだと言っても何の意味もないことだと思うわけであります。

まだ、たしか５７年だと思いますが、第２次基本構想ができ上がったわけであります。第１次の基本構想は４６年にできたものでありますが、第１次の基本構想では、まず何よりも都市基盤の整備ということを重点項目としてまず掲げております。

第１次の基本構想はどういうことが書かれておりますかというと ― 私その当時総務委員会におりましてこの第１次基本構想の審議に参加したわけでありますけれども、非常に作文としてはよくできております。掲げておりますのは健康と福祉が第１。あるいは教育と文化とか、安全快適な町というようなことが項目別に掲げられているわけですけれども、果たしてこの項目から見ると、重点施策は何かというと、ここは下水道事業とはどう考えてみても、この基本構想から見るととれないわけであります。

ところが、先ほどの市長が確か立候補表明をされたときの記者会見でこういうことを言われております。まず都市基盤の整備を第一にやるんだと。下水道とか、区画整理とか、循環バスとか、モノレールをやるんだと。それから、その次には緑と清流だと。その次は健康と福祉だと。その次は教育文化だと。こういうふうに言われているわけです。都市基盤の整備が最重点課題だと、こういうふうに気持ちが変わってきたわけであります。わずか3年の間にこのように重点項目が変わってきたということは、どうも筋が通ってないんじゃないかと、こういうふうに思うわけであります。

下水道も、いろいろそれは言いわけはできると思います。しかし、この２年間に２６市では３０％から ― 普及率が、これは区域のパーセントですが、市街化区域は2年間に平均７％伸びております。多いところでは2年間に２０％も伸びたところがあるし、３０％も伸びたところもあります。非常な努力をしているわけであります。日野市の場合には、いろいろこういうことでできないんだと、ああいうことでできないんだと、確かに事はありますが、努力が促りないことは確かであります。果たしてこれからどういうふうにしてやっていくのだろうかと。財源的な見通しも全く立ってないんではないかと思うわけであります。このように一貫性のない市政では非常に困るわけであります。

この施政方針 ― 立候補表明のときの施政方針の発表も、これは私調べてみましたら、馬場議員なり、夏井議員も取り上げられました市民の意識調査これをそっくりまねたにすぎないと私は思っております。まずその辺を質問しておきます。

○議長（高橋通夫君） 簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 質問それぞれなかなか明確に答える ― しにくい設定で問われておるわけであります。（「核心に入って答弁してください」と呼ぶ者あり）多少価値観の違う立場にいるために、このようにお互いの物の考え方が差を生ずるのかと、いささか残念に

も思うところであります。しかし、言われることには十分耳を傾け、足りない点は学びながら、また、市政に励んでいくというのが私どもの務めでありますので、そういう意味でお説をお伺いした、そういう気持ちであります。

前段に言われました、近代科学の進歩によって、生活水準を高める手段が急速に満たされたといいますか、エネルギーの開発に合わせて資源の浪費と言えるほどの大量膨大な資源を、日々の生活のために浪費をしているということは、これは世界規模として、あるいは先進国の経済能力としてよく当たっているんではないかと私も同感であります。

成長を称して高度成長と言い、あるいは低成長と言う。これは、経済学的な指標に基づいてそういうことが言われるわけでありましょうけれども、人類の過去が仮に一応の文化を持ち得て１万年程度といたしますならば、ここ１世紀と言わず本当に数十年、この間に爆発的な成長があったということになるわけでありましょうけれども、そのこと自体が大きなアンバランスを生み、また、不幸の要因になっているということも言えるかと思うのであります。

確かに言われるとおり、これから資源の問題もありましょうし、人口構成 ― いわゆる低開発国は、やはり人口が食糧の供給される限り常にそれをオーバーする形で飢餓と貧困の中で人口はふえていくと。それから、一応文化生活を確保した国なり社会では、これは個人主義あるいは自分の主観で生活を考えるということになりますから、国のために人口を維持するとか、あるいは社会の成長に応ずるために労働力を供給する、その人口を供給するとか。こういうことはみずからは考えないわけでありまして、結果、１世帯２人の夫婦で２人の子供ができれば大体人口は維持できるわけでありましょうけれども、それを下回ってくると。こういうことが現実に起きておるわけであります。そういうことですから、高齢化時代というのは、まさに言われるとおり未知の世界に突き進んでおるわけでありまして、それに対する今日的対応策といいましょうか。これは真剣に考えておくべきだと思いますし、また、あなたのおっしゃるような経済学理論と申しましょうか、それのみで律するものではなくて、やっぱり人の英知なり努力なりというものが新しい状況を切り開いていくと。これなくして人類の発展はあり得ない。そういうことにもなるわけでありますから、私は、そう物事を物の数だけで喜んだり悲しんだりするだけではない。もっと生き方、あるいは社会のつくり方に大きい期待と希望をつないでいくべきものだろうと、このように思っております。

革新という言葉の概念を、余り私は規定することは適当でないと思います。絶えず生々発展

をすると。そして、１歩前進を先のことを考えながら、その幸せ、あるいは社会をつくっていくということが私は革新だというふうに自分で思っておりますので、それの支えになるのは、やはり現行の日本国憲法。これは、世界に冠たる一つの大きな指標であると、このように考えております。したがいまして、憲法を守る守る言っておれば守れるものではもちろんないわけであります。守る努力をする。努力とあわせて守ると。そして、そういう決意を国の、国民のすみずみまで、また、地域社会はそれぞれの理想を求めて、そうして努力をすると。そこに生々発展の道があるに違いないとこのように考えるわけであります。

給与問題のことに伴いまして、部課長会一部の申し入れということが指摘されておりますが、部課長を犠牲にするとか、あるいは部課長を ― 認識不足という言葉で先ほど言われましたが、そういうふうには私は日常考えておりませんし、部課長は補佐役として、また、職制上の大切な組織として十分理解し尊重し合うと。そういうことで全体の行政事務が執行できるわけであります。犠牲にしたとか、それから、特に意見を聞かなかったということではなくて、十分の時間をかけたり、言葉を尽くして言えば良いのを多少時間不足、あるいは機会の不足によって不十分であるということは言えるかと思っておりますので、これにつきましては、これからはなるべく入念にその人その人に応じた接触の仕方、事柄の意思疎通を図っていきたいとこのように考えております。たとえに出されました主人と奥さんとお手伝いの関係というのは、私は全く当たってない。そういうことではないと思っております。

それから、一貫性の欠如ということにつきまして、これは、仕事をする間に目標はあるわけでありますが、そのことについてのコースが多少の動きがあるということは、その情勢情勢によって生まれることでありますから、私は市民の生活をなるべく幸せにしていく。そういう目標については一貫性がないということは、私自身の反省においては当たってないんではなかろうかと、このように思っております。

また、福祉のためにお金の使い方に現金的な使い方は施策ではないと。こういう意味での御指摘だと思いますが、現金が有効に機能する場合もありますし、施策としてよりよい方向を、手段を絶えず目指していくということは、日々議員の皆さんから教えていただいておるところでありまして、お説は十分承って今後の努力の材料にさしていただきたいとこう思っております。

また、特に第２次基本構想の中で、施策の順位が第１は生きる喜びをつくり出す一種の町づ

くりであります。それから、第２は教育文化に関する柱を立てております。第３項は生活環境の整備。第４は産業や消費の柱。第５は自治、市民自治。みんなで自治の目標を立てて、そうして、参加と連帯によって町づくりを進めようと。こういう柱になっていまして、この順序がとりもなおさず優先順位だということではなくて、これらが混然と一体できて初めて大きい目標が到達できると、このように考えております。そして、下水道などはハードな仕事でありますが、このハードな仕事は手段でありまして、その目指すところはやっぱり市民の健康であり、あるいは文化生活であり、環境の改善であると。こういうことでありますから、優先順位を変えたというふうなことではありません。当面これからなすべきことは、やはり住民の意識調査にもありますとおり、下水道を中心にするそういうハードな仕事を当分やっていかなければならないと、こういうことを考えておるところであります。したがいまして、意識調査の裏返しと ― 施策として当たれば当然そういうことになるはずでありますから、そのように御理解をいただきたいと思います。

そして、簇野議員さんは経済の目のある方でありますから、確かにいつまでも高度成長が続かなかったごとくといいましょうか、あるいは石油ショックを私の期間中５０年５１年ころ、あるいは続いて３年４年ころ、こういう時代も経過はいたしました。おかげさまで日野市の過去の集積の利益、おかげさまによりまして日野の自治体は生々発展のできる大きい資格と条件を持っているということでございますので、私は、そういう物の考え方で市民の皆さんとともに、行政に対する大きい参加をいただきながら、地域社会の発展、そうして、団体自治としての大きい前進を図っていくと。こういうことで私どもの役目は、まさにそれに尽きると。このように思っておりますことをお答えといたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　　言葉とは重宝なものですから、何とでも言いようはできるわけだと思いますけれども、どうも私の質問に対して率直に答弁されていないというような印象を受けます。そこで、いま一回繰り返し質問するんですが、市長は、革新とは別に政治的なことではないんだと。日々進歩を求めて政治を行うことが、すなわち革新だと。こういうふうに答弁であったと思います。しかし、現実に市民なり皆さんが認識しているのは、社会党なり共産党なりは革新政党だということは、社会党なり共産党だけが進歩的だとこう解釈しているわけではないんです。すなわち、私が申し上げましたように、社会主義的政党が革新政党だと、

こういうふうに通常は解釈されているわけです。ひとつ正直に正確に、その辺市長の見解をいま一回お伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまでも申し上げております。私の一番行政におきましてのよりどころ、それから、物の考え方のよりどころは日本国憲法であると。憲法の、これもまた生々発展の道を目指すことが地方自治の本旨にもつながると。したがいまして、既定概念に沿って、そうして、それを墨守しておれば、それは取りも直さず保守ということになる意味合いでありまして、やっぱり生々発展の道を目指すというのが私は革新の道であると、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　　もう何度繰り返しても水かけ論になりますから、私これ以上申し上げません。

ある本で読んだことを思い出したんですけれども、ヒトラーが「わが闘争」という本を書いております。これにこういうことが載っております。人民の心情は幼稚であって、小さなうそよりも大きなうそにだまされると。人民は小さなうそはつくが、大きなうそをつくほどあつかましくないと。人民の頭脳は大きなうそは見破れないと。こういうことが書いてありました。まさにそのとおりだと思います。ヒトラーは、ナチスの全体主義国家をつくり上げたのは、あれは革命によってではないわけです。うそをつきつき ― ヒトラーは自分で正直に言っているわけですからそのとおりですけれども、うそをつきつき感情的な方法で人民を刺激し、あのような体制をつくり上げたわけであります。どうか市長も人民を ― 人民をというか、市民をだまさないでもらいたいと。革新日野市政を守ろうということでなく、世間で言われているような意味において、革新という言葉の陰に共産主義的、社会主義的日野市政を守ろうと。こういうふうに正直に言ってもらいたいと。このことを要望しておきます。

以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１６の１、森田市政の基本を考えるに関する質問を終わります。

次に１６の２、学校教育の問題点についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○１０番（簇野行雄君）　　第２問は、学校教育を考えるということでありますが、あと

３０分きりありませんので余り筋道たった質問はできないと思いますけれども、その辺御理解願いたいと思います。

よく昔から、政治は国家百年の計だとこういうことを言われております。非常に古めかしい言葉ですがまさに事実だと思うんです。一番これからのむずかしい社会に対応するについて大事なことは、それを担う青少年の育成だと思っております。どうも自治体も学校教育の一端を担ってあるわけでありますので、これについても勉強しなければならないということで、今回学校教育の問題を取り上げたわけでありますけれども、非常にむずかしい考えてみれば問題であります。臨教審でも検討されておりますし、毎日毎日新聞にも教育問題が最近記事が出ないことはないほどであります。一部分だけいじくったんでは教育制度の改革ということはできないわけであります。まさに国政段階、あるいはもっと言えば社会全体で取り組まなければならない問題だというふうに解釈しております。

いろいろ資料にも当たってみたわけですが、まず私一番不審に思ったんで、まずそのことを質問したいわけですが……。５６年の総理府から出された青少年白書というのがあります。そのアンケートによると、現在の青少年に対して社会に満足しているかという質問に対して、７８.３％の人が現在の社会に満足しているという返事が返ってきたそうであります。そして、それじゃあ自分の国はよいと思うかと、こういう設問に対して、４５.１％の人がよいと答えたにすぎないと。ほかの統計によると、韓国では９１％の人が自分の国はよいという答えが返ってきているそうでありますし、アメリカでも８９％の人が、アメリカはよい国だとアメリカ人は思っていると、こういう数字が出ております。いま、住みよい社会だと言っているのに、どうも日本という国はよくない国だというのは、どうもつじつまが合わない。理論的にもおかしいわけです。

ジャーナリズム等では盛んに、これは野党的立場に立っていろいろ見解を発表しているようですが、青少年が新聞雑誌を読むわけではない。こういうことになったのは、一応学校教育にも原因があるんではないかとこう思うわけであります。

教育基本法の８条には、政治教育について規定がされております。いつか、たしか市川議員が一般質問の中で述べられておりましたが「中曽根っていう人は悪い人だね」と、子供が帰ってきて言ったと。「どういうわけだ」と言ったら、「学校の先生がそう言いました」と。こういうようなことを申されておりました。何かその辺に問題があるんではないかと。政治的に学

校教育が偏向しているんではないかと、こういうふうな疑問を持ったわけであります。これについての教育長の見解をまずお願いしたいと思います。

いまの日本の学校教育がどんな水準にあるかということですが、世界的に見ると非常に評価が高いわけであります。よく日本の近代化や経済的成功に一番役に立ったのは教育であるということが世界的に言われておりますし、私も専門家でないからよくわからないけれども、ＩＡ……つまり国際教育到達度評価計画というのがあるそうでありますが、そこで国際的に学力比較をやっておるわけであります。理科とか数学について調査したところによると、日本の知的な ― つまり知識ですね ― については非常に程度が義務教育においていいと。いずれも何回調べても１９６４年、７０年あるいは８０年の調査でもトップレベルにあると、こういうことが言われています。こういう面から見ると非常に日本の教育水準は高いということを言っていいと思うんです。

また、教育水準も非常に最近は上がってまいりました。進学率から申し上げましても、1954年に高校進学率が約５０％であったそうでありますが、現在は全国的には９５％、都市部では９７％まで達しているということですし、いわゆる高等教育 ― 大学教育も３０年……５４年に約進学率が１０％のが、現在は約４０％の線に近づいているというような統計資料があります。非常にその面においては問題ないわけであります。しかし、臨教審についてもいろいろ論議されている問題もありますし、非常に最近少年非行が多くなってきたというような事情もあるわけであります。最近、毎年毎年戦後の少年非行の、いわゆる刑法犯の少年の人数が増加しているということも言われておりますし、校内暴力とかいろいろの問題も毎年毎年ふえているようであります。ここに一つの問題もあります。

いま一つの大きな問題は、いわゆるいまの学校教育が偏差値偏重ではないかという大きな問題があります。つまり詰め込み教育ではないかと。受験教育一辺倒ではないかと、こういうことが言われておるわけでおります。非常に教育水準が上がってきた。進学率が上がってきたという裏腹 ― これは、教育のよく機会的均等ということが言われております。この辺では面から見ると、非常にいいことでありますし、またそれを可能にした高度成長というのも背景にあるわけです。しかし、一番の問題点は、日本の社会が学歴の偏重が度が過ぎているんではないかということが臨教審あたりでも、基本的にはいまの、いわゆる偏差値偏重の問題の最終的な問題であるんではないか。その辺から直していかなければ直らないんではないかと。

ということは、いまの世の中サラリーマン指向であります。そして、大会社指向であります。四百五十幾校か大学があるそうでありますけれども、大企業で募集対象にするのは、そのうちの１０％、約４５校程度であります。親たちは、大企業に行かせたいためには、優秀と言われる大学へ進学させたい。そのためには優秀な高校へ進学しなければならない。小学校時代からすでに受験体制にあるというのは現在の学校教育の現状であると思います。

そこでまず質問したいんですけれども、いま学校へ通うだけでは進学できない。いい高校なり中学へ行けないということで塾通い ― いわゆる学習塾へ通う生徒が多くなってきたということが二、三日前の新聞にも出ておりました。中学校では５人に３人が学習塾へ通っているんだと。小学校でも学習塾へは３人に１人が行っているという。これは、ある都市銀行の調査であるそうでありますけれども、そういう新聞記事がありました。非常にこの辺問題であろうと思います。いまの少年非行の問題、あるいはいわゆる落ちこぼれ現象ということもありますが、その根本原因は一つにいま言われたような基本的な問題もありますし、先日教育長が答弁の中で言われた、いわゆる過保護ということにも問題があるようでありますが、現在日野市の小中学校で進学塾の利用状況はどの程度になっているのだろうか。このことをまず１点質問しておきます。

飛ばしまして、給食問題について質問いたします。この点については藤林議員、あるいは鈴木議員が質問された問題でありますけれども、これは、教育長がその答弁の中で触れられておりましたけれども、文部省通知で給食の合理化を促すということで、改善勧告が都道府県の教委の担当主管課長会で説明されたそうであります。いろいろこの中に数字が出されております。小学校で実施率が９８％、中学校で８６％だということ。自校方式が小学校で５３％、中学で３３.５％だと。これは、逆に読んでもらえれば、また、民間委託がどうか。あるいは共同給食が幾らということはわかるわけでありまして、私がちょっと不思議に思うのは、こういうことが言われております。これは、総理府総務庁の昨年９月の調査で、１食当たりの調理経費が市町村の直営方式ですね ― いま日野市でとっておるような方式で調理経費が１１６円だと、平均。これを、新聞の数字を見ましたので、所管課へ行って調べてみました。そうしたところ、日野市では１食当たり、いわゆる人件費、あるいは光熱費がどのくらいかかっているであろうかということを出してもらったら、資料がありまして２２４円７４銭かかると。約倍の給食の ― これは材料費ではありません。調理経費ですね。人件費、光熱費がかかっていると、こういうことになるわけであります。何か給食のその辺について欠陥があるんではないかと。問題があるんではないか。何もなければ平均の倍なんてかかるわけはないはずであります。その辺を時間がないから質問しておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　３点にわたっての御質問だと思いますので、簡単に回答させていただきます。

まず第１点目の、現在の学校教育、特に教育の中立性という問題とからんでの学校教育のあり方についての御質問でございますけれども、確かに最近の情報化社会と申しますか、こういう中でマスコミ、特にテレビ、あるいは新聞、こういうところから受ける影響というのは、学校教育で受ける影響以上にいろいろな角度から子供に影響を与えているということは言えると思います。特に中学生段階になりますと、相当いろんな角度で、批判的な気持ちと申しますか ― これは単に政治に関する批判とか、そういうものだけでなくて、教師に対する批判だとか、両親に対する批判だとか、なかなか自分自身といいますか、自我の確立というような年齢層に当たってきておりまして、そういう関係での問題。これは、確かに全くないとは言い切れないんじゃないかと。ただ、全体的には学校教育の場の中におきましては、いま簇野議員さんの方から指摘されておりますように、教育の中立性という問題。この問題については、日常ふだんは学校現場に対しても話をしておりまして、極端な形で現在のどの政党がどうで、どの政党がどうなんだと、こういうような形での対応。これは各先生方も自覚しながら子供に対する教育のあり方としては取り上げていないと、こういうふうに思っております。

それから、２番目の問題で、特に塾通いの状況、これはどうかと。確かにいろいろとけいこ事というのがあるわけですけれども、小学校段階の時点では書道教室とか、ピアノ教室というようなけいこ事に通っている子供さんが比較的多いと。中学になると進学塾に通う子供さんたちがふえているという状況が見られるわけでございますけれども、小学校でも一、二年生のころから１割くらいの子供さんが算数とか英語教室というような、小学校一、二年で算数教室、英語教室等へ出かけている。そういう子供さん週に１回か２回程度ですけれども、そういう子供さんがおります。これが、小学校三、四年になりますと、２５％くらいにふえてくると。内容は、国語、算数、英語、この３教科が主体です。それから、小学校五、六年になりますと３分の１強の３５％、いま言ったような形の塾通いを始めると。中学生になりますと、中学１年

生でもデータでは30％、2年生で６５％、3年生になると７５％くらいの子供が塾に通っていると。

このように塾が非常にはやっていると、学校でちゃんとした教育してないんじゃないかという批判も受けるわけですけれども、学校ではそれなりの授業をやっているわけですけれども、父兄の立場にしますと、塾通いというものについて、通わせると少しは勉強ができるようになるんじゃないかっていうような期待。それから、周りの子供がみんな通っていると。家庭でめんどう見るといっても、中学生くらいになると、なかなか両親の方でめんどう見切れないというような状況や何かあって、ほかの友だちも塾へ通っているので、一緒に通わしておいた方が安心だというような形での塾通いが、中学段階になると急にふえてきているということが言えると思います。

それから、3番目の給食関係の問題でございますけれども、この前、川嶋議員さんに私の方で答えたんですけれども、総務庁の勧告、９月の２２日に出ております。学校給食業務の簡素合理化という中で、全国的な平均として自校方式 ― 自分の学校で給食をやっている場合の単価、これが１４７円と。それから、センター方式で実施している場合が１１５円。いま簇野議員さんから指摘されている１１６円という数字ですか、これが、共同調理方式でやった場合にはその程度でてき上がると。ですから、自校方式とセンター方式の際に３２円くらい1食当たりの単価が開きが出てくると、こういうことが指摘されているわけです。

それで、御質問の日野の方の現在の給食。これを、資料を調べてみますと、1食当たり224円かかっていると。国が言う１４７円とか１１６円とか、そういう数字どころでなくて、倍近い経費が1食当たりかかっているのかという簇野議員さんの質問だと思いますけれども、確かにいま申し上げました２２４円、いわゆる公費でめんどう見ているこの部分の大部分は、７５％くらいは人件費です。残りが光熱水費というような形になってくるわけでございますけれども、これにつきましては、各都道府県の調理員さんの年齢構成、それから、配置基準。日野の場合には東京都基準 ― 東京都が示している基準で調理員さん等を配置しておりますけれども、配置規準、それから、給与ベース、そういうものが総合的にからまっているんじゃないかと。ちなみに２６市の各市で行っております1食当たりの公費負担分。これを調査した資料があるわけでございますけれども、八王子では1食当たり２６３円、三鷹市で２９８円、調布で２７３円と。それから、さらにセンター方式でやっております青梅市。青梅市がセンターでやってい

ながら２０５円、1食当たりです。それから、国立市がやはりセンター方式でやっているわけですが、ここが1食当たり１９４円と。そうしますと、日野市と国立との差が、ちょうど日野市は各学校方式でやっていると。国立はセンター方式でやっていると。東京都の基準に沿いながら両市ともやっているわけでございますけれども、センター方式と、それから、各校方式の場合の差がやはり総務庁が指摘しているような３０円くらいの開きが国立と日野の間に出ていると、こういうことは言えると思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　私、常々思うんですけれども、職員食堂ですね。われわれ常時利用しておりますあの定食。あれはたしか３３０円ですね。あそこにもたしか互助会の運営で設備費、それから、光熱費はめんどう見てもらっておるそうであります。そして、あとは独立採算制でやっているわけですから、人件費、材料費はたしかそれであの定食賄っているわけであります。しかも、あのような多種多様な料理が出されておるわけでありますから、当然学校給食のコストよりも高くつくことはわかっておるわけであります。それをあの定食が３３０円でできると見ていいわけであります。ところが、いま言ったような教育委員会の資料によると、1食当たりのコストは４１２円１０銭と、こういう数字が出ているわけです。私は、給食のどの程度の給食やっているのか、実際自分の目で見たことはありませんけれども、どうも高いんではないかと。鈴木議員がせんだって、父兄は非常に安い給食費で給食してもらうんで喜んでいると、こういう発言がございましたけれども、いまの世の中は受益者としての立場きり考えないと。給食費は3,０００円でできるわけじゃないんです、1月。結論から言うと、皆さんの税金で負担してもらっている。結論から言うと、これは４１２円1食当たりかかっていると。果たして４１２円にふさわしいような学校給食が出ているか。こう解釈しなければいけないと私は思うんです。（「お金だけの問題じゃない」と呼ぶ者あり）どうですか、教育長その辺は。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。確かに材料費と、それから、光熱水費、人件費、そういうものを全部合算しますと、いま簇野議員さんおっしゃったように４１２円というような数値が出てまいりまして、同じ職員食堂の３３０円という定食、あれと比較した場合

どうなんだと。こういう形になってまいると思いますけれども……。確かに学校給食の場合、別にその中で利潤を上げるとか、そういうことは全く考えていないわけなんですけれども、確かにいま申し上げました人件費等の面につきましては、私たちの方も、これから先さらに給食の１食当たりの単価をどうとにかく抑えていくかという中では、７５％が人件費という形の中で食われておりますので、その辺の問題につきましては十分研究もし、また、対応していかなくてはいけないんだと、こういうように考えております。

○議長（高橋通夫君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　あと２分きりないようですが、いま幾問か準備してまいりましたのですが、これで一般質問を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１６の２、学校教育の問題点に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前４時３５分散会

３月12日　火曜日　（第７日）

昭和６０年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第７号）

３月１２日　火曜日　（第７日）

出席議員　（２６名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２８番	石坂勝雄君

欠席議員　（４名）

２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年３月１２日（火）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１８分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１６名であります。

一般質問に入ります。１７の１、公共下水道が遅れた理由と今後の見通しについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　今議長のお話ですと１６名ということでございますが、人間生身の体持っておりますので例えば何か自然的現象で行きたいというときも気を遣いながら行かなくちゃいけませんので、その辺を事務局に伝えて、ひとつできるだけ議員の出席要求をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　わかりました。小山良悟君。

〔４番議員登壇〕

○４番（小山良悟君）　おはようございます。きのう議会が終わりまして何げなくテレビ見ましたら、ソ連の最高指導者チェルネンコ書記長が死去されたというニュースを見まして、ある程度の予期はしておりましたけれども、改めて哀悼の意を表したい気持ちでいっぱいでございますが、後任にゴルバジョフ政治局員が就任されるということですけれども、この２年４ケ月の間にソビエトでは３人の最高指導者を失われたということで、この国の指導者、国に限らず自治体でもとにかく最高指導者というのは、大変な仕事だなということを改めて感ずるわけでありますが、ソビエトも老人支配といいますか、高齢者の指導者が多かったわけでありますけれども、今度のゴルバジョフ政治局員の就任、書記者就任によって大幅に若返ったわけであります。この日野市においても世代交代があるのかどうか、市民の関心のあるところでありますが、森田市長も私も二度とこの場に戻ってこれないかもしれませんが、私の最後の質問、一般質問になるかと思いますので、どうぞよろしく御答弁のほどをお願いしたいと思います。（「そんなこと言わず、戻って来い」と呼ぶ者あり）（笑声）

本題に入る前に、通告しておりませんけれども、もしお許しいただけるなら御答弁いただきたいんですが、先般の古谷太郎議員との質疑の中で日本信販の緑地改良申請の件についてでありますけれども、あの質疑を聞いておりまして、私は（「通告してなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）自治体といいますか、行政というのはこんな姿勢でいつもやっているのかな、行政の仕事に取り組む姿勢といいますか、そういう実態というものについて確認したいなということで

質問するわけですけれども、つまり、この日本信販より出されました緑地改良申請、お願いということでありますけれども、これは昨年の２月に出されているんですが、この間の質疑で都市整備部長の答弁によりますと協定書に基づいて日野市に寄付されるのはもう先であるという答弁でありました。ということを日本信販に伝えてある、こういうことなんです。しかし、この協定書はもう今から２０年前に昭和４５年に取り交わしている協定書であります。２０年前に出されている協定書、それが履行されていない。履行されてない状況の中で、日本信販が２０、１９年後でしょうか、正確にいいますと１９年後に緑地の改良をしてほしい、そして市に寄付する予定であった緑地を開発行為したいということでありますけれども、これは市の方が、この申請が出されたときに市に寄付するのは先だという以前に、この申請書そのものを保留、預かってあるということですが、預かること自体がおかしいわけで、いわゆる窓口払いといいますか、するのが当然ではないかというふうに私は思うわけであります。

お伺いしたいことは、２０年も前に出された協定書を履行されてない、そういう放置している行政の怠慢といいますか、こういったようなことが協定書の第一性格といいますか、取り扱いというものが大体こんな形にもうずさんに、今回の例に限らずほかにもある、いろいろな協定書が結ばれていると思いますけれども、大体こんな程度の認識で行政側が対応しているのかどうかということを、まずその点がまず１点お聞きしたいことと、それから預かること自体がおかしいんではないか。その辺のところを私は一つの市民感情からいえば、市民感情からいえば門前払い、窓口払いするのが当然だろうと思うんですね。その点についてひとつ通告はしておりませんけれども、十分に答弁できる内容だと思いますので御答弁いただければ、ありがたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　議長から一言申し上げます。

ただいまの質問は通告質問と全く関連がありませんので、予算委員会等で質疑をやっていただきたいと思います。答弁の必要を認めません。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　これは、ただいま今議長ではなくて副議長でありますが、（「きょうは議長だよ」と呼ぶ者あり）きょうは議長でありますが、高橋議長であれば当然、取り計らってくれたところであります。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）こういう例は今までの一般質問でたびたびあったわけであります。（「ない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）このきょうの議長の取り計らいが、今後、私はこれまでの一般質問の内容を吟味しまして

もし通告以外の質問の材料がありましたら、それを調べ議長に突きつけてきょうの処理については後日に異議を申したいと思います。

私のこの質問に答えたくないということであればやむを得ませんけれども、しかし、今の疑問というのは、これは私の話を聞いて一般市民の皆さんも大きな疑問を抱いていると思いますので、その点だけを発言させていただきます。

さて予算委員会での質疑も結構ですが、できるだけ市民の前に直接公開したいという気持ちもありますので取り上げたわけであります。（「ルールを守れ、ルールでしょ、議会の」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

公共下水道の質問に入ります。公共下水道につきましては、この本会議の場においても各議員がいろいろ取り上げまして議論もいたしておりますので私は単純な、市民の皆さんが単純にどうしてだろうと思うことだけを質問していきたいと思います。タイトルは、なぜ公共下水道の普及がなぜおくれたのか、４選目を目指す市長が、こういうタイトルで掲げられたんでは大変ありがたくないことだろうと思いますけれども、しかし、数字で一応示します。皆さん、すでにもう御案内のとおりでございますけれども、改めて申し上げますけれども、都下２６市の公共下水道の普及率は５８％、現在わかっている数字では５８％であります。人口割での普及率でありますけれども、人口数では日野市は２６市の中で６番目に位置しているわけでありますが、この普及率２６市中日野市は２４位、１１％の普及率ということになっております。日野市から下の方は稲城市の１％、秋川市のゼロ％であります。すでに１００％普及している市もたくさんあるわけですが、武蔵野市、三鷹市、小金井、府中、狛江、調布もほぼ１００％という達成率になっているわけであります。この日野市の１１％についてはもう多摩平の公共下水、多摩平の公共下水道が数字でありまして今度の、今６０年度で南多摩処理区の落川の方で一部供用開始という形になりまして、今までよりは公共下水道の普及にスピードがアップされるだろうというふうに思いますけれども、この森田市長１２年間この市長職についておられたわけでありますけれども、この下水道の取り組みについては非常に不満の残るところであります。普及率からいっても大変２６市中２４位という数字が示されているように低いわけでありますし、それからこの公共下水道の取り組みといいますか、そのものが公共下水道は流域、受け入れ施設である流域下水道の完成との関連がありますけれども、基本的にこの公共下水道に取り組む時期が遅かったんではないかということを、ひとつ指摘できるんではないかというふ

うに思います。武蔵野市では基本構想に策定したのが昭和２４年であります。基本計画決定したのが２６年。三鷹は昭和２５年、基本計画決定が３２年。府中が３７年に基本構想策定、３９年には基本計画を決定されております。最近１００％完成した小金井市は昭和４３年に基本構想に策定しまして基本計画決定が昭和４４年になっておりますけれども、我が日野市の場合には昭和５４年に基本構想を策定いたしまして基本関係、基本計画決定が昭和５６年であります。ですから、これはもう少しこの公共下水道の重要性というものを森田市政が認識しておれば市長就任が昭和４８年ですか、第１期目の市長職についたのが昭和４８年でありますから、もう少し早く取り組んでもよかったんではないかというふうに言えるわけであります。

そこで単純な質問になりますけれども、まずこの数字から示されているように日野市は公共下水道の普及が大変おくれている。なぜおくれたのかということを簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。それが第１点であります。

第２点は、そういった状況の中で一応今年度は市長選も控えておるということもあるんでしょうが、公共下水道の予算を６０年度予算では２８.３％という大きな予算は計上してあります。これは素直に考えれば大変結構なことですから公共下水道関係予算はどんどんふやしていただきたいところでありますけれども、予算の伸びに伴う実際にこの事業を正確に、かつ迅速に取り組むためには人員の対応も必要かと思うんですけれども、この目で、予算の目で見ますと建設費だけでも、だけで見ますと６０.１％の増ということであります。大変ふえているわけでありますので、下水道課の人員の対応をそれに伴ってある程度考慮しなければ予算の減った部署とか、そういったようなところからの人員の配置がえといいますか、職員の定数を抑えた中でそういうやりくりというものが必要ではないかと思いますので、その点の人員の問題、簡単に２項目だけお伺いしたいと思います。

御答弁をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　総括的な部分のみ私の方から、まずお答えをいたしたいと思います。

日野市の公共下水道の多摩平地域のみに比較的早く３５年── 五、六年のころにできたわけであります。それで今の、今のその１１％、あるいは１２％と言われるのは、まさに多摩平のみを指した数字であります。それで、おくれという言い方もできるかというふうには思います

が、ちょっとあなたが議員に御就任される前の状況も触れておかなければいけないと思います。

日本の経済成長に伴いまして東京都の西の方向、西の方面に対する都市膨張、その姿が中央線に仮に発展をして伸びた経過を申しますと一番武蔵野が区部に近い、次いで三鷹が近い、こういう順序で人口がふえてきた。つまり農地等が宅地化されたということが言えるわけであります。そうして日野市の立地しておりますこの南多摩の地域、これはその中央線をずうっと伸びまして立川から多摩川を越えて日野に入る。そういう順序で、人口は都心に近い部分からだんだんと周辺に拡大してきた、こういうことが具体的に御理解いただけると思います。そうして日野市の場合は人口の、当時の言葉で人口急増の波頭を受けたというのが多摩平をきっかけにして３５年ごろから４０年代の前半、あるいは４０年代いっぱいというふうな経過を示しております。

そして私どもは、ごく簡単な言い方をしますならば私の前任者の古谷　栄市長当時、つまり４７年ごろであります。私は、たまたま当時議員をしておりましたので日野市の公共下水道をもっと急ぐべきではないかということを質問をしたことがあるんですが、そのころ、そのときの市長の言われた言葉、日野市に果たして公共下水道を敷設して料金を支払って、つまり使用料を払っていただける、そういう市民意識があるであろうか。このようにまだ比較的牧歌的というとちょっとよくないかもしれませんが、日野市には水田地帯でありましたために水路が実に発達している。その水路を本来のかんがい水路を排水路に使って住宅地ができ伸びつつあった、こういうことになっていたわけでありまして、その後七生地域の丘陵地のいわゆる団地造成はそれぞれコミュニティープラント、つまり合併処理方式の処理場ができて、そうして水洗トイレそのものは各戸において使われておる、こういう時代、そういうふうに何といいましょうか、家庭の排水の処理ということについて、まだまだ緊急性が行政自体にも持たれてなかったという経過があります。そうして私が就任したのが４８年であります。私は下水道事業は今後の日野市の都市基盤のためにぜひ敷設、普及しなければならないということを真剣に考え政策にも挙げたと思っております。そうして５１年に関係の行政並びに技術専門の立場の方々の委嘱をいたしました。そして日野市下水道調査会というのを設けました。東京都の関係行政官、それから技術官、それから私どもの庁内の関係部局、学識経験者にも入っていただいたと思っております。それで下水道調査会をつくって、そうして日野市の将来の下水道はかくあるべきであるという方向を出していただきました。それが今言われますところの５３年の下水道の基

本構想であります。つまり流域下水道方式を採用する。流域下水道方式というのは、これは東京都が大きくかかわっていただくことになるわけでありますから、東京都自身の南多摩に対します下水道計画そのものとあわせて確立が成り立たなければいけないわけであります。

それで御承知のとおり南多摩の地域の八王子、町田はちょっと別の系統の公共下水になっておりますけど、それから多摩、稲城、こういう南多摩の、つまり多摩川の右岸、つまり南側、こちらの関係は北多摩の左岸に比べますと人口の都市化した順序もおのずから違いますし、それから地形にいたしましても南多摩は河川を伴う水田地帯、それから北多摩は河川のないまさに畑作地帯といいましょうか、そういうことで排水路がありません。したがって下水道は北多摩からつくられた。北多摩第１、北多摩第２。流域下水道は、それぞれの処理場が北多摩からつくられたということによっておのずからの順序がとられた、こういうことに理解をしていただくことが必要だと思います。

それで南多摩に、地域、つまり多摩川の右岸になるわけでありますが、これはニュータウンに伴いまして稲城市にニュータウンの処理場、そして我々の日野市内に日野市の６割以上の面積とそれから上流八王子市の相当面積を加えまして、そうして浅川処理区が設定され、また八王子の地域に秋川処理区の定められた。こういう流域下水道のまた確立があわせてできたというのが、それが順序であります。したがいまして５１年調査会、それから５４年に基本構想、５６年に基本計画、こういう順序で進んでようやくそれぞれの関係処理場、処理区を持ちます処理場が用地買収の段階に進み、一部には稼働し、その稼働したのが南多摩処理区の、つまり今回百草、落川地域の一部がそちらに汚水を流すことができる、こういう段階になりました。浅川処理場も今用地交渉、用地買収がかなり進みまして東京都の多摩下水道本部が鋭意取りかかっていただいておるわけでありますが、この用地買収とともに三、四年間をかけてその処理場の建設が始まり５６年には、５５年ないし―― ６５年ないし、６５年を目途に稼働を第１期の稼働を始めよう。そしてまた我々の日野市といたしましては、すでに公共下水道の認可を間もなくとることによっていよいよ下水道の普及時代に入った。今までは構想時代、それから計画時代、そして今実現の施工時代、こういうことに進んだということでありまして人口の分布、分布の順位、それから地勢、地形、地勢と地形上のことといろいろかかわりがありまして国の指導、東京都のまた計画の推進、そうして関係市の公共下水道計画とあわせてこれから進むべきだ、こういう順序でありますためにそれをおくれというか、その程度の大事業でありますから

ら調査会から始まりまして、そういう経過を経てきたという理由についてひとつ御理解をいただいておきたいと思います。

市民感情からいたしますとまさに住んでみて、そういう施設がないということは、あった所から来られた方はまさにおくれという感じがするだろうと思います。日野市の大きい都市化進行の中で当然経なければならない、経なければならないといいますか、取り組まなければならない時期がちょうど５０年代、あるいはこれからの先向きの１０年間、このように御理解をいただきたいと思います。（「簡単で結構ですよ、市長」と呼ぶ者あり）

人員のことにつきましては、これは具体的な問題でありますし事業に必要な人員は当然配属させなければなりませんし、もう一つには新都市建設公社に下水道担当部門ができまして技術者が相当、技術者スタッフ部門、そろえられておりますので、ここにある程度技術援助並びに委託はしていきたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　人員の対応については新都市公社に委託とか、そういった形での対応もあろうかと思いますけれども、いずれにしましても予算案を立てた以上、予算の執行率を高めて、高めて１００％執行できるような事業体制で取り組んでいただきたいと思います。

今の話の中で１点ちょっとどうされるのかなと思う、気にしている問題があるんですが、使用料の今話がちょっと出ましたけれども、南多摩処理区の一部供用開始によっては使用料の問題が出てくるわけですが、既存の多摩平下水道の使用料との関連でどのように多摩平の料金に合わせようとするのか、どういうふうな考え方を持っているか、基本的な考え方だけちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの使用料の点についてお答え申し上げます。

使用料につきましては現在多摩平地区、これ、多摩平地区の公共下水道については使用料をいただいておるところでございますが、今後、新たに供用開始をいたします落川、百草地域の使用料につきましては東京都の料金体系でいくことになります。したがいまして当初では都の基本料金、料金体系と市の設定しております料金体系、この２本立てということになるというようなことが考えられます。

したがいまして私どもとしては、この料金というのは一本でなければならない、同じ処理をするのに別々の料金体系を組むわけにまいりませんので、これは今後流域下水道としての使用料金が主体となってまいりますので、それに見合う多摩平の処理場、多摩平の料金体系、こういうものを訂正していかなければ、改正していかなければならないというふうに考えております。行く行くは多摩平の処理区におきましても流域の下水道の体系の中に包含される予定でございますので、したがいまして、できるだけ早い時期に料金を一本化していくというふうで現在検討を行っているところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　意地の悪い質問でまことに申しわけないんですが、料金を一本化する、具体的には多摩平の使用料金はどうなるのかということですね、それをもう少し答えにくいでしょうけれども、一番気になるんでそれをちょっともう少し詳しく……。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○部市整備都長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

結果的に申し上げますと、多摩平の使用料金は従来よりも上がるということでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　多摩平の団地の皆さんはなるべく公共料金は安くしてほしいという願いでいっぱいであろうかと思いますが、この件については余り深くあれしませんけれども、いずれにしてもこの公共下水道の問題はいろいろ市長が理由を述べられました。人口急増、この問題も何も日野市に限ったわけでありませんで、都下どこでも同じような傾向でありましょうし区部に近い所が普及率が高いというふうな、確かに１００％達成している所は全部北多摩であります。そういった意味では南多摩地域の東京都の流域下水道の対応が、おくれていることは指摘できるかと思いますけれども、そういう地形の問題とかいろいろ申し上げておりますけれども、そういうふうないろんな制約された条件の中でできるだけ早く公共下水道を普及するとなれば、これは政治力しかないわけでありまして、そういった点での力不足といいますか、そういったもろもろの反省というものも必要ではないんではないかというふうに――必要があるんではないかというふうに思うわけであります。

実際に例えば町村の中でも羽村とか瑞穂なんていうのは６０％台のもう普及率を示している

わけですから、その辺のところの地域のいろんな条件というものがあろうかと思いますけれども、公共下水道、今さらおくれている、数字的にはとにかく２４位でありますから、２６市中２４位というのは、これは動かしがたい事実でありますので一刻も早く人口の割合にふさわしく上位から６番目ぐらいでもとりあえず、ということはつまり１００％普及ということになるわけでありますけれども、全力を挙げてこの公共下水道については取り組まなきゃならないというふうに思います。

どなたがこの次の市政を担当されるかわかりませんが、どなたが市長になってもぜひこの問題については全力を挙げて取り組んでいただきたいということを強く希望して、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の１、公共下水道が遅れた理由と今後の見通しに関する質問を終わります。

１７の２、市役所周辺の駐車場対策と循環バス運行についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○４番（小山良悟君）　駐車場の問題に入るわけですけれども、今庁舎の横に市民会館建築中でありまして、もう間もなく完成間近しという形になってまいりましたが、この市民会館は市長の選挙向けといいますか、もっとはっきり言えば市長選に間に合わせるためにスケジュールを組んだような事業であったわけであります。そのことは先ほどの、先般のこの議会でも議論されましたけれども、国庫補助の申請取り下げの問題でもそのことを如実にあらわしているというふうに思うわけであります。いろいろ国庫申請、補助の申請をしておったんでは日程に間に合わない、こういう答弁でありました。これは日程には間に合わないというのは、つまり６０年３月に間に合わないというとらえ方でやっておるわけです。日程に間に合わないというふうな考え方であるならば、なぜ国庫補助の申請をして１カ月もたたないうちに取り下げたか。それ以前に日程に合わせてなぜ事業を組んでいかないかということを強く言いたいわけであります。市長が市長選挙の目玉として取り組みたいということであれば、それはそれで結構です。動機は何であれ結果として市民会館ができるということであれば結構ですから、それならばそれなりの計画というものをきちんと立てて国庫補助のスケジュール、申請補助のそのスケジュールを合わせて事業に取り組むのが当然であります。ところが、そういう計画性がないものですから、とにかく６０年３月までに市民会館建てよう、それ、取り組め。今度国庫補

助の申請しろ。申請したらこれは６０年３月に間に合わない。それじゃあ、ぐあいが悪い、取り下げろ。これが実態であります。

そういう意味で、この事業に取り組む姿勢というものが計画性のなさというか、ことが随所にあらわれてくるわけでありますが、そういった中でこの目に見える、目に見えるといいますか、目玉となる市民会館建設に力を入れているわけですけれども、この主体、いわゆる主体事業といいますか、そういったものには必ず付帯する施設事業というものが伴ってくるわけでありますが、その対応が森田市政に非常に欠けているということが指摘できるのではないかと思います。

後で取り上げますけれども、都立高校の南平用水の対応についてもそうでありますけれども、この場合でも市民会館の建物そのものを急いでおられますが、私が再三駐車場の問題の対応を訴えてまいりましたけれども、需要の駐車場台数といいますか、伴う供給駐車場といいますか、数的にはある程度対応しているんではないかと思いますけれども、しかし、実質的に利用される駐車場でなければならない。駐車場はやはり本体建物に付属してつくるべきものであります。少しでも道路一本隔ててもなかなか忙しい市民の皆さんは例えば市役所を利用する場合でもそうですけれども、駐車場が目の前にあってもすぐ路上にとめてしまうということを現実には、もうあるわけであります。それが現実の市民生活であるわけです。ですからこういった現実の市民生活に合わせた事業の対応というものが必要でありまして、今回、この市役所、あるいは市民会館周辺の駐車場の対策も現実に合わせた対策をとらなければならない。現実に合わせた対策ということになれば建物に付随した、建物の至近距離に駐車場を設置しなければ何の意味もないということを強く指摘したいのであります。

そこで、とりあえず現実のその後の駐車場の対応がどのようになっているか、簡単に御答弁をいただきたいと思います。

きょうはちょっと質問項目が多いものですから理事者は、ひとつできるだけ簡単に単純で結構ですからお答えいただきたいと思います。まずその１点をお伺いしたいと思います。その後に１点提案をしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　お答えします。

来客用の駐車場といたしましては、現在整備工事を進めておりますものを含めまして２１３

台の駐車場のスペースをとっております。先ほど御提案にもございましたように、市役所の近く駐車場が非常に利用率が高いわけでございます。そういう意味合いにおきまして地下駐車場はいつも利用率が高いようでございますが、今度庁舎の東側に今まで庁用車がとまっておりました駐車場を今度は来客用の駐車場に直しまして、あそこに２０台程度入れる駐車場をつくる、こういうことで、その庁用車の駐車場につきましてはひとつ私の方では第３駐車場と言っているわけですが、２・２・３に面します駐車場が庁用車、来客用で確保してあるわけでございますが、それが非常に利用率が低いということで、そこに今申し上げた庁舎東側の庁用車のあれをもっていく、こういう形で対応してまいりたい。

それから今後の進め方につきましては現在も借地方式、こういうことで、各地主さんからお借りしまして駐車場の確保に努めておるわけでございますが、今後も建物に近い所をなるべく民地を借りまして駐車場の確保に努めてまいりたい、かように考えておるところでございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　今、総務部長の答弁の中にあるように市役所に隣接してなければ利用率が高くならない、低いということを申し上げて総務部長が今答弁しておりますように現実に駐車場というのは、もう本当に至近距離になけりゃいけないということは今の答弁でもはっきり示されました。したがって今借地方式で駐車場の対応を考えていくということでありますけれども、すべてこれはもう遠い所といいますか、市役所、あるいは市民会館から離れている場所につくっているわけであります。これも、つくったものの恐らく利用率が低いのではないか、この市役所の周辺、それから市民会館オープンした暁にはこの周辺は違法駐車の車でもういっぱいになるのではないかというふうに十分に懸念されるわけであります。

そこで私はこの市役所並びに市民会館という市の主要な施設ができるわけでありますから、これは抜本的な駐車場の対応、対策というものが決断する時期ではないかというふうに思うわけであります。そこで、この庁舎の裏の駐車場の高層化について一度提案したことがありましたけれども、いろいろな関係法令の制約でそれが不可能だということで断念したわけでありますが、再び提案したいことは抜本的な駐車場の対策というと敷地の問題、用地の問題があるわけですが、今この市役所の周辺、そういった場所がないという状況、現実的に考えあわせまして残る所はこの庁舎の前の市民会館、今つくっている市民会館の前の中央公園の一部を利用す

る、もうそれしかないんではないかというふうに考えるわけであります。ちょうど今建設している市民会館の前に、前の部分、角に当たるわけですが、この場所に敷地面積が約3,０００平米ぐらい、駐車場の駐車台数が２２８台という計算が出ているんですけれども、3,０００平米で２２８台、建設費用が６億5,０００万、若干スライドして考えなきゃいけないと思いますけれども、６億5,０００万の建設費用がかかりますが、しかし、この日野市の１０年、２０年、長期展望に立って考えれば、この事業は思い切って取り組んでもいいのではないかというふうに思うわけであります。

抜本的な駐車場の対策をしないと間違いなく不法駐車の車、駐車違反の車がもうこの周辺に蔓延するわけであります。生活環境の秩序を乱すということになるわけでありまして、その生活環境の秩序を守る、指導する立場にある市みずからが、そういった環境をつくるということはまことに好ましくない、責任重大だというふうに思うわけでありますから、その辺のところを十分に自覚されまして、この問題を真剣に取り組んでいただきたいと思います。

都市公園法においても、この駐車場の設置は可能であります。都市公園法の第２条の中に公園施設ということで駐車場の設けられるということに可能な条例がありますので、この点からいっても問題はないではないか、財源的な対応とそれから中央公園の美観の問題があるかと思いますけれども、この美観の問題も工夫すれば、その駐車場の屋根の部分に何かの植栽、緑の何か対応するとか、その辺の対応も美観を損ねないような建物にすることも可能だと思いますので、そういう点についてひとつ御見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お話を聞きまして駐車場のことはもちろん重要課題でありますし、まずなるべく近い所に当初は借地でもして、そうして必要台数の駐車場をつくろうということで進んでおります。

今後もっと時期、時代の状況によりましては今御提案の、私は公園をつぶしてということではなくて公園の地下を利用して、その上は人工地盤のような形で公園の姿を保ちながら地下駐車場をつくることも技術的に不可能ではないんではなかろうか、というふうなことを連想いたしまして、いずれにいたしましても、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟男君）　今、私は公園をつぶして、なんていうことを申し上げたわけ

じゃないんです。今市長が答弁されました、公園の地下を利用して、しかもその上を美観を損ねないでというこの御提案、この話も私は前の議会で抜本的な駐車場の対策をせよということで取り上げておりました。私も盛岡市の公園の、盛岡市に視察行きまして、その地下駐車場も見てまいりました。その視察を踏まえてその提案をしたこともあります。そのことが市長の頭に恐らく焼きついてあったんだろうと思います。今図らずも、そういう考え方に、そのときに素直にそういうふうに言って、そういうふうに言っていただきゃなおありがたかったわけですけれども、しかし、結構でございます。市長がそういう考えでいるということであるならば私が盛岡市を観察したかいもあったし提案もしたかいもあったというふうに思いますので、ぜひそういう考え方で抜本的な駐車場の対策をやるべきだと思いますので、よろしく取り組みのほどをお願いしたいと思います。これで、この件は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の２、市役所周辺の駐車場対策を循環バス運行に関する質問を終わります。

１７の３、決断せよ、特別養護老人ホームの建設についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○４番（小山良悟男君）　私はこの一般質問の項目に決断せよ、特養老人ホームの建設ということにしたんですが、これ、その後でこのタイトル、この項目は今の森田市長には求めるのは、ちょっと早かったなというか無理かなというふうな懸念を持ったわけであります。どういうことかと申しますとこの問題、高齢化社会に対する対応については私自身も何回か取り上げたこともありますし、各議員の皆さんもたびたび取り上げてあるわけです。その質疑答弁、議事録を見てみますと市長の具体的な考えというものが、答弁の中に示されてない。まさに模索している。確かに難しい問題でありますから、まさに模索しているというふうな段階だったというふうに感じたわけであります。しかし、この問題は非常にこれからの高齢化社会ということを考えますと、いつまで模索ということじゃなく具体的な行動を起こす時期に来ているというふうに思うわけであります。高齢化社会でよく言われることは６５歳以上のお年寄りの方を生産者年齢人口の皆さんが何人で支えていくのかということが、よく言われるわけであります。

福祉部長にちょっとお伺いしますが、生産者、６５歳以上のお年寄りの皆さんを支えるのに現在は何人で支えているのか、現在ですね。生産者年齢人口というのは何歳から何歳までとい

うとらえ方をしているのか。先にちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問は生産者人口ではなくて老年人口指数のことではないかと思います。老年人口指数と申しますと、私どもは６５歳以上の人口を１５歳から６４歳の人口で割りまして１００を掛けたものを老年人口指数、そういうぐあいに申して一つの指数として使っております。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私が質問しているのは６５歳以上の老年人口指数ということはイコール生産者年齢人口で何人で支えるかということになるわけですよ。だから質問にストレートに答えてもらいたいんです。生産者年齢人口ですね、皆さん、何人で６５歳以上の方々の支えなきゃいけないのかという生産年齢人口で、層ですね、で老年層を支えるのには６５歳以上の老年層を支えるには現在何人ぐらいになっているかということを聞きたいんですが、だから老年人口指数とか、そういうことはもちろんわかります。生産年齢、生産者年齢というものが福祉部長が、どのようにとらえ、何歳からという、何歳から何歳というそういうとらえ方してますかということを参考までにお伺いしたいわけであります。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私どもといたしましては、６５歳までの、１５歳から64歳までの人口を一応生産人口というぐあいに考えております。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　結局何を言いたいかというと今の福祉部長の答弁で役所、役所というか行政側のこの高齢化社会に対する取り組みの姿勢をそれじゃあ本当に甘いんだよということを実は言いたいわけであります。

今、福祉部長から答弁されました。生産年齢人口、１５歳から６４歳までの年齢層で６５歳以上のお１人のお年寄りの方を支える。現在は７人に、７人でお１人の方を支えるという数字だろうと思うんですが、これは１５年後の７５年、７０年、７５年ですね、７５年には4.3人、そして２５年後の８５年、ちょうど私どもが老年人口に入ってくる年代になりますけれども、そのころには3.3人という数字になるわけですけれども、これは今言う役所のとらえ方の数字なんです。こういう役所のとらえ方の数字ではとてもじゃないけど、この高齢化社会の対応を

見誤まりますよということを強く言いたいわけであります。実際、現実にこの生産年齢人口の設定が果たしていいのか、どうかということを考えてみなきゃいけないわけであります。今15歳、１５歳で職へ、働くという人は就職するという人はほとんどないわけですね。ほとんど進学、高校に進学する。高校を終えて大学へ行く人ももう３０％を超えるという時代なんです。そうしますと生産者年齢人口１５歳なんていうのはいかに現実に、現状にマッチしてないかということが、もうはっきりと言えると思うんです。現状にマッチした生産者年齢人口の設定というのは、もう２０歳ぐらいから考えなきゃいけない。２０歳から６４歳という生産者年齢人口層の幅がぐっと狭まるわけであります。したがって、この生産者年齢人口層の負担というのは今言われている数字以上に大きな負担になるということをまず行政側が、これを自覚しなきゃいけないんです。見抜いてなきゃいけないということを強く指摘したわけであります。

この生産者年齢人口の対応については、どうしたらいいんだろうか。下限を下げるということは、これはもうできないわけであります。小学生から働いて社会生産に寄与しょうとしてもそれはできないわけであります。下限は下げられません。２０歳、２０歳ぐらいの設定になってしまう。ということであるならば上限を上げるということを、これを真剣になって考えていかなきゃならない。これはこれから行政の一番大事な取り組み方ではないかというふうに思うわけであります。

例えば市の場合でも、市の場合でも定年退職制が今度しかれるわけですけれども、知識と経験豊富な定年退職者を半分の給料、安い給料の活用ということで、つまり負担を生産者年齢人口の負担を軽くするという意味でも給料が半分でもいいわけですが、能力と意欲、気力があるならば再雇用の道とか、そういったものも考える、考えていかなきゃいけない。これは役所に限らず民間の企業においては高齢者の再雇用ということは真剣になって取り組んでいかなきゃならない問題だろうと思うんです。これが生産者年齢人口の層の負担を軽くすると同時に６５歳以上の高年齢者の皆さんの社会参加といいますか、それから生産、生産者年齢層という中に組み入れることによっての社会的な役割を果たせるという、そういう意味での生きがいというものを、生きがい対策にもつながるわけであります。そういった意味で、そのためにはまず健康でなくちゃいけないわけですから、いつも私は申し上げるように、日野市の健康都市宣言にふさわしい健康、予防、医療対策、保健医療対策についても全力を挙げて取り組むべきじゃないかというふうに思うわけであります。そういう将来的な方向づけというものを、とらえ方を

ひとつ今までの観点に置かれて真剣に対応していただきたいと思います。

そういった中で現実に、しかし今寝たきりのお年寄りの皆さんもおるわけでありまして、そういった方々に対する対応ということも、これまでもしばしば言われているわけでありますが、臥床老人を対象とする特養老人ホームの建設、願うことであるならば、ぜひお願いしたいわけであります。日野市内の特養老人ホーム入所者は現在約１００名だということであります。他市の施設に入っていらっしゃるわけですけれども、待機者が約４０名ということで、この入所待機者がふえる傾向にある、これは当然のことであります。今後どんどんそういった臥床老人の皆さんもふえていくと思いますので、この問題は切実な問題になるわけでありまして、東京都も５６年度から１０カ年計画で特養老人ホームを１６７カ所建設する目標を立てているということは、すでに皆さんも御案内のとおりでございますが、この東京都の事業をとらえて日野市はどのような考え、取り組みを持っているのか。この特養老人ホーム建設について、どのように考えているかお答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

私どもといたしましては昨年も議員さんから一般質問にお答えいたしましたわけでございますけれども、先ほども御指摘のように昭和、私の方で積算しておりますと昭和８０年には６５歳人口が日野の場合には１０％を超えるのではないか、こういうようなぐあいに考えております。

在宅福祉等についての施策の展開の中にも専門機関の必要というのは、ますます高まっております。老人ホームにはいろいろな提言をしている、あるいはその提言を生かしたショートステアー、デイーホーム、あるいは入浴サービス等が行われているわけでして、このようなサービスの老人には必要だというぐあいに考えております。そうでないと、また介護人のくたびれた姿を見なきゃならない。あるいは、どのような判断をしていいかわからんというような問題も出てくるわけでございますので、今後このようなキーステーションとして、サービスの老人へのサービスへのキーステーションとしての特養老人ホームの必要はますます高まってきている、こういうぐあいに考えております。また医療等の、あるいはリハビリテーションの機能もやはり特養老人ホームの中には都内の老人ホームの中には、ハーフウェイ・ハウスとしてそういう機能を持たせているところも先般お答えしたようにあるわけでございますので、このよう

ないろいろな老人へのサービスをするキーステーションとしての、やはり特養老人ホームについてはますますその必要性は高まってきているというぐあいに考えておるところでございます。

東京都は６０年度で民間の福祉法人に対する補助としては１０カ所で４１億、あるいは土地の購入費に対しても３分の２補助というのを予算化しておりまして、これらのものを今後活用して市内にできるだけ早く民間の老人ホーム、あるいはそれなりに公設民営の方法も考えられれば、そのような方法も考えて何とかして御質問にありますような特養老人ホームは建設していきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　この高齢化社会に対する対応についての、やりとりはこれまでもたびたびあったということは先ほど申し上げましたけれども、大体行政側の答弁というのは、いろいろ考えている、検討している、前向きにどうのというふうなことで具体的なものの一歩進んだ答弁、あるいは対応というものが、いまだないわけであります。在宅サービスとか、そういった点についての対応はありますけれども、この施設の問題についてはもう全く一歩も足を踏み出してない。多分答弁がそういう答弁になるんではないだろうかな、というふうには思っておりましたけれども、考えている、検討しているというふうな答弁だけであります。どうかひとつ、こういう抽象的な答弁だけじゃなくて具体的なものを一歩突っ込んだ、一歩前進した施策の報告といいますか、答弁ができるようにぜひお願いしたいと思うんです。

先ほど申し上げましたように高齢化社会というものの認識は我々が今認識している以上に厳しい状況になるんだということを踏まえて、もっと積極的な役割といいますか、取り組みをお願いしたいと思うんです。

それで特養老人ホームについてもいろいろそのあり方についての議論もあるわけで、先月厚生省が病院の施設と特養老人ホームを合体したような制度の抜本的改革構想といいますか、健康福祉施設構想というのを出しておりますけれども、そういったものをひとつ真剣に検討されて他市にそれこそ先駆けて高齢化社会に向けての対応といいますか、ひとつ市民要望に沿った施策を講じていただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の３、決断せよ、特別養護老人ホームの建設に関する質問を終わります。

１７の４、早期開通が望まれるモノレール事業についての通告質問者、小山良悟君の質問を

許します。

○４番（小山良悟君）　地下鉄に比べて建設費や維持費が安い、それからバスのように交通渋滞や公害の懸念がないということで注目を浴びてきている新しい交通システムとしてモノレール事業が登場してきたわけでありますけれども、多摩センターから日野、立川、新青梅街道東西１６キロを結ぶ構想ですが、所要時間３２分、６０年度には事業計画を策定し、６１年度に都市計画決定、６２年度から５キロ分の工事着手ということで、６２年度の５キロ分の工事着手については立川以北か以南かということで、どちらが先になるかという関心があったわけですけれども、先般、立川以北ということになったようでありますが、日野市民としては残念といいますか、立川以南から取り組んでいただきたかった。と申しますのは例えば、先ほどの公共下水道の問題でも若干三多摩格差の中にさらに南北格差の状況が一つはあるんではないかというふうに思うわけですけれども、そういう意味でも今後この都政の対応については、ひとつ南多摩に力を入れていきたいというふうな気持ちであるわけですけれども、そういう意味でも立川以北ではなく立川以南から取り組んでいただきたかったわけですが、結果として立川以北ということになったようであります。６７年度に一部開通、７２年度に全線開通予定、７２年の１日当たり人口、１日当たりの乗降客数が約１８万人。将来的には町田、多摩、日野、立川、東大和、昭島、八王子、府中を八の字に結ぶ全線９３キロにする計画、事業費が1100億円、第三セクターの経営方式で資本金が１３２億円、公共出資分が４６億2,０００万で民間出資分が８５億8,０００万という事業計画になっているわけでありますが、このモノレール事業が日野市民としても切に望むところだろうと思うわけであります。

御存じのように日野市内は日野橋周辺の交通渋滞、立川方向にバスの路線がありますけれども、非常に時間がかかる。さらには日野市は多摩動物園、あるいは高幡不動、多摩テックという観光施設もありますので、高幡駅周辺の交通混雑、そういう問題を解決し得る政策であるわけですから、ぜひ早く開通してほしいと思うわけでありますが、この事業の現在抱えている問題と事業の完成見通し、東京都の事業でありますけれども、この日野市の協力も対応も大きく作用するわけであります。と申しますのは、この事業が軌道に乗るにはまさに文字どおり軌道に乗るには沿線の開発事業との一体化ということが条件になっているわけでありますから、この沿線の開発事業もスムーズに行わなければ、このモノレール事業もスムーズにいかないわけであります。そのためにはまずこのモノレール事業の意義を沿線住民にも広くＰＲして開発事

業に御協力をいただくような対応も必要ではないかと思うんですが、現在計画どおりに、問題がなくて計画どおりにいくかどうか、問題がないということはないと思いますが、特に問題として考えられる点はどういうことなのか。それと完成の見通しについては現在のところ、どの程度見込んでいるかをお伺いしたいと思います。

それから市長がさきの議会で日野市民の利便を主張し行政としての意見をしっかり申し述べるというふうなことを東京都側に申し述べるということでありますけれども、その日野市民の利便、行政としての意見というものがもう少し具体的なもので、ちょっとお考えを示していただきたい、そう思います。

以上２点お願いします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

順序は不動になりますけれども、現在予測できる問題点といいますか課題を申し上げたいと思います。

まず導入空間の確保でございます。これは平たく言いますとモノレールの道路といいますのは最低２２メートルでございます。この中間に走らせるわけでございますから道路整備ができてないところは道路をつくるということでございます。日野市内で具体的に言いますと２・２・１０から中央高速道路まで、それから新井橋から川崎街道まで。この新井橋から川崎街道につきましては高幡の区画整理で対応する。それから前に申し上げました２・２・１０から中央高速についての間につきましては一部万願寺区画整理の計画決定の区域でございます。甲州街道以西については、まだございません。こういったことで、その辺の大きな問題が第１点としてございます。

それからモノレールが通ることによりまして環境上の問題がございます。これは６０年から６１年にかけまして東京都が、環境アセスメントを実施することになっておりますけれども、騒音、震動、日影、電波障害、プライバシー等の問題がありまして、これらのことを解決しなきゃいけないということでございます。

それから大きな問題ですけれども、この沿線の駅周辺の問題でございます。特には駅周辺の町の整備、これは地区計画等を考えたり、あるいは区画整理とか、そういうことで対応せざるを得ないということでございます。それからその駅周辺の新規プロジェクトの計画的な導入で

ありますとか、それからこの駅の乗りかえに際しますところの利便性の確保でございます。これはモノレールとバス、それからタクシー、二輪車、自転車置き場、こういったものを当初から考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、ちょっと補足しておきますけれども、第１期の着工区間が決まったようにちょっとお話しになっておりましたけれども、２月の１８日に多摩都市モノレール計画委員会が答申をしたという段階でございます。それを受けまして都庁内で検討をし、知事が本年の５月ごろ第１期の着工区間を決めるということになっております。

それから２番目の工事の見通しでございますけれども、今述べられておりましたけれども、昭和７２年までに１６キロを完成させたいということで東京都の準備をしているという状況でございます。（「時間がないので簡単にお願いします」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前回お答えをしたとおり、問われておりますモノレールの新しい交通利便に対しまして市民の立場からの利便とそれから行政の意見、これは今、企画財政部長がお答えした中に一部入っておると思いますが、要するに日野市民に利便がなお多い、大きいことと、それから町づくりの都市計画事業等とうまく整合するということでありまして、駅の数などは大切なことだと思っております。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　わかりました。ひとつ市民が期待している事業であります。東京都の事業でありますけれども、日野市として、日野市民、さらには日野市民としてこの利便が確保できるように懸命の努力をひとつしていただきたいことをお願いして、この質問は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の４、早期開通が望まれるモノレール事業に関する質問を終わります。

１７の５、高幡踏切の立体化と立日橋の完成を促進させる市の役割についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○４番（小山良悟君）　この問題はどちらもモノレール事業と関連するわけであります。あえて切り離して項目を設ける必要もなかったかとは思いますけれど、高幡の踏切の問題は区画整理とのかかわり合いという関連で今日まで、いろいろな経過を経てきたわけでありますけ

れども、この高幡踏切の立体化も日野市民長年の要望であります。さらにまた立日橋でありますけれども、都市計画道路２・２・１０号線に接続する多摩川を渡る新しい橋で甲州街道の日野橋の交通混雑を緩和する役割を期待させる橋でありますが、この高幡の踏切の立体化の問題、区画整理事業との関連になるわけですけれども、現在どのような事業の組み立てを考えているのか、簡潔に具体的にというと何か矛盾しているんですけれども、要するに市民がちょっと聞いて理解できるような回りくどい説明は結構ですから、そういう答弁をお願いしたいと思います。

それから立日橋についても現在の進捗状況、６２年に片側一部通行、開通ということで甲州街道が予定されているようですけれども、その辺の進捗状況の見通し、それから、この二つの事業をできるだけ早く完成させるには日野市としての取り組みというものについて、これもあわせて御答弁をいただきたいというふうに思います。この件については簡潔にひとつお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの高幡の踏切の立体化と立日橋の進捗状況等についてお答え申し上げます。

まず高幡でございますが、この立体化につきましては東京都の方の住宅課と十分検討を行ってきたところでございますが、東京都の考え方としては、ここの立体化を促進するに当たっては周辺の区画整理を実施してもらいたいという強い要望があったわけでございます。したがいまして、それに基づきまして私どもは高幡の地域の区画整理事業に説明会から入っていったわけでございますが、御承知のような一部反対のこともございまして約２年間を経過して、ここで区画整理事業当初の面積を４０ヘクタールを１７ヘクタールに短縮して、縮小してこの立体化を同時にその中に取り組むということで東京都の方ともその点は十分検討を行った上で、今年の１０月に都市計画の決定、区画整理としての都市計画の決定をとっていきたいというふうに、そこまで煮詰めてまいりました。これによって建設局の方、東京都でございますが、立体化の事業を実施するということで確認を得てございます。調査に一部入っております。

それから立日橋につきましては、進捗状況は６２年に橋の橋梁の片側を完成させ供用の開始をしたい。それと６４年に全体両側を完成させて供用の開始を行っていくという計画のもとに現在用地買収が進んでおるところでございます。現在の段階では３８％ほどの用地買収が行わ

れてございます。

これらの両事業を促進するためにはやはり地域の住民の方々の御理解が当然必要になってまいります。したがいまして市の方としては東京都と連携をしながら地域の住民の方々の御要望、あるいは移転に伴いますところの代替地、あるいは移転先というものについても東京都と一緒になって検討し、地域住民の方々の要望にこたえるよう今までも連携をとりながら進めてまいりました。今後も同じように進めていく必要があると思っております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほどのモノレール事業でもそうですし、高幡の踏切の問題、立日橋の問題、これは２・２・１０の都市計画道路の完成もあわせて行わなければ実現できない話ですのでこの沿線、沿道対策といいますか、それから周辺住民の皆さんの理解を得るＰＲ、そういったものを誠意を持って真剣に取り組んでいただきたい。このことは、高幡の区画整理事業の取り組みで失敗をした苦い思いをしていると思いますんで、その辺のところを踏まえて市民の皆さんによく理解していただく努力を誠意を持って取り組まなきゃいけないと思います。よろしく、ひとつこの件をお願いしておきます。これで、この件は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の５、高幡踏切の立体化と立日橋の完成を促進させる市の役割に関する質問を終わります。

１７の６、誤解を与えている都立高校用地問題についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○４番（小山良悟君）　都立高校の用地買収の問題を私は５７年から買収した直後からこの問題を取り上げてきましたけれども、どういうわけか、この問題を取り上げましたら新自由クラブや自民党は妨害をしている。こういうふうな宣伝をよくされているわけで現在もそういうことを言われているわけであります。私はこれは市長周辺の、市長を支持される一部勢力の皆さんが勝手に言うことは構わないだろうというふうに思っておったわけであります。ところが、２月１日の広報に、広報に市長の市長室からという欄がありますけれども、この中に南平、都立南平高校の開設実現という文章の中に高校実現の見込みはないとか、いっときは市議会で予測しなかった誤解の批判もありました、というふうに市長が書いてあるわけであります。これは私は市長の後援会のゆたかな革新日野をつくる市民の会というビラがあります。これの中にも都立高校３校を誘致、自民、新自由クの妨害を排し南平高校、日野台高校、八王子東高

校を誘致実現なんていうふうに書いてあるわけです。これは市長を支持する一部勢力の勝手な選挙ビラですから何と書いてもいいわけですし、いいとは言いませんけれども、大体賢明な市民の皆さんだったら、これはもう１００％信用している方はいないと思うんですが、むしろ逆に見てくれるんじゃないかなというふうに私は思っているわけであります。

ちょっとそれますけれども、自民党市政との比較なんていうのが４７年度と５９年度の、47年の自民党市政ですね、５９年度の革新市政、この比較、この欄をつくっているんですね。公園整備費が幾らだ、これが、私道補助費だとか、老人福祉費とか、これを５７年度の予算ですか、５１００―― ４７年が老人福祉費は5,１６３万9,０００円、５９年度は7億7,１６０万4,０００円、こうなっているわけですね。この数字、４７年と５９年度を比較してこれだけ違う、革新市政がたくさん予算を使ってますよなんていう、本当にこれ、まともな神経でこんなことやっているんでしょうか。森田市長の後援会の森田市長を支える主要なブレーンな方が、こういう比較を出して革新市政の成果を誇る。全く驚くべきことだと私は思ったわけであります。物価のスライドしていることとか、そういったようなことが全然配慮をされてない。この間も私申し上げました。昭和４０年のころ、私が学校出たときの大卒の初任給というのは２万二、三千円、今は１４万ぐらいでしょうか。それだけ違っているわけです。学校使用料金ですね、学校使用条例が４０年に改正されたまんま、そのまんまで放置されている。５００円の公道の使用料、これなんか行政の怠慢だとそのときに申し上げましたけれども、そういうことはそれとして、とにかくこういういいかげんなといいますか、これがちゃんと森田市長のあいさつで文章まで載っているビラであります。もう少し誠意を持った真実を伝える。いかに自分の後援者、後援者が勝手にやってるんだって私も後援者でやることは責任を持ちます。後援者の方には言ってます、もう誠意を持って信頼を得るような活動をしましょうと言っているんです。いかに後援者が勝手にやっているっていったって、こんな４７年の予算と５９年の比較させて革新市政のがいかに多いかなんてことを市民の皆さん、どうでしょうなんて訴えるこの感覚、このこと自体がもうあきれて物が言えない、恐ろしいことであります。そういった中での自民党、新自由クラブ、どちらかといや新自由クラブを頭にしてもらいたかったんですが、自民、新自由クラブの妨害を排しなんていうふうなことを書いている。これは、もう全くもういいかげんだということが、すべてがいいかげんだということが言えるわけです。しかも、そのいいかげんさを市長自身が持っているということを、この広報であらわしている。

この件について高校の実現の見込みはない。当時は全くそのとおりなんです。東京都の予定でも高校を建てる予定は全くない。それから市長自身も私が５７年の第１回の臨時議会の質問の中で確たるめどを持っているわけではないが、当面都立高校誘致に最大限の努力をすると言っているんです。自分自身は、これちゃんと議事録に載っているんですよ。当時は全く見込みはなかったんです。そのことは、はっきりしている。東京都も建てないということを言ってたんです、そのころは。結果がいいから、結果がいいことは大変これは市民としていいことですから、そのこと自体をどうのこうの言うわけじゃないんですが、つまりうそを言っているということは許さないということであります。これは、朝日新聞にもこういう記事が出てたんです。去年の、去年の３月９日付の新聞であります。日野市に新設の都立校予定は八王子だった。これは日野市に建設されることが決まっている、新設都立高校について八王子が誘致を図り八王子西高校仮称として６０年４月開校を目標に用地買収まで済ませた経緯が８日明らかになった。この日の都議会一般質問で白井常信議員公明党が突如建設場所が日野市内に変更された理由は何かとただしたのに対し、都教委は交通事情などを変更の理由に挙げ今後、八王子市内の用地には新タイプの高校を新設を検討することを明らかにしたということです。八王子に予定していたんです、当初は。ですから、けがの功名といっちゃあれですけれども、結果的にはあそこに用地を買っていたから都立高校が誘致実現したのはもうそのとおりですから、それはいいんですよ。そのことは結果としてはよかったということは私も素直に認めるんですが、そこで（「喜びなさい」と呼ぶ者あり）そこで誤解に基づく批判というのは一体具体的に何を指しているのか。私は、この議会で言って発言してきたことは誤解に基づく批判ではなくて、いろんな手続矛盾、矛盾やそれからミス、手続ミスについて市民の立場で指摘をしてきたわけであります。何を誤解して批判をしてきたのか。広報にこういうことを書かれて私は黙って引っ込むわけにいかない。私もいろいろと市民の批判を抑がなきゃならない時期が来るわけですから、この際はっきりさせていただきたいと思うわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

市長の答弁をひとつこの件についてお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私の広報の記事を掲げておりますその大きな理由は市民の大きな都立高校誘致に対する要望、それから運動、あわせて議会の一致した御指導、御推薦によって実現したということを市民にお伝えをし市民とともにこの成果を喜びたい、こういう趣旨

であります。その用地取得から建築が決定するまで、いろいろ紆余曲折といいましょうか、波乱といいましょうか、そういう状況もございました。私どもの説明不足も多々あったと思っております。したがって、いろいろな指摘をいただいたということは我々の側の説明の不十分ということに尽きるというふうにも言えるわけでありますし、また一方にはかかわった業者が特別に利得をしたというようなことは事実なかったというふうに私どもは信じておりますので、誤解といえばそのあたりを一つの誤解というふうに言えるかと思っております。

いずれにいたしましても、もし迷惑をかけたとするならば、これは申しわけなかったと言わざるを得ないわけであります。市民の圧倒的な高校誘致の情熱が南多摩、つまり７１学区区域に設置されようとしていた、その都の計画が日野市の方が優利であるということで御決定いただいたということでありますから、それなりの立派な経過があった、また運動そのものの都に対する御判断があった、こういうふうに言えるかと思っておりますので、そのように御理解をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　市民の熱望ですね、議会の一致した協力といいますか、これはもう市長が言うとおりです。私もその市民の一人で都立高校を日野に欲しいというのはもう熱望する一人であります。私自身も高校２年生、じゃない、中学２年生の娘おりますから、いずれ高校に入れなきゃいけないわけですから高校の、高校の誘致を望んでいるのは当然であります。だから、そういうふうな、そういうふうなとらえ方で書いておけば、それはそれでいいんですよ。だけど、あえてなぜここに誤解の基づく批判であったなんていうことをここに書かなきゃいけないんですか、広報に。これは後で市長選挙が控えているどうかで意図的なあれかどうか知りませんけど、知りませんけれども、この後援会のこういうビラならば、これはどうせみんな書いてあるものは皆いいかげんだから、それはいいんですけれども、広報にこういうことを書かれちゃ困る。これは私も、私は言ってきたことは税金を納める市民の立場から高校誘致はもちろん願うわけですから、その事業の取り組みはいいんです。ただ、その税金をむだに使うのは、それから手続矛盾を、ミスがあっちゃいけない。こういうミスをしているんではないか、いろんなことを今まで指摘してきたわけですね。そのことは謙虚に受けとめていればいいわけで、広報に書く必要はないでしょう。

ですから私は、この広報にもう１回か２回か市長が出されるでしょうから最後の一隅でいい

ですからこの２月１日付の広報の欄に適当でない表現のあったことをおわびする、この文について訂正をお願いしたいんです。いかがですか、助役でも結構です。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　誤解というのは私どもの説明が不十分で（「じゃあそういうふうに書けばいい」と呼ぶ者あり）信用されなかったということの誤解であります。誤解、私どもの後援会の方から、そのような表現をしたということでありますので、そのように御理解をいただく以外にないと思います。

○副議長（米沢照男君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　市長が今言っているように、自分の……

○副議長（米沢照男君）　　時間、あと１分です。

○４番（小山良悟君）　　自分の方の説明不足で誤解いただいたというのなら、それはそういうふうに書いたらどうですか。これは私どもが誤解したという受けとめをされるんですよ。

この件についてもう時間がなくなってしまったんで残念ですが、私はこの議会、私も６月までやるつもりですから必ずこの件については市長の訂正を求める、本会議においても必ず訂正するように私はしていきたいと思いますので、そのことを強く申し上げておきます。（発言する者多し）

いろいろ南平用水とか、こういったものについて取り上げたかったんですが、時間がなくなりました。肝心なことが残っちゃって全く悔しいんですが、何らかの機会にこの問題取り上げたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１７の６、誤解を与えている都立高校用地問題に関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　　御異議ないものと認め、暫時休憩をいたします。

午前１１時５０分休憩

午後　１　時　６　分再開

○副議長（米沢照男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

１８の１、第４期革新森田市政の重点施策について問うについての通告質問は私でありますが、諸般の事情により取り下げいたします。

一般質問１９の１、採択された請願や陳情を軽視するなについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　採択された請願や陳情を軽視するなと題しまして質問をさせていただきます。

この第１回の定例会の初日３月４日の小山議員の発言に健康都市宣言、交通安全都市宣言についてのものがありました。核兵器廃絶、平和都市宣言を重視することはいいが、健康都市宣言や交通安全都市宣言については何の施策も打ち出していないではないかというものだったと思います。これに対して市長は健康についても交通安全についても日常行政そのもので、そこで力を入れているのだと答えています。しかし、議会側からいえば日常行政そのものの健康や交通安全についてはしばしば発言がなされています。きょうの私の２問目の、２問目に予定した質問、これは都合で取り下げることにしますが、これもその一つのつもりでした。その上に立って健康行政の中の一つの施策として交通安全を期すための方法の一つとして小山議員の言う市民意識の向上を目的に宣言を採択したのであります。

市政の主権者は市民であります。その市民の代表で構成されている市議会の決議であります。当然執行機関としてこれを無視することなく、これを受けて事に当たらなければならないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）少なくとも啓発塔ぐらいはつくるべきです。健康宣言都市と書いたものを市立病院や保健所に立てるとか、交通安全宣言都市なら啓発塔は交通の危険性のある道路の傍らに立てるとかするのが当然だと考えます。そもそも市長提案の議決が優先され、そうでない議員提出議案、例えば宣言都市などの議決が二の次にされる傾向があります。市民から提出された請願や陳情もまた議会で採択されながら粗末にされているように思えるのであります。後の質問で森田市長を褒めることになると思いますので、この質問では批判が先行することをお許しいただきたいと考えます。

市長提案で議決された核兵器廃絶、平和都市宣言の前に請願が採択され、それに沿って議決した非核都市宣言は今どのように生きているのか全く不明であります。請願が採択され、それ

が執行部に送られたが、その書類が紛失してしまったのか忘れられていたのか、そのまま放置されていたことがあります。やる気になれば、すぐできるものが採択されたままになっていたのであります。豊田の矢崎といってもわかる人は少ない。豊田二丁目の用水に橋をかけてほしいという請願が出され採択されました。１０年以上も前、私が議会に出ていない前のことです。請願者の代表の遠藤鹿男さんから、あれはどうなっているのか、もう何年もたつけれど、採択されているのにやってくれないじゃないかと言われて調べてみました。土木課へ行っても全くわからない。議会事務局へ行ってその請願を捜し出しました。採択というゴム印の押された請願用紙のコピーを土木課に持っていき、それから作業が始まり翌年予算が計上され、やっと橋ができ上がったのでした。

すぐにでも実現可能な採択された請願が行方不明、紛失は問題であります。その後二度とこんなことが起こらないようにしていただきたい。すべての所管に及ぶことですし全部長にお聞きしたいところですが、今申し上げたものの関係から代表して建設部長にその点をお聞きしておきます。

１年前、昨年の第１回定例会の質問でも触れたことですが、多摩平五丁目地区センターについてです。多摩平五丁目地区センターを建ててくださいという請願が採択されてもうじき１０年になります。建設されることなく採択通知が来て以来請願者に何の連絡もありません。地元ではいまだにあきらめていません。日本では特許は公告から１５年で権利がなくなります。殺人は１５年で時効に、時効だそうですが、請願は１０年ぐらいで時効が成立するのでしょうか。いずれにしても請願者に対しての何らかの連絡は必要ではないでしょうか。私の身近な地区センターの例を挙げましたが、ほかに地区センターの請願を初め採択されながら長い間その施策が実現されていないものが、たくさんあると思います。これらの請願はどのように処理され保管され保護されているのか、請願者に対してどのように連絡しているのか、これをお聞きします。これもすべての部長にお答えいただくべきところですが、具体例が地区センターでありますから生活環境部長にお聞きしたいと思います。

次に請願５７－６４、中学校通学区域変更に関する陳情についてであります。この陳情の採択後の問題が、この質問を取り上げる動機になりました。この陳情は東豊田一丁目で豊田第１自治会に入っている人からすぐ隣の泉自治会の方では中学校は七生中に行っている。自分たちも２中は遠いので、すぐ近くの七生中に子供を行かせたい。請願を出してでもそれは実現させ

たいという相談がありました。当時の自治会長は公明党の夏井議員を心から尊敬している人だったことから夏井議員と相談しました。学区の変更については、全体的な複雑な問題であり、その実現に責任を持たなければならない。紹介議員にはなるべきでないと判断して請願でなく陳情として出していただいたものでした。２中、七生中の空き教室などを考えた場合、即刻の七生中への学区の変更には無理があるとは考えていました。この陳情は昨年の第１回定例会の初日３月５日に採択されています。ことしになって豊田第１自治会の中の４月から中学生になる子供を持つ市民からこんな連絡がありました。私たちの陳情の採択され昭和５９年度は無理だが、昭和６０年度、昭和６０年４月から、七生中に行けるようになったと喜んだ。したがって２中からの入学への前提としての会合へも行く必要を感じなかったし制服もつくらなかった。とにかく、すぐ近くの七生中学に行けるようになってよかったと思っていた。ところが、ここへ来て第２中学校へ行きなさいという就学通知が来たので驚いているところだ。これは一体どういうことなんだと詰問されました。調べてみると教育委員会では、七生中へ学区を変更した事実は全くなく、豊田第１自治会の早合点だったらしいのであります。何で早合点をしたのかを調べたのでありますが、ここに、この質問で最も追及したい問題点があるのであります。２中でなく七生中に行かせてほしいという陳情は採択されたが、このときの市川資信文教委員長の審査報告では、理事者より５９年度中に調査委員会を設置して調査を実施し６０年度より市内全域の見直しを図るとの説明があったので採択したということでした。請願者や陳情者は請願、陳情が採択されれば鬼の首を取ったように喜ぶことが多いようです。したがって、すぐにでも実現できると思うのはいたし方ないとこで、いたし方がないことであります。ましてやこの陳情の委員長報告は６０年度より見直しを図るというのでありますから、そのつもりになったのは無理もないと思います。今年度の自治会は議会事務局から来た陳情、今年度の自治会長は議会事務局から来た陳情採択の通知に昭和６０年度からは、七生中に行けるということを付記して回覧してしまったのです。この４月から七生中に行けるつもりになって２中の制服などつくらないのが当たり前なのであります。今さらどうして２中への就学通知なのと不思議に感じ不満を思ったのも当然であります。

教育委員会事務局の担当の対応はこうでした。６０年度から七生中に変更にするなどということを決めたことはないし議会で言ったこともない。勝手に解釈するのが悪い。議会からの採択通知の付帯意見の欄に昭和６０年度から七生中に行けると書いてあるが、もともと議会の採択

に付帯意見はついていない、公文書偽造ではないかとざわめいたようであります。この担当部局のとった態度は正しいのでしょうか。七生中に行けると思い込んでいて２中に行かなければならないという市民の心の痛手に対して、おまえたちが悪いのだという態度はいいのでしょうか。また陳情の結果の正しい説明は議会がやればいいのだということもまともな言い分でしょうか。私は正しくない、間違っていると思うのであります。

請願や陳情が採択されれば、その多くは議会から執行機関に回されます。この通学区変更の陳情は採択された後、教育委員会事務局に回されたはずです。すべての請願、陳情がその趣旨どおり、すぐ実行できるものとばかりは限らないでしょう。すぐに実行できるものならよし、もしすぐにできないものだとしたらその旨を請願代表者、陳情代表者に連絡する必要があると思うのです。この連絡、説明はもちろん議会事務局ではなく執行機関がやるべきであります。この七生中への学区変更の陳情の場合、特に教育委員会事務局による早急な連絡の必要性があったことは説明を要しないと思います。七生中に行けるなんて勝手に思うのが悪い、公文書偽造だ、議会事務局がやりゃいいというのは、みずからの職務怠慢、みずからの職務怠慢を他に押しつける言いわけでしかないと思うのですが、いかがでしょうか。教育委員会の見解をお示しいただきたいと思います。

古くは推薦母体からいえば、私の前任者になります百済　勇議員が、その後１９７４年第２回定例会で私の同僚だった島村孝志議員が採択された請願のその後の処理について一般質問を行っています。これらの効果があって現在では請願処理状況報告が出されています。年２回の発行で３カ月ないし６カ月たった状況が１度だけ報告されているようです。３カ月で最終決着ができるものばかりの請願ならこれでいいのですが、先ほど申し上げましたような１０年たっても決着がついていない請願もあるのです。１度、処理状況を出したから、もういいやと言わないで決着がつかないものはその後も引き続き請願の実施に向けての動きを報告してもらいたいものです。年２回と言わず定例会ごと、すなわち年４回、決着していない請願、陳情の処理状況を報告していただくようにできないものでしょうか。もちろん膠着状態のものは毎号載せる必要はないと思います。こうしておけば豊田二丁目の橋も５年もおくれることはないだろうし、多摩平五丁目地区センターを望む人たちも腹を立ててばかりはいないでしょう。一層充実した請願処理状況報告をぜひ実現の方向で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。従来の担当からいけば企画財政部長のお答えになると思いますが、よろしくお願いいたします。

今回の定例会でいただいた請願処理状況報告書には１６件の処理が載っていましたが、そのうちのちょうど半分８件は意見書を提出したというものでした。その意見書の提出が執行者側の処置の欄に記載されています。意見書の提出については議会事務局で行うとばかり思っていましたが、どこの執行機関で出されているのか、ついでにお教えいただきたいと思います。以上で終わります。

改めて質問を繰り返しますと、質問１、実施可能な採択された請願を紛失してしまうようなことは二度と起こらないようにされているでしょうか。これは建設部長にお願いしました。

質問２、採択されながら長い間その施策が実現していない請願はどのように処理され、請願者に対してどのように連絡しているでしょうか。これは代表して生活環境部長にお願いしたものです。

質問３、採択された請願、陳情で必要なものは執行機関が早急に請願者に連絡すべきだと思うが、どうでしょうか。２中、七生中学区変更の陳情についての問題を申し上げました。このことについての反省、今後の心構えなどについてお答えください。教育長か教育次長にお願いします。

質問４、請願処理状況報告書を充実させ決着のつかないものは引き続き報告するようにできないでしょうか。ついでに意見書の提出についてもお願いします。企画財政部長でもどなたでも結構です。

以上、お答えいただいた上でその後で最初に申し上げましたことなどを含め改めて市長には質問いたしますので、以上４点をお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から第１点目の御質問にお答え申し上げます。

過去のかなり先の話のようでございますけれども、まことに遺憾な事例があると思っております。採択されました請願、陳情等につきましては当然のことでございますけれども、執行機関に送られてきているはずでございますので、担当部局ではそれを真摯に受けとめているはずでございます。審議機関でございます議会の機関意思決定がなされておるわけでございますので当然これは尊重していくということで現在は取り組んでおります。内部調整を十分いたしま

して御指摘のございました事例のないようにいたしております。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　地区センターの請願に関してお答えをいたします。

御質問の多摩平五丁目の地区センターにつきましては５０年の６月１６日に受け付けをいたしまして同じ年の９月の３０日に採択をされております。その後、出されました請願処理状況報告書の中に執行者側の措置といたしまして、この五丁目の地区センターについては多摩平地域の地区センターの配置状況を考慮いたしまして現状その設置は困難であります。こういう執行者側の措置が載せてございます。この理由につきましては周辺の地区センターと申しますのは日野台地区センターでありますとか多摩平六丁目地区センター、あるいは多摩平公園地区センター、多摩平三丁目地区センター、こういった地区センターに囲まれておりまして、しかも社会教育センターもございます。そういうことで議会の採択をいただいておりましても、またあの地域周辺が都市化がほとんど１００％完成されております地域で適地もございませんでした。

そういった周辺の地区センター、あるいは社会教育施設、それから適地がない、こういう理由から今まで実現ができなかったわけでございますが、いつぞや一ノ瀬議員さんがやはりこの五丁目の地区センターの建設についての一般質問がございまして、その折にも今申し上げたような理由で設置が大変困難であるということをお答え申し上げました。

請願者のお手元にはこういう状態で非常に困難であるという通知はいたしておりませんが、今後何らかの手を打ってまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは教育次長の方から御質問の第３点目の学区変更に伴う、その後の教育委員会の対応につきましての御質問に対してお答えをいたします。

ただいま御質問がございましたとおり豊田の第１自治会、あるいはその周辺の所から現在通っております生徒の通学区域が２中になっておりますけれども、七生中が近いということで七生中の方に通学区域を変更してもらいたいというふうな請願、陳情が出されまして３月の、去る３月の議会に採択されたということについての対応でございますけれども、確かにその請願の採択されたという結果につきましては、教育委員会の方に議会の方から通達をいただいております。同時に請願者の方にも、その通知が行っているというふうに伺っております。

教育委員会の方の対応でございますけれども、御承知のとおり小学校の場合は昭和５５年度

から児童が減ってくるわけでございます。したがって減っていく時点におきまして５９年度におきまして、いわゆる学区検討委員会を開きまして小学校の今後の学区域の変更等につきましては御提議をいただいたということで今後、小学校につきましてはその答申を受けまして対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、中学校の場合は御承知のとおり小学校と比べて逆に生徒がふえております。昭和６１年度までふえまして６２年度から生徒が減っていくという傾向がございます。

したがって第１自治会の方、豊田の第１自治会の方の区域の生徒を七生中学校に受け入れるとなりますと生徒がふえていく段階ですから当然教室等の対策等も考えなきゃなりません。そこで中学校の方の、いわゆる学区域の検討につきましてはある程度生徒の減っていく状況、そこら辺を見計らってさらに小学校の学区検討委員会を引き続きまして、その辺のタイミングをはかりながら今後の課題ということで検討を進めてまいりたいというふうに教育委員会としては考えているところでございます。したがって請願が採択されましたこの後の処理につきましては、その検討委員会と図った中で善処していく方向で検討していきたいというふうに考えております。

なお御質問の中にございました、いろいろ請願者に対しましてのいろいろと事務局の対応の問題がいろいろと御意見があったわけでございます。実は、これにつきましては請願者の方へ議会事務局の方から請願の採択された通知が行ったわけでございますけれども、それを自治会の方で会長さんの方でこれを早合点といいましょうか、採択されたということで６０年の４月からは２中から七生中に変更できるというふうな解釈をいたしまして、一時その回覧等を関係住民に知らせたということで実はその辺の問い合わせが教育委員会の方にあったわけでございます。教育委員会としては、そういう事実があったことを私ども知らなかったものですから一応自治会長さんの方にその内容をよく御説明いたしまして、実は請願は採択されたけれども、こういう実情にあるんだということをお話しいたしまして、それを受けて自治会長さんの方も、それではということで、さらにその６０年４月からの七生中学校への学区域の変更については今のところ、こういう実情であるということでさらに回覧を２度回しまして、その辺についての住民への何といいますか、周知を図った、こういう経緯がございます。

今後、教育委員会といたしましても住民たちに誤解を招かないように十分に注意をし、また、それに対する対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　第４点目につきましてお答えをいたします。

御承知のように地方自治法１２５条におきまして採択請願の送付及び報告の請求という条項がございます。その後段の中にその請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。いわゆる議会は、議会はということでそういうくだりがあるわけでございます。この辺のくだり、それからあと市議会の議員さんの活動の中で、その議会の処理及び議会で採択した請願の処理を掌握したいということで、この請願の処理報告というものが生まれたんではないかというふうに考えております。

私ども、この質問の通告をいただきまして早速全部の都下の市ではございませんけれども、各市の状況を調査いたしました。参考までに申し上げますと全部で日野市を含めまして数字的には１９の市でございますけれども、何らかの形で議会に報告している市が１１市でございます。８市は全く報告をしておりません。報告してない市の中には請求があれば随時報告をというのが幾つか入っている状況でございます。報告をしている１１市の中身をさらに申し上げますと年１回が５市でございます。これは３月議会にまとめて報告をするというものでございます。それから年２回が３市でございます。年４回、いわゆる定例会の都度が３市でございます。こんな各市が処理をしているというような状況でございます。

御質問の処理でございますけれども、請願採択をいたしまして執行機関に送付したものの処理状況をいわゆる決着がついてないものは毎回議会に報告していただきたいということでございますけれども、その点につきましていろいろ可能か、どうか調べたわけでございますけれども、一番の大きな問題点は請願の内容でございますけれども、請願の趣旨がかなり抽象的なもの、それから具体的なもの、この二つに分かれるようでございます。抽象的なものといいますのは例えばある地域で道路、水路の整備を促進してくださいというようなことでありますとか、あるいは、さっき出ました宣言都市のような問題でございます。こういうものと、具体的なものといいますのは地区センターをつくってほしいとか、あるいは具体的に場所を指定いたしまして道路、水路を改修してくれということでございます。一番やはり厄介なのは抽象的な採択、抽象的な請願をどう執行機関がいわゆる執行したか、その辺の物差しといいますか、尺度が非常に難しいようでございます。その辺の物差しが明確になってくれば可能ではないか、そういうふうに考えるわけでございます。今後、いま少し時間をいただきまして、その辺は検討させていただきたいというふうに考えます。

それから議会のいわゆる意見書でございますけれども、請願採択いたしまして必要とする執行機関に意見書を出しているわけでございますけれども、それが市の方から出している請願処理状況報告書に入っているのは、どういう理由かということでございますが、これは議会の方から執行機関に送付したものということではなくて議会、議会におきまして採択した請願、陳情、それがどうなっているかということでまとめてございます。したがって、この報告書の表の紙にも執行部の名前を書いているわけでもございませんし、議会云々ということも書いているわけではございません。いわゆるそういう形で処理をしているということでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　どうも、それぞれお答えいただきましてありがとうございます。お答えいただいた部長だけではなく、もうそれぞれの部長にも考えていただきたいものであります。それぞれ私の発言の趣旨に沿っての今後の努力をお願いしておきます。

ここで市長にお聞きします。私は常々思っていました。最初にも述べましたが、市長は市長以外から出される提案、例えば議員提出によってなされた決議、一般質問の、一般質問などによる議長の、議員の提案などに消極的のように思えるのです、思います。数々の施策を実現し大きな実績を上げてきた事実は認めますが、これは市長自身から生まれたものが多く議会での提案からの取り入れが少なかったように思えるのであります。全知全能の森田市長とはいえ優秀な議員が多い議会からの提案も受け入れる一層の包容力の増大を期待しているところです。請願、陳情の実行なども含め市長の見解の表明をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　まず私が全知全能などという能力を持っていることは、これは全く当たりませんので、その点は謙虚に受けとめて、受け取めさせていただきたいと思います。そして私、議会の御提案、議員さんの御提案、それから市民の全地域にわたりますいろいろな方の御提案、これをもとにして市政の運行、あるいは施策の構成、こういうふうにやってまいったつもりでございます。したがいまして特に議会でいろいろなお立場で提言をいただき、あるいは請願という形で市民要求を議会で審査をいただいて、それを執行機関という立場にその事業の取り組みを示していただく、こういうことでございますから、最大限、またできるこ

とはなるべく早く、そのつもりでなるべく公平に幅広く取り組んでまいったというふうに自分では思っておるところであります。したがいまして議会の議決に対して云々と言われる部分は、ひとつ御理解をいただいておきたいと思っております。

それから今具体的に指摘をされた採択された請願、これの処理について不徹底である、このことにつきましては十分今後もまた全庁を挙げて取り組まなければならないというふうに承ったところであります。

ただ一般的に申しますならば議決機関のお立場と、それから執行機関の立場と一応のお立場があるわけであります。したがいまして、よく言われますように執行機関と議決機関は車の両輪となって、そうして市民生活をいかに準則公平に守ったり、それから水準を上げていくかということで、その関係が成り立つわけであります。そういう立場からすぐ例えば用地がなくてすぐやるといってもできない、こういう事情もありますし、また財政事情によりまして議会としては当然の今後取り組める、こういう意味で採択をされる、そのことを忘却してしまうようなことは私どもの頭ではないつもりでありますけど、今後もなお議会のいろいろな住民情報をまとめていただいて教えて指導していただく事柄、それからまた請願あるいは執行機関側の年次計画等におきまして取り組んでまいります事柄、これが別々に動いているということはないわけでありまして、これらが可能な限り優先順位ということもあるいは可能、不可能ということの選択もあるわけでございますけど、努めて市民生活に最も密着するものから、あるいは福祉事業等の弱者の立場にある方々に対する施策から水準をだんだんと盛り上げていくということが行政の務めだ、このように思っておりますので、よろしく御指導もお願いするところでございます。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　市政の主権者市民の代表で構成されている市議会での議決されたものは、執行機関として決して軽んじてはならない。採択された市民からの請願は最大限尊重し対処しなければならない、このことを肝に銘じていただきたいことを申し上げて、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の１、採択された請願や陳情を軽視するなに関する質問を終わります。

１９の２、市民の健康を守るための施策をさらに充実させよの通告質問は取り下げの申し出

がありますので取り下げます。

１９の３、革新市政の充実で日野市の大きな発展をについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　続いて質問させていただきます。

森田革新市政１２年の数多くの実績は、ここで私が述べるまでもなく世間周知であります。この革新市政ないし森田市長に対する評価にこんなものがあります。片辺的ですが、革新森田市政１２年間の実績ははかり知れないものがあります。全国的にも、全国的にも日野市の行政は高く評価されています。教育、福祉切り捨ての保守政治に抵抗している森田さんは本当に立派な人で信頼の置ける１人です、信頼の置ける人です。庶民の心もわかり公平な行政を一歩一歩進め着実に実を結んでいます。森田市長さんの心遣いに非常に温かいものを感じ感激しました。おごり高ぶったことが、ことのない誠実な人柄に多くの婦人は深い信頼を寄せています。市長を１２年もやっていると、だれだって悪く言われるようになるんですが、市民からこんなに評価されるなんて、すばらしいことです。４期目も、ぜひやってほしいという声が起こるのは当然のことだと思います。一方、今回の一般質問を見るだけでも森田市長に対する随分辛らつな批判もありました。しかし、批判のほとんどは的を外れたものであると私は考えています。（「おかしいじゃないか、事実に反しているということか」と呼ぶ者あり）批判すべきものは、この１２年間批判すべきものは、ほとんどないと思っているのでありますけれども、（「それがおごり」と呼ぶ者あり）私などに対しても強烈に市長を批判する人もいます。（「謙虚になれ、謙虚に」と呼ぶ者あり）そして決まって、それは社会党が悪いんだと言います。１２年間の革新市政がよかったのは森田さんがよかったから、１２年間の革新市政の悪い点があるのは社会党日野総支部が悪かったからということなのでしょう。だとしたら、この悪い点を私どもが徹底的にたたき直せば第４期森田市政は１００点満点なのだということであります。私たちは非力ながら１００点を目指して頑張りたいと思っています。

この議場である議員が、この議場である議員が森田市長を批判し、しばしば森田市長、ロシア、赤、共産党といったような発言をしたことがあります。森田市長が、あたかも共産党員か共産党支持者のように見えて私ども社会党としては非常に不満であります。森田市長は社会党員ではありませんが、市議会議員当時から党友的関係にあり１９７０年の日野市議会議員選挙では３人の公認候補とともに社会党は森田さんを推薦しています。１９７３年の市長選挙で社

社会党が中心となって全国初の全野党共闘成立させ森田さんを当選させて以来１２年間森田市長と社会党は日野市発展のためにともに歩んでまいりました。もちろん与党として社会党だけが市長の提案する議案にただの一度も反対したことはありません。森田市長の与党として責任を果たしてきたのは私ども日本社会党を置いてほかにはないと思っています。

３期で引退したいという森田市長を今革新市政を継続させるのは森田さんを置いてほかにはいないと考えた私ども社会党は、昨年４期目に向けての出馬要請を行いました。ことしに入って多くの市民の要請にこたえて４度目の出馬を決意され社会党は、いち早く４度目の推薦を決めたところです。まだ社会党以外で推薦を決めたという政党を私は聞いていません。ぜひ公明党も民社党も新自由クラブも共産党も社会党にならって推薦を決めていただき革新市政を４期目へと進めようではありませんか。

聞くところによりますと政党レベルの保革の枠組みを超えた議員を結集した森田さんを励ます会が１０人近くの大きな輪になって結成されたということです。私たち社会党は、これらの議員の会とも一緒になって日野市民の幸せのために頑張りたいと思っています。市政に保守も革新もないと喧伝されているようです。

しかし、自民党支配による地方自治への不当な介入がますます露骨になっているとき、これをはねのけ市民の生活の安定向上は保守の市長ではできないのだと思います。福祉を切り捨て教育を後退させ軍事大国化へと向かう自民党の行く手に断固立ちはだかり、憲法を生かし平和を守り、福祉、教育を向上させる革新市政を今こそ守らなければならないときだと思います。第４期へと進む革新市政に一層の期待をせざるを得ないと考えています。

最近６カ月昇給延伸という言葉をよく聞かされました。ラスパイレス指数とやらを下げるのが目的で、これをやらなければ起債が制限され市民会館も建たなくなってしまうというものです。地方債を乱発すると財政の硬直化を引き起こし財政の健全性を失うので、それを未然に防ぐために国の起債の許可の必要があるのであります。ラスパイレス指数を下げないと起債を許可しないというのは全く筋違いで不当な許しがたい言い分であります。ラスパイレス指数を下げなければ起債を許可しない。それでは市民会館が建たないというので、市長としてやむを得ず６カ月延伸を行ったのであると聞きます。６カ月延伸が強行され長期間の市職員組合の闘争が続きました。やっと収拾し市長が強行した６カ月昇給延伸を撤回いたしました。遺憾ながら４月からの昇給延伸は残りましたが強行した、この強行したということが過日も申し上げまし

たように重要なことですが、強行した１月からの延伸を撤回したのでした。私たちはこの市長の撤回を高く評価したいと思います。さすがは革新市長、大市長だと思います。

以上申し上げ市長に質問いたします。

まず３期１２年間の市政執行に当たってのその実績、感想など簡単にお話しいただきたいと思います。そして改めて革新市政とは何か、１２年間の経験を踏まえてお示しいただきたいと思います。

さらに第４期革新市政での今後の展望、抱負などをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　社会党という立場でいろいろ激励をいただいておりますことに、まず全幅の信頼と感謝を申し上げておきたいと思います。（「そういうとらえ方はいけないよ、市長」と呼ぶ者あり）

革新市政という言われ方がありますが、私どもから余りそういう言い方は普通にはしてないわけであります。ということは革新市政であるから何々をしなきゃならないというよりも、何々をしたことによって、その市民の側から革新市政として評価される、こういうふうにありたいものだと思っております。

実績あるいは感想と言われますが、まことに未熟、非才の立場にありながら議会の方々の御指導あるいは市民の方々の大きい支持、御鞭撻によりましてこの時期に当然一つの自治体として将来を見据えて発展をさせ、その礎を築いておかなければならないということにつきましては、そう思い残すことなく一定の実績なり、あるいはレールを敷き得たというふうに心ながら考えております。そうして今後、別段変わったことをするという抱負というわけではありませんが、今までやってまいりましたとおり市民の御意見を十分聞きながら、その支持に立ってそうして一個の自治体として、あるいは地方都市として今日の２１世紀とか、あるいは高齢者社会とか、いろいろなことを正確に見据えながら誤りのない取り組みをしていくことである、このように考えております。これまでも議会の皆さんにそう不公平なことも申し上げたり、したりしたこともないつもりであります。市民に対しましても同様であります。まさに今発展途上、躍進途上の日野市でありますから、今回の市民意識調査等にあらわれました、その市民の意思を、また行政の意思といたしまして足らざるを補い、また発展をさすべきものを大いに伸ばして、

そうして取り組んでまいりたい。抽象的ではありますが、考え方といたしましてはそういうことに尽きると思っております。

具体的な事業といたしましては、いろいろと議会でも御指摘をいただいておりますとおり一方には都市基盤の整備を、また一方には健康や福祉、また文化やスポーツ、そうして自治体は市民の力によってできるものでありますから市民の参加と連帯、そうしてともに手を結んで町づくりをしようという市民憲章の示しておりますその理念と、それから自治の本旨に従った、そういう行政の展開によって将来地域社会として将来の地域社会として住んで喜びのある町、また誇りの高い町、こういうことを目指していくことであるというふうに考えておるところでございます。

言い尽くせませんけど、以上のようなことを御理解をいただければ幸いだと思います。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　ますます健康で元気な森田市長の日野市民のための健闘を心より願うところであります。この議会、この一般質問でも森田市長が４月２１日の市長選挙で圧勝する前提で、これから４年間への施策が多く述べられていると思います。私の前に米沢副議長からもその点が述べられると思っていたのですが、議長席に座ってしまい私の思惑が若干狂ってしまいました。

ここで私は一つに絞って情報公開制度の条例化など多くの施策の中でこんなことにも力を入れてほしいというものを申し上げておきたいと思います。

二、三日前に私の手元に来ました地方自治通信という雑誌が自治体に自前の政策研究をという特集を組んでいました。この市政を発展させるために必要だと考えます政策研究について、若干提起しておきたいと思います。私がまずこの雑誌の特集に引きつけられたきっかけはこんなところからです。ちょっとめくって見ると自治体の政策研究と市長のリーダーシップという我が党のホープ横路北海道知事と長洲神奈川県知事が参加した座談会の記事の中に次のような発言があったのです。長洲知事の発言ですが、軍隊に例えるのは悪いけど、やっぱり参謀が必要なんです。市長というのは横路さんも私も住民から直接選ばれた、いわば大統領なわけです。わけですからホワイトハウスが必要だと思うんですね。そのホワイトハウスを中心にあらゆるところが、そことコミュニケーションができる、そういうシステムが要るんじゃないんでしょうか。このように長洲知事が発言した記事を見たのであります。この参謀、あるいはブレーンとも言われましたが、これらの言葉をよく耳にしたことがあります。

日野市の大統領であるのは森田市長ですが、森田市長はブレーンをつくらない、参謀を置かないという発言です。私もそのとおりだと思っていました。そんなことからハッとしてこんな特集はおもしろいぞ、日野市にとって最も必要なことではないかと考え、この特集を全部読んでみました。浅学の私のことですから十分消化できませんが、我が日野市も自前の政策研究が必要だと感じたところです。今、全国の自治体に政策研究の気運が高まっているということです。自治体の政策研究とは自治体が目標とすべき課題の調査研究と言いかえることができるようです。他の市では、ほかの市では大したことではなくても日野市では重要な課題となるものがあり、こういったものは国の政策の引き写しや他の人の単なる情報交換では物足りないものであり日野市独自にこの課題の、この課題の調査研究が必要であるのです。例えばかっての法人市民税の超過不均一課税など国からの指導はなく、大法人の多い日野市にとっては、どこの市よりも自前の、日野市独自の政策研究が必要だったのだと考えることができます。そもそも役所というところは積極的に新しいものをつくり出していくことが、積極的に新しいものをつくり出していくとか質を変えていくとか、いうことが苦手なところであると考えられます。このような役所では進歩も革新もないわけで、これを打破するのに政策研究が、政策研究が必要となったのだということです。この政策研究の動きは市役所の革新を求める時代的な要請にこたえるために市役所の草の根レベルから最近起こってきたのだと付されていました。

日野市でも革新市政１２年の中での数々の先導的施策を誇ってきたわけですが、政策形成の担い手はそのほとんどが有能なる森田市長であったのではないかと考えます。したがって日野市役所全体の体質を変えてまでの努力をして生み出された政策ではないと言えると思います。この政策研究の動きは、ほとんど市長だけだった政策実践の担い手を広げて、ここでは自治体機構の草の根と言われていますが、要するに市役所の末端の職員にまでこの担い手を及ぼそうとしているものであります。今職員採用となれば、この日野市でも一流大学からの数多くの応募があり厳しい競争を経て市役所に入った若い職員は皆立派な職員であります。優秀な職員が多くこの草の根に及ぶ政策研究にも意欲が示されることが十分考えられます。古くからの行政技術の革新を図ることができるのでありましょう、この政策研究活動は今一つの潮流になりつつあるとはいっても先進自治体における活動の域を出ていないのが、実情のようであります。

そこで日野市もぜひ先進自治体と自認して、ぜひ先進自治体と自認して早急なる検討を望む

ところです。革新市政第４期はまさに先進自治体をと期待しております。

具体的の政策研究の取り組みについて私の勤務する会社での経験から言わせていただければ縦割りの一般行政とは交差させて、これを横断するプロジェクトチームをつくって一般職員による日野市独自の政策研究を実現するのがよいと私は考えたところです。このことによって職員も学習し資質が向上し市政全体が前進することになるのではないでしょうか。私が理解した大ざっぱなものを申し上げましたが、日野市における政策研究について３点質問し、これについていずれ私自身研究調査し他日を期したいと考えています。

質問１.　日野市において今まで自前の政策研究はありましたか。

質問２.　自前の政策研究について、どうお考えでしょうか。

質問３.　自前の政策研究についての今後の方針はないでしょうか。以上です。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の職員が自前で政策立案、要するに政策をつくる能力を持ちたい。これはもう当然の願いでありまして、私もそのように職員に政策立案能力をみんなで要するに研究してほしい、そういう立場をとってまいりました。そして多くの施策はその中から実現化したものも多いというふうに思っております。したがいまして自治体に許されておる、いわゆる創意工夫、特に市民生活で一番直結する行政活動でありますから、これが硬直化、あるいはマンネリ化ということが一番言うなれば自治体の能率を悪くするということになるわけでありますので、なるべく市民の、市民の要望に耳を傾けること、体を動かして直接その場所なり人なりにじかに面接といいますか出向いていくとか、そういう認識の中で具体的な成果、政策が生まれる、こういうことになるんではないかというふうに指導をしたつもりであります。

今問われておりますのは要するに今後の自治体経営の、あるいは自治体としての先進的施策をみんなの力によってまとめ発展をさせるようにというお話、御提言だと思っておりますので、そういうことこそ期待をされる自治体の姿である、また、そうならなければならない。若い有能な職員もたくさんいるわけでありますから、いろいろな機能を用いることによって、そうして生き生きとした、はつらつとして市民サービスができるようにすることが一番大切だ、このように考え、また、これからもそのように展開をしていく、これこそ私に与えられた大切な仕事だと思っております。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の３、革新市政の充実で日野市の大きな発展をに関する質問を終わります。

２０の１、「国際青年の年」にふさわしい青年の要求に応えた施策を前進させよ、についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　今から６年前１９７９年の国連の第３４回総会で参加、開発、平和を基本テーマとする国際青年の年がことしの１９８５年と定められてまいりました。すでにことしの３月まで入ってきたわけでございますが、この１年間国際的な協力に基づいて青年の置かれている現状を直視いたしまして青年の職業、教育、生活、権利などに関する諸条件を改善し世界の平和と開発に青年のエネルギーを結集しよう、こういう目標がテーマとして定められているものでございます。

今述べました参加、開発、平和のテーマは御承知のように複雑な世界の諸国の中にあって青年のエネルギーを結集し、それぞれ抱えている諸国、あるいは世界共通する問題や課題の解決のために青年のエネルギーを大いに発揮してもらおうというわけでございますが、参加とはどういうことを定めているのでありましょうか。青年が社会の一員としての自覚を持ち社会に目を向けるとともに学校や地域、職場などの活動に参加し、そして社会の発展の担い手として成長していく、こういう趣旨のものでございます。開発とは各自や人間としての自己の成長をはかり可能性を広げるためにみずからを鍛え、そして向上させることと家庭や学校、地域、社会、国などによりよくするために行動を行っていくということでございます。平和は、申し上げるまでもなく青年の未来にとって不可欠な条件でございます。国際的な理解と協力を深めることが平和の実現につながっている、このようにテーマを定義づけているわけでございます。

さらに国連は具体的な特別行動計画なるものをつくりまして、その中に各国の政府は社会発展に向けての意思決定過程に参加する青年男女の権利及び能力を認めるべきであるというふうに述べております。加えて教育及び訓練を受ける権利、完全かつ意義ある雇用、良心の自由を認めた青年の権利を守る法律を制定することが望ましい、こういうふうに国レベルの活動の指針が示されているものでございます。

我が国を振り返ってみますと青年の置かれている現状はどのようなものでありましょうか。すでに世界の趨勢となっております、１８歳選挙権がいまだに実現されていないということ、こういうことから見られますように青年の社会的地位は依然として低いままに置かれているのであります。青年労働者は初任給抑制による賃金格差等労働条件の悪化のもとに置かれているということや農業後継者の減少等々による農業破壊のもとで将来への希望が奪われるということ、そして学生の就職難、あるいは勉学条件の劣悪化などということも直面している問題でもあります。青年の平和への願いも危機にさらされていると言ってもいいものでもございます。日本の政府はすでに国際青年事業推進会議を発足させ取り組みを進めているわけでありますが、各種の記念事業の計画はあっても青年のこうした状態を改善するという具体的な施策の実行計画は明確にされていないままであります。

私はこの１９８５年を契機といたしまして、ただ一過性のキャンペーンということで終わるのではなくて、青年本当に独立した人格を持った主権者として尊重するという立場から施策の改善や、また青年の未来を保障するさまざまな手厚い手当てを考え講ずるべきものと思うわけであります。たとえば１８歳選挙権の速やかな実施であるとかＩＬＯの条約の中で青年労働者にかかわる部門がございますが、この早期批准、それに伴う国内法の民主的な改正を進めるということ、教育権の保障をさらに進めまして高等教育の機会均等と漸新的無償化をうたった国際人権規約を速やかに批准するということでございます。さらにスポーツや文化の要求にこたえて国の予算を大幅にふやし青年のスポーツへの活動参加、文化への活動参加を大幅に保障するということが、今求められているものと思うわけであります。平和と国際交流という問題でも、たとえば核兵器の増大等々がある中で一刻も早く核保有国を初め、すべての政府による核兵器全面禁止国際協定の締結を行うことや青年の青年を戦場に駆り立てるというようなことなど徴兵制を実施するような策動を直ちにやめるということ、あるいは自衛隊などへの不法介入をやめるということ等、今日青年の平和や未来を保障する上で障害となるべきことなどを取り除いていかなければなりません。青年の船、あるいは技術協力等、青年の国際活動が活発でありますけれども、こうした活動は平和と民族の自決、自主対等平等という友好関係を堅持して積極的に進めていくことが必要であります。政府が今計画をしております記念事業も青年の職業や教育、生活、権利などに関する諸条件の改善、世界の平和の擁護などを基本として事業が進められることを望むものであります。私はこうした国際的な、そして日本の政府が今行わなければならない課題を同時に取り組むということを行いつつこの地方自治体でどういうことが、この国際青年年にちなんだ施策と取り組みが展開されようとしているか市側の考えをお伺いしたいわけであります。

国連が定めましたテーマは参加、開発、平和でございます。この三つのテーマは自治体のさまざまな施策を進める上で、各部門にまたがるものでもありますから区別することもないと思うわけでありますが、このテーマに沿って考えをただしてみたいと思います。

一つは国際青年年にちなんだ市の取り組みや事業、今後の青年に対する市政の位置づけをどのように考えているかということであります。現状はどうか、その一つのバロメーターとして行政委員会、審議会、あるいは協議会等、こうした市の行政機構に匠年層がどの程度参加をしているかということが挙げられると思います。青年のこういう市政に反映し、行政に生かし青年の未来を切り開くためにも青年の声がどのように行政の中に生かされるか、この点は極めて重要であります。まずこの点を質問をしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方から御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

本年が国際青年年に当たる年でございます。それに当たりましての行政の積極的な取り組み方はどうかという、こういう御提言でございます。これにつきましては質問者の方からも、いろいろと前段に御提案ございましたとおり教育委員会だけの行政という問題ではございません。当然のことながら市全体の中の行政でこの問題をとらえ、さらには市民、民間団体、あるいは各市町村、都道府県、国といった、そういった幅広い協力、そして参加、こういったものがあって初めてその所期の目的が達成されるだろうというふうに考えております。

そこでただいまの御質問ございました、いわゆる参加という問題の中での、いわゆる青年たちの市への行政参加という中でのいわゆる審議会、あるいは行政、いろんな面での参加の中での御提言でございますけれども、確かに今までも何ていいますか、日本の社会を見ますといわゆる成熟社会であると言われておりまして主として主人公たちが大人たちが大体今までの日本の社会を仕切ってきたといいますか、そういった意味におきましても青年たちの割合行政に対する参加する機会が少なかったと思います。これからは次代を担っていくのは今の若者でございます。そういった意味におきましての青年たちの行政への参加といいますか、行政への認識

といいましょうか、こういったものを上程していく必要があるというふうに私どもは認識をいたします。

そこで、ただいま御提言がありました行政委員会、あるいは市に置かれていますいろんな審議会、そういった面にいわゆる青年たちの委員さんを一応積極的に入れていくべきじゃないかというふうな御提言だろうと思います。これらの委員会がこれは教育委員会のみならず各行政にまたがっておりますけれども、御提言がございましたように確かに青年たちの委員というものを積極的に入れていくという必要性は痛感をいたしております。

ただ、これらの委員会の中にもいわゆる選出母体等も各委員会によって決まっておりますので必ずしも全部の青年たちを入れるということについては、そういった組織の問題等から難しさがあろうかと思いますけれども、できるだけそういった意見は反映できるような措置を講じていく必要があるだろうというふうに私どもは理解をしているところでございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　行政への青年の参加、たとえば審議会、協議会、各行政委員会等への参加の割合が一体どの程度になっているのか、ここからひとつ論議を出発したいと思うわけでありますが、明確な答弁がなかったようであります。もちろん参加を促すという提言はやりたい、したいと思いますけれど、現状は一体どの程度なのか、掌握もされてないということなのかどうか。不明確なら不明確、後で調べて答弁するということであればそのように答弁をしていただきたいと思うんです。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　青年こそ将来を担う大切な世代ということで認識はされておるわけでありますけど、町づくり、あるいは青年行政という形で特別その青年の分野に参加の大きい機会、あるいは審議会への参加ということは極めて少なかったと言わざるを得ないと思います。

青少年問題といいますと現在ではむしろきょうの御提言のような雄大な将来問題ということより、もっと現実的な青少年問題の取り組み、いわゆる取り組みとしての非行をなるべく起こさないがためにというような消極的なことにどちらかというと力が、力を注げ、注がざるを得ないような事情があるということも一つであります。それから国の行事として、あるいは国民的祝日として成人式という機会がございます。そのときに私は青年よ大志を抱いて羽ばたけ、

このような話を少しやった、やってきておるわけでありますが、それがどれだけ響いているかこれは何とも言えません。

それで国連がいつも大きな人類的将来の展望の中で障害者の年でありますとか婦人の年でありますとか青年の年でありますとかキャンペーンを行って、そうして人類発展の呼びかけがあるわけでありますので、我々もそれを体しまして取り組んでいかなければならないということをつくづく感じておるところであります。当面、国際青年の年、日野市青年懇談会というような青年を主体とする構成によって意見交換の場をつくる、それらの提言の中で施策化する、施策化に努めていく、このような姿勢で今後取り組んでいったらいかがなものだろうかというふうに考えております。

とりわけ、どちらかというと行政は今まで青年を疎んずる、ないがしろにしておくことはもちろんないんですが、教育という観点から青年問題を考えてきた。しかし、文化やスポーツも当然青年のエネルギーによるものでありますし、よるところが大きいわけでありますし次代を担う大切な年齢層、あるいは一番エネルギーの能力の高い、そういう年代層のことでありますからこの青年から生まれてくる発想、あるいは青年たちのいわゆる参加、参加連帯、なお言われますところの開発や平和へとこういう大きな理想を掲げるというところに青年のまた青年らしい雄大さ、つまり抱くべき大志の行き先が考えられますので、そのように発想を新たにして分野にも一定の施策の目を行き届かせていく、そうして大きい参加のできるそういう形をつくっていくということに取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　私が第１点目に質問いたしました点の明確なる答弁がなかったようでございます。これは後で調べて報告をしていただきたいと思います。

なお市長から今後の取り組みなどについての考えが示されましたが、これは私もこれから質問を行っていきますのでダブる点もあるかと思いますが、再度答弁をいただきたいと思います。

参加とは先ほど抽象的に申し上げました。また世界的な位置づけであるわけでございますが、この日野市の行政の中で考えていく場合、具体的な施策の中に青年の声をどう生かすかということに尽きてくるかと思うわけであります。青少年問題協議会に青年を参加させる、青年の意見を取り入れることは当然でありましょう。しかし、市長が申し上げました、申しましたようにそのことだけで青年を規定する、あるいは限定する、矮小化するということであってはいけ

ないと思います。だからこそ青年が社会に対して、あるいは政治に対してさまざまな不満を持つということにも一つのつながるものが出てくるんではないかと思うわけであります。そして青年にはまさに開発や平和を託してこれからの未来を切り開いていく、こういう夢とエネルギーを発揮させるべきだと思うわけであります。

昨年末、政府・自民党がまとめた青少年白書がございますが、この白書の中に青年に希望を与えていないということは一目瞭然に示されているというデータがございます。各国の青年の社会に対する満足度というものに比較いたしまして日本の青年の満足度というのは極めて低い数値になっておりまして２人に１人が日本の社会に不満を表明し積極的に満足している青年というのは、わずか２０人に１人という割合でございます。これは今日までの長い自民党政治のもとに対する日本の政治の明確な批判が反映しているというふうにも受け取れるわけでありますが、先ほど申し上げましたように１８歳選挙権の認められてないということを初めとするさまざまな歪みが青年層にかかってきているということの反映でもあると思うわけであります。そういう点で私は地方自治体のさまざまな分野における青年の声を行政に反映させるということから審議会、協議会、あるいは行政委員会等に積極的に登用させるということも重要な手段の一つだと思うわけであります。どの程度の参加率か調査資料も十分ないようでありますが、それほど低い割合にとどまっているというのが現状ではないかと思うわけであります。市民意識調査の例を引くまでもなく私は地方自治体で青年の参加の機会が得らるならば必ず青年は政治にも社会にも希望を見出し自分の置かれている現状を直視しそれを変え、より発展させようというこういう積極的なエネルギーを発揮するものと確信するものであります。すべての行政委員会や協議会に参加させるということにはならないと思うわけでありますが、しかし、できるだけたくさんの分野に参加をさせ青年の若々しい意見、エネルギーを取り入れていただきたいと思うわけであります。これについては今市長から答弁もありましたように今後の施策に期待をしていきたいと思います。

なお国際婦人年が先ごろ設けられました。それを境にしてかどうかはわかりませんが、婦人の行政への参加率の飛躍的に高まってきているということも今日あるわけであります。革新市政になって婦人の声を行政に反映させるべく各審議会協議会に登用させその意見を行政に反映させる、こういう成果を上げてきているわけでありますから青年の参加、これは大いに希望の持てることだと思うわけであります。

２点目に開発に関することでございますが、端的に言いまして青年会館をつくることも今後の検討課題にのせていってはいかがかと思うわけであります。公民館、図書館、あるいは地区センター等々日野の行政区内にもたくさん青年が利用すべく施設や文化施設あるわけであります。なお十分青年の気分、感情、意思等を反映した青年独自の、しかも自由に使える、あるいはたまり場としての青年会館を建設することも青年の成長を助け、またみずからを鍛える場として行政が提供することも必要だと思うわけであります。青年会館の名称はともかくとして青年のこうした要望こそ、これらを中心として互いに論議を行い互いに学び、そして成長を遂げていくものだと思うわけであります。公民館の一室に青年グループ、サークル等が自由に使えるべくコーナーを設けることも一つの案でもありますけれど、十二分にその役割をまだまだ果たし得ないというのが今日の公民館活動の現状ではないかと思うわけであります。例えば図書館との併設で青年会館をつくるとか、あるいはほかの施設との併設でつくるとか独立したものをつくるということなども含めてさまざまな分野からの検討を加えて期待にこたえていくことが必要だと思うわけであります。これらの施設をつくる場合、あるいは施設を利用する場合の検討に青年の声を反映させなくして青年の声、期待にこたえることはできないと思うわけであります。この日野市内の公民館、あるいは図書館その他青年が主に利用すると思われる施設の利用の内容等検討する際に青年の声が直接反映されたということはまだ残念ながら聞いていないのであります。こういうところに私は青年が社会にまだ満足しないというところにもつながる一つになるのではないかと思うわけであります。スポーツの施設についても同じでありますし文化活動を行う上でも、まだまだ十分な施設や環境が整備されているとは申せないわけであります。こうしたことにもっともっと青年の声を反映させて施設の充実、発展を図っていくことが重要であります。

これらのおくれといいますか、今日の到達線の低さは最大の、根本には国の予算の余りにも少ない措置であるとか自民党政治そのものが青年を大切にしないというところに大きな原因があるわけでありますが、それを克服して革新の日野市政が青年の声を取り入れていくという、こういう意義があるわけであります。この点の質問を行ってまいりたいと思います。

３点目に平和の使者を送るということであります。国連のテーマは平和が三つ目のテーマとしてあるわけでありますが、これは世界の平和、日本の平和を願う国民や世界人民の声を代表して青年がその役割を大いに果たすということでございます。日野市は核兵器廃絶・平和都市

宣言を行いました。こうした立派な宣言を行うに当たり賛成をしないという空気もあるようでございましたが、私は日野市のこうしたすぐれた平和を願う市民の声を代表して青年をその使者として国内的、国際的な交流を図っていくということが重要だと思うわけであります。核保有国を初めすべての政府による核兵器全面禁止国際協定の締結が今叫ばれているときに日野市が率先してそういう役割の一端を担って平和の積極的な役割を果たしていく、このことは今極めて重要なことではないかと思うわけであります。これまでの質問の中でも国際的な人材交流云々というようなことでございましたが、はっきりとしたテーマを持つ、平和のテーマを持って国際的な交流を図る、こういうことが重要だと思うわけであります。

以上２点目と３点目について答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　行政面における青年の参加という一つの日野の市政における青年の参加でございますけれども、いろいろと社会、教育面における参加等いろいろあるわけでございますけれども、審議会、あるいは協議会、そういう段階での参加といいますとそう大きな例はあるわけではございません。１１月の３日に毎年実施しておりますところの自治功労ですか、行政功労の要するに審査というものにつきましては２名の青年の要するに審議員としての参加を毎年お願いしているところでございます。その年の成人式を迎えた青年男女、こういう振り分けでございます。こういう中での参加等をお願いしてきているところでございます。

それから今後のあり方でございますけれども、やはり審議会だとか行政面という一つの成熟した委員会の参加ということよりはそういう参加もあり得るわけでございますけれども、より広範な運動、あるいは活動への参加というものを日常的な中から求めていくべきではないだろうか、こう思っておるわけでございます。いろいろと東京都の活動等も参考にいたしますと青年の豊かな人間性の形成、こういうもの等も掲げられておるわけでございますので、これからまだまだ成長するというのが青年でございます。これから完成し、それからいろんな危険なり目標にアタックしていくということも青年の特色でございますのでその人間性を伸ばしていく、あるいは社会的な貢献の中に役立てていただくというふうな社会的な問題に目を向けていただくということ等も考えてまいりますと青年の社会参加の促進ということについては協議会とかあるいは審議会への委員としての参加を図るとともに広範な運動だとか実行委員会だとか成人式の執行委員会等も教育委員会の方でお願いしているようでございますけれども、一応こういう部面での文化面だとかスポーツ面での実行委員会的な参加というものをやはりこの際要するに市の行政の中で幅広く考えていくべきではないだろうか、こう思うわけでございます。

それから青年会館の建設、こういうふうな面でございますけれども、田舎へ参りますと青年団とか青年の活動というものは昔ながら非常に盛んでございます。非常に地域性を含んだ特色等がいろいろあるわけでございますので、やはりこういう都会地、あるいは勤労青少年を多く抱えている日野市等におきましてはできるならば勤労会館等の東京都の勤労会館等の誘致をしていく必要があるんではないだろうか。昭島にもございます、立川にも八王子にもあるわけでございますけれども、勤労会館の誘致というふうなもの等を図り、その中で日野市の広範な青年が構成されておりますところの勤労青少年の要するに活動をこれをキーステーションにしてやる必要があるんではないだろうか、そのように考えておるわけでございます。

青年の、青年年だというふうなことでキャンペーン的な発想ということではなくて地道な、やはり１年や２年というふうな活動ではなしにやはり地道な活動として踏み固めていく必要があるんではないだろうか、こう思っておるわけでございます。

そういう面で青年の活動ということにつきましては人間性の形成だとか、あるいは青年の交流活動を促進していくとか社会活動を促進していくとか、最後には平和の使節のことにつきましては、おっしゃるとおりじゃないかと思います。この青年年の制定された根拠といいますのは発展途上国におけるところの青年の人口、青年人口の爆発的な増加というのが根拠になっておるわけでございますので必要なことではないかと考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　青年会館に類する勤労福祉会館、結構であります。東京都が最近三多摩市町村につくらなくなりました。それどころか現在ある施設を市町村に移管するというような話も出ているくらいでありますが、積極的な働きかけによって日野市にも勤労福祉会館ができるより強く要求しておきたいと思います。

またスポーツ施設、あるいは文化施設等々あわせて整備充実されるよう要求を行っておきたいと思います。

なお１点目の審議会、協議会に関する答弁で助役からも答弁があったわけでありますが、たとえばこういう話も青年から伺っているわけであります。それぞれの町にはいろいろな特徴が

当然あるわけでございますが、日野市にも中央大学が行政境の八王子に移転してきたというようなことだとか明星大学、あるいは実践女子大学等々学生が非常に多くなっているわけであります。こうした学生層にも魅力のある町づくりということも、また一つの観点として重要なことにもなってくるわけであります。町づくりに関する審議会などで青年が参加し意見を述べるということと全然参加しないで審議されるということも、そうした人たちの意見が反映される、されないの違いが生じてくるということもまた十分考えられるわけでありまして青年が直接関係する分野だけの参加に限定してはいけないというところにも、こうしたところがいろいろと指摘されてくるものであります。新宿やあるいは吉祥寺等々にぎやかな、いかにも都会的な町づくりだけが青年が好む町づくりではありません。文化の香りのする、あるいは4年間の学生生活の中で強く文化的な行事や活動で印象の残る日野の町という印象を与えるならば、私はそれはそれなりの立派な青年にこたえた一つの町づくりの発展ではないかと思うわけであります。

3点目の平和の使者の問題については全面的に理解をしていただいたようであります。今後の努力をまちまして、私の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の１、「国際青年の年」にふさわしい青年の要求に応えた施策を前進させよに関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫持休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４８分休憩

午後３時１７分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２１の１、市民意識調査の結果を見てについての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして質問をいたします。

すでに同じ内容の質問が福島議員並びに夏井議員によって行われておりまして、ほとんど言

い尽くされた感が強いわけでございますけれども、人がかわれば多少ニュアンスも違うかということがありますので、しばらくおつき合いをいただきたいところであります。

さて、自治体の行政は手続上は法律及び条例に基づいて進められるわけでありますけれども、内容的には市民要望に基づいたものでなくてはならない、要するに住民自治であります。そして市民要望を吸い上げるために各種の公聴施策がとられております。市民相談、市長相談、対話集会そして請願の受理などが数えられるわけでありますが、これらはいずれも個別的、一面的でありまして、なかなか市政全般にわたるトータルな市民要望という形では把握しにくい面があります。そこで市民要望を全般的にとらえる方策としてある一定期間を置いて行われる市民要望、あるいは意識調査、こういったものの必要性が出てまいります。そこで福島議員はもとより私を含めまして何人かの議員から毎年のように2回目の市民意識調査をしてください、こういう強い要望が出されていたところであります。本来ならばもう少し早く調査をされて長期計画策定に向かうべきであったと思うわけでありますが、それはともかく補正予算を組まれて今回の調査を実施された、このことについては高く評価をしたいと思います。

私どもの要望によって実施をされた調査の結果を見て市長を攻撃をする、これは本意ではございませんけれども、これも１５万市民のためによりよい日野市政を実現を目指す議員の務めと考えていただきましてお聞きをいただきたいと思います。

なるべく公平に話を進めてまいりたいと思いますが、質問は大きく3点ございます。第1点は調査項目の変更の問題。第2点は市民の評価、特にマイナス評価の多さについてであります。第3点は今後の対応策はどうか、こういった問題。以上3点をお伺いをいたします。

初めに第1点、調査項目の変更でありますけれども、前回よりも項目がふえていることをよしとするものの一部の項目変更及びカットについて疑問があります。具体的に申し上げますと一つ目としてはごみ処理及び下水道に関する質問がなぜなくなったのか。私はごみ処理の費用や下水道の受益者負担、この問題などはぜひ残してほしかったと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

二つ目としては広報関係ですが、市民相談など、いわゆる公聴についての質問がなくなっているのはなぜか。今後の公聴施策の考え方ともあわせて伺いたいと思います。

それから市に必要な施設という質問がなくなったことについては先般福島議員が指摘をされましたので触れません。

三つ目として新たにつけ加えられた質問として情報公開制度があります。これは非常にタイムリーだと思うんですが、それならばなぜ行政改革、特に民間委託とかパート化などについての質問が加えられなかったのか、市民の関心も高まっておりぜひとも必要な質問であったと思うわけでありますが、いかがでしょうか。以上3問、第1点目として伺いたいと思います。

次に第2点目、市民の評価についてであります。まず、よい方から申し上げますと一つにこれからも日野市に住んでいたい、こうお考えの方が85.9％もいらっしゃいます。前回も84％と高かったわけでありますが、さらに評価が高まっているということであります。それから二つ目、日野市は住みよい、こう考えている人が前回とほぼ同じで84.1％もいらっしゃいます。それから三つ目に個々の問題で前回の評価の点数よりも上がった項目としては緑の豊かさ、もう一つ集会施設、この二つであります。緑地保護の施策と地区センター、あるいは婦人センターなどの建築施策への正当な評価かなという感じがいたします。ちなみに日野市は住みよい、このように考えている人の7割は日野の自然環境のよさというものを理由として挙げておりまして、この点で森田市長が大いに助けられていると思います。それから四つ目ですが、さらに現在の日野市政への評価というのが末尾にございます。中立であるという人が41.2％と最も高い。森田市政に賛成であるという人が32.5％、反対だという人が8.9％となっております。中立が多いということを見ますと、これはどういうふうに解釈をするかということはなかなか難しいところでございますが、賛成をする人が3割を超えておって反対の人よりも大分多い、こういうことを見ればそれなりに評価をされているのかなという感じもしないではありません。しかしながら、実は先般読売新聞が行いました内閣の支持率の調査によりますと最近の中曽根内閣への支持率、これが昨年の9月以来5カ月連続をして50％を超えているわけでありまして全野党への支持率よりも常に高い、こういう状況があるわけであります。こういうことを考えますと市長としても不安を感ずるところではないかなという感じがいたします。

さて評価のよいところはこのくらいしかありませんから前回と比べて評価の下がった点に移ります。実は随分多くの項目で評価が下がっております。生活環境について項目別平均評価点の分布というのがあります。この中を見ますと空気の汚れ、保安、あるいは風紀、交通安全、騒音、震動などほとんどの項目で前回より下回った評価となっておりますけれども、これらは市政には直接結びつくものではありません。

特に問題とすべきはこれからであります。公園、遊び場、医療、そして下水排水、この3項

目が最も問題でありまして、いずれも大幅に評価を下げているのであります。地域的な評価を見ますと公園、遊び場については多摩平、旭が丘地区以外は極端に低い評価になっておりまして施策の偏りを改めて痛感させるところであります。次の医療につきましては、これはすでに言われてきたことでありますけれども、南部地域の特に低い評価を見ますと全般的な医療行政への不熱心さとともに南部地域への医療施策のおくれを如実に示すものだと思います。そして何とも言いようのないのが下水排水への極端に低い評価であります。しかも前回よりもさらに評価点が下がっているわけであります。この辺は次の具体的な施策要望を見ますとさらに明確になってまいります。

今回の施策要望のベストファイブ、これは1.下水道、2.道路・交通、3.保健医療、4.区画整理等、5.スポーツ施設となっておりまして前回と比較をしますと、下水道への要望はさらに強まるとともに道路・交通や区画整理など大幅に上昇をしておりまして、かわって自然保護への要望がかなり減ってきております。要するに前回よりも一層都市基盤整備への要望が強まっているということであります。それから地域医療についての要望、これを見ますと医療行政のおくれがありますから大きな総合病院の建設とか市立病院の充実、こういった問題が前回同様に強く求められているのは当然だと思いますけれど、トップにです、しかも50％を超える要望として夜間・休日の診療体制の充実という項目が挙げられております。私は日野市の休日・夜間の診療体制はかなり進んでいると考えているところでありますが、この高い要望はどうしてなのか、あるいはPR不足ではないかという感じがいたします。それから、この点につきましての最後は市政への苦情や要望についてであります。あなたは市政への要望や苦情を持ったことがありますかという問いに対しまして、あると答えた方は前回は44.2％であったものが今回49％とほぼ半数にまで増加をしております。これもこの間の市政が市民要望に対し十分こたえてこなかったということを示すものかと思います。

以上、第2点目として市民の評価について述べてまいりましたけれども、結論としては前回の調査以来の5年間、森田市政は一番重要な市民要望を無視してきたのではないか、こう言わざるを得ないのであります。

そこで第2点目の質問でありますが、この調査における数少ないプラス評価と数多くの項目における前回以上にひどいマイナス評価、これらに対し市長はどのように反省をしているのか伺いたいと思います。

それと休日・夜間の診療については、この要望がトップであることはどう考えておられるか伺いたいと思います。

最後に第3点目、この調査結果をもとに今後の対策について4点ほど、四つほど伺います。

一つは福祉施策の経費負担についての質問があります。受益者の一部負担もやむを得ないと答えた人が42.4％、負担はよくないと答えた人が36.9％、つまり負担もやむを得ないなという人の方がふえてきているわけであります。実は前回の調査では一部負担賛成という方は39.9％で負担は絶対反対だという人は50.8％ということでありましたから今回は全く逆転をした結果となっているわけであります。これについて市長は今後の施策にどう反映をしていくのかお答えをいただきたい。

二つ目は防災の問題であります。前回と比べまして市民の防災意識の高揚が伺われる結果が出ておりまして市民の災害への備えは確実に進んでいることがはっきりしております。しかし、総体的にはよいのですけれども、細部にわたって見ますと問題点があります。つまり民間木造アパートにお住まいの方と公営住宅にお住まいの方、これらは防災対策を何にもしていない、こういう答えが非常に多いのであります。これらに対しては至急に対応すべきだと思いますが、特に市営住宅を中心にしてお答えをいただきたいと思います。

三つ目として新しく加えられた設問に情報公開制度がありますが、今年度懇談会が予算化をされておりますが、これについて市長はどのようにお考えになっているのか。個人情報の保護とも関連をいたしましてお答えをいただきたい。

それから最後に私は報告書の末尾に書いてございます自由回答、これを重視すべきだと思います。ブロック別、項目別に細かく記述してありますが、いずれも貴重な回答ばかりであります。この自由回答については前回は約回答者の3割の方が書いてくれたわけですが、今回は少しふえまして回答者の4割の人が答えて、回答を寄せております。市政に対する具体的な意見、要望が挙げられておりますが、この中から私は1点だけ取り上げておきます。

都市ガスの完備の問題であります。すべてのブロックで都市ガスの完備を求める複数の回答が出ております。実は私の家の周りにも都市ガスがなくてプロパンガスを使っているお宅がかなりありますけれども、これはもちろん市政の担当ではないわけでありますが、現在市内で都市ガスがどの程度普及し、都市ガスが使えない地域はどのくらいあるかということをしっかり把握しているのか。さらに今後都市ガスが全地域で使えるように市としての対策を持っている

のか、これを伺いたいと思います。以上四つが3点目の質問であります。

以上で私の質問を終わりまして、あとはお答えに応じて再質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅雄君）　お答えをいたします。

まず1点目の調査項目の関係でございます。これは調査項目のほかにごみ、下水、広報、公聴、それから行革の問題、こういうものをどうして入れなかったかということでございます。総括的にお答えをいたします。まず御説明のように、この調査は前回は昭和54年に行いまして今回5年目に行ったということでございます。そのためにやはり前回の調査と比較ができるようにということを大前提に調査をいたしましたけれども、この5年間にかなりの市民の意識の変化が出ているということが一つ、第1点でございます。それから面接による調査ということで一部とめ置きをしたわけでございますけれども、こういう調査の方法からいきますとやはり調査項目の限界が本問については約33、それからあとフェースシートというのが約10ぐらい入っておりますけれども、やはりこの程度、この内容の調査になりますとこれ以上調査項目がふやせない、ふやすことによって異常な調査段階での問題点が出るというような制約がございました。そんな中で若干現時点におきまして調査しなくてもいいんじゃないかというようなことは一応除外いたしまして新たに項目を加えたということでございます。特別に個々にどうということの理由はございません。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の住民意識調査の結果に伴いまして、いろいろその読み方並びに感想が成り立つわけであります。私は専門的な意識の解析のできる方からも総括的な意見を伺ったことがあるわけであります。大きくまとめますと日野市民の意識は物がはっきり言える市民として極めて常識的、健全な意識である。もう一つは今行っている日野市政、つまり急速な都市化の中で多数の新しい市民が日野市に居住されるようになって日野市が自分たちの住む場所、あるいはふるさとという意味合いにおいて可能性というものがしっかりと評価されている。あわせて今の市政の執行しているところは、おおむねそれらに対して正当に取り組んでおる、このような評価でございます。

それで私どもも一応そう思っておりますけど、一応の裏づけができたと思っておりますが、つまり今取り組んでおります仕事をますます積極的に励んでいく、そうして市民情報を正確に

お答えをする、もっときめの細かい５ブロック、五つのブロックの評価でありますから部分的にはまた別の意識もあり得るわけでありますからより緻密に地域地域の状況が私どもの頭の中に描けるこんなような気持ちもするわけでありますので積極的に取り組んでいかなければならないということを痛感するということであります。

それで今御質問の中にあります市民の評価の中でプラス評価についてはお答えの必要ないと思いますが、そのマイナス評価、たとえば医療の問題、これはいつに地域的な分布の、医療機関としての分布の適正配置になってないということも一つにはありましょうが、広い地域に市の面積ではありませんから交通手段を確保するということが一番大切だ、このことをつくづく読み取るわけであります。それはまさに幹線としては都市計画道路の遂行であり、それから市内に橋もあるわけでありますからいずれはそれぞれのまた間に歩道橋でも南北をより身近につないでいくということの重要さがあると思っております。それから何といいましてもやっぱり市内バス、それが循環になり、あるいはバス網ができれば大変いいわけでありますが、このことが市民に対して地域的に便、不便を非常に分けている、このような読み取り方をいたしております。

その一つの例として休日・夜間のことも一例になると思うんでありますが、休日と休日の夜、あるいは夜間のある時間帯の診療ということは医師会の協力によってできておるわけでありますけど、必ずしもこれが科目別にまたあるいは専門的に対応できるというふうにはまだなりませんので特に病院に対する緊急、救急等に対します不安がこのような形になって出ておるというふうに読むべきかと考えております。

あと、項目の中で経費の負担、このことは特に取り立ててはいないわけでありますが、近ごろの住民の意識として特に医療の無料化が一部負担になりましたり、政府の宣伝は自助自立でありますとか、いろんな言い方で国民を指導している、その効果が政府側から言えば一定の効果が出ているというふうに言うべきかもしれませんが、自治体といたしましてはその裏詰めをしていく、裏づけを、裏詰めをしていくということが一層大切である、こういう読み方をすべきではなかろうかと思っております。ただ、もちろん健全なといいますか、能率的な行財政の改革ということは絶えず市民の意識、あるいはニードとともに遅滞することなく進めていくべきことでありますので、今後の課題としてなるべく行政が直接関与すべきもの、それからある程度民間の力をかりるべきもの、そういう考え方は一応大切だというふうに思っております。

それから防災にかかわりまして民間の木造アパート、あるいは特に市営住宅ということで問われておるわけでありますが、賃貸の住宅に住まれる方は防災施設は家主が行えということかもしれませんし、しかし、一応事ある場合一番守っていただかなければならないのはみずからの命でありますから、これはどう読むべきか。もっといわゆる建物の管理者が防災の施設をすべきという意識によるものからというふうには思っております。このあたりもう少し解明をし、それから他人任せではなくてやっぱり自分で瞬間の本能的な動作といいましょうか、こういうことについてはみんなが自分の問題として真剣に考えていただくということが大切だと思います。

情報公開はもうすでに取り組んでおりますからいずれ順序を経て今進めつつあるというふうに御理解をいただきたいと思います。

都市ガスにつきましては確かに我々の直接の事業ではありませんが、たとえば区画整理を行います際には一定の範囲において東京ガスと協定を結んで、そうしてやるべきだと私は考えております。どちらかというとこれも都市ガス、東京ガスも利益になることは人の負担においてやろうとする。それから余り利益が見込めない所は後回しにするという傾向がありますから、そのあたりもまとめて地域的に行う、そういう範囲の決定をし協定を結びある程度市も関与して行うべき問題だろう、このように思っております。

一応お答えをいたしました。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私の方から都市ガスの点につきましてただいま市長から基本的な考え方についてお答えを申し上げたところでございますが、さらに細かく御説明を申し上げます。

１点目の地域の普及、普及されている地域の把握をしているかどうかという点でございます。私ども東京ガスと連絡をとりながら開発事業等を行う場合にはそこの地域に都市ガスが入るかどうかということについてからも検討してございます。市内全域で現在管が普及されておりますのは正確な数字ではございませんが、４０％、地域の４０％ぐらいというふうに把握しております。

そこの普及されている地域以外の地域では主にどういった所があるかという点でございますが、まず現在区画整理事業を進めております万願寺の１期、それから２期の地域でございます。

その横の川辺堀之内、それから豊田一、二丁目、これは現在畑あるいは田んぼになっている段丘の下の方でございます。それと西平山の三丁目、二丁目あるいは四丁目という所がこれから管を入れていかなければならない、本管そのものも入れていかなければならないような地域でございます。それと程久保の地域、それから栄町五丁目、三丁目、四丁目、それから新町の四丁目、五丁目、主な点ではこういった所があるかと思います。

それで、これらの都市ガスの整備されている所の中で一部東京ガスではなくて台東ガスが単独でガスを供給している所がございます。これは鹿島台、三井、長銀の住宅地でございます。今後、開発行為、あるいは開発行為の中で区画整理事業で私ども道路どんどんつくっておりますが、そういったところで道路ができたからすぐじゃあ管が入るかというとそうではございませんで、東京ガスの考え方としてはやはり採算ベースに合ってこないと管は入れていかないという基本方針を持っております。それで都が、失礼しました。ガス会社の方で一定の率の負担をしていただくというような点についても考えているようでございまして、したがいましてある一定のまとまった住宅が張りつかないと、その負担金が軒数が少ないと非常に高くなるというようなことで整備がおくれているという面がございます。

それと今後の方向といたしましてはできるだけ全地域に、市内の全地域に普及していくということが望ましいというふうに私ども考えてございます。したがいまして今後の管理の敷設については、できるだけ開発行為に整合させながら進めさせていっていただきたいというような要望も今後強力に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　　順番に申し上げますが、最初の項目の変更の件でですね、再質問はしませんが、ごみとか下水道についての項目をなくしたということは非常におかしいなということをあえて指摘をしておきます。

それから市長のお答えの中にこれまでの市政運営がおおむね妥当であったというふうなお話があったんですけれども、これも非常に不満ですね。答えを私申し上げましたように非常に多くの項目で市民からのマイナス評価が出ている、そういう答えが出ているということなんですからおおむね正当であったというふうなお答えはちょっとおかしいんじゃないかなという感じがいたします。

それから病院の問題では、何ですか、交通がうまくいけば何とかなるじゃないかというふうにともとれるお答えでしたけれども、とんでもない。交通問題は交通問題で別でございます。これをやることはやることでもちろんですが、それ以上に病院本体の問題としてこういうマイナス評価が来ているわけですからぜひ前向きなお考えを持っていただきたいというふうに思います。

それから最後のガスの問題ですけれども、伺いまして改めてびっくりしました。こんなに多くの場所でまだ都市ガスが引かれてないのかなということで改めてびっくりをいたしました。ぜひこの辺も今後町の開発を進める際には市の分野だけではなくて中に入れるガス管、そういったものも含めて前向きの対応をぜひしていただきたいというふうに思います。

余りやってると時間がなくなりますので、森田市長に申し上げておきますけれども、前回の調査でも力を入れるべき施策のトップが下水道であり第2位が保健医療施策ということであったわけですね。今回もほとんど変わってないですね。前回も日野に必要な施設のトップが病院であった。実に5年前と今と全く同じものがさらに強い要望でもって市民が答えてきているということは何かということですね。

またあえてここに持ってきましたけれども、皆さんもお持ちですけれども、平均評価点の分布を見ますと今回の評価と前回の評価を比べるとほとんど軒並み下がっているわけですね。市政の評価が下がっている。こういうことを見ますと繰り返すようですけれども、この12年間の森田市政というのは改めて強い市民要望をかなり無視してきた市政だったということを言わざるを得ない。このことを一応強く申し上げておきまして、この件の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって21の1、市民意識調査の結果を見てに関する質問を終わります。

21の2、昭和60年度予算の問題点についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○8番（馬場弘融君）　　引き続きまして2番目の質問に入ります。

今年度予算の内容につきましてはすでに多くの議員からさまざまな分野にわたって質疑が行われております。さらには予算委員会の審議も控えているわけですけれども、かなり気になるところが4点見受けられますので、あえてこの場で御指摘を申し上げ、これに対する市長の考え方並びに今後の対応策を伺いたいと思います。かいつまんで要点だけを初めに申し上げておきますと初めに行財政改革の観点からでありますが、給与体系及び職員手当是正の問題、これ

が第１点目。それから２点目は職員体制の合理化及び定数維持の問題、次に具体的な施策の中から３点目として二番橋がなぜ消えたかという問題、さらに４番目としてふるさと博物館、これも建設費がカットをされているという問題、この以上４点であります。

それでは１点目、２点目の行財政の改革の問題から話を進めてまいりますが、行革審が昨年の７月、地方の行革をさらに進めるようにという意見書を首相に提出をいたしました。これを受けて政府はことし昭和６０年度を地方行革の年という位置づけをしております。去る1月２２日には地方公共団体における行政改革推進の方針、すなわち地方行革大綱を閣議決定し、同日自治事務次官名で各自治体に通知をいたしております。この大綱によりますと重点項目として七つの柱が挙げられております。一つ、事務事業の見直し。二つ、組織機構の簡素合理化。三つ、給与の適正化。4.職員定数管理の適正化。5.民間委託ＯＡ化など事務改善の推進。6.公共施設の設置及び管理運営の合理化。7.地方議会議員の定数削減。以上７項目であります。中でも地方公務員給与の適正化が大きな柱となっておりまして、これについては自治体みずからが取り組むべき課題であるとともに国としてもこれらの是正について強力に指導をしていくとされております。実はこれより先、自治省では昭和５７年の秋の段階でラスパイレスの指数１１５以上のいわゆる高給与自治体に対しまして給与是正の３カ年計画の提出を求めるなど個別指導を強化をしておりました。

我が日野市の場合、昭和５７年度は国家公務員のベースアップが凍結をされたこともあって是正は進まず５８年度も東京都が国よりも高いベアを決定したために結局国並みの2.０３％のベアということで何ら是正の率を上げないまま２年を経過をしたわけでありました。自治省では努力不足だということで新たに加えられた給与条項というものを昨年の３月３１日付で２億６５０万円の起債枠の中から5,０００万円の起債をカットしてまいりました。しかも、この際、５９年度の是正策として４項目にわたる強い要望が伝えられております。1.定昇延期３カ月以上。2. 58歳以上の昇給停止。3.初任給の１号俸ダウン。4.通し号俸制による給料表の是正。この四つであります。そして日野市としては、この４項目のうち１、２、３についてはいずれ実行いたしますという市長印つきの念書もとられているわけであります。この念書に初めに申し上げました地方行革大綱による指導が追い打ちをかけております。５９年度の起債枠のうち市民会館にかかわる１０億６００万円、この起債制限を持ち出されまして理事者としてはやむなく職員組合との合意もないままに昨年１２月１０日付で定昇の６カ月延伸を強行するはめに

なったわけであります。以来３カ月ストなど市庁内がまことににぎやかな状況に置かれたことは御承知のとおりでありますが、ようやくこの６日職員組合との間で話し合いがつきまして是正のための３項目が妥結をされたわけであります。1.　４月１日から定昇を６カ月延伸する。2.　給料表を是正する。これは初任給の１号俸切り下げとともに５５歳あるいは５８歳での昇給停止。3.　５９年度のベアを国並めの3.３７％とする。この３項目であります。これらは日野市が初めてとった給与是正策に対しまして自治省が起債制限をどの程度緩和してくれるか、今月末の決定を見守りたいところであります。

さらに地方行革大綱に基づきまして自治省では著しい高給与自治体を第２次個別指導団体として指定するとともに国の支給基準を上回って退職手当を支給している自治体を新たに特別の個別指導団体に指定し指導助言をより一層強化するとの方針であります。この指定団体は６０年度早々にも決定をされる見込みでありますが、当然日野市もこの中に含まれるものと思われます。今回の是正策もかなり厳しいものであったわけでありますが、６０年度はより一層強い規制が加えられるのではないか。昭和６０年度の予算はこのように厳しい財政環境に置かれているわけでありまして、これらの厳しさを踏まえて第１点目の質問に入ります。

一般会計予算書の末尾４４２ページのところですけれども、給与費明細書というのがあります。実はこの給与費明細書でありますが、昨年の８月１７日の自治省令によりまして大幅に改正をされております。つまり最近の地方公務員給与に関する情勢にかんがみまして給与制度及びその運用の実態を議会に対してさらに詳細に説明をする、そして給与費に関する議会の審議がより十分かつ慎重に行われ適正な予算が決定されることを期待して改正をされたものであります。確かに随分わかりやすいものになっております。この改正給与費明細書をもとに質問をいたします。

まず初めにこの３月６日に組合との間で妥結をされた是正内容、是正された額の給与がこの予算に計上されているかということであります。実は先日即決をされました補正予算におきましては組合との妥結以前であるにもかかわらずベアについては3.３７％とすでに妥結の内容になっておりましたからもうすでに妥結後でありますから本予算においては当然初任給ダウンとか６カ月延伸なども含めて妥結内容で計上をされているかなと思ったわけでありますが、どうも違っているようであります。その辺のところが一体どうなっているかということと新しい給料表はどういう内容であって通し号俸制の手直しがどの程度行われているのかということを教

えていただきたい。

次に退職手当の是正の件でありますが、これも末尾の４４８ページですか、ここを見ますと最高限度額としては条例どおり３６年勤務で８９カ月分とされております。それから４４４ページに戻りますと退職手当の制度改正に伴う減額分、増減分ですか、この欄を見ますと何ら書かれていない。つまり昭和６０年度には退職手当是正のための条例改正とかを考えていないということなのか。これまでの助役の議会答弁等を振り返ってみますと国並みの６３.５２５カ月までには時間がかかるとしても助役会のガイドラインである６３年に７５カ月、これを目標に当面は都並み８０カ月を目指して減額をしていく、こう言っておられるわけであります。そこで、この６０年度は退職手当是正へのどのような努力をされるのか伺わせていただきたい。１点としてはこの二つを伺います。

次に２点目、職員体制の合理化の問題でありますが、地方自治経営学会というユニークな学会が昨年の５月に発足をいたしております。リーダー役は東洋大学教授の坂田期雄氏でありますが、メンバーは知事、市町村長、地方議員、マスコミ、民間人等実にバラエティーに富んでおりましてその名のとおり地方自治を経営的観点からとらえていこうとする学会であります。この会が昨年の１２月４日、公民コスト比較、公営のコスト高の要因分析、こういう報告書を発表いたしました。内容に詳しく触れる時間はありませんけれども、学校用務員、学校給食、児童館、市民会館、電話交換等実に多岐にわたって直営と民間委託とのコスト比較がなされております。そして結論的には直営の方が平均しても２倍のコスト高になっていると具体的な数字を挙げて指摘をし調査対象とした事業を業種をすべて委託あるいはパート化などに切りかえた場合に人口１０万規模の都市では年間約２０億円ほども金額をふやすことができるのではないか、こう算定をしているのであります。

これらを踏まえ日野市の現状を予算面から考えてみたいと思います。日野市は事務系あるいは技術系の職員面での合理化はかなり進んでおります。しかし、施設職員や現業職の面ではもっと努力する必要があろうかと思います。具体的に申し上げますと今年度からスタートする市民会館、どうやら直営方式で運営をされるような予算が組んであります。それから先般来教育長が川嶋議員や薭野議員の質問にお答えになっておりましたけれども、学校給食調理員の増、これが予算面で見ますとことしは昨年より１６名ふえております。これは本当に直営のままでですね、パートも雇わずに続けるおつもりなんでしょうか。昨年も議論がありましたけれども、

小中学校の給食調理員の関連人件費を見ますと５７年度の決算では５億７００万円であった。昨年の予算では５億9,４００万円、そして６０年度予算では職員が１４１名の体制で何と６億7,８００万円。このようにどんどんふえてきているわけであります。先ほど申し上げた地方自治経営学会の報告書によれば委託あるいはパートにすれば約５６.２％で済む。こう計算をされております。確かに教育長がおっしゃられたように教育の一環だからぜひとも直営で頑張りたいんだということもわからないではありませんが、社会情勢を踏まえまして検討し直すべきだと思いますが、重ねてお伺いをしたいと思います。

そこで、ただいま申し上げましたように繰り返しになりますが、市民会館あるいは学校給食等について、あるいは他の分野についても委託、パート化、嘱託化、これらの推進について現在どのようなお考えをお持ちか伺いたい。

さらに、もし現状のままの職員体制で直営のままでいくとするならば実はもう定数が目いっぱいだと思います。今年度の予算書を見ますと定数ぎりぎりの予算が組んであります。しかるに今後つくられるいろんな施設というものは生活保健センター、ふるさと博物館などメジロ押しであります。定数を抑えようとすればどんどんふえる施設職員ばかりが膨らんでますます事務職員にしわ寄せがくる。この辺を一体どのようにお考えになっているのか伺わせていただきたい。

以上２点目としては細かく二つの質問をいたしました。

次に３点目は具体的な施策の問題であります。二番橋はなぜ消えてしまったのか。実は二番橋の問題は昨年の第４回定例会でも浅川利用計画との関連で取り上げております。これまでのいきさつからいって今年度に当然計上されるべき建設費がどこにも見当たらない。一体どうしたかというわけで再度取り上げました。この二番橋は浅川利用計画という実に立派な計画にはもともとのっていなかった橋でありますが、新しい中学校の新設を断念したということに伴いまして５８年の６月の第２回定例会に補正予算という形で突如出現してまいりました。当時の提案説明を読んでみますと本来の理由であった学区の変更には余り触れずに万願寺と高幡南口の二つの区画整理を結ぶためというような理由づけが中心になっております。とするならば両区画整理が進行する中で当然当初予算として組まれるべきものであったというふうに思います。要するに担当部課の意向とは全く関係なしに市長のツルの一声で急遽計上されたということだと思いますが、それはともかくとして設計の費用として５８年度５８０万円が補正をされたわ

けであります。そして、ここに持ってまいりましたけれども、５８年度の１２月には仮称二番橋概要書という、つまり基本計画書でありますが、これが実にきれいな本としてでき上がっております。浅川利用計画からとき起こしまして架橋の目的、架橋による効果、橋の形式の選定、さらにいＡＢＣＤと四つの案による、ごらんに入れますけれども、実にきれいな完成予想図まで入った見事な計画書でございます。余談になりますけれども、森田市政の１２年間にはこのような非常にきれいでしかも実を結ばなかった計画書が随分あるように思われます。

それはともかくといたしまして中を見ますと架橋による効果として5点挙げられております。1. 町づくりの一環としての役割。2. 緑のネットワークの一環としての役割。3. 通勤、通学路としての役割。4. 日野市のシンボルとしての役割。5. 避難路としての役割。要するにすばらしく効果のある橋である、こういうことであります。突然計画に割り込んできたことはともかくとして、こんなにすばらしい効果のある橋であるならばぜひつくっていただきたい、このように思うんです。５８年度５８０万円に続いて５９年には調査費及び実施設計費として1,２５０万円が計上をされております。こうなれば当然６０年には建設という運びだと思いますし、それが当たり前の行政ステップだと思います。昨年の第４回定例会での質問に対する答弁でも市長は急に思い立ったと言われるとまさにそういう感もあるわけでありますが、必要な橋である。こう明言をしておられます。

そこで質問をいたしますが、どうして昭和６０年度の予算から全額をカットし、しかも橋梁新設改良費という項目まで廃目にしてしまったのか。それと二番橋づくりの理由説明が二転しているが、その説明変更のいきさつをじっくり教えていただきたい。これが3点目であります。

最後に第４点目ふるさと博物館の問題であります。実は農林省の第３桑園跡地は当初幼稚園の予定地として考えられておりました。ところが、幼児数の減少に伴いまして計画を変更、昭和５８年の６月に郷土資料館として国との売り払い交渉を開始しております。そ して早くも５８年９月第３回定例会には郷土資料館用地取得のため２億8,０００万円の補正予算を計上、ちなみにこれも補正予算であります。直ちに国と売買契約を締結し５９年１２月１９日には売買金２億7,７００万円を支払っております。この辺の流れは実にスムーズでありまして翌５９年１月からは遺跡の発掘調査を開始、６月には完了、５９年の当初予算には設計委託料1,900万円を計上、５９年７月からは3回にわたってふるさと博物館設計懇談会を開催、５９年１２月には基本設計も完了、現在は実施設計の完了を急いでいる、こういう段階であります。そして年次計画を見てみますと６０年度は本体工事及び備品の購入、６１年度は展示室の工事、６２年３月より供用開始と、実にきちっとした計画書ができております。この計画書のもと教育委員会サイドでは昭和６０年度当初予算に工事関係７億4,０００万円ほどを要求をしていたわけであります。ところが、この予算が全額カットをされてしまった。先般伺った本年度予算の編成方針によれば財源事情と起債の観点から先送りをしましたということでありますが、さらに詳しくこの辺の事情をお聞かせをいただきたい。以上が４点目であります。

以上４点についてお伺いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは順次お答えしてまいりたいと思います。

まず人件費の予算の組み方でございますが、ページ数にしまして４４４ページから４４８ページにわたる上段から２行目でございますが、普通昇給に伴う増加分、この中には延伸分が入っているのかという御質問でございますが、私どもの方で新たにこの予算を編成する時点が1月1日あるいは、それに直近の形でこれへ予算を積み上げます。そういうことで先ほど御指摘のように最終的には3月に妥結した、こういうことで一応この分については入って、全額延伸しないということの見込みで予算が計上されております。

それから退職手当の件でございますけれども、確かに1億5,０００万の減額となっております。前年は、7億計上してあったわけでございますが、ことしは5億5,０００万、これは特殊事情がございまして６０年３月３１日で定年制が施行される、こういうことで対象人員が全面大幅に上回った、こういう内容でございますので本年度は、６０年度につきましてはそれは２年値でございますので対象人員が減る、こういうことで減という形になります。

それから退職手当のことにつきましては５８年の第3回定例会でございましたか、退職手当の減額を御提案申し上げまして１１７カ月から９8.９５、それから６０年につきましては８９、こういうことで急激に率を下げてきたわけでございます。また、これらにつきましては、その提案の時点でも説明したかと思いますけれども、これからもやはり下げる方向で努力をしていかざるを得ない、こういう判断をしております。

それからもう一つ、給料表の関係でございますが、これにつきましてはまだ給料表が最終的に細かい微調整がございますのでまだはっきりは申し上げられませんが、給料の考え方といたしましては今まではおわん型の給与体系で改定をしてまいりました。と申しますのは１８歳か

ら３５歳をピークにいたしまして、それから５５歳下げていきますとなだらかに下がっていく、こういう給与の改定をしておりましたけれども、今回の考え方といたしましては一応１８歳からずっと何といいますかね、稜線方式とでもいいましょうか、一応パーセンテージ、わかりやすくするために申し上げますと、たとえば１８歳のときには2.1％ぐらいのアップですと３５歳につきましては一応2.6ぐらいにと。それから５５歳になりますと4.3％ぐらいになりますか、そういう計算でカーブを上げまして給与の改正を図りたい。こういう今現在素案をつくっておりまして明日御審議をしていただくわけでございます。

それから先般のこういうなぜ給与体系ということを考えたかと申しますとやはり５５歳以上頭打ち、あるいは５８歳以上昇給停止、こういうような絡みの中でこういう懸案をつくっていく、こういうことが申し上げられると思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

２番目の定数関係で市民会館の関係でございますけれども、ただいまお話がありましたように市民会館の市の職員につきましては６名の配置を現在考えているところでございます。市民会館の業務につきましては清掃を初めといたしまして、かなりの種類の業務があるわけでございます。現在私ども考えておりますのは民間に委託できる業務についてはすべて委託をする予定になっております。

現在残っております６名は何をするかということになりますけれども、やはり委託をした業者の監督でありますとか、あるいは貸し出しの業務、それから審議会等がありますれば審議会の準備運営、それから自主事業を行いますので自主事業の企画、こういったものが主な仕事になるわけでございます。

ただいま市民会館の外部への委託というお話がございましたけれども、区内で２区、それから２６市のうち１市委託をしているところがございます。個別に区市の名前は差しさわりがありますので御容赦いただきたいと思いますけれども、ある区におきましては１７人で事業団をつくりまして事業団の職員が１７名でございます。しかし、１７名のうちの職員の構成を見ますと区、いわゆる区役所からの出向が１０名でございます。それから次の市につきましては事業団で１２名の職員のうち１１名が区の職員の出向ということで事業団の形をとっておりますけれども、内容的には区が運営をしているようなそういう人員の配置になっているということ

でございます。さらに１市の状況を申し上げますと１２名でございます。そのうち出向が５名、さらに市の担当といたしまして２名ないし３名ついているというようなお話を聞いております。こういうことから考えますと、その施設の管理の種類にもよりますけれども、市民会館がこういう事業団の委託に向くかどうか、いま少し検討をしないとどうもメリットも明白になってこないというのが実情でございます。

それから、これからの施設の増に伴う定数の問題でございますけれども、やはり行政責任を問われるといいますか、持った業務については本来的にはやっぱり市の職員がやるべきだろうし、そうでなく単純反復といいますか、そういう業務については委託に向くんではないかというような基本的な考え方を持っております。今後そういう考え方の、考え方をもとに定数管理をしていくべきだろう、そういう姿勢で現在もやっているということでございます。定数の関係で漏れた点についてはまた関係部長の方から御報告があるかと思います。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第３点目の学校給食の合理化関係の問題についてお答えいたします。

本議会の中でも非常に大勢の議員さんの方から指摘されている内容でございますけれど、この学校給食の合理化の内容につきましては確かに総務庁の方から打ち出されている内容というのは民間委託それから給食センターの方法、さらにパート職員の導入、その三つの問題を提起しながら学校給食の合理化関係の問題について打ち出されているわけでございますけれど、今教育委員会サイドで対応しております大きな委員会組織の中で一つは学校保健会という組織がございます。もう一つが学校給食会という組織がございます。この学校保健会と学校給食会という組織につきましては、これは確かに児童生徒のいわゆる健康管理と申しますか、そういう問題も含めての大きな組織でございまして、これから新しく始まる事業というよりもすでに日野市の場合もこの前もお話ししましたけれど、２８校のうち２４校が自校方式という形で学校給食につきましては長い間取り組んできている、定着をしている。そういう中でこの自校方式を急遽民間委託あるいはセンター方式、こういうものに切りかえることによる混乱、これは相当考えて対応しなくてはいけない性格のものではないか、こう考えています。

先ほど馬場議員さんの方から指摘がございましたように学校給食関係の定数が昨年度と本年度の予算書を調べると１６名ふえている。確かに学校給食関係だけにつきますとこの１年間に

仲田小学校、一中、それから三沢中学と３校の給食が同時に出発したというような形の中で１６名の調理員の定数増というものが打ち出されているわけでございますけれど、昨年もこの給食問題の調理員関係の定数で議会におかけした際にもお願いしたわけでございますけれど、学校関連の学校派遣職員、この中には学童交通擁護員とか、あるいは幼稚園関係の用務員さんとか、いろんな職種が含まれているわけでございますけれど、その枠の中でできるだけ内部努力もしていきたい。ここで七生中学の給食が６０年度は出発するわけですけれど、それについても定数増の問題をあえて打ち出していないということも、私たちの立場からいたしますと確かに職員組合の方にしてみれば今までの労働条件と労働条件の変更という側面があるわけでございますけれど、できるだけ現在の学校派遣職員ですね、この定数の枠の中で対応したい。将来的に見ますとせんだって古賀議員さんからも指摘されておりますように七生中だけでなくて将来二中、三中、四中と次々に中学校給食が開始される時点の中では少なくとも２０数名のそういう関連職員というものを、そのままにしておけば膨らんでいく。人件費の増というものがやはり財政の硬直化その他財政そのものにかかってくる重圧、そういう問題につきましては十分配慮しながら一方では学校給食の今置かれている状態、こういうものをあらゆる角度から検討し、私たちの立場といたしましては現在とられています自校方式の方法、これを何とか貫いて学校給食関係については対応したい。

ただ、その中で先ほどから指摘されておりますように単に、単に新しい施設がふえるから自動的に定数を膨らましていくんだ、そういう形のことは避けながらたとえば臨時職員だとか、それから再雇用関係の問題等も出ておりますけれど、いろいろな問題を十分検討しながらこの自校方式という制度の上での問題だけは守っていきたい、こう考えているわけです。以上です。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から仮称二番橋の関係につきまして今までの若干の経緯を踏まえながらお答え申し上げたいと思います。

細部的には三つほど御指摘をいただいて御質問があったわけでございますけれども、６０年度の予算の中に予算計上科目の廃目を含めまして、この建設経費が１銭も計上してないというふうな御指摘でございますけれども、当初の計画の中では両岸を結ぶ地域開発との関連ということでございましたけれども、御承知のように高幡地区の区画整理事業の問題がかなり変わってきているというふうな状況がございます。そういう中で現在建設省と協議中でございまして

橋梁の構造等については当然許可権者であります建設省の許可が必要でございますので、それらの点について現在協議をいたしておる段階でございます。御質問の中にもございましたように確かに５８年の補正で計上をお願いいたしまして資格設計であります基本調査につきましては一応でき上がっているわけでございますけれども、何分にも万願寺区画整理事業の関係の左岸の関係につきましては、これからやはり計画が進む段階の中で当然取りつけ道路の問題が、問題がないと思いますけれども、高幡地区の関係の右岸につきましては取りつけ道路の問題がまず問題になるということで、この問題が現在事業推進をおくれさせている理由になっております。５９年度ですでにあの辺の現況測量につきましては測量に入っておるわけでございますけれども、今後の進展状況を踏まえながらさらに予算科目、予算の計上もお願いし事業を進めていきたいというふうに考えております。

公共施設整備計画の中では事務的には６１年度、６２年度ぐらいで計画を進めていきたいというふうに思っておる次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

最後の博物館の建設の件でございますけれども、この件については先般も申し上げましたけれども、理由といたしましては二つございます。一つはやはり全般的にかなり財政が厳しいということでございます。国の昭和６０年度の地方財政計画によりますと市税の伸びが平均１０.３％を見ております。本年、日野市の場合には6.3％でございます。金額にいたしまして１１億4,０００万円でございます。この程度の伸びでございますと一般的な経常経費で全部費されてしまうというのが実情でございます。この中には国の高率補助金のカット３億数千万ももちろん含まれるわけでございますけれども、そういう財源的な問題が一つでございます。次が博物館をつくりますとかなりの金額がかかりまして、その財源といたしましては特定財源といたしまして起債を予定をするわけでございます。起債につきましては５９年度から給与条項というものが入りまして今まで大体ルールに基づいて申請をすれば許可がおりたというものが、なかなかそうもいかなくなってきている状況でございます。理由ははっきりいたしませんけれども、最近発表されました都下２６市、市調書でございますけれども、その普通会計の予算の内容を見ましてもやはり堅実といいますか起債を制限をした中で予算規模を余り伸ばしてないというような組み方をやはりしているようでございます。そんなような状況を加味いたしまし

て昭和６０年度の建設は不可能であろうということで一応予算計上を見送ったということでございます。現在、６３年、要するに１年ずらして６１年に建設ということは、やはり国の補助金を獲得しなければなりませんので、そういうことからしますとやはりまた一から出直しをするわけでございます。現時点で関係方面との調整は昭和６３年度建設ということで今動いている状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　時間がないから十分に全部できないんですけれども、第１点目の今年度の予算書における給与費の計上の仕方ですけれども、前年度の給与改正率の見込みとしてね、妥結内容が3.37、載っていて少なくなる分ですね、６カ月延伸だとか初任給の１号ダウンだとか、そういう内容については載ってないということ、非常におかしいんですね。多くなるところについては、きちっと見込みで載っかっているんですよね。いつもですと、この3.37なんていう細かい数字ではなくて、あるいは２％あるいは３％、こういう見込みで載っているんですよ。ところが、ここだけは3.37ふえているんですね。減らすべきところについてはまだ妥結してない段階でしたからとか、ということで載せてないということは非常におかしいなというふうに思いますが、これについてはお答えは結構です。

次に給食、給食の問題に入る前にいろんな施設の民間委託の関係で、この日野市でもＯＢ職員を有効に使った管理公社みたいなものをやってみたらどうかなというふうに思います。全国の市の例を見ますとＯＢの職員の方を利用して、つまりたとえば給料等はいただく年金等を差し引いた額を差し上げる。ですからその分だけ人件費が浮くわけですけれども、事務の内容等については役所のＯＢだからよくわかるというふうなことで、なかなかいい例があるそうですから、その辺もぜひ参考にしていただきたいというふうに思います。

それから学校給食の件なんですが、教育長のお話もよくわかるんですが、実は臨調が初めの報告のときに地方財政の骨子という中で選択と負担のシステムをつくらなければいけないということを言っているんですが、それを全く引用しまして全国法人会総連合という要するに法人の集まりですね、こういうものが５８年の１２月に地方財政に関する提言というものを出しているんですね。これ、そっくり臨調の報告を受けて出しているんですけれども、どうしてこういうことを出すかといいますと当日野市の場合によくわかるんですが、地方自治体の財政負担を法人が非常に負担をしている。財政的な援助、援助じゃないんですけれども、負担を法人が

している。ですから法人としては地方自治の財政運営がどうされているかということを、もっと的確に見た方がいいだろうというふうな意味での提言なんですね。その中できちっと書いてあるんですね。そっくり引用してある基準の行政を超えるサービスについては市民に対してですね、選択と負担を、何ていいましょう、選ばせなさいと、こういうことを言っているんですね。

私は学校給食等も昔のことを考えれば各家庭のお母さん方が、それぞれ自分の子供さんのためにお弁当をつくっていれば今年度でいえば６億7,０００万ですか、このお金は要らないわけですよ、人件費だけで。そういうことをこれだけ日野市は、あなた方のお子さんのために負担をしているんですよということをお母さん方によく説明を申し上げて、それとこの学校給食をやるということとをはかりにかけるといいますか、そういう姿勢がそろそろ必要ではないかと思うんですね。もうすべてをそうしろと言うんじゃありません。基準の行政はもちろん自治体がやらなければいけないけれども、ある一定基準を超えたものについては住民に対して選択と負担、このシステムをつくっていくべきであろうというふうに思います。

これは改めて思いますのは昨年レッドランドに行きましたときに町の再開発ですか、再開発についてやる場合にはこれだけ費用がかかるんです。それには皆さん方これだけ負担をしていただかなければできませんよ、それでもいいですかということを問いかけているんですね。それで結構ですということで初めて町が再開発を始める。こういう段取りをきちっと組んでいるんですね。ですから何も全部こうやれとは言いませんが、学校給食あたりもそろそろそういう段階に来ているんじゃないかな、少なくともお母さん方に教える必要はあるだろう、このくらいの負担が皆さんの税金でかかっているんですよということを教える必要があるだろうという気はいたします。これだけは申し上げておきます。

それから３番目、４番目を主にやりたかったんですけれども、なかなか時間がなくなっちゃったんですが、どっかいっちゃった、二番橋の問題、どっかいっちゃった。（「橋がなくなっちゃった」と呼ぶ者あり）橋がなくなっちゃったよ。

二番橋については廃目ということですね。道路新設、道路じゃない。橋梁新設改良費ですか、これが廃目になっているということですよね。今のお話だと建設省と協議中だからちょっとなかなかできないんですというようなことを言っているんですが、協議中なんていうことを今さら言うのは絶対おかしいんですよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）先ほども言いましたよう

に初めは本当は学区変更によってできるというようなことなんだけれども、それは余り言いたくないから区画整理の関連でということをおっしゃるんでしょうが、そうだったら、区画整理の関連だったらば、きちっと計画ができているんだから（「そうだよ」と呼ぶ者あり）都市計画の一種なんだから次はこうなるでしょう、ああなるでしょうということはだれだってわかる。建設省とはもうきちっと話し合いをした上で設計だとか、そういう予算を組むべきなんですよ。こんな立派なものまでこさえちゃってから実はお話し合いがまだでした、今やっているんですよというんじゃ余り無責任だと私は思うんですね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これはもう、ぜひ指摘をしておきたいと思うんですね。

それで、さらに申し上げますと、いいですか、取りつけの、取りつけの道路がないんですよね、あそこの橋は。取りつけの道路がなくて歩道橋をつくりますと言っても建設省はまず許可しませんよ、これ絶対に。だから両方の区画整理から道がきちっとできて、いかにもここに橋がかかれば大丈夫ですよという態勢ができない限り国は絶対許可しませんよ、これ。さらに歩道橋では国庫の補助金はつきません、これ。これは間違いないですよ。親水公園とかね、そういう一画で、いろんな町づくりの一環でそこにこういう歩道橋をつくりますというきちっとした段取りをとっていれば国庫補助はつきます。でも、この計画では絶対国庫補助金つきません。つまり国との十分な話し合いもない、国庫補助だってつかない。じゃあこの見通しだったら恐らく６１年、６２年にやる計画がありますなんていう御答弁ですが、絶対できませんよ。その証拠には先般、昭和６０年度予算の編成方針と事業についてというところに次のふるさと博物館はきちんと６３年度にやるつもりですというふうに書いてあったでしょ。これ書いてないですよね。書けないですよ。だから、さらに先の方にいっちゃうだろう、あるいは、これは万願寺の区画整理が全部終わるのは１０年から、そのぐらいかかるかと思うんですが、高幡の南口がもっとかかるかもしれない。だからそれができるまではできないと私は思いますよ、きっとできないと思います。それで、それをまず申し上げておきます。

それで――まだ時間あるね。それで、これいろいろ問題聞きたかったんだけれども、言うだけにしちゃいますが、それと次の、いいですか、ちょっとふるさと博物館、これも同じようなことがあるんですよ。これね、５８年の１１月３０日に――よく聞いてください。国との売買契約を締結しているんですね、あの用地の、博物館用地。そのときにこういう約束しているんですよ。よく聞いてください。６１年３月までに建物をつくります、こういう約束をしている

んです。総務委員長、そうですね。３月までに、来年の３月までに絶対こさえますよという約束をもとにして買っているわけですよ。ところが、もう間違いなくこれできなくなりましたね。だから、これね恐らく5,０００万円だか6,０００万円だか知りませんよ、間違いなく違約金取られますよ、国に、違約金を。６１年３月にできないんだから。それが１点。

次に、去年の文教委員会の説明の際にちゃんと説明を私メモしたんですよ。よく計画ができてましたからあと少しでできそうなところまで計画ができてたんですよ、工事費の中に5,６００万円の国庫補助、いいですか、きちっと5,６００万円の国庫補助をとるようにしておりますと、こういうふうな説明があったんですね。それと残りの額の３分の１は今財政部長が言ったように起債を見込んでます、こういうことです。つまりこの国庫補助をもうお願いしちゃってあるんですよ。5,６００万円ぜひお願いしますということで行っているわけですね、担当者が。じゃあ、これどうするんですか、これ取り下げですよ、お断りにだれか行ったんでしょ、きっと今年度予算に計上されなかったから。これは間違いなくペナルティーがあるんですよ。だからペナルティーがあるからこの当初の６０年度予算の編成予算の事業についてというところでわかるんです。６３年度事業に計画を延期したとはっきりここに書いてあるのはなぜかというと１回こういうふうにお願いに行って約束をした国庫補助金を断ったりしますと１年間ペナルティーを受けちゃうんですよ。来年つかないんですね。だからもう１年置かなければつかないから、どんなに早くったって６３年度になっちゃうんですね。でも、しょうがないの、これ。だからこういうふうに市長ね、書きたくなかったんだけれど、書いたんですね。でも、どうして書いたかということが私いろいろ調べてみてよくわかったんですね。こういう事情があるんですよね。これで……

○副議長（米沢照男君）　あと３分。

○８番（馬場弘融君）　質問に対して答えてもらいたいんだけれども、これ、お答えを要求してるとまたそれで終わっちゃうから申し上げますけれども、要するに今回の問題を取り上げたのは昨年来言ってますけれども、どうして一般受けするといいますか、選挙の前とは申せあれもやりましょう、これもやりましょうなんてことを２年間言ってきちゃたんですか。過去２年、３年の間に。言ってもいいですよ、特にふるさと博物館や二番橋なんか絶対につくりますよてなことをやっちゃってこんな計画つくったりなんかしちゃった。ところが、この段階に来てだめでした、こういうものなんかが余りにも多過ぎます。幾ら選挙の前だから何だかん

だやればいいんでしょうといったって市民会館は何とか補助金を断ってもできたかもしれないけれども、こういういいかげんなあっち突っついたり、こっちを突っついたりという財政というか行政の運営では非常に困ると思うんですね。

改めて私は、この日野の森田市政の計画性がないなということを今度の予算を見てもうつくづく痛感をした次第でありまして、特にこの文教ですから教育委員会関係に対してはもう本当にかわいそうでしょうがないんですね、これ。つくってあげますよという形でふるさと博物館約束をした。私も実は地域の会合で言っちゃったんですね。昨年の文教委員会の後でいや、いよいよできますよてなことを。今度私はどう言えばいいんですか。委員会の席で公式に言ったことを私なんかもう正直に受けて言っちゃったわけですよね。訂正しなければいけない。これくらいひどい話はないですよ。いいですね。

そういうことをもう時間が、ぎりぎりになりましたから申し上げるだけ申し上げておきまして、あとはその辺もひっくるめて予算委員会でじっり審議をしていただきたいということを申し上げまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の２、昭和６０年度予算の問題点に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時４７分散会

３月13日　水曜日　（第８日）

昭和６０年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第８号）

３月１３日　水曜日　（第８日）

出席議員　（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
３０番	高橋通夫君		

欠席議員　（１名）

２９番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰君

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和６０年３月１３日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

（議案上程）

日程第２　議案第２９号　日野市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第３　請願第６０－４号　日野駅―豊田駅を結ぶ市内バスを速かに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第３まで

午前１０時９分開議

○議長（高橋通夫君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２２名であります。

一般質問を行います。

一般質問２２の１、幼保一元化について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　　おはようございます。通告に従いまして幼保一元化について質問をさせていただきたいと思います。

昨年でしたか、幼児教育センター問題をめぐりまして幼保一元化ということが浮き彫りになってまいりました。それを実施するに当たって、かなりの問題点があるということでなかなか前進をしてないというのがいまの状態だと思うんですけれども、私は、先般大阪の交野というところへ行って幼保一元化の実態を見てまいりました。それは、幼稚園という名前で、幼稚園と保育所とが一緒になった、一体化された施設だったわけですけれども、それを見て、森田市長が一元化をしたいとおっしゃっていたことがやや見えてきたような気がいたしまして、それで、私の気持ちといたしましては、これはぜひ早く進めるべきではないかという立場に立って、質問を今回させていただこうと思います。

幼保一元化といいますのは、御存じのとおり幼稚園も保育所も、どちらも幼児を育てる場に変わりがないんだから、一体化してやれないんだろうかというのがそもそもの発想のもとだと思うんです。文部省だの厚生省だのとむずかしいことを言っているのは、結局大人の側の都合であって、主役である子供にとってみれば、親が共働きであれ、母子家庭であれ、父子家庭であれ、あるいは専業主婦のいる家庭であろうと子供の育て方に違いがあるはずはないわけです。このような考えのもとにこれから質問を進めてまいります。

私が幼保一元化の言葉を耳にいたしましたのは、もう２０年くらい前になります。日本の幼児教育・保育制度が、幼稚園と保育所に分けられて２元化されてきた過程にはいろんな理由がありました。ですから、たてまえとして幼稚園と保育所の目的や機能が異なっているわけです。ところが、現状の幼稚園と保育所とを比較してみますと、必ずしも本来の機能や目的がはっきりしていない。むしろ同じような保育が行われているというのが、いまの幼稚園とか保育所で

はないかというふうに見ています。もし違いがあるとすれば、長時間保育と短時間保育という、保育時間の長さの違いではないかというふうに考えます。

お昼を食べて、ほどなく幼稚園を出る短時間保育児には必要のない昼寝とかおやつの時間が、夕方まで施設で暮らす長時間保育児にとっては、とても大切な生活の一部になってくる。もう流れとしては、そういうふうなことで保育園児と幼稚園児を違う理念で育てるというのは、もうそろそろこの辺で終止符を打った方がいいんじゃないか。そんなふうな割り切り方で、今後幼児教育はすっきりさせていきたいというふうに思います。そうすることによって、本当に幼児によって、幼児教育の中で何が一番大事なのか。どういうことを一番大事に考えて子供たちを育てたらいいのかということが見えてくるんじゃないかというふうに思います。

そこで、第１の質問でございますが、幼稚園と保育所との間に教育上の格差をつくらないために幼保一元化をするには、どのような問題点が考えられるのでしょうかということが一つ。

それから、２点目といたしましては、幼保一元化の問題点を解決するに当たって考えられる方法。どういうふうにしたら解決できるのか ── で、一体化できるのかというその２点を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

先般夏井議員さんの質問の際にも、日野市の幼稚園並びに保育園に現在入園している児童の数が、該当児の９割近く入園していると。そういう状況の中で、確かに現在の幼稚園、保育園の教育という問題。この問題は、ほとんどそういう該当児を抱えている家庭全体の問題といっても過言でないほど、幼児教育というものが浸透してきているということが言えると思います。

いま幼児教育関係の問題につきまして、幼保の一元化という問題が叫ばれてから、先ほど橋本議員さんの方で御指摘のように、非常に長い年月を経過していると。どんなところにその問題点があるのかと。端的に申し上げれば、これはやはり厚生省、文部省というような二元行政。その中で、片方は児童福祉法に沿って制度が持たれ、一方では文部省として学校教育法に基づいて幼稚園というものができていると。当然その中で児童を指導しております先生方 ── これも資格の面で幼稚園教諭、あるいは保育所保母というような資格のもとで対応していると。ほかにもいろいろ原因はあると思いますけれども、幼保一元化の問題につきましては、国段階でも相当 ── どうやったらいいのかということについての模索が続けられていることは事実でございます。

昨年の３月、前の文部大臣である森文部大臣が、幼稚園、保育所、これは設置目的の違いはあるけれども、一元化すべきであると思うと。どういう形で一元化するかということについては臨教審の答申を踏まえて取り組みたいと、こういうふうな発言を文部大臣もしているというような状況でございます。ただ、この問題が長い間一元化ができないという状況のもとには、先ほど申し上げたような事情があるわけですけれども、最近では保育所自体で幼児を教育していく中で、幼稚園の指導要領 ── これに基づいた教育を保育所の方でもしていると。一方、幼稚園側に対しても父母の方で長時間保育をやっていただけないかと、こういうような要望が父母の方からも出ていると。

確かに保育所の性格そのものも、当初児童福祉法でうたっています保育にかける状態と、こういうものがいろいろ変化をしてきていると。保育にかける状態というその状態の中に経済的な余裕、こういうものが一方では生まれてくる中で、保育にかける状態というものの変化が生じてきていると。実際に保育所というものが本来あるべき児童福祉法に沿っての保育にかける子供という段階を超えて、幼稚園に入園をしても差し支えないような幼児も保育所の方で措置がされていると。このようなもろもろの問題が現在の幼保の問題をめぐってはあることは事実でございます。

そういう状況の中で解決方法はどうなのだという御質問でございますけれども、抜本的な解決というのは、やはり森文部大臣も言われるように法改正ですか、この問題が施行されない限り根本的な解決というものはむずかしいんではないかと、こう考えております。ただ対症療法として、いま日野市の幼児教育センターでもいろいろ研究を積み上げていますけれども、その中で幼稚園あるいは保育園、こういう一つのかきねというものを取り払って、お互いに幼児という立場におけるところの相互理解といいますか、あるいは共通的な行事、こういうものを幼稚園、あるいは保育園ともどもに取り組んでいくような方法がとれないかどうかと。こういうような毎日毎日の実践の過程の中で積み上げていくというような形での対応。これは、幼稚園あるいは保育園という制度が、それぞれ縦系列で文部省、厚生省という形の中であったとしても、現実問題先ほど御指摘がありましたように、幼児という立場に立っては違いがないわけで、たまたまそれがいま言った保育園に処置をされている。あるいは幼稚園に入園していると。そういう違いであるわけでございますので、その辺の問題が前向きに進められていくような状況

が生まれてくれば、ある程度前進していくんではないかと。

それから、幼稚園の教諭、あるいは保育園の保母さんたちの理解といいますか、こういう問題も決してゆるがせにできないんではないかと。ただ、観念的に幼保一元化という形で呼びかけていても、現実問題幼児の教育に当たってくださっている幼稚園の先生、あるいは保育園の保母さん、こういう方々の幼児教育をめぐる問題についての共通理解。こういうものが必要なのではないかと。その辺の問題がある程度解決されながら、最終的には国におけるところの法改正というもの。そういうところへ結びついていけば幼保一元化というものは実現できるんではないかと、こんなように考えています。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　いまの御答弁では保母さんと幼稚園教諭の共通理解であるとか、かきねを取り払った形での一緒に何か行事がやれないかとか── というところで何とか一本化できるんじゃないかというお話ですが、もっとそれを具体的に私はこういうふうに考えるんです。まず、長い幼稚園と保育園の歴史の中で、お互いに保母の立場、あるいは幼稚園教諭の立場で誤解し合っている部分があるということは私も感じていますし、それがかなりのかきねになってしまっているというふうなこと。だから、それをどういうふうに解決したらいいのかなあと思っていましたら、交野市でやっていらっしゃる方法は本当にいいなあと思ったんです。交野の場合も公立です。三つの公立の幼児園という名前で、幼児の保育施設があるわけですけれども、どの施設も職員を採用する際に、保母の資格と幼稚園教諭の資格と両方を持っている人をまず採用するということで、共通理解を深めるというのは、もう理屈抜きにそれぞれが両方持っているわけですから簡単に解決するわけです。それはとてもいいと思いました。

それと、厚生省と文部省の、いまのそれぞれが違う立場で運営が行われているわけですから、それをどんなふうに交野では解決しているかというと、短時間保育の園児を育てる場と、それから、長時間保育の、いわゆる保育園児に当たる子供たちですが── その建物を、ちょうど日野市でいいますと多摩平の第一幼稚園と保育園のような形で同じ場に建てて、そして、どちらも職員は保母と教諭の資格があるわけですから、分けないでお互いに一つの部屋で、両方の作業をしていくというふうに事務的な作業を行っていく。だから、事務室は一つしかないわけです。それを行政側も、さらに機関を一本化しまして、教育委員会と福祉の方というふうに分けないで、また、別の一本化した行政側でも受け入れ体制をつくってということで、いまの

制度の中で非常にいい形で解決しているのを見てきまして、これなら日野でもできるんじゃないかというふうに感じているわけです。だから、そういう職員が両方の資格を持ってる職員を採用するとか、あるいは建物をそれぞれが一つのところに置きつつやっていくというのは、日野の場合ですと、いまの多摩平あるいは旭が丘で、早速にやろうと思えばできるんですけれども、そのあたり教育長どういうふうにお考えでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

職員採用時点におけるところの幼稚園教諭並びに保育園保母、この両方の資格を持っている方を採用するようにという交野市の例でございますけれども、日野市の場合でも、最近職員採用につきましては、できるだけ両方の資格を持っている職員を優先的に採用するような努力── これは職員課の方で採用時点にやっていただいております。

それから、なお幼保関係の一元化の問題につきましては、公私立の幼稚園あるいは保育園、こういうものがあるわけですけれども、やはりその辺の先導的指向と申しますか、そういうものを取り組むには、公立の場の中においてどういう対応があるのかということを先導的に心がけていくという、そういうことが必要であろうとこう考えております。たまたま多摩平の第一幼稚園、ここに幼児教育センターをいま置いてありますし、すぐお隣には多摩平保育園があると。今回の第七幼稚園、これにつきましても旭が丘の保育園がすぐ隣接していると。こういうような条件のそろっているところ。そういうところを一つの、やはり手がかりとして幼保の関係の問題につきましては、さらに現行制度の枠の中で対応できる面につきましては、ぜひ幼稚園、保育園両方の職員には呼びかけ、また、いま申し上げましたように行政段階では縦系列という形がございますので、福祉部の方とも連絡をとりながら、お互いにその辺で対応できる問題、そういう問題につきましては、今後も引き続いて努力していきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　今後そういう一体化の方向で努力をしていきたいという教育長の御答弁でしたので、ぜひそれを早いうちに進めてほしいと思います。象牙の塔はそんなに入らないんですよ。象牙の塔をつくる── 幼児教育センターも結構ですが、もっと── 交野市で

言いますと、幼児教育対策室とか何とかっていう、行政側の受け入れができておりまして、そこで一本化した考えをそれぞれの幼児園と一緒になってつくっていくという――わりあい現場のことを知っている方が対応してこられたんじゃないかなあっていうふうに思います。元教育長だったという女性の方が、教育長をおやめになって、わざわざ対策室に――どちらかと言えば格下げのような形で、本当に献身的な努力をなさってでき上がったというふうに伺ってきましたけれども、私は、別にいまの長沢教育長にそうしてくださいということではなくて、進めるに当たってはどの方向が一番いいのか。これからぜひ現場の声を大事にしながら、何とか早いうちにやってほしいな…。

具体的なやり方については私もたくさん学んできたんですけれども、 ほんの簡単にさわり程度にお話しいたしますと、保育園児は当然ゼロ歳児からいますから、あそこでは4歳までが長時間保育児です。そして、1年保育だけ、いわゆる幼稚園児に当たる短時間保育児を採っています。で、4歳までは一つの棟で保育園のような保育を受けてきて、5歳になったときに、今度は新しく1年保育で入ってきた短時間保育の子供と全部まぜまして、分けないで全部をまぜてそれぞれ短時間保育児と長時間保育児が、各クラス同じようにまざり合うような形でクラス編成が再編成なされる。そこで、いわゆる1時半くらいまでの、幼稚園児がいる時間帯までは普通の幼稚園のような暮し方をして、1時半になったら長時間保育児も一たんかばんをかけるんです。もう帰っていく子供たちと一緒に先生とさようならをして、短時間保育児は、そこで親たちと一緒に帰っていきます。残った長時間保育児は、別のまた部屋に移りまして、それぞれのクラスから集まってきた子が、またそこで名前の点呼などを先生からしていただいて、そこからが今度昼寝だとか、おやつだとか、長時間いるからどうしても必要になってくる――そういういわゆる保育園でやっているような中身になっていくわけです。ですから、その流れが非常にスムーズに、子供たちもスムーズに受け入れているし、先生方も両方の資格を持っていらっしゃるものですから、とてもいい形――百聞は一見にしかずって、まさにこのことだなと思いながら見てきたんですけれども……。具体的な面も理論的な面も含めて、かなり私ども勉強させていただいてくる中で、これはすぐにでもできるんじゃないかという自信を深めて戻ってまいりましたので、ぜひ教育長には先ほどの御答弁のようにがんばっていただきたいと思います。では、この質問について市長がもし何かお考えがありましたら、一言簡単で結構ですが御答弁いただけますでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　交野市の実践されておりますやり方については、私も数年前に現場を拝見をし、関係者の方々の設明御意見も聞いてまいっております。幼保一元というかたい言葉を言いますと、なかなか制度的にむずかしいということにぶつかるわけですが、幼保一体に近づける――こういう考え方で臨むならば、むしろ関係者の意識の持ち方にかかわってくる。やり方は直接保育にかかわる幼稚園教諭と、それから、保育園保母、この資格をともに持つ人を併任をして、そうして共通の人事にすると。こういうことも可能でありますし、要は親の側にもあるかもしれませんが、かかわるものの意識の持ち方。これがはっきり確立できれば、現場が近ければ近いほどそういう形を実際につくり上げることはできると。こう思って、かねてそれを実施したいということを目指し、いまはまだセンターの研究段階にゆだねておるということであります。もしそういう状況に近づくことができるならば、日野市は一つ新しい幼児教育の先導的な指向として試みてみたい。このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２２の１、幼保一元化について問うに関する質問を終わります。

次に２２の２、学校給食の今後の行方について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　それでは２番目の給食問題の質問を続けてやらさせていただきます。

今議会まさに給食問題オンパレードといったところで、トップでは川嶋議員でしたか、鈴木議員、旗野議員、馬場弘融議員と、きょうで5人目ということで大変教育長には申しわけないんですけれども、また私は私なりに質問をやらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

立場を大きく分けて、これまでの4人の皆さんのお考え、私も含めて自校方式か、まずはセンター方式かという二つの考え方でくくれるんじゃないかというふうに思います。私は、当然自校方式という立場でお尋ねをしていくわけですけれども……。早速でございますが、この間旗野議員とのやりとりをお伺いしていましたら、何か数学の上でかなりむずかしい話になっておりましてよくわからなかったんです。ですから、その辺をまずは先にはっきりさせてほしいというのがございます。

１点目といたしまして、単独校方式で行った場合の経費が、総務庁の調査によりますと１食当たり１４７円。日野の場合が、にもかかわらず２２４円７４銭ではないか。その内訳はどうなんだということが一つの疑として出てきました。これを１点お伺いしたい。

それから、２番目としまして、市役所の食堂の例が出されました。食堂では３３０円の定食が出されているのに、にもかかわらず学校給食の場合には４１２円１０銭ですか。この開きはどうして出てきたんだろうかというのが単純な２番目の疑問でございます。これについての御答弁をお伺いしたいと思います。

３番目といたしまして、日野市の場合の単価ですが２２４円７４銭。これに対して、これはちょっといいなと思ったんですが、近隣の他市の場合、たとえば八王子が２６３円、三鷹が２９８円、調布で２７３円、東村山２９０円等々、日野よりもかなり高いという数字が出ていますが、日野市と他市との差の理由ですね。他市がなぜ高いのか、その辺を知りたいと思います。

それから４番目といたしまして、総務庁の調査の１４７円に対して、多摩地区が全般的に非常に給食費が割り高になっていると。これについての理由がもしおわかりでしたら教えていただきたいということです。

それと、さに5番目といたしまして、給食の調理員の作業日数が一般的に１８０日前後というふうに言われています。でもこれは、作業員が１８０日で、あとはやりたくないと言っているんじゃないというふうに思いますので、それは作業員の責任ではないなと考えます。学校の授業日数の方との関係が非常に深いわけです。だから、このあたりとの職員との労働条件との違いといいますか、これがどういうふうに考えられているのか。教育長からの御答弁をお願いしたいと思います。後の方は少し後回しにしましょう。とりあえずその数字の上でいろいろ疑問が出てきておりますので、それについての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君の御質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

おとどい旗野議員さんの方との給食関係の問題についての討論といいますか―お答えでは、時間もなくて十分なことがお話しできませんでしたけれども、いまの総務庁の１食当たり１４７円と。それが日野市の場合の１食当たり単価が２２４円７４銭と。約総務庁試算の１．５倍近い公費をかけていると。なぜこういうような結果が出てきているのかと。総務庁の場合におきましては、全国平均の状況の中で１４７円という数字が打ち出されてきていると思います。当然全国的に農漁村等の学校でも、現在では学校給食というものが実施されておりますし、東京とか大阪のような大都市周辺の学校給食とは、給食の内容も若干違いがあると思いますけれども、そういう中で全国平均という形の１４７円という数字が出ていると思うんです。

特に、２２４円７４銭。これの数字でございますけれども、この数字につきましては、主に、この前旗野議員さんにもお答えいたしましたように、人件費部分の経費と、その他の部分 ―― この二つに分かれるわけです。その他の部分の中の一番大きな支出面は光熱水費です。この人件費部分が２２４円７４銭のうち１６８円５８銭、これが１食当たりの人件費相当分という形ではじき出されております。ですから、その他の部分が５６円１６銭ということで、ちょうどこの人件費部分が全体の７５％に相当していると。

確かに総務庁関係の問題につきましては、いろいろな理由があると思いますけれども、たとえば給食作業員の配置基準。これは、各都道府県あるいは市町村段階でどのような配置基準になっているのかとか、あるいは年齢構成 ―― その作業場で働いている方々の年齢構成。その職員の給与ベース、こういうものが総合的にからまり合って総務庁試算の約1.5倍近い公費が、日野市の場合でに必要になっているということが言えると思います。

市役所の職員食堂、これが３３０円で定食が一応実施できていると。それにもかかわらず学校給食の１食当たりの経費が４１２円１０銭。こういう１食当たりの経費がかかっていると。これは一体どういうことなんだと。確かにこの前旗野議員も言われておりますように、日野市の職員食堂につきましては、光熱水費は市の方で負担しておりますので、内容的には材料費と人件費。これが委託業者の方で負担しながら現在の食堂の運営というものが行われていると思うわけでございますけれども、学校給食の場合はどういうことになるのかと。父母の方々に負担をしていただいております材料費、これが１食当たり１８７円３６銭という数字になっております。材料費が１食当たり１８７円３６銭。それに、先ほど申し上げました人件費 ―― 公費でもっております人件費１６８円５８銭。これを合算いたしますと、ちょうど日野の市役所の食堂で対応しているのと同じような状況になるんではないかということで、材料費と人件費、これを合算しますと３５５円９４銭と。それでもまだ市役所の職員食堂よりか二十五・六円１食当たりの単価が高くなっていると。３５５円９４銭というのが学校給食の１食当たりの単価と、光熱水費とを除いた単価という形になるわけです。

こういう差が出てくるのはどういうところに原因があるのかと。これは、やはり給食回数の問題。よく言われますように、学校給食というのは年間１８０回前後ですか。これは、確かに学校の授業とのからみもございますので、１８０回前後の給食を実施していると。そうしますと、各学校に一応雇用されておりますところの作業員の方。これは、給食の回数が１８０回であれ、あるいは２００回、２４０回であれ、人件費という形では変わりがないわけです。ですから、１８０回の給食回数で割りますと、いま申し上げたような３５５円９４銭程度の１食当たりの単価がはじき出されると。この給食回数を２００回なり二百四、五十回に引き上げることができますれば、１食当たりの単価というものは、恐らく市役所の職員食堂よりか、さらに低く抑えられると、そういうことになるんではないかと思います。

それから、３番目に日野市と近隣市ですね。学校給食をやっております周りの市。たとえば八王子だとか調布だとか、三鷹だとか、こういうところの市と比べてみたときに、日野市は今度は１食当たりの単価がよその市の１食当たりの単価よりか安い原因ですね。これはどういうところにあるのかと。私、その中の一番やっぱり中心的な問題は、人件費関係に置かれていると思います。というのは、日野市の場合には栄養士さん。これも、とにかくいま２４校で給食をやっているわけですけれども、１２名の栄養士さん ── 都費の栄養士さんを一応学校には配置されていると。都費支弁の栄養士さんですから、当然その給料等は東京都の方から支払われていると。お1人５００万としても、１２名というと6,０００万からの人件費が、東京都がその１２人の栄養士さんのめんどうを見てくださっていると。ちょうどこれは５０年ころ、栄養士さんの身分都費移管の問題があった際に、やはり非常に大きな問題になったわけですけれども、日野の場合にはいろいろな状況ありましたけれども、その時点で都費を希望される栄養士さん方については、都費支弁の栄養士さんに切りかえたと。ところが、いま申し上げました八王子だとか調布だとか三鷹、ここらでは全部各学校の栄養士さんが、全部市負担の栄養士さんと。こういう形で処理をしているというところで、これまたいろいろ都費、市費という身分的な、あるいは給与の出どころの違う栄養士さんが一緒になって栄養献立問題等についてやっているんで、ある面ではむずかしい面もありますけれども、それにいたしましても、一応日野市の場合には、いま申し上げたような状況の中で学校給食を運営しているというところに、近隣市と比較したときの、日野市の1食当たりの単価というものが、他市よりか低く抑えることができている一番大きな原因があるんじゃないかと思います。

それから、総務庁調査の１４７円と多摩地区の各市の１食当たりの公費負担の単価、これが非常に割り高になっていると。このことは、先ほど申し上げましたように、職員の配置基準だとか、給与ベースだとか、あるいは年齢構成だとか、そういうものがいろいろ入り組んでそういう状況をつくっていると思いますけれども……。ただ東京都の場合に給食調理員さんの配当基準 ── 東京都が示している配当基準というのがあるわけです。これに基づきまして日野市でも、あるいは多摩の２６市でも、何食から何食までは何人の調理員さんで調理をすると。こういうような形の一応の配当基準というものが東京都として示されていると。ちょうど学校の４５人、あるいは４０人学級の問題ではございませんけれども、45人までは1クラスと。46人に児童数がふえたときは、それを2クラスに編成するというのと同じように、何食から何食までは何人の調理員さんで調理すると。こういうことの基準が一応示されていると。

この基準につきましては、これは、東京都の場合他府県と比較した場合に、学校の先生方の配置基準もそうなんですけれども、教育というものに関して東京都は非常に手厚い対応をしてくださっているというところで、学校の教員、あるいは学校教育の一環という形で取り扱われております学校給食の職員の配置、こういうものにつきましての基準が、他府県よりか有利な形、手厚い形で対応されているということ。そのことは言えると思います。

それから最後に作業日数は１８０日との問題でございますけれども、これも給食問題が論議されを時点で非常に毎回出る問題でございますけれども、1年３６５日と。じゃあ市の一般職あるいはほかの、給食調理員さん以外の仕事についている方々の、年間出勤日数というのはどれくらいなのかと。これは、日曜とか祝祭日、あるいは年休、週休その他夏季の厚生休暇等、どの職員も同じように受けられるそういうものを差し引いた出勤日数というのは、大体２５０日前後というのが一般職員の出勤日数という形になってくるわけです。２５０日に対して、学校給食調理員さんの場合には１８０日あると。７０日ほどそこにむだがあるんじゃないかという問題。これが当然考えられるわけでございますけれども……。

御承知のように学校給食というのは、学校では月曜日から金曜日まで、土曜日は学校給食をやっていないわけです。年間大体３５週という授業日数といいますか ── 週が考えられておりますので、３５週学校で授業をやってきた場合に、土曜日が毎回給食をしていないということになりますと、それだけで７０日の開きのうちの半分、３５日は土曜日に給食作業が行われないということで消えていくわけです。

ただ、土曜日は、それじゃあ調理員さんたちは、給食がないんだから出てこなくてもいいのかということではなくて、学校の方には出てまいりまして、土曜日は主として調理員さん方につきましては、給食調理用具の、いわゆる手入れだとか、あるいは次の週の献立の材料や何かの一応の手だて、あるいは来週行われる調理関係の打ち合わせ。そういうことを土曜日の午前中、学校の方には出勤して、次の週に向けての準備をされているということが言えると思います。

７０日から３５日を引いた残りの３５日、ここのところが確かに一般職と給食調理員の方々との違いでございますけれども、それもよく出まして、夏休みの長期にわたる休業期間中の調理員さんたちの取り扱いというものが、学校の授業との関係で夏休み期間は、ほとんど学校給食というのは閉鎖されているのと同じような状況にあるというところで、残りの３５日の問題が出てくるわけですけれども……。教育委員会サイドでは、比較的学校関係に派遣している職員の研修問題とか、あるいは年休問題なども、できればなるべくこういう学校が長期にわたって授業が行われないときにとるようにしてほしいという指導だとか、あるいはふだんできません研修、こういうものは ── これは職員課の研修、教育委員会の研修含めまして、夏季休業中に７日くらいそういう形での調理員さんたちの研修に充てております。

さらに、夏の休み期間というのは、各学校ではほとんどふだんできません学校の営繕関係の作業。これが各学校夏季休業中一斉に入って ── そういう仕事をしに入られる状況がございますので、どうしても学校自体が汚れると。用務員さんだけではなかなか ── 毎日毎日の校舎全体、子供の清掃というのが行われておりませんので、大変だということで調理員さんたちも、そういう学校営繕等で学校内外が汚れるというときのお手伝い等に従事していると。そういうケースも各学校たくさん見受けられます。

以上、確かに給食問題関係につきましては、いろいろ私たち自身も検討し、また、現場で作業に従事してくださっている方々もよく自覚をし、その辺の調整をとりながら対応していかなくてはならない問題点というのは、たくさんあるということは事実だと思いますけれども、できるだけ何回もや答えしているように自校方式の線で、何とか日野の教育委員会といたしましては、学校給食を維持していきたいと、こう考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　いろいろ私も疑問を持っておりましたが、いまの御答弁でよくわかりました。たとえば１８０日の問題にいたしましても、よく考えてみますと、学校の先生方も夏休みがあったり、春休みがあったりしながら、だから公務員にするのはおかしいという声は出てないわけで、やはり教育の一環としての給食だから同じじゃないかなって、いま御答弁を伺いながら思いました。（「それがおかしいんです。途中まではいいんですがね。最後ころっと変わっちゃう」と呼ぶ者あり）いや、いまの御答弁伺っていたらよくわかりますよ。そして、他市よりは安い ── その理由は、都の栄養士さんが１２名入っていらっしゃると。これでほぼ6,０００万円くらいの差が出るだろうというふうなお話。都自身は、かなり教育に手厚い対応をしてくださっているんじゃないかと、他府県よりも高い。その中で日野は、都の御指導のもとに１２名の都の栄養士さんが入ってきているからという、もう大変涙ぐましいね── それはやりにくいと思うんです。市の栄養士さんと都の栄養士さんが同じ場所で働くというのは、いろんな意味でやりにくいところあるだろうと思うんですが、それを乗り越えた上で、少しでも安くということをやってくださっているんですから。言ってみれば三多摩の中では努力していらっしゃるんだなあっていういまの感想です。（「まずいなあ」「竜頭蛇尾」と呼ぶ者あり）

それと、どうしても聞いておきたいのは、皆さんがお聞きになってきたことですけれども、七生の給食自校方式でやると思うんですが、これいつごろからやるんでしょうか。確かに自校方式を貫いてくださるんでしょうね。それは教育長にお伺いしたい。

それと、市長の方からぜひお答えいただきたいのは、市長も立候補表明していらっしゃいますし、一つの御判断の目安として、私もぜひお伺いしておきたいと思うんですけれども、自校方式は貫ぬく。ただし、施設をそっくり業者かだれかに委託してしまって、貸してしまって、中身は委託になるというふうなことになりはしないかという危惧を大変しているものですから、そのあたりをちょっと市長の方から御答弁いただきたい。

その２点、よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

七生中学の給食関係の問題でございますけれども、現在工事中の工期が５月末ということで、５月いっぱいには一応でき上がると。その後、いろいろ給食開始するまでには準備もかかりますし、１カ月くらい調理室の備品の搬入とか、あるいは調理員さん方の対応とかそういうものがかかりますので、６月過ぎて７月に入ってからですと、すぐ夏休みということが起きてまい

りますので、私たちの方では夏休み期間中に、そういう給食開始に向けての諸準備を進めていくということで、できれば七生中学の給食開始というのを２学期の９月、こんなように想定しております。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学校給食のことが急に行革審等の影響もあって、各校方式あるいはセンター方式、あるいは委託方式いろいろ論議がなされております。それぞれ理由があるには違いないわけでありますが、経費の節減というだけで考えるわけにもまいらないと思います。日野市のこれまでの経過として定着しております自校方式と言われる方式。そうしてまた、作業員は骨組みとしては職員を充て、補助的な作業については若干のパートなり何なりの導入をするというふうなことが、私は日野市の学校給食に臨みましての基本的な姿勢だというふうに考えております。そして、センター方式は、これは全く何校か仮にまとめるにいたしましても、そういう場所を得ることもできませんし、すでに各校に設備がつくられ、一番いままではよいと言われる方法で進んでまいっております。あと運用の面につきましては、なるべく実質的には教育的な効果に役立ち、また、栄養なり何なりに欠けるところがないように、そして、労働作業面では能率が上がるようにということで取り組むべき課題である ── 問題であると。そのように思っておりますので、そう大きい変化ということは、急角度に変えるということはまずできませんし、日野の方式がやっぱり標準的な方式ではなかろうかと、このように考えております。（「革新ならば新しいものに挑戦しろ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　学校給食法が制定されたのは昭和２９年 ── ３０年前のことになります。学校給食法の中では教育の一環として位置づけられているわけです。小学校、中学校、定時制高校など1,６５０万人の子供たちが、いまこの給食の恩恵を受けています。ところが、昨年の９月２１日付で総務庁から文部省に対して、学校給食及び学校安全に関する行政監察結果の報告というのが出されまして、その中で「学校給食の食事内容について」という文部省体育局長１２５号通知の見直し勧告が行われました。その一つは、民間委託にして安上がり給食をしなさいということ。これ、おかしいと思うんですけれども。それまでは、民間委託は安全性や栄養面で非常に問題があると言い続けてきた当の文部省が、今度は逆に、委託をしなさいってひっくり返るのは私はおかしいと思います。

もう一つは調理日数。先ほども教育長とのやりとりをいたしましたが、常勤で配置するのは実態にそぐわないというような問題を指摘されているんですが、いまの私の感想といたしましては、先ほどの御答弁の中でよくわかりましたけれども、実際の勤務状態は決して１８０日だの１９０日だのということではなくで、土曜日にもしっかりと働いていらっしゃるようですし、休みの期間も研修等でがんばっておられるというふうな状態を考えますと、やはり文部省の方が事実の誤認をしているんじゃないかというふうに考えます。学校給食法で定められた教育の一環としての学校給食につきましては、責任を放棄しようとしている文部省の姿勢にこそ大変重大な問題があるというふうに感じます。

日野市におきましては、これまでどうり自校方式を貫いていただくことと同時に、安全と栄養に責任の持てる職員によっての直営方式で、いままで以上に子供の教育のため、給食の面からもより一層の努力を惜しまないでやってほしいと希望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２２の２、学校給食の今後の行方について問うに関する質問を終わります。

次に２２の３、四中の校長室の会議用の机といすを早急に適切なものと切りかえるべきではないかについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

（「委員会じゃないんだ」「四中の校長が悩んでいるぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○１番（橋本文子君）　とても重大な問題なんです。会議をするのに子供の小さな机を寄せ集めて、それでしなきゃいけないというふうなことでは、やっぱり本来の会議の方、重要視しなきゃいけないのに、そんな机の方でがたがたするというのはお気の毒ですから、この質問をさせていただくわけですが……。

日野市に市立の中学校が８校あります。本当にどういう理由があるのか知りませんが、なぜか四中の校長室だけが行ってみすぼらしいんです。他の中学校も見るんですけれども、みすぼらしいと。一説によりますと、学校を建てているときに大変物価が高騰いたしまして、どこか手抜きをせざるを得なかったというふうな話も伺うんです。しわ寄せが校長室に来たんではないかというふうに聞いているんですけれども……。たとえばこれまでにも、校長室に戸棚が置いてあるんです、書類なんか入れてある。その戸棚が余りに悪かったし、どうしようもなくな

ったので新しいのと取りかえようとして外したところが、そこの部分だけ壁がなかったとか。校長室の床がコンクリートのむき出しのままで、板を張る費用が少し節約されていたとかいうようなことで、それらはそれぞれ折に触れ手直しがされてきたというふうに伺っているんです。

ところが、会議のテーブルはといいますと、先ほども申し上げましたように、先徒の１人ずつの机が並べて、本当並べて寄せ集めて、その上にビニールか何かをちょっとおおいまして、それで会議をしろなんて ── やっぱりこれでは他の学校に比べて余りにひどいので、何とか机といすを、会議がしっかりできるようにやってもらえないかというのが今回の質問なんです。これをするに当たりましても、何回か出されていて、なかなか届いてないというふうなことも聞いておりますので、それ早速やっていただけるものかどうか質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

大変御心配かけておりまして、四中の校長室会議用の机いす。これは５９年度の予算で処置をして、現在品物の方、学校の方へ届いておりますので、各学校とも、いろいろ古くなった管理備品等の入れかえ等もございましたけれども、四中問題につきましては５９年度予算で処置をしましたので、大変長い間御迷惑かけました。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　ありがとうございました。届いているというの、いま初めて伺ったんですが、本当にありがとうございました。それでは終わります、この件。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２２の３、四中の校長室の会議用の机といすを早急に適切なものに切りかえるべきではないかに関する質問を終わります。

次に２２の４、清掃行政について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　それでは４番目のごみ問題でございます。昨年度の「統計ひの」によりますと、５８年度のごみの処理量が、市民１人当たり１日分といたしまして６９３グラム。全体では３万7,８８０トンとなっています。これは、可燃物、不燃物合わせたもので、収集してきたもの、あるいは持ち込まれたもの、すべてを合計した数字でございます。これを経費の方から調べてみますと、市民１人当たりの年間にかかる金額が6,２４２円という単純計算が成り立つわけです。そこで、たとえば夫婦子供２人の４人家族の家庭で考えてみますと、

6,２４２円を４掛けしますと２万4,９６８円、約２万5,０００円になるわけです。これが、納めた税金の中から使われていると。としたら、何としてもこの辺でごみの量は少しでも減らさなければ ── ごみを減らすということは税金を節約するということになるわけですから、ごみ減量に取り組まれている。もし、いま実態とか、あるいはどんなお考えがあるのかとか、ごみ減に対して。これは清掃部長の方からお伺いしたいんです。このことが１点と。

２点目といたしましては、もうかなり騒がれてきておりますが、有害ごみの処理についてです。現在使用済みの乾電池とか螢光燈は集められた上、北海道の野村興産に送られ、そこで処理をするという ── 三多摩がほとんどの市がその方法をとっているわけですけれども、トラックで運ぶ費用、あるいは処理費用など、大変貴重な市民の税金で賄われていることに対して矛盾を感じています。これらは、行政責任というより、むしろ企業責任だというふうに私は考えておりますが、部長のお考えはいかがでしょうか。もし企業責任だとしたら、その解決の方法について、もしいい方策がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上２点、まずは質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　まず、ごみ減量についてどのような施策を考えているかという御質問でございまして、そのお答えをいたしたいと思います。

特にオイルショック以前のは消費者形態では、ごみは出すもの、捨てるものという面が、むしろ美徳としてとらえたきらいがあると思います。オイルショック以後では、それが見直されて、ごみは出さないもの、捨てないものという発想の転換がありまして、資源問題、それから、環境問題上でもその必要があると思います。

それではどうすればごみを減らすことができるかということですけれども、現在の家庭ごみは生活様式そのものもありまして非常に多様化しております。先ほど言いましたように、使い捨て時代の中でごみの減量化のかぎは、各家庭の、特に主婦の方が握っていると思います。そういうことで、自治体の清掃担当者で、または専門家の間でも、幾らごみを減らしてくれというような重要性を叫んでも、直接排出者である一般消費者の理解を示してもらわなければ実効性はないと思います。

そこで、まず市としては呼びかけの運動として、市民に訴える広報体制の充実ということがまず第一ではないかと考えております。特に最近の調査によりますと、要するに容器の包装材、

トレー等のパックですけれども、家庭ごみの全体の容積比の中の割合が６０.５％を占めております。そういうことで、今後デパートとかスーパー等に対して、なるべくしないような方法として、地元の自治会、それから、清費者団体等とタイアップをしまして、そういうふうな関連活動の推進を努めていきたいという考え方でございます。

それから、第2の方法としては、ごみの資源化等リサイクルでございます。現在１８５の資源回収団体がありますけれども、５８年度の実績としましては、この団体の活動しました回収量が８８７トンにも達しております。金額としては、私どもの方に御報告されている金額が700万以上でございます。そういうふうな既設の団体の育成、それから、その団体のない地域に対してはぜひそういう団体を拡充して、広く資源ごみのサイクルの方法をとっていきたいと思っております。

それから、あとびん類。要するに雑びん類 ── カレットそう呼んでおりますけれども、こういうふうな分別収集。それから、５９年度の予算の中で、一応保管の倉庫を場内につくりましたけれども、粗大ごみ、この中ではかなり利用できるものがございます。そういうふうな粗大ごみの再利用、これを実行に移していきたいと考えております。

それから、５８年からお願いをしまして、市民サイド清掃問題協議会を設置してあります。まず1点として、清掃行政に対する市民サイドの提言。それから、２番目として、ごみ減量と資源化サイクルについての整理を、４月の６日土曜日ですけれども、そのときに答申が市長に対してされます。その内容を検討した中で、効果あるごみの減量の施策を考えていきたいと考えております。

それから、２点目ですけれども有害ごみ。廃乾電池、それから、螢光管、それから、体温計等の水銀の有害廃棄物の最終処分は企業が行うべきと考える。また、その見解と、企業側にあるとすれば、今後どういうような方法で処理すべきと思うかの御質問でございます。

お答えをいたします。まず日の出最終処分地を、昨年４月から投棄をしているわけでございます。日の出の最終処分地の地元との公害防止協定の中で、要するに有害と言われるごみを搬入してはいけないというふうな協定を結んでおります。当市でも１２０店の電気屋さんにお願いしまして、店頭に有害ごみの容器を設置しています。そして、昨年の９月から分別収集を行っております。現在廃乾電池として約１３トン、それから、螢光管については約7トンを場内の場所に保管をしてございます。それのまず処分方法でございますけれども、これは、あくまでも暫定処分としての方法ですけれども、２５市２町で構成してございます三多摩地域廃棄物広域処分組合、これを窓口として広域的に処分をしているところでございます。この間の私ちょっとＮＨＫのテレビを見ておりましたけれども、三鷹市の消費者団体の中では、乾電池をメーカー別に分別をしまして、そして、封筒に入れ、そのメーカーに送り返している。こういう運動もテレビで放映されておりました。本来有害物は、法律にもありますように企業側の責任でございます。そういうことの中で、適正処理困難物ということで、国に対して ── まず製造業者に対しては早急に適正処理困難物というのを指定をして、そして、指導するように。また、製造業者に対しては回収及び処理の早期実施の要請。これを、広域処分組合の管理者名によって、文書に盛って要請要望をしているところでございます。

今後どのような処理の方が一番妥当かということでございますけれども、厚生省の中には、５９年度より３カ年計画で調査に着手されています。生活環境審議会、廃棄物処理部会というというふうな部会を設置されまして、その中で適正処理専門委員会で検討をなされております。その結果を見て、この有害ごみに対して今後対処していくということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　かなり積極的にいまの有害ごみにつきましても、ごみ減につきましてもやっていらっしゃるということがわかったんですが、ちょっと１点だけ再質問させていただきたいのは、東京区部の場合、ここにちょっと月刊の雑誌の「地域闘争」という消費者問題取り扱っている雑誌に出ている数字ですが、１日１人当たりの東京区部の家庭ごみとなっておりまして、６７３グラム ── ほぼ日野市のそれと同じ匹敵する数字だと思います。この中で事業系のものも含まれているわけですから、たとえば事務所、商店、バー、スナック、あるいは工場等のごみが、そのうち３５６グラムを占めていると。残りの３１７グラムが実際に一般家庭からは出されているごみであるという数字が、これが１９８２年度のものとして出ているんです。そういう見方をしていきますと、家庭から出されるごみよりも、むしろ事業系ごみの方が出されるごみの量が多いという数字なんです。このあたり日野市の場合、もし数字的に把握をしていらっしゃるんでしたら教えていただきたいということが1点と、もしこの割合が日野市の場合もあてはまるんだとしたら、この事業系のところに対して出てくるごみを減量しない限り、家庭ごみだけではなかなか減量減量と叫んでも、できないであろうという感じがし

ていますので、その二つ再質問として、おわかりならば御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　お答えいたします。

まず1点の区部の場合には1人673グラムということで日野とやや同じなんですけれども、日野の場合にも、これは全部家庭 ── 要するに一般ごみではございません。この中には、やはり事業系のものも自己搬入として入ってございます。いまこの中に、では事業系の割合はどのくらいかということですけれども、これは、いまその資料を持ち合わせておりませんので、後日御報告いたしたいと思います。

それから、事業系の ── それでは一般家庭のみが減量ということを呼びかけても、事業系が減らなければ同じという考えでございますけれども、これも、なるべく事業系に対しても同じ方法で呼びかけをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　私も考えるのに、事業者に対して原則的には自分で出したごみは自分で処分するようにということを、1点は要求していった方がいいと思うことと、やはりそういう事業者に対して、できるだけリサイクルをしてほしいという、この2点をぜひ強力に呼びかけていただきたいと思います。

事業者が出す、いわゆる持ちごみのごみですね。これは、時としてはほとんど分別さえもされないで出されるという話を聞いたり ── ですから、それがそのまま埋立地に直行してしまったりというふうなことで、やはり問題は、かなり含まれているんじゃないかと思います。事業者の大量に出されるごみを、やはり一般の消費者はしりぬぐいをするというのも何かおかしな話ですし、それが税金で安易に使われているということについても、もう少しきめ細かな配慮のもとに、あらゆる方面に向けて御指導がなされていいんではないか。ぜひそうしてほしいということを、ここで強く要望いたしまして、この4番目の質問も終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって22の4、清掃行政について問うに関する質問を終わります。

次に22の5、総理府発表の「婦人に関する世論調査」についての感想を求むについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○1番（橋本文子君）　最後の質問になりました。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

この5番目の問題は、言ってみればまだまだ世の中男と女しかいないんですが、その中で女性の方がやや差別をされながら、まだ余り声も出せないで暮している人が多いんではないかというふうに感じている立場があるものですから、市長に、これはぜひ市長のお気持ちを伺いたいと思って質問をさせていただくわけです。

これは、2月の24日の新聞なんですが、「朝日新聞」と「毎日新聞」で、「読売」も出たかもしれませんが、あいにく私の目の触れるところになかったものですから、この二紙だけを切り取ってきたんですけれども……。これでみますと、

男は仕事、女は家庭という考え方は、いまや少数意見である、女子にも職業教育をと望む女性が3分の2を超えている。8年前に比べて男は仕事、女は家庭の考え方を肯定する人が減り、女性にも将来職業人として役立つ教育が必要と考える人がふえている。

これは、去る2月の24日総理府の発表した婦人に関する世論調査を見ての「朝日」「毎日」の記事でございます。この調査を、昨年の9月、20歳以上の女性3,000人を対象に行われたもので、回答率は79.9％ということです。この記事をさらに見ていきますと、

男女間の固定的な役割り意識を否定する傾向は教育の面でも見られ、「高校の家庭科教育をどう思うか」との問いには、男女とも「本人の選択に任せる」が35％で一番多く、次は「男女とも高校で学ぶ」の33％と「男女平等に扱うべきだ」とする意見が7割近くを占めた。と書かれております。

そして、「女子にも職業人として自立できる教育が必要かどうか」に関して、「必要」と答えたのは68.7％。「一般的な教養を身につける教育でよい」というのは、わずか18.6％にしかすぎなかったと。学校教育が女性の自立を助けるような内容になることを期待している女性が大変多くなったという、これは総理府の発表でございます。

これらの女性の意識を踏まえた上で、市長がどういう感想を持たれるのか。感想で結構でございます。お伺いしたいと思います。そして、それが市の行政の中で、何かこれからも意識的にそのあたりを、女性の社会参加をしたいという意識を満足させるために、人間としてあたりまえに生きていこうとしている女性が差別されないで生きていくために、行政の側から何かで

きることがあればお伺いをしたいと思います。あと残された時間わずかでございます。市長に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　一口に言いますならば、日本国の憲法にありますとおり、性によって差別がないと。人権上の差別はない。あるいは社会における地位として差別はないということは基本であると思います。そして、教育が進み、それぞれの自主性、価値観の多様化ということが当然生まれてまいりますので、一定の基準をもってこれをよし、これをよくないということもなかなかむずかしいことだ思います。

いま総理府の調査を基準に質問をされておるわけでありますが、そのこと自体は日本の、いわゆる性によっての社会的地位でありますとか、あるいは生活の権利でありますとか、こういうことにおいて男女の均衡がますます進んでいくと。特に分ける理由がなくなっていくというふうに感じていますので、これも一つの文化の帰する方向である。それになるべく沿って、地方自治体は特に婦人の参加の機会が必要でありますし、いろいろな意味で男女差のない、そういう地域社会が生まれること、あるいは行政にもそういう形で参加していただくこと。こういうことをやっぱり自治の発展というふうにとらえたいと考えております。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２２の５、総理府発表の「婦人に関する世論調査」についての感想を求むに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３８分休憩

午後　４　時　８　分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第２９号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２９号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。これは、国及び都の給与改定が行われた中で、財政状況各市の給与改定状況を勘案し、職員組合と交渉した結果、合意を見ましたので改正するものであります。なお、実施時期につきましては、昭和５９年４月１日にいたしたいと存じます。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　詳細につきましては総務部長さんにお願いするわけでございますけれども、２９号議案の中での骨子となっております条件につきまして御説明申し上げたいと思います。

２９号議案の御審議をお願いしておるわけでございますけれども、この中には５９年のベア改定が入っておるわけでございます。内容的には国並みの3.37という改定でございます。もう１点につきましては、都下１４市４町の中で起債の保留というふうなことで、給与の是正が強く求められておるわけでございます。給与の是正を行いまして、起債の保留の解除を図っていくという指導がございますので、この件につきましては、昨年の暮れから組合交渉をしてきておるわけでございます。１月１日実施というふうなことで、強く交渉を求めてきたわけでございますけれども、最終的に６０年の４月１日、６カ月給与の延伸を実施すると ── 定昇の６カ月延伸ということでございます。

それから、給料表の是正につきましては、５５歳の頭打ち。それから、５８歳における定期昇給の停止と。それから、初任給の１号俸の切り下げと。こういう給与の是正によりまして、起債の保留の解除を図っていくものでございます。

組合と２カ月にわたる交渉した結果、３月の初旬に合意を見たものでございます。６カ月の定昇の延伸は４月１日から実施すると。それから、ベアにつきましては５９年度実施でございますので、４月にさかのぼって実施する。そういう内容のものでございます。よろしく御審議

いただきたいと思います。

給料表等の詳しい説明につきましては総務部長からいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは条例の一部を改正する条例の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず2ページでございますが、第4条中に1項を入れるということでございます。7項を入れまして、その後に8項と、こういうことで1項を入れるということでございます。その内容につきましては、５８歳に達した直近の３月３１日を超えて在職する場合は、３月３１日以後は昇給しないと。そういうことで、医療職適用されるものにつきましては６３歳、こういう使いわけでございます。

それから、第7条は扶養手当でございますが「１2,3００円」を「１3,8００円」に、それから「5,6００円」を「6,2００円」に改めると。

それから、8条の3は ― 8条の3の2項ですが、これは住宅手当でございますが、「5,8００円」を「7,0００円」にと。それから「２万1,0００円」を「２1,0００円」ということでこの表示の中では「万」を取ったとこういうことでございま

それから、別表第1でございますが、これにつきましては６０年4月以降にこの給料表が適用になると、こういうことでございます。5等級の1をごらんになっていただきますと、9万7,7００円ということがここに加わってまいりました。

それから、次に4ページでございますが、これは、別表第2、これは医療職でございます。これは号俸の切り下げ等はございませんので、４９年4月1日以降の表ということでございます。

それから、5ページでございますが、付則でございます。この条例は、公布の日から施行して、この条例の改正による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和６０年4月1日から適用すると。ただし、先ほど申し上げました扶養手当、それから、別表第2、これは医療職の給料でございます。それから、付則別表第1の規定というのは、これから御説明申し上げますが、それらについては５９年の4月1日から適用すると、こういうことでございます。それから、2項、3項につきましては、給料表の切り替え措置に伴います不利益とならないような文言の整備でございます。

それから、4項でございますが、昇給の基準特例と。こういうことで、６０年3月３１日現在在職する職員にあっては、昭和６０年4月1日以降における最初の昇給に限り、条例第4条第4項中「１２月」を「１８月」に、これから6カ月延伸ということでございます。それから、同条第6項中「２４月」を「３０月」に、これも6カ月と、それから「１８月」を「２４月」これも6カ月と。それぞれ読み替えると、こういう内容でございます。

それから、5項につきましては給与の内払いということの規定でございます。

それから、7ページでございますが、これは付即別表第1と。こういうことで、この給料表の適用を受ける期間は５９年の4月1日から６０年の3月３１日までの給料表でございます。

それから、次の9ページでございますが、ここに付則別表第2と書いてございますけれども、定期昇給につきましては延伸もしくは昇給停止ということでございますけれども、給与改定は別枠でございまして、給与改定についてはその都度行っていくと。こういうことでこの表をもとにしてやっていくわけでございますので、この表がもとになりまして、また来年度に給与改定等があります場合には、これらが参考になって基礎資料となっていくということでございます。それから、4等級、5等級につきましては、等級が変わったためにここに掲載してございます。

それから、それ以降の１０ページ以降につきましては、新旧対照表でございますので、いま申し上げた内容が新旧対照となっておりますので、これは省略をさせていただきます。

それから、議案第２９号、参考資料というのがお手元にお届けしてあると思いますけれども、1ページから5ページにつきましては、行政職の改定給料月額と、旧給料月額、引上額の額号給の引き上げの内容でございます。

それから、6ページから7ページ、8ページにかけましては医療職の改定給料月額と旧給料月額、引上額の内容がプリントされているわけでございます。

それから、9ページでございますが、表上と実質ということで大きい区分けしてございます。実質の方でございますけれども、ここに1等級から5等級の引上率が書いてございます。まず5等級につきましては平均1人引上額が3,0３１円。これが2.３２％の引上率と。そういうことで、4等級につきましては3.１０％の6,６５８円の引き上げ。それから、3等級につきましては4.０４％の１万1,６５４円の引き上げ。それから、2等級につきましては4.４０％の１万4,４６９円。1等級につきましては4.５０％の１万5,６３３円と。こういうことでございまし

て、計といたしましては、平均の3.２６％の7,０１７円が引き上げられると、こういうことでございます。

この表(二)でもおわかりのように、3等級、２等級、１等級につきましては、いままでの給与改定と違う形で、いままではおわん型でございましたけれども、こういう形で順次５５歳をピークにいたしまして斜めに上げていくと。こういう方式をとったわけでございます。

それから、給料表の(二)につきましては、これは医療職でございますが、３等級については2.７６％の6,８２９円。２等級、３等級、それから、計が3.０５％の9,４００円こういう引き上げの額でございます。合計のトータルが3.２５％の7,０４７円とこういうことでございます。これを１人平均に直しますと、平均が本俸だけで7,０１７円、扶養手当等を含めまして１人当たりの平均アップが8,６２８円とこういう数字になります。引上率は3.３７％と、こういう内容になっております。

雑駁な御説明でおわかりにくかったと思いますけれども、以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　先ほど全協で細かいある程度のやりとりはありましたので、それ以外のことをお聞きをいたします。

ちょうど１年前に５８年度の給与改定の折に、私、給与改正条例案が提案されましたときに、住宅手当 ── 住居手当ですか。その件づお尋ねをしたことがございます。今回は、ことしの4月から1,２００円引き上げられて7,０００円になるということですが、前回１年前のこの議場で、いわゆる共働きの職員の方が、日野には大体当時の数で６９組いらっしゃるということでございましたが、世帯主の方にも、また、共働きでも、お一方お勤めの方も同じ額を受給されているということでこの件について是正を図るべきではなかろうかということで、当時立川市が、「世帯主と、これに準ずる人」ということで３００円差をつけたということを例に引きまして、検討をお願いしておりました。

当時助役等の答弁では、国都の状況等も調べて労使間で今後協議をしていくと。また、市長は、同居する両者に同じ額の住居手当を支給するということは、確かに考えなければならない面もあるだろうという答弁がありましたが、一体その後どのような御検討をなさって、今回住居手当の決定に際してその検討された事項が、結果的には生かされてないわけですが、そういう検討の過程で、そうした資料等に基づく労使間の話し合いというものがあったかどうか。この点についてお尋ねをいたします。

なお、現在いわゆるおしどり職員といいますか、お２人で御夫婦で日野市にお勤めの職員の方は何組いらっしゃるか。現時点でのその数も教えていただければと思います。

それから、福祉部長にお尋ねをいたしますが、私は前回の一般質問、また、今回も福祉事業団の職員の給与ということでお聞きをいたしました。つまり、給与の制度はどのようになるのですかということでの質問をしたわけでありますが、福祉部長は、厚生省の社会児童家庭局局長の通知だったと思いますが、いわゆる厚生省の通知を根拠にして、日野市もその通知に基づいて事業団の職員の処遇については決定をしていくという御答弁があります。私の質問をしました趣旨は、この事業団の職員の処遇に関しましては、設立をしている地方公共団体の職員に準ずるということになっておりますので、通し号俸制になるのではということをお聞きしたわけですが、この通知の後段にはただし書きがありまして、「各職員の格づけに当たっては、単純に年功的処遇を行うのではなく、職務に応じた給与の支給と適切な配慮を加えるものとする」と、こういうふうにただし書きがありますので、このただし書きが生かされるものと判断をしておりました。そういうふうに受けとめていたわけでありますが、いろいろ今回具体的にスタートをするということで、もう一度いただいた資料、通知というものをよく読み直したんですが、まず最初に、設立をしている地方公共団体 ── つまり日野市の職員に準ずるというふうにこれを読めば、福祉事業団の職員の方も通し号俸制の給与の制度で処遇されていくということになるわけで、できればこうした新しい事業団の設立を機に、いわゆる職務給的な内容のものを取り入れていくべきではなかろうかという意味で、私はお願い方々質問をしていたわけでありますが、実際には日野市の給与制度がそのまま適用されて通し号俸制の給与制度で行かれるのではなかろうかというふうにまた思ったものですから、ここでもう一度 ── ３度目になるんですが確認をさせていただきたいと思います。つまり福祉事業団の職員の給与 ── 退職金等も含めてですが、日野市の現在の職員の給与条例、あるいは退職手当条例等の適用、いわゆるそれに準じた適用を行うのかどうか。つまりただし書きはこの事業団については考慮されていないのかどうか。その点について２点お尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　住宅手当につきましての御意見、厳しい改正方向につきまして

は、お説のとおり受けとめ、厳しく対処していくという考え方には変わりないわけでございますけれども、このたびの中心になりましたところの6カ月の定期昇給の延伸という、言ってみればちょっと荒療治だったわけでございますので、御指摘いただいている ── 要するに住居手当の改正についての共稼ぎの職員についての改正方向につきましては、重々われわれの方としては考えておるわけでございますけれども、組合の交渉の場の中には、さっき申し上げましたように荒療治というふうな交渉になったものでございますので、今後の改正点としまして努力していくと、こういうふうに考えておるわけでございます。その点、何分の御理解いただきたいと思います。今後の改正点でいたします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問のありました内容については、私も、厚生省の局長通達に基づいて事業団の給与等は定めるべきであるということで、前からそう考えておりましたし、それで、ただし書きに書かれているような事情も十分に反映しながらこれを実現したいと、こういうぐあいに考えておったわけでございます。現在担当者等ともよくこの点については詰めております。現在いろいろな論議を繰り返してやっておるところでございますけれども、基本的には市の給与に準ずるということになりますと、なかなか職務給の導入というのはむずかしいということが担当者から返ってきている状況でございまして、要するに市の基準がそのようになっていないものですから、そういう点ではなかなかむずかしいと。こういう回答が返ってきているわけでございます。今後さらに詰めた論議をしながら、なおかつ協議すべき問題もかなり残っておりますので、努力はしてみたいというぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私、助役にお聞きした点、いま非常に抽象的なお答えがあったんですが、ちょうど1年前の給与条例の改正を審議しましたこの議会で、今後是正のための検討をするというお話の中で、国や都の実情も調べてみるということでございました。国や都はどうでしたかということをお聞きしましたが、その点の御回答がありませんので、もう一度お聞きをいたします。

なお、今後の改正点として、住居手当 ── 検討事項に挙げていくということでございますので、それはそれで結構でございますが、今回労使間で協議をなさったということはないようでございますので、今後は今後のこととして ── 1年間たったわけでございます。お調べになった内容と、それから、現在の共働きの職員の方の数。これをまだいまの御答弁ではございませんでした。再び質問をいたします。

それから、福祉事業団の職員の給与のことでございますが、いま福祉部長は実質的には前言の答弁を訂正される ── いま発言をされたと思います。私も、一般質問でお聞きをしたときは、この通知は生かされるということを ── この通知に基づいてということでありましたので、当然ただし書きの内容も答弁の趣旨の中には含まれているというふうに考えておりましたが、やはり市の方に準ずるということであれば、市の給与制度がそのまま適用されていくわけでありますので、その点ははっきり ── できるかできないか。もう間もなく事業団スタートするわけでありますので、議会で私お聞き何回もしているわけですから、はっきりお答えをいただきたいと思います。

ひとつ考慮される点は、今回の給与の条例の改正案可決をされるか否決をされるかわかりませんが、その内容の中には、1号俸初任給の切り下げということも含まれておりますので、新たに4月から採用される方については若干従来の方と比べて初任給が下がるということもありますので、その点の配慮ということもあるのかもわかりませんが、給与の制度としては、私はやはりこうした新しくスタートするものについてはできるだけ専門的な知識、また、資格をお持ちの方もいらっしゃるわけですので、市立病院のお医者さんのように通し号俸ではなくて、職務給的な給与体系を、ここで新たに私は提案をなさって、それを適用していかれるのがよいのではないかと思っておりました。もう一度 ── もうスタート間近、目前に来ているわけでありますので、この点努力するとか、担当者からこういう回答が返ってきておりますということで、福祉部長御自身のいまお考えでも結構ですから、別にそれができないからといってどうこうできるわけでもございません。はっさりした御回答がもう少しできるものであればお願いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　住宅手当の件でございますけれども、日野市では共働きの方が何組いるのかと、こういう御質問でございますが、ことしの8月に、ちょっと古いんですけれども、調査しました４５組でございます。

それから、住宅手当の関係でございますが、一律日野の場合は支給しているわけですけれども、国都につきましては、それぞれ借家とか、それから、自分の家とか、そういうことで詳し

いあれを分けているようでございます。ちなみに２６市をちょっと御参考に申し上げますと、やはり等一に共働きでも住居手当が同額支払っているのが２６市中８市でございます。

よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問で、どのような私の考えを持っているかということも含めて答えろということでございますので、申し上げますと、基本的には管理職、あるいは専門職、あるいは現業職、それぞれ給料を分けるべきだということで、私どもとしては ── 私の方からは先般指示をしたわけでございますけれども……。しかしながら、現行の市の給与体系に準ずるという状況の中では、単独に事業団だけそれを実施するというのはむずかしいと。こういうことが担当の方からは返ってきていると。こういう状況でございますので、今後職員課等の事務の流れの中でこの問題を、やはり遂行していくということになるわけでございますので、かなりこれについてはむずかしいという判断を私自身は持たざるを得ないと、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊明君。

○１８番（古賀俊昭君）　福祉部長が、当初いわゆる事務系と現業については分けて考えていきたいというような指示をなさったということでありますので、その実現がなされればよかったんでしょうが、実際には私の判断するところ、無理であろうというふうに思います。こうした新しい施設について、すべてやはり市から委託という形で管理その他の費用というのは全部出ていくわけでございますので、一つの切りかえるチャンスを逸してしまったのではないかと思いますが、引き続き努力をお願いしておきたいと思います。

それから住居手当のこと余り何回もお聞きするのはどうかと思うんですが、国都の状況、取り扱いはどうなっているか調べるというふうにおっしゃっておりました。当然議会での答弁でもありますので、はっきりした調査というものが、結果として出ているのではないかと思いますが、何かいま総務部長のお話を聞いておりますと、借家とか持ち家等によっていろいろ複雑だというようなことで、抽象的なお答えでございました。官舎等も国家公務員の場合はありますので、その辺規定はかなり多岐にわたるのではないかと思いますが、住居手当の ── 一つの家に住んで、しかも御夫婦で日野市にお勤めの方が、同額の住居手当をもらっておられることについて、いわゆるよく言われる言葉ですが、市民的な感情から見ると多少首をかしげたくなる

面もあるので、私は検討していただければということでお話したわけです。

先ほども言いましたように、立川では差をつけるのと同時に、引き続き検討をするということで、さらに切り込むことも当時議決をしたということを聞いております。それを受けて調査を約束されたのでありますので、いま少し東京都はこうなっております。国は住居手当についてはこうですということをお答えいただきたいと思います。調べてなかったというのであれば、その旨はっきりお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　いま手元にちょっと資料がございませんので、お許しいただけるならば、後日資料としてお届けしたいと思いますが……。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう一度確認をいたしますが、調査をなさって、労使間の協議事項として提案をなさったわけですか。テーブルの向こうとこちら側で話題にされた事実はあるわけですか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　組合の交渉の中で、住宅手当についての交渉があったのかと、こういう御質問でございます。これにつきましては、特殊勤務手当等のからみもありますし、いろいろ住宅につきましても、改善の方向でやっていかなきゃいけないんだということでは組合には話した経緯はございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　その件については結構でございます。助役も先ほど、今後改正検討の事項として考えていくというお話でございますので、両者の話し合いが円満にまとまるように期待をしておきたいと思います。

市長に、私最後に一つお伺いしたいことがございますが、今回の給与の改定については、昨年末から大変いろいろストライキ等も行われる。労使間の交渉もいろいろな変節を経ながら、やっときょうこの提案ということになったわけですが、その過程で、ひとつ市役所の中で起ましました事柄について、市長の考え方をここで私聞いておきたいと思いますが……。

実はことしの１月の２８日に七生支所に、ある市民の方が印鑑証明をとりに行かれました。こ

れは男性の方ですが、奥さんの印鑑証明が必要だということで、奥さんの委任状を持って七生支所の窓口に行かれたわけであります。そのときに七生支所の窓口で、印鑑証明を交付をする際に、本人以外の場合には市の方で用意しております代理人の選任届、これを用紙を使用して提出してもらうか、あるいは委任状を出してもらうかどちらかだということで、この方の場合には奥さんの委任状を持っていたわけでありますが、たまたまこの委任状には印紙税法で言うところの収入印紙が貼付されていなかったわけであります。そこで、この窓口の担当者石井窓口係長。この人が、委任状というものには収入印紙を張らなきゃだめなんだと。収入印紙を買ってきて張りなさいということで、収入印紙の貼付を求めたわけです。このこと自体は間違ってはいないわけでありますが、その方は、一方の代理人選人届には収入印紙を張る必要はないと。しかし、みずからが用意をしてきた委任状には収入印紙を張らなければならないと。なぜ一方は収入印紙が必要であって、片方には収入印紙が必要でないのか。要らないのかという、その法的な根拠を尋ねたわけであります。

ところが、この窓口の係長は、このことについて ── ほかの一般の七生支所に見えている市民の方もたくさんいらっしゃったんですが、大ぜいの市民の方の前で、収入印紙を張るというのは極わめて常識的なことだということで、大変高圧的に印鑑証明の交付を望みたい人に対して、いたけだかな語句で、この市民の方に暴言的な言葉を浴びせたわけです。しかも、このときちょうど給与問題の６カ月昇給延伸のこともございます。腕章をして、給与を６カ月昇給延伸の当時は１月の２８日でございますから、提案された後であり、闘争の真っ最中ということで腕章、ワッペン等しておられたと思います。こうした自分たちの要求を述べる一方で、みずからが当然果たさなくてはいけない職務。つまりこの方の場合には、収入印紙の貼付の必要、または無用ということについての法的な根拠を説明するということ。こういう説明がこの方の場合できなかったわけであります。したも、日野市1,４００名の職員の中で、毎日行われている印鑑証明の交付という業務の、一市民からのこうした疑問に対してまともに回答できる職員の方が１人もいなかったわけです。

つまり給料は上げろと。そして、自分たちの要求は争議行為をもって主張する。しかしながら当然果たしていかなければいけないみずからの職務については、こうした現状にあったわけであります。つまり、その段階において、窓口で責任を持って、本来であればきちんとした説明根拠を示していかなければならない係長にして、このざまであったわけです。こうした場合、

法的根拠がもし仮に説明できたにしても、つまり公務員の場合に言われている親切、またサービス奉仕ということは、一体こうした時点ではどのようなことを具体的に指すのか。本来そうしたものがきちんと市民の納得のいくような形で示されて初めて、私は係長さんとして職務を遂行していると。また、給料を上げろという腕章をしても、それは納得できるかもわかりません。しかし、その説明もできない。大変不愉快な思いを市民にさせて、みずからの不勉強は棚に上げて要求だけをする。こうしたことは、やはりゆゆしきことではなかろうかと思います。一体市長は、こうした職員を配置していることにも私は問題があると思いますが、こうした場合の職員の公務員としての親切奉仕というのはどういうことであるのかと。この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　窓口事務で市民の方に御不快をかけたということは申しわけないと思っております。特に窓口は日野市のまさに表玄関でもございますし、職員の不適切な応接によって不愉快をかけるということはいかなる場も慎むべき場面だと、このように私は思っております。今後内部指導も十分そのあたりに、なお注意を喚起いたしまして、そのようなことのないように努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私は、この市民の方とたまたま面識がございましたので、そういうお話をお聞きして、大変夜も眠れないほど立服しておられたわけです。こうしたことが果たして許されるのかということでお話を聞きました。議会でこうしたことを市長に直接お聞きするということはどうかと思いますが、あえていまこの機会にお話をさしていただいたわけですが……。

５８年度の印鑑証明の発行数というのは８万2,０００通日野市の場合出しているんです。この８万通以上も出している印鑑証明を発行する際の手続について、一市民から ── 一方には収入印紙が必要だと。一方の委任状、自分で持ってきたものには収入印紙が必要で、市が用意している代理人選任届には要らないと。なぜ同じ効果を持つものについて、これだけの差があるのかと。その法的な根拠というのは何ですかということを聞かれて、窓口の係長、責任者が、六法全書か何かわかりませんが、ひっくり返してみて、だれもわからなかった。しかも、この係長は５８年の１１月に窓口の係長さんになっております。

２年近くも係長を歴任をして、しかも、毎日いま申し上げましたように年間８万通以上の印鑑証明が出される。この証明事務のイロハとでも言うべきことだと思いますが、そうした市民の素朴な疑問について、これはこういう理由で一方には収入印紙が必要ですと。片方には要らないんですよということが説明できなかったんです。しかも、その後この方がその回答を求めるということで市の方にも連絡が――たしか市民部の方に直接行ったのではないかと思いますが、約１カ月近くたってもその回答が寄せられなかった。つまりいろいろな通達、また、いままでの経過等があって、なかなか書類等では説明できませんというようなことで、この方は最初、書類できちんと説明をしてくださいということをおっしゃったんですが、その説明がついにできなかったと。結果的にはこの方御自身でお調べになって――私も、そういう機会に勉強になると思って聞きましたので、その法的な根極理由というのはわかったわけですが……。しかし、こういう場合の市の職員の対応ということに関しては、非常な大きな問題があると思います。やはり要求をするという以上は、自分たちのやっている仕事については、しかも毎日やっている日常業務。しかも、膨大な数を処理している事務について、市民からの疑問について答えられない。即答できなかったばかりか、その後何日間も、結局まともな回答というのはできなかったわけです。これが動かしがたい七生支所で起きた一つの事実ですから、大変大きな問題ではなかろうかと思います。

地方公務員法の３０条の規定、つまり職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。こういうこともございます。市長のおっしゃっております憲法にも１５条、公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であるというふうに書いてございます。やはり市民に対して私はこの方は腕章しておられたんだろうと思うんです。もちろん交渉相手は市民でございますが、給料を上げろとおれたちの給与改定については、いまの市の提案で納得できんということで、その闘争心をむき出しにされるのは構わないと思うんですが、そうした姿を市民の前に示す態度を表明しているならば、やはり自分が要求するだけではなくて、あたりまえのこうした日常の事務についてきちんとした知識。また、研修を積むことによってそうしたみずからがやはり備えていなければならないその場所での専門的ないろいろな知識というものもあろうと思います。そういうことが、今回はからずもこうして発生をして、私どもまざまざと人事配置の問題、職員研修の問題、こういうことがいろいろ指摘できるのではなかろうかと思います。一市民から指摘をされて周章ろうばいをしてその場では答えもできな

い。しかも、自分からの出している要求については断固それを通そうとする。やるべきことをやっていなくて、自分たちのみずからの要求だけを実現しようとする。こうした体質というものは何も今回の事件で見られた七生支所の窓口だけではないのではないかと思うんです。

いま市長は非常に抽象的な言い方で――まあ当然のことなんですが、少なくとも反省しなければいけないことだというふうにおっしゃったんですが、単なる不親切または、そうした市民の方が、やはり市の職員の方は親切に市民サービスということをよく考えておられる。実によく快く説明してもらったという感じを抱かなかったことも大変大きな問題ですが、こうした専門的な知識を備えていなかったことについては、あわせて市長どういうふうにお考えになりますか。私がいま申し上げていることは、いまお確かめいただいても結構ですし、私は寸分も誇張したり、また、創作をまじえてお話ししているわけではございませんので、そのまま受け取っていただいて結構かと思います。もう一度市長の御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　お諮りをいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定しました。

市長。

○市長（森田喜美男君）　私も専門的な規定は正確には知りませんが、常識といたしまして民法上に、必要な委任状には印紙が要ると。それから、市の所定の用紙の場合はそれが免ぜられる。そういうことだろうというふうに思っておりますので、なぜその程度の常識がその場でわからないものだろうかということを少々疑問に思って伺いました。

いずれにしましても、役所の仕事は、これは法規によって明確にされるべきものでありますし、その知識は担当する事務に当たる職員として、当然よくその精神と、それから、法文について理解をしていなければならないものだと思います。たまたまそういうことが、そういう場面として露呈したというきっかけはきわめて遺憾であります。それらのことも含めて責任義務の履行、それに伴う権利の主張にあわせまして、その裏づけとなる責任義務の履行ということを均衡して考えると。こういう庁内の気風をつくっていかなきゃならないというふうに日ごろ考えておるところでございます。大体そういうふうにはいっておりますけれども、われわれも

無理を強いた場合もあるということが、今回の例でよくお互いが学んだと思っておりますので、今後内部的な労使関係から、対市民に対するサービスに影響するようなことはないということは一番大切なことだと思っておりますので、そのように努力してまいります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この補正予算で大体平均１７万円程度職員の方に支払われるわけであります。

そこでまず１点として、１７万円から１８万円を平均してお払いするわけです。追加払いするわけでしょう。そうすると、相当の金額になる。これは予算の中で ── この間補正予算を組んだばっかりだ。この間議会で即決をしたばっかりですが、組まないで済むことができるのかどうか。いま補正予算の提出がありません、ここに。しかし、このお金はいつ払うんです。２５日までに払うんでしょう ── 違うんですか。２０日に払う。一緒に。だったらもう大変だ。お金があるかどうか。幾らこのベースアップで、扶養手当とかボーナスの追加払いとか、あるいは住宅手当の増額とかいろいろあるわけです。幾ら必要なのか。これを第１点お答え願いたい。

第２点、４等級の場合の資料、別表資料の４ページです。これずうっと上から改定給料月額を足すと1,００８万3,２００円になります。これに勤務年限を掛けれが総収入になるということになるわけですが、ところが、いままで旧の方は９７１万8,１００円です。そこでお聞きしたいんですが、ことし５５歳になる方は２４カ月の給料ストップであります。５７になると、また２４カ月。ですから、２回しか昇給できない。そうすると、本来ならば４等級３８号までいただける給料表でありますが、実際には４等級３５号にしかならない。そうすると、私の計算では総額においてもとの給料表の方が余分にもらえるんじゃないかと。改悪じゃないかと、改正じゃなくて。三・何％上がったというのは、これはごまかしで、給料の延伸とストップによって、結局号俸は上がりませんから、総体的にはこの改正によってことし５５歳になられた方は、総額においてはマイナスするんではなかろうかと思うが、この計算をやったかどうか。これが普通に昇給していくならば３８号俸になるんです。ですから、３６万5,１００円余分になる。これは間違いありません。しかし、ストップしちゃうんですから、３５号俸でとまっちゃうわけです。ですから、総額においては、ことし５５歳になる方は損しちゃうんじゃないかと。給料改正がない方がいいんじゃないかと。このような計算が成り立つようですが、こういう５５歳以上の方について計算したことがあるかどうか。この点２点をお答え願いたい。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　この給与改定に基づきます予算があるのかという御質問でございますが、これにつきましては前回の補正予算でお願いしてございます。一応年度の給与改定率見込みといたしまして、3.３７％の補正予算をお願いしてございます。これは減額してありますのは、当初予算に２％の予算が組んでございましたので、総トータルからその２％をマイナスしましたものを（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）補正をお願いしたということなんです。ですから、この予算につきましては、給与改定に伴う増減額といたしましては総額で１億６０万1,０００円必要なわけなんです。それで、当初予算に組んでございます5,６３７万はダブりますので、これを減額したと。こういうことで、この改定分に見合います予算は、補正予算でお願いして御決定をいただいておりますので、この中で処理できると。こういうことが申し上げられると思います。

それから、２点目でございますけれども、今回の改定でお願いいたしましたのは、表上で平均で6,５２２円になる、こういうことでございます。そういたしますと、これの関係で新給料表でまいりますと、給与改定額が一応５５歳の場合は１万5,４００円、ここで引き上げられるわけでございますので、一応定昇をこのまま6,５００円ということで換算いたしますと、マイナスしますと約9,０００円の差が出てくるわけでございます。こういう意味におきまして、この給与改定分で定期昇給分をカバーしていこうというような考え方でこの表をつくっておると、こういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　全然わからないけれども、伊藤さん人がいいから余り聞きたくはないんですけれどもいいですか……（発言する者あり）だれだよ。共産党というのはそういうチャチャを入れるのが好きだ。静かにしろ。ここはソビエトの会議場じゃない。

いいですか。４等級の３３号俸だと３４万2,３００円です。そうですね ── 伊藤さん。そうして値上げが３６万2,３００円に６０歳でなるわけです。そうですね ― 普通でいきますと。そうすると昇給分は、この差額は２万円あるわけです。２万円上がった給料を１年間もらえるわけだ。そうでしょう ── 伊藤さん。ですから、私は３６万1,９００円にしかならない。３６万6,１００円は最後の年の半年くらいでしょう。ここで半年延伸になり、さらに延伸になりますから。だから、計算してみると幾らか総額では減りやしないかと、こういうふうに思うんですが ── いいです。

そこまでお聞き……。

そうすると、ここでベースアップで払う金額。実際に払う金額は幾ら払うんですか、２０日の日に。総額で幾らですか。役場じゅうでいいです。病院も全部含めて幾ら払うの。それちょっと聞きます。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　御決定いただいた給与改定額あるいは扶養手当、その他を総額をひっくるめまして、総額で２億５２１万円でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実は補正予算のときの御説明ですと、3.３７のベースアップでは１億円以上プラスしなきゃできないんですと、１億５００万円。それはそうなんです。当初予算２％見てある、ベースアップが。いいですね。それから、６カ月延伸の３カ月分は、これは減額しましたと、こういう説明だったんです。だから、これは伊藤部長さんが、あなたど忘れする性格があるから、それはそれで結構ですけれども。もちろん私は、これは当然だと思うんです。部長がここに１２人並んでいる。このうち６人は、もう昇給ストップで絶対上がらない，３５万7,７００円以上になるわけです。半分以上の人が、１１人なら６人がストップです。これ先ほどの御説明でした、部長は。教育長は、これはしょうがないですよ。そういうふうな状態の中で６割もの部長さん、課長さんが市長に意見を申し入れている。それを十分勘案したので、部長さんや課長さんの御意見が入っているので、たまたま幾らか入れて高額の方々に対するアップ分は若干です。少しアップ多くしたと私は考えます。ですから、これからも大いに部長さん、課長さんは市長に要求書を突きつけてください。そうしませんと、これで1万6,４００円ずつ上がるようなことはないですよ。今度は、たまたま皆さん方が連名で６割も、ここの半分以上の人が突きつけたんですから。だから市長も、これは悪いなと思って高額者の方ふやしたんです。そういうことを十分ひとつ部長さんや課長さんは肝に銘じておいていただきたいことを申し上げておきます。いいです。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付記を省略することに決定いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　２９号議案、反対の立場で申し上げます。

この議案の中で、先ほど申し上げましたように6割もの部長さんや課長さんが市長に意見書を突きつけた。その結果、若干のベースアップにおいて手心が加えられている。いわゆる給料の高い方々に対するアップ率を若干加えられたことについては大賛成であります。しかし、同時にもう一つは、国と同じ3.３７％のアップ、これも賛成であります。しかし、どうしても理解できない点もある。先ほどの古賀君の質問にありましたような住宅手当の二重払い。こういう市は幾つもない。全然いままで問題にしていない。しかし、住宅手当を7,０００円にアップすることは私は賛成であります。また扶養手当。第１ ── 初めの人を１万3,８００円にし、次から6,２００円にすることも賛成であります。

しかしながら、今回のベースアップによって、いわゆる通し号俸という世界にも類を見ないような、いわゆる共産主義が極度に達したときはそうなるんです。これはマルクスが言っている。いまは社会主義世界である。だからソビエトも中国も社会主義だと言っているんです。共産主義の理想的なものは平等に支払われ、能力に応じて働くということなんです。これは理想社会です。これはわれわれだっていいと思います。しかし、そんなことは現実の世の中においてはなかなかむずかしい。

しかし、その理想社会を日野市の給料表はやっているわけです。ですから、遊んでおっても天国なんです。いま石井係長はいい人ですよ。優秀な方です、あれ。そういう人でもたまには逆上するような場面がでるんです。それは３等級が問題なんです。３等級でも４等級、係長になっても給料がちっとも上がらない。頭へくるのはあたりまえでしょう。たまたま係長が ── 恐らく私は思うんです。本来は職員がやることなんです。窓口業務なんていうのは。だけどもストライキやっているから、昼休みに課長や部長や管理職は出ていけと。窓口に出よということで出ざるを得なかったんだろうと思う。そういうふうな問題で私は第一にこの通し号俸というものを絶対やめなきゃならない。そのために反対の第１点であります。

次に反対する点は、第２点。昇給額。昇給率であります。給料表の４等級でも２等級でもい

に，３等級でもいいんです。若い人ほど、１番昇給率のいいのは驚くことに８号俸から７号俸に上がるときであります。はっきり言えば二十七、八歳であります。そのときの昇給昇給率は5.２５％、金額において7,４００円であります。また、昇給額、引き上げの額が一番いいのは8,６００円。これは１５号俸から１６号に上がるときであります。１５号といいますと三十八、九でしょう。３３歳から三十八、九の間が昇給する額が一番いい。8,０００円を超えておりますよ。いいですか、よく見なさい。こういうもう３８を過ぎると昇給額も昇給率も激減していくわけです。ずーっと下がっていく。それで、５５歳ではどうか。３３歳いわゆる１１号俸のときに8,３００円上がっている。ところが５４歳では4,２００円しか上がらない。率において1.１８％であります。しかも、それ以上はこの半分だ。２４カ月たたなきゃ上がらない。そういうことから勘案すれば0.５％しか昇給率がないということなんです。こんなばかげた給料表を賛成できるわけがない。

特に私は申し上げますが、これからは高齢者社会であります。労働省は定年の延長をいろいろと財界と協議している。企業者側も５５歳から６０歳に延ばそうというふうな意向のようであります。しかも、市役所の半分以上の職員はホワイトカラーであります。行政職職員であります。これらの方々の定年は、当然６０歳までというのが高齢者社会における常識ではありませんか。この高齢者社会に向かっていく常識と全く逆行してつくられたのが、この通し号俸によるむちゃくちゃな給料制度であります。高齢者社会に反対するような給料の改正には絶対賛成できません。ゆえに付則の第３項に反対であります。また付則の４項。５５歳になったら２４カ月で延伸するんだと。ことしに限って６カ月も出すんだと。こんなことは考えてはならないことであります。

取りまとめますと、第１に高齢者虐待の給料表をつくられた。このようなことは高齢者社会に対して刃向かうものである。逆行するものである。第２には、３３歳、３４歳を頂点として昇給額も昇給率も激減していく。これは、ようやく市役所の仕事になれ、仕事ができるようになった人たちに対する残酷な扱いであります。働く人がいなくなる。しかも、第３点としては、いわゆるこのようなことをしなきゃならなかった３年間なり４年間の、昭和４９年からの市長・理事者側の怠慢が、いま３０歳３３歳以上の方々におおいかぶさってきているという反省が全くない。よって反対意見を述べておきます。

終わり。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私も反対の立場で意見を申し上げておきます。

いま古谷議員の方からもありましたように、今回の給与改正、つまり3.７％のベアの実施に伴う給与改正でございますが、もともと給与体系の抜本的な見直しを議会でも議決をしている。しかも、今回は部課長さんたちが決死の思いで給与制度の見直しについての提言もあった。そうした中で、当然市長は給与の是正計画に基づく給与の引き下げと同時に、抜本的な通し号俸制を改めるための給与体系の見直しというものを本来すべきであった。しかし、今回全く市民会館の起債の保留を解除してもらうためにだけ、その場しのぎの緊急避難的な考え方で今回の給与表の改定を行った。こういう点は私ども認めるわけにはいかないわけであります。

同時に、組合も職員の人たちも、この3.７％の今回の決定について必ずしも賛意を示していないのであります。組合ニュース３月１１日号、第７４号には、職場委員会や ── これは５日に開かれておりますが、組合に諮らず、執行部段階で妥結したことに対して厳しい批判意見が５日、６日ともに出された。また、日野市の市職の執行部からの見解に対して、いろいろこうした批判が行われたことにつきまして小菊委員長は「職場討議の機会を保障しなかったことは弁解の余地はなく陳謝する。今後こういうことがないようにする」ということで、組合員の皆さんからの批判について委員長まで陳謝をしているわけであります。職員組合もこういうふうに全面的には認めていない。みずからそのことを裏づけしているわけであります。しかも、先ほど古谷議員もお話にありましたように、こういう通し号俸制と呼ばれる給与制度は、やはり人間の持つ自然な感情、こうしたものに逆らうものであります。職務に従って、やはり給与というものは決めていく。こうした考え方が基本になければならないわけでありまして、いわゆるその能力に応じて働く。そして、必要に応じて取るというのは、これはマルクスも言っておるとおり共産主義の考え方なんです。つまり自治労が言っている同一年齢同一賃金、生活給の考え方というのは、やはり改めなければならない違法な制度であると思います。そうした違法な制度で、今回その場しのぎの是正ということでベアが確定され、今回出されました給与改正案でございます。私は反対の立場をここで意見として申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第２９号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

請願第６０－４号、日野駅 ── 豊田駅を結ぶ市内バスを速かに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－４号の常任委員会への付記は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時２１分散会

３月27日　水曜日　（第９日）

昭和６０年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第9号）

３月２７日　水曜日　（第９日）

出席議員　（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	簇野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和60年3月27日（水）

午前10時開議

（選挙）

日程第1　東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について

日程第2　東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について

日程第3　南多摩斉場組合議会議員の選挙について

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第4　議案第1号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（文教委員会）

日程第5　議案第6号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第6　議案第3号　日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第5号　日野市立つばさ学園条例の制定について

（建設委員会）

日程第8　議案第4号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第9　議案第25号　市道路線の一部廃止について

日程第10　議案第26号　市道路線の認定について

日程第11　議案第27号　日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行について

日程第12　議案第2号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第28号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について

（一般会計予算特別委員会）

日程第14　議案第16号　昭和60年度日野市一般会計予算について

（特別会計予算特別委員会）

日程第15　議案第17号　昭和60年度日野市国民健康保険特別会計予算について

日程第16　議案第18号　昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について

日程第17　議案第19号　昭和60年度日野市下水道事業特別会計予算について

日程第18　議案第20号　昭和60年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第19　議案第21号　昭和60年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第２０　議　案　第２２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算について
日程第２１　議　案　第２３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第２２　議　案　第２４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について
（請願審査報告）　（文教委員会）
日程第２３　請願第５９－２５号　４０人学級の早期実現を求める請願
日程第２４　請願第６０－　３号　東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願
（建設委員会）
日程第２５　請願第６０－　１号　日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情
（総務委員会）
日程第２６　請願第５８－２４号　循環バスに関する請願
日程第２７　請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願
日程第２８　請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願
日程第２９　請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情
日程第３０　請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願
日程第３１　請願第６０－　２号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願
日程第３２　請願第６０－　４号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願
（文教委員会）
日程第３３　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
（厚生委員会）
日程第３４　請願第５９－２０号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願
（建設委員会）
日程第３５　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３６　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
日程第３７　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
日程第３８　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
日程第３９　請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願
日程第４０　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
日程第４１　請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願
日程第４２　請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願
日程第４３　請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願
（継続審査議決）
日程第４４　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第４５　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第４６　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第４７　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第４８　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議案上程）
日程第４９　議　案　第３０号　日野市監査委員の選任について
日程第５０　議員提出議案第１号　中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書
日程第５１　議員提出議案第２号　オストメイトの障害認定基準緩和を求める意見書
（緊急質問）
追加日程第１　大きな災害が懸念される都立高校用地造成工事について

本日の会議に付した事件

日程第１から第１４及び追加日程第１まで

午後1時16分開議

○議長（高橋通夫君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。大きな災害が懸念される都立高校用地造成工事の件につき、小山良悟君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって小山良悟君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。小山良悟君の発言を許します。

〔4番議員登壇〕

○4番（小山良悟君）　議長のお許しをいただきまして、緊急質問をさせていただきます。今度のこの緊急質問、実は私も随分悩みました。時期が時期だけに、非常に苦慮したわけでありますが、この問題の指摘によって、高校が誘致され、造成がされて、来春南平高校が開設されるという運びになっておりますので、そのスケジュールに狂いが出てきては、子供たちにとってはかわいそうだということもあります。しかし、この問題は、あの校舎で学ぶ生徒の身の安全ということと、それから、排水の工事が棚上げといいますか、暗礁に乗り上げたということで、その周辺の住民の安全ということを考えますと、市民の代表としての議会人として、その安全性をやっぱりただすなければいけないということで、この緊急質問を取り上げさせていただきました。

この高校用地の問題につきましては、昭和57年の4月に用地買収されて以来、その高校誘致をするということについては、何ら異議を挟んでこないわけでありますけれども、その事業の執行の仕方につきまして、手続、手順いろんなミスがあることを私どもは指摘してまいったわけであります。しかるに、最近の宣伝ビラによりますと、自由民主党・新自由クラブは、都立高校誘致を妨害しているということを、これでもか、これでもか、という感じで文書によって、市民に宣伝をされているところであります。そういう状態でありますから、また、この問題を指摘しますと、早速、今、宣伝カーもいろいろ回っているようでありまして、新自由クラブの小山良悟が、また都立高校の開設に妨害をした、こういう宣伝をされるんではないか、というふうに、そういう体質の後援団体であるな、ということを最近つくづく感じました。です

から、私は、このことはこの場において、恐らく傍聴に来ている方もおられます。それから、庁舎のロビーでこのモニターテレビを見られている市民の方もあるかと思います。また、議事録もあるわけですから、私どもが高校誘致を妨害したかどうかということは、私どものここでの論戦を把握していただければわかるわけでありまして、いかに森田陣営が、事実と違うことを宣伝しているか、ということをぜひ市民の皆さんにわかっていただきたい、ということもつけ加えておきたいと思います。

さて、この都立高校の用地の問題でありますが、まず先にちょっと簡単に経過を触れますと、５６年の５月１８日に、企画財政部長名で学校用地としてではなくて、防災用地として、市の開発公社に買収依頼が出されたわけであります。その後、日野市に売却の意思を示していた鈴木重信氏が５７年の３月２３日に、突然新日本エンタープライズというえたいの知れない悪徳会社に１２億円で売却をしたわけであります。この取引は、いわゆる国土利用計画法第２３条に違反しているということで、これも私が緊急質問をさせていただきました。その２日後に３月の２５日、鈴木重信氏に宅地造成等規制法、都市計画法、砂利採取法違反などで懲役８カ月、罰金１０万円の有罪判決が下ったわけであります。その犯罪人の鈴木重信氏から新日本エンタープライズに売却されてからわずか２３日後に約５億円の上乗せで、１７億近い価格で、日野市がエンタープライズから買ったわけであります。２３日経過しただけで、なぜ５億円の差が生じたのか、その５億円の価格差の真相は一体何なのか、ということも市民として当然聞きたいことでありましたから、そういうことを質問もいたしました。しかし、その真相については、いまだもって私どもわかっておりません。その真実はどうだか解明し得ないわけでありますけれども、その後に、この新日本エンタープライズの社長国井洪氏が、東京女子医大同和関係幹部射殺事件の関与の疑いで別件の傷害罪で、１０月９日に逮捕されたわけであります。日野市が用地を買った相手でありますこの新日本エンタープライズは、５９年の１０月１６日に、約２００億円の負債で倒産をいたしました。したがって、いろいろな問題が発生しても、相手に当事者能力がなくなった、という大変困った状態になったわけでありまして、私どもとしては、今になっては、いろいろな問題が、結局指摘にとどまらざるを得ない、というふうな状況に陥ったわけでございます。この日野市と新日本エンタープライズは、昭和５７年４月１５日に、土地売買契約書を締結しているわけですが、次の契約違反をしているということも、私どもは指摘したわけであります。第１条に、土地の売買面積は実測面積とする。というふうになって

いるわけですが、これは、墓地や公道は、公簿で計算したと市当局も答弁しておりまして、実測面積での売買ではなかった、ということで、これは双方とも契約違反をしているわけであります。さらに、第５条の中で、道路等の公共用地、隣地所有者との境界の確認をしなきゃならないことになっているんですが、これがなされてなかった、ということであります。それから、第６条で、測量の問題ですけれども、測量は、エンタープライズの責任と費用負担において行うことになっている、ということになっているわけでありますが、エンタープライズが提出した七生測量の図面は、墓地や公道が実測されていない、ということであります。そして、その後、株式会社日野測量社が検収した結果、１４４.０１平米の面積差が出てきた、ということであります。これは３４万3,０００円という貴重な税金を使っているわけですけれども、この検収でも公道の誤買収、つまり大里３号線６７.４６平米の公道を日野市が誤ってそれも買収の価格に入れてエンタープライズに支払ってしまった、という事実であります。これも私ども議会で指摘したわけであります。この公道の誤買収の件は、発見されなかったわけであります。結局、５４０万という高額の税金を使って、日本技術開発が再測量した、という経過であるわけであります。免許のある測量士の完全な測量図を、相手に要求することは当然であるわけでありますけれども、このことも、日野市はしてこなかった。そういったような、もろもろの問題を、指摘してきたわけであります。その結果が、新自由クラブ、あるいは自民党が、この高校用地の誘致に妨害をしている、というわざわざ選挙の事前運動のビラに書いて、宣伝しているわけでありますが、決して惑わされてはいけない、というふうに申し上げたいと思います。

さて、そういう状況の中で、きょうの緊急質問のテーマでございますけれども、この事業が、最初から手順が狂っている。高校を誘致するという場合には、まず基本計画を立てて、そして、用地買収をし、用地を買収しましたら、まず受け入れ施設、排水路の整備とか、そういった受け入れ体勢をつくってから、造成事業に取りかかるべきであります。そして、東京都に売り渡す、というのが手順であろうと思うんですが、とにもかくにも、まず土地がある、土地ありき、というところから始まっているわけです。計画は二の次であります。でありますから、その後の事業の執行というものに、いろんな無理が生じてきている。その結果、きょうの緊急質問という形での、その形があらわれてきているわけでありまして、まず一番心配なのは、この緑豊かな日野の自然の用地を緑豊かな丘陵地帯を、強引にまさにダム建設の工事現場かと見間違うような状況を呈しておりますけれども、強引な造成事業を行い、その削った山を擁壁で崩れな

いように工事をしたわけであります。ところが、この擁壁が上の方から２０センチほど前面にずれて乗り出してきた。倒れかかってきたという大変ショッキングなことが生じてきているわけであります。これはこの土地にこの場所に子供を送る親としては、大変心配なことでありますので、この点をしっかりと私どもも安全を確認しておかないと、子供たちを学校に送れないということになりますし、また、その辺のところをただしておかないと、私どもの議会の責任も果たせられないということで、質問するわけでありますので、正確な御答弁をお願いしたいと思います。

まず質問の１点としては、なぜ擁壁が傾斜し、危険な状態になり、工事のやり直しの事態になったのか、その原因を詳しく説明していただきたいと思います。これが第１点であります。

第２点は、造成工事の日程に無理があったのではないか。現場の技術担当者に大きな負担を与えていないかどうか。選挙の目玉にしたいばっかりに、まさに市長選挙もあと数日でございますけれども、目玉にしたいばっかりに都立高校を誘致しました、という手柄を選挙公報の目玉にしたいというばっかりに、生徒の安全に対する配慮が二の次になって、日程だけが先行してしまったんではないかというふうに思いますが、その点どうなのか。

３点としては、この擁壁の工事のやり直しといいますか、その責任、どうしてそういうことになったのかの理由は、なぜなったかは第１点で質問をいたしますけれども、３点目としては、その責任は、じゃあどこがとるのか、そして、その費用は、どうするのか。その費用負担、それから費用の額も含めて御答弁をいただきたいと思います。

４点目は、今度の工事の場合でも、専門の設計士が設計して大丈夫であるということで、工事をしたわけでありますが、しかし、自然は人間の計算以上の力を出したというか、計算外の作用を起こしまして、今回のような擁壁が倒れかかるという事態になったわけでありますけれども、この今後の安全性を保障されるのかどうか、どうやって保障するのか。台風や地震、この発覚したのは、長雨が続いている３月に発覚したということではなくて、１月に発覚したらしい、ということを聞いておるんですが、その辺のところも正確に答弁いただきたいんですが。自然の、別に台風とか地震が来たわけでもないのに、そういう状況になったわけでありますから、まして多少の補強なり、やり直しをしても、台風とか、地震なんかが来たら一体どうするのか、そのときの安全は大丈夫なのかということが非常に心配になってきたわけであります。その辺のところの答弁をいただきたい。擁壁の傾斜については、以上の４点だけを質問しておきます。

それから、もう一つの質問項目であります南平用水改修が暗礁に乗り上げた問題でありますけれども、これも周辺の住民の皆さんから大変な不安を寄せられていをわけであります。この問題についても住民が安心できる答弁をぜひお願いしたいと思うんですが。質問の第１点としては、１キロメートル改修する予定だそうですけれども、そのうちの４８０メーター分について、測量の立ち入りすらさせてもらえない、ということのようですけれども、地主がなぜ応じてくれないのか、その理由を御答弁いただきたいと思います。なぜそういう状態に立ち至ったのか。御答弁をいただきたいと思います。

２点目としては、現在、校地の造成中でありますけれども、現在、造成中にもかかわらず、排水路の整備予算を当初から組まないのは、周辺住民を災害から守るという当然の責務を忘れ、無責任行政と指摘されてもやむを得ないではないか、ということであります。上の方の造成をやっている以上は、下の方の排水対策というものは、これは、もう当然やらなきゃいけないことで、極端なことを申し上げますと、校地の部分の造成を中止してまでも、下の排水路の受け入れ態勢というものをまず先につくる。これが基本であろうかと思うんです。当然しなければならないことであります。ましてやそういうことまたしなきゃならない、という気持ちを市長自身も強く持っていなきゃいけない。それをあらわすのが予算書なわけであります。その予算書に当初予算にそういったものが組まれてないということは、大変な問題だというふうに私は、思うわけであります。住民軽視といいますか、まさに住民の安全を忘れた先ほども指摘したように、私は都立高校を誘致しました、というのを宣伝カーで言って歩きたいばっかりにそういうことの配慮を怠って、まず先にもう建物だけ、仏をつくって魂入れずという行政をたくさんあちこちでやっているわけでありますけれども、まさにその例の一つであります。こんな無責任なことをやられて、私ども住民としては、市民としては大変心配であるわけです。この災害の問題は、行政として、市民を安全に守らなきゃいけない、というまず一番に考えなきゃならない問題であるわけですけれども、それを当初予算にも組んでないということは、その見通しが厳しいということもあろうかと思いますけれども、その取り組み方がいかに安易であるか、というあらわれでもあるわけです。こういった事実は、本当に市民の皆さんに私は知っていただきたい。個人的にどうのこうの恨みつらみを申し上げるつもりはないんですけれども、現実に日野市の行政としての現実の姿を知っていただきたい、と思うわけでありますけれども、こ

の南平用水改修の予算を、当初予算に組まなかった。この件についても、なぜそういうことになっているのか。この場合でも台風なんかが続けて来たら一体どうするんですか。計算上では大丈夫です　間に合いますという答弁をされるかもしれませんけれども、私どもというか、専門家が計算されても、計算外のことがたくさん自然の現象として起きてくるわけであります。ですから、その辺のところの心配が擁壁の崩れとともに、この排水の整備をしないまま上の方の造成をどんどん進めていく、ということについては、大変心配なわけであります。その点の責任ある答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

それから、その排水路の事実が暗礁に乗り上げているので、当座遊水池をつくって切り抜けるという恐らく答弁をされるんだろうと思うんですけれども、この遊水池の問題も、いわばどんぶりの底をグラウンドにするという形で、グラウンドをその遊水池にするということですけれども、これは、例えば雨が降って実際に雨水が貯留されるというか、貯水されている状況が出てくるわけですけれども、付近の子供たち幼児などが遊びに来て、そこへ入り込むという危険もあるわけですし、それから、グラウンドの使用にも大きな制約が出てくるわけですね。雨が上がればすぐグラウンドが使えるという状態ではなくて、遊水池になっているわけですから、それがはけなきゃ使えないというそういう問題が出てくるわけなんです。こういう例はほかに一体あるのかどうか、ということもお伺いしたいですね。こんな形でやっているところが一体あるのかどうか、ということもお伺いしたいんですが、こういう形でやろうとしている考え方自体が、非常に疑問を持つわけであります。きちんとやっぱり排水路の整備をして、グラウンドはグラウンドとして、常に快適な条件で使えるようにするのが行政の当然の責任だろう、と思うんです。したがって、こういう今までの結果を見ても、いかにこの事業が計画性のない、ずさんな事業であったか、そのことを議会から指摘されてもやむを得ないことではないか、そのように私は思うわけでありますけれども、この私の質問に対する答弁は、擁壁についても用水についても用水路についても、大きな重大な問題でありますので、担当部長の答弁は結構です。当然市長、助役は把握されていると私は思っておりますので、市長、助役の方から答弁をいただきたい。担当部長からは答弁は結構です。以上質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君の質問に対し、理事者の答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　　助役の方からまずお答え申し上げたいと思います。

全部で5点にわたる御質問でございますけれども、まず第1点でございます。御指摘がございましたような状況に、南平高校の擁壁の状態というのが、擁壁相互の間で目違いが、グラウンドの方の擁壁と、それから山の方に向かいまして、左側が学校の校舎の建つ擁壁でございます。それから、右の方がグラウンドが配置されておりますところの擁壁が、山際にあるわけでございますけれども、この二つに分けてお話し申し上げたいと思いますけれども、グラウンドの方の擁壁の状態というのが、前傾斜というふうなものとか、あるいは擁壁ワンスパンごとに擁壁があるわけでございますけれども、5センチから6センチの目違い、それから、前傾斜といいますか、たわみといいますか、これがグラウンド側におきましては、一番強いところで20センチ、それから、学校の校舎が建ちます方は、ほんのわずかでございます。前傾斜等はございません。擁壁と擁壁の間の目違いというのが、2センチ程度でございます。こういうふうな状況になったわけでございますけれども、擁壁をつくりましてから裏に裏ごめの土を埋めていったわけでございます。この土の土圧によりまして、それぞれ擁壁にかかる土圧の違いによりまして、さっき申し上げましたような目違い、グランドの方におきましては、5センチから6センチの違いが出てきたわけでございます。それから、校舎の方におきましては、2センチというふうなわずかなものでございますけれども、裏に埋めましたところの土が設計によりますと、山砂でこれを埋めていくんだ、という設計になっているものでございますけれども、その山で発生しました土そのものを実際には埋めていった、こういうことによりまして、土炭という泥炭層の泥岩という層の粘着度の非常に強い土でございます。そういうところから、土圧の違いが出てまいりまして、擁壁の目違い、あるいは前傾斜というもの等が出てきたわけでございます。これらのたわみとか、目違いという状況でございますけれども、この程度の要するに現象ということは、通常あり得る現象でございます。あり得る現象でございますけれども、原因としては、そういうことでございます。

それから、2番目としては、日程に無理はなかったのか、こういうことでございます。そういうことは絶対にございません。設計の面におきましても、それから、設計は日本技術開発というこれはコンサルタントでございます。この会社は恵那山トンネルだとか、あるいは中国自動車道の吹田のインタチェンジの設計だとか、非常に優秀な設計会社コンサルタントでございます。こういう選択の過程でも我々誤っているとは思っていないわけでございます。上手の手から水が漏れたのか、というふうな糾弾をしているわけでございますけれども、いろいろな会社の経歴、今までの実績等を見まして、非常に幼稚な間違いを犯しているということが言える

わけでございまして、この会社の今日までの実績とか経歴を見まして、まさかこういうことが、というふうなこと等も考えられるような、幼稚な過ちでございます。これが設計を担当した。それから、工事中の要するに工事、設計監理一切もこれが担当しているわけでございます。それから、現場施工は鹿島建設でございます。こういう状況の中で、日程上、高校の開設に間に合わせなきゃならん、早くやれやれ、という無理な日程を組ませたというふうな状況はございません。当初、高校の要するに新しい高校の校舎ができまして、開校しますのは来春でございます。そういうふうな中で、無理な日程を組ませて早めさせた、こういうふうなことはないわけでございます。

それから、工事のやり直しの責任とか、費用の額でございますけれども、さっき申し上げましたような工事の実態でございます。やはり設計なり工事施工の段階での責任というふうなことで、費用の金額につきましては、これらの会社と今話を詰めているところでございます。工事の方は進んでおるわけでございますけれども、補強工事は進んでおるわけでございますけれども、責任の問題、費用の分担等につきましては、現在話を進めておるところでございます。

それから、今後の安全性、どう保障するのか、こういうことでございます。もちろん擁壁でございますので、非常に長期の要するに擁壁の安全性保障、あるいは短期の擁壁の安全性保障ということにつきましては、十分考えておるところのものでございます。そうでございますので、この擁壁につきまして、目違いが出た、たわみが出た、というふうな状況の中で、原因としましては、さっき申し上げましたように、裏ごめの土圧によって、こういう現象が出たということが、はっきりしておるわけでございますけれども、要するに長期の安全性、あるいは地震、災害、瞬間的に大きな震度等が来るわけでございますので、そういう短期のおっしゃるような安全性、あるいは保障ということにつきましては、今後この擁壁についての要するに補強工事を実施するわけでございます。大体擁壁の裏側にコンクリートの補強工事を行う、こういうふうな技術指導を受けておるわけでございます。そういうことによって、おっしゃるようなこれ以上の目違いなり、あるいはたわみの進みというものを食いとめると同時に、長期的な擁壁の通常の安全性、それから、おっしゃるところの急激な震度だとか、地震だとか、いろんな問題がございます。こういうものについては、短期的な要するに安全性保障というものを十分に果たしていくところの要するに補強工事をこれから実施するわけでございます。そういうことによって、現状の中では通常あり得る現象でございますけれども、御指摘がございましたよ

うな長期、短期という完全な安全性保障ということを果たすために補強工事を実施していく、こういうふうなことでございます。現在での裏ごめの土は、大体擁壁の天端近くまで埋めてきておるわけでございます。その中での要するに現象としましては、さっき言ったようなたわみなり、目違いというふうな状況でございますけれども、その上にまだ土が多少まだのり枠ブロックという形の中で、地山に傾斜して土が盛られるわけでございます。そういうふうな状況等もございますので、より一層の安全性を確保するということで、さっき申し上げました生コンのコンクリートを擁壁の裏側へ打ちまして、補強工事をする、とこういうことでございます。現状の検査の中では、たわみと前傾斜とか、目違いが出ておるわけでございますけれども、擁壁の基礎部分と、それから立ち上がっております擁壁部分との接合部分だとか、あらゆる面に亀裂も生じておりませんし、無理な計数等もかかってない、というのが鹿島建設の方の調査で全部わかっておりますので、さっき言ったようなコンクリートの補強工事を行って安全性保障をしていく、こういう考え方で、東京都の多摩西部の建築指導を受けておるところでございます。その指導にのっとった方法で、補強工事を実施いたします。

それから、南平用水の工事でございます。これにつきましては、当初予算に盛ってないんじゃないか、ということで、無責任ではないだろうか、あるいは非常に安易ではないか、こういうふうなきついおしかりでございますけれども、そういうふうなことではなしに、現在のところ、必死になりまして、地主さんの方から南平小学校の上の部分でございます、上流部分でございます。ここの地主さんの承諾を、必死になっていただく努力をしておるところでございます。いろいろと市の行政と直接この用水の測量部分について御承諾をいただいて、測量させていただくというその部分は、極めてもうそう込み入った問題じゃないんですけれども、いろいろと行政面で深いかかわりを持っておるわけでございますので、それらを一つ一つ解決し、正常化してきておるわけでございますので、その方はほとんど私の方で努力しまして、解決済みでございますので、いよいよ用水その部分の測量を許可していただいて、それが済めば、あるいは場合によっては耕作していらっしゃる方の土地も、あるいは場合によっては買収させていただく、こういうことになろうかと思いますので、非常に慎重な取り扱いでお願い申し上げている。測量だけで済むわけじゃございませんので、そういうことで交渉を積み重ねてきておるところでございます。本当に測量の承諾を得られました、というような御報告ができればいいわけでございますけれども、力足らずというところが、何としてもくやしいわけでございます

けれども、もう一段の努力をいたします。それに絡むいろいろな問題等は、ほとんど解決してきておりますので、いよいよ測量の面だけ残っていますので、快く御承諾いただけるんじゃないか、こう期待しておるわけでございます。それで、何としましても、南平一帯の公共下水道が正式にできるまでの間の用水でございます。昔から流れている水なんだ、といいましても、周りは非常に商店になったり、うちになったり、かつて水田地帯であったところが、住宅地にずっと変わってきておりますので、やはり用水機能というのは大事でございます。今までですと、田んぼ等に一時水が流れていたというのが、住宅地になりまして、水が、全体的な遊水機能というのが低下しておりますので、そういう面では、私たち南平用水の重要性ということは、十分考えておるわけでございます。また、高校用地の中に、遊水機能を設けてあるわけでございます。これも窮余の一策として、暫定的な機能として、大体２メーター近くの深さ、1.8メーターですか、の深さの水を湛水していく機能を持っているわけでございます。ですから、少し時間差を置きまして、水が引き始めたら、そこから水を流せるような機能を持たせているわけでございます。最近は、学校でもそうでございます。それから、公共用地、あるいは公園等、非常に都市部の公共用地というのが、遊水機能を持つというふうな例が非常に多くなってきておるものです。それから、都立の高校なんかでも、そういう機能のところがあるようでございます。そういうものですから、我々の方から南平用水については、暫定なんだけれども、湛水機能を持たせて時間的に時間差をもって排水していくという遊水池を、深さにして1.8メーター設けたい、ということを東京都に願い出たところ、非常に何らの抵抗なしに許可していただいて、今日の計画になったわけでございますけれども、公共用地内に遊水機能を持たせて、住居地域の水害を少なくしていくというのは、非常に最近よくある例だ、というふうに思っているわけでございます。南平一帯の用水につきましては、平山の方からの排水については、南平の方と分断した形の排水機能等の考慮もしていきたい、こう考えておるわけでございます。いずれにしましても、御質問いただきました南平用水の測量については、懸命な努力をしてまいりたいと思っているわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の各地の開発事業を行います際に、治山治水、つまり丘陵地については、擁壁等によって山を治める、それから、その宅地開発等をいたしますと、当然水を治めるという大きな問題が伴って出てまいります。たまたま、その南平の今日公共用地

になります地域、それから、あわせて過去に山砂採取等で、不法な防災上に懸念のあるという状況が発生しておりました状況から、どうしても、その持ち主から適切、妥当な方法で、その用地を後日の懸念をなくするために、市がそれを公共用地として求めていく、またその求めた用地に、市民要望にかなう事業を防災的な意味も含めて取り図っていくということは、私は日野市の市政上大きな事業であり、また、その解決を図ることが重要な仕事だ、と考えてまいっております。開発指導要綱等によりまして、また、どこの宅地造成等におきましても、そのような指導措置を行ってまいっております。

そこで、南平高校用地のことにつきましても、いろいろと御懸念は指摘していただいたわけでありますが、大きな仕事をします場合には、多少前後する問題もございますし、取りこぼしのところもあるわけであります。全体といたしましては、今、南平の地域の全体的な治水の解決、そして、高校用地は土木的な工事によりまして、専門の行政指導、あるいは専門の工事をやる業者によりまして、一応大きく安全の得られる、そういうことができたと思っております。若干の補強を要するということも今回生じておりますが、それらもいずれ全体の安全策を全うしていきたい、このように考えておるところであります。特に治水問題になりますと、これは下流から水の流れをよくしていくという仕事が、当然の順序でございますし、また、それが順序として、この成り立たない場合には、その地形の変化を与える地点において、水の適切な処理をしていく、つまり近ごろの河川機能も大変弱っておりますから、建設省当局でも、なるべく内陸に、内陸といいますか、その河川外の地域に大きな雨が降った際には、貯水をできるような、そういうことが特に都市開発、都市整備の場合には考えられつつ、また行われております。高校の範囲に造成をいたしましても、雨量そのものが、そのためにふえるということじゃありませんし、その地域に降る雨は、いっときはその地域で貯水装置をつくって、そして、時間差をつくりながら、この水の排水処理をしていくということは、近代治水工法の大きな仕事になっておりますから、それにかなっておるというふうに考えるわけであります。南平のいわゆる南平用水、かつてはこれはかんがい水路であったわけでありますけれども、今、ほとんど全部が宅地化されております。これまでかさ上げ等で一応の補いをしてまいりましたけれども、南平全体の治水を図るということで、既に数年前から日野地域におきましては、あるいは根川をつくりましたように、南平用水の下流からその排水機能を高めてまいりまして、今、だんだんと上流に近づいている。今、持ち主の方と若干の理解不足がありまして、交渉を進めており

ますので、これも必ず達成をしなければならない大きな公共事業であります。一つには、平山側から流れてくる水につきましては、直接浅川に排水する管渠もございますので、若干のそれの工事をすることによって、とにかく南平に大きな水がたまる状況は何としても避けなければならない、そのような段階でありますことを、私もあわせてお答えをさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○4番（小山良悟君）　助役、市長の答弁をいただいたわけでありますけれども、最初の擁壁の傾斜の問題でありますけれども、この問題に関しての、この高校用地の造成事業の最高責任者たる日野市土地開発公社理事長の認識としては、はなはだ甘いというか、もう少し真剣に受けとめるべきじゃないか、というふうにまず思いました。このこういう擁壁の傾斜とか、こういったことはよくあることだ、というふうな答弁でありますけれども、こういうことはよくあっちゃ大変です。そういうことは安易に、よくあることだ、というふうな認識でいるということは、この現場の責任者、あるいは現場にいろいろ職員も、技術者もいろいろ携わっているわけでありまして、みんな真剣にこの事業に取り組んでいるわけでありますが、最高責任者が、そういうふうな甘い認識といいますか、そういうふうな認識でいるということは、市民として大変不満であるということをまず申し上げておきたいと思います。

それで、この原因は、設計上では、山砂を埋めるつもりであったけれども、山で発生したその土をそのまま埋めたのが原因だ、ということですけれども、それで、その責任とか、その費用のことについては、今、話し合っているというふうなことのようですけれども、これなんかも助役が、これはもう一体現場任せにしているんだか、助役自身が事の重大さに責任を持って、みずから対処しているのかわからないんですが、みずから対処しているならば、もう少し明確なといいますか、線がもう出していいはずだと思うんですね。山砂を埋めるということになっているのに、その場にある発生した土を埋めたということですけれども、じゃあなぜそういうふうにしたのかということです。これが設計の方で山砂をやる設計を書くべきところを違ったのか。施工の方でそういう設計の指示があるにもかかわらず、鹿島建設の施工が、山砂を入れないでそういうふうなことになったのか、そういうことは調べればすぐわかることですね。すぐわかることだろうと思うんです。したがって、その辺の責任というものもすぐに明確になってくるわけでありますし、費用の負担だって明確になってくるわけなんです。それが1月早々に発覚して今3月末になってきたわけです。その今日の段階で、こういう今折衝中というか、

というふうなことでは、もうすべてやっぱりこういう問題に対する市の方の取り組みが非常に甘い、何をやっているんだ、というふうな怒りすら覚えるわけですね。もうわかっているんじゃないですか、それもしわかってないとするならば、この問題についても、何というか、それこそ流れに押されて、とにかく工事やり直ししようやということで、もう費用の負担は、どこがするかわからないけれど、とにかくやっちゃおうというふうな形で、あいまいさを残したままでやっているんじゃないか、と思うんですね。そういうあいまいさを残したまんまで工事を進めると、予測されない災害とか、事故というのがまた起きてくるんです。そういう取り組みが非常に甘いというか、でたらめというか、こういうことを強く指摘したいんです。こういう指摘をすれば、あなた方は、助役はどうか知りませんが、市長サイドの方は、妨害したとか、何とかというビラを一生懸命になって配り、そして、宣伝カーで言って歩いている。そんなくだらないことをやる暇があったら、この問題にもっと真剣に取り組んだらいかがですか。市長もこのことが市長もお見かけどおりの紳士であるならば、ああいうでたらめな高校誘致を妨害しているなんていう宣伝活動をすぐやめさせなさい。それが、あなたの票がふえる手段ですよ。そういう私どもが議会人として、当然のいろいろな問題点を指摘したことについて、それを妨害しているとか何とかというふうな選挙の材料に使うなんて、とんでもない話ですよ。それがあなた方を支持する皆さんの考え方ですか。人格でしょうか、これは。その辺のところをよく反省してもらいたい、ということをつけ加えておきたいと思うんですけれども、助役、再答弁ひとつお願いしたいんですが、もうこの原因とか、そういうことはもうわかっていいはずでしょう。もう少し明確な答弁をお願いしたい。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　たびたびおしかりを受けるわけでございますけれども、懸命な対処を行っておるわけでございます。3月31日に設計から、それから工事施工から完全にでき上がって受け取るというふうな形の中になっているものが、こういう形で工期が延期する。東京都に迷惑をかける。こういうふうな状況の中で、何をおいても、東京都に一番迷惑かけない方法ということで、いろいろと私自身が先頭に立ちまして、いろいろと万策を講じておる状況でございます。

まず原因について申し上げますと、土の問題が大きな問題でございます。それから、それ以外にこの土地の擁壁につきましては、一番安全性を高く見るところのクーロン方式によって設

計がされておるわけでございますけれども、そういう高い安全性を前提にしておりながら、こういう現象が出たということについては、土の問題先ほどから申し上げましたけれども、１点でございます。

それから、いろいろと施工時点で、どういう状態で擁壁が浮き上がったか、というふうな現況等をとらえておりませんので、その後の変化の状況というものについては、さっき申し上げたような大まかな状態でしか申し上げられないわけですけれども、施工上の差位ミスというのが、どの程度あったかというのは、今ではわからないわけですけれども、もう一つは、地山の要するに山際です、山際のカットを垂直に切りなさい、こういう指導であったわけですけれども、現場においては、それを六分に切っているというふうな直で切るものを六分で切っているというふうな原因等も一つ土圧を増す原因になっておるわけでございます。設計会社の要するに責任とか、設計会社それ自体が設計から施工管理まで一切引き受けておりますので、どの会社の責任ということではありませんけれども、いずれにしろ、設計、施工段階からの問題点として、この擁壁の問題が出てきたわけでございます。そういうふうな原因でございます。甘くとっているわけじゃございませんけれども、現象的には、通常このぐらいの造成地においては、擁壁が前かがみになるとか、あるいは隣の擁壁との違いが５、６センチ出てくるとか、ということは通常あり得る例だ、ということを申し上げたわけでございまして、それだからいいんだということではなしに、安全性の上から、要するに重要なところでございますので、補強工事を行っていきます、という厳しいとらえ方をしておるわけでございますので、そのようにおとりいただきたいと思います。

それから、責任については、今、申し上げたようなことで、会社側の責任ということを、日本技術開発につきましても、鹿島建設につきましても、それぞれ施工、設計段階での責任ということでございますので、費用負担を今、求めているところでございます。話のついた部分もございますし、まだ難しいところもちょっと残っておるようでございます。そういうことで、責任と、それから費用の問題は、不可分の問題でございますので、この問題の解決を責任、費用という問題について両者と話を進めているという状況の中でございまして、一部まだ話し合いのつかないものがございます。つかないものがございますけれども、早晩もうつくわけでございます。工事の方は、今進めておるわけでございます。何としましても、工期は一番大事でございますので、学校の校舎の建築も始まります。それに影響ない、ということで進めておる

わけでございますので、そういうことで、厳しく当たっておるわけでございます。はたから見ていただきまして、いろいろと御注意いただくことはありがたい、と思っておるわけでございます。力不足でございますので、さらにむち打っていただいて努力していきたい、こう思っているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　この今の助役の答弁でも非常に高い安全性を考慮した設計をしておった、にもかかわらずこういう事態になった、ということでありまして、その砂と土の違いだけで土圧がどのぐらい違うか、私専門家じゃないからわかりませんけれども、その辺のところの、例えば擁壁そのものの厚みが足りないんではないかとか、そういういろいろ素人なりにいろんな懸念をしてくるわけですけれども、そういう不安も非常に残りますし、また、斜面を削るのに設計上では、垂直にカットするということになっているものを、現場では六分にカットしたというようなことも今度の理由の一つだということですので、そういう工事をされていたんでは、ほかにもいろんな設計上はこうなっているけれども、実際の施工の段階でこうなっている、というふうな設計とは違う形の施工をされている懸念もこの二つのことだけでも持たれるわけです。非常に心配なわけです。このやっていることが。これはもう市民として当然のことだろうと思いますので、私はこの件に関しては、本当に素直に子供たちの安全ということを考えて懸念しているわけでありますから、この将来ある子供たちの生命を預かるというか、そういう子供たちがいる校舎の問題ですから、市民の安全を守るべき市長も、これはもう現場に乗り込んでいって、もう市長選挙なんかやっている暇があったら、それこそ現場へ乗り込んでいって、この問題をこの責任ある施工をするように、市民の子供たちを守るという意味で、もっと真剣に対処してもいいんじゃないか。市長選を全然やるなとは、それ森田市長も大変苦戦しているでしょうから、全然やるなとは言わないけれども、その一端を割いて、現場に市長みずから足を振り向けて、もう少し厳しい監督といいますか、指示というものをする必要があるんじゃないか、というふうに私は思います。ですから、その辺をよくひとつ踏まえて、後々もう二度とこういうふうな問題が起きないように、ぜひ対処していただきたい、というふうに思います。

それから、最後に用水の件ですけれども、私は、先ほど無責任じゃないかという指摘をしましたけれども、つまり森田市長が、この高校用地を買ったときに、そのときには確かに東京都

では、都立高校を建てる予定はなかったわけであります。５９年度中まではないということを言明しておったものですから、その前提で私は質問をしたわけですけれども、そのときに森田市長は、用地を用意しないで、学校を誘致するという交渉ができますか、誠意が相手に伝わらないでしょう、ということを森田市長は申しましたね。それはそれで結構なことだと思います、そういうことは。そういう森田市長ですから、その持論からいえば、今度のこの用水の改修の用地買収も、予算を立てておかないで、お金を用意しておかないで、それで用地を買ってくださいと交渉したって、相手に誠意が伝わらないわけでしょう。もし売ってくれたら、補正で組んでやりましょう、というふうなことは、相手に対して誠意がない。そういうことは、同じように言えるんじゃないかと思うんですね。真剣になって、この南平用水の改修に伴う用地買収を、真剣になって取り組みたい、懸命な努力をするということを、助役も言っているんですけれども、そう言っている以上は、当初の予算から予算を用意して、そして交渉に当たるというのは、当然でしょう。まあ、一度予算を用意しました、見込みがないということで、この３月議会で、もう減額で出てきました。減額で出てきましたけれども、しかし、新年度当初予算でも、また改めて最初から立てるべきですよ、当初予算として。予算も用意してあります。どうぞ売ってくださいというふうな交渉をしなければいけないはずだと、私は思います。そういう取り組みが真剣さに欠けるというか、誠意に欠けるというか、そういった点も強く指摘したいわけであります。それで、近代工法があるからどうとかということで、遊水池のあれも一つの方法だということで言っていますけれども、しかし、これは全く助役がみずから言っているように、窮余の一策でありまして、開発しなければ自然の吸い込みというのはかなりあるわけなんですが、開発行為をすれば吸い込まれないで流失される雨水というのは相当出てくるわけなんです。ですから、下流から整備するという原則にのっとっての事業を推進するということは、あくまで貫き通してやらなきゃいけないことですから、こういう何といいますか、この当初予算に用地買収の予算も計上してこない一般会計予算というのは、非常に欠陥である、というふうに私は、強く指摘したいわけですし、ひとつこの辺の対応については、早急にとにかく助役がみずから乗り込んで取り組んでください、ということを申し上げたい。この最初の擁壁の問題だって、部課長任せにしないで、助役、市長みずから乗り込んでいって、この問題を早く解決して、本当に安心して学べる校舎にしていただきたい、ということを強く要望して質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって大きな災害が懸念される都立高校用地造成工事の件についての小山良悟君の緊急質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時１９分休憩

午後４時４１分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　議運でどのように、そのように決まったのかも知りませんけれど、きょうここに出ている議案人事案件、これは特に対外的な問題があるんです。そういった関係で、やはりこの問題だけでもちょっと５時前に決めてほしいんですよ。そうしないと向こうへ通知できないんですよ。そういう人事案件がここにありますから、それだけでもちょっと決めてもらいたいと思うんです。その点、皆さんにお諮りして、それで進めてください。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。ただいま、休憩と申しましたが、議事の都合により日程１、２、３の三つを上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　それでは、順序に従いまして、日程１、２、３を上程したいと思います。

これより日程第１.東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

本件は、滝瀬敏朗君の東京都四市競艇事業組合議会議員の辞職によるものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都四市競艇事業組合議会議員に石坂勝雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました石坂勝雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました石坂勝雄君が、東京都四市競艇事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました石坂勝雄君に本席より会議規則第２８条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより日程第2.東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

本件は、滝瀬敏朗君の東京都十一市競輪事業組合議会議員の辞職によるものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都十一市競輪事業組合議会議員に石坂勝雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました石坂勝雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました石坂勝雄君が、東京都十一市競輪事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました石坂勝雄君に、本席より会議規則第２８条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより日程第3.南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

南多摩斎場組合議会議員に馬場弘融君、飯山　茂君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました馬場弘融君、飯山　茂君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってただいま、指名いたしました馬場弘融君、飯山　茂君が南多摩斎場組合議会議員に当選いたしました。

ただいま、当選されました馬場弘融君、飯山　茂君に本席より会議規則第３２条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時４８分休憩

午後９時２０分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

去る３月１５日、総務委員会では、この条例改正について審査を行いました。この条例は、たばこ関連５法案の国会での可決に関連するものでございます。去年の夏、８月３日、最終的には参議院で日本たばこ産業株式会社法などが可決をしたわけでございます。当時この問題については、民営化をめぐって論議がなされましたが、去年の８月、たばこ関連５法案として、国会において可決をされました。その中身はたばこ事業法案、あるいは日本たばこ産業株式会

社法案、たばこ消費税法等々５法案であったわけでございます。この法律の主たる内容は二つございます。その一つは、外国たばこの自由化、その二つは、政府が当面３分の２、事後２分の１ということで、出資をする民間会社として、たばこが発足をしていく、こういう点にあったわけでございます。

条例の主な改正点を申し上げます。その一つは、納税義務者が日本専売公社から日本たばこ産業株式会社、その他の販売業者というふうに民間組織になった点でございます。それから、課税の仕方が、以前は値段当たり、売り上げ当たりで課税をしたものでございますが、今回は従価税、値段に基づくものと従量税、重さに基づくものの両方を併用いたしまして、その合算額によりまして課税をする、こういうものでございます。税率は、従価税の方が２２.４％、従量税の方が２８.４％ということになっております。そのほか民間企業が納税義務者となるために、記帳義務、そのほかそれにふさわしい改正などの措置をとったものでございます。

総務委員会では、民営化されることによって、どういう特徴や意義があるのかなどの質疑、審査などを行いました。慎重審査の結果、全会一致で本条例の制定について可決としたものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　まず審査報告に先立ちまして、今文教委員会初日、委員長並びに副委員長の選任が行われまして、引き続き向こう１年間、文教委員長として務めさ

せていただくことになりました。なお、副委員長は従来どおり、公明党の夏井明男議員でございます。この場をおかりして御報告申し上げるとともに、よろしくまた御指導のほどお願いいたします。

ただいま、議題となりました議案第６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件について審査の報告を申し上げます。

本委員会は議事日程どおり、３月１５日開催し、教育委員会及び議案の提出者である森田市長に、本件に関する提案理由並びにその内容について説明を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

本議案は、市内の公立幼稚園の保育料をことしの４月から２５％値上げをして、現行の月額6,０００円を7,５００円にしようとするものであります。昨年の１２月議会に提案をされ、賛成者少数で否決された議案第９６号と全く同じ内容で、今回再提案されたものであります。

質疑の主なものについて申し上げますと、３カ月前に議会で否決されたものを再び提案するのは、議会無視ではないか。また、昨年の１２月議会以降、情勢の変化があったとして説明に挙げられた、東京都及び日野市の昭和６０年度予算の中に盛られている父母負担軽減事業費補助金の５００円ずつの増額ということは、その分だけ公私の格差が縮まったことになり、今回の値上げの理由にするのはおかしいのではないか、などの質疑がございました。これに対しまして、再提案については、不見識と言われても仕方がない、と答弁がございました。また、情勢の変化云々についても、質問者と異なる見解の答弁はございませんでした。これらのほか、何点かの質疑がなされましたが、細部にわたっては、この場では省略をさせていただきます。

質疑終了後、休憩を挟んで午後委員会を再開し、意見を求めました。３人の委員の方からそれぞれ賛否の意見表明があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決した次第でございます。

なお、反対、賛成の内訳について申し上げます。賛成は、日本共産党議員団鈴木美奈子議員、新政会藤林理一郎議員、市民クラブ飯山　茂議員、無会派橋本文子議員でございます。よって反対は公明党の夏井明男議員、自由民主党・新自由クラブの小山良悟議員でございます。

それから、なお、反対委員の中で、修正案の提出を予定する旨の発言もございましたが、３カ月前と同じ内容のものである内容の今回の態度については、一貫すべきだとの考えから、修正案については提出しないとの連絡を受けておりますことを申し添えまして、審査報告といたします。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　私ども公明党は、値上げ反対の立場で一言意見を申し上げておきたいと思います。

今、委員長から御報告がありましたとおり、昨年１２月議会で、私どもは反対をいたしました。そのとおりに否決になっわけでございますが、今回反対者が少数ということで、可決したということでございます。昨年の１１月に、陳情書が出されております。提出先は日野市の教育委員長森久保敏治様ですが、保育料の値上げに関する陳情書というものが出されました。これは、高幡幼児サークル、多摩平幼児教室、この文面をちょっと読んでみますと、平素は私ども市民のために、お骨折りをいただきまことにありがとうございます。いよいよ来年度より、日野市立幼稚園全園で、２年保育が実施されることになり、私たちの長い間の運動が実りつつあることを喜んでおります。しかし、保育料に関しては、広報によりますと、来年度より値上げが予定されるとのことですが、過去には、一挙に倍額に値上げされたこともあり、諸物価上昇の折から、保育料の家計に占める割合がこれ以上高くなった場合、私ども若年家庭には、家計を圧迫され、厳しい状況になります。つきましては納得のできない値上げは絶対せず、関係する団体などと話し合いをし、値上げ幅を最小限にとどめていただきますようここに署名を添えて陳情申し上げます。

たくさんの方たちからの陳情書が出されました。この陳情書にも見られるとおり、この保育料の値上げに対しては、非常に問題があろうかと思うわけです。そもそもこの公立たるゆえんというのは、一体どこにあるのか。公立の幼稚園を市がつくっていくということは、一体どのような出発点から来ているのか。私は、そもそも、この日野市が公立幼稚園を建設したその原点というものは、１年保育にあったろう、と私は考えております。来年小学校に上がる子供たち、いろいろなもろもろの事由があって、私立には行けない。しかし、その私立に行けない子供たちも公立で一年保育を面倒見ましょう。そこからこの日野市の公立幼稚園の出発点があったんではないでしょうか。私は、この公立幼稚園を建設したこの時点に立ち返って、そして、この公立をつくる、そのことは大変いいかもしれませんが、父兄に負担をさせるこの支出だけ

は何としても避けなければならないと思うわけであります。したがって、公立の公立たるゆえんというものは、一体どこにあるのか。公立と私立の格差があって私は、当然ではなかろうか、こう思うわけです。私立は、公立にはないいろいろな特徴を打ち出して一生懸命頑張っておられる。いろいろな園の施設についての公立との格差ももちろんあるでしょう。あるいは送り迎えをする等のこういったサービスの面、いろいろな面、あるいは先生方の教え方の面等を含めて、公立にない大きな特徴を打ち出して、私立は頑張っておられる。こういった中で、当然公立と私立との格差があって当然ではなかろうかと思います。今年度の予算に５８０名分1,500円の値上げ、月にしてわずか８７万円で、年間にしても1,０００万足らずの収入にしかならない。例えば第七幼稚園を今回建設することになっております。この建設費用は、すべて含めますと１億5,０００万、人件費が、大体３人の先生と用務員さんを入れると2,６００万年間かかる。また、人件費を除いた運営費は、年に６００万ほどかかってくる。これだけの多額のお金を毎年毎年支出しなきゃならない。何のために公立をつくっているのか。ただ格差是正ということであるならば、保育料を縮めていくという格差ということであるならば、幼稚園をつくらなくて、私立の保護者の方たちに、これをつくるつもりで補助を出したらどうでしょうか。私どもは、そう思うわけであります。そして、今一つは、先ほど委員長の報告にもありましたとおり、１２月議会に否決をされて、そして、それをすぐさまこの３月議会に提出をしてきた。一般の方たちは、１２月と３月ですから、そこには３カ月の開きがあるのかとこう見ます。ところが、現実は全く違うと思うわけです。１２月の最終日に否決をされて、そして、この予算書ができ上がってくるということは、当然、１月の半ばごろにはほぼ骨格が決まっておる。わずか１０日か１５日の間に、議会で否決されたものを同じものを持ってくるということは、私は、理事者側としては、まことに責任のない所業である、このように言わざるを得ないわけであります。したがって、私どもは、今回のこの値上げに対しては時期尚早である、こういう意味で反対の立場をとらせていただきます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　次に夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今の黒川議員からの反対の意見と重複する部分もありますけれども、かなり疑問な点がございますので、あえて述べさせていただく次第であります。

まず第１点は、私立幼稚園児への補助金ということで、日野市が、２６市の中でどのくらい補助金を出しているかというデータがございます。昭和５８年度の都の補助金を除いた月額の

データでありますが、それによりますと、青梅と町田が独自の体制をとっているので、順位的には厳しくなるかと思いますが、それにしても、私どものデータでは、第７位であります。委員会の報告によりますと、１３番目ぐらいの位置にあります。さらに、幼稚園の保育料の補助額を引いた公私の格差のデータ、昭和５８年、年額、園で４歳から５歳児の対象を調べますと、日野市では、年間市立の保育料が７万2,０００円、私立の保育料の最低額が１６万8,０００円そのうち私立保育料の保育に対する市の補助額が３万、さらに東京都の補助が１０万8,000円、その格差が年間３万6,０００円、今回、都及び市の1,０００円上積みということで年間２万4,０００円、月額に直しますと２万4,０００円の差であります。このようなデータを見ますと、かなりあえて１２月の議会に否決された議案を３月の議会に提出される強い理由は、どこにあるのか、ということであります。また、公立幼稚園の保育料の実態を見ますと、今回の文教委員会におきます教育長の答弁ですと、東久留米市と武蔵野市が保育料を値上げいたします。そういう立場からすると、日野市もそのような趨勢にあってよいのではないか、これが前回１２月議会に出したときと、３月議会に出したときの事情が変わっておりますという話であります。ところが、その上位には府中がまだあります。三鷹もございます。そのような中で、日野市におきましては、本年度の予算にもありますとおり、老人福祉に対して、健康管理手当ということで、前回の議会でも5,０００円の上積みをしており、１人当たり１万円のアップをして6,５００人の方に出しておられる。ほかの市ではない老人理美容の対策もとられておられる。理美容だけでも、6,900 万ですか、出しておられる、健康管理手当についても6,５００万出しておられる。このような独自性を出されている我が市が、なぜあえて保育料の値上げをするのか、強い理由が見当たらないわけであります。特にそのような中で、先ほどの陳情書の内容にありましたとおり、諸物価の値上がり等を考えると、極力抑えていただきたい、という陳情が５９年の１１月にあって、それを踏まえた中で、１２月の委員会で、お１人の議員を除いた議員の方が、この市の案について反対という議決をしたわけであります。そういう点を今回踏まえてみますと、市の対応について非常に疑問がある。と申しますのは、１２月に値上げの案を出されて４月１日からというのが市長のお考えだったと思います。それが否決をされながら、さらに本定例会において、その対策の予算を既に見込んだ予算を計上した中で、再度出されてきておられる。これもやはり４月からの執行をねらって出されてきたわけであります。これは非常に私は、議会軽視の姿勢が強いと判断せざるを得ないわけであります。一事不再議という原則が

あるわけですけれども、確かに１２月の定例会と３月の定例会とでは、会期は違いますが、精神においては、一事不再議の原則に反する。御承知のとおり、一事不再議の原則というのは、フランス革命当時の国王の権力と市民の代表の権力とがちょうどぶつかり合っている時代に生れてきた原則、というふうに理解しております。議会が、特に市民の方に経済的な負担をかける場合に、その防波堤となって闘ったのが近代の政治議会であったと思います。一時不再議の原則は、その中で国王の権力がまだ強いときに、再度またその案を出した、通すまでその案を出してきた、というそういう闘いの歴史の中にかち取られたものだ、と思います。現憲法におきましても、確かに憲法の条文にはありませんが、当然、憲法の精神として、一事不再議の原則は、議会制民主主義の根本に触れる問題として尊重されているわけであります。そういう立場を考えますと、委員会で議決されたものを再度出されるという意味がわからない。まさに議会あってなきがごとしと言わざるを私は得ないのであります。特に個人的なことにかかわることになるかもしれませんが、私は、前回市長が、ある定例会の最終日に欠席をされました。聞き及びますと、市長の親類の方の御不幸で行かれた、ということであります。しかし、これもやはり市長反省をしていただきたいと思うわけです。私が、市長の立場でありましたならば、ごく身近なところであったとしても、私は、議会の最終日に欠席をするということは到底考えられない。なぜかと言えば、市議会の議決の中で、条例、また予算等の中では、市民の方に御負担をおかけしなきゃならないという案もあるわけであります。そのような延長線から考えますと、今回、３月議会に値上げ幅が、たとえ１カ月1,５００円という幅であったとしても、憲法の精神からしても、議会の尊重と市長が言われますが、そのような姿勢からいっても、これは到底私は、納得できないと思うわけであります。

以上、今回の保育料の内容につきまして、また、これを出される経過につきましても、非常に疑問が残るということで、反対の意見を述べさせていただきました。以上。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第６号、日野市立幼稚園の保

育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会に付託をされました議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、市営火葬場使用料のうち、市外利用者の料金を実額に近づけ、もって適正な負担の導入を図ろうとするものであります。具体的には、満１０歳以上の者については、現行１万円を２万円に、満１０歳未満の者については、現行5,０００円を１万円に改正をするものであります。

質疑といたしましては、市外利用者の実績及び地域などが問われたわけでありますが、数といたしましては、昭和５６年度は１０５件、昭和５７年は１０６件、５８年が１４８件であり、地域としては、八王子市民が多いという説明がございました。なお、新しく加入をいたします南多摩斎場につきましても、この使用料も同額になっているという説明でありました。

格別意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第５号、日野市立つばさ学園条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（馬場弘融君）　　続きまして、厚生委員会に付託をされました議案第５号、日野市立つばさ学園条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条例は、精神薄弱者及び身体障害者の福祉増進のため、日野市立つばさ学園を設置し、その管理運営等を定めるものであります。学園名として使われるつばさ学園、精薄者の授産施設ひばり学級及び身障者福祉センターやまばと学級、これらの名称は、心身に障害があって一般の方よりもおくれていても、大きく羽ばたいてほしいという願いを込めてつけられたということであります。建物の工事は既に完了をし、４月の１日に職員配置、５月１日より開所の予定であると伺いました。

本条例に定める内容でありますが、さきに申し上げた施設名のほか、休業日、利用時間、入園及び利用資格者、費用の徴収、福祉事業団への管理委託などでありますが、福祉部長並びに福祉事務所長より詳細説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。精薄施設ひばり学級につきましては、入園対象者募集状況などが問われ、対象者としては愛の手帳３度ないし４度の人、つまり訓練をすれば自活し得るかな、という程度の人を対象とすること、定員は、施行規則によりまして４０名であるが、現在１８名の申し込みがあって、とりあえずそのくらいの数でスタートをし、年を追って４０名までもっていく意向であること、との説明がありました。次に身障者福祉センターやまばと学級につきましては、身障者手帳がなくても利用できるのか、熊本市の施設の場合は月曜日が休館であるが、日曜休館でもよいのか、交通の便が悪いけれども、バスによる送迎を考えているか等が問われ、手帳がなくてもよいこと、近隣市は日曜休館でも不都合がないこと、自立が建前であって、プライバシーの問題もあって、本人通所を原則としたいことなどの説明がございました。施設全般にわたっての質問については、ひの共同作業所との関連で、この共同作業所が建て直して国の許可を受けた施設になった場合、現在の仲間２０名のうち四、五名が入所できなくなるのではなかろうか。また、現在の市内の精薄者の数、身障者の数はどのくらいであるか、入園者及び利用者に年齢制限はあるのか、社会福祉法人日野市福祉事業団の管理、運営、特に職員体制の見通しはどうなっているか、などが問われ、共同作業所については、国の補助はつかなくても、市の枠外負担等で対応し、現在の２０名の仲間は何とか残れるようにしたいということ。それから、精薄者の数は３００名。身障者の数は1,６９５名であること。年齢制限については特にないが、６５歳からは老人福祉法の対象となるので別扱いとなること。事業団については施設長も含め職員体制が整いつつあること等の説明がございました。

以上で質疑を打ち切りましたが、特に意見もなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第５号、日野市立つばさ学園条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　　それでは、建設委員会へ付託されました議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本条例は、建築基準法の規定に基づいて地区計画の区域内における建造物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって健全な都市環境を確保することを目的とするものであります。なお、適用区域については、高幡鹿島台ガーデン５４に適用されるものであります。

本議案に関しましては、委員会では現地調査を実施、慎重審議を行いました。本議案に対する質疑の主なものを概略申し上げます。

まず第１２条の罰則金が少ないのではないか、との問いに対しては、地方自治法及び建築基準法の規定に基づき決定された、との答弁がございました。また、なおこれらについては、悪意がなかったにしても、違反は想定されるので、指導と監督を十分にしてもらいたい、との要

望がなされ、市当局の適切なる措置を求めたものであります。その他第８条及び第９条の特例の起こる可能性、また別表第１（第２条関係）のように、高幡鹿島台ガーデン５４地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた地域とする、とのこの名称は、誤解を招くではないか等の各般にわたり質疑がなされたのでありますが、細部については省略させていただきます。

以上により質疑を終結し、採決の結果、本議案は、全員異議なく原案可決とした次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第２５号、市道路線の一部廃止、議案第２６号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、議案第２５号、市道路線の一部廃止について建設委員会における、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は、道路法第１０条第３項の規定によって、市道路線を一部廃止するもので、現況が廃滅して公共の用に供されていないため、平山三丁目４番地の３より同４番地の８までの４２.２１平米を廃止し、新たに新設道路敷として、４４.４４平米を交換し、あわせて６０.８３平米を寄付によりつけかえ交換するものであります。本委員会では、現地調査を実施し、慎重審査を行った次第であります。採決の結果、全員異議なく原案可決といたしました。

続きまして、議案第２６号、市道路線の認定についての委員会の審査経過及びその結果を御報告申し上げます。

本議案につきましては、みなみが丘１６号線、１７号線、１８号線、落川１９号線につきましては、開発行為完了による帰属のためのもので、また、三井台１８号線、程久保９号線は道路敷寄付の受領のため認定するものであります。本委員会では、現地を調査をし、慎重審査を行った次第であります。質疑の主なものは、道路台帳が公開できるよう整備されているかとの質疑があり、道路台帳は整備されていないが、それにかわる調書はある、との答弁がございました。これらのほか細部についての質疑は、省略させていただきます。以上により質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２５号、市道路線の一部廃止、議案第２６号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　議案第２７号の審査報告をさせていただきます。

議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行についてです。本議案は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９６条の２第１項の規定により、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）を行うため、同条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議案は、農地防災事業計画に基づく農業用河川工作物応急対策事業で、樋門操作台かさ上げ工事を行うものであります。集中豪雨の際に樋門の開閉操作を容易にし、もって未然に水害を防止するのを目的とするものであり、平山橋下流の樋門３門をかさ上げするものであります。

本委員会では、現地調査を実施し、慎重審議を行った次第であります。採決の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２７号、日野市営土地改良事業（豊田地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についての建設委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本条例改正は、東京都の農作物加入基準の改正に伴う日野市農業共済条例第２０条第１項第１号中「１０アール」を「１５アール」に改めるものであります。本委員会では慎重審議を行い、採決の結果、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についてでございます。本委員会の審査並びにその経過を御報告申し上げます。

本件につきましては、昭和６０年度農業共済にかかわる事務費と賦課総額及び賦課単価を決定するものであります。なお、単位当たりの賦課単価については、昭和５５年より変更がないとのことです。本委員会では、慎重審議を行い、採決の結果、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。

本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第２８号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（黒川重憲君）　昭和６０年度日野市一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会は、３月１９日より３月２２日まで３日間にわたり、慎重審議をしてまいりました。歳入関係４２件、歳出関係１７４件、合計２１６件に及ぶ活発な質疑がなされました。時間の関係上、すべてを御報告申し上げることができないのが、まことに残念ではございますが、いずれも日野市の将来をかんがみ、１５万市民の生活安定を願い、地域の諸問題解決のための提起であったことを申し添えておきたいと思います。

昭和６０年度日野市一般会計予算は歳入歳出合計３１０億5,５４４万4,０００円であります。採決の結果、賛成多数で原案可決となりました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　せっかく簡潔に述べていただきましたのに、まことに恐縮でございます。１点だけ予算には特別関係はございませんが、指紋押捺に関して、質疑、応答がございましたら、それについてお伺いしたいと思います。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（黒川重憲君）　総括の意見のときに、指紋押捺のことで質疑がなされました。詳しいことは市民部長の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問にお答えいたしたいと存じます。

一般会計の委員会の中では、市長が、一応お答えしたわけでございますけれども、指紋押捺の現在の状況でございますけれども、事例はございません。ただし、今後発生する恐れが考えられますので、そのときには慎重に対処したい。市長としては、安易な告発はしない、という考えでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　ちょっと今のお答えですと、私も大変不安でございます。これは、３月２５日の婦人新聞でございますが、ことしの夏から秋にかけて行われる登録証の大量切りかえに向かって外国人登録法の改正を求める声が高まっています。指紋押捺を拒否する人、拒否を宣言する人も日を追ってふえ続けています。こういうことに対して、拒否者を告発しないとの伊藤三郎川崎市長の発言は、大変大きな波紋を投げかけている。外国人登録法の改正を求める自治体決議も相次いでいます。日野市も議会では決議しておりますが、しかし、法務省は、混乱が起きようと拒否者には法で対処する、と強行な姿勢を示しており、自民党による自治体決議への妨害が行われるなど、状況は緊迫しています、というふうな記事が出ています。そういうことによって、拒否者を告発しないという伊藤三郎川崎市長のような御発言が、私は森田市長からもぜひちょうだいしたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（黒川重憲君）　委員長、いかがですかと言われても、私は、市長じゃございませんので、それでは、森田市長の方から。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民部長の報告より、もう少し明確に答えたわけであります。外国人登録に伴いまして、全国市長会でもこの人権にかかわりかねない、各自治体の窓口の問題について、こういう法律改正によって、そのようなことが起きないように、ということを既に政府当局に申し入れをいたしております。あわせて最近、川崎市において、また、町田市において新聞報道されているような状況がございます。我が市といたしましても、法はあるわけでありますので、なるべく説得はいたしますが、安易な告発によってゆだねるということはしない、そのように明確にお答えをいたしております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　２点だけ質問させていただきます。

社会福祉の方で、手書き電話の件なんですが、その件についてのことなんですが、この質疑がありましたかどうか。御報告がなければまとめて質問いたしますけれども、その件と、それから、保健衛生費の件なんですけれども、いわゆる胃がん検診とか、子宮がん検診とか、そういうふうな問題ですけれども、この件についての質疑ございましたかどうか、ちょっと委員長にお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（黒川重憲君）　今の２点とも質疑がなかったように記憶しておりますので……。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ちょっと質問いたしますが、手書き電話につきましては、５９年度が６７万2,０００円の予算で、６０年に４９万2,０００円ということで、減額になっているわけであります。この減額になった理由と、この５９年度の予算の間もなく年度末でありますので、執行率といいますか、というものをお伺いします。

それから、この問題をかつて取り上げたときに、市長が、所得制限の制約ということで、対象の人員に十分行き渡らないというふうな問題があったわけでありますが、都の施策に調整を図りながら、市の御要請ができるものであれば、そのような考慮を当然行うべきだ、というふうな答弁されているんですが、市として、この都の施策を補うような形でのものを具体的に市長が、考えたかどうか。

それから、私は、このミニファックスの件については、ミニファックスを設置を望む実態調査といいますか、そういったものをすべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういったことをされたかどうか。その点を手書き電話については質問いたします。

それから、保健衛生費の件ですが、健康は豊かな市民生活をする大切な基盤であるということで、急激な高齢化社会の進展に備えて、行政の最重要課題という位置づけで取り組んでおる、

という市長の答弁でありますけれども、そういう中で、この胃がん検診が、対象人員が昨年が1,３００人であったのにことしは1,１００人、それから、子宮がん検診が昨年3,８００人だったのが、ことしは3,１００人ということで、対象人員が減っているわけでありますけれども、保健医療対策の後退ではないか、というふうに思うんですが、この減らした理由といいますか、そういったものをちょっと説明いただきたい、というふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問のありましたような手書き電話につきましては、昨年と比較しますと、減額になっておるわけでございます。それにつきましては、昨年度当初予算に計上いたしましたときには、まだ、市の独自の施策として展開しよう、とこういうことでございました。しかし、その後に東京都が政策として発表してまいりました。それによりますと、所得制限を導入する、こういう形での施策の展開でございます。これにつきましては、ほかの身障用具等もやはり東京都の一定の施策の中で、市は活用しておりますし、そういう所得制限のある東京都施策のものは、たくさんほかにもあります。例えば寝たきり老人のベットであるとか、そういうようなものもございます。そういうことで、この手書き電話を単独に市が展開するということは、ほかの施策との関係上、かなり困難がある、こういう判断でございます。したがって、現在、東京都の施策の枠の中で実施せざるを得ない、こういう状況に立ち至りましたので、若干、昨年の当初からいたしますと、枠が縮小した、こういう状況でございますけれども、その東京都の施策の周知徹底につきましては、最大限努力をしていきたい、こういう具合に考えておるところでございます。所得制限の枠を拡大していく、とこういうことについての可能性はいかん、ということでございますけれども、他の施策との関連で考えますと、これだけをやはり拡大するというわけにいきませんので、総体的に、東京都の施策を市として独自に枠を広げていくか、というような問題とも関連をいたしますので、この手書き電話だけで単独に済ませる、こういうことができませんので、そういう問題についての単独の解決という状況は、現在では困難である、という判断をしておるところでございます。また、この手書き電話の必要な方の調査、こういうことでございますけれども、これにつきましては、先般、この手書き電話を利用される方々から、直接いろいろな御要望をいただきましたので、また、これについては、今後必要ならば、またその文書等によって調査をしていく必要もあろうかと思いますけれども、当面は、その方々の御要望というのは、東京都の枠をはずして市単

独でやってほしい、こういうような御要望でございました。これについては、非常に困難である、ということをお話をしてお別れをした、こういう状況でございます。現在、ちょっと手元に執行率についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまたお調べをしてお答えをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　胃がん検診と子宮がん検診について、前年度よりも対象人員が減っている理由は何か。こういうお尋ねでございますけれども、減っている理由は、前年度の実績によりまして、予算を積算をしております。したがいまして、この二つの点につきましては、確かに人員減でございますが、その反対に需要の多い一般審査につきましては、前年度にプラスすること８５０人の増を見込んでございます。委託料全般で見ましても、1,１３４万9,０００円の増でございまして、先ほど申しましたこの胃がんと子宮がん検診、これが、年度途中で需要が大変多くて応じ切れない、こういうような場合がまいりますれば、財政当局とも相談いたしまして、年度途中に積極的に補正などの手によりまして、対応してまいりたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　後の方の検診の件については、市民からこういう声があったわけです。この検診を受ける期間をもう少し延長してほしいんだ。数字としては、確かにこの何といいますか、考えたより少ないとか、そういうふうなことが出るかもしれませんけれども、しかし、それはなぜかというと、例えば、お医者さんの方も、一遍にそれだけのものを、期間を設けられて、１カ月なら１カ月の期間の中で消化し切れない。最終的には困るとか、そういうこともあるらしいんですが、そうすると、受けるその市民の皆さんも、もう少し期間の枠を設けてもらえれば、活用できるんだ、利用できるんだ、ということを言われておるわけなんですね。そういうふうな点での配慮を期間をもう少し長くしてやるような形で、ひとつ市民の皆さんの健康を保持するためにも、それから、病気をできるだけ早期発見するためにも、そういったことをひとつ配慮していただきたい、ということを申し上げておきます。

それから、手書き電話につきましては、この執行率は、細かい数字は結構ですけれど、大体おおむね消化されているのかどうなのか、というある程度のこともわからないのかどうか、その辺のところぐらいは御返事をいただきたいな、と担当部長であれば、ある程度わかるんじゃ

ないかな、と思うんですが、その辺をひとつお伺いしたい。再質問としてお願いしたいと思います。

それから、確かにいろいろな障害とか福祉の分野については、いろいろな分野で皆さんが、そういう福祉の手だてを待っているわけでありますけれども、したがって、限られた財源でそういったことに応じるということは、おのずと制約があることはよくわかるんですが、市長が、都の施策に調整を図りながら、その市としてもそのような考慮を当然行うべきだ、という答弁しているんですが、この答弁は、全くその場しのぎの答弁なのかというふうに、先ほどの福祉部長の答弁を聞いていると、都の制約があるのでということで、それは、最初からわかり切っていることです。それを踏まえて市長が答弁されているんですよ。そうすると、森田市政福祉の後退、というふうな印象をここでまた強めざるを得なくなるわけですけれども、その点のところをひとつ市長の方から答弁いただきたいと思います。

それから、もう一つは、私はこの理美容券の問題、これを出すと、これもまた理美容券は、ばらまき行政だというふうなことで、非難しているというふうなとらえ方で、ビラでまた攻撃を受けているわけですけれども、実際に、私は、こういうことを申し上げたいんですよ。この福祉のあり方というものについて、やっぱりよく考えていただきたいと思うんです。どういうことかというと、例えば聴覚の障害者の方は、そういうミニファックスとか、そういったものを借りなければ、あるいは例えば目が見えない人は、盲導犬の力を借りなければ歩けないとか、そういうふうな実態であるわけです。そういった人たちには手を貸すべきじゃないか。だけれど、理美容券なんていうのは、行政が手助けしなきゃ床屋へ行けないとか、パーマ屋さんへ行けないとかということじゃないと思うんです。私は、行政がやる守備範囲というか、正しいやっぱり福祉のあり方、とらえ方というものを考えた場合に、まず行政が手助けしなければ自立した生活ができない、あるいは困難な生活環境にあるとか、そういう人たちに福祉の手を差し伸べるべきである、それが先じゃないか、ということを申し上げているわけであって、それは予算はあって、そういう施策をされた上で、なおかつ床屋さんにも、じゃ、パーマ代も渡しましょう、床屋賃も出しましょうということなら、それは結構ですけれども、その前にやるべきこと、例えばこういう不幸にして耳が聞こえないという人に対して、この所得の制限の枠をある程度緩和して福祉の手だてをしてやる、ということが大事じゃないか。床屋賃を行政の手助けをしなければ、一定の年になったら皆さんがそういう手助けを受けなきゃいけないというわけじゃないわけで、所得の面でいけない方には、生活保護とかいろんな手だてがあるわけですから、そういう意味で、理美容券のあり方について疑問を提示しているわけであって、それをその場所だけとらえて、福祉を攻撃するのどうのこうの、云々なんていうふうな、ああいうとらえ方は、全く情けない話だなと思っているわけですが、そういう意味で、そういうことを踏まえて、市長は、ひとつ福祉のあり方といいますか、について含めましてここのこういう問題について、市長は、どのようにお考えになるか、簡単にひとつお願いしたい、簡潔にまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者福祉は、なるべくきめ細かく、また高齢者全般には、まず健康管理の施策は、私は重要だと思っておりますので、今、言われるとおり、障害者にももっときめ細かい配慮もしなければなりませんし、それから、老人の健康管理につきましても、手厚い裏づけをいたしたい、そういう考えからの福祉行政の展開でございますので、これからも十分その趣旨にかなう手だてを進めていきたい、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほどの手書き電話の執行率でございますけれども、現在手元に資料がございませんので、正確にはお答えできませんが、昨年の予算に計上しました額を１００％執行した、という状況ではないと思います。これにつきましては、昨年の実績を踏まえて、本年度は、実績に基づいて計上しておりますので、そういう点で御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　まあ、この問題は、本会議でも取り上げられた問題ですので、福祉の担当部長としては、もう少し把握しておいてもいいんじゃないか。ちょっとこの森田市政の福祉行政の姿勢の一端を、何か伺えるような気がして、ちょっと、もう少し福祉部長、やっぱり本会議で取り上げたような問題ぐらいは、関心を持っておいていただきたいな、というふうに思うんです。こういう調子じゃ、やっぱりもう新市長に期待するしかないかなあ、なんていうふうに思うんですが、ひとつそういうことで、この福祉のあり方は、正しい認識をしてやっていただきたい。理美容券の云々、どうのこうのなんてビラをまいてやるような情けないことは、ぜひおやめいただいて、ひとつ前向きに本当に行政の――余り後ろでぎゃあ、ぎゃあ

言うものですから、この私も非常に内心いらっとするところもあるんですが、少し行政のあり方について、よく反省をしていただいて、ひとつ取り組んでいただきたい、というふうに強く要望してこの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　常任委員会の研修に関連しまして、所轄の部長も一緒に研修に同行するというような審議がなされたかどうか。必要あらば……。そういう審議がなされたかどうかお伺いしたいんです。

○議長（高橋通夫君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（黒川重憲君）　ただいまのような高次元の質問は、なされませんでした。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　私としては、建設委員会で過日、高槻市に駅前自転車の問題なんかで研修に行かれたときには、やはり所轄の部長も同行されて、実情を調査して、実際の問題を市政に生かすというもので、必要あらば、同行してそういう問題も研修してくる、ということを行ったらいいんじゃないかとそう思いますけれど、こういう問題について、どのような考えがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の常任委員会の研修は、それ自体にいろいろと見識を高めていただき、それをまた市政に反映していただく、こういう趣旨があるわけでありますし、それから、関係部、課の研修につきましても、お説の、この同行をさせていただいて、勉強させていただく、ということも有意義かと思っておりますが、本来、執行機関、議決機関の性格からいいますと、そういうところにある程度の特別の意味がある、このように思っておりますので、今後の課題にさせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　私は、日野市議会自由民主党・新自由クラブを代表して、議

案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体の予算は、その自治体の行政が、いかなる形で進められるかを具体的に示した大変重要な書類であります。市民の皆さんが納めた税金が、行政サービスによって、どのように環元されるかを十分に説明できる内容となっていなくてはなりません。もちろん今、市民の皆さんが要望している事業や施策が、公正、しかも適法な手段で実現されるように組まれていなければならないわけであります。私は、まずこの前提に立って、本予算を検討しようと試みました。ところが、この予算案は、検討の名にすら値しない欠陥予算であることが、はっきりしたのであります。

それでは、その理由について、大きく４点を挙げて意見を申し上げます。

まずその第１は、かねてから森田市長のみずからの主張と違って、年間予算として編成されているということであります。昭和４８年、今からちょうど１２年前の第１回定例会３月議会の本会議で、現森田市長は、当時の森田喜美男市議会議員でございますが、当時の日野市長古谷　栄氏に対して、市長の予算編成方針の中に記されている、財源の留保に意を用いつつ、あえて年間予算を編成した、この言葉をとらえまして、市長選挙の行われる年に、年間予算を古谷　栄市長が組んだことは、大変大切な民主主義を侵す行為になるんではないかと質問し、また、何か選挙の材料に使われるということになってはならない、これもやはり道義の問題である、と尋ねているのであります。この点で言えば、当然今回森田市長が提案をする本予算は、骨格的な予算となっていなければならないはずでございます。ところが、何と形は年間予算の形をとっているわけでございます。人には大変大切な民主主義を侵す行為だ、あるいは道義の問題である、と難癖をつけておきながら、自分は、今度はいけしゃあしゃあとやってのける、とても常人では考えられない、理解できない行為であります。森田市長は、今でも頻繁に民主主義という言葉をよく使用されるわけであります。森田市長は、明治４４年１１月２８日のお生れでありますから、この当時６１歳であります。２０代や３０代の市会議員の発言ならいざ知らず、激動の戦前、戦中、戦後を生き抜き、戦争体験もある森田市長の民主主義が、これほどいいかげんなものであるということは、まさに笑止であります。あなたの言うところの民主主義も道義もとんだ噴飯物であったということであります。私は、この件を委員会においても指摘をいたしました。市長は、確かに反省の弁を述べられたわけでありますが、事は民主主義にかかわる認識の問題であります。あえて本会議において、反対の第１の理由に挙げた次第で

あります。

第２は、この予算が、議会を完全に無視をした予算である、ということであります。先ほど議題となりました、公立の幼稚園の保育料の値上げについて、この予算の中では既に、教育使用料として値上げをした形をもって、教育使用料5,０４４万7,０００円が計上されております。月額6,０００円であった公立の幼稚園の保育料が、7,５００円にもう既に計上されているわけであります。確かに昨年の１２月議会で、つまり予算編成の段階で、議会が多数をもって否決した内容と全く相反する予算計上は、常識では考えられない暴挙であります。市長たび重なる議会無視の市政もここにきわまったと言わなければなりません。先ほど、議会軽視という言葉も使われましたが、私は、軽視どころか議会無視の市政である、と言わなければならないと思います。予算書は、多分１月の印刷でありましょうから、予算編成の最終段階で議会が決めた意思と全く別の行為を予算編成の中で示したという市長の姿勢は、明らかな議会無視であり、議会の意思をこれほど踏みにじった予算の編成ということも、前代未聞ではなかろうかと思います。以上が第２の理由であります。

第３は、御承知のとおり、地方公共団体が予算を議会に提出する場合には、地方自治法211条により、一緒に予算に関する説明書を提出しなければならないことになっております。その一つに、予算を議会の審議に付する場合に、予算に関する説明書として、同時に提出される職員給与費の内訳をつまびらかにした表、つまり給与費明細書があります。我々に配られているこの予算書の中の給与明細書444 ページ以下を見てみますと、この６０年度の予算案では、一般会計、特別会計を通してでございますが、人件費について本年４月から６カ月の定期昇給の延伸がないものとして、編成、計上されているわけであります。つまり延伸分の給料の減額がされていないわけであります。このことは、自治省を裏切る、自治省に対するごまかし予算である、ともいえると思います。つまり、先ほど、私いろいろ資料を調べたりいたしました。つまり総額でこの給与明細書の中の普通昇給に伴う増加分という欄がございます。この中には、7,６６９万9,０００円予算が載っております。ところが、先ほど私どもが議会で議決した給与条例によれば、その不足で職員組合との合意もあって、６カ月間の昇給延伸を４月から行うということで、議会でも既に説明されております。また、当初は１月からこの方針で市長は臨んでいたわけでありますので、予算編成が行われているその段階で、少なくとも給与の減額については、この予算書の中に計上できたはずであります。ところが、備考欄に昇給期別職員数と

いうのがございまして、４月から昇給をする人５３９人、１０月昇給の人２０４人、７月昇給の人２０１人、来年１月の昇給の方が１５８名と載っておりまして、４月からの６カ月昇給延伸という条例でも決められた、また、市が今回決定をした給与の是正措置の大変重要な柱である、この延伸に伴う減額の措置が、全くとられていない、大変不思議な重大なうそが隠されている予算である、と言わなければなりません。正しく書くとするならば、４月昇給の職員の人に対しては、１０月延伸、この記載がなくてはなりません。同様に７月についても同じ、１０月についても同様、１月についても来年度にわたっての昇給の延伸についての減額措置が、載っていなければならないわけであります。そして、給与の延伸分の減額として、8,６０１万4,０００円が、この給与明細書の中に掲載されていなければならないわけですが、今回のこの予算書の中には、それを見出すことができません。少なくとも、３月の４日には、組合との間で妥結をしたわけでありますから、その後、何らかの形で、市長は延伸分の減額を提案すべきでありました。このような自治省をごまかす予算、また延伸はやりませんよ、とこの予算書は、物語っているわけであります。先般の一般質問の中でも、市長は、市長選挙の後に、今回の減額分については、救済措置を講じるという職員組合のビラをもって、市長と組合との間に裏取り引きがあるのではないか、という議論がございました。市長は、そのようなことはないと言っておりますが、この予算書を見る限り、延伸はしないということを組合と約束している、その証拠になるわけであります。こうした架空の条例やまた規則等に背いた形で、予算の、今回給与という法律で定められている給与の説明書について、ごまかしがある、この点は大変重要な問題であります。この点を指摘をしておきます。

なお、私どもが再三にわたって給与制度の適正化が求められている中で、この通し号俸制と呼ばれる地方公務員法２４条に違反した給与の制度の是正を、私ども主張してまいりました。給与条例によって予算が計上されていることも、大きな反対の理由の一つであります。つまり違法な給与条例、地方公務員法に違反をした通し号俸制に基づく給与費の計上である、ということも理由につけ加えておきます。特に、この件について申し上げたいことは、自治体が都市として発展し、市民福祉の向上のために、その機能を十分に発揮するためには、そこに勤務する職員によって、それらは決すると言っても過言でないと思います。組織や機構を幾らいじってみても、ひっきょうそれは人の問題に帰結するわけでありますから、この意味からすれば、自治体職員の質の向上のために、とらなければならない対策、施策というものが特に重要にな

ってくるわけであります。殊に給与の問題、この件は特段重要であります。給与制度、通し号俸制というところの年齢給が、いかに職員の皆さんの士気の高揚を妨げているかを、市長は篤と考えるべきであります。この機会にこの件をつけ加えておきます。

第4の理由は、仮に年間予算を認めるとしても、次の点について、この予算は批判されなければならないと考えます。

今回、市長から提案された一般会計の予算の規模は、３１０億5,０００万円で、昭和５９年度対比でわずか1.９％の伸び率を示しております。そして、５億8,０００万の増加となっているわけであります。６０年度の税収は、6.３％の増が見込まれており、また、国の予算が3.７％、東京都が7.３％の伸びを示していることからしても、さらに市の財政規模の割合からして、まず非常に消極的な予算である、ということが指摘できるのであります。

次に骨格予算にしろ、年間予算にしろ、いずれにしましても、市民の強い要望からして、優先的に予算措置が行われるべき事業が、全くこの予算書には見当らないことも、この予算が、市民、住民の意思を酌んだものでないことの証左であります。例えば、仮称ふるさと博物館の着工が見送られたこと、次に大成荘の改築については、既に計画では設計費が今年度計上されるはずでありましたが、この予算書のどこを探しても見当たりません。次に第五小学校の建てかえのための措置がとられていないこと。このことは、義務教育という大変大切な学校施設の問題について、市長が等閑視していることであり、こうした予算の計上を図らなかった措置については、強い市民の抗議を受けるものと思います。なお、生活保健センターの建築事業のおくれ、また、議会においても再三指摘のございます二番橋の建設についても廃目の扱いとなっており、影も形も霧消しているのであります。まさに夢、まぼろしの二番橋ということであります。

次に第二中学校の給食施設についても、当初予算で計上が可能であるにもかかわらず、年度途中での補正をあらかじめ当初予算編成の段階で、予定をするということも、予算編成の常軌を逸した手段であると思います。また、あくまで学校給食を直営、各校方式に固定していることも、この予算の内容の中に既に盛られている件でありまして、同時に批判すべき点であると考えます。また、南平用水改修に伴う用地買収費が計上されておりません。これでは、南平高校建設に伴うこの地域の環境整備を進める意思は、市側には全くないとしか考えられないのであります。

以上、主なものを拾っただけでも、これだけあるわけであります。市長の一貫性に欠けたまさに思いつき、場当たり的な市政運営が、この予算に如実にあらわれているのであります。本来、提案された予算に反対の場合には、修正案を提案するのが筋であると考えますが、今まで述べましたように、本予算は、修正案提出の対象にすらなり得ないものであります。一見、不偏不党は装っているものの、イデオロギー過剰で、市政の現実を厳しく見つめる視点もない森田市長が、単にきれいごとを無責任に並べた欠陥予算であることを、重ねて申し上げ、反対の討論を終わります。

○議長（高橋通夫君）　次に竹ノ上武俊君。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　昭和６０年度一般会計予算案に対する日本共産党日野市議団の態度表明をいたします。

私どもは、原案を可決とする立場であります。まずこの点を明らかにしておきます。

第１番目に、市長の予算編成方針についての私どもの考え方を述べておきたいと思います。市長は、予算編成方針の中で、第１に、政府による自治体財政の圧迫を指摘をいたしております。今回の補助金一律カットを初め、この政府による地方自治体への締めつけが、市民生活の圧迫になることを指摘し、そして、市民とともに、このような政府の冷酷な態度に対して、対決していくその市民生活を守る熱烈な姿勢というものを、感じるものでございます。

第２番目に、予備費３億円を置いたというこの配慮でございます。市長は、市長選を前にし、３億円もの予備費を新しい市長に采配権を与えた、というこの公正さというものも、評価しておかなければいけないと思います。

第３点目に、福祉、教育、町づくりの市民本位の積極的な姿勢であります。この考え方の中には、緑と清流というこの市長の思想を貫徹をしている姿が伺えます。また、憲法、なかんずく憲法の中の平和の精神を生かしていく予算編成方針が、はっきりと出ているわけであります。

次に、日野市は人口急増都市でございました。この人口急増都市を小中学校１０校を建設して、りっぱに克服をしてきたわけでございます。現在、町づくりに本格的に予算の配分もしなければいけない時期という点があります。さらにはまた、先ほどの地方自治体に対する補助金のカットなどがあるわけでございます。このような困難な状況下にもかかわらず、市長は、福祉を後退させず、逆に前進させるという意欲を予算編成の中に示しております。

次に、市民参加の点でございます。これは、予算委員会の審議の中でも市長から答弁がありました。例えば市内循環バス路線の検討委員会を、市民参加で開くということを示しております。そして、必要なときには、第三セクターという言葉を用いられましたが、このやり方はともかくとして、市独自にでも市内循環バスを動かすという決意まで表明をされたこの姿勢が、私どもは、市民として評価しなければいけない点だと思うわけでございます。

今回の予算編成方針は、日野市の歴史を雄大に進めていく、そういう森田喜美男市長の日野市の歴史の発展に対するロマンさえ感じる方針でございます。１２年間の全国にも誇る数々の実績があります。このようなことを土台として、市長の次期日野市政に対する力強い確信というものを、私どもは感じた次第でございます。

次に、歳入に関係いたしまして、若干の意見を申し上げたいと思います。

本年度歳入歳出総額は、３１０億5,５００万円でございます。歳入の点で最も重大な問題は、先ほど触れました補助金のカットなどによる自民党政府による自治体への圧迫でございます。どのような補助金カットをしたかということが、予算審議で明らかになりました。福祉、民生関係だけでも、身体障害者福祉費、精神薄弱者の福祉費、福祉手当、老人保護措置費、児童の措置費、生活保護費、こういったもの、そして、さらには国民の命と健康を守る支えになっている国民健康保険に関する補助金制度、こういうものが、あわせまして昭和６０年度だけで3億3,４００万もカットをされてきているのでございます。そして、教育関係では、義務教育である教材費の補助金を９５０万円以上も廃止をしてきているのでございます。そして、また下水道関係に至るまで1,０４０万も補助率を引き下げることによって、ダウンをさせております。あわせまして、3億5,０００万以上に上る国庫支出金の削減が日野市に押しつけられてまいっております。私どもは、このような政府の仕打ちに対して、市民とともに今後断固対決をし、闘っていくものであります。このような補助金のカットは、どこに回されたかといえば、７％前後の増額をかち取った核戦争準備の軍事費に、すべて回されているわけであります。そして、またこのような補助金が削減されたために、福祉や教育が後退をし、国民生活は大変なものになっております。そして、地方自治体の本来の仕事が次々と政府によって取り上げられてきているわけでございます。ぜひ、市長を先頭に日野市としても、東京都やあるいは政府に対して、このような補助金カットがないように力強く交渉を進めていただくよう期待するものでございます。

第２点は、人件費の問題でございます。この点は、人件費の比率がいろいろの制度によって予算に占める比率がふえているかどうか、この点を考えてみます。ところが、決算対比でいけば、昭和４７年、総決算額に対して人件費は２６.７％でございました。５８年度は24.59％でございます。そして、６０年度の予算案では２２.９％になってきております。このようなことは今後とも配慮しながら、進めていっていただきたいと思う次第でございます。

次に、歳入に関連して一・二追加して申し上げたいと思います。

それは電電公社の民営化、専売公社の民営化に伴ってのことでございます。私ども予算委員会で電電公社が民営化するに当たっては、電柱の１本１本にも道路使用料等、固定資産税等をかけてちゃんと歳入に図ることを強調をいたしました。今回、電電公社が財界などの要求によって、一部財界の利益になり、消費者や利用者には不利な点が見えるという中で、民営化が行われました。あわせて専売公社もそうでございます。専売公社が民営化された原因については、アメリカからの申し出、財界の申し出によっているわけでございます。予算委員会でも審議をいたしましたが、民営化をしてどこがいいのかということが、どなたも納得できない状態でございました。このような民営化の関係によりまして、日本たばこ株式会社は、発展途上国に粗悪なたばこ製品を輸出したり、あるいはまた喫煙を青少年にさせないという運動でも、民間化のために、そういう運動がしづらくなってきたといわれております。あわせて、たばこ農民に対する被害も大きいと言われ、専売公社の労働者にもさまざまな首切り等、締めつけが行われてきているわけでございます。本予算に関係しては、小売業の皆さんに対する問題でございます。民営化したために、小売業のたばこ販売業が大変困難な状態になっていくことが予測されている、と言われております。このような点を配慮して、ひとつ今後運営をしていただきたいと思います。

次に、公立幼稚園の保育料の問題でございます。この点については、予算委員会でも指摘しましたように、今回市長が、公立幼稚園、私立幼稚園等の調整懇談会を開き、市民参加で意見を募り、この調整懇談会が私立幼稚園や父母の意見、自治会長等の意見を聞いて、値上げ万やむを得ない、という方針に近いものを提出をされております。しかし、まだまだこれだけの努力では、私は、市民参加が徹底しているとは思いません。そういう点で、このような公共料金の引き上げに際しては、もっともっと充実した行き届いた市民参加によって、今後具体的な体制などをしていっていただきたい、ということを申し添えておきたいと思う次第でございます。

次に、歳出についてでございます。これは、既に予算編成方針でも申し上げましたような、精神に基づきまして、特に、ことし評価したい点がございます。それは、平和予算を設置したことでございます。そのほか、つばさ学園、あるいは福祉タクシーの補助を２４枚から３６枚に増額した問題、市立病院にＣＴスキャナーを設置した問題、それから、教育の点では私立幼稚園等の父母負担の軽減に大幅な努力をした点、また、市民会館がございます。これも市民参加で会館行事を予算化した点、こういう点等を評価しておきたいと思う次第でございます。また、スポーツ公園の設置、あるいはまた町づくりの点でも大きな力の入れ方が伺われております。それは、下水道への繰出金１０億円、あるいはまた区画整理に６億円でございます。このような繰出金に力を入れるとともに区画整理に当たっては、市民参加でひとつことを進めていただきたい、と申し添えておきたいと思います。また、今回は、中小業者に対する商工会等補助金のアップ等が見られます。このようにして、時間の点で枚挙にいとまがありませんので省きますが、町づくりに力を入れる中でも、数々の施策を打ち出している点を評価するものでございます。

最後に、若干の意見を付しておきたいと思います。平和予算は設置したものの、まだ芽が出た程度でございます。さらに、一層これを本格的な市民の待望する平和予算として、今後つくり上げていっていただきたい。それから、予算委員会で、私どもの会派でいろいろと要望を出しました。その一、二を拾いますと、パートに対する退職金制度をつくれ、あるいは女性の市役所あるいはいろいろの審議会等への登用をもっと拡大せよ。あるいは三中の校庭整備をせよ。それから、チェアバスが運転手がいない、こういう現況から運転手を充足するようにせよ。あるいはスポーツ開放するに当たっては、校庭の整備改善をして、同時に開放を強めていけ、こういったような要望をたくさん行いましたが、これらのすべてをぜひ本年度の補正予算、または昭和６１年度予算編成において実現をしていただきたい、と思う次第でございます。また、予算委員会の中では、私ども共産党に対して、あるいは革新市政に対して、いろいろな論議がありました。例えば、清掃行政について場当たり的である、などということが言われました。しかし、私どもはダストボックスの問題をとっても、清掃行政こそ試行錯誤、そういうことを繰り返す中で、市民参加によって市民が納得する方向を今とっているわけでございます。このような市政こそ、住民参加の革新市政のよい点ではないか、と思うわけであります。また、共産党は、生意気である、ということをおっしゃった意見もございました。これは、予算の裏づけがない要求をするという点でございます。しかし、私どもは、日野市の市政の歴史を見ただけでも、例えば財源を確保するため、大企業の法人市民税については、市としてできる１４.７％の法人市民税の引き上げをしたわけでございます。このことは、何ら大企業の労働者の皆さんに迷惑をかけたものではありません。日野市の財源を確保するための制度でございました。そして、これが今、大きな力に発展をしてきております。国政の点においても、ちゃんと財源の裏づけをもって、さまざまな要求を行ってきているのでございます。このような一事から見ましても、私どもが具体的に革新市政の与党として、着実な政策提起をしていることが、お認めいただけると思うわけでございます。また、人件費その他の問題についても触れたいと思いますが、今後労使協議の中で、本当に市民が合意できる、そういう努力をされながら、今後日野市役所が、市長以下討っ手一丸となって、市民の立場で市民に還元されるような方向で努力されることを期待をいたしまして、本年度予算案に賛成の立場での態度表明を終わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　発言中ですが、会期の件で議会運営委員会で協議したいと思いますので、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議事進行で発言いたします。

今、自民党・新自由クラブと共産党市議団２名指名をされまして、そして、その後の議会運営について改めて検討ということになりますと、不公平が生じることもありますので、この意見と申しますか、討論の場だけは続行されることを希望いたします。

○議長（高橋通夫君）　議長が心配するのは、討論がずっと時間がかかって、会期の延長等ができなかった場合は困るというような心配です。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１１時１１分休憩

午後１１時５１分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月２８日まで１日間延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は３月２８日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。３月２８日の開議は、議事の都合により特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって３月２８日の開議時間は午前０時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後１１時５３分延会

３月28日　木曜日　（第10日）

昭和６０年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第10号）

３月２８日　木曜日　（第１０日）

出席議員　（２８名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（２名）

６番	古谷太郎君	２９番	滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪龍徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年３月２８日（木）

午前零時開会

（議案審査報告）　（一般会計予算特別委員会）

日程第　１　議案第１６号　昭和６０年度日野市一般会計予算について

（特別会計予算特別委員会）

日程第　２　議案第１７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算について

日程第　３　議案第１８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について

日程第　４　議案第１９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算について

日程第　５　議案第２０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第　６　議案第２１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第　７　議案第２２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算について

日程第　８　議案第２３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算について

日程第　９　議案第２４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について

（請願審査報告）　（文教委員会）

日程第１０　請願第５９－２５号　４０人学級の早期実現を求める請願

日程第１１　請願第６０－　３号　東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願

（建設委員会）

日程第１２　請願第６０－　１号　日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情

（総務委員会）

日程第１.３　請願第５８－２４号　循環バスに関する請願

日程第１４　請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願

日程第１５　請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願

日程第１６　請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情

日程第１７　請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願

日程第１８　請願第６０－　２号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願

日程第１９　請願第６０－　４号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願

（文教委員会）

日程第２０　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

（厚生委員会）

日程第２１　請願第５９－２０号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願

（建設委員会）

日程第２２　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第２３　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第２４　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第２５　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第２６　請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第２７　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第２８　請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願

日程第２９　請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願

日程第３０　請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願

（継続審査議決）

日程第３１　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３２　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３３　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３４　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３５　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第３６　議案第３０号　日野市監査委員の選任について

日程第３７　議員提出議案第１号　中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書

日程第３８　議員提出議案第２号　オストメイトの障害認定基準緩和を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第３８まで

午前０時１分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

これより議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

昨日に引き続き御意見があれば承ります。馬場弘融君。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　先ほどの討論を思い出しながら、新政会を代表いたしまして、昭和６０年度一般会計予算案に反対をする、という立場から意見を申し上げたいと思います。

私ども新政会では、毎年、その年の予算に対しまして、要望を出しておりました。しかし、今年度につきましては、市長選を間近に控えているということもありまして、当然、骨格予算になるであろうという見通しから、何ら要望を出さなかったのでございます。しかるに、提案をされた予算案を見ますと、申しわけ程度の予備費増はあるものの、ほとんど例年並みの予算組みであります。さらに、例年の施政方針に該当をいたします昭和６０年度予算の編成方針と事業について、という冊子を見ますと、骨格であるどころか、年度内補正の予定とか、６１年着工の計画ありとか、６１年度事業化を目指すとか、６３年度事業に計画延期、こういった言葉が多く使われておりまして、むしろ例年以上に先のことを考えた予算案となっております。まるで御自分が４選されるであろう、と確信をしているかの予算組みであります。新しい市長が選ばれた場合、その方の自由になる財源はほとんどないと言ってよい状況でございまして、このような予算組みが、選挙を間近に控えた市長のお出しになる予算とは、とても思えないわけであります。このことをまず申し上げておきたいと思います。それはともかくといたしまして、ほぼ通常の予算であって、骨格予算ではない、そういうわけですから、このことを前提として反対意見を申し上げてまいります。論旨は３点であります。

第１点は、職員給与、退職手当等の是正努力が見られないということ、及び職員増に対する見通しがない、ということであります。

第２点は、これまでのいきさつからして、当然計上されるべきであった二番橋の建設費がカットをされていること、しかも、橋梁新設改良費という項目を、廃目ということにまでしてしまったことであります。

第３点は、教育費の大幅な減額、特にふるさと博物館の建設費が計上されていない、という

ことであります。順を追って申し上げますが、初めに第１点目、職員給与、退職手当及び職員数の問題であります。昭和５７年の秋以来、国は、ラスパイレス指数の１１５以上のいわゆる高給与の自治体に対して、給与の是正指導を強化をしておりますが、日野市は、全く努力をしていないということから、昨年は5,０００万円の起債カットを受けました。ことしは１０億６００万円のカットを持ち出されまして、やむなく定昇の６カ月延伸及び給料表の一部手直しを行ったわけでございますが、まだ不十分であります。政府が昭和６０年を地方行革の年と位置づけ、地方行革大綱に基づいて、高額給与及び手当の是正指導を、さらに強化をする方針であることを考えますと、今年度予算案の中で、通し号俸制による給料表を改めるとともに、退職手当を下げる努力をすべきであったと思います。また、職員数については、総定数を抑える中で、市民会館の職員や学校給食調理員など、いわゆる施設職員が当然のように増加をしておるわけでありまして、コスト削減のために、民間委託とか、パート化を推進する積極性が全く感じられません。これら、抜本的な是正策が盛り込まれていないということは、来年度の起債制限等をも含め、今後の市財政の上に、かなり悪影響を与えるのではないか、と危惧をするところであります。

第２点は、二番橋の問題であります。昭和５８年６月の補正予算で、突如調査費が出現をして以来、建設の理由は、猫の目のように変わってまいりましたが、りっぱな建設概要書もつくられました。市長も昨年来、必ずかけられるべき橋である、と議会で答弁をしておられますし、昭和５９年には、1,２５０万円の調査及び実施設計費が計上されていたのであります。行政のステップからすれば、６０年度には、当然建設とならなければおかしい。それなのに、予算書にはどこにも二番橋が見当たらない。しかも、橋梁新設改良費という項目まで廃目にしてしまった。これでは、一体いつ橋がかけられるのか見通しが立たない、ということであり、当初の勢い込んだ建設理由からすれば、全く説明がつかないのであります。先般の予算委員会の席上でも、市長みずからが、確かに廃目にまでにしたのはまずかった、とはっきり不手際を認める発言をしておられます。これは、市民や議会に対する約束違反であり、とても承認をするわけにはいかないのであります。

第３点は、教育費の大幅減額の問題であります。本予算では、教育費は、48 億8,４００万円となっておりますが、これは昭和５７年以後の最も低い数字であります。もちろん学校建設が、一段落をしたという理由づけもある程度理解をできるわけでありますが、学校関連の経費

が落ちついたら、教育費の重点を社会教育にシフトして全体としての教育費のレベルを下げないような計画的財政配慮をすべきであったと思います。その意味からも当然、今年度計上されるべきであったふるさと博物館の建設費が計上されなかったことは、全く承服できないのでございます。ふるさと博物館のこれまでの経緯を見ますと、５８年の６月、国からの用地買収交渉開始以来、実にスムーズに事が進行しておりまして、遺跡調査も済み、基本設計、実施設計も完了し、今後についても６０年度は本体工事及び備品の購入、６１年度は展示室の工事、62年３月より供用開始など、具体的な年次計画までつくられていたのであります。ですから、教育委員会としては、昭和６０年度当初予算に工事関連費用として、国庫補助金を含む７億4,０００万円ほどを要求をしていたところでありますが、これが起債の観点から、カットをされてしまった。給与是正の手ぬるさが、思わぬ方向に波及をしてしまったわけでありまして、これまで委員会等で行った説明と大いにそごを来してまいります。その上、国庫補助金をお願いをし、予約を取りつけておきながら断ってしまったということ、用地買収の際に、６１年の３月までには建物をつくります、という国との約束を破るということになってしまうこと、これらの２点から、何らかの国からの制裁措置を受けることは必至であります。これらいずれも森田市長の努力不足であると同時に、計画性、先見性のない行政運営の結果からきた破綻でありまして、市民に対して、二重三重の意味で迷惑をおかけすることになりますから、とても納得をすることができなそわけであります。

以上申し上げましたとおり、私は、三つの理由から新政会を代表いたしまして、昭和６０年度一般会計予算についての反対意見を申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　　中山基昭君。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　　私ども市民クラブ議員団は、森田市長の誠実な政治姿勢、行政への責任ある情熱と今日までの多くの実積、特に、今年度予算との関連におきまして、前年度を振り返りますと、福祉事業団の設立、市民会館の建設、ごみ処理施設の新設、都立高校の開放、障害者施設つばさ学園の設立など、市民ニーズへの積極的な対応と、本年度予算編成方針における、その努力に理解を深め合うとともに、予算特別委員会における慎重な審議と、十分なる論議等の経過を踏まえ、原案に賛成の立場から、さらに一層の行政施策の着実な発展に期待を寄せ、今後の重点的な課題を含め、その努力を要請してまいりたい、というふうに思い

ます。

地域社会の変化、都市事業の広まり、市民意識、価値観の多様化など、時代の要請ともいえる地方の時代が言われ、最先端生活に最も身近な自治体行政の果たす役割に多くの期待が寄せられる中で、ちょうど８０年代の中間年としての折り返しを迎えました。また、昭和６０年代への新しいスタート、発展への大きな節目になる大変重要な年でもあります。私どもは、こうした受けとめの中で、予算編成に何けて重点的な施策といたしまして、その促進を特に要請をしてまいりました。何点かを申し上げますと、高齢者、障害者施策の充実、下水道事業の推進、雨水、雑排施設の整備、道路交通網等の整備、学校施設の整備と教育行政の充実、文化スポーツ施設の整備と進行、健康づくりと救急医療体制の確立、産業経済の振興と勤労者施策の充実等２０数件余りにわたり、市長への事前の申し入れを初め、特別委員会等の審議を通しましても、限られた財源の効果的な、しかも計画的な運用の必要性を指摘をし、その努力を促してまいりました。本年度の一般会計の予算規模は、先ほども特別委員長の方から御報告のありましたように、３１０億5,０００万円であります。これは対前年比では、1.9%というふうな微増でございますが、これらは先ほども触れましたように、特に市民会館の建設、あるいはごみ焼却施設等の大型事業の投資的な経費が大きく減少する、こういうふうな内容になろうかと思います。中でも特に地方財政の根源、柱でありますこの市税の歳入構成比等におきましては６ 1.9 %、こういうふうな内容でございまして、これはほぼ前年と同様に推移をしております。しかし、この大変流動的な要素等も含まれる中で、今後の経済動向等に十分注意をすることが必要だ、というふうに思いますけれども、これらは全国的にも大変好条件に恵まれた財源状況にある、ということがまず言えると思います。一方では、国の深刻な財政状況、こういう中で、現在国会で審議をされております本年度の政府案等を見ますと、累積をしておりますところの国債への償還が、いよいよ本格化するときを迎えた。こういう面で、一般会計歳出における国債は、一兆2,０００億円、こういうふうな多額に達し、しかも、この歳出の２０%前後を占める内容になってきておる、ということが言えると思います。こうした面から、大変超緊縮型予算が言われ、地方自治体に対する補助金の引き下げ、いわゆる高率補助金の一律1割、１０%の削減という異例の措置によりまして、日野市におきましてもこの社会保障、あるいは小中学校費等、それぞれ２０数件等になろうかと思いますけれども、これらの施策にかなりの影響が出てきておるというふうなことが、この委員会等の審議の中から、明らかになってきておるというふうな状況がございます。したがいまして、言いかえれば、国の財源不足と財政の赤字を地方に転嫁をし、国民生活、市民生活に犠牲と負担の増大を余儀なくされておる、こういうふうな状況にあろうかと思います。こうした中の財政環境は、これまでにない大変厳しい状況にございますが、すべての困難と隘路の克服を図り、市民生活における水準の低下や不安の解消を図り、施策や諸事業の前進と発展が図られなくてはなりません。さらには市政の発展、日野市づくりの指針、指標といたしましての、全市民の命と暮らしを守り豊かな生活環境をつくるための第２次基本構想も、制定から3年次を迎えました。その実現、実践への積極的な努力が必要とされているときであります。こうした位置づけと観点から、本年度の主要施策や事業を見るときに、社会福祉施策としての老人、障害者福祉の充実、健康づくりと健診事業の推進、教育施設の進行面からは、中学校給食の推進、小・中学校施設の整備、幼児教育等の充実、さらには都市環境施設といたしましては、下水道事業の促進、生活道路の整備、交通安全対策の充実、区画整理事業の促進、市民生活施設におきましては、防災、消防施設の整備、南多摩斎場組合への加入、市立病院の充実、あるいは浄化槽清掃費への助成等、大変選択的な施行によって、着実なしかも堅実な財政の運営が図られておる、というふうに思います。さらに、そうした面からも、これからも長期的な展望等の中で、施策や事業が財政と離れない、遊離のすることのないように、行財政方針の的確な確立を図り、市民からの期待と協力にこたえるような、真剣な努力を改めて要請をしておきたいというふうに思います。

次に、これからの重点的な課題といたしまして、この場におきましては、特に次の4点に限り付言をし、その対応への努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

最初に、高齢者老人施策の推進についてでございます。急速、急激な高齢化社会への移行が言われる中で、私たちの日野市には、時代を先取りしての立派な老人憲章がございます。だれでも迎える全市民の共通の課題として、この憲章を具体的な推進と実践を図り、老人、高齢者が安心をして健康な日常生活が営めるような保健医療、余暇、住宅、就労など、生活全般にわたり切実な個別ニーズにきめ細かく対応ができるような、ぜひ、総合的な体系づくり、あるいは施策の発展等にひとつ努力と創造をするときではないか、ということでございます。

二つ目は、青少年の健全な育成についてでございます。次の時代を担う青少年が、広い視野と豊かな情操を養い、心身ともに健やかに成長をすることは、市民みんなの願いでございます。親も先生も、子供の教育に大変力を入れておりますが、残念ながら、この青少年問題の構造や

非行化等もいろいろの場で言われるような状況等もございます。ぜひ、そうした面からも家庭、学校、地域、行政が一体となって、さらにこの協力と連携を深め合う、ぜひこの信頼に結ばれた青少年の育成、こういうことが大事なときだと思います。こうした観点からも現在のこの青少年問題の協議会等の機能の強化、あるいは活用、さらには児童館活動等についても、これからますます育成をしていく、こういう面から、施設等についても、ぜひ全市を網羅した計画的な配置計画、こういうものの中で、この充実等にも努力をしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、勤労者施策の充実と産業経済の振興についてでございます。御承知のように、日野市は東京２６市の中でも有数の生産出荷額を持つ都市でもあります。市内には4,０００を超える事業所、あるいは4万5,０００人に近い方々が、それぞれ商業、工業、あるいはサービス業等に働き就労しております勤労市民でございます。雇用や働くための不安が毎日の生活につながる大変重要な課題でもあります。勤労者施策の一層の充実はもちろんのこと、地域の産業経済活動の振興、特に中小規模経営における働く人の労働条件の引き上げ、こういう面からも、その経営の安定、あるいは近代化、こういう面に今までのようなただ単に助成的な考え方でなく て、根本的な抜本的な政策、施策の転換、こういう発想の中で、こうした点についてさらに一層の努力を傾注をしていただきたいということでございます。

次に四つ目でございますけれども、行財政の効率的な運営でございます。国や東京都のこの財政との関連、さらには地方自治体としての財源調達、こういう厳しさなどから行政の簡素化、あるいは減量的な経営が強く言われ、また、避けて通ることのできない大事な課題ではないかと思います。しかし、大切なことは、直接この毎日の生活につながる身近な最先端の行政として、市民ニーズ、あるいはサービス、ここに力点を置いた行政の運営がなされるということが、大変大事な問題だろうというふうに思います。予算の審議の中でも指摘をしてきたわけでございますが、行政の施策や事業が当然相互に関連性を持つわけでございます。そうした面からは、総合的な企画調整の機能を高める、こういう努力はぜひ内部的に必要だろうと思います。しかも、この予算等を見ますと、特定部門への繁忙が大変偏りがちになる。こういう面からは、ただ単に組織的な枠組みという面でなくて、いま少し機敏性、機能性を大事にした組織機能、こういうあり方についても、研究と工夫をすることが必要だろうと思います。さらに、この予算の執行以降の効果や便益、こういうものを的確に把握をしながら、さらに次の施策への発展に

つなげる、こういう努力もやや不足をするような感もいたします。この点も一つの課題として今後大いに改善、あるいは改革等をしていただきたい、ということをひとつ申し上げておきたいと思います。

最後になりますけれども、行政需要の大変高まる中で、身近な行政の果す役割に大きな責任と期待が寄せられてきております。１５万市民の命と暮らしを守るために、参加と連帯、親切な市政の発展に期待を寄せ、さらにはその推進に情熱と全力を傾注されることを付言いたしまして、賛成への討論といたします。終わります。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　昭和６０年度一般会計予算案につきまして、公明党を代表いたしまして、意見、要望を述べたいと思います。

一般会計の総額は、３１０億5,０００万円で、対前年度比1.9％の伸びとなっております。都市基盤整備の立ちおくれの中で、本年度より下水道整備として１６億4,０００万円が計上され、ごみ焼却炉建設の２年次を迎え、さらに、建設中の市民会館が７月ごろ落成となるなど、継続中の諸施策もあり、また、財政的に本年度は厳しさが加わり、その制約の中で、本年度の新規事業を見ますと、都市環境施策におきましては、仲田緑地造成、北川原公園用地買収、さらに公共下水道の本格的初年度を迎え、百草、落川地域の一部使用開始が予定されております。

教育文化施設では、生徒児童数の増加の安定したことによります学校緑化などの環境整備、私立幼稚園の保護者補助の増額、さらに、青少年問題協議会地区委員会への活動助成の増額などがあります。社会福祉施策といたしましては、心身障害者生きがい作業所つばさ学園の建設も完成の運びとなり、社会福祉法人日野市福祉事業団の事業活動も発足され、さらに、施設のひの共同作業所の改築の設計費が計上され、６１年着工の予定であります。

市民生活施策では、南多摩斎場組合加入に伴う施設の使用開始、懸案でありました無届け浄化槽清掃費の一部助成の開始、さらに、向川原市営住宅建てかえの設計費の計上、市立病院にＣＴスキャナーの設置などが新たに設けられております。商工会助成の引き上げ等に見られるように、各種の団体の一層の自立を図っているところでもあります。生活保健センター、ふるさと博物館の建設、仮称二番橋等の諸施策につきましては、懸念もありますが、一応評価するところであります。

人口構成の急速な高齢化は、生産年齢人口の減少などにより、経済の活力の低化を招くことは周知のとおりであります。今日のような、経済の先行きの見通しが、極めて難しい現状下におきましては、市民税、特に法人市民税の依存度が高い日野市におきましては、他地域への企業移転材料も加わり、財政収入の将来を予測することは、なお困難であるとされております。さらに、高度情報社会の移行等の社会環境の変化、影響も考えられ、日野市におきましては、今後十分調査検討を行い、来るべき時代を備える必要があると思われます。

また、国の財政危機や地方行政に与える影響は、より深刻であり、主要財源への制約は、今後とも、強まることはあっても緩和されることは期待できないとの意見もあり、厳しい環境下においても、貴重な住民サービス、福祉施策、住環境整備等の充実、向上するためのあらゆる努力、工夫をしなければならない。さらに、日野として今後手がけなければならないことは、行政の効率化の推進であります。そのためには組織や機構の簡素化、職員定数につきましては、深刻な対応をしておるところでありますが、今後における各種ニューメディアの発達に伴うＯＡ化の推進、事務量の増大は、極力新しい事務機器の導入を図り、必要に応じてパートの活用も対応し、職員定数の増加は必要最小限度にとめることを努力、検討され、理事者並びに関係部局のなお一層の努力を重ねられることを強く要望いたします。

一般会計予算につきましては、一部これに関連があります議案第６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、本会議で可決されました。条例が可決された以上この条例に伴う予算につきましては、可決されたとみなすのが妥当であり、みなし決議をされたと判断いたします。基本的には、予算に賛成する立場でありますので、本予算案に賛成するのであります。以上意見といたします。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　昭和６０年度一般会計予算案につきましては、多少細かいところでは問題も残ると思いますけれども、賛成をなさった各会派の皆さんの御意見に賛同いたします、ということで、無会派、市民クラブ、市民運動クラブは、全面的に賛成をいたします。

そこで、１点、私は意見を述べさせていただいて簡単に引き上げたいと思いますが、昨日の私の質問の中で、市長から指紋押捺に関しまして、説得はするけれど、安易な告発はしない、と御答弁をいただきました。皆さん御存じのとおり、外国人登録法によりますと、その第１条で、一つは、外国人の居住関係及び身分関係を明確にするということがうたわれ、あと一つは

公正な管理に資することを目的とすると言われています。それにもかかわらず現実におきましては、指紋押捺を強制し、登録をしなければならないという、まさに犯罪人にしか許されない行為が、公然と行われているのが事実としてあるわけです。さらに、外国人登録証明書を常時携帯することが、義務づけられており、提示できなければ刑罰を受ける、という大変個人の人権を無視するやり方で、この法律は、これまで守られてきたわけです。このように外国人であるというだけで、日常的に法律の名において、人権を侵害する外国人登録法は、直ちに改正されるべきものだと思っています。

日野市におきましては、１９８４年１月１日の統計によりますと、外国人登録を行っている人が、総数として４３３名おられます。このうち韓国及び朝鮮の方々が、２７９名となっておりまして、その占める割合から見ますと、６４.４％にも及んでいます。したがいまして、同法がつくられた目的が、在日朝鮮人を取り締まるためにつくられたものではないか、と言われているのも、むべなるかなと思うわけです。皆様御存じのように、朝鮮、あるいは韓国から、今、日本に来て移り住んでいる方々は、戦時中に、強制的に日本の国策によって連れてこられ、炭鉱労働者等に従事させられたその子孫が、今、先ほど申し上げたような、まさに罪人扱いの法律を適用されているわけです。一般外国人と異なる在日朝鮮人の歴史的特殊事情及びその生活の実情に照らしまして、人権尊重の日本国憲法の精神、並びに内外人平等を基本原則とする国際人権等の国際法の理念に照らし、長期にわたって日本に在留する朝鮮人の基本的人権を保障するというそのために、この日野市におきましては、ぜひとも指紋押捺の拒否が行われたときに、絶対に告発はしない、ということを市長に要望を強く出しておきたいと思います。この同法は、５年ごとに登録を更新する制度になっております。これが５年ごとに行われるたびに、大変人権を抑圧され、無視されていくであろうこの法律に対して、はっきりと絶対にノンと市長には言っていただきたい。憲法を市政に生かして、そして平和と民主主義を貫き、緑と清流の美しい町づくりをしてこられた森田市政、市民参加の１人１人の市民の基本的人権を守るためにも、引き続き向こう４年間、四たびの市政を担当していただくためにも、絶対に告発はしない、ということを肝に銘じていただきたい、そのことをお願いをいたしまして、私の意見を終わらせていただきたいと思います。私は、この６０年度の予算には、冒頭申し上げましたように、全面的に賛成をいたします。終わります。

○議長（高橋通夫君）　　福島敏雄君。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは、簡潔に革新クラブを代表して、昭和６０年度一般会計予算案に賛成の立場で意見を申し上げます。

昭和６０年度予算案は、市長が予算編成方針で述べているとおり、年度の初めに市長選挙が行われることを配慮して、経常的経費のほかは、既に事業化の方向づけが確定しているもの及び継続的事業を骨組みとして、編成されており、その内容は、多くの市民の要望に沿った予算である、とまず冒頭申し上げたいと思います。

予算総額３１０億5,5４４万4,０００円は、昭和５９年度当初予算比1.9％の伸びでありますけれども、昭和５９年度に市民会館建設ほか大型事業が重なった、こういうことを考えてみますと、昨年、ことしの両方のアップ率を２で割れば、１０％を超える伸びでありますので、多くの市民は、この1.9％の伸びについても、理解していただける内容だ、とこういうふうに考えるところでございます。

歳入面では、市内優良企業の市外転出によって、法人市民税が大幅に減少すること、また、国庫補助金の削減の影響が、国民健康保険も含めると３億3,４００万円にも及ぶという厳しい状況が、昭和６０年度の大きな特徴であろう、と思います。これから市民意識調査の中で、要望の多い下水道、道路、交通、区画整理など、財源を多く必要とする都市基盤の整備を進めていく上で、歳入が伸びない、こういう状況は、深刻に受けとめる必要があると考えます。行財政の効率化を一層推進することは当然でありますが、歳入をふやすための努力も、また理事者、議会が力をあわせて考え、行動していかなければならない、と思うわけであります。徴税率の引き上げ、手持ち資金の有効運用などについては、引き続き担当部課での努力を要望する次第であります。さらには、予算委員会の中でも論議になっておりましたけれども、収益性の高い企業の誘致の可能性の模索、再び国庫補助金を削減させない運動など、それぞれの部署で推進していかなければならないことをここで訴えたいと思います。

一方、歳出におきましては、投資的経費比率をふやす努力をしながら、新規事業といたしまして、都市環境施策では、道路新設改良費を対前年で１億円、２０％も増加をしておる。都市計画道路２・２・５号線の用地買収、実施設計、２・２・９号線の現況測量、さらには、水路浄化施設の設置など、高く評価をするところであります。

２番目に、社会福祉施策では、障害者の自立を目指すつばさ学園が、開設をされます。この

施設の経営に当たる福祉事業団も発足をいたします。さらには、ひの共同作業所の改築設計等も計上されておりまして、これらは、これからの障害者福祉の前進に大きく貢献するものである、というふうに考えます。特に、福祉事業団の運営には、大きな期待をしているところでございますので、期待に沿う運営をお願いをしておきたいと思います。

市民生活施設では、市民会館がいよいよオープンすることになりました。日野市民の文化の拠点にけさわしい運営、市民が使いやすい運営を要望しておきます。無届け浄化槽の清掃費助成、向川原市営住宅建てかえの基本計画作成は、私ども革新クラブが要望してきたことでありまして、これまた評価をするところであります。

４番目、私立幼稚園児の保護者補助金が増設されましたことは、公私格差の是正の観点からいたしましても、これまた評価するところであります。これとの関連で、公立幼稚園の保育料が、6,０００円から7,５００円に引き上げることが提案をされたわけでありますけれども、他市の保育料の実態、さらには長年据え置かれているという、こういうことを考えますと、市民、父母も理解をしていただけるものと判断をするわけであります。

以上申し上げましたように、限られた財源の中で、市民要望にできるだけ沿った予算である、と考えるわけであります。しかしながら、財政的事情から、二中の給食施設、あるいはふるさと博物館の建設が見送られるという結果になりましたが、これは、大変残念に思うわけであります。

そこで、今後に向けて幾つか要望、意見を申し述べたいと思います。多くの人が言われました第１点目は、行政の効率的な運営をさらに強力に推進してほしい、ということであります。具体的には、多くあると思いますけれども、ここでは２点を指摘させていただきたいと思います。

１点は電算化による経費削減を追求してほしい、ということでございます。このことは、予算委員会でも指摘をしておりますけれども、計算センターに委託している費用の削減、さらには、臨時職員の見直し、こういったようなことによる経費削減など、期待できると思います。したがいまして、電算化によって、減らせるものは徹底的に追求をしていただいて、経費節減に努力をしていただきたい。

２番目は、細かい話になるかもしれませんけれども、節約できる代表的なものといたしましては、光熱水費、消耗品費等の節約ではないかと思います。このことは、あえて指摘するまで

もありませんが、日野市内には、多くの施設があります。それぞれの人がその気になれば、相当の金額の節約につながる、と思うわけであります。ぜひ、一層の御努力をお願いしたいと思います。

要望の２点目は、これまた予算委員会で指摘をさせていただきましたけれども、市職員の政策立案参加と、能力開発についてであります。地方自治の基本は、市民参加、市民との対話による政策立案、決定であると思いますが、多くの市民要望を整理し、優先順位をつけて予算化するのは、職員であり、理事者であります。そうした意味から見ましても、職員の政策立案能力は、市政の中でまことに重要であろうと思います。今まで、それぞれの部または課で行う意識調査や基本的な計画など、外部に委託することが多いように感じておりますが、考える仕事は、ぜひ、庁内でやっていただいて、職員のやりがいと能力開発、資質の向上につなげていただきたい、ということを要望を申し上げまして、以上２点の要望を申し述べまして、昭和６０年度一般会計予算案に賛成する立場での革新クラブの意見といたします。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第１６号、昭和６０年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第１９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第２０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第２１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第２２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第２３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算、議案第２４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（旗野行雄君）　先ほど、一般会計の委員長の黒川委員長から非常に簡明な審査報告がございまして、その後を受けて、私、ちょっと戸惑っているわけでございますけれども、何か３日間にわたる一般会計の審査結果よりも１日間の特別会計の審査報告が長いというのは、いかにもつじつまが合わないわけでございますけれども、議会というところは、非常に先例を尊重するところのようでありまして、先例に従いまして、私、多少資料を準備いたしてまいりましたので、いましばらく御辛抱のほどお願いいたします。

去る２５日、特別会計予算委員会がございまして、議案第１７号から議案第２４号まで、慎重に審査いたしました。その結果、全８議案原案どおり全会一致可決したことを、まず御報告申し上げておきます。

まず議案１７号、国民健康保険特別会計について審査報告を申し上げます。この特別会計は、収支とも３０億６０万6,０００円、前年比プラス２億8,０７７万4,０００円増、パーセンテージにして１０.３％増ということになっております。内容につきましては、歳入面で国庫支出金が大きく３億3,４２３万9,０００円、２２.4％の減でございます。療養給付費交付金、これは退職者医療の関係でございますけれども、この制度が昨年１０月から実施されたという関係上、前年度の当初予算には載っておりません。一般会計からの繰入金です。これが１億4,０１７万3,０００円プラス、８８％の増ということになっております。都支出金が3,２０９万5,０００円プラス２０％増ということになっております。

歳出面では保険給付費、医療費です。これが２０億5,５０３万9,０００円、プラス9.７％の伸び、老人保健費への処出金が８億2,５３０万6,０００円、プラス１１.８％の伸びということになっております。

ちなみに歳入のうち保険税について申し上げますと１人当たり２万9,８５０円ということだそうでございます。応能割、つまり所得割、資産税割がそのうちの８２.８％、応益割、均等割、人頭割が１７.２％という率だそうでございます。

質疑のうちから主なるものを申し上げますと、歳入中に占める国民健康保険税の割合が昨年は３３％でございましたが、本年は３１.２％に下がっております。この辺をどう考えるかというような質疑がございました。答弁といたしまして退職者医療制度あるいは老人医療の関係、

まだ制度が固まっていないということで、将来考慮されなければならない課題であろう、というような答弁がございました。ちなみに税法ではどうなっておるかと申し上げますと、地方税法の７０３条に規定がございます。賦課率の規定でございますが、療養諸費保険者負担額、つまり自己負担額３割を療養給付費から引いた額でございますけれども、これで保険税を総額で割ったものが４２.８６％が標準である、こういうような規定があります。この規定でいきますと、もちろん一般会計からの繰入金はないことになります。こういう説明でございました。また、三多摩格差が言われておりますが、２３区との関係はどうなっているか、こういうような質疑もございました。昨年、御存じかと思いますが、税制改正がございまして、限度額が２８万円から３５万円に引き上げられました。２３区では、限度額は３１万ということでございます。日野市においては御存じのとおり、２４万ということになっております。また、人頭割、２３区では9,０００円だそうでございます。日野市においては、ほかに世帯割があるにしても、3,２４０円という数字が出ております。ということは、余り２３区と比べてこの点においては相違はないのではないか、というような説明でございました。

次に、都の補助金が前年比さっきも申し上げましたように２０％アップになっております。この理由は、どういうことかというような質疑がありました。健康保険特別会計のさっきも申し上げましたように、退職者医療制度が入ってきたわけであります。昨年１０月１日から実施されたわけでありますけれども、本来は国庫支出金のマイナスと、療養給付費負担金の増が、バランスがとれていいわけでありますが、当初見込みよりも退職者医療の利用者が少ないということで、本年は赤字が出てまいります。その２分の１を東京都負担というようなことで、この数字が出てきたそうでございます。

以上が主な質疑内容でございますけれども、審査の結果、全会一致原案可決という結論でございます。

続いて１８号の土地区画整理事業特別会計について審査報告を申し上げます。

予算額は収支とも１０億5,７７２万9,０００円ということになっております。前年比プラス3.1％、３１９３万5,０００円増であります。

歳入について主な点を申し上げますと、繰入金が５億9,５４４万円、前年度比マイナス２億2,３９３万1,０００円ということです。このほか新たに本年度初めて保留地処分金が入ってまいります。これは、万願寺区画整理事業において、初めて保留地の処分が本年度行われる、と

いうことであります。その枠が１億６２６万円ということです。次に、国庫支出金、これが１億円ふえております。２億円になります。これは１・３・１路線関係の負担金であります。

質疑といたしまして、委託料を高幡、豊田、西平山に分けて計上されておりますけれども、その内容は、どういうことかというような質問がありました。高幡については、基本計画、都市計画決定の準備、権利者調査をやるんだということ。豊田については権利者、土質調査、都市計画決定の準備、事業計画への準備というような内容。西平山については基本計画案、都市計画決定の準備というような内容になっておるそうであります。

次に、豊田駅南側で再開発が行われようとしておりますが、その広場予定地に、今、ビルが建ちつつある。これは昭和５８年に建築確認申請を取ったところ不許可になった、という事情があるにもかかわらず、今回許可になったのはどういう理由か、こういうような質問もございました。それについては法的に抑える手段がないというような答弁でありましたし、さらに、こういうような広場予定地に建物が建つということは、将来、当然移転が行われなければならない。移転費は膨大な額に達するんではないか、何とかこれを抑えるような努力がされるべきではなかったか。こういうような質問がございました。ちなみに移転費は、建築費の約６０％から８０％必要だ、というようなことも答弁の中にありました。これについては、今後このようなことのないように対応すべきだ、また、対応します、というような答弁でありました。

次に、万願寺区画整理の完成予定はいつごろになるのか、というような質問が出ました。当初予定が６２年度ということ、これは着工後約８年をめどに、というようなことが言われておりまして、６２年度を当初予定していたそうでございますが、工事のおくれ等の事情もありまして、６５年完成の予想ないし予定だ、というような答弁でありました。

以上の質疑を踏まえまして、審査の結果、この１８号議案につきましても、全会一致可決となった次第であります。

次に１９号、下水道事業特別会計について審査報告を申し上げます。

この会計は総額２１億５６９万2,０００円、前年比４億6,４５６万9,０００円プラス、２８％増となっております。歳入の内訳は、主なるものは、国の支出金増プラス8,４４０万2,０００円繰入金が１億9,６１２万1,０００円の増、市債が１億8,１５０万円の増という内容になっております。

歳出面を見ますと下水道費がプラス５億２５０万8,０００円、都市下水路費がマイナスの

6,８０９万2,０００円というような内容であります。歳出につきましては、さらに申し上げますと下水道建設費が１６億4,５２０万8,０００円でありまして、前年比プラス6億1,７６７万7,０００円、プラス６０％増ということになっております。さらに委託料、これは浅川処理区公共下水道管渠埋設関係でありますが、1億2,000万、さらに、南多摩処理区の工事請負費が6億4,０００万何がし、ということであります。下水道費につきまして、多摩平関係はマイナスの1億3,５６９万9,０００円ということでありますが、この減少理由は、昨年度多摩平処理場の建設工事が完了したという関係であります。さらに、都市下水路につきましては、6089万2,０００円のマイナス、これは黒川都市下水路が、昨年完成したという事情にあります。

以上のことで、特に申し上げるような質疑もなく、この議案につきましても全会一致可決と決定いたしました。

次に２０号議案、市立総合病院特別会計について、審査報告を申し上げます。

業務予定量につきましては、入院4万8,９１０人、外来が１５万４５０人ということで、前年並みということです。収益的収支及び支出につきましては、２１億5,４２２万3,０００円、プラス6.７６％、金額にしまして1億3,643万8,０００円の増ということになっておりますが、これは医療費増を見越してこういう金額になっております。繰入金は5億3,３７０万5,０００円、プラス8,０１６万8,０００円の増であります。特に目立ちますものはＣＴ関係、皆さん待望のＣＴ関係が、ことし１０月から利用可能というようなことで、その賃借料のこれは半年分でありますけれども、1,２２４万6,０００円これがＣＴの賃借料であります。さらに、ＣＴ関係では、講堂の増築及び改修予算が組まれております。これが3,８８１万5,０００円ということであります。主なる質疑としましては、ＣＴ関係の運用についてどうするのか。人員増は要らないのか、こういうような質問がありました。これに対してこのＣＴの利用の約６０％は脳関係だということで、脳神経外科で対応できるんだ。他は非常勤職員で対応する、こういう説明でありました。さらに、将来計画としまして、現在、市立病院は１６０床あるわけでありますけれども、あの程度の病院では、ほぼ３００床あたりが最適規模ではないか、あの土地では手狭でもあるし、３００床の施設をつくるのは不可能である。思い切って他へ移転したらどうか、というような質問がございました。これにつきましては、今のところあの施設をできる限り将来充実する意向ではあるが、他への移転ということは、当面考えてはいないというような市長の答弁がありました。そして、敷地としましては、現在の病院の北側２００坪ばかり空き

地がありますので、その借り入れ、あるいは買収を考えている。さらに、駐車場も手狭でありますので、道路を挟んで西側にも空地があるので、その買収なりも将来考慮する、こういうような答弁でありました。以上のような質疑の後、全会一致この議案につきましても原案どおり可決と決定した次第であります。

次に２１号の受託水道事業特別会計であります。総予算１１億1,１２５万1千円、これは前年比マイナス1億2,９０３万9,０００円、パーセンテージにして１0.4％減という数字であります。

歳入については、もちろん申し上げるまでもありませんけれども、歳出につきましては、水道管理費のうちの浄水費が4,０２８万8,０００円の減でマイナス１6.6％、配水費が2,５１４万9,０００円の減で7.1％の減、給水費だけがプラス1,２９２万5,０００円、１０％増ということでございます。さらに、水道改良費につきましては、マイナス1億４０８万円の減ということになっております。このマイナスの理由として、こういうような説明でございました。近い将来、基本的に水道事業全体について見直しが必要である。基本設計を６０年度に手をつけるんだ。そして、実施設計、あるいは実施を６０年度から行いたい。そのため本年度は、必要最小限な予算を組んだ。こういうような説明でありました。以上のような説明の後、この議案につきましても、全会一致可決と決定いたしました。

さらに、２２号の農業共済事業特別会計であります。事業予定量が水稲が１００アール減、陸稲プラス２０アール、麦マイナス２０アール、園芸施設プラスこれはビニールハウスでありますけれども、２４棟増という事業予定量だそうでございます。収益的収支につきましては2,４７０万円、プラス前年比１０６万、パーセンテージで4.5％増ということであります。一般会計の繰入金です。これが９１１万1,０００円、前年比プラス９５万5,０００円、パーセンテージにして１1.7％増ということでございます。特にその２２号議案につきましては、報告すべきような質擬も行われませんで、審査の結果、全会一致原案可決と決定いたしました。

２３号議案、老人保健特別会計であります。これは、御存じのとおり対象者は65歳から69歳までの寝たきり老人、及び７０歳以上の老人ということになっております。予算総額は２８億6,３１０万7,０００円、前年比プラス3億3,３３９万8,０００円、１3.2％のアップ率であります。

歳入につきましては、支払基金からの入ってくるのがプラス2億3,354万3,000円、１３

%増、国庫支出金が6,６５７万円、２０%増、都支出金が1,６６４万2,０００円、５%増、繰入金が1,６６４万3,０００円、５%増という内容になっております。

歳出につきましては医療諸費増ということの関係であります。２３号議案につきましても審査の結果、全会一致可決と決定いたしました。

２４号議案、仲田緑地用地特別会計でございます。予算規模が7億2,３１２万8,０００円、前年比プラス1億1,１９５万円、プラス１8.3%。

歳入につきましては、不動産売払収入、これは一般財産への繰り入れということであります。7億2,３１２万8,０００円。

歳出は公債費、元金償還分が5億9,５４５万円、利子分が1億2,７６７万8,０００円ということで、これも審査の結果、全会一致可決と決定したわけでございます。

以上のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本8件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本8件について採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第１８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第１９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第２０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第21号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第２２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第２３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計予算、議案第２４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第５９－２５号、４０人学級の早期実現を求める請願、請願第６０－３号、東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　それでは、文教委員会に付託されました二つの請願について審査報告を申し上げます。昨年の第4回定例会で文教委員会に付託されました請願第５９－２５号、４０人学級の早期実現を求める請願につきまして、報告申し上げます。

請願者は、東京都教職員組合南多摩支部日野地区協議会議長の久保田俊司さん他8,５８０名の方々であります。日野の子供たちに行き届いた教育を進める条件として、４０人学級が早期に実現されることを求めての請願でございます。主な質疑について申し上げますと、日野市の小中学校の1クラスの人員は、現状でどうなっているか。また、文部省や東京都の計画の内容は、という点について質疑がございました。これに対して、教育委員会側より、昭和５９年度小中学校の学年別クラス分布表が資料として配付をされました。これによりますと小学校ではクラス総数３７９クラスで、そのうち４１人から４５人のクラスが１０７クラスあるものの、４０人以下のクラスが２７２クラスで、1クラス平均の児童数は３7.6人となっております。中学校ではクラス総数１７１クラスのうち４１人から４５人のクラスが１３０クラスございます。1クラスの平均生徒数は４2.1人となっているわけでございます。また、国及び東京都の対応につきましては、いわゆる行革特例法に基づきまして、昭和５７年度から５９年度まで凍結されていたものが、昭和６０年度の政府予算案では解除されたこと、また、都においても文部省の方針に基づき、小学校では、昭和５５年度からスタートした地域では、昭和６０年度から実施をしていく、また、それ以外の例えば日野などもこれに含まれるわけでございますが、それらの地域では、昭和６１年度から学年進行によってスタートをさせる、という説明でございました。なお、中学校につきましても、昭和６４年度からスタートいたしまして、昭和６６年度には、小中学校において４０入学級が実現をする、という計画が説明されたわけでございます。以上が審査の概要でございますが、文教委員会では、本件につきましては、全員異議なく請願を採択すべきものと決定いたしました。なお、本請願につきましては、当初請願提出時に請願者が、議会に対して具体的に何を求めているか不明な点もございましたので、各委員の了解に基づき、正副委員長において、その真意を確かめましたところ、できれば意見書の提出をお願いしたい、ということでございました。しかしながら、本請願が提出された時点では、

いわゆる４０人学級については、引き続き凍結をするという大蔵省の考え方もあったわけでございまして、意見書の提出も当然と考えられたわけでございますが、その後、継続審査になり、現在は既に今述べましたように、国及び東京都の４０人学級についての方針及び計画が示されておりまして、正副委員長において協議いたしました結果、特に意見書の提出はあえて行わず、市及び教育委員会において、今後とも熱心にこの件について取り組むよう求めた次第でございます。以上御報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから、請願第６０－３号、東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願について御報告を申し上げます。

請願者は、新坂下住宅にお住まいのバレーボール同好会代表、野村文子さん外４９名の方々でございます。内容については、件名のとおり、バレーボールを初めとする各種スポーツの練習場として、また、地域の自治会や子供会の活動のために東光寺小学校の体育館の施設開放を求めたものでございます。教育委員会側からは、東光寺小では校庭の開放は、既に実施をしており、体育館についても、ことしの４月１日から既に学校施設の開放の一環として、体育館については施設開放が既に決定をしている、という説明がございました。委員会では、既にそうした請願の趣旨が、既に満たされる方針で教育委員会が決定をしていることもあり、お手元にお配りしてございます審査報告書のとおり、全員異議なく、採択の上執行機関に送付すべきものと決した次第でございます。以上２件御報告を申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－２５号、４０人学級の早期実現を求める請願、請願第６０－３号、東光寺小学校体育館スポーツ開放に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６０－１号、日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長答壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、請願第６０－１号の建設委員会の審査並びにその結果について御報告申し上げます。

まず件名は日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情でございます。陳情者は、日野市日野台４－２７－３、橋本輝夫さん外１１９名の方でございます。陳情の要旨は、日野台四丁目と五丁目、八王子市の石川町とが接する地点で、北側に八王子工業団地を控え、通行車両の増加と交差点の変形による自動車事故及び人身事故の多発のため早急に信号機を設置するよう市が関係当局へ強く働きかけを求めた陳情でございます。本委員会は現地調査を実施し、慎重審議いたしました。質疑の主なものとして、まず過去１年間のうちに日野市内に新しく設置されたところがあるかとの問いに対しては、正確な数は把握していないが、日野警察署で年間２本分ぐらいの予算と聞いている、との答弁がございました。また、設置場所等の確認、認定は警察にあるのか。市の意見、要望などはどの程度受け入れられるのか。今、日野全域で何カ所希望が出ているか。市から都への申請時間、設置までの期間はどれくらいかかるのか。これらのほかに質疑がなされたのでありますが、細部については、省略させていただきます。なお、危険箇所の全市的な見直しをすべきだ。また、都の予算を日野へふやすよう働きかけをし、日野に多くの信号機を設置できるように、との意見がありました。以上により採決の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６０－１号、日野台四丁目交差点への信号機設置に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－２４号、循環バスに関する請願、請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願、請願第５９－２１号、市内循環バス路線の早期実現を求める請願、請願第59

－２８号、世界連邦都市宣言に関する陳情、請願第５９－２９号、健康保険本人の１０割給付復帰、及び国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願、請願第６０－２号、学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願、請願第６０－４号、日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本７件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５９－２０号、産休明け保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、厚生委員長から目下委員

会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第57－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５７－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願57－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－９号、下水道設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本９件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４４、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４５、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４６、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４７、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４８、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第３０号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３０号、日野市監査委員の選任について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員（議会選出）の選任同意についてであります。地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。空欄に住所、日野市多摩平三丁目１番地の１、住宅・都市整備公団多摩平団地２２９号棟２０３号室、氏名、名古屋史郎、生年月日、昭和３年８月２９日と御記入くださいますようお願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。以上です。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３０号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第１号、中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見

書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　案文は、既にお手元に配付されておるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１号、中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第２号、オストメイトの障害認定基準緩和を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　本件は、今議会冒頭に採択をされました請願に基づく意見書でございます。内容につきましては、お手元に配付をいたしました議案書のとおりであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２号、オストメイトの障害認定基準緩和を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和６０年第１回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前１時４３分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長　高　橋　通　夫

署名議員　夏　井　明　男

署名議員　黒　川　重　憲